

第一章

平成一一年度から平成一四年度



1999 ~ 2002

〈概観〉

1 世界

(1) アメリカ同時多発テロ事件

二〇〇一（平成一三）年九月一日のアメリカ同時多発テロは、アメリカ史上最悪のテロ事件だった。ソビエト連邦（以下「ソ連」）のアフガニスタン侵攻を契機に、一九八九年に結成された国際テロ組織のアルカイダの犯行で、ハイジャックされた航空機四機の中の二機がニューヨーク世界貿易センタービルに衝突。もう一機は、バージニア州アーリントン郡のアメリカ合衆国（以下「アメリカ」）国防総省本庁舎に激突。残る一機は、ペンシルバニア州ストーニークリーク郡区郊外に墜落した。

アメリカは、一〇月七日、グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国（以下「イギリス」）などとともに、アルカイダ指導部の引き渡しを拒んだアフガニスタン・イスラム共和国（以下「アフガニスタン」）のタリバン政権を標的にアフガニスタン侵攻を開始。一月一三日にカブール陥落で、タリバン政権は崩壊した。また、ブッシュ大統領は、二〇〇二年一月二十九日の一般教書演説で、テロ支援と大量破壊兵器の開発を目指す国として、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」）、イラン・イスラム共和国（以下「イラン」）、イラク共和国（以下

「イラク」）を「悪の枢軸」と非難し、二〇〇三年三月一九日には、大量破壊兵器の開発、アルカイダとのつながりを理由としたイラク戦争を開始した。

一方、この事件を契機に、ロシア連邦（以下「ロシア」）と欧米諸国との関係改善が一気に進み、二〇〇二年五月二八日、プーチン大統領を招いてのNATO（北大西洋条約機構）特別首脳会議がローマで開かれた。そこで、採択された「NATO・ロシア関係：新しい質」宣言で、NATO一九か国にロシアを加えたNATO・ロシア理事会の創設が決められ、ロシアは、一九加盟国と対等のパートナーと位置づけられた。しかしその一方で、ソ連崩壊後の東欧諸国はロシアへの脅威からNATO加盟を強く求めることになり、新たな軋轢^{あつれき}が生じることとなった。

(2) 東欧諸国の情勢とEU（欧州連合）の東方拡大

一九九九年二月三十一日、ロシアのエリツィン大統領は、辞任に際し、その代行にプーチン首相を指名した。そして、二〇〇〇年五月七日に、プーチンがロシア大統領に就任。それからの一〇年間、ロシア経済は、石油ガスの輸出収入の増加を背景に、順調に成長を遂げた。

一方、東欧諸国の民主化の動きは、一九九九年以降も続いた。ユーゴスラビア連邦共和国では、二〇〇〇年一〇月六日、ブルドーザー革命が発生。ミロシェヴィッチ政権が崩壊し、

二〇〇三年二月五日に国名がセルビア・モンテネグロに改称された。二〇〇〇年一〇月八日、リトアニア共和国（以下「リトアニア」）は、議会選挙で社会民主連立政権が勝利し、西側諸国の仲間入りを果たした。

こうした東欧の状況と複雑に絡み合ったのが、EUの東方拡大だった。

一九九七年六月、EU加盟一五か国の首脳がオランダ王国のアムステルダムでマーストリヒト条約見直しを合意。これがアムステルダム条約（新ヨーロッパ連合条約）の成立で、調印は一九九七年一〇月二日で、発効は一九九九年五月一日だった。また、二〇〇〇年一二月一日にニースで開かれた欧州理事会において、既加盟国と新規加盟国が対等な取り扱いを受けることを原則とするニース条約（改正欧州連合条約）に関する合意がなされ、二〇〇一年二月二六日に調印され、二〇〇三年二月一日に発効された。

欧州理事会は、一九九三年に策定した、EU加盟のための要件、「コペンハーゲン基準」を踏まえ、一九九七年に、エストニア共和国（以下「エストニア」）、ポーランド共和国（以下「ポーランド」）、チェコ共和国（以下「チェコ」）、ハンガリー、スロベニア共和国（以下「スロベニア」）、南欧島国のキプロス共和国（以下「キプロス」）の六か国との交渉開始が決定され、一九九八年に加盟交渉が開始された。こうした背景の中、一九九九年九月一四日に発足したのが、欧州委員会（委員長：ロマーノ・プロデー）だった。一〇月一三日、プロ

デー委員長は、欧州の平和と安定、繁栄のための積極的な東方拡大の必要性を欧州議会で訴えた。そして、一九九九年一二月一〇日〜一一日には、トルコ共和国を加盟候補国として認めるとともに、ラトビア共和国（以下「ラトビア」）、リトアニア、スロバキア共和国（以下「スロバキア」）、ルーマニア、ブルガリア共和国、南欧島国のマルタ共和国の六か国との加盟交渉開始が決定され、二〇〇〇年に加盟交渉が開始された。そして、二〇〇二年、エストニア、ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロベニア、ラトビア、リトアニア、スロバキア、キプロス、マルタの一〇か国との加盟交渉が終了し、二〇〇四年の正式加盟に向かった。

（３）AU（アフリカ連合）の発足

アフリカ大陸の五五の加盟国からなる、AU（アフリカ連合）（本部アデイスアベバ）が二〇〇一年五月二六日のエチオピア連邦民主共和国（以下「エチオピア」）のアデイスアベバで設立され、二〇〇二年七月九日に南アフリカ共和国（以下「南アフリカ」）・ダーバンで発足した。それは、一九九九年九月九日、リビア国（以下「リビア」）・シルテのシルテ宣言での設立の呼びかけに呼応して、「アフリカの内外からアフリカ大陸における平和・安全保障、脱植民地化、反アパルトヘイト、社会・経済発展の分野で主要な役割を果たすことが期待されてきたが、（中略）期待されたほどの機能を発揮」（金子一九九二）しなかつ

たOAU（アフリカ統一機構）の置換組織として発足したものであった。

（4）新ラウンドと反グローバリゼーション運動の勃発

資本主義的市場経済の評価は、一九九一年のソ連崩壊で一気に高まり、一九九〇年代の供給網と金融のグローバル化の進展（中川二〇一七）に伴う自由貿易の促進につながっていた。それが、一九九五年一月一日、ウルグアイ・ラウンド（多角的貿易交渉、一九八六年～一九四年）の合意とマラケシュ協定の発効による、WTO（世界貿易機関）の設立で、一九四七年のGATT（ガット・関税及び貿易に関する一般協定）には無かった環境保護や途上国の開発の視点が加味されていた。

ところが、一九九九年一月三日～二月三日、ウルグアイ・ラウンドに続く、新ラウンド（新多角的貿易交渉）の立ち上げを目指すための、第三回WTO（世界貿易機関）閣僚会議がアメリカ・シアトルで開催されると、開発途上国は反発し、労働組合や環境保護団体などは反対運動を展開した。その結果、合意に至らず、その後も、二〇〇〇年四月一日～一六日、アメリカ・ワシントン開催のIMF（国際通貨基金）・世銀春季大会、二〇〇一年七月二〇日～二二日、イタリア共和国・ジェノバ開催のG8サミット（主要八か国首脳会議）、二〇〇二年九月二七日～二九日、ワシントン開催のIMF（国際通貨基金）・世銀年次総会で大規模な反対デモが続いた。そして、実

質合意を目指したメキシコ合衆国・カンクン開催のWTO閣僚会議の二〇〇三年九月一四日に交渉が決裂し、幕引きとなった。これら一連の動きは、今日のトランプアメリカ大統領にもつながる、反グローバリゼーションの嚆矢である。

（5）SDGs（持続可能な開発目標）×ジェンダー平等

地球環境の保全をテーマに、ブラジル連邦共和国・リオデジャネイロで開催された環境サミットから一〇年後の節目に当たる二〇〇二年九月、国際連合（以下「国連」）主催の、持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）が南アフリカ・ヨハネスブルグで開催された。環境サミットの「アジェンダ21」の見直しや新たな課題などを議論するため、環境の世紀としての二一世紀初頭を飾るにふさわしい会議となった。

採択された成果文書は、「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」と「ヨハネスブルグ実施計画」。前者は、持続可能な開発に向けた、首脳の政治的意思を示す文書で、後者は、貧困撲滅、持続可能でない生産消費形態の変更、天然資源の保護と管理、実施手段、制度的枠組みに関する、各国の指針であった。併せて、アナン国連事務総長は、水・エネルギー・保健、農業・生物多様性の五分野（WEHAB）を重要視して、それぞれの分野の必要性や重要性を提案した。

国連は、特別総会「女性二〇〇〇年会議：二一世紀に向けての男女平等・開発・平和」（北京＋五）を二〇〇〇年六月五日

（一〇日、国連本部で開催した。目的は、中国・北京開催の第四回世界女性会議の北京宣言と行動綱領の実施状況を検討・評価するためと、今後の戦略について協議するため、約一八〇か国、約二、三〇〇人の政府代表団、約一、〇〇〇団体、約二、〇〇〇人のNGOが参加した。

2 日本

（一）構造改革と情報公開

地方分権改革の推進と平成の大合併 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が平成十一年七月八日に成立。国と対等となった自治体は、機関委任事務を廃止して自治事務と法定受託事務を創設し、独自に法定外目的税を創設できるようになった。従来の法定外普通税の導入も事前協議制に変わった。

これと連動したのが平成の大合併で、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、平成十一年から行われた。平成十七年までは合併特例債や合併算定替の大幅な延長といった手厚い財政支援措置により推進された。

小泉構造改革 ―聖域なき構造改革― 小泉純一郎内閣総理

大臣（以下「総理」）は、平成十三年五月五日の「所信表明演説」で、経済政策スローガンの「聖域なき構造改革」を訴え、「官から民へ」「中央から地方へ」を改革の柱に、不良債権処理や

特別会計改革なども提起した。そして、経済財政諮問会議の「今後の経済財政運営や経済社会の構造改革に関する基本方針」を「骨太の方針」と呼び、小泉構造改革が開始された。

「情報公開 時代の到来

平成十一年五月成立の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が平成十三年四月一日に施行された。これは、行政文書を国民に公開し、国民が行政を監視できる社会、開かれた行政を実現することを目指したものであった。また、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」も同年一月二十八日に成立した。

（二）男女共同参画社会の実現に向けて

男女共同参画社会へ 日本国憲法で謳われている男女平等だ

が、男女間の格差は依然として続いている。それを打開するために平成十一年六月一五日に成立したのが「男女共同参画社会基本法」で、基本計画の策定とその実施を政府と都道府県に義務づけたものだった。成立後には、平成十二年九月の男女共同参画審議会の「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方―二一世紀の最重要課題―」の答申、一二月の「男女共同参画基本計画」の策定、平成十三年一月の男女共同参画会議の設置、内閣府の男女共同参画局の新設、六月の第一回男女共同参画週間の実施と続いた。

ストーカー規制と配偶者暴力防止 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」は、平成十二年五月一八日に議員立法で成

立した。その契機が、後述する桶川ストーカー殺人事件だった。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、平成一三年四月一三日に成立した。それは、男女共同参画審議会が前年の七月に答申した「女性に対する暴力に関する基本方針について」の中で、夫や恋人からの暴力についての議論から始まったものである。

(3) インターネット戦略の構想

政府は、平成一二年七月七日、情報通信技術戦略本部を設置。その下に設けられたIT戦略会議で、戦略的で、重点的な取り組みを検討した。そして本部長の森喜朗総理は、九月二一日の第一五〇回国会の所信表明演説の中で、日本型IT社会の実現に向けた「Eジャパンの構想」を提唱した。一月二九日には、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」が成立し、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（本部長・森総理）が設置された。そこで取りまとめられたのが、一月二二日策定のIT国家戦略で、五年以内の「世界最先端のIT国家」を目指すとした。

(4) すべての人に優しい社会実現に向けて

平成一二年四月一日、介護保険制度がスタートした。これは、四〇歳以上から保険料を徴集して、介護サービスを提供し

ようとする制度である。「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が平成一二年五月一〇日に制定され、旅客施設や車両、周辺道路、駅前広場等のバリアフリー化を進めることが定められた。また、内閣府が平成一四年一二月に策定した「障害者基本計画」には、ユニバーサルデザインも盛り込まれた。

(5) 外交・防衛

農産物自由化 ウルグアイ・ラウンド農業交渉で関税化を受け入れることになった、米以外の「その他の品目」の中、ねぎ・生しいたけ・畳表について、WTO協定上認められたセーフガード措置が検討され、平成一二年一二月二二日に調査が開始された。そして、平成一三年四月二三日発動のセーフガードの暫定措置が一月八日まで続けられた。調査の結果、一二月二一日、日本側は「セーフガード確定措置を実施しない」とした。米の関税化による市場開放が、平成一一年四月一日から始まると、「農業基本法」に替って、「食料・農業・農村基本法」が七月一六日に公布され、平成一二年三月に食料・農業・農村基本計画が策定された。

靖国神社参拝問題

自民党総裁選で「毎年一回の靖国神社参拝」を公約に掲げた小泉総理は、平成一三年八月一三日に靖国神社を参拝した。これに対して、中国、韓国をはじめとする周辺諸国は、猛反発。その後も平成一四年四月二一日、平成一五

年一月一四日と続き、中韓両首脳の対日融和策が困難となつていった。

日本防衛と自衛隊 平成十一年は、防衛面で新たな局面を迎えた年だった。五月二四日、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」が成立した。それは、「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）の改訂（新ガイドライン）を受けた法整備だった。また、ACSA（日米物品役務相互提供協定）の改正協定と「自衛隊法の一部を改正する法律」が成立。さらに、「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」も平成一二年一月三〇日に成立し、一連の法整備が完結した。

自衛隊の海外派遣と後方支援 平成一三年一〇月二九日、「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」が成立した。それは、国際連合安全保障理事会決議を受けて制定されたもので、同時成立の「海上保安庁法の一部を改正する法律」「自衛隊法の一部を改正する法律」とともに、戦場に隣接する外国領土への自衛隊の派遣が可能となった。そして、その後のインド洋派遣やイラク派遣に進んでいった。

(6) アジア通貨危機と金融危機

バブル崩壊を起点とした、日本の金融危機は、一九九七年七月からのアジア通貨危機が追い打ちをかけ、最終局面に入ったという。その象徴が平成一二年七月一日の金融庁の改組発足で、平成九年一二年の銀行や証券会社、生命保険会社、損害保険会社の経営破綻が背景だった。金融再生関連法のもとで、預金全額保護の公的資金の投入、大手銀行への公的資本の投入、銀行の一時的な国有化、健全銀行の不良債権購入が次々と進められ、平成一四年四月一日、預金保護（ペイオフ）制度が導入された。

(7) 社会問題

北朝鮮日本人拉致問題 平成一四年度は、北朝鮮日本人拉致問題の解決に一筋の光明を見いだせた時期でもあった。小泉総理は、平成一四年九月一七日、北朝鮮を訪問。北朝鮮国防委員長金正日は、日朝首脳会談で日本人拉致を公式に認めた。そして、日朝平壤宣言に署名し、一〇月一五日に拉致被害者五人が帰国した。

「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟での控訴断念 「らい予防法の廃止に関する法律」が平成八年三月二七日に成立し、菅直人厚生大臣は謝罪した。これによって、「癩予防二関スル件」の明治四〇（一九〇七）年以来続いていた施策に終止符が打たれるはずだったが、ハンセン病患者の受け止め方は違っていた。それは、法廃止の遅延への謝罪であって、誤った政策への

謝罪ではなかったからだ。そして「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が、平成一〇年七月三十一日の熊本地方裁判所（以下「地裁」）への第一次提訴を皮切りに、東京地裁、岡山地裁と全国に広がっていった。

平成一三年五月一日、熊本地裁で原告勝訴の判決があった。その判決に激震が走ったことを、『熊本日日新聞』（平13・5・12）は、「午前十時すぎ、テレビで熊本地裁が『国の責任認める』との判決速報が流れると、立ち上がって見守っていた厚生労働省疾病対策課の職員らは一様に『なんで、なんで』とどよめき、動揺が広がった」と報じた。そして、五月二三日、訴訟原告団と面会した小泉総理は、控訴断念を政治決断した。

揺らぐ食の安全 平成一二年六月二八日、雪印乳業株式会社大阪工場製造の雪印低脂肪乳の食中毒事件が発生した。発症者が近畿を中心に一万四、七八〇人になる戦後最大の集団食中毒事件だった。

次は、BSE（牛海綿状脳症）感染と牛肉偽装事件だ。平成一三年九月一〇日のBSE感染の疑いがある牛の確認を受け、一八日、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正」により、肉骨粉等の不使用が法的に義務化された。一九日、三〇か月齢以上の牛全頭と二四か月齢以上の神経症状等の牛を対象にした、スクリーニング検査等の実施を決定し、一〇月九日には対象を三〇か月未満の牛まで拡大し、一八日に全頭検査が開始された。

一方、国は、一〇月二六日には、「牛肉在庫緊急保管対策事

業実施要領」を決定し、総事業費約二九三億円の国産牛肉の買い取り事業を始めた。この対策事業を悪用したのが雪印食品牛肉偽装事件で、会社は廃業解散した。このほか、日本食品株式会社、日本フーズ株式会社、ハンナン株式会社などの不正が明るみになった。

（８）事件・事故

問われ始めた原子力発電安全神話 平成一二年六月一八日、北陸電力・志賀原子力発電所の一号機定期検査で、一五分間の臨界事故が起きたが、北陸電力は国に報告せず、検査データの改ざんなどを行った。それが八年後明るみになった。九月一四日、関西電力・高浜原子力発電所の三号炉で使用予定の、イギリス原子燃料公社（BFNL）製造のMOX燃料（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）のペレット寸法のデータ改ざんが明るみになった。九月二四日の国と関西電力の現地調査の中間報告では、三号炉用燃料のデータ改ざんを認めたものの、輸送中の四号炉用燃料は、BFNLからの主張を根拠に、問題なしとした。ところが、一〇月段階にはデータ捏造が判明。しかし、一二月まで通産省や福井県に報告されることはなかった。

平成一一年九月三〇日、JCO東海事業所の核燃料加工施設で臨界事故が発生し、過去最悪の、国際原子力事象評価尺度（INES）レベル四の事故となった。平成一三年一月七日、中部電力・浜岡原子力発電所一号機で、経年劣化による配

管破断事故が起き、九日には、原子炉からの水漏れも見つかった。また、平成一四年五月二四日には、二号機でも水漏れが起きた。平成一四年八月二九日、東京電力・福島第一、第二原子力発電所、東京電力・柏崎刈羽原子力発電所でも、無断修理と自主点検記録への不正記載などが発覚した。

警察の不祥事発覚 平成一一年九月の神奈川県警察厚木署の集団警ら隊の連続暴行事件と同相模原南署の元巡査長の証拠品持ち出し事件では、虚偽発表で、本部長が引責辞任。一月発覚の神奈川県警察外事課元警部補の覚醒剤使用とその組織的隠蔽では、起訴に発展した。平成一二年一月は、神奈川県警察女性隊員殺害事件が起きた。平成一二年一月の新潟少女監禁事件では、出動要請への柏崎警察署の不適切な対応と経過の虚偽説明が行われた。埼玉県上尾市在住の女性の名誉毀損事件を捜査中の平成一一年一〇月、桶川ストーカー殺人事件が起き、上尾警察署の不適切発言と消極的対応、捜査書類の偽変造が平成一二年四月に発覚した。平成一一年一二月の栃木リンチ殺人事件では、被害者少年の家人捜索で、両親の相談や捜査要請への不適切対応が平成一二年五月に発覚した。

少年の凶悪事件と少年法改正 平成一二年一月に「少年法等の一部を改正する法律」が成立し、刑事処分の可能年齢が「一六歳以上」から「一四歳以上」に引き下げられた。これは、愛知県豊川市男子高校生の主婦刺殺、佐賀市少年の西鉄高速バス乗っ取りと女性刺殺、岡山県男子高校生の金属バット母親殺害といった少年の凶悪事件が頻発したことを受けたものだった。

(9) 環境問題

循環型社会に向けて 拡大生産者責任（生産から廃棄まで生産者が負う一定の責任）の考え方を踏まえた「循環型社会形成推進基本法」が平成一二年六月二日に公布され、その後、建設資材や食品のリサイクル等に関する各個別法などが制定されていった。その中の「特定家庭用機器再商品化法」は、平成一三年四月一日に施行された、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機のリサイクルを家電メーカーに義務づけ、消費者にはリサイクル費用と運搬費を負担させる制度である。また、環境省が平成一三年五月七日に告示した、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」には、公共関与による産業廃棄物の処理施設の整備の検討が盛り込まれていた。

(10) 教育問題

ゆとり教育の推進と完全週五日制の導入 平成一〇年度に文部省（現・文部科学省）が策定した新しい学習指導要領は、完全週五日制が導入された平成一四年度から本格実施された。いわゆる「ゆとり教育」と呼ばれ、年間授業日数は二〇二日程度となり、小学六年生の総授業時間数は平成一三年度の一、〇一五時間から平成一四年度の九四五時間に減少した。また、一〇一〇時間の総合的な学習の時間の導入もあり、それまでの、

道徳、特別活動を除く各教科の時間は九一〇時間から七六五時間に減少。程なくして「円周率が3」との報道も合わさって、基礎学力の低下につながるとの議論が巻き起こった。

歴史教科書検定問題

平成一二年四月、新しい歴史教科書をつくる会が編集した扶桑社版『新しい歴史教科書』『新しい公民教科書』の文部省検定で、それぞれ一三七か所、九九か所の検定意見が付いた。これに、宮城県議会は反発し、「宮城県における小・中学校教科書採択制度の改善に関する請願」を採択。それは三三道県議会に及んだ。一方、平成一三年四月に合格すると、中国政府は八項目の修正を日本政府に要求し、韓国政府は駐日韓国大使の「一時帰国」を発表し、すべての中学校歴史教科書の三五項目の「修正要求案」を伝達した。

3 熊本県

(1) 県知事選、県議会の改選と議員の異動

県知事選 平成一二年二月二五日の福島譲二知事の急逝に伴って、第一五回熊本県知事選挙が平成一二年四月一六日に実施された。当日有権者数一四四万八、四二九人で、最終投票率は六二・四六％だった。

潮谷義子	無所属新	四六八、一五五票(五二・二七％)
阿曾田清	無所属新、推薦民主党	三九〇、一四一票(四三・五六％)

久保山啓介 無所属新 三七、四二五票(四・一八％)

平成一一年四月改選

熊本県議会議員選挙は、二三選挙区五六議席に対して八〇人が立候補して、四月二日に告示され、第一四回統一地方選挙の前半戦の平成一一年四月一日に実施された。焦点は、「新進党やさきがけの解党後、勢力を最盛期まで復活させつつあった最大党派 自民党の議席数が、無所属当選者の取り込みを含めてどこまで伸びるか」(『熊本日日新聞』平11・4・12)だった。

選挙戦は、七選挙区一二人が無投票当選で、残る一六選挙区六三名により行われた。党派別の立候補者数では、自由民主党二六人、公明党三人、民主党二人、共産党三人、無所属二九人だった。

有権者数一、〇五四、二二一人中の投票者数七〇一、二二一人の、投票率は六六・五一％で、過去最低であった前回(六四・一八％)をわずかに二・三三％上回った。それについて、
「(一) 長引く不況で、有権者の政治への期待や関心が高まった
(二) 昨年六月の改正公選法施行後初の県議選で、不在者投票の要件緩和や投票時間の二時間延長の効果が表れた(三) 終日雨だった前回と比べ、天候に恵まれた」などの影響とみられている(『前掲紙』同)。

党派別の当選者では、自由民主党が三四人(現職三二人、元職一人、新人一人)で単独過半数を堅持し、「追加公認分を含めると改選前の勢力を維持できそうで善戦」(『前掲紙』同)だったとされた。公明党は、三人(現職一人、新人二人)で、改選

前の二議席から一議席を増やし、「地域振興券などの景気対策や、生活者の視点に立った福祉政策が、有権者に受け入れられた結果」(『前掲紙』同)とのコメントだった。民主党は、一人(新人)で、平成一〇年四月に結党して初めて挑んだ統一地方選挙で議席獲得したが、「公認二人推薦七人を擁立したが、その結果はかならずしも十分とはいえなかった。結党直後で組織が建設途中であり、党の存在が浸透していないことが理由だ」(『前掲紙』同)との認識が示された。新社会党は、改選前と同じ荒尾市区での一人(現職)の議席を維持した。無投票票での再選だったが「党の存在がある程度浸透していることのあらわれ」(『前掲紙』同)とのことだった。共産党は、熊本市区で初めて二人擁立した選挙戦の結果、改選一議席を失った。「結果として現職まで落とすことになってしまい、大変申し訳なく思っている」(『前掲紙』同)と謝罪コメントがなされた。このほか、無所属は、一七人(現職一〇人、元職二人、新人五人)で、昭和二十六年、平成七年の一八人に次ぐものだったという。

県議会の勢力図は、過半数を超える三四議席の確保と無所属当選者の会派入りも加えた自由民主党の安定多数に對して、公明党三議席、民主党一議席、新社会党一議席という状況となった。また、民主系や社民系議員による議会第二勢力の県民クラブは、五人で、議会運営委員会に委員席を持つ交渉会派存続ぎりぎりの状況で、「臨時議会までに、非自民系の無所属当選者をどう結集するかが当面の課題」(『前掲紙』同)とのことだった。

議員の異動

選挙直後の平成一一年四月三〇日、自由民主党

の会派代表者が米原賢士議員から古閑三博議員に変更された。また同日、会派異動があり、小早川宗一郎議員と江口隆一議員が自由民主党に入会した。改選後の臨時県議会が五月一三日に開催され、議長に島津勇典(玉名郡・自民)が、副議長に松村昭(球磨郡・自民)が選出された。その後、島津議長下では、九月二八日の会派異動で藤川隆夫議員と松田三郎議員が、明けて一二年一月二八日には井手順雄議員がそれぞれ自由民主党に入会し、四月二四日には中原隆博議員の県民クラブからの離脱があった。

平成一二年五月一日の臨時県議会では議長に倉重剛(熊本市・自民)、副議長に村上寅美(熊本市・自民)が選出された。その下での会派異動では、五月一二日に築森守議員の県民クラブからの離脱があり、北里達之助議員が五月二四日に自由民主党を離脱し、七月六日に議員辞職した。七月二五日に荒木章博議員が自由民主党を離脱した。一二月一日には、新会派として無所属の会が結成され、土屋歳明議員、篠崎鐵男議員、中原議員、荒木義行議員、長瀬恭祐議員、築森議員が名を連ねた。

平成一三年三月二二日の定例会では議長に荒木昭之(菊池郡・自民)、副議長に吉本賢児(上益城郡・自民)が選出された。その下での会派異動では、同日に無所属の会が解散した。そして、篠崎議員、荒木義議員、長瀬議員が自由民主党に入会した。明けて平成一四年一月一六日、米原議員が死去した。二月三日告示の水俣市長選に立候補し、一〇日に当選した江口議員は、一三日に議員辞職し、二二日に市長に就任した。この議員辞職

に伴い、県議会議員補欠選挙（水俣市選挙区）も実施され、三月一七日に当選した吉永和世議員が自由民主党に入会した。中島隆利議員は、三月八日に八代市長選に立候補するために議員辞職し、四月七日に当選して市長に就任した。この議員辞職に伴い、県民クラブの会派代表者が鬼海洋一議員に変更になった。平成一四年三月二二日の定例会では議長に荒木詔之、副議長に高野誠一（八代郡・自民）が選出された。その下での会派異動では、八代市長選に出馬するため田方初美議員が四月一日に議員辞職した（八代市長選は落選）。四月二六日には、自由民主党の代表者が古閑議員から池田定行議員に変わった。五月二〇日には、八代市長選に伴い空席となった八代市選挙区の県議会議員補欠選挙で福島和敏議員と中村博生議員が当選し、このうち、中村議員は六月一二日に自由民主党に入会した。九月一二日、会派異動として、幸山政史議員は、自由民主党から会派離脱した。それは熊本市長選挙に無所属での出馬を表明したことを受けてのものだった。そして一九日に議員辞職をして、市長選に挑み、十一月一〇日に当選した。この市長選に絡み、幸山議員を支持した大西一史議員は、十一月二八日に自由民主党を離脱した。前畑淳治議員は、一〇月三日、自由民主党を会派離脱し、荒尾市長選に出馬のために、一二月五日に議員辞職。一二月二二日の選挙で当選を果たし、明けて、一月一八日に荒尾市長に就任した。

（２）行財政

新県計画と財政健全化 平成一一年六月の定例県議会で福島知事は、「二世紀の本県発展の基礎づくりのための計画としたい」と、新しい総合計画の策定準備に入ることを言明した。一方、平成一一年一〇月二二日、平成一二年から平成一五年までの中期財政見通しが発表され、バブル経済崩壊後の景気の長期低迷による、県税、地方交付税の伸び悩みと、国の経済対策に呼応した公共投資の追加や県債発行額の急激な伸びによる、赤字転落の可能性を予測した。

そうした中、平成一二年二月二五日、福島知事が急逝した。新しい総合計画と財政健全化を両輪に歩みだそうとしていた矢先だった。二月定例県議会に上程予定の平成一二年度熊本県一般会計予算は、骨格予算に差し替えられた。そして、四月二〇日に就任した潮谷知事がその遺志を引き継ぐことになった。六月定例県議会を終えた六月三〇日、県は、「熊本県総合計画パートナー



福島知事の県民葬（H12.4.27）
（写真提供：熊本日日新聞社）

シップ21くまもと〜21世紀への責任と挑戦〜」(以後「新県計画」)を決定し、次年度に向けた諸施策の検討に入った。また、その裏付けとなる平成二三年度熊本県一般会計予算の編成作業も、財政健全化の計画取りまとめと併行して進められた。

そして、平成一三年二月二日に「熊本県財政健全化計画」が策定され、二六日には新県計画の進捗状況や政策評価をチェックするための第三者組織の県総合計画推進委員会が発足した。また、歳入確保の目標額約一一〇億円、歳出削減の目標額約一三・四億円の財政健全化を踏まえた、平成一三年度熊本県一般会計予算等関係の諸議案が審議される二月定例県議会が、二七日に開会し、財政健全化の実質的なスタートとなった。

第二次行政改革大綱の改訂と地域振興局の発足

平成一〇年二月、県は、地方分権の具体化、長引く景気低迷と厳しい財政状況をはじめとした社会経済情勢の変化に対応するため、平成八年策定の「第二次行政改革大綱」を見直した。平成一一年度は、この改訂を踏まえた行政改革の始まりで、平成一二年四月一日に県事務所と保健所、土木事務所の三〇機関を再編統合し、県内一〇の地域振興局が発足した。

男女共同参画社会への取り組み

平成一一年六月一五日の「男女共同参画社会基本法」の成立を受けて、一〇月二二日には「仕事と育児・介護が両立できる職場づくりシンポジウム」が、一月八日には、「男女共同参画地域フォーラム in 水俣」が、平成一二年一月二八日には九州では初めての「全国男女共同参画宣言都市サミット」が八代市で開催された。また、平成

一二年八月一九日には、県内の女性団体が熊本県男女共同参画活動交流協議会を設立し、情報交換会等の定例会議の開催、機関誌の発行、広報啓発パンフレット作成等の草の根活動を進める下地が作られた。そして、県では、平成一三年三月三十一日に「熊本県男女共同参画計画」(ハーモニープランくまもと21)を策定し、平成一四年四月一日には「熊本県男女共同参画推進条例」が施行され、本格始動することになった。

新事業創出支援策と半導体企業誘致戦略

県は、平成一一年一二月、「熊本県新事業創出促進構想」を発表し、平成一二年一一月に「熊本県工業振興ビジョン」を策定した。それは、「新事業創出促進法」に基づくもので、「新製造技術関連分野」「情報通信関連分野」「環境関連分野」「バイオテクノロジー関連分野」「医療・福祉関連分野」を重点五分野に、新事業創出の総合的な支援体制(プラットフォーム)の整備を図るものだった。その中核が新事業支援機関の(財)熊本テクノポリス財団で、新たに(財)熊本テクノポリス財団電子応用機械技術研究所(財)熊本県中小企業振興公社、熊本県工業技術センター(現・熊本県産業技術センター)などを加え、二七機関が新事業支援機関に指定された。そして、そのコア研究室として、(財)熊本テクノポリス財団共同研究棟が平成一一年四月三〇日にオープンし、平成一三年三月には、その共同研究棟内にクリーンルームが整備され、^{みづは}遡る一月二四日には、熊本テクノリサーチパーク内に、新事業支援施設が設置された。さらに、(財)熊本テクノポリス財団、(財)テクノポリス技術開発基金、熊本

県中小企業振興公社が統合して、四月に（財）くまもとテクノ産業財団が開所した。

平成二二年八月三〇日、ソニー株式会社は、菊陽町の第二テクノパーク（現・くまもとセミコン・テクノパーク）に半導体製造の新工場を建設すると正式に表明した。これを受けて、潮谷知事は、「シリコンアイランドとしての熊本の本テンシヤルが一層高まる。県財政が厳しい中、税収増にもつながると期待している。近くソニー本社を訪れ、地元雇用などでの配慮もお願いしたい」（『熊本日日新聞』平12・8・31）とコメントした。そして、平成一三年一〇月一日に映像系製品向け半導体量産工場が菊陽町で稼働し、平成一三年一月一日、ソニーセミコンダクタ九州株式会社（現・ソニーセミコンダクタマニユファクチャリング株式会社）の熊本テクノロジセンターが開所。その後、半導体関連を中心に、くまもとセミコンテクノパークへの集積が急速に進んだ。

市町村合併始まる 県は、平成二二年三月一六日、「熊本県市町村合併推進要綱」を策定。一月二二日には、熊本県市町村合併推進本部（本部長・潮谷知事）が設置された。また、啓発活動では、平成二二年一〇月一六日に熊本市で「市町村合併をとともに考える全国リレーシンポジウム in 熊本」が開催され、平成一三年六月四日には熊本市で「市町村合併トップセミナー」が開催された。次に、八月一日には、市町村合併の推進方策等について有識者から意見を聴く場として、熊本県市町村合併支援会議が設置され、合併協議会設置勧告のあり方に関する提言

が提出された。そして、平成一四年七月四日、県市町村合併推進支援本部では「熊本県市町村合併支援プラン」を策定。国の「市町村合併支援プラン」を受け、市町村合併の検討、合併後の新たなまちづくりを支援することとなった。

この中で先頭を走ったのが上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村の中球磨五か町村だった。平成一三年一月二二日の合意協定書調印、翌年一月一八日の廃置分合申請を知事に提出、三月の知事の「あさぎり町」設置の決定、「あさぎり町」誕生の五月二三日総務大臣告示と続いた。次は、天草で、平成一四年四月一日に天草上島四町が、二日に天草二市九町が、それぞれ法定協議会の設置を届け出た。そして、九月二四日には天草合併協議会が新市の名称を天草市に、一月二二日には天草上島四町が上天草市に決定した。一方、同年七月二日、苓北町議会では、天草二市九町合併協議会からの離脱が決議された。

（３）農林水産

揺らぐ食の安全 平成一一年一〇月八日、御所浦沖の養殖場からホルマリン反応が検出された。安価で寄生虫駆除に高い効果を発揮するホルマリンの使用実態が明らかとなった。BSE（牛海綿状脳症）問題では、平成一三年八月一三日～九月三〇日、緊急調査が実施され、一〇月一八日に、県庁で「安心ビーフ」県民の集いが実施された。平成一四年二月一五日には、平成一三年末に韓国産ミニトマト三トンの八代産偽装が発覚した。

また、平成一四年二月には、ハンナン牛肉偽装事件に県内食肉販売業者が関係し、アメリカ産牛肉の国産偽装の事件が発覚した。

こうした情勢を受けて、県は、平成一四年一〇月二八日に「熊本県食の安全対策懇話会」を設置して、食の安全安心確保のための施策を講じるための検討に入った。また、遡る平成一五年三月二四日、「くまもと食の安全安心のための基本方針」を策定した。

有明海・八代海の再生に向けて 平成一四年一月二二日、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」(有明海・八代海再生特別措置法)が成立した。そこに至る経緯では、まず国営諫早湾干拓事業に伴う平成九年四月一四日の潮受堤防の締め切りにまで遡るが、直接的には二つの漁業被害があった。一つは平成一二年七月七日～八月一日に八代海で発生した赤潮による魚類養殖への被害で、もう一つは平成一二年一二月二日～平成一三年三月初旬の有明海で発生した珪藻赤潮によるノリの色落ち被害の拡大だった。とくに後者では、潮受堤防の締め切りとの関連が疑われることになり、農林水産省は、平成一三年一月一八日に、有明海のノリ凶作の原因究明と漁業者への支援策などを検討するための「有明海ノリ不作等対策本部」(本部長・渡辺好明水産庁長官)を設置した。

一方、漁業者の動きも素早く、平成一三年一月一日に、有明海沿岸四県の漁民有志約一、〇〇〇人が漁船二〇〇隻で海上デモを、二八日には、熊本、福岡、佐賀の三県漁連と長崎県の九

漁協の漁業者六、〇〇〇人が漁船一、三〇〇隻に乗船して、国営諫早湾干拓事業に抗議する海上デモを行った。そして、潮受け堤防の締め切りが不漁の原因であるとして、平成一四年一月二六日に事業の差し止めを求めて佐賀地裁に提訴し、仮処分の申請も同時に行われた。

次に、行政の動きでは、平成一一年八月二二日、有明海沿岸四県クリーンアップ事業が展開された。県は、「熊本県有明海・八代海の再生に向けた総合計画」を平成一三年一月一七日に策定した。また、有明海沿岸の四県四八市町の首長らは、平成一四年八月二〇日に有明海・八代海再生特別措置法の早期制定を国などに求めるための「有明海がんばれサミット協議会」を結成した。そして、平成一五年三月二八日に「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」が策定された。

(4) 交通

天草空港の開港 平成四年四月に始まった飛行場建設では、平成一一年一〇月一八日、天草空港ターミナルビルの完成を見た。平成一〇年度に熊本県、天草市、上天草市、苓北町等が共同出資する第三セクターの天草エアライン株式会社が設立され、平成一二年一月六日には、天草空港管理事務所が開所した。そして、平成一二年三月二三日、県営天草空港が開港し、福岡空港便と熊本空港便に天草エアラインが就航した。

開港後は、平成一三年六月一二日には搭乗客が就航以来一年

三か月で一〇万人を達成したが、その一方で、全く採算がとれず、赤字が続いた。そんな中で、好調だったのは、福岡空港線で、同年一月一日に増便された。

九州新幹線開業に向けて 九州新幹線開業に向けた動きでは、八代駅周辺整備についての協定調印が、平成一二年五月三十一日、県と八代市でなされた。平成一三年度以降、県内での建設工事が本格化した。

並行在来線では、平成一二年六月二十七日、県、県議会、沿線二市四町による熊本県並行在来線対策検討協議会が設立された。平成一四年二月二十五日、第三セクター設立についての合意文書に、熊本県と鹿児島県が調印した。そして、一〇月三十一日、肥薩おれんじ鉄道株式会社が設立された。

世界に開く熊本港・八代港に 平成一一年五月三十一日、熊本港では、五、〇〇〇トン級岸壁第一バース、二、〇〇〇トン級岸壁第三バース、コンテナターミナルが供用開始された。外港地区岸壁の第一バース、外港地区沿岸の第一バース、外港地区岸壁の第二バースが整備されていた。また、地域輸入促進計画の関連施設としてのFAZ（輸入促進地域）に指定されており、同年九月一七日には、くまもとファズ株式会社が熊本港物流センターを建設し、供用を始め、熊本港と熊本都市圏を結ぶ物流・人流の拠点整備の大きな柱となった。八代港でも、コンテナターミナルが供用開始された。コンテナ国際定期航路としては、平成一一年六月一八日に韓国興亜海運が八代港―釜山港、七月一日に韓国高麗海運が八代港―長崎港―釜山港に

開設された。

(5) 医療・福祉

高齢者や障害者にやさしいまちづくりの推進 平成一二年四月からの介護保険制度の施行を前に、平成一一年一〇月、介護保険・要介護認定の申請受け付けを開始した。そして、介護支援専門員の試験や研修、サービス事業者の育成、介護サービス基盤整備などを支援するための「熊本県高齢者かがやきプラン」、熊本県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画 第一期」が平成一二年三月三〇日に策定され、平成一五年三月三十一日には、第二期のプランが策定された。また、「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」の基本方針を基にした「熊本県やさしいまちづくり推進計画」の第一期計画が平成一三年度で終了し、第二期計画として、「熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画」が平成一四年三月一八日に策定された。

ユニバーサルデザインでは、平成一四年二月二二日に「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」が策定された。また、翌年二月一九日には、公共施設や多くの人々が利用する民間の建物を対象に、設計の進め方や考え方、参考となる基準等を示した「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン」が策定された。

ハンセン病差別問題 平成一〇年七月三十一日の熊本地裁へ「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟の提訴を受けて、熊本地

裁の裁判官が、平成十一年一月一九日に菊池恵楓園を初めて訪問した。そして、平成十三年五月一日、熊本地裁は、国家賠償訴訟で原告側全面勝訴の判決を下した。六月一六日には、坂口力厚生労働大臣が、菊池恵楓園を訪問して、ハンセン病に関する国の隔離政策を直接謝罪した。これには、潮谷知事も同行した。そして、問題解決に向けた取り組みが始まった。

同年八月二日～三日、今後の県のハンセン病施策検討のための基礎資料を得るための意向調査が実施された。対象は、菊池恵楓園、熊本市の待労院診療所、鹿児島県の星塚敬愛園の入所者だった。また、一二月二八日には、生活支援の一環として、ハンセン病療養所退所者の県営住宅への優先入居措置が講じられることになった。

ハンセン病への誤った認識、誤解に基づく偏見や差別は、ハンセン病患者や回復者、その家族への深刻な人権侵害を引き起こしてきた現実もあり、その解消のための啓発活動も併行して行われた。平成一四年四月一七日、熊本学園大学が全国で初めてハンセン病講座を実施した。六月一八日～三〇日には、熊本市立熊本博物館で「熊本のハンセン病関係資料展」が始まり、玉名市立歴史博物館、八代市立博物館を巡回した。

(6) 水俣病問題

「ブラブラ」記載問題 平成一二年七月一八日の行政不服審査で、認定申請者が水俣病申請書類職業欄に「ブラブラ」の記

載を発見し、担当課長に強く抗議した。それが三〇年ほど前から恒常的に行われていたことも判明。潮谷知事は、八月一六日に抗議した申請者に直接謝罪。また、その「ブラブラ」の記載が関係書類の五五%にみられたことも九月一二日に県が公表し、平成一三年六月五日には、差別用語が一四九件書き込まれていたことも判明し、環境生活部長が患者団体に謝罪した。

患者支援の新展開 平成一一年六月九日、水俣病に関する関係関係会議では、平成一二年年度以降、患者県債方式では債務返済のめどが立たない状況を踏まえ、抜本的な支援策が関係者に提示された。そしてその翌日、「水俣病問題の早期・全面解決と地域の再生・振興を推進する市民の会」は、このチッソ支援策を六月定例県議会です承するよう熊本県議会議長に陳情し、二一日、県議会環境対策特別委員会でチッソ支援政府案が了承され、それを受けて二五日の本会議でも了承された。

訴訟関係では、平成一三年四月二七日、水俣病未認定患者・遺族が損害賠償を求めた水俣病関西訴訟控訴審判決で、大阪高等裁判所（以下「高裁」）が国・県の行政責任を認め、賠償について一審の判決を変更した。これに対して、国と熊本県は、五月一日にこれを不服として、最高裁判所に上告したが、チッソ株式会社は、上告せず控訴審判決を受け入れると表明した。

繰り返さないことへの誓い ハード面の整備では、平成一三

年六月九日、広さ五八haの水俣湾埋立地（現・エコパーク水俣）隣接地に、国立水俣病総合研究センターの付属施設として水俣

病情報センターが開館した。水俣病および水銀の理解、水俣病の教訓、水俣病および水銀研究の発展を目指した展示施設で、平成五年オープンの水俣市立水俣病資料館（二月）、熊本県環境センター（八月）と共に、水俣広域公園の学びの丘を形成した。平成一四年五月一七日には、水俣広域公園の「里のゾーン」完成し、供用が開始された。

ソフト面では、平成一三年一〇月一五日～一九日、その教訓を世界に発信するイベントが行われた。「第六回地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議」で、四一か国、四六三人が参加した。また、平成一二年三月一二日には、水俣病「語り部の会」が長崎原爆被爆体験の語り部と初めて対面し、一二月一八日、長崎原爆体験の語り部三人が水俣に入って、水俣病語り部と交流し、戦争と公害の悲惨さを語り継ぐことを誓った。学校教育では、県内小学五年生が水俣市にある環境関連施設を訪問する「こどもエコセミナー」（現・水俣に学ぶ肥後っ子教室）が県補助事業で平成一四年五月二四日から始まった。

（７）川辺川ダム問題

揺れるダム問題 田中康夫長野県知事の「脱ダム宣言」（平成一三年一二月二〇日）の風潮が象徴するように、川辺川ダム問題が社会問題として取り上げられ、その問題を問う法的な動きも激しさを増した。

平成一二年九月八日、熊本地裁が川辺川利水訴訟で原告の農

家請求を棄却すると、九月二二日、原告側は福岡高裁に控訴した。裁判は、国が逆転敗訴し、上告断念して敗訴が確定する平成一五年五月一六日まで続いた。次に漁業権問題として、平成一二年一二月二六日、川辺川ダム建設事業で建設大臣が土地収用法に基づき事業認定を告示した。すると、平成一三年二月二八日、球磨川漁業協同組合は、総代会で川辺川ダム建設に伴う漁業補償契約案を否決。同年一二月二九日の臨時総会でも、川辺川ダム建設に伴う漁業補償契約案が否決された。これに対して、国土交通省は、一二月一八日、熊本県収用委員会に土地と漁業権の収用裁決を申請し、平成一四年二月二七日、川辺川ダム事業にかかる収用委員会（土地及び漁業権）の第一回審理が開催された。こうした流れの中、建設反対の川辺川流域漁民団体は、前年の平成一三年三月二六日、国を相手取り、事業認定処分を取り消しを求めて、熊本地裁に提訴した。

新局面のダム問題

国土交通省は、九州地方整備局事業評価監視委員会を、平成一三年八月二日、一〇月九日、一〇月一六日に開催し、第二回で川辺川ダム事業の継続を了承し、第三回で「付帯意見」が示された。これに対して、民間の川辺川研究会は、平成一三年一月五日、確率流量が毎秒七、〇〇〇トンで、「堤防のかさ上げなど約七〇億円の工事で球磨川水系の治水対策は可能」との代替案を発表した。また、国土問題研究会（毎秒六、〇〇〇トン）や水源開発問題全国連絡会（毎秒六、一五〇トン、森林の保水機能で、毎秒五、三〇〇トン）も確率流量の議論を展開。平成一四年七月二八日に県庁で開催



荒瀬ダム

された「川辺川ダム（治水）専門家会議」では、毎秒五、五〇〇トン（理論値）、毎秒六、三五〇トン（採用値）の統一案が提示された。

潮谷知事は、平成一三年二月九日、「最善なのか、国にはわかりやすく説明する必要がある」として、県主催の「川辺川ダムを考える住民大集会」を相良村で開催した。この集会は、翌年二月二十四日の国主催の「第二回川辺川ダムを考える住民討論集会」（八代市）、六月三日の「第三回川辺川ダムを考える住民討論集会」（相良村）、九月一五日の「第四回川辺川ダムを考える住民討論集会」（県庁）、十二月二日の「第五回川辺川ダムを考える住民討論集会」（人吉市）、平成一五年二月一六日の「第六回川辺川ダムを考える住民討論集会」（県庁）と続いていた。

一方、関連して、平成一四年九月二〇日、八代郡坂本村議会では、県営荒瀬ダム（藤本発電所）の継続に反対する請願を採択。これを受けて、一二月一〇日、潮谷知事は、熊本県議会で七年後の県営藤本発電所の発電事業廃止、荒瀬ダムの撤去方針を表明した。

（8）環境問題

環境施策の推進 「熊本県環境影響評価条例」が平成一二年六月二日に制定され、熊本県の環境政策は新たな段階に入った。八月二八日には「地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画」、翌年三月七日には、「熊本県環境基本指針・環境基本計画」、六月一二日には「熊本県地球温暖化防止行動計画」が策定された。また、環境に配慮した物品等の購入のための「熊本県グリーン購入推進方針」が八月に策定された。

廃棄物処理関係では、平成一三年度に五年計画の「熊本県廃棄物処理計画」が策定された。これは、リデュース・リユース・リサイクルの3R（スリーアール）の推進や廃棄物の適正処理に向けた取り組みだった。また、平成一五年三月三一日には、「熊本県産業廃棄物公共関係基本計画」が策定され、最大一四〇万m³の容量を確保する必要があるとされた。

【参考資料】

岩城成幸 二〇〇七 「拡大EU論―なぜ東方拡大を推進したのか―」『拡大EU 機構・政策・課題 総合調査報告書』所収
小田英郎 一九九〇 「リビア・チャド合邦問題とOAU」『法学研究』第六三巻第七号
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 二〇〇一 『e-Japan戦略』首相官邸
金子絵美 一九九二 「アフリカ統一機構研究の現状と展望―欧米・

アフリカの研究を中心にして―『アフリカ研究』第四〇号

神足祐太郎 二〇一五 「日本における情報政策の展開―IT基本法以降の政府IT戦略を中心に―」『情報通信をめぐる諸課題（科学技術に関する調査プロジェクト二〇一四）調査報告書』国立国会図書館

菊池一隆 二〇一一 「教科書問題の歴史と共通歴史教科書」『愛知学院大学文学部紀要 愛知学院大学論叢』第四一号

熊本県 二〇〇二 『熊本県の港湾ビジョン 港湾の整備方針と役割分担 新世紀を拓き支える くまもとの港湾』

熊本県総務部市町村局市町村行政課編 二〇一二 『熊本県市町村合併史（三訂版）』熊本県総務部市町村局市町村行政課

蔣曉靜 二〇〇三 「歴史教科書問題をめぐる中日関係」『創価大学大学院紀要』第二五巻、大学院紀要編集委員会

庄司克宏 一九九八 「アムステルダム条約の概要と評価」『日本EU学会年報』第一八号。

須藤晋 二〇一八 「牛海綿状脳症(BSE)対策の経緯と現状」『レファレンス』第八〇四号 国立国会図書館

瀬川晃 二〇〇二 「ドメスティック・バイオレンスの法的規制」『同志社法学』五四―三 同志社法学會

中川淳司 二〇一七 「グローバル化と国際経済法の変容」『世界法年報』第三七号。

日本銀行 二〇〇一 『2001年 3月19日開催分 金融政策決定会合議事要旨』(二〇〇一年四月二五日開催、政策委員会・金融政策決定会合で承認)。

郵政省 二〇〇〇 『平成12年通信に関する現状報告』

第1節 平成11年4月県議会議員改選

平成一一（一九九九）年四月一日に行われた熊本県議会議員選挙は、第一四回統一地方選挙前半戦に位置付けられるものだった。その時期の国政は、平成一一年一月一日に発足した自由民主党（以下「自民党」と、自由党の自自連立政権（小渕恵三第一次改造内閣）の中にあつた。その後、平成一一年一〇月五日、自民党と自由党に公明党が加わって発足した自公連立政権（小渕第二次改造内閣）、さらに自由党分裂後、そこから分れた保守党を加えて平成一二年四月五日に発足した自公保連立政権（森喜朗内閣）へと目まぐるしく政変し、平成一三年四月二六日発足の自公連立政権（第一次小泉純一郎内閣）で一つの安定期を迎えることとなった。まさに、平成五年八月六日の非自民・非共産八党派連立政権（細川護熙内閣）の発足から始まった政界再編前期ともいべき時期の後半に行われた選挙でもあつた。

熊本県議会議員選挙は、そうした政界情勢の中、二一世紀始まりの二〇〇一年を挟んでの前後二年間という、ある意味、時代の変わり目象徴する時期の県政を占うものだった。「新進党やさきがけの解党後、勢力を最盛期まで復活させつつあつた最大会派 自民党の議席数が、無所属当選者の取り込みを含めてどこまで伸びるか」（『熊本日日新聞』平11・4・12）が焦点

となったが、別の言い方をすれば、福島謙二知事の三期目の県政をどういった構図で下支えするのか、を問う選挙でもあつたのだろう。

告示は四月二日で、立候補の届け出が締め切られ、二三選挙区の五六議席に対して七九人が立候補。うち九選挙区一六人が無投票当選で、残る一四選挙区六三人により、選挙戦が展開された。派別の立候補者数では、自民党三八人、民主党二人、公明党三人、共産党三人、新社会党一人、無所属三二人だった。新旧別では、現職五〇人、元職四人、新人二五人だった。

投票は四月一日で、市役所・町村役場、学校・幼稚園、公会堂、公民館、学校以外の体育館等七八か所に設置された投票所で行われた。開票は五九か所の開票所で、即日開票され、一二日午前一時までに自民党三四人（現職三二人、元職一人、新人一人）、民主党一人（新人）、公明党三人（現職一人、新人二人）、新社会党一人（現職）、無所属一七人（現職一〇人、元職二人、新人五人）の五六全議席が確定した。

四月一日の有権者数一〇五万四、二二二人中の投票者数七〇万一、二二一人の、投票率は六六・五一％で、過去最低であつた前回（六四・一八％）をわずかに二・三三％上回った。

最も高かった投票率は球磨郡（八六・九三％）で、自民党の

高田昭二郎氏が引退し、二議席を現職一人と新人二人が争う構図の激しい選挙戦だった。その結果、現職の松村昭氏が安定した戦いをみせ、無所属新人の松田三郎氏が一、二八二票差で競り勝って当選した。次に高かった芦北郡（八六・〇七％）は、現職と新人の一騎打ちであったが、現職の山本秀久氏が安定した戦いを見せ、三、三二五票の差をつけ当選した。二議席を自民党現職と自民党新人、無所属新人が争った天草郡上島（八二・三八％）でも激しい選挙戦を何わせる投票率だったが、一位当選者の自民党現職の杉森猛夫氏と二位の自民党新人小谷邦治氏が落選者を一、〇〇〇票以上引き離れた。水俣市（八一・六〇％）では、現職の江口隆一氏が過去、無所属新人で自民党現職を破った一期目、二期目も無所属で再選されて、三期目は自民党推薦で出馬するという経緯から、自民党水俣支部は「市民党を標ぼうした」無所属新人を支援する、いわゆる捻じれた構図での選挙戦となった。そしてこれにチッソ株式会社（チッソ）の自民党支援方針とも絡んでの激しい選挙戦となった。その結果「チッソに積極的に働きかけたわけではないが、チッソがついてくれたことで流れはより確かになった」（『前掲紙』同）と振り返った江口氏が三選を果たした。そしてこの結果について、「一部の市民には今回の選挙戦が『阿陣営によるチッソへの貢献度比べ』とも映った。『今後、選挙のたびに各候補者がチッソの顔色をうかがい、昔のようなチッソ主導のまちに返るのでは…』と危くする人もいた」（『前掲紙』同）との警鐘に近い地元の雰囲気は伝えられた。阿蘇郡（八一・五二％）は、三

議席を自民党現職一人、無所属現職二人に、返り咲きを狙う自民党元職一人が挑んだ構図で高投票率となった。結果は、自民党現職の山本靖氏と無所属現職の北里達之助氏が当選し、自民党元職草村照氏が五四六票差で無所属現職を振り切って当選したが、二位当選者と落選者との票差も七七八票という激しい選挙戦だった。七〇％を僅かに下回った八代市（六九・〇三％）での選挙戦も、元職二人が現職二人に挑む構図で展開され、その結果、民主党と社民党の推薦を受けた無所属元職の中島隆利氏と無所属の小早川宗一郎氏が安定した戦いをみせ、自民党現職の田方初美氏が同じ自民党現職に三七一票差で競り勝った。

これらのほか、玉名市（六八・九九％）の選挙戦は、「中央の自連立政権とは裏腹に」「自・自対決」の構図として、「自連立政権の自由党から唯一入閣した野田毅自治相」が「全面支援した無所属新人が自民現職を破る」（『前掲紙』同）結果となり、民主党と自由党の推薦を受けた築森守氏が自民党現職に二、三〇六票差をつけて初当選した。こうした「自・自対決」は、七〇％台後半の上益城郡（七六・四九％）でも展開されたが、ここでは自民党現職の児玉文雄氏と吉本賢児氏が一万五、〇〇〇票台と安定した戦いをみせ、自民党現職の河端俊夫氏は、民主党と自由党推薦の無所属新人に一、一〇〇票差で当選した。六〇％台半ばの宇土市（六五・七七％）でも、同様な構図で、自民党現職の林田博達氏が民主党と自由党推薦の無所属新人を一、四四三票差で下した。こうした構図については、自連立政権の「今後の選挙協力に微妙な影を落とすのは

避けられない」（『前掲紙』同）とも評された。七〇%前半の菊池市（七三・一六%）では、自民党現職に民主党推薦の新人が挑む選挙戦で、現職の前川収氏が四、〇八〇票差で圧勝した。同じく玉名郡（七三・一四%）では、現職二人に新人が挑んだが、自民党現職の島田幸弘氏と島津勇典氏が退けた。人吉市（六七・〇五%）では、無所属現職の土屋歳明氏が無所属新人を破り、山鹿市（六四・三八%）では逆に無所属新人の長瀬恭祐氏が自民党現職を破った。

もともと低い投票率だった熊本市（五六・三六%）でも、一八議席を二七人が争う激しい選挙戦だった。自民党現職九人のうち、村上寅美氏、小杉直氏、馬場成志氏、幸山政史氏、大西一史氏、倉重剛氏の六人が上位で、残り二人も八浪知行氏が一三位、荒本草博氏が一七位で当選し、一人が落選した。非自民では、民主党と社民党の推薦の平野みどり氏が二位と安定した戦いをみせて当選し、民主党新人の鎌田聡氏が二位で当選し、民主党と社民党の推薦の現職田上泰寛氏も一四位に滑り込んだ。公明党は、城下広作氏と氷室雄一郎氏の新人二人が九位、一〇位で当選し、現職の竹口博己が一四位に滑り込んだ。残りは非自民ではないが、現職の渡辺利男氏、中原隆博氏、無所属新人の井手順雄氏、藤川隆夫氏が当選した。共産党は、初の二議席を狙った強気の戦いをしかけたが、現職が一二九票の僅差で涙をのみ、新人も敗れ、共倒れとなった。

前回よりも微増した投票率について、熊本県選挙管理委員会と熊本日日新聞社は、次のようにコメントした。まず、熊

本県選挙管理委員会は、「不在者投票を含めた投票時間の延長、不在者投票事由の緩和など、投票環境の改善が得られたもの」（はじめに）（『熊本県議会議員一般選挙結果調 平成一一年四月一日執行』）と、制度設計に起因するとの、行政的な認識だった。一方、熊本日日新聞社の「（一）長引く不況で、有権者の政治への期待や関心が高まった（二）昨年六月の改正公選法施行後初の県議選で、不在者投票の要件緩和や投票時間の二時間延長の効果が表れた（三）終日雨だった前回と比べ、天候に恵まれた」（『前掲紙』同）と、熊本県選挙管理委員会の認識を入れたつも、人的背景や天候の要素も加味されていた。いずれにしてもこうした影響が、投票率の僅かな上昇につながったものだろう。

次に党派別の選挙情勢をみていく。自民党は、単独過半数を堅持し、「追加公認分を含めると改選前の勢力を維持できそう」で善戦」（『前掲紙』同）だったとされ、「無所属当選者に会派入りを働きかけるのは確実で、さらに勢力拡大が進むとみられる。その中で、五月中旬にも予定される臨時議会の正副議長選挙、七月初めに任期満了する県連会長人事など役員改選が新たな焦点となる」（『前掲紙』同）との見通しも示された。民主党は、平成一〇年四月に結党して初めて挑んだ統一地方選挙で議席獲得したが、結果は一議席にとどまり、「公認二人推薦七人を擁立したが、その結果はかならずしも十分とはいえなかった。結党直後で組織が建設途中であり、党の存在が浸透していないことが理由」（『前掲紙』同）との認識が示された。「昨夏の参

院選で新人候補をトップ当選させた勢いが失速し、党基盤の弱さを露呈した」（『前掲紙』同）と表された。公明党は改選前の二議席から一議席を増やし、「地域振興券などの景気対策や、生活者の視点に立った福祉政策が、有権者に受け入れられた結果」（『前掲紙』同）とのコメントだった。新社会党は、無投票での再選だったが「党の存在がある程度浸透していることのあるわれ」（『前掲紙』同）とのことだった。共産党は、熊本市区で初めて二人擁立した選挙戦の結果、改選一議席を失った。「結果として現職まで落とすことになってしまい、大変申し訳なく思っている」（『前掲紙』同）と謝罪コメントが示された。『虎の子』の一議席を失った「この選挙結果は、『党勢の躍進ムードに水を差され、統一地方選後半戦に向けて態勢の立て直しを迫られる」（『前掲紙』同）ものとされた。このほか、無所属は、昭和二十六年、平成七年の一八人に次ぐものだったという。

また、『熊本県議会議員一般選挙結果調 平成一一年四月一日執行』によると、自民党の得票率は四七・八六％と、平成七年の四〇・七二％から七・一四ポイント上昇した。この上昇は、昭和五八（一九八三）年に六五・七七％だったものが、昭和六二年には五五・六七％に一〇・一ポイントも下落し、自民党単独政権末期の平成三年には五一・三％とさらに四・三七ポイント下げつづけ、非自民・非共産八党派連立政権の平成五年を挟んで、自民党、社会党、新党さきがけによる自社さ連立政権（平成六年六月三〇日～平成一〇年六月）中の平成七年には、さらに一〇・五八ポイントも下落（四〇・七二％）した後だった。こ

れは、党勢を落としてきた自民党が、自社さ連立政権で政権復帰を果たし、その後、自自連立政権と連立の枠組みを変えながらの党勢回復に伴った結果のようだ。一方、非自民勢力をみれば、平成九年一二月の新進党の瓦解を経て、平成一〇年四月二七日に成立した新生の民主党は、二二・一％で、平成一〇年七月の第一八回参議院議員通常選挙での「新人候補をトップ当選させた勢いが失速」（『前掲紙』同）したとの見立てであった。このほか、公明党五・三七％（四・一三％）や共産党二・四三％（一・五〇％）も変動はみられなかった。これらに対して、無所属の得票率は、昭和五八年の一五・七一％、昭和六二年の二九・四七％、平成三年の三二・二％、平成七年の三六・七七％、平成一一年の四二・〇二％と徐々に上昇を続けてきた。要するに、昭和五八年当時から一七・九一ポイント下落の受け皿は、非自民勢力ではなく、無所属だったことになる。さらに詳細な分析をするならば、世代交代に伴う将来の公認獲得を目指した無所属新人同士の戦いや、民主党や保守党などの非自民勢力の推薦状況を加味して行う必要があるようだ。

選挙区別有権者数と投票率

選挙区	選挙当日の有権者数（人）	投票者数（男）	投票者数（女）	投票率（％）
熊本市	493,417	124,686	153,413	56.36
八代市	82,610	25,504	31,518	69.03
人吉市	29,410	8,773	10,947	67.05
荒尾市	無投票			
水俣市	24,475	8,924	11,048	81.60
玉名市	35,400	11,175	13,246	68.99
本渡市	無投票			
山鹿市	26,104	7,486	9,321	64.38
牛深市	無投票			
菊池市	21,661	7,194	8,654	73.16
宇土市	28,578	8,698	10,099	65.77
宇土郡	無投票			
下益城郡	無投票			
玉名郡	60,975	20,966	23,632	73.14
鹿本郡	無投票			
菊池郡	無投票			
阿蘇郡	61,958	23,648	26,859	81.52
上益城郡	69,097	24,391	28,463	76.49
八代郡	無投票			
葦北郡	23,177	9,048	10,901	86.07
球磨郡	52,968	21,066	24,979	86.93
天草郡上島	44,392	16,371	20,201	82.38
天草郡下島	無投票			
計	1,054,222	317,930	383,281	66.51

党派別得票数

選挙区	自由民主党	民主党	公明党	日本共産党	諸派	無所属
熊本市	113,159,998	15,958.34	37,055	14,946		92,464.658
八代市	22,639					33,688
人吉市						19,290
荒尾市	無投票					
水俣市				1,823		17,942
玉名市	10,895					13,201
本渡市	無投票					
山鹿市	7,693					8,734
牛深市	無投票					
菊池市	9,761					5,681
宇土市	9,957					8,514
宇土郡	無投票					
下益城郡	無投票					
玉名郡	32,372					11,294
鹿本郡	無投票					
菊池郡	無投票					
阿蘇郡	25,500					24,166
上益城郡	42,124					9,718
八代郡	無投票					
葦北郡	11,532					8,217
球磨郡	19,804					25,810
天草郡上島	無投票					
天草郡下島	24,645					11,130
県計	330,081.998	15,958.34	37,055	16,769		289,849.658

選挙区別候補者別得票数

選挙区	候補者名	当落	党派	別	得票数
熊本市 (二八二七)	村上とらみ	当	自民	現	一八、七九一
	平野みどり	当	無所属	現	一七、〇〇二
	井手のぶお	当	無所属	新	一六、一一五
	小杉 直	当	自民	現	一四、九一五
	馬場せいし	当	自民	現	一四、六七二・九〇四
	幸山 政史	当	自民	現	一三、〇九六・〇九四
	大西 一史	当	自民	現	一三、〇七五
	倉重つよし	当	自民	現	一二、九九〇
	しろした広作	当	公明	新	一二、七二四
	ひむろ雄一郎	当	公明	新	一二、六七二
	藤川たかお	当	無所属	新	一二、四九〇
	かまたさとる	当	民主	新	一一、八四二
	八浪 知行	当	自民	現	一一、八三二
	竹口ひろき	当	公明	現	一一、六五九
	田上やすひろ	当	無所属	現	一一、五一四
	渡辺としお	当	無所属	現	一〇、七八八・六六〇
熊本市 (二八二七)	荒木 章博	当	自民	現	九、八三二
	中原たかひろ	当	無所属	現	九、七〇三
	沢田 一郎	落	共産	現	九、五七四
	しもだこうし	落	無所属	現	六、二九九
	山本のぶひろ	落	共産	新	五、三七二

熊本市	渡辺 裕之	落	民主	新	四、二六三・三八
熊本市	小池みちよ	落	自民	現	三、九五六
熊本市	みぎた隆一	落	無所属	新	三、六六五
熊本市	井手ひろし	落	無所属	新	三、二八一・〇五〇
熊本市	やかべ清隆	落	無所属	新	一、〇三五
熊本市	おかべ香月	落	無所属	新	六〇一
八代市 (二四)	中島たかし	当	無所属	元	二〇、四二七
八代市 (二四)	小早川宗一郎	当	無所属	元	一三、二六一
八代市 (二四)	田方はつみ	当	自民	現	一一、五〇五
八代市 (二四)	いけだ貞俊	落	自民	現	一一、一三四
人吉市 (二二)	土屋としあき	当	無所属	現	一〇、〇〇三
人吉市 (二二)	いえき正博	落	無所属	新	九、二八七
荒尾市 (二二)	前畑じゅんじ	当	自民	現	無投票
荒尾市 (二二)	岩中 伸司	当	新社会	現	無投票
水俣市 (一三)	えぐち隆一	当	無所属	現	一一、〇九三
水俣市 (一三)	せつつ隆祐	落	無所属	新	六、八四九
水俣市 (一三)	よしまつ健三	落	共産	新	一、八二三
玉名市 (一一)	つきもり守	当	無所属	新	一三、二〇一
玉名市 (一一)	大仁田さだお	落	自民	現	一〇、八九五
本渡市 (一一)	ふなだ直大	当	自民	現	無投票
山鹿市 (一一)	ながせ恭祐	当	無所属	新	八、七三四
山鹿市 (一一)	ふるた 豊	落	自民	現	七、六九三
牛深市 (一一)	にしおか勝成	当	自民	現	無投票

上益城郡 (一〇一四)	阿蘇郡 (一〇一四)	菊池郡 (一〇一三)	鹿本郡 (一一二)	玉名郡 (一一三)	下益城郡 (一一三)	宇土郡 (一一二)	宇土市 (一一二)	菊池市 (一一二)
児玉ふみお 吉本けんじ かわばた俊夫	つつみ泰宏	山本やすし 北里達之助 草村ひかる	早川 英明 古閑 三博	島田 幸弘 島津 勇典 宮本 孝一	そのむら敬二 きかい洋一 米原 賢士	しのざき鐵男	岡崎のぶお 林田ひろみち	前川 收 ひがし英俊
当	落	当	当	落	当	当	落	当
自民	無所属	自民	自民	無所属	自民	無所属	自民	無所属
現	現	現	現	新	現	現	新	現
一〇、八一八	一一、六九四	一二、二四〇	無投票	一六、一九七 一六、一七五 一一、二九四	無投票	無投票	八、五一四	九、七六一 五、六八一

上益城郡	八代郡 (一一二)	葦北郡 (一一二)	球磨郡 (一一三)	天草郡上島 (一一三)	天草郡下島 (一一二)
住永幸三郎	高野 誠一 坂田 孝志	山本ひでひさ とりい憲太郎	松村 昭 松田 三郎	杉森 猛夫 小谷 邦治	池田 定行
落	当	落	当	当	当
無所属	自民	無所属	自民	自民	自民
新	現	現	現	現	現
九、七一一	無投票	一一、五三二 八、二一七	一九、八〇四 一三、五四六 一二、二六四	一二、四七〇 一二、一七五 一一、一三〇	無投票

候補者の氏名表記は「平成11年4月11日執行 熊本県議会議員一般選挙結果調」（熊本県戦況管理委員会）の立候補者届け出の受け付け状況による。通称使用の者については通称により、それ以外は本名によった。
() は、(定数－立候補者数)

第2節 平成11年5月臨時県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成十一年五月一〇日
閉会 平成十一年五月二三日（会期四日間）

2 正副議長及び役員

議会最終日（五月一三日）に議長、副議長の選挙および各常任委員の改選、さらに特別委員の所属変更および選任が行われ、それぞれ次の通り決定した。

議長 八浪 知行 辞職 島津 勇典 就任
副議長 前畑 淳治 辞職 松村 昭 就任
常任委員長

総務 林田 博達 厚生 江口 隆一
経済 園村 敬二 農政 草村 照
建設 坂本 哲志 文教治安 前川 収
特別委員長
地域対策 小早川宗一郎 交通対策 高野 誠一

3 議員の異動

環境対策 吉本 賢児

国民体育大会対策 村上 寅美

常任委員会

総務

◎林田 博達

○田方 初美

米原 賢児

八浪 知行

村上 寅美

竹口 博己

田上 泰寛

井手 順雄

松田 三郎

鎌田 聡

厚生

◎江口 隆一

○小杉 直

山本 靖

小早川宗一郎

吉本 賢児

中原 隆博

平野みどり

大西 一史

藤川 隆夫

経済

◎園村 敬二

○幸山 政史

池田 定行

古閑 三博

倉重 剛

中島 隆利

岩中 伸司

荒木 章博

長瀬 恭祐

農政

◎草村 照

○坂田 孝志

北里達之助

荒木 詔之

児玉 文雄

松村 昭

築森 守

小谷 邦治

城下 広作

建設

◎坂本 哲志

○船田 直大

山本 秀久

杉森 猛夫

河端 俊夫

渡辺 利男

篠崎 鐵男

荒木 義行

馬場 成志

文教治安

◎前川 收

○早川 英明

西岡 勝成

島田 幸弘

前畑 淳治

高野 誠一

鬼海 洋一

土屋 歳明

氷室雄一郎

特別委員会

地域対策

◎小早川宗一郎

○鬼海 洋一

山本 秀久

山本 靖

倉重 剛

荒木 詔之

草村 照

河端 俊夫

竹口 博己

江口 隆一

小杉 直

田上 泰寛

中原 隆博

荒木 章博

長瀬 恭祐

小谷 邦治

井手 順雄

松田 三郎

交通対策

◎高野 誠一

○園村 敬二

古閑 三博

八浪 知行

島田 幸弘

児玉 文雄

村上 寅美

渡辺 利男

坂本 哲志

篠崎 鐵男

船田 直大

荒木 義行

幸山 政史

馬場 成志

築森 守

環境対策

◎吉本 賢児

◎林田 博達

米原 賢士

北里達之助

西岡 勝成

杉森 猛夫

中島 隆利

前川 收

土屋 歳明

田方 初美

早川 英明

岩中 伸司

坂田 孝志

平野みどり

大西 一史

氷室雄一郎

藤川 隆夫

国民体育大会対策

◎村上 寅美

○草村 照

米原 賢士

4 議員一覧

熊本市														選挙区	氏名	会派	当選回数	
竹口	城下	渡辺	平野	中原	田上	鎌田	八浪	村上	馬場	小杉	幸山	倉重	大西	荒木				
博己	広作	利男	みどり	隆博	泰寛	聡	知行	寅美	成志	直	政史	剛	一史	章博				
公明	公明	県民ク	県民ク	県民ク	県民ク	県民ク	自民	自民	自民	自民	自民	自民	自民	自民	自民			
3	1	3	2	2	2	1	6	4	2	2	2	5	2	2				

5 県執行部

知事	福島 譲二	副知事	潮谷 義子
出納長	河野 延夫	総務部長	望月 達史
企画開発部長	上野 善晴	健康福祉部長	宮本 慶二
環境生活部長	田中 力男		
商工観光労働部長	前田 浩文		
農政部長	村上 公佑	林務水産部長	西山 敬直
土木部長	島田 健一	国体推進局長	塩山 隆
公営企業管理者	泉田辰二郎		
教育委員会委員長	岡崎 禮治	教育長	佐々木正典
公安委員会委員長	藤本 伸哉	警察本部長	伊藤 茂男
人事委員会委員長	中島 伸之	監査委員	牛島 浩
監査委員	白石 和男	議会事務局長	吉本 健一

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

5月10日	本会議	臨時議長挨拶、開会宣告、知事挨拶、議席の指定、会期の決定

13日	本会議	議長の選挙、副議長の選挙、議会運営委員の選任、常任委員の選任、監査委員の選任同意、特別委員会の設置及び特別委員の選任、議案上程、議決、閉会宣告

県議会改選後初めての県議会で、五五人の議員が出席した（一人欠席）。実質的な審議事項はなく、正副議長の選挙、議会運営委員会委員選任と正副委員長互選・常任委員会委員選任、そして正副委員長互選・監査委員の改選任、特別委員会の設置および特別委員の選任と正副委員長互選、有明海自動車航送船組合議会議員・荒尾競馬組合議会議員の選挙、国民体育大会対策特別委員会の設置ならびに委員の選任と正副委員長互選の議会の組織整備に関するものであった。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	監査委員の選任について	同意
2	監査委員の選任について	〃
3	専決処分の報告及び承認について	承認
4	専決処分の報告及び承認について	〃
5	専決処分の報告及び承認について	〃
6	専決処分の報告及び承認について	〃
7	専決処分の報告及び承認について	〃
8	専決処分の報告及び承認について	〃
9	専決処分の報告及び承認について	〃

3 知事の提案理由説明

先の県議会議員選挙において、当選された議員各位に喜び申し上げる。さて、依然として景気回復の足取りは鈍く、国、地方を通じて財政事情は厳しさを増す中で、介護保険制度をはじめとする高齢化への対策、地方分権への対応は待ったなしであり、交通基盤等の社会基盤の整備や産業の振興にも引き続き全力で取り組む。少子化対策や教育問題、環境問題も大きな課題である。こうした中で、県政のかじ取りは、今後さらに難しさを増していくと考えている。三度県政を預かるが、積極果敢、そして一つずつ着実に取り組むことで、県民が、将来に明るい展望を抱き、大きな誇りを持てる、そうした郷土熊本を実現したい。県民に約束した、活力にあふれ、こころ豊かな熊本を必ずや実現するという心組みで、道筋、礎^{いしづ}づくりに全力を傾ける。監査委員の選任同意や知事専決処分の報告、承認案件について提案するので、よろしく願いたい。

第三項 重要議案の審議

1 予算関係議案・条例等議案

- (1) 議案第3号 専決処分の報告及び承認について

【説明・審議】次の専決処分につき議会の承認を求めたもの。
専第30号 平成10年度熊本県一般会計補正予算（第8号）。五

月一三日の本会議において、提出者説明、委員会付託は省略して上程され、一括して採決され、原案の通り承認することに決定した。

- (2) 議案第1号～第2号 監査委員の選任について

【説明】議員のうちから選任された監査委員杉森猛夫および松村昭の任期が満了するので、新たに池田定行および前畑淳治を選任する。

- (3) 議案第4号～第9号 専決処分の報告及び承認について

【説明】次の専決処分につき議会の承認を求めたもの。
議案第4号 専第27号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について。

- 議案第5号 専第29号 和解について

- 議案第6号 専第1号 和解及び損害賠償額の決定について

- 議案第7号 専第2号 和解及び損害賠償額の決定について

- 議案第8号 専第28号 訴えの提起について

- 議案第9号 専第3号 訴えの提起について

【審議】五月一三日の本会議において、提出者説明、委員会付託は省略して上程され、一括して採決され、その結果、原案の通り同意または承認することに決定した。

第3節 平成11年6月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一一年六月一〇日
閉会 平成一一年六月二五日（会期一六日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

前議会に同じ

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

6月10日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
15日	本会議	代表質問
16日	本会議	一般質問
17日	本会議	一般質問
18日	本会議	一般質問
21日	特別委員会	
22日	常任委員会	
23日	常任委員会	
25日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、熊本県知事改選に伴い、平成一一年度一般会計予算等が骨格予算となったため、あらためて平成一一年度一般会計補正予算等の諸議案を審議、議決するために、平成一一（一九九九）年六月一〇日午前一〇時、五六人の議員が出席して開会された。それは、第五四回国民体育大会の夏季大会（九

番号	件名	議決
1	平成11年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	可決
2	平成11年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	〃
3	平成11年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	〃
4	平成11年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
5	平成11年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
6	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	熊本県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の制定について	〃

（知事提出議案）

2 付議案件

月一日～一四日、アクアドームくまもと他）と秋季大会（一〇月二三日～二八日、熊本県民総合運動公園陸上競技場他）を間近にして、県知事三期目の当選を果たした福島譲二知事への期待も加わり、さまざまな議論が活発に展開された県議会となった。このほか、行財政改革、チッソ株式会社（以下「チッソ」）支援、雇用対策、介護保険制度、情報公開、廃棄物処理問題、教育問題などが主な論点となった。

9	障害者の社会的活動への参加の促進のための関係条例の整備に関する条例の制定について	可決
10	熊本県鳥獣保護センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	熊本県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県高等学校定時制および通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	熊本県学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
14	熊本県古物営業許可証事務手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
15	財産（物品）の取得について	〃
16	工事請負契約の変更について	〃
17	工事請負契約の変更について	〃
18	町の境界変更について	〃
19	上益城広域連合の公平委員会の事務の委託を受けることについて	〃
20	住民訴訟に係る弁護士報酬の負担について	〃
21	専決処分の報告及び承認について	承認
22	平成11年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付資金特別会計補正予算（第1号）	可決
23	人事委員会委員の選任について	同意
24	公安委員会委員の任命について	〃
25	収用委員会委員の任命について	〃
26	収用委員会委員の任命について	〃

(議員提出議案)

1	有事における主体的な行動が可能な法整備を求める意見書	可決
2	国旗・国歌の法制化とその尊重規定の制定を求める意見書	〃
3	個に応じた多様な教育の充実や新たな教育課題に対応する次期教職員配置改善計画の早期策定を求める意見書	〃
4	チッソ支援の抜本策について	〃

3 知事の提案理由説明

福島知事は、四月二一日の県議会議員選挙後の定例県議会と
いうこともあり、冒頭、「当選の榮に浴された議員の皆様にあ
らためて心からお祝い申し上げますとともに、県政全般にわたり
一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます」
と、この新しい世紀への橋渡し役として、選挙全般にわたり
日足らずであるとして、この新しい世紀への橋渡し役として大
任を仰せつかった者として、選挙公約の「活力にあふれ、こ
ろ豊かな熊本の実現」に向け、「景気・経済・雇用、基盤、子
どもから高齢者まで、環境、協働」の五つのキーを柱に、諸課
題に取り組みたいと意気込みをみせた。また、新しい県総合計
画（以下「新県計画」）の策定では、五月に県総合計画委員会
の初会合を開いたことを紹介し、「できれば来春をめどに、立
派な計画に仕上げたい」との意思を披瀝して、県政の動きの報
告に移った。

(1) 県政の動き

県政の動きについては、①景気対策、②福岡事務所の設置、
③交通網整備、④少子化、子育て支援対策、⑤障害者福祉対策、
⑥情報公開、⑦地方分権の推進、⑧第五十四回国民体育大会、く
まもと未来国体（以下「くまもと未来国体」）およびその後に
続く第三五回全国身体障害者スポーツ大会、ハートフルくまも
と大会（以下「ハートフルくまもと大会」）の八つの項目で整
理された。①景気対策では、公共事業等の上半期契約率九〇%
以上の施行促進、金融対策や雇用対策の実施などに努め、中長
期的な観点から、新産業創出の支援体制構築や産学行政の地域
結集型共同研究の推進に取り組む、とした。②福岡事務所の設
置では、福岡経済圏にできるだけ早い時期に開設し、県内企業
のサポートができる体制の整備を図りたい、とした。③交通網
整備では、九州新幹線鹿児島ルートの博多ー船小屋間の早期着
工と船小屋ー西鹿児島間の事業促進に取り組む、高規格幹線道
路の九州縦貫自動車道、九州横断自動車道延岡線、南九州西回
り自動車道の早期完成に向け、力を尽くしたい、本渡港の改修
事業の推進が図られるよう努力したい、とした。④少子化、子
育て支援対策では、安心して子どもを産み育てることのできる
子ども・子育て支援社会の構築に向け努力したい、とした。⑤
障害者福祉対策では、平成一〇年策定のくまもと障害者プラン
に基づく各種施策の推進に努め、条例案を提案している障害者
やその介護者のための県立美術館等の使用料等の免除制度など
により、障害者が自らの持つ能力や個性を十分発揮され、今後

社会参加がさらに進むことを期待する、とした。⑥情報公開では、福岡高等裁判所での情報公開に関する訴訟の四月三〇日の控訴審判決を挙げ、「民間人の氏名を含めて全面的に個人情報公開を命じるなど、改正以前の旧条例の解釈や運用について、本県の主張や考え方を認めないもの」に対し、相手方との信頼関係を損なうおそれがあること、類した事件では他県等でも上告中であること、今回の判決は国の情報公開法の考え方と異なっていること等から、それを不服として、上告受理申立書を五月一日に提出したことを報告し、社会情勢の変化に応じた制度の見直しや適正な運用に努めていきたい、とした。⑦地方分権の推進では、中球磨地域で、法定協議会を設置し、合併に向けた協議が進められている、宇城広域連合、菊池広域連合に続き、上益城広域連合が四月に設立され、天草地域の広域連合の設立が七月に予定されており、できる限り支援する、県では、平成一〇年末改訂の第二次行政改革大綱に沿って、行財政システムの確立、地方分権時代を担う人材育成等に取り組みたい、とした。⑧くまもと未来国体およびハートフルくまもと大会では、二一世紀へのかけ橋にふさわしい、スポーツの感動と熊本の魅力があふれる大会として成功するよう、最大限の努力をし、残された期間でもおとなしの心で温かく迎え、優いしくまもとを舞台に県民一体となった大会が開催できるよう、諸準備に万全を期す、とした。

(2) 平成一一年度補正予算案

提案理由の説明の冒頭で五つのキーとして柱を挙げた、①

「景気・経済・雇用」、②「基盤」、③「子どもから高齢者まで」、「④「環境」、⑤「協働」」ごとに説明を続けた。①「景気・経済・雇用」では、景気回復として平成一〇年度当初予算比二六％の伸びを確保した普通建設事業の補助事業、経営支援特別資金の制度融資枠の一三五億円拡大を挙げ、雇用対策として緊急中高年再就職促進訓練事業、新事業創出促進構想等の策定、個人や企業への支援制度の創設、地域結集型の半導体製造技術に関する共同研究事業やバイオマス有効利用の地域先端研究の推進を、商業の振興として市町村、商店街のソフト・ハード事業への支援、中心市街地商業活性化基金、サッカーワールドカップキャンプ地の誘致活動、第二四回全国菓子大博覧会の準備、ならびに第四〇回技能五輪全国大会の誘致への支援を挙げ、くまもと21農業振興運動の展開、生産基盤整備、担い手・生産対策、新品種開発等の推進、そして林業振興や水産業振興にも取り組む、とした。②「基盤」では、交通渋滞の緩和や安全性および利便性の向上を図るための県内幹線道路網の整備、熊本港および八代港の整備、平成一二年春の天草空港の開港を挙げ、九州新幹線の整備と併せ、関連する熊本駅周辺整備事業の推進、流域下水道事業と農業集落排水事業、広域的な下水汚泥処理総合計画の策定、公共賃貸住宅の整備促進、木造の特定公共賃貸住宅の建設への支援、高度情報通信社会の実現を目指す熊本県総合情報通信高度化プランの策定、熊本県科学技術会議の設置と生命科学分野における新事業創出のための現状調査や開発可能性の検討、農産物新品種開発の農業研究センターの研究施設の整備

を進める、とした。③「子どもから高齢者まで」では、私学の振興、平成一三年四月開校を目指しての県立高等養護学校の整備、情報教育の五か年計画によるモア・タッチ計画の推進を挙げ、来年四月一日からの介護保険の円滑な施行に向け、介護保険の準備、ひとり暮らしの痴呆性高齢者などへの支援、児童問題の早期発見、早期対応のため二四時間対応の児童家庭支援センターの設置、県立博物館の整備、県立生涯学習推進センター整備のため情報収集、調査研究等、平成一三年度の全国高等学校総合体育大会の開催準備などを行う、とした。④「環境」では、環境保全対策のくまもと県民環境フェスティバルの開催、地球温暖化対応の温室効果ガス排出抑制実行計画の策定、公用車への低燃費・低公害車の導入、ダイオキシン類対策の大気中モニタリング調査や産業廃焼却施設の調査、環境ホルモンの地下水や河川、海域での調査、廃棄物対策の一般廃棄物の市町村の広域処理体制づくりの支援、産業廃棄物対策の休日等の不法投棄監視パトロールの実施、環境と調和した農業のための土づくり・減農薬運動の展開、環境負荷の少ない病害虫防除管理技術の実証事業に取り組む、とした。また、水俣病患者に対する補償金の支払いに支障が生じず、地域経済社会の安定に資するため、県債発行はやむを得ないとし、その経費を計上したこと、チッソに対する患者県債分の融資額累計は八六七億三、六〇〇万円

となることが示され、水俣・芦北地域の再生振興で現在の水俣の取り組みを全国に広報するなどの水俣環境共生推進事業に新たに取り組み、とした。これらのほか、やさしいまちづくり、

ノンステップバスを購入する民間バス会社への助成、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業、県庁行政棟本館の改修の本年度中の工事着手、新運転免許センターの庁舎建設の着手を挙げた。⑤「協働」では、男女共同参画社会について熊本県男女共同参画白書の作成、女性労働対策実態調査の実施、男女共同参画メーンフォーラムの開催、県民の社会参加について三月策定の社会参加活動推進基本方針に沿った講演会やセミナーの開催、国際交流の推進などに取り組む、とした。このほか、障害者の社会的活動への参加の促進のための関係条例の整備に関する条例等の各種条例案件、事件議決案件および知事専決処分報告承認案件も併せて提案していること、人事案件を追加提案する予定であることを述べた。

（３）チッソに対する金融支援について

六月九日、自民党環境部会・水俣問題小委員会合同会議および水俣病に関する関係閣僚会議が開催され、政府のチッソ支援に係る抜本策（以下「抜本策」）が取りまとめられ、政府案が提示されたことを受け、提案理由説明の後に引き続き、その内容の説明が行われた。詳細は、以後の定例県議会での議論の中で詳しく触れられることになるので、省くこととして、最後の知事の所見と今後の取り組みの方針を答弁内容から引いておきたい。

昭和五三年に患者補償の完遂と地域の経済社会の安定のために第一回目の県債が発行されて以来、ことしで二二

年目を迎えます。すでにチツソの公的債務は元金で一、四〇〇億円を超え、毎年の支払いも急増していく中で、返済が困難となることが予測されます。このような状態を解消するために、これまで県議会とともに幾たびとなく抜本策の策定を要望してまいりましたが、今回、患者県債の廃止、国の一般会計からの支出等、国として思い切った決断がなされたことは、関係する国会議員や関係省庁の方々の御尽力はもとより、県議会の皆様の長年にわたる大変な御努力、御労苦のたまものであり、深く感謝申し上げます。今後は、これまでの経緯等を考慮し、県議会とも十分御相談しながら、昨日提示された政府案に対しての県の考え方を取りまとめ、国に対しておこたえしてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様の御協力をお願い申し上げます。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

六月一日に自由民主党の倉重剛、県民クラブの中島隆利の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

倉重議員は、次の内容の質問を行った。

(1) ①福島県政三期目のスタートに当たり、平成一一年度の予算をどういう考え方で編成したのか。②中長期的な財政運営について。(2) 新県計画の策定についての考え方を聞きた

い。(3) ①将来的に継続して地方交付税措置がなされることの担保について、抜本策の評価も含めて聞きたい。②チツソが一定の経常利益を上げるために、国は何を考えているのか。(4) ①情報公開に当たったの基本的な姿勢について。②監理課情報公開訴訟について、上告受理申し立てに至った経緯について。③情報公開や透明性向上に関する県の具体的な取り組みについて。(5) 転換期における農業、農村の活性化方策でどのような取り組みをするのか。(6) ①(ア)介護保険制度の平成一二年四月施行についての知事の考え方を聞きたい。(イ)今後の高齢者の保健福祉施策を進めるに当たったの知事の考え方を聞きたい、②(ア)乳幼児医療費助成事業の制度について(イ)市町村にどのように理解を求めるのか。(7) 中小企業振興対策の金融対策の取り組みの現況、実績および平成一一年度の対応を聞きたい。(8) 全国規模の大会誘致について、どのように取り組むのか。(9) 福岡事務所をどのようにスタートするのか、その時期、場所、体制、業務内容等について。(10) 現時点での県立博物館整備の状況と建設場所について。(11) ①警察基盤の整備に向けた取り組みについて。②警察官の大量退職時代の見通しと問題点について。③免許センターの建設の現況について。

これらに対して、県執行部は次の内容で答弁した。

(1) ①今回の予算編成は、結果的には対前年当初比〇・二%増の超緊縮予算のようだ。ただし、これは基金取り崩しや県債発行で確保したもの。もちろん事務事業の見直しや経費の削減

合理化、施策の優先順位などの積極姿勢で編成し、とくに緊急を要する経済・景気対策には投資事業の量確保に努め、経営支援特別資金の新規融資枠の拡充や保証要件の緩和、求人開拓や職業訓練の充実を図った。併せて新産業創出のための支援体制を新たに整備し、産学行政による地域結集型共同研究を進め、科学技術の振興や地域情報化の推進にも取り組む。②昨今の経済情勢からも、中長期的な財政運営については、確信的な答えはしにくい、行財政のスリム化、効率化、重点化が緊急の課題で、第二次行政改革大綱に基き、知事部局職員数の削減、県債発行額の抑制などに取り組んでいる。(2) 新県計画については、県総合計画「ゆたかさ多彩『生活創造』くまもと」(以下「現県計画」)の成果や課題を整理し、二一世紀の発展の基礎づくりのための計画としたい。二一世紀は、社会経済の成熟化、少子高齢化、人口減少、グローバル化の潮流があり、産業高度化、基盤充実、人を大切にする、環境重視、パートナーシップが展望される。こうした潮流や展望を踏まえ、弱い分野や課題のある部分を引き上げ、可能性を引き出す取り組みを盛り込みたい。(3) ①抜本策は、チッソが経常利益から患者補償金を支払い、可能な範囲で公的債務を返済できるよう、国が一般会計からの補助金等で手当てする、まさに画期的な手法だ。県がチッソに返済の支払い猶予等を行う場合、県債償還に支障が生じないよう、支払い猶予等相当額のうち、国の補助金で手当てされない二割分に特別な県債を発行する。特別な県債は、県の財政負担が生じないよう、元利償還金に地方交付税措置を講

ずるもので、チッソ県債とは異なるもの。これらの措置は長期間に及ぶため、政府の決断に変化がないよう、閣議レベルで具体的内容が担保されるという(知事)。②抜本策のポイントは、チッソの長期間の収益確保。そのためにも体質強化が不可欠で、平成一一年末をめどに関係金融機関の協力でチッソ再生計画を策定する。ただし、従業員の士気、企業の活力には、資金確保や技術開発、設備投資も不可欠で、関係金融機関の資金提供やチッソの内部留保など、関係者間で調整されると聞く。これらのほか、債務の累積利子分の放棄や今後の利子の減免なども金融機関に要請するとされている(環境生活部長)。(4) ①情報公開は県政運営の基本だが、県や知事は公開に不熱心との批判がある。説明不足、事柄のわかりにくさ、一部の批判が背景にある気もするが、県の取り組みは他県に比べても劣っていない。平成一〇年一二月策定の審議会等の公開指針で、平成一一年五月現在の公開率は六五%である。平成一一年三月には、出資団体等の情報公開の推進に関する指導基準を策定した。②(知事の提案理由説明(1) 県政の動き⑥に同じ)そして、知事はこれに加えて、「価値観が多様化しておる中にいろんな物の見方があろうと思いますが、私としては、私の流儀としては、あくまでも対人関係において信義誠実の原則を守る、人の嫌がることはすべきではない、多少頑固と言われておるわけでありますが、そのような私の気持ちを变えるつもりはございません」と個人的な所見を披瀝した。③情報公開条例は、情報公開法の施行時期の公布後二年以内をめどに、対象公文書や請求権者の範

囲などの見直しを検討する。個人情報取扱基準や開示手続等の整理は必要で、一年中に個人情報保護条例案を提案したい。

(5) 農業、農村の活性化では、くまもと21農業振興運動を展開する。この運動では、異業種交流等で新たな発想を喚起して消費者ニーズに対応した産品づくりを進め、高品質、低コスト農業を推進する。秋の農業ウィークでは、農業者と消費者の共生関係の構築を目指す。国が検討する経営安定対策や中山間地域への直接支払いなどにも対応する。(6) ①(ア) 国政レベルでの介護保険制度の実施延期の議論は選挙絡みで、むしろやぶ蛇ではないか。真剣に議論した介護保険には自信を持ってほしい。(イ) 今後の高齢者の保健福祉施策は、介護保険事業支援計画等策定委員会の老人保健福祉計画の見直しの中で検討するが、とくに健康づくりや生きがい対策などが重要事項と認識する(知事)。

②(ア) 乳幼児医療費助成事業は、乳児中心から四歳未満児まで対象を広げた。(イ) 入院、通院とも四歳未満児まであるいはそれ以上の助成が三市町村で、他の市町村でも何らかの助成が行われ、市町村の理解は得られると考える(健康福祉部長)。

(7) 中小企業振興対策の金融対策実績は、経営支援特別資金の平成一〇年度が一、九五九件の二〇七億円余に達し、中小企業金融安定化特別保証制度の平成一年五月末保証承諾も七、八八二件の一、二〇三億円余。(8) くまもと未来国体開催期間中に、くまもとの工芸四〇〇年祭を開催する。平成一四年開催予定の第二四回全国菓子大博覧会にも対応し、同年の第四〇回技能五輪全国大会も誘致したい。(9) 福岡事

務所の業務は、県内企業の経済活動の支援、県観光、物産振興のための情報収集や連絡業務が中心で、とくに九州経済の動向、企業経営情報の収集発信は要望も強い。県職員三人の配置で機能の充実を目指し、設置時期は七月上旬、設置場所は天神地区を考えている(商工観光労働部長)。

(10) 県立博物館の整備は、平成八年一月に基本構想、平成一〇年一〇月に基本計画を策定した。平成一一年度は展示基本設計に着手し、資料収集も始めたい。建設場所は基本計画を踏まえ、平成一一年二月設置の県立博物館用地選定委員会の現地視察と審議を経て、六月一日に松橋自動車運転免許試験場敷地およびその周辺部が適当との報告をもらった(知事)。

(11) ①県警察では、組織の再編整備、職員の適材適所の配置、職場指導の強化等の人的基盤の強化、捜査支援システムの導入、装備資機材の拡充等の物的基盤の強化を図っている。②平成一五年度から一三年間にわたり、毎年一〇人以上の警察官が退職し、平成一五年度には現場執行力の低下等が問題となる。国でも各種の方策を検討しており、県警察でも部内に検討組織を設け、対策を検討中である。③新運転免許センターの整備では、庁舎のほか、交通学習館、交通公園、高速周回コース等の交通安全教育機能を備えた施設を目指し、高齢者や女性にも優しい設計にしている。現在実施設計中で、六月末までに設計を終了させ、平成一一年度内には庁舎建設に着工し、平成一三年秋の竣工を目指している(警察本部長)。

中島議員は、次の内容の質問を行った。

(1) ①くまもと未来国体の開催準備の中、経済・景気・雇用対策にどのように取り組むのか。②今後の財政運営の見通しについて。(2) ①今回の抜本策の提示までの経緯について。

②(ア)チッソの責任とチッソ再生計画への国の支援が必要ではないか、(イ)企業の合理化で労働者や地域が犠牲にならないよう、国の支援が必要ではないか、(ウ)水俣・芦北地域振興に最後まで責任を持って支援するよう、国に求めるべきではないか。(3) ①新県計画の策定に当たり、現県計画をどう総括するのか。②新県計画策定に向けてどのような課題を持つて臨むのか。(4) ①熊本県の人口動態をどのように受け止めているのか。②今後の過疎市町村の解消と振興策にどう対応するのか。③八代市を県南副都市として位置付け、県南中核都市づくり、県土の均衡ある発展に向けた取り組みが必要と考えるが。(5) ①現在の熊本県の重要港湾の利用状況から今後どのような機能分担で整備計画を見直すのか。②八代港と熊本港のコンテナ基地の機能分担と今後の取り組みについて。これらに対して、知事は次の内容で答弁した。

(1) ①(冒頭の知事提案説明と同趣旨) ②平成一一年度の税収見通しでは、一〇年度当初予算に比べ二〇二億円余りの減収の総額一、四三六億円余を見込んでいる。税目別では、県たばこ税が国からの税源移譲で一九・九%の増収となるが、そのほかは、法人県民税二・二%減、法人事業税二・二%減、地方消費税一四%減と、ほとんど減収と見込んでいる。一方、歳出面では、公債費等の増高など、かつてない厳しい財政運営が予

想され、一一年度予算は、大幅な基金取り崩し等をした。ほか、倉重議員代表質問への答弁(1) ②と同じ。(2) ①抜本策は、平成一〇年来、自民党水俣問題小委員会で検討されてきたが、一〇年末に松岡利勝小委員長の試案が出されてから、民主党水俣対策委員会の開催など、各党での議論が活発になり、関係国会議員の政治的リーダーシップが発揮された。その後、関係省庁による協議の末、自民党環境部会水俣問題小委員会の合同会議、六月九日開催の水俣病に関する関係閣僚会議で取りまとめられ、関係者に政府案として提示された。その中で、環境対策特別委員会の熱心な働きかけを含めて、県議会全体の並々ならぬ努力により、政府案の提示に至ったものと考えている。②(ア)今回示された抜本策は、チッソの長期間にわたる収益確保がポイントで、チッソは四〇億円を上回る経常利益の確保が必要。そのため、チッソ再生計画を策定することになる。この前提として、関係金融機関の約七五〇億円の債務の支援措置、関係金融機関の資金等の協力、チッソの内部留保の確保など、今後協議される。(イ)一般会計から相当額の資金が投入される以上、チッソの自助努力は必要だが、地元雇用や地域振興の観点を踏まえることは必要。(ウ)水俣・芦北地域の振興も昭和五三(一九七八)年以降の閣議了解に基づき、引き続き水俣・芦北地域振興計画に沿って適切に行われる。今後、国と協議したい。(3) ①現県計画の策定以来の諸施策の推進では、九州新幹線鹿児島ルート^{ぞうしゅう}の全線整備、水俣病問題、やさしいまちづくりの理念など、一定の成果を上げることができた。しか

し、長引く景気低迷などで、十分に達成されない目標や残された課題もあり、高度情報化や科学技術の振興など、新たな取り組みが必要なものもある。②新県計画の策定の課題は、第一に、経済の活性化、中長期的視点からの新産業の創出と展開、農林水産業の振興、第二に、交通基盤や情報基盤の整備、科学技術の振興などの基盤づくり、第三に、子どもたちがしつかりと育ち、高齢者が安心して豊かに暮らせる社会づくり、第四に、環境立県くまもとの環境づくり、第五に、協働社会づくりが考えられる。(4) ①最近の熊本広域都市圏の人口は、昭和五五年以降平成七年の国勢調査までは、年間平均で1%の伸びだったが、ここ数年、年間平均0.6%程度。しかし、県の総人口に占める割合は50%を超えている。その一因は都市機能やさまざまな情報などの集積で、県全体の経済発展の牽引役として重要な役割を果たしてきた。しかし、その他の圏域の過疎化は深刻で、このような人口動態には、県全体の活性化を目指し、県土の均衡ある発展が重要である。②これまでの過疎対策の現状と課題を踏まえれば、過疎対策の新たな視点は、第一に、バランスのとれた年代層による地域づくり、第二に、若者の定住やUターン促進、第三に、地域資源の内発型の産業づくり、第四に、広域的な取り組みやソフト事業の推進、第五に、高速交通網や幹線道路の整備にあると認識する。現在、国では新たな過疎法の基本方向が検討されており、このような視点に立った施策が実施できるよう要望している。③八代市は、現県計画で県南部地域の拠点都市として位置付け、南九州をにらんだ産業の

拠点としての成長を図り、高度な都市機能を備えた魅力とにぎわいのあるまちづくりを進めるとしている。平成六年三月策定の八代宇城地方拠点都市地域基本計画では、広域的交通基盤の強化と個性ある都市地域づくりを目指し、八代中心市街地活性化拠点地区、新八代駅、八代インターチェンジ周辺拠点地区、八代港ニュー加賀島拠点地区に重点投資を行うとしている。(5) ①熊本港は熊本都市圏の産業、経済を支える国際物流拠点港に、八代港は県南および南九州近隣地域を背後圏とした国際物流拠点港に、三角港、水俣港は宇土・天草地域、芦北・水俣地域の産業活動を支える港湾にそれぞれ位置付け、港湾機能の効率化、近代化を中心に施設整備を図るとしている。港湾計画は、社会情勢の変化に対応するため、おおむね一〇年から一五年程度で見直しを行っており、熊本港は、現在、平成一一年度末をめどに改定作業を行っている。②今回、八代港、熊本港のコンテナ基地の完成に伴い、従来に比べ陸上輸送費が大幅に削減されることや港湾施設使用料を他港に比べて低く設定したことにより、両港の背後圏の貨物がそれぞれの港にシフトすることが見込まれる。八代港は、従来の貨物のコンテナ化に加え、現在、北九州港、博多港を利用している宮崎県、鹿児島県のコンテナ貨物の一部が必要として見込まれる。釜山港と八代港間のコンテナ定期航路開設が決定し、熊本港との間にも航路開設が予定されており、これからは両港へのコンテナ貨物のシフトが進むと考えている。

【一般質問】

六月一六日に坂本哲志（自由民主党）、平野みどり（県民クラブ）、城下広作（公明党）、一七日に岩中伸司（新社会党）、幸山政史（自由民主党）、荒木義行（無所属）、一八日に荒木章博（自由民主党）、渡辺利男（県民クラブ）、江口隆一（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

福島県政

（１）今後の県政運営に対する決意を聞きたい（城下）。（２）周辺事態に際してわが国の平和および安全を確保するための措置に関する法律（以下「周辺事態法」）による協力要請で県民の不利益が大きいと思われる場合、協力を断ることもあるのか（平野・岩中）。（３）副知事は、三か月間の仕事を通じて、民間人の目を通して見た県庁の現状や組織のあり方、そして仕事の進め方についてどのように感じているのか（坂本）。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

（１）今後の県政運営では、活力にあふれ、こころ豊かな本の実現に向けて、五つのキーを中心に全力で取り組んでいく。新県計画の策定では、目指す理想の熊本像を示し、総合計画委員会等を通じて、幅広く県民の意見を聞きながら検討を進めたい。自分流のリーダーシップで、困難に決して臆（おそ）することなく、地域的にも施策的にも調和のとれた形で、さまざまな課題に取り組みたい。（２）周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく国からの地方公共団

体の長への協力要請、民間などへの協力依頼は、内容次第で住民生活、地域経済活動に少なからぬ影響があることを懸念する。地方公共団体は、法律に基づく協力要請に協力できることはすべきだが、住民の生活に不安や支障がないようにすることも当然だ。協力を断ることもあるかという質問には答えにくい。が、どのような場合の協力要請か、内容や背景が見えないので、明確に答えにくい。強いて申し添えれば、地方団体の対応の基本は、イデオロギーではなくヒューマニズムではないか（知事）。（３）副知事就任から三か月が過ぎている感想を次のように語った。その間は、「整備新幹線の問題、チツソ、そして肉づけ予算を含む新年度の予算」の議論の中で、「謙虚に学ぶことの必要性と職員への信頼を高めた時期」だったという。そこから学んだことを、「仕事の中で、ゼネリックに理解をしていかなければならない部分とスペシャルに理解をしていかなければならない県政の課題がある」ことだったとも述べた。また、「もう一点」として挙げたのは、「自分の専門領域で県にかかわったのとは違い、「内側に入って感じた」ことで、「それはまるで異業種間交流の真ただ中に来たような気」がしたこと。その中で、新年度予算にかかわって「県の財源の厳しさ、そのことをひしひしと感じ」たとして、福祉現場での厳しい財源問題に直面していた経験も踏まえ、「異業種間と思えた企業誘致、創業支援、あるいは産業振興、科学技術振興、あるいは経営支援といったようなことが、将来の財源確保というところの中で、どれぐらい大きな重要な意味合いを持つかということをしっか

りと身をもって感じさせられた」とも述べた。そういう重要な意味合いの中で、「セクト主義、あるいは前例主義」という「側面がある」としますならば、私は、それは県民に対しての裏切り」「公務員というのは、県民のニーズにこたえるという義務」があるとの手厳しい指摘も行っていた。そして、「血税の中で私たちは給与を得ている、給与の対価に見合う仕事をしなければならぬ」というコスト意識を今後とも一人一人が持つていくことの大事さ、それがある」との姿勢論を展開した。一方、「県に入って新鮮な感動を覚えたこと」として、「さりげなくトイレに飾られている花」と「清掃会社の人たちが一生懸命点字ブロックを浮き立たせようと這いつくばって拭いている姿」に触れ、「優しくまもとづくりに向かっての一翼があることを実感」したことを挙げた。また、「一つ一つの事業が熱心に討議をされ積み上げられ、持ち寄られている実態を政策部長会議等々で感じる」とがあったが、「それが一体、県民に具体的な姿としてどう伝達をされているか」との問いから、「広報活動の大事さが県の行政の中でますます求められてくるのではないか」「活力にあふれ、こころ豊かな熊本、そして県民一人一人が愛する熊本県づくり、それを考えてまいりましたときに、今後私たちは、広報活動というものをもっともっと大事にしていかなければならないのではないか」とも述べた。さらに、民間活力の導入の議論と間近に迫ったくまもと未来国体への心構えにも触れ、「民間活力の導入とともに、県の職員一人一人が、私は一体この国体のために何ができるんだろう、そんな問

いかけの中での働きもまた要求されるのではないか」とした。そして、最後に、新県計画の立案の動きに言及した。答弁の中ではオーストラリア先住民のアボリジニ（実際はネイティブアメリカンのイロコイ族）の諺、「どんなことでも七世代先のことを考えて決めるなくてはならない」を引き合いに出して、まさに新県計画は、「そうした意味合いの中に位置付けられるもので」、「この計画を享受するのは、今幼い子どもたち、そして成長している若者たち」であり、「このかじ取りをするのは、今行政真つただの中にあります若い職員」とであると述べた。そこに、新県計画の「理念に向かって県職員の一人一人が役割を担っていくことの大事さがある」との意義を問うたのである（副知事）。

県政全般

（１）①中期財政見直しを見直すつもりがあるのか。②（ア）政策評価システム推進事業の内容と成果指標についてと、評価結果の公表をどういった形で行うのか。（イ）新県計画の策定時に政策評価を活用するのか。③現在の県の財政状況を考えれば企業会計（バランスシート）の導入を急ぐべきと考えるが。④現在の財政状況に対する認識と財政再建に対する知事の考えを聞きたい（幸山）。⑤（ア）庁内における雇用対策会議の設置について。（イ）県経営者協会、連合熊本と県による雇用対策会議の設置について（渡辺）。⑥二月施行の新事業創出促進法に対応する構想策定の予算が盛り込まれている、どういう対策を進めるのか（幸山）。⑦（ア）新規の緊急中高年再就

職促進訓練事業を含め、中高年労働者対策をどのように講じるのか（幸山・渡辺）、（イ）それ以外の雇用の流動化の観点からの雇用対策について（幸山）。③①抜本策におけるチツソの経営健全化について。②これから地域に果たすべきチツソの役割について（江口）。④①（ア）地域振興局設置後の熊本市圏の社会資本整備についてどのように考えているのか、（イ）地域振興局設置後の白川の管理について。②地域振興局の名称では、県境の名前を付けるべきではないか（坂本）。⑤①男女共同参画社会基本法にどのように取り組むのか。②男女共同参画社会基本法の理念をどのように教育に反映させるのか。⑥①雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」）のセクシュアルハラスメント防止ガイドラインについて、県ではどう進めているのか。②男女雇用機会均等法の県教育委員会の取り組みについて、とくに相談窓口はどうしているのか（平野）。⑦①市町村との総合的な行政ネットワークについては、どのように進めるのか。②企画調整課の中に三人の情報班を設置しておくだけで体制は十分か。⑧①ポスト国体に向けての新たな公共サービスが求められている中、PFI（民間資金主導）導入を急ぐべきではないか（坂本）。⑨①（ア）公共事業の再評価の実施に当たって、関係各部はどのような視点から評価しているのか。（イ）公共事業再評価第三者委員会審議の進め方について。②新技術、新工法導入に関しての現在の取り組みと今後の取り組みについて。（10）農業試験場跡地なども含めた未

利用土地の有効活用策について（江口）。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

①①県財政の中期的な見通しは、平成九年三月に策定し公表したが、その後、前提とした経済成長率等が想定より厳しいものとなったため、歳入が想定を大きく下回った。また、税収実績との乖離、地方財政制度の大幅な改正、平成一〇年度の大規模な経済対策などから、見直す必要があり、地方財政制度の改正による影響を把握した上で行いたい（総務部長）。②（ア）政策評価は、平成一〇年度に重要政策事業協議で試行し、平成一一年三月には取り組み方針を決定した。その内容は、県民や地域の視点から事業の成果指標を設定して、自主的な評価で行うもの。対象はすべての重要政策事業で、公共事業は平成一一年度検討し、可能なものから順次実施し、その他の事業は平成一二年度までに順次取り組む。推進では、取り組み体制を整備し、研修会の開催、評価マニュアルの作成などを行う。公表は、例えば県庁ホームページへの掲載などを検討する。（イ）新県計画では、政策や施策の評価で取り組みたい。具体的には、政策の評価目標を成果指標に設定することを検討しているが、どのような指標が適切なのか、策定後にはどう活用するかなど、解決すべき課題もある（企画開発部長）。③県では、昭和六二年にバランスシートを作成し公表したが、追随する団体が少なく、作成の手法がまちまちで、他の団体との比較分析ができず、内部で研究が続けている状況。国では、調査研究会を発足させ、バランスシートや普通会計と公営企業会計や地方公社会計

との連結決算など、地方公共団体の財政状況を総合的に把握する手法を検討するとしており、この検討結果なども踏まえながら、作成手法や活用方法などを検討したい（総務部長）。④景気低迷や恒久的な減税で県税収入が落ち込む中で、財政出動が今日の財政状況をもたらしたとの指摘に異を唱えるつもりもないが、このような措置が長期的には県の構造的な体力を涵養するに役立ち、将来の財政再建に寄与すると確信している。ただし、中期的な財政見直しにも十分留意し、早急に財政運営の原則に立ち返る必要がある、第二次行政改革大綱に基づく知事部局職員数の削減、県債発行額の抑制等を前倒しで実施するなど、徹底した経費の削減を図り、遊休県有資産の売り払い促進、県税の収納率向上等を行っていく。（２）①（ア）平成十一年六月一日決定の緊急雇用対策および産業競争力強化対策の中で創設される緊急地域雇用特別交付金の通知があり次第、必要かつ適切な事業を実施すべく、労使との意見調整を踏まえながら、全庁的に雇用対策を検討する雇用対策連絡会議を設置したい。（イ）行労使による雇用対策会議の設置についての提案だったが、県でも、経済団体、労働団体、行政で構成する雇用創出・安定に関する対策会議の設置を検討している（知事）。②新事業創出促進法の施行を受け、平成十一年一〇月をめぐりに、重点産業分野の絞り込み、総合的産業支援体制の確立、技術支援の方策などの、新事業創出の基本構想の策定に取り組みたい。事業では、財団法人熊本県起業化支援センターに委託して、同センターの経営指導等の支援と併せて、創造的技術を持つ創業者

や創業間もない中小企業の研究開発や販路開拓等を支援したい。③（ア）緊急中高年再就職促進訓練事業は、中高年非自発的離職者を対象に、民間に委託して職業訓練を実施し、再就職の促進を図るもの。県では、雇用促進事業団とともに、四七〇人を対象に、就職を促進するための職場体験講習などを実施する。中高年労働者を受け入れた事業主にも、賃金および教育訓練に係る費用の助成を行う。五月には、知事名で、県内の主要経済四団体について協議を解消するため、求人年齢要件の引き上げなどについて協力要請した。（イ）企業の終身雇用制度の比率低下、パートタイム、派遣などの就労形態を希望する者の増加で、労働市場の流動化が急速に進むと思われる、県では、Ｕターン関係の情報提供を行い、熊本県雇用環境整備協会によるＵターン費用の助成を行っている。また、夏の帰省時期のＵターン希望者等への就職面接会等も行っている（商工観光労働部長）。③①今回の支援策では、経営合理化等のチッソ再建計画の策定による自助努力のほか、資金の確保や従業員のモラル維持のための措置も欠かせない。このため、チッソの内部留保や経営意欲、関係金融機関の資金支援など、具体的調整に向かうと聞いている。②チッソは、地域の中核的企業として、雇用の確保や経済振興の役割を果たす必要があり、現在、国際標準化機構のISO14001の取得や地場企業のISO講習会への講師派遣のほか、みなまた環境テクノセンターへの協力、水俣市のエコタウン推進本部への参加など、地域振興活動への参加、協力も進んでいる（知事）。④①（ア）菊陽町や大津

町などを含む熊本市圏は、現県計画でも県勢発展の牽引的役割を担う地域として位置付けられ、整備推進は重要な課題。本庁と地域振興局との役割分担の中で、熊本市圏の振興調整は、本庁で行うとしている。(イ) 白川は、建設省、熊本土木事務所、一の宮土木事務所の三機関で管理しているが、地域振興局設置後は、建設省、熊本土木事務所、菊池地域振興局、阿蘇地域振興局の四機関となる。このため、事業の実施や災害時の対応などは、それぞれの管理者間の連携が一層必要になる(土木部長)。(2) 地域振興局の名称は、これまでの経緯等を踏まえ、県事務所の名称を新たな地域振興局の名称として継承することで、地域振興局の設置に関する条例案が平成一〇年一二月議会で可決された(総務部長)。(5) ①六月一日、国会で、男女共同参画社会基本法が成立した。県としても、平成一一年度は、熊本の実態を把握、分析を行うために、男女共同参画白書を作成し、法の理念に即した施策の研究、策定を進めたい。併せて、子育て支援のための施策や働く女性の環境づくりの施策等、熊本の実情に即した男女共同参画社会の実現に向けて取り組みたい。そして、答弁内容に「以下、余分かもしれませんが」との前置きで、個人的な所感を付け加えた。その内容は、次のとおりだった。「男女共同参画社会やセクシユアルハラスメント(以下「セクハラ」)の問題は大切なテーマだが、最近の論議の中には、これが本質的な問題かな、議論に陥りがちではないかな、そんな感じがしないでもない。かつて男女同権が言われ始めた頃、父兄会がいつの間にかPTAに取って代わられたが、母校

や母港を父校や父港に変えろとは思わない。母なる大地も立派に文学的な表現だ。父兄会に対応する言葉は母姉会だが、母と子どもの会としか聞こえないし、父兄会も父や兄にも出てこいとの教育的指導用語と考えれば、腹も立たないのではないかな。今や女性の立場は急速に強くなりつつあり、女々しいもむしろ男々しいと言った方が実態を表す。顰るも、横に男、女、男と書くが、むしろ女、男、女と書いた方がよいように感じる。本質的に男女雇用均等の社会、男女共同参画社会やセクハラのない社会の実現に向かって、全員が努めていかなければならない時期ではないかなと感じている(知事)。(2) 県教育委員会としては、一に正しい職業観に基づく適切な進路指導の充実、二に男女平等の教職員研修の充実、三に心の教育の充実と男女の相互理解の推進、四に小学校家庭科や中学校技術家庭科の充実、五に国際理解教育の推進の施策で、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいる。男女別名簿は、身体測定、諸検診、体育行事などの利便性等から使われているもので、男女平等教育の阻害要因とは考えていない(教育長)。(6) ①改正された男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ、平成一一年四月に、セクハラの防止に関する取り組みについて、各課、各出先機関に通知した。その中で、所属長をはじめとする職員の責務や認識すべき事項を示し、苦情相談に対応する相談員をすべての所属に配置した。また、職員研修などで意識啓発にも取り組む(総務部長)。(2) 県立学校には、学校現場の特殊性を考慮した取り組みについて通知し、相談窓口は、教頭と校長が選任する職員二人に当た

らせることとした。市町村教育委員会にも、セクハラ防止の取り組みを行うよう指導した（教育長）。（7）①県と市町村との総合的な情報ネットワークの構築は、行政の効率化などで意義があり、具体的な方策を検討したい。②推進体制の強化では、高度情報化への取り組みを全庁的に推進する会議を設け、国や経済界、市町村などとの連携を図るための協議会を設けたい。

（8）県では、国の動向の把握や海外および国内の先進地の事例について、PFIのメリットや検討課題などの基礎的な勉強を進めてきた。今後、審議が行われているPFI法案の内容や国の各省庁の動向などを踏まえ、関係部局に研究会を設けて検討したい（企画開発部長）。（9）①（ア）公共事業の再評価の

視点は、国の実施要領に基づき第一に、事業の進捗状況から見た問題点の把握、第二に、事業採択後の社会経済情勢などの変化を踏まえた事業の必要性や緊急性の検討、第三に、事業採択時と現時点における事業効果の比較検討、第四に、コスト縮減や代替立案など経済面からの検討である。（イ）委員会の審議の進め方は、平成一〇年度は審議期間が短く、事業を抽出して審議せざるを得なかったが、抽出や現地調査箇所の選定は委員会自らが行った。平成一一年度は、委員会からの要請で開催回数を増やしている。議事の進行は委員長に一任し、自由かつ活発な議論がなされている。②公共事業における新技術、新工法の導入では、例えば河川の護岸では、多自然型川づくりを目指し、籠（かご）マット工法などを採用している。道路では、排水性舗装を導入している。さらに、国が整備を進めるデータベースへ

の接続を検討するなど、建設技術に関する情報ネットワークの整備にも努める（土木部長）。（10）未利用の県有地は、県の行政目的への活用を優先し、活用が今後見込まれないものは売り払うことにしている。農業試験場跡地も、適切な管理に努めながら、将来の利活用に備えている（総務部長）。

観光

（1）どのような観光の振興策を考えているのか。（2）サッカーワールドカップキャンピング地誘致について（荒木章）。

これらに対して執行部は、次の内容で答弁した。

（1）三期目に当たって、広域的、国際的な視点からの観光振興を目標の一つに掲げた。阿蘇、天草、熊本などの観光素材を魅力アップさせ、交通アクセスの改善に努め、九州の周遊ルートの中に位置付けるほか、アジアなどの外国人観光客の誘致のための新たな観光ルートの提案や既存ルートの再構築で、国内だけでなく、世界に通用する観光地づくりを進めたい（知事）。（2）サッカーワールドカップキャンピング地の誘致合戦は、相当厳しいものになると考えているが、今後、熊本市、大津町、地元サッカー協会などと招致委員会を設置し、招致対象国を絞り込み、できるだけ早く組織委員会に正式にキャンプ地の公認申請をしたい（商工観光労働部長）。

交通

（1）①九州新幹線整備の大幅な工期短縮について、どのよ

うな見解か。②連続立体交差事業の状況、今後の見通しについて。③合同庁舎、県有施設の熊本駅周辺地域への導入についての知事の英断を聞かせてほしい(荒木章)。(2)①九州新幹線鹿児島ルート建設負担金について、今回の工期短縮案でいえば、熊本県の負担分はどれくらいになるのか。②並行在来線八代・川内間、第三セクターに関する問題として、国、鹿児島県、九州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」と)との輸送連絡会の審議状況について(岩中)。(3)①並行在来線の第三セクターの設立、運営にどのように関与するのか。②現在の検討状況と今後の進め方について(江口)。(4)①熊本都市圏の骨格となる軌道系交通システムの導入実現に向けての考えを聞きたい。②JR新水前寺駅の結節機能強化の事業化に向けた決意と見通しについて。③第二空港道路沿線の交通対策、道路整備の今後の見通しについて(渡辺)。(5)①武蔵ヶ丘東ニュータウン開発に伴う道路整備として、都市計画道路麻生田三里木線の取り組み状況と完成の見通しについて。②一般県道辛川鹿本線の現在の取り組み状況を含め、どのような整備方法を考えているのか(荒木義)。

これらに対して執行部は、次の内容で答弁した。

(1)①与党で作業が進む、整備新幹線鹿児島ルート工期の大幅な短縮を含めた基本スキームの見直しは明るいニュースだ。工期短縮の程度や財源問題は、平成一一年八月までに結論が出ると聞いており、県では、引き続き建設財源の安定的確保と地方負担の財源措置の充実強化を求め、用地買収にも全力を

挙げたい(知事)。(2)連続立体交差事業は、平成一一年度に着工準備の採択を受け、構造物の設計や環境影響調査を行う。新幹線建設と同時に施行する必要がある、平成一一年一月から県、市、日本鉄道建設公団、JR九州による協議の場を設け、計画の調整、工事の施工計画、事業の費用負担などの協議を重ねており、連続立体交差事業の工期短縮を図る方策も検討を始めた。今後、平成一二年度には都市計画決定を行い、早期の事業着手に全力を尽くしたい(土木部長)。(3)熊本駅周辺地域にぎわいと魅力のある副都心として整備することは、県、市にとって重要な課題である。そのためには、民間施設の立地が必要で、この核として公共施設の駅周辺への導入は望ましい。とくに、熊本合同庁舎の移転は大きな力で、六月一六日に財務局長に要望した。その際、県、市の特段の協力があれば、検討もやぶさかでないという意向を聞いた。知事ではなく、むしろ下駄は国側の財源問題に預けられているのではないか(知事)。(2)①県内はすでに全区间が着工済みで、時点修正の要素を除けば、総額の新たな増は生じない。県の建設負担金が増えるとは考えていない。②輸送連絡会は、国、鹿児島県、熊本県、JR九州で構成し、貨物の取り扱いや資産の譲渡などについて協議を行うもので、年一回開催している。平成一〇年は、並行在来線を運営する第三セクターの組織づくりの協議を行い、県とJR九州が長野県の推進体制を調査した。次回は、七月開催する方向で調整中である(企画開発部長)。(3)①第三セクターの設立、運営は、沿線自治体にだけ過大な負担をかけない

よう、ＪＲ九州、国にも協力を求めながら、県が主体的に参加しなければならぬと考えている。②第三セクター設立に関する諸問題を輸送連絡会で協議し、沿線自治体や鹿児島県とも会社設立のスケジュールや手順について協議を始めている。しかし、なお不確定な問題も残っており、それらを整理した後、収支予測や経営合理化方策を沿線自治体と検討したい。(4) ①新たな軌道系交通システムの導入は、平成九年三月、熊本都市圏公共交通検討専門委員会により報告がなされ、空間の確保や需要規模、導入効果から、市電ルートの県道熊本高森線が望ましいとされた。また、輸送需要量、建設費から見て、ライトレール案がガイドウェイバス案が妥当とされたが、いずれも国内営業実績がなく、現実的な評価が困難とされた。事業主体や多額の建設財源負担、市電の取り扱いなど解決すべき課題も多いが、将来的には、熊本都市圏の総合交通体系で大きな役割を果たすと考えている(知事)。②ＪＲ新水前寺駅の結節強化は、平成一〇年度に新水前寺駅地区交通改善計画策定検討会を発足させ、ＪＲ、市電、バス間のスムーズな乗り替えのために、連絡通路の新設や電停、バス停の再配置などの検討を重ねている。平成一一年度は、都市圏交通円滑化総合対策事業の対象の指定を受け、熊本市が整備計画を策定する予定で、県も支援したい。③東部方面の道路ネットワークの拡充は、現在、県道小池竜田線や県道益城菊陽線などの拡幅や歩道の整備に取り組んでおり、早期完成を目指したい。熊本都市圏の総合都市交通体系調査を踏まえ、東部方面の道路ネットワークについても見直し

を進めたい。(5) ①麻生田三里木線の整備は、平成一〇年度事業に着手し、平成一一年度は、ＪＲ豊肥本線の跨線橋こせんきょうについて、ＪＲ九州との実施協定を締結し、用地取得に着手する。完成の見通しは、武蔵ヶ丘東ニュータウンの分譲の本格化が見込まれる平成一五年度をめどに進めている。②辛川鹿本線は、未改良区間のうち、新山地区で拡幅事業を進めている。菊陽町と合志町の町境付近の未改良部分は、現道の拡幅案とバイパス案が考えられるため、経済比較や事業効果などの検討を進めている(土木部長)。

地域振興

(1) 手取本町地区市街地再開発事業の竣工の時期について(荒木章)。(2) ①本渡港マリンタウン計画で五、〇〇〇トン級岸壁がなぜ必要なのか。②第二瀬戸大橋と本渡港マリンタウン計画がどうして一体のものでなければならないのか。③どのような需要予測でこれだけ大規模なマリナーを計画しているのか。④(ア)干潟の埋め立ては、自然環境や漁業にどのような影響を及ぼすと見ているのか。(イ)計画策定の際に、環境保全課や水産振興課とどのように話し合い、庁内調整を図ったのか。⑤計画自体に必然性が乏しい、無理があると思われる本渡港マリンタウン計画の中止を含めた根本的な見直しをするつもりはないのか(渡辺)。(3) 現行の過疎地域活性化特別措置法(以下、「現過疎法」)の期限切れを控え、新しい過疎法の制定に向けて、県としてどのような戦略をもって対応するのか(江口)。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

(1) 手取本町地区では、平成九年二月設立の組合で権利変換計画の策定に向けた権利者間の協議が重ねられてきた。その後、権利者間の合意もほぼ形成され、五月二七日開催の組合臨時総会で、再開発ビルの九月着工、平成一四年二月の竣工の見込みが確認された(企画開発部長)。(2) ①現在の本渡港は昭和四〇年代に整備されたもので、港湾としての機能を十分果たしておらず、貨物量の平成一七年時点予測と近年の船舶の大型化への対応も考え、五、〇〇〇トン級岸壁を計画した。②本渡港の整備は三地区に分かれ、一体的な利用を図るためには、それらを連絡する橋梁が必要となる。一方、熊本天草幹線道路として、上島と下島を結ぶ橋梁の構想もある。このため、橋梁の整備では、経済性、効率性、実現性などの観点から、両事業を連携させた構想としている。③現在、本渡港周辺には、プレジャーボートなどが約一〇〇艇余り無秩序に係留されている。船舶の安全な航行の確保や市民とのトラブル解消のため、また平成一七年時点の需要を想定し、三三三艇を収容する計画としている。整備は、既存の岸壁を活用した小型係留栈橋などを設置するもので、利用状況を見ながら段階的に増設したい。④(ア)当初は六〇・八haとしていたが、漁業関係者の要望を受け、漁場や干潟の保全を考慮し、経済状況の変化も踏まえ、平成九年度に工業用地を一一ha減らし、四九・八haに変更した。環境調査は、平成五年度から、閣議アセス(環境影響評価の実施について)に基づく調査項目に従い、干潟生物の生息状況、藻場

などの調査および潮の流れのシミュレーションなどの環境影響評価を実施した。その結果、干潟の主要な部分は残しており、漁場や自然環境へ与える影響は小さいと予測する。(イ)環境部局との調整は、公有水面埋立申請に先立ち事前協議を行い、その指導による追加調査などを行い、漁業補償交渉妥結後に正式協議を予定している。水産部局からも護岸や岸壁基礎の構造に助言を得ており、できる限り自然の石を使うなどの配慮をしている(土木部長)。(5)本渡港マリントウン計画は、地域経済、暮らしの基盤づくり、天草観光の拠点づくり、市民の憩いのウォーターフロントづくりを目指しており、基本的には、本渡港の整備のみならず、天草地域の振興発展にとっては大変重要な課題の一つである。県としては、これまでこの計画に理解が得られるよう最大限の努力をしてきたが、港湾整備の必要性、自然環境の保全、水産振興にわたる意見があり、合意形成には至っていない。今後は、多くの賛同を得た形で事業推進が図られるよう努力したい(知事)。(3)(中島議員代表質問への答弁(4)②に同じ)

県民生活

(1) ①現時点での地域振興券の交付状況と換金状況はどうか。②今回の実施は初めての試みで、市町村で偽造等の何か問題が発生していないか。③最終的に地域振興券交付事業の効果の把握を行う考えがあるのか、いつごろ結果を出す予定なのか(城下)。(2) ①投票所のバリアフリーの進捗と今後の課

題をどう認識しているのか。②不在者投票所の増設はできないか。③だれもが投票の権利を行使できるような、将来的な投票のあり方や可能性について（平野）。③①（ア）県民の住宅事情を踏まえて、公営住宅の現状についてどう認識しているか。（イ）今後建設予定はどのようになっていくのか。（ウ）もし入居者希望数を満たし得ないなら、民間アパートを借り上げる必要があるのではないか。②平成八年度に高齢者及び障害者住宅改造成事業がスタートしたようだが、現在の利用状況はどうか。（４）①熊本駅周辺に熊本合同庁舎を誘致したらどうか、その一フロアーに県、市の出先業務機関を設置してほしいと思うが。②（ア）武蔵ヶ丘東ニュータウン開発に伴う新駅の場所がどのあたりになるのか、JR九州と何らかの形で文書は交わしているのか。（イ）武蔵ヶ丘東ニュータウン内への県立図書館分館建設について。（ウ）地区計画を推進する必要があるのではないか（城下）。⑤消防団活動の活性化に県として今後どのように取り組んでいくのか（荒木義）。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

（１）①交付対象者は約五五万人、交付総額は約一一〇億円で、平成一年五月末現在で、約一〇八億円、約九八％の交付が完了しており、このうち六七億円、約六二％の換金が済んでいる。②現在までのところ、偽造等の問題の発生が生じたとの報告は受けていない。③地域振興券交付事業の効果の把握方法など、難しい面があるが、市町村の協力を得ながら、何らかの形で取りまとめたい。取りまとめの時期は、平成一二年一月以降

を予定している（総務部長）。②①平成七年と平成一〇年の調査の比較によると、スロープ設置の投票所が一七五か所から四〇か所増加するなど、改善が進んでいるが、県内投票所のうち約半数が構造上設置できない状況にあるのも事実である。今後の課題は、ハード面の整備をなお一層推進することと、ソフト面でさらに投票しやすい環境づくりに努めることである。②現在、ほとんどの市町村で一か所のみで実施されている。不在者投票所の増設は、不正投票の防止や事務従事者の確保等の課題があるが、有権者の利便を図る上で有効な手段で、今後とも積極的な取り組みを要請していきたい。③すべての有権者にとって投票しやすい環境を整えることは重要なことで、例えば、電子投票など、高齢化等の時代に対応した新たな投票方法について、国で研究に取り組まれることを期待している（選挙管理委員会委員長）。③①（ア）公営住宅は、現在約四万戸のストックがあり、県内の住宅戸数に占める割合は六・五％と、全国平均の四・五％より高く、平均面積も全国レベルの水準にある。一方、本格的な高齢化社会を迎え、低廉な家賃設定、生活支援サービス提供などの支援体制の確立が重要な課題である。（イ）公営住宅の建設予定は、住宅建設五カ年計画に基づき、平成八年度から平成一二年までまでに新設、建て替えを含めて三、二〇〇戸を進めるとしているが、基本的には市町村が主体となって整備することが適切である。（ウ）高齢者には、年金受給者が多く所得が低いことを踏まえ、公営住宅の優先入居を行ってきたが、今後も制度の拡充を図りたい。民間を活用し

て低廉な家賃で良質な高齢者向け賃貸住宅の供給を促進するため、民間の事業者者に建設費や家賃などを補助する高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業を平成一一年度から実施する。民間事業者が保有する住宅を公営住宅として借り上げる方式は、県と市町村の役割分担を踏まえ、今後の検討課題と考えている（**土木部長**）。②平成八年度スタートの高齢者及び障害者住宅改造助成事業の助成対象の市町村は、八年度が一市町村だったが、九年度は五三市町村、一〇年度は六六市町村と増加し、一一年度は七九市町村の見込みで、全市町村の八五％である。助成件数も、八年度の六〇件から一〇年度は二二六件と四倍近くに増加し、老後の住宅事情の不安解消にも役立っている（**健康福祉部長**）。④①九州新幹線鹿児島ルート船小屋―新八代間が平成一〇年三月に着工され、鉄道の高架化事業も平成一一年度に連続立体交差事業として国の着工準備の採択を受けるなど、基盤整備の進捗が図られる中、周辺のまちづくりが今後の重要な課題である。駅周辺地域でにぎわいのあるまちづくりを進めるためには、商業施設や業務施設などの都市機能の導入が必要で、公共施設の誘致も有効な方策と考えており、現在、公共施設の導入について、関係機関と協議している。②②（ア）武蔵ヶ丘東ニュータウンの開発に伴い、JR豊肥本線に新駅を設置することについて、平成七年四月にJR九州と熊本県住宅供給公社との間で覚書の締結がなされている。平成七年九月に決定された駅前広場等の都市計画では、新駅の設置位置をJR豊肥本線の武蔵塚駅と三里木駅の間の熊本市武蔵ヶ丘九丁目地内と想定し

ている（**企画開発部長**）。⑤（イ）県立図書館の役割は、サービス提供の機能のほかに、市町村立図書館や公民館図書室を通じて県民にサービスを提供することと考えている。このため、地域住民の利用の便を図る方策として、現在市町村立図書館の設置促進に重点的に取り組んでおり、特定地域への県立図書館分館の建設は考えていない（**教育長**）。⑥（ウ）地区計画は市町村が策定するものだが、その策定では、開発事業者の理解や住民の合意形成がとくに重要で、県としても、市町村と連携を密にPRや啓発に努め、地区計画制度の活用に積極的に取り組みたい（**土木部長**）。⑦（エ）若者やサラリーマンが安心して消防団に加入し、活動することができるといえる状況をつくり出すことは不可欠で、県としては、平成一一年度県消防協会に消防団活性化検討委員会を設置し、住民や企業の消防団活動への理解を得る方策や団員の確保対策の検討を深めている（**総務部長**）。

文化振興・スポーツ振興

①（一）①くまもとアートポリス事業について、来年計画しているものはあるのか。②新コミッションナーが就任して最初のイベントで、その特色は（江口）。③②①（ア）教職員関係の団体選手の現状はどうなっているのか。（イ）県外からの移入選手はいるのか。（ウ）学校教育で子どもにしわ寄せが来ているのではないか。④②（ア）今後の国体のあり方について、再考または中止する必要があると思うが、（イ）公正で適正な競技運営、簡素化の見本となるような運営をお願いしたいが（**岩中**）。⑤③

国体の開催をめぐる情勢、県警の警備方針について（坂本）。

これに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

（一）①くまもとアートポリス事業は、近年で相次いで日本建築学会賞を受賞するなど、国内外を問わず高い評価を受けている。平成一〇年五月、新コミッショナーに国際的に著名な高橋勲^{（い）}氏が、副コミッショナーに伊東豊雄氏が就任し、現在新たなプロジェクトが進行中で、コンペ方式で、大学生が初めて設計者として指名され、新しい歩みが始まっている。来年は、事業の成果を各方面に発表するため、くまもとアートポリス2000を計画している。②その特色は、対話を重視する新コミッショナーの考えを反映させ、県民をはじめ多くの人たちが参加できるものとし、建造物やまちづくりなどについて考えるためのコミュニケーションの場を設けたい。さらに、これからの理念をしつかりと方向づけるような国際コンペを行いたい（土木部長）。（二）①（ア）成年の強化選手は、現在七一五人が指定されており、うち公立の教職員は二〇代から五〇代まで一〇一人が指定を受けている。（イ）移入選手は、国体開催地を渡り歩き、国体の成績を上げるための選手という意味では該当者は一人もいない。監督は、現在一一〇人が委嘱され、公立関係の教職員は三〇人。（ウ）学校では、くまもと未来国体を機に、多様な学習活動を行ったり、放課後等でも国体への取り組みがなされたりしており、貴重な体験的学習の機会で意義深いものと考えている（教育長）。②（ア）国民体育大会の開催は、施設づくりや人づくりを進め、県民が気楽にスポーツ

に親しめる環境づくりを推進するとともに、社会資本の整備なり観光、物産のPR、まちづくり意識の高揚など、地域づくりにも大きく寄与するものである。一方、時代の変化に合わせた制度の改善も必要で、とくに簡素化は、日本体育協会、文部省とも継続的に協議を進めており、現行の国民体育大会の制度を改善しつつ、今後開催していくべきと考えている。（イ）公正で適正な競技運営は、開催県、日本体育協会および競技団体等の関係者の重要な役目で、くまもと未来国体が国民体育大会の開催趣旨を踏まえ、正々堂々の熱戦が繰り広げられ、二世紀へのかけ橋にふさわしい大会となるよう努めていく。簡素・効率化は、平成九年、大会運営の簡素・効率化に係るガイドラインを策定し、秋季大会開会式の選手団約三、〇〇〇人のスタンド参加による式典時間の短縮や式典出演者数の絞り込み、役員、関係者の服飾整備の見直しなどの取り組みを進めている。県と市町村合同での広報のグッズ、資料袋等作製、市町村の記録ビデオのボランティア作成などに取り組んでいる（国体推進局長）。（三）国民体育大会の開催では、極左暴力集団をはじめ、反天皇制運動に取り組む全国の団体や個人が、国民体育大会は天皇制イデオロギーをばらまく儀式であるなどと訴えて、集会、デモ等の反対行動に毎年取り組んでいる。最近でも、平成四年の山形国体や平成九年の大阪国体、平成一〇年の神奈川国体で、各種事案が発生している。くまもと未来国体に向けても、すでに極左暴力集団や反天皇制運動の勢力の中に、開会式式典の妨害や反対行動を示唆する主張が見られ、事案の発生も懸念され

る。県警察では、平成一〇年四月に熊本県警察国体等警衛警備準備本部を設置し、関係機関、関係自治体等と緊密に連携しながら、事前の諸対策を推進している（警察本部長）。

健康・福祉

（一）①（ア）一〇月に向けての各市町村での準備は順調に進んでいるのか。調査員の確保や介護認定審査会の体制をはじめとした準備体制の現状について。（イ）県の介護費用総額は平成一〇年九月議会で実施ぎりぎりの平成一二年三月まで明らかにできないとあった、これには納得できないが。（ウ）平成一二年四月、保険料の徴収とサービスの給付が始まってから県民が介護保険の実態を知ることになり、大混乱を起こすのではないか、保険料は三年ごとに見直され、さらに高くなると言われているが、どう考えているのか。（エ）介護保険に移行することで財源負担の内容が変わり、大幅な個人負担増になると考えるが。②介護保険制度の平成一二年四月の実施は中止し、公費で介護保険を充実させていくことが県民のための福祉行政ではないか（岩中）。③①介護保険に参入してくる事業体やケアマネージャーの健全な働きをチェックする意味でも、第三者機関による客観的監督が極めて大切であると思うが。②（ア）地域福祉支援体制整備事業において、生活支援員の業務はどのようなものか。（イ）事業の実施主体が熊本県社会福祉協議会とされているが、これから生活支援員にどのような人を選び、どのように研修していくのか。（ウ）トラブル防止策について

どう考えているのか（平野）。③介護を支えるための基盤整備、とりわけ施設の整備をどのように見直していくのか（荒木義）。これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

（一）①（ア）介護認定審査会は、単独で行う二つの市を除き、県事務所の圏域を単位に広域的に設置する体制が整った。要介護認定のための訪問調査は、市町村職員が行うが、必要に応じて居宅介護支援事業者に委託することも可能とされており、各市町村で調整が進められている。県でも介護支援専門員の養成、介護サービス事業者の指定、六月県議会提案の介護保険審査会の設置など、順調に準備を進めている。今後は、介護認定審査会委員や訪問調査員への研修を実施していく。（イ）介護費用総額は、算定基礎の介護サービスの報酬単価が国で決定され、市町村の介護費用総額が確定するのは年度末の見込み。このため、現時点では、平成一一年初めに市町村が試算した積み上げ額をこたえるが、その額は平成一二年年度、県全体で約一、〇〇〇億円と推計している。（ウ）保険料は、各市町村の介護費用総額をもとに算定し、中期的な財政見通しを通じて収支の均衡を図る観点から、三年ごとに見直すこととされている。その際、介護サービスの必要量も検討を加えることになり、結果次第では必ずしも保険料が増加するとは言い切れない。（エ）介護保険制度では、介護サービスの利用者が費用の一分を負担することとなり、その一分負担を除く介護費用総額の二分の一を公費で、残り二分の一を四〇歳以上の保険料で賄うとされている。この制度は、新たな社会保険方式の導入で、新たな負担

が発生するものの、介護を社会全体で支える制度であり、医療保険制度改革など社会保障費全体についての負担の見直しの中で捉えてほしい（健康福祉部長）。②介護保険制度は、高齢化の進展でだれもが介護に直面する中で、社会保険方式にすることで、公平な負担のもと権利意識の高揚も図られるものと考えているが、制度には種々問題があり、さらに議論を深め、よりよい姿に改善していくことは当然のことだ。しかし、実際に介護に携わっている人たちははじめ、平成一二年四月に向け施行準備に努力している人たちが、強い期待を寄せる多くの県民を考えれば、施行の延期や中止等の後退論は、理解しにくい。県では、既定方針どおり、平成一二年四月の制度スタートに向けて、全力で取り組んでいきたい（知事）。②①介護サービス事業者は、自らのサービスの質の自己評価を行い、その質の向上に努めることとされており、県でも、必要に応じ指定事業者の検査を行い、指定の取り消しを含む適切な措置を講じることとされている。保険者である市町村では、介護サービス利用者の苦情の相談を受け付けるほか、苦情処理を行う機関として国民健康保険団体連合会が事業者に必要な指導を行うこととなっている。このような介護サービス事業者への助言、指導を通して、ケアマネージャーの活動についての公平、公正が担保されるものと考えている。②（ア）地域福祉支援体制整備事業において、生活支援員の業務内容は、要介護認定申請の援助、要介護認定に係る訪問調査への立ち会い、指定事業者を選択する際の援助、利用料の支払い、利用に伴う金銭管理等である。（イ）生

活支援員は、援助の対象となる痴呆性高齢者、知的障害者等を十分に理解し、かつ福祉サービスの知識と技術を持った人が選ばれる必要がある、事業の実施主体の県社会福祉協議会は、生活支援員の、国が示す内容の研修を実施するとされており、研修が適正に行われるよう指導していく。（ウ）トラブルを防止し、利用者にとって安心して利用できる制度とするため、対象者の要件に該当するかどうか、契約の内容の適否と疑義が生じた場合の審査等を行う契約締結審査会を、実施主体の監視、必要に応じた実施主体への提言、利用者から苦情の申し立てがあった場合の調査等を行う運営監視委員会を設置することとなっている。県では、生活支援員の活動や委員会の適正な運営等を通して、この事業の定着に努力していきたい。（三）介護保険制度を円滑に実施していくためには、介護基盤の整備は最優先の取り組むべき課題である。このため、平成一一年度までの目標を定めている老人保健福祉計画に基づき、その推進を図ってきた。現在、この計画を見直しており、その見直しと併せて、平成一六年度までの介護基盤の整備目標を定める介護保険事業支援計画の策定を行っている。本格的な検討はこれからだが、具体的な数値目標を定め、計画の推進に努めていく（健康福祉部長）。

環境

①（イ）県のグリーン購入の推進状況について。（イ）全県的に行政が活用できる推奨リストの策定はいつ頃でき上がるのか。（ウ）推奨リストに載せる物品の項目数はどれくらい

になるのか。②グリーンコンシューマー育成のための消費者行
政について、どのように進展しているのか。③環境会計につい
て、環境対策の効果を数値化して費用と比較する手法を何とか
予算査定の際に導入できないか(渡辺)。(2) ①(ア)ダイオ
キシン排出量の目標達成のため必要と考えられる県内三プロッ
ク化に向けてどの程度協議が進んでいるのか、(イ)県北、県
南ブロックのごみ処理方法について、意見調整のめどは立って
いるのか、(ウ)リサイクル関連施設の整備事業として、広域
的には具体的に何か考えがあるのか。②風力発電所について、
風況精査中、風況精査予定と、各自自治体も前向きだが、今後県
としてどのようなスタンスをとっていくのか(城下)。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

(1) ①(ア) 環境問題解決の率先行動計画を策定し、環境
に優しい製品の優先的購入を行うグリーン購入も、率先行動の
柱の一つに位置付けて取り組んでいる。取り組み状況は、県庁
内で共通に使用している事務用品のうち、環境に優しい製品の
割合は、平成八年度には約二五%だったものが、現在では約
五五%に達している。(イ)この取り組みを推進するため、県
独自のグリーン購入指針を近々策定する予定である。この指針
は、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入するこ
とを基本的な理念としている。(ウ)文具、事務用品は、約一
一〇〇品目程度を選定する予定である。②県では、これまで、
「二世紀のエコライフを目指して」というテーマで、グリー
ンコンシューマーについての基調講演やパネルディスカッショ

ンを開催した。消費生活センターで環境問題についても啓発を
行っている。教育委員会とも連携して、高校生向けの副読本「が
んばれヤングくらしのミニガイド」を作成し、環境に配慮した
消費生活を取り上げている。平成三年から平成一〇年まで、エ
コライフ活動を行っている三八グループへの活動助成を実施し
た。平成八年一二月に全面改正した熊本県消費生活条例でも、
消費者に不用品の再利用、その他資源エネルギーの有効利用に
努めるよう求めている。平成一一年度は、環境に配慮した消費
生活に関する調査研究や地域セミナーの開催などの取り組みを
行う(環境生活部長)。③最近、大手の民間企業を中心に環境
会計の導入が進みつつあることは承知しているが、その手法は
未だ確立されたものはないのが実情である。環境会計は、環境
庁等で民間企業への導入についての研究が始まったところで、
これらの動向の情報収集等に努めたい(総務部長)。(2) ①
(ア) 広域化の推進体制では、平成一〇年一一月に、県北およ
び県南地域で市町村が主体となって広域化ブロック会議が設置
されている。今後は、この会議を通じて、平成一一年度から平
成一二年度にかけて、一般廃棄物処理広域化実施計画を取りま
とめる。県でも、この会議に参加しながら、広域化の拠点とな
る施設の整備や全体的な処理体制の構築について、引き続き関
係市町村を指導していく。(イ) 広域化に係る具体的な施設整
備計画の調整は、国の方針に沿い段階的に広域化を推進し、当
面、ダイオキシン類削減対策を主眼に、完全燃焼が得やすい日
量100トン規模以上の焼却施設の集約化を目指している。市

町村の焼却施設は、更新時期が異なるなどの事情があり、広域化計画は必要に応じて柔軟に見直しを行うとしている。県では、事業主体である市町村の意向を尊重しながら、十分な期間をかけて調整し、着手可能なものから広域化を推進していく。(ウ)リサイクルの広域化では、輸送効率等を考慮して、地域ごとに適正な規模を検討する必要がある、可燃ごみのような大規模な広域化の必要性は少ないと理解している(環境生活部長)。(2)風力発電所は、クリーンなエネルギーを活用し、地球環境問題に対処するための有効な方策と考えられ、他方、観光資源として期待され、県内の自治体や企業の視察、環境研修にも利用されている。県としても、自治体の風力発電所の設置は、地球環境に優しい自然エネルギーを取り入れ、地域振興策のシンボルともなり得るもので、五和町以外でも先導的な導入を支援したい。風車の建設には、風の状態が最大のポイントで、そのほか道路整備、送電線、自然公園の規制状況などを加味した良好な立地地点の選定が必要で、市町村への助言と普及啓発を図っていききたい(企画開発部長)。

商工業

(1)ベンチャー企業へ民間の資金が誘導されるような取り組みなど、ベンチャー企業の育成について。(2)①商店街振興に対する現在の県の取り組み状況について。②地域振興局の商工業の振興に関してどのような展開を考えているのか(荒木義)。(3)全庁的な対策会議をつくって、コンピューター西暦

2000年問題にも取り組むべきではないか(荒木章)。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

(1)雇用創出の担い手として期待がされているベンチャー企業等への民間の投資について、日本では条件整備が十分でなく、国でベンチャー企業の格付機関の創設やベンチャー企業対象の株式・債券市場の創設などの環境づくりの検討がなされ始めた段階であり、このような国の動きにも即応し、適切な対応に努めたい。(2)①中心市街地の活性化は、国の事業と併せ、県単独でも平成一〇年度からにぎわいのあるまちづくり事業をスタートさせ、中心市街地活性化基本計画の策定作業にもかかわり、一〇年度には九市町村が計画の策定を行った。このほかの市町村にも、街路灯、カラー舗装などの商店街施設整備の支援に加え、商店街の空き店舗活用のための共同賃借など、ソフト面についても支援を行うこととしている。こうした事業に加え、中心市街地活性化基本計画に基づき、まちづくりを推進するTMO(Town Management Organizationタウンマネージメント機関)等の取り組みを支援するため、中心市街地商業活性化基金を新たに設置するなど、所要の予算を定例会に提案している。②地域の商工業の振興を図る上で必要と思われる事務権限を地域振興局に委譲して、商工業振興に取り組みたい。体制は、局の振興調整部門に地域・商工班を設置する方向で検討を進めており、迅速、柔軟かつ地域に密着したきめ細かな対応を進めたい。地域住民にも周知したい(商工観光労働部長)。(3)平成一〇年九月に高度情報通信社会推進本部が策定したコン

ピューター西暦2000年問題に関する行動計画と対応指針に基づき、地方公共団体や業界団体などへ周知が図られ、対応マニュアルによる指導や金融、税制面への支援が行われている。県でも、これらの計画、指針などに基づき、市町村、関係団体、民間企業などに周知してきた。また、県のシステムは、平成六年度から修正に取り組み、県税、福祉、衛生などのほとんどが修正を終え、平成一一年中にはすべて完了予定である。今後、庁内の体制整備、情報提供、緊急時の連絡体制づくりなどを図っていく必要があることから、関係の部局を集めた対策会議を早急に開催したい（総務部長）。

農林水産

(1) 乳用牛の後継牛の確保と雌牛の選抜改良については、県はどのように進めるのか（荒木義）。(2) ①あか牛の県における位置付けをどうしていくのか。②生産者から、あか黒交雑種の普及を要望する声も数多く上がっている。どう考えているのか（坂本）。

これらに対して農政部長は、次の内容で答弁した。

(1) 乳用牛の後継牛確保は、乳用種同士の交配が基本で、日頃から酪農家の啓発、指導に努めているが、収益性の面から、乳用雌牛に黒毛和種を交配するケースが大幅に増加する傾向にあり、その結果、後継牛の不足が深刻化してきた。県では、後継牛確保の具体策として、平成一一年度から、乳用雌牛の導入頭数を八〇頭から八四四頭に増やしている。乳用牛の改良では、

基盤の検定事業の普及拡大を図り、平成一一年度から新たにモデル農家を選定し、乳用牛のレベルアップに努める。アメリカやカナダ等から優良受精卵を導入して、改良のスピードアップを図っていきたい。(2) ①あか牛は、放牧の適応性が高く、発育も優れており、阿蘇草原での周年放牧や預託放牧等で低コスト生産を図っている。最近あか牛は減少傾向にあるが、それは肉質面で中物以下の割合が増えていることにあると思われる、今後肉質の向上が急務で、優良種雄牛の確保に取り組んでいく必要がある。あか牛の消費拡大策では、店頭販売のほか、生協との契約販売や宅配便による産直販売等を取り入れながら、あか牛の販路拡大について今後支援をしていきたい。②繁殖用あか牛へ黒牛を交配した、いわゆる交雑種の生産については、あか牛の肉質の向上と普及定着に努めているところで、県としては、今後とも純粋種生産の方向で取り組みたい。

教育

(1) 多様化した教育内容に対応した教職員の配置について、二月県議会の質問後どうなったか（荒木章）。(2) ①少人数学級の取り組みについて。②T T (team teaching)、教師二人体制で授業を行うの現状と効果、今後の取り組みについて（幸山）。(3) 性教育を利用して、何でもかんでも平等だと、間違った男女平等、夫婦平等を教えて家庭制度の崩壊や離婚を勧めるような教育が現に一部で行われるとすれば忌々しき事態で、道徳教育と性教育のあり方について（荒木義）。(4) 児童会や生

徒会の活動を活発にモデル校等の事業を県が取り組んだらどうか。(5) ①市立高校の中途退学の問題について。②公立高校などでの中途退学の問題について(荒木章)。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

(1) 社会人非常勤講師を市町村教育委員会に勤めてきた。その結果、平成一一年度は、平成一〇年度に比べ、多く開始できた。(2) ①一学級当たりの編制標準人数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に学級編制基準の規定があるが、平成一〇年九月の中央教育審議会答申で、弾力的運用が提言され、現在、有識者で検討されている。現在その状況を見守っている。②TTの実施状況は、平成一一年度、公立小学校では四九八校中三〇八校で、公立中学校では二〇〇校中一五三校。効果では、個に応じた指導が充実し、子どもたちのやる気が出てきた、わかりやすいなどの声が上がっている。TTの教員の増員を国に要望したい。(3) 道徳時間の確保を学校訪問等で指導し、年々確保されるようになってきた。道徳教育の充実では、内容の充実も課題で、管理職、道徳主任等の研修、研究校の指定、郷土資料の指導資料の作成などを行っている。学校での性教育は、教育活動全体で行われるもので、指導では教員の共通理解が不可欠。方法や内容では、保護者の理解も大切で、平成五年に県学校保健会の協力で、性教育の手引きを作成した。文部省の三月作成の指導資料の学校における性教育の考え方、進め方を各学校に配布した。(4) 児童・生徒会活動はこれからの教育では大切で、ボランティア活

動やあいさつ運動、美化活動などの研究指定では、児童会・生徒会を中心に素晴らしい実践がなされている(教育長)。(5) ①私立高校中途退学者は平成九年度が八〇三人、在籍者に占める割合が三七・八%にのぼり、それに至る理由、原因は、主なものに進路変更、学校生活や学業への不適応がある。学校では、カウンセラーの配置や面接技法の研修など、相談体制を整備し、家庭や中学校との個別対応を行っている。県でも、私学の校長会で、個性に応じた指導や魅力ある学校づくりなど、中途退学防止を要請し、各種の情報提供、カウンセラー配置等への補助を行っている。本年度からは、特色ある私学教育助成事業の一環として、学校と家庭、学校と地域との連携を経費面で支援する。経済的理由では、授業料減免に助成を行うほか、各種支援制度の情報が生徒に提供されるよう、学校と連携したい(総務部長)。(2) 県立高校では、一年生が半数以上であることから、体験入学や集団宿泊訓練などの適応指導を重点に実施し、家庭訪問、個人面談等の充実も進めている。中途退学対策のための研究指定では、近隣中学校との連携で新入生の意識調査を実施し、それに基づく研究など、指導力向上に努めている(教育長)。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 環境対策特別委員会

調査事件は、①地球温暖化対策及びダイオキシソ類・環境ホルモン対策に関する件、②廃棄物対策に関する件、③水俣病対策に関する件である。

吉本賢児環境対策特別委員長から、付託された調査事件について、次のように報告が行われた。

(1) 水俣病問題の解決では、三月一二日の意見書の提出から六月九日の政府案決定と県への提示までの経緯が説明され、定例会中の六月二二日の委員会で政府案を審議したことが報告された。執行部からの説明の内容は、次のとおりだった。一つはチッソが平成一一年末をめどにチッソ再生計画を策定し、経常利益の中から患者補償金を優先的に支払い、平成一二年度下期以降、患者県償方式を廃止すること。二つは公的債務を県が各年度支払い猶予等し、国は支払い猶予等相当額を一般会計から、八対二の割合の補助金、地方財政措置で手当てし、地方財政措置として県は政府資金引き受けの特別な県債を発行する、その元利償還金は地方交付税措置を行うこと。①国の一般会計からの補助は評価する、平成九年の環境対策特別委員会と大臣との直接交渉が政府案に繋がったとの高い評価が報告された。②経常利益三〇億円以上のチッソ再生計画が問題、達成できない場合、雇用の確保、地域の振興等にしわ寄せが心配との質疑があり、これに対し、チッソの経常利益は三〇億円から四〇億円、棚上げ利息の約一三億円で五〇億円程度になる、地域に影響を及ぼさないような再生計画を国に要請する旨の答弁があったことが報告された。質疑の後、政府案の了承に当たって、

これまでの議論の内容の要望を盛り込んだ形の手続きを執ってほしいとの意見が出され、意見書または要望書を提出すること、全会一致で受け入れを決定した。

(2) チッソの平成一〇年度下期患者補償金の支払いに係る県債発行については、発行状況、チッソの平成一〇年度決算概要等の説明を受けた。①チッソ子会社のポリプロピレン（PP樹脂）の量表の生産をやめさせるべきとの意見が出され、執行部から、要望を伝えるとの答弁があった。委員会では、患者補償が滞らないこと、地域経済社会の安定の観点からやむを得ないとの結論に至り、全会一致で了承し、その旨厚生常任委員長に報告した。

(3) 執行部から、一般廃棄物処理広域化推進事業、不法投棄等防止対策事業等の概要、産業廃棄物処理施設の設置問題等の現状等について説明があり、平成一〇年度中の市町村等設置全焼却施設と民間産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシソ類濃度がすべて基準値以下だったとの報告があった。①一般廃棄物処理問題、広域化計画での焼却施設の集約化の県の考え方と、球磨・人吉地域の例を参考にした処分場設置についての質疑があり、一般廃棄物処理問題は順次進めるが、今後の技術革新等も見極めるべき、処分場設置問題には難しい問題だが、将来的なりサイクルの進展や技術革新などで状況が変わる可能性があるとの答弁があった。②一般廃棄物処理施設の広域化についての質疑があり、平成一〇年度での広域化計画の策定、平成一一年度と一二年度での市町村の実施計画の策定で進めると

の答弁があった。③不法投棄問題での排出事業者の責任についての質疑があり、悪質なもの公表で条例を検討しているとの答弁があった。④菊池市の産業廃棄物処理施設に係る説明会の開催についての質疑に対し、説明会の出席を会社側に働き掛けたいとの答弁があった。最後に、チツソ支援策について、議員の協力への感謝の念が表され、賛同を要請して報告を終えた。続いて、島津議長は、環境対策特別委員長の報告の終結を宣言し、質疑の有無を問い、質疑の無いことを確認した。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

(1) 第1号 平成11年度熊本県一般会計補正予算(第1号)
 (第5号 平成11年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)、第22号 平成11年度熊本県のチツソに対する貸付資金特別会計補正予算(第1号)、報告第1号 平成10年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については六六件

【説明】平成一十一年度熊本県一般会計補正予算等の詳細については、冒頭の知事説明に譲る。

【審議】補正予算案は、六月一日に上程、同日、各常任委員会に付託され、六月二五日の本会議において各常任委員長から次のように報告された。

江口隆一厚生常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。高齢者、障害者にやさしいまちづくり事業の意見等を聞く仕組みについて、効果の検証についての質疑があり、執行部から、

平成三年度から取り組み、本年度が最終年度で、事業スタートでは、障害者から意見をもらった、事業完了後は十分な検証を行いたいとの答弁があった。関連して、法人格の団体だけではなく、任意団体や当事者も意見が出せるような場をつくってほしいとの要望があった。熊本県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の定数一八人の理由について質疑があり、執行部から、厚生省が示した方法での試算の結果、六合議体、一八人の公益を代表する委員が必要との答弁があった。関連して、一般にもわかりやすい事業名で検討してほしい、環境立県くまもとづくりの推進では実のあるものにしてほしいとの要望があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定した。

園村敬二経済常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。中心市街地活性化のためのまちづくり機関の体制についての質疑があり、執行部から、市町村、商工会、商工会議所にコンサルタント等が加わる体制で、計画が実効性の高いものになるよう指導、助言したいとの答弁があった。中小小売業者の経営基盤強化対策の内容についての質疑があり、執行部から、商工三団体が中心となり、巡回指導や相談窓口の設置および開業者のための支援マニュアル作成等を行うとの答弁があった。観光振興についての質疑があり、執行部から、入り込み客はここ一〇年間で一・五倍に増加したが、団体・周遊型から個人・小グループ滞在・体験型へと変化し、平成三年度のピーク時に比べて宿泊客は減少との答弁があった。これらのほか、戦略会議を設置

して観光地の連携を論議するほか、攻めの観光対策などの観光戦略の練り直しが必要との意見があった。サッカーワールドカップのキャンプ地招致活動は積極的に取り組んでいくべきとの意見があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定した。

草村照農政常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。おいしさいっぱいくまもとの米販売拡大事業についての質疑があり、執行部から、森のくまさんの販売促進のための広報宣伝事業、県産米販売協力店設置推進等の事業との答弁があった。中山間地域の米生産、販売拡大、イ草等の産地への手厚い対策をした上での生産調整面積の配分はどうかとの提案があった。関連してイ業対策関係について、出荷市場の統一化の指導、農業団体への量表品質統一化のための工場集約等の指導についての意見があり、これに対して、関係機関で熊本の新しい産地構築のため具体的な話を進めていく計画である、需要拡大のため産業資材として活用できないか研究しているとの答弁があった。郡単位での農協合併の必要性等についての質疑があり、執行部から、他業態との競争に耐えられる組織体にする必要がある、地域特性を生かした営農センターの設置など指導していきたいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定した。

坂本哲志建設常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。本渡港の整備に伴う埋め立てについての質疑があり、これに対して、これから計画の再検討を行うが、関係機関とも調整しな

がら、地元の理解が得られるよう進めたい、再検討後の計画が新環境アセス法の対象になることになれば、二年程度の期間が必要になるとの答弁があった。このほかに、公営住宅法の改正で厳しくなっている低所得者の公営住宅入居について、生活の基盤を確保できるよう前向きに検討してほしい、国体関連道路等の整備で熊本市圏東部の交通の分散化は進んだが、南北方面の道路整備も必要で、今後とも検討してほしいとの要望があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定した。

前川収文教治安常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。一部の県立高校で必修科目の授業が行われていなかった問題についての質疑があり、これに対して、校長会等で指導を徹底したいとの答弁があった。学級崩壊の県の状況についての質疑があり、これに対して、調査したが事例はなかったなどの答弁があった。関連して、子どもたちとのトラブルなどで現場を離れる若い先生もいると聞くと、学校一体で問題に対処する体制づくりに取り組んでほしいとの要望があった。入学式、卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の現状についての質疑があり、これに対して、公立高校では一〇〇%との答弁があった。子どもたちの悩みへの対応についての質疑があり、これに対して、養護教諭の研修会の開催や複数制などで対応するとの答弁があった。農業高校の流通教育の必要性についての質疑があり、これに対して、農業経営や農業情報処理などの授業の充実に努める、地域との交流などに力を入れたいとの答弁があった。審議の結果、

付託議案は、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定した。

林田博達総務常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。

県立博物館と福岡県太宰府市に建設計画の九州国立博物館とのテーマ等の重複についての質疑があり、執行部から、九州国立博物館は人文系で、県立博物館は自然科学系の博物館を目指している、役割分担で相乗効果を期待するとの答弁があった。博物館への交通アクセスや障害者対策についての質疑があり、執行部から、十分な交通手段の確保を検討する、障害者対策にも対応するとの答弁があった。防災ヘリコプターについての質疑があり、執行部から、購入、維持経費は国庫補助や地方交付税で措置され、防災消防以外も検討しているとの答弁があった。県職員採用の障害者特別枠採用の受験資格の緩和についての質疑があり、執行部から、法定雇用率の確保で努力しており、関係機関と協議、検討したいとの答弁があった。これらのほか、県が積極的に関与し、市町村合併を推進するように、県の各種統計資料の分析結果を県施策に取り入れるべきとの意見があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定した。

3 条例等議案

- (1) 議案第8号 熊本県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の制定について

【説明】 各都道府県介護保険担当課長あて厚生省老人保健福

祉局介護保険制度施行準備室長からの平成十一年四月九日付け事務連絡で、介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例にかかわる準則の送付についての「一〇月には要介護認定等にかかわる事務が開始され、当該認定等にかかわる審査請求の事務が開始すること等を踏まえれば、都道府県の六月議会における条例の制定が必要と考えられる」を受けて制定されるものとして提案された。

- (2) 議案第9号 障害者の社会的活動への参加の促進のための関係条例の整備に関する条例の制定について

【説明】 障害者の社会的活動への参加の促進のための施策として、熊本県武道場条例、熊本県立美術館、熊本県都市公園、熊本県伝統工芸館、熊本県立総合体育館、熊本県農業公園、熊本県立装飾古墳館、熊本県立青少年の家、熊本県総合射撃場の障害者の介護者の施設使用料等について減免する措置の事項を関係諸条例に追加するために制定されるものとして提案された。

4 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
11・6・10 について	国旗・国歌の法制化とその尊重規定に	古閑三博 村上寅美 小杉直

第4節 平成11年9月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一一年九月二一日
閉会 平成一一年一〇月七日（会期一七日間）

2 正副議長及び役員

議会最終日（一〇月七日）、決算特別委員会の設置および委員の選任が行われ、次の通り決定した。

決算特別委員長 西岡 勝成
ほかは前議会と同じ

3 議員の異動

決算特別委員会

◎西岡 勝成	○河端 俊夫	米原 賢士
山本 靖	村上 寅美	竹口 博己
坂本 哲志	篠崎 鐵男	早川 英明
中原 隆博	大西 一史	長瀬 恭祐

松田 三郎 鎌田 聡

会派異動

藤川 隆夫 無所属↓自民入会（九月二一日）
松田 三郎 無所属↓自民入会（同）

4 県執行部

総務部長 黒田武一郎
企画開発部長 中江 元哉
ほかは前議会と同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

9月21日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
27日	本会議	代表質問
28日	本会議	一般質問
29日	本会議	一般質問

30日	本会議	一般質問
10月1日		特別委員会
4日		常任委員会
5日		常任委員会
7日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成一一（一九九九）年九月二一日午前一〇時
 一二分、五六議員が出席して開会された。内容は、平成一一年
 度熊本県一般会計補正予算等の諸議案の審議、議決等であった。
 九月二三日―二四日に通過した台風18号とそれに伴う高潮の被
 害、その復旧が活発に議論され、県総合計画、雇用情勢、高度
 情報化、介護保険関係、天草空港、教育問題などが主な論点と
 なった。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	平成11年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	議決
2	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	可決
3	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	可決
4	県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決
5	熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について	可決

6	熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定について	可決
7	熊本県緊急地域雇用特別基金条例の制定について	可決
8	熊本県天草飛行場条例の制定について	可決
9	平成11年度九州新幹線鹿児島ルート船小屋・西鹿児島間の建設工事の経費に対する市町負担金について	可決
10	平成11年度主要観光道路整備促進事業の経費に対する市町負担金について	可決
11	平成11年度ふるさと林道緊急整備事業の経費に対する市町村負担金について	可決
12	平成11年度沿岸漁場整備開発事業の経費に対する市町負担金について	可決
13	平成11年度漁港関係建設事業の経費に対する市町負担金について	可決
14	平成11年度漁港海岸事業の経費に対する市町負担金について	可決
15	平成11年度農地海岸保全事業の経費に対する市町負担金について	可決
16	平成11年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	可決
17	平成11年度農地海岸保全事業、県営かんがい排水事業、県営畑地帯総合整備事業、一般農道事業、県営中山間地域総合整備事業、農村活性化住環境整備事業、ふるさと農道緊急整備事業、県営ため池等整備事業、県営農業集落排水事業、自然環境保全整備事業、田園交流基盤整備事業及び水と緑ふると保全対策事業の経費に対する市町村負担金について	可決
18	平成11年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	可決
19	平成11年度海岸事業の経費に対する市町負担金について	可決

20	平成11年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	可決
21	平成11年度公共下水道過疎代行事業の経費に対する町村負担金について	〃
22	平成11年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金について	〃
23	平成11年度都市計画事業、港湾事業、天草空港整備事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金について	〃
24	工事請負契約の締結について	〃
25	工事請負契約の締結について	〃
26	工事請負契約の締結について	〃
27	工事請負契約の締結について	〃
28	工事請負契約の締結について	〃
29	工事請負契約の締結について	〃
30	工事請負契約の締結について	〃
31	工事請負契約の変更について	〃
32	工事請負契約の締結について	〃
33	工事請負契約の締結について	〃
34	工事請負契約の締結について	〃
35	工事請負契約の締結について	〃
36	天草広域連合の公平委員会の事務の委託を受けることについて	〃
37	専決処分の報告及び承認について	承認
38	専決処分の報告及び承認について	〃

39	専決処分の報告及び承認について	承認
40	専決処分の報告及び承認について	〃
41	専決処分の報告及び承認について	〃
42	専決処分の報告及び承認について	〃
43	平成10年度熊本県病院事業会計決算の認定について	継続
44	平成10年度熊本県電気事業会計決算の認定について	〃
45	平成10年度熊本県有料道路事業会計決算の認定について	〃
46	平成10年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
47	平成10年度熊本県有料駐車事業会計決算の認定について	〃
48	平成11年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	可決
49	平成11年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	〃
50	平成11年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）	〃
51	教育委員会委員の任命について	同意

（議員提出議案）

1	NPO（民間非営利団体）の育成策の強化を求める意見書	可決
2	ベンチャー企業等の起業環境の整備等を求める意見書	〃
3	移動制約者のための交通バリアフリー法の制定を求める意見書	〃
4	国立療養所熊本南病院の難病治療継続を求める意見書	〃
5	台風18号災害に関する意見書	〃

3 知事の提案理由説明

(一) 県政の動き

県政の動きでは、最初に第五四回国民体育大会くまもと未来国体夏季大会（以下「国体夏季大会」）を取り上げ、「大きな盛り上がりの中で無事終了すること」ができたとした。また、一〇月二三日からは国体秋季大会が、十一月六日から全国身体障害者スポーツ大会ハートフルくまもと大会（以下「ハートフルくまもと大会」）が開催されるとし、「夏季大会同様、全国から参加される選手、監督の方々を県民の皆様の御配慮に満ちた優しい気持ちと温かな声援でお迎えし、いつまでも心に残る大会となりますよう、全力を挙げて最後の準備」を進めると決意

6	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	可決
7	聴覚障害をはじめとする障害を事由とする欠格条項の早期改正を求める意見書	〃
8	私学助成制度の充実強化に関する意見書	〃
9	中華人民共和国産肥育用子牛の輸入に対する万全な検疫対策と補償に関する意見書	〃
10	道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書	〃
11	港湾整備の促進に関する意見書	〃
12	治水事業の総合的な促進を求める意見書	〃
13	下水道事業の事業促進に関する意見書	〃
14	通り魔による無差別殺傷等事件対策の推進を求める意見書	〃

を込めた。そして、具体的な県政の動きを、経済問題と雇用・失業情勢、新しい総合計画の策定、地方分権の推進、農業問題、男女共同参画社会づくりの推進、チッソ株式会社の金融支援、整備新幹線の順序で紹介していった。厳しい状況が続く経済問題の中で雇用・失業情勢も厳しく、さらに出生率は、平成一〇年が一・五五の出生率と低下の傾向にあるとした。そのための雇用対策や少子化対策が講じられているとした。新しい総合計画（以下「新県計画」）の策定では、計画期間を平成二二年までとし、その基本構想を総合計画委員会に示した段階であるとして、『21世紀への責任と挑戦』を基本的な姿勢とし『創造にあふれ、[〃]生命が脈うつくまもと』を基本目標に、「具体的な施策や地域計画の検討を進め、さらに英知を結集し、よりよい計画をつくり上げたい」との想いが語られた。地方分権の推進では、地方分権推進一括法が平成一一年七月に成立したことを挙げ、それを受けた条例改正等の措置を行い、成果重視型行政の実現を目指した行政システム確立と人材育成等に努めたいとした。また、平成一〇年度からの「市町村合併に関する基礎調査の成果を踏まえ、本年度中に要綱を策定」と述べた。農業問題では、食料・農業・農村基本法が平成一一年七月に施行されたことを挙げ、推進本部を設置したくまもと21農業振興運動に取り組み、農業振興の施策を進めるとした。男女共同参画社会づくりの推進では、男女共同参画社会基本法が平成一一年六月に施行されたことを挙げ、そのための「啓発事業等の各種対策に取り組み、男女共同参画社会の実現に向けて力を

尽くし」たいとした。チッソ株式会社の金融支援では、政府抜本策が提示され、六月の定例県議会です承し、「関係省庁へ意見書を提出」したことを挙げた。これは、「前例のない画期的なもの」であるとしながらも、「チッソ再生計画、関係金融機関の支援措置、チッソの株主責任および適切な内部留保の確保等」が依然残されているとし、「確定していない部分の内容を早期に取りまとめた抜本策の確実な実施を強く働きかけたい」と述べた。整備新幹線では、与党が九月九日に「九州新幹線鹿児島ルートについては、博多―西鹿児島間全線を今後おおむね一〇年でフル開業との方針」が示されたことを受け、「これも、県議会をはじめ県民の皆様方の御協力のためのものである」と感謝の念を表しつつ、「鹿児島ルート全線のフル規格による整備の一日も早い実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様の御支援をお願いします」との言で、県政の動きを締め括った。

(2) 平成一一年度補正予算案

平成一一年度補正予算は、緊急雇用対策、少子化対策に要する経費、平成一一年災害の復旧に要する経費など、早急に実施することが必要な事業に要する経費について補正を行うもので、総額五〇億三、三〇二万七、〇〇〇円を計上していると説明した。その主な財源は、地方交付税一億円余、国庫支出金三七億円余、繰入金五億円余、県債六億円余で、現計予算との合算では八、三〇〇億二、七八万七、〇〇〇円となるとした。続いて、歳出予算の主な内容を、緊急雇用対策関係、少子化対策関係、平成

一一年災害の復旧事業等関係についての順で説明した。併せて、熊本県緊急地域雇用特別基金条例等各種条例案件、事件議決案件、知事専決処分報告・承認案件等も提案し、人事案件も追加提案する予定であると述べた。

(3) 追加提案の平成一一年度補正予算案(一〇月七日上程)

追加提案された平成一一年度補正予算案は、災害救助法の適用が九市町となっている台風18号災害の復旧に要する経費、厳しい経済情勢に機動的に対処するために、九月二九日の閣議で正式決定された公共事業等予備費五、〇〇〇億円の具体的な配分に、速やかに対応するための、公共事業等の経費を計上した補正予算など、早急に実施することが必要な事業に要する経費について補正を行うもので、総額一七五億二、九五七万三、〇〇〇円を計上していると説明した。その主な財源は、地方交付税一二億円余、国庫支出金六九億円余、繰入金一六億円余、県債七三億円余で、すでに提案している補正予算と合算した補正総額は二二五億六、二六〇万円となり、現計予算との合算で八、四七五億五、七四四万円、特別会計の補正予算一億一、六〇〇万円で、当初予算との合算で四八六億三六三万四、〇〇〇円となるとした。続いて、歳出予算の主な内容を、災害復旧事業関係、公共事業等予備費関係の順で説明した。

【台風18号被害状況の緊急報告】

九月二七日の代表質問に入る前に、福島知事から、台風18号

による被害状況の緊急報告の旨の申し出があったとし、島津議長は、呼名して、登壇を促した。その報告内容は、次のとおりだった。

九月二三日～二四日に通過した台風18号による被害状況は、現在までのところ、死亡者一六人、重軽傷者九一人、住宅の全半壊三二五棟、浸水家屋七七三棟、一部損壊六、二九七棟で、ほかに農林水産業関係、公共土木施設等に大きな被害があったとし、「ここに、お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族に対し深甚なるお悔やみを申し上げます。また、被害を受けられました多くの方々に對しまして心からお見舞い申し上げます」とのお悔やみ、お見舞いの気持ちを表した。そして、県の対応を、二三日午後一〇時に災害情報連絡本部を、続いて被害拡大に伴い、二四日午前一〇時五〇分に災害対策本部を設置したとした。とくに不知火町は被害甚大で、交通、通信が途絶する中、町当局、消防等関係機関、各種団体等が総力を挙げて、人命救助、行方不明者捜索に尽力したことを紹介し、「関係各位に對し、あらためて感謝申し上げます」と述べた。自分自身も通過直後の二四日午後には、災害状況を現地調査したこと、また二五日には国土庁長官団長の政府調査団、自治大臣の現地調査に、島津議長とともに同行したことを報告し、「その状況はまことに深刻であり、早急な対策の必要性を痛感した」とした。そして、「調査団から災害の復旧に對し心強い御支援の言葉をいただきました」と報告した。二四日午後には、不知火町、松橋町に災害救助法の適用があり、

続いて鏡町と竜北町が適用となったことも報告した。

また、一〇月二三日から開催する国体秋季大会の関係施設でも被災したことも挙げ、荒天時の開閉会式の予定会場、パークドーム熊本は復旧の工法や復旧に要する工期、代替施設の手当て等の検討を急いでいるとした。さらに、二六日、国体夏季大会開会式に出席した秋篠宮同妃両殿下から、「心からなるお見舞いのお言葉」があったことも添えて、報告を終えた。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

九月二七日に自由民主党の前畑淳治、県民クラブの鬼海洋一の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

前畑議員は、次の内容の質問を行った。

(一) 台風18号災害対策として、どのような対策を講じているのか。(二) ①(ア) 新県計画の基本構想案の基本姿勢案「二一世紀への責任と挑戦」に、どのような気持ちを含んでいるのか、(イ) 基本目標案「創造にあふれ、生命が脈うつくまもと」にどのような気持ちを含んでいるのか。②平成一二年四月の地域振興局整備とも連動した実効性のある地域計画を検討してほしいが。(三) 経済活性化、中小企業、雇用等の対策の取り組み状況と、緊急地域雇用特別交付金事業の内容等を含めた、今後の対応について。(四) 農政の大きな転換期を的確に捉えながら、七月一六日に施行された食料・農業・農村基本法

の方向を踏まえ、農業振興にどう取り組むのか。(5) ①要介護認定が一〇月から本番を迎える。最終的な準備状況と今後の県の対応について。②市町村介護保険事業計画の、現在の策定状況と策定への県の支援について。(6) 七月には市町村合併特例法の改正、八月には県策定の市町村合併推進要綱策定のための指針が示される。県として法改正や指針を受け、市町村合併をどう推進するのか。(7) 川辺川ダム事業を推進する上で問題点と、川辺川ダム建設に対する県の考えについて。(8) ①県産材の需要拡大を図るためには、県民に県産材のPRを行うことが大事だと考えるが。②公共施設の木造化、木質化の推進について、県は率先して取り組んでいくべきではないか。③公共土木施設への木材利用を促進する必要があるのではないか。(9) 手取本町地区市街地再開発事業について、建築工事の発注をはじめとする組合の事業運営がどのように行われ、県としてどのように取り組んできたのか。

これらに対して、県執行部は次の内容で答弁した。

(1) 台風18号の災害については、調査を続けているが、極めて大規模な被害と見ており、緊急対策として、被災者への金融対策や施設復旧などを何とか本定例県議会最終日に追加提案したい。(2) ①(ア) 新県計画では、二一世紀を迎え、時代の潮流や県の特性を踏まえた新しい熊本づくりを目指すため、来年春の策定をめどに検討し、現段階は、基本構想案を取りまとめている。基本構想案の基本姿勢案に掲げた「二一世紀への責任と挑戦」は、自己責任と将来世代への責任を県民、企

業、団体が認識した上で、さまざまな課題に積極果敢に挑戦することが基本的な考え方である。(イ) 基本目標案に掲げた「創造にあふれ、生命が脈うつくまもと」は、県の特性を最大限に生かし、新たな課題も踏まえ、中長期的な視点と展望を持って「創造」の取り組みに挑戦する、新しい熊本づくりを目指したいという気持ちを込めたもの。基本構想案では、より具体的な目標として「新世紀を拓く産業が息づくまもと」「新世紀を支える基盤が充実するくまもと」「新世紀に生きる「ひと」が輝くくまもと」「次の世代へ継承する豊かな環境を育むくまもと」「新世紀をともし築く「協働社会」くまもと」の五つを掲げており、施策を検討している。②地域計画では、現行の七地域区分を改め、地域振興局の一一地域区分で整理したい。内容は、各県事務所などの関係機関と連携して検討したい。(3) 何よりも経済の活性化が不可欠で、国の経済対策に呼応して、公共事業の前倒しや追加発注、経営支援特別資金等融資枠の拡大、各種金融支援策で中小企業の経営安定化対策に取り組み、財団法人県起業化支援センターによる直接投資や経営コンサルティング、新技術開発支援等を行ってきた。しかし、地域の雇用環境は依然として厳しく、雇用調整助成金等による雇用の維持安定、新規雇用創出支援、中高年者の職業訓練の実施に取り組んだが、雇用失業情勢は厳しさを増し、引き続き経済対策、雇用対策等として、総額二、〇〇〇億円の緊急地域雇用特別交付金事業の約二八億円を財源に緊急地域雇用特別基金を造成し、平成一一年度から一三年度まで、雇用創出効果の高

い事業を実施する。一、一年度は約五億七〇〇万円を取り崩し、二億二、七〇〇万円でホームヘルパー緊急養成研修事業、共同店舗等活性化事業など二、二事業を実施し、二億八、〇〇〇万円は市町村に補助する。民間委託の緊急中高年再就職促進訓練事業も県と雇用促進事業団で二、六四人を追加し、当初予定分と合わせて七、三四人とする。新事業創出に関する基本構想の策定では、産業支援体制や技術支援方策などを明らかにしたい。このほか、八月四日に副知事を会長とする熊本県雇用対策庁内連絡会議を、八月三十一日には経営者側、労働者側の代表者と県知事の熊本県労働問題政労使会議を設置し、雇用対策などに取り組む。(4) 食料・農業・農村基本法は、食糧自給率の目標設定、担い手の経営安定対策、中山間地域等の多面的機能の確保のための施策などが盛り込まれており、県の農業振興にとって大きな力となる。地域の実態に即した生産基盤の整備や担い手対策、新技術の開発、情報化等を推進し、とくに家族経営の活性化や企業的経営の育成に取り組み、地域営農システムの確立を推進し、品質の高い売れる農産物づくり、土づくりを基本とした自然循環型農業を推進する。中山間地域の活性化のため、国で検討中の直接支払い制度で都市と農村の交流を進め、市町村、農業団体、消費者団体のくまもと21農業振興運動を展開したい。(5) ①要介護認定は、公平、公正を基本に、市町村と実施体制の整備を進め、広域連合等による審査判定の体制が整い、訪問調査の調査員や介護認定審査会の委員など、県全体で二、〇〇〇人程度を確保した。調査員研修や介護認定審査会委

員研修の模擬審査会を圏域別や県全体で実施した。②市町村介護保険事業計画の策定では、平成一〇年から県事務所と保健所の支援チームを中心に支援し、市町村の計画策定委員会を平均三回程度開催し、公聴会、住民説明会の実施など、具体的検討も進んでいる。県でも、介護保険事業支援計画を策定するため、委員会を一〇年一二月に設置し、これから一二年三月にかけて、介護サービス量の取りまとめ、保険料の設定など、策定作業もピークを迎える。(6) 国では、平成一一年七月成立の市町村の合併の特例に関する法律等で、普通交付税の算定の特例期間の延長、合併特例債の創設、公債費負担格差是正等の行財政支援措置を拡充強化した。八月には、市町村の合併の推進についての指針を都道府県に示し、一二年中の早い時期に合併推進要綱を策定すること、市町村に積極的に合併を働き掛けることを求めている。県では、この指針を踏まえ、合併に関する意識調査や日常生活圏の状況基礎調査を基に、合併パターンなどを内容とする合併推進要綱を平成一一年度中に作成したい。(7) 建設省は、本体着工までの課題を球磨川漁業協同組合への漁業権の消滅補償問題のみと言っており、その解決を期待する。環境問題を心配する声も一部にはあるが、平成一〇年の計画変更での建設大臣への知事の意見書の中で、自然環境の保全への配慮を求め、建設省では、環境巡視員制度の導入など、環境対策に取り組んでいると聞く。川辺川ダム事業は、球磨川流域の洪水防止や人吉・球磨地域の農業用水の確保など、人吉・球磨地域の発展のためには不可欠な事業で、早期完成に向け取

り組みたい（知事）。（８）①県産材のPRは、県産材の優れた性質や木造住宅の効用を紹介するパンフレットの配布、テレビを利用した広報、住宅セミナーの開催等を行っている。平成一一年度は、八月に県産材総合展示会と土木部の住宅フェアをグランメッセで同時開催した。一一年度から、PRの一環として学童用木製机、椅子に助成を行いたい。②木造の県有施設では、小国高等学校の体育館等のほか、建設中の県立農業大学の学生寮がある。市町村にも、多良木町の在来木造軸組工法の三階建て町営住宅や、河浦町での町営保育園等の木造化、内装材の木質化がある。③公共土木施設への利用促進では、一一年度に土木工事の木材利用事例集を作り、設計に必要な歩掛かり調査等を実施して、公共工事の木造利用の環境づくりに努めている。過去五年の県民運動の成果は着実に上がっている（林務水産部長）。（９）手取本町地区市街地再開発事業は、平成九年二月設立の組合に県も組合員として参加した。事業は、理事会や総会の決議に基づき執行されており、県もこれらに出席し、意見を述べ、議決権を行使してきた（企画開発部長）。

鬼海議員は、次の内容の質問を行った。

（１）①地方財政の現状をどう理解し、解決の方向性をどう考えるか。②地方分権一括法の成立に伴う今後の取り組みについて。③過疎地域活性化特別措置法（以下「過疎法」）の総括と、新たな過疎法の必要性について。④（ア）中球磨地域五か町村合併の検討状況について。（イ）市町村合併をどう推進するのか。

（ウ）広域連合と市町村合併の関係について。（エ）今後の広域連合推進に向けた県の指導方針について。⑤地域振興局の設置について。（２）①（ア）地域的条件が不利な過疎地等を含めて、ホームヘルパーの確保の見通しについて。（イ）特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群等の介護保険施設の入所定員総数と在宅要介護者数の見通しについて。（ウ）特別養護老人ホーム退所者の受け皿づくりと自立について。（エ）要支援と認定された人へのサービスの確保について。（オ）既存公共施設を利用した老人福祉施設の整備はできないか、（カ）県内市町村の、六五歳以上の高齢者の保険料の試算額について。（キ）介護保険財政の広域化をどう考えるか。②（ア）八月に発足した宇城そよ風ネットワークのような、ボランティア市民団体の活動に対する県の取り組みについて、難病センターが設置できないか。（イ）難病医療体制は患者、家族の思いが実現できる状況にあるのかどうか。（ウ）熊本南病院問題について認識と今後の対応への知事の気持ちを聞きたい。（３）①（ア）中山間地域の直接支払い制度をどう活用するのか。（イ）県内の対象市町村はどうなるのか。（ウ）県と市町村の費用分担割合等について。②新水田再編対策の内容について聞きたい。（４）①新規学卒者の就職対策にどう取り組むのか。②（ア）学校給食での米飯給食の役割について。（イ）国の助成が打ち切られる中で新たな県独自の支援事業を実施する考えはないか。（ウ）学校給食から遺伝子組み替え食品を除外してほしいが。これらに対して、県執行部は次の内容で答弁した。

(1) ① 地方財政は、税収落ち込みなどで財源不足が続き、減税や公共事業の増加による地方債増発で多額の借入金残高を有し、市町村でも経常収支比率、公債費比率などが上昇し、財政運営は厳しい。この中で、市町村が施策を展開するには、行財政改革が必要。② 地方分権一括法が平成一年七月に成立し、地方公共団体は、行財政基盤の整備が必要になった。県では、必要な条例改正などを行い、平成一〇年一二月改定の第二次行政改革大綱に基づき、地域振興局の設置等を進める。税財源の充実、確保が不可欠で、国と地方の税財源配分の見直しや地方の実情に配慮した対策など、知事会等を通じて国に要望する。③ 過疎対策は、昭和四五(一九七〇)年以来の三次の立法措置で成果を上げてきたが、若年者の流出による高齢化、農林水産業等の停滞による地域活力の減退、脆弱な財政基盤、公共施設整備等の格差などの課題がある。過疎法失効後も、高速交通網や幹線道路、生活環境の整備、就業機会の創出、居住の確保などが必要で、八月二六日に、県議会地域対策特別委員会、過疎市町村で県関係国会議員との意見交換会を開き、関係国会議員、関係省庁に要望した。新過疎法の制定と支援が必要な市町村が対象となるよう国に要望したい。④ (ア) 中球磨地域五か町村では、四月に法定協議会を設け、新しい町の将来ビジョンや諸課題が検討されている。(イ) 市町村合併では、八月の国の指針を踏まえ、全市町村が対象の合併パターン等を内容とする合併推進要綱を平成一一年度中に作成する。(ウ) 広域連合制度は、複数の市町村や市町村と県が広域的な課題を共

同処理する仕組みで、市町村合併は、単独の行政主体として意思決定を行うもの。広域連合と市町村合併とは異なるが、広域連合が市町村合併へ発展する可能性もある。市町村では、地域の実情に沿った手法を選択されるべき。(エ) 県内では、宇城、菊池、上益城、天草に広域連合が設立され、介護認定審査会の設置運営や職員の共同研修などが主な事務である。構成団体や事務は、それぞれの地域で選択し、県では、その参考として、平成九年度に広域連合制度の活用方策に関する調査研究を行い、広域連合や市町村に示した。⑤ 地域振興局は、地域振興、県民サービス、市町村等との連携の拠点機能の充実強化を目指しており、事務権限の委譲が必要。平成一一年三月策定の事務・権限移譲推進計画に基づいて準備を進めている(知事)。(2) ① (ア) 養成したホームヘルパーは一級から三級までの延べ一万人だが、介護保険制度施行で必要数の増大が見込まれ、緊急地域雇用対策で、補正予算を提案した。厚生省は介護報酬仮単価の公表で、地理的条件が不利な地域の報酬加算案や家族の介護の取り扱いを示し、民間事業者の参入も進むと期待する。(イ) 平成一六年度の在宅要介護者は、三万二、九八六八人、同じく施設利用要介護者は、一万六、七七〇人。県では、九月二一日の熊本県介護保険事業支援計画等策定委員会が市町村の報告数値に施設の利用率等の調整を行い、平成一六年度の介護保険施設の必要人所定員総数を、特別養護老人ホーム六、七五〇床、老人保健施設五、九二〇床、療養型病床群等五、五八〇床の合計一万八、二五〇床とした。(ウ) 在宅復帰の場合、在宅介護の充

実と併せて、高齢者生活福祉センターやケアハウス等の特別養護老人ホームと自宅との中間的な生活支援型施設が必要で、平成一〇年から過疎地等限定の高齢者生活福祉センターの地域条件が撤廃された。(エ) 自立の認定者は介護保険での介護サービスが利用できなくなり、介護保険制度の説明が必要。要支援の認定者は介護予防や生活支援サービスの提供が必要。(オ) 既存の公共施設を利用した老人福祉施設は、国庫補助事業の、旧小学校校舎改修による高齢者生活福祉センターや児童ホーム改修によるデイサービスセンターなどがある。平成一〇年度の経済対策では、県内三五市町村が全額国庫補助で公民館や老人憩いの家の改修等を実施した。(カ) 六月末の市町村試算では、県平均三、二七五円で、最高四、二八九円と最低一、三六円の差は一・八五倍である(健康福祉部長)。(キ) 介護保険財政の広域化は、介護保険制度の安定した運営のために有効である(知事)。(ク) 難病患者や家族間の交流は重要で、友会の育成、患者、家族の集い、情報誌の発行等を支援する。難病センターの設置は、友の会等の組織化の動き等の把握が必要である。(イ) 熊本県難病医療連絡協議会を平成一一年三月に設置し、拠点病院二か所と二次医療圏ごとの協力病院一か所ので、医療ネットワークを構築した。重症時の病院間の連絡調整や患者、家族への情報提供、悩み等の相談に応じるため、難病医療相談員を熊本大学医学部附属病院に配置し、今後国立療養所再春荘病院にも配置する(健康福祉部長)。(ウ) 熊本南病院は国の施設だが、ハンディを背負った人たちの心配、苦しみの緩和

が医療福祉行政の基本で、次の上京の機会にでも厚生省に意見を具申したい(知事)。(3) ①(ア) 国で検討中の直接支払い制度は、既存の振興策との一体的な活用で、活性化を図るもの。(イ) 過疎法や山村振興法等の指定地域七〇市町村が対象だが、それ以外の阿蘇地域の採草放牧地も検討されている。(ウ) 国、県、市町村の負担は調整中で、地方財政に過重な負担が生じないように、国に要望したい。②食料・農業・農村基本法の趣旨を踏まえ、水田の多様かつ高度な利用を進めるため、とくに自給率向上が求められる麦、大豆、飼料作物などの振興を図る。市町村ごとに作成する水田営農計画を核に、排水対策等の条件整備を進め、営農指導を強化する(農政部長)。(4) ①県内経済四団体と事業主団体約五六〇団体に、商工観光労働部長、教育長、高等学校進路指導研究会長の連名の求人要請を行った。県内ハローワークでは、管内企業に求人開拓専門員等を活用した求人要請を行った。ハローワークには、高校、中学新卒者特別相談窓口を設置している。大学等の新卒者は、ハローワークと学生職業相談室で情報提供や職業相談を行い、一〇月一四日には、平成一一年度初となる県内未就職者等対象の大学等就職面接会を開催予定である(商工観光労働部長)。(ア) 米飯給食は、日本型食生活の継承に大きな役割を果たしている。(イ) 農林水産省の米穀値引き措置の廃止では、市町村教育委員会が給食費の値上げを抑えようと努力しており、保護者のある程度の負担もやむを得ない。(ウ) 学校給食用食材では、地場産の活用を市町村教育委員会に指導しているが、より安心で良質な

食品の使用をあらためて指導したい（教育長）。

【一般質問】

九月二八日に中原隆博（県民クラブ）、前川収（自由民主党）、氷室雄一郎（公明党）、二九日に大西一史（自由民主党）、土屋歳明（無所属）、小谷邦治（自由民主党）、三〇日に田上泰寛（県民クラブ）、馬場成志（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

福島県政

（一）①権限移譲や補助金等の見直しを含めた地方分権の推進に対する知事の評価と今後の取り組みについて（馬場）。②（ア）地方分権の推進での県の体制整備について。（イ）政策法務の人材育成はどのような基本方針で進めるのか。③自治基本条例の制定の考えがあるのか。（二）男女共同参画社会を率先して推進される県行政の立場から、県職員の旧姓使用を導入すべきと思うが（田上）。

これらに対して、県執行部は次の内容で答弁した。

（一）①地方分権一括法の制定で、国の機関委任事務が廃止されて、多くが自治事務になり、地方公共団体の国の関与が見直されるなど、地方分権の実現に向けて第一歩を踏み出したことは、評価できる。この結果、地方公共団体が自己決定、自己責任で地域の実情に応じた施策を推進できると期待している。一方、地方公共団体から見れば、事務・権限移譲は十分ではな

く、国庫補助負担金の見直しや地方税財源の充実、確保などが抜本的な改正となっていないなどは、今後の課題と認識している（知事）。②（ア）地方分権一括法の制定で、地方自治法など、四七五本の関係法律の改正が行われ、この法律の成立に先立ち、地方分権一括法に関する県としての対応の基本的な考え方を各所属に示し、必要な対応などについて調査を行った。その後、七月に法律が成立して、基本的には平成一二年度からの施行を受け、関係条例の制定、改廃等必要な措置について、県民への周知期間を確保する必要があるとの認識に立ち、平成一一

年一二月議会提案を目指し、準備作業を本格化している。関係条例の制定、改廃には、政令や省令の内容と調整する必要があるが、当初九月中には国から示される予定だった政令や省令の改正作業が遅れており、一括しての提案は課題も多い状況である。

（イ）県では、平成一一年三月に、今後一〇年間に取り組むべき人事管理と人材育成に関する諸制度の基本方針を定めた熊本県人事管理・人材育成基本方針を策定した。この中で、行政の複雑化、多様化に対応できる能力を開発するとしており、政策法務は、行政法、各種地方自治関連法律の研修に併せて、政策の立案、実施、評価の能力向上を促進する研修メニューを充実させたい（総務部長）。③今回の地方分権一括法で地方自治法の内容の充実が図られ、自治基本条例の制定も、現行法体系を前提とした検討が行われるべきものと考ええる。地方自治制度の基本的構造に関する問題であり、十分な研究が必要ではないか（知事）。（二）男女共同参画社会の実現に向け、働く女性が、

その能力を十分に發揮できる雇用環境を整備することは重要で、今までも、女性職員の登用等の促進やセクシュアルハラスメント防止対策の実施などの環境整備に取り組むほか、各種審議会の女性委員の登用促進などにも対処してきた。婚姻などによる旧姓使用は、旧姓使用を認めている県でも公権力の行使に関する文書や給与明細書など事務処理上の理由で旧姓使用が困難な文書は認めていないようで、職場や県民にどのような影響があるかなどについて、先進県の実態も踏まえ、幅広く検討したい

(総務部長)。

県政全般

(1) ① (ア) 景気回復をどのようにみているのか。(イ) どのような方策をとっているか。② 財政問題は非常に難しいと思うが、これらについて聞きたい(土屋)。(2) ① (ア) 自治体の首長、幹部の意識の違いで行政情報化の取り組みは大きく異なる現状をどう認識するのか。(イ) 今後どのような方針で取り組むつもりか。(ウ) 高度情報化を推進するに当たり、専門のセクションを設置する考えがあるのか。② (ア) 高度情報化プランの策定方針と今後の取り組みについて。(イ) 情報の地域間格差は正に向けた県内各市町村との連携について。③ (ア) 県の行政組織内における情報化の整備状況と今後の整備計画について。(イ) 研修教育の実施について、職員の利用の現状と今後の取り組みについて。(ウ) 行政機関の情報システムには、万全のセキュリティ対策をとっておく

必要があると考えるが、どのように対策を講じているのか。個人情報保護の条例案提出予定時期も含め、今後の方針をどのように考えているか(大西)。(3) コンピューター西暦2000年問題の事前の情報提供と問い合わせへの対応、市町村や県内地場企業への対応について(中原)。(4) ① 二一世紀の春に、晴れて希望を持って社会に進出するはずの新卒者の嘆きの声と、わが子をやっと育てた親の、子どもの出口を何とかしてほしいとの願いの声、この二つの声をどう受け止めているのか。② 障害者の雇用促進についてはどう考えているのか(氷室)。(5) ① 災害危険箇所防災対策について。② 県の救急搬送システムのより一層の確立という観点からの防災消防ヘリコプターの導入の取り組みについて(中原・馬場)。(6) ① 現在遊休県有資産は土地開発公社の保有地を除いてどれくらいあるのか。② 遊休県有資産の売却の今後の取り組みと見通しについて(中原)。(7) ① (ア) 県における少子化対策について。(イ) 緊急少子化対策のための臨時特例交付金の評価について(氷室)。(2) (ア) 就学前児童数と待機児童数について、待機児童がいる市町村数について。(イ) 本県各市町村の特例交付金に対する第一次申請状況の内容とその後の申請スケジュールについて。(ウ) 県としてのアシストや督励について。(エ) 具体的にどのような視点から啓発事業に取り組むのか。(8) 雇用促進事業団の福祉施設等の譲渡に関する今後の対応について(土屋)。

これらに対して、県執行部は次の内容で答弁した。

(1) ① (ア) わが国の景気は、平成一〇年末の国、地方に

よる各種政策効果の浸透などでやや改善し、県内景気は、個人消費、企業の生産活動、住宅建設の一部に明るい兆しが見えており、雇用環境の悪化など、厳しい状況にはあるが、下げ止まっていると思う。(イ) 国には、引き続き景気対策を要望し、その実施に伴う地方負担には万全の地方財政措置を講ずるよう重ねて要望する。県では、国の対策に呼応しながら、社会資本の着実な整備をはじめ、中小企業の経営安定対策や雇用対策、新事業や新産業の創出など、より効果的な対策の実施に努めなければならない。先ほど臨時閣議で、当初予算の五、〇〇〇億円の公共事業等予備費の配分が決定され、本県も、整備新幹線の事業量の追加に対応した県負担金等に対応する必要がある。今議会最終日に、災害対策と併せて提案できるような事務方に指示した(知事)。(2) 県税収入の大幅な回復は期待できず、歳出面では公債費等の増加が見込まれ、大変厳しい財政運営が続くと予想している。こうした状況からの脱却では、とくに景気対策に力点を置き、行財政のスリム化、効率化、重点化に取り組むことが緊急の課題で、平成一〇年末改訂の第二次行政改革大綱に基づく、知事部局職員数の削減、県債発行額の抑制等の実施などの経費削減を図り、歳入面では、遊休の県有資産の売り払いの促進、県税の収納率の向上などに努力していきたい。また、引き続き国に地方税財源の充実強化を要望したい(総務部長)。(2) ① (ア) 県では、昭和五〇年代後半から、国の地域情報化構想に基づく情報化の拠点づくりに取り組み、市町村でも、長洲町や阿蘇町など、国のモデル指定などを活用した全

国の先駆けとなる情報化への取り組みが見られている。平成九年度から、郵政省等の支援を受け、県内の産学行政一体となった情報化推進に向けた検討を開始するなど、高度情報化のための下地を築いてきた。(イ) 平成一〇年度の通信白書では、行政や住民サービスのネットワーク化などの高度情報化への取り組み等で全国水準を下回っていると指摘されている。そのような指摘を真摯に受け止め、県が直面している地域活力の低下や生活基盤の地域間格差の拡大の諸問題の緩和、解決に向けて、高度情報化の取り組みに努力したいと、県の高度情報化を総合的に推進するための指針となる県総合情報通信高度化プランを平成一一年度末までに策定することになっている。(ウ) 現在、県の情報化の推進は総務部が所管し、それ以外の地域の情報化の推進は企画開発部が所管して、相互に連携しながら対応しているが、高度情報通信社会の進展に的確に対応するためには、総合的、体系的な取り組みが必要で、そのための組織体制について検討したい。このように答弁をしたあとに、次のような感想を披露した。「以上、御質問に一通りお答えいたしました。私が、私は、率直に言って、最近の高度情報化の進展のテンポの速いこと、またその内容の優れていることに驚嘆をし、なかなかついていけない、理解したい自分をお恥ずかしく思っております。今、大西議員から、若々しい感覚で、この問題に絞って御質問いただいたことに感銘を受けておりますが、これから一層、県組織挙げて高度情報化社会へ向けての県の対応に努めてまいりたい」(知事)。(2) (ア) 県総合情報通信高度化プランは、

健全な高度情報通信社会の実現を図るための県内の高速通信基盤や利用環境の整備などについて、産学行政一体となった推進方針、方策を示すものとして策定する。プランでは、行政の効率化、県民生活の高度化、地域間格差の是正、社会参加活動の推進、地域経済の活性化の目的を掲げ、各種の情報化プロジェクトを推進するとしている。進捗は、県高度情報化推進懇話会を開催し、プロジェクト素案を検討した。今後は、庁内、関係機関などとの協議、調整を併せて実施し、より具体的な内容に練り上げ、平成一一年度末の策定、公表を目指したい。プラン策定後は、必要に応じて見直すなど、適切なフォローアップに努めたい。(イ) 全県的な高度情報化の推進では、県と市町村との連携、協調した取り組みが重要であり、プラン策定には、県と市町村の連絡会議を設置し、各種プロジェクトも市町村と協議、連携しながら推進していく。市町村の情報化の意識づくりの向上を目的とした研修会を定期的に開催するなど、地域間格差の是正を図りたい(企画開発部長)。(3) (ア) 平成一〇年九月には、本庁、出先機関すべてが通信回線で接続された。現在、パソコンは、九月末現在で約二、九〇〇台を導入し、平成一三年度までに本庁では一人に一台、出先機関では二人に一台の約四、〇〇〇台をめどに整備の予定である。整備では、リースを原則に、効率的な更新を行い、所属ごとに均衡のとれた配置に努めたい。地域振興局での整備は、出先機関の整備状況、地域振興局設置後の組織運営の状況を勘案しながら対応したい。(イ) 職員の研修は、管理職員も含め、年間延べ二、八〇〇

人に実施し、本庁および出先機関の各課職員の中からOAインストラクターを任命し、職員のパソコン操作能力の向上を図っている。ネットワークの利用状況は、八月末現在で、電子メールが一日約一、九〇〇件程度で、利用状況の分析評価は、パソコン整備が完了する平成一三年度以降に検討する。(ウ) セキュリティー対策は、県庁ネットワーク接続のパソコンに最新のコンピュターウイルス対策ソフトを導入し、パスワードで不正アクセスを防止している。大量のデータを処理する電算機室には専用のカードキーで開閉するドアを設置し、不正なデータの持ち出し等がないよう管理している。個人情報保護は、個人情報保護条例の制定に向け、現在、外部有識者から成る検討委員会の意見も聞きながら検討している。平成一一年中には、保護すべき個人情報の取り扱い等の大枠を決定し、平成一二年中には条例案を提案し、平成一三年の早い時期に施行できるよう努めたい(総務部長)。(3) コンピュター西暦2000年問題では、県のコンピュターシステムは、システム修正と模擬テストを九月中にはほぼ完了予定。市町村のシステムは、税や年金などのシステムを中心に、おおむね修正を完了したとの報告を受けている。県内地場企業には、中小企業対策連絡会議の開催や県内一〇か所での危機管理対策などの研修会を実施し、企業を支援するための低利融資資金を設けている。各商工団体でも、機関誌による周知、相談窓口の設置、専門のアドバイザーの派遣等を行っている。万一、コンピュター西暦2000年問題が生じた場合の不測の事態に備えるため、年末年始には全庁的

な待機体制をとり、危機管理計画に沿って、電気、通信、水道などの状況などの情報収集を行い、県民に正確な情報を提供したい（知事）。（４）①平成十一年二月、ハローワーク熊本を視察し、新規学卒者の就職環境の厳しさに心痛む思いを経験した。新規学卒したけれども職がない、希望に満たな若き日の門出となるべき時に、就くべき職が見当たらない、極めて深刻な事態だと思ふ。産業界には、機会あるごとに、経営がいかに厳しくとも年々途切れることなく新規学卒者を一定数採用し続けることが、長い目で企業としての基礎的な力となると訴えてきたが、このような事態は単に本人の個人的な不幸にとどまらず、次代を担うべき青年たちに反社会的観念すら植え付けかねない深刻な事態と憂慮する。新規学卒者の雇用が厳しい、その背景は、即戦力の欠如との指摘の正しさも、県立技術短大の今春の第一回卒業生が全員就職を果たした実績からも裏付けられるもので、教育のあり方などにも及ぶ問題と感じている。最初の知事就任以来、工業高校等での陳腐化した実習機械類の全面的更新に努めたのもこのような観点からで、さらに学校教育のあり方全般を念にチェックし見直すことも大切かと思う。今回の緊急雇用対策が中高年への雇用対策が中心との指摘も否定するつもりもないが、雇用特別交付金の対象事業として、新規学卒者の雇用拡大に繋げるように考えられないか、模索しているが、残念ながらまだ披露（ひら）きできるようなものはない。あらためてよく考えた上で、新規学卒者の雇用に寄与できるような具体策を生み出したいと考えている（知事）。（②民間企業の障害者

雇用は、平成一〇年七月一日に法定雇用率が一・六%から一・八%に改定されたにもかかわらず、景気の低迷で雇用環境が悪化するのではないかと憂慮している。県では、全国に先駆け障害者雇用コーディネーター四人の専門職員を配置して、ニーズに合った求人開拓を行う一方、企業内では、障害者の職場定着の推進チームの設置など、障害者の雇用促進に努めている（商工観光労働部長）。（５）①土砂災害から人命、財産を守るためには、砂防施設などの計画的整備、防災知識の普及、警戒避難体制の整備が重要で、表示板の設置や土砂災害防止月間の広報活動の実施、平成六年度からは土砂災害監視システムの整備に取り組んでいる。平成九年の鹿児島県針原川の土石流災害を契機に、住民への危険箇所の周知を実施している。平成一〇年福島県の土石流災害で災害弱者施設が被災したことを踏まえ、危険箇所、避難場所、土砂災害に対する注意事項、緊急連絡先などの土砂災害危険箇所・区域図を作成し、防災関係機関や施設管理者に配布した（土木部長）。（②防災消防ヘリコプターの配備は、一都道府県一機体制を目標に展開されているが、現段階での未配備県は本県を含む数県のみである。台風18号災害直後の九月二五日の政府調査団の視察では、必要性を痛感した。平成一〇年三月に消防法施行令が改正され、ヘリコプターの救急搬送業務が標準化され、一一九番通報後、必要に応じて直ちに航空隊が出動できる体制が整備されつつある。このため、防災消防ヘリコプター導入の必要性やその活用方策、運用管理計画等について検討するため、八月設置の熊本県防災消防ヘリコプ

ター導入検討委員会で論議を深めている。この検討の推移を見極めつつ、防災消防ヘリコプターの導入のあり方について、県の方針を決定したい（総務部長）。（６）①今後処分が可能と見込まれる遊休県有資産の現状は、施設の統廃合等で未利用の土地は、農業試験場跡地等のほか、廃川、廃道敷を含めて一一八件、約三七haである。②今後の取り組みと見通しは、新たに総点検を実施し、個々の物件に応じた売却の方法や時期の検討を行い、民間や市町村への情報提供等に努める。長期にわたる経済情勢の低迷にあつて、土地価格も低調に推移しており、現段階では、一般論として具体の売却見通しを立てにくい状況にある。（７）①（ア）県では、高齢化が全国平均に比べ一〇年ほど先行しており、少子化対策への本格的な取り組みの必要性を痛感している。（イ）緊急対策の少子化対策臨時特例交付金事業は、少子化の現状把握や県民の認識を深める等のために積極的に活用したい。平成九年度策定のくまもと子どもプラン21に基づき、子ども子育て支援社会の構築を目指した施策を進めており、年末に出される予定の国の基本方針を参考に、県民を巻き込んで検討を深めたい（知事）。②（ア）就学前児童数は一二万一、八〇一人で、保育所待機児童数は三市一町村、七一二二人である。（イ）市町村の少子化対策臨時特例交付金の第一次申請は八月末で締め切られたが、申請状況は、七六市町村、申請事業費約三〇億一、〇〇〇万円で、内容は、約七〇％が保育所や幼稚園の園舎の施設整備等で、そのほかチャイルドシートの貸し付けや少子化対策のための基金造成となっている。

（ウ）次の申請時期は年内が予定されており、未申請の一八市町村に、全国レベルのユニークな事例紹介など、支援したい。（エ）少子化の啓発では、少子化問題を県民一人一人の身近な問題と認識することに主眼を置き、少子化対策県民大会の開催や県広報誌、テレビ等を活用した広報などの啓発事業を展開したい（健康福祉部長）。（８）雇用促進事業団が管理運営してきた雇用促進住宅および勤労者福祉施設については、雇用・能力開発機構が地方自治体等に譲渡に関する意向調査を行うと聞いている。正式に同機構から具体的な意見が求められるので、設置市町村等とも協議しながら対応したい（商工観光労働部長）。

地域振興・スポーツ振興

（一）市町村や地元商店街、TMO（Town Management Organization、まちづくり機関）は、どのような姿勢で中心市街地活性化施策に臨むべきなのか（土屋）。（二）農業試験場跡地は、熊本市圏において大変ポテンシャルの高い土地であり、有効利用に当たつての今後の方針について（大西）。（三）①天草の地域振興に関して、御所浦架橋の取り組みと見通しについて。（ア）国道266号の整備に今後どう取り組むのか。（イ）上島中央地区広域農道の進捗状況はどうか、また今後の取り組みをどう考えているのか（小谷）。（四）①県でも県内スポーツ施設などのコンピューターによる一元管理を実施する予定はないか。②県が中心となって関係市町村を指導しながら進めていく、施設管理について、県と熊本市との連携、県内の市町村と

の連携について（馬場）。

これらに対して、県執行部は次の内容で答弁した。

（一）平成一〇年七月に中心市街地活性化法が施行され、中心市街地活性化基本計画の策定や関連事業を支援することになった。事業では、通産省や建設省など関係一三省庁が共同で、各種の補助事業や低利融資などの支援、活性化の指導、助言するタウンマネージャーの派遣などを行う。県でも、関係一課、総室の中心市街地活性化推進連絡会議を平成一〇年二月に設置し、基本計画の策定や施設整備を支援するためのにぎわいのあるまちづくり事業を、平成一〇年度から県単独で創設した。一年度は、財団法人中小企業振興公社に五億円を中心市街地商業活性化基金を設置し、TMOが実施する空き店舗対策などを支援する（商工観光労働部長）。（二）農業試験場跡地は、四つの区画に区分され、それぞれが約八、〇〇〇㎡、二万三、〇〇〇㎡の面積で、熊本広域都市圏の開発拠点としてのポテンシャルを備えている。一方、行政の厳しい財政状況や民間の投資意欲が高くない昨今の経済情勢、同地の地盤の軟弱さの課題もある（企画開発部長）。（三）①御所浦町と天草上島を結ぶ架橋構想として、平成元年度から、地域の現況や課題、整備効果等について検討を始め、八年度から事業化に向けた技術的な基礎調査やルート検討などを進めている。現在、事業化に必要な県道認定の国への協議や環境庁、海上保安庁などとの調整を進めており、御所浦島と横浦島を結ぶ御所浦第二架橋の平成一二年度の事業採択を国に要望している（知事）。（二）（ア）

国道266号の整備では、天草上島地区の倉岳町の宮田バイパス、龍ヶ岳町の大道バイパス、高戸バイパス、姫戸町の姫浦拡幅に取り組んでおり、平成一一年八月には太道バイパスが完成供用した。取り組み中の区間は人家連たん地区で、地元との協力を得ながら早期完成に努めている。倉岳町と龍ヶ岳町の境に位置する望薩峠^{はさつ}の改築は、これらの事業の進捗状況を見ながら着手時期を検討したい（土木部長）。（イ）上島中央地区広域農道は、橋梁^{きょうりょう}、トンネル等の構造物が多いこと、一部用地の確保に難航していることなどもあって、事業量ベースで七〇%の進捗である。総延長一九・三kmのうち、未着工部分は五・八kmで、早期完成に向けて努力したい（農政部長）。（四）①体育施設の活用では、サービスの向上が大切であり、コンピュータによるスポーツ施設情報システムの整備は重要な課題である。現在、県総合情報通信高度化プランの策定が進められており、その中で、スポーツ施設の情報管理システムのあり方について協議を行いながら、熊本市との連携についても検討したい。②県、市町村が連携した施設の情報管理では、熊本県体育施設協会を中心に関係市町村と施設予約面での調整が行われている（教育長）。

交通

（一）①（ア）天草飛行場条例の骨子について聞きたい。（イ）空港施設の概要について聞きたい。②（ア）天草エアライン株式会社^{株式会社}の経済波及効果等について聞きたい。（イ）開港に向けたPR活動について聞きたい（小谷）。（二）指定申請の準備が

進められている熊本市オムニバスタウン計画へどのような支援をしていくのか。(3) 県からの運行経費の助成もある熊本城周遊バスの今後の運行継続策について(田上)。(4) ①(ア)熊本都市圏東部地域の都市計画道路網のあり方について。(イ)県道小池竜田線の小峯地区整備にどう取り組むのか。②(ア)国道443号の通称第一空港線から第三空港線までの今後の整備計画について。(イ)熊本阿蘇幹線道路と国体関連道路東西線とを結ぶ都市圏東部地域道路整備の構想について(馬場)。(5) コンクリート構造物の崩落、崩壊事故防止の対策について(中原)。

これらに対して、県執行部は次の内容で答弁した。

(1) ①(ア) 天草飛行場条例の骨子は、運用時間や航空機重量制限などの基本事項、安全確保の制限、禁止事項、空港施設の管理上必要な事項、停留料、施設使用料の事項の四点である。(イ) 空港施設の概要では、延長一、〇〇〇mの滑走路のほか、無線設備、航空照明の航空保安施設の設置で就航率向上と定時運航の体制を整えている。ターミナルビルでは、外観は白を基調に、ロビー吹き抜け部分の窓にライトブルーのガラスを使用している。正面玄関には、海とイルカでイメージしたステンドグラス、ロビーには観光掲示板を設置している。多用途トイレ、授乳室を設置し、床もバリアフリー化している。保安対策では、搭乗口と到着口を分け、警察官詰所を設置している(土木部長)。(2) (ア) 天草エアライン株式会社は、地元雇用も含めた三〇人程度の体制の予定で、雇用確保の面で貢献し、平

成一二年一月に天草空港内に本社移転の予定で、営業上の物品購入、委託業務、社員の生活関連需要など、地元経済に貢献する。空港開港に伴う経済波及効果では、福岡空港まで約三五分、熊本空港まで約二五分と、時間距離が飛躍的に短縮され、ビジネス、観光などの面で交流圏域や交流人口の増大が見込まれる。(イ) これまで福岡市内や地元を中心に、ポスター、チラシ、看板、新聞等を活用したPRを実施し、今後は、福岡市開催のアジア・太平洋旅行博への出展、地元での空港プレイベント、シンポジウム等の開催やマスメディア、インターネット等によるPR実施を計画している。天草エアラインの運航ダイヤや運賃が決定する年明け以降は、福岡都市圏を中心に集中的なPRを展開する予定である。(2) オムニバスタウン計画は、バスの利便性の向上を目的に地元自治体と交通事業者が推進するもので、平成九年度の制度創設以来、浜松市、金沢市、松江市が指定を受け、今年度は、盛岡市、鎌倉市が指定申請中と聞いている。熊本市では、平成一二年度中の指定を目指し、バスロケーションシステムの整備、バス停のグレードアップ化、ノンステップバスの導入、都市部内循環型バス路線の新設等、事業計画の策定を急いでいる。県では、マイカーから公共交通機関へのシフトの立場から、熊本市と検討しおり、今後、交通事業者等関係機関との調整や国への働き掛け等、支援していきたい。(3) 熊本城周遊バス事業は、平成四年度から熊本市が熊本市交通局に運行委託して行い、県も当初から熊本市に赤字補填の補助を行ってきた。乗車人員は、五年度に年間六万九、五一六人、

一便当たり八・六人だったが、一〇年度は年間四万四、〇五四人、一便当たり五・八人となり、赤字補填額も平成九年度から県と市合わせて補助限度額の一、〇〇〇万円に達している。県では、九年度から二年間、市と共同で、ルート改善策やPRの検討、アンケート調査の実施、松江市、神戸市等の先進地視察を行ってきたが、熊本城周辺の文化施設への交通利便性確保の目的では事業改善のめどが立たず、アンケート調査からも利用は非常に少ない状況にある。県が財団法人日本宝くじ協会の助成で購入した周遊バス二台の法定耐用年数もすでに経過しており、今後の事業について熊本市の意見も聞きながら検討したい（企画開発部長）。（４）①（ア）熊本都市圏東部地域では、今後南北方向の強化が必要で、平成九年度設置の熊本都市圏総合都市交通計画協議会で平成一度末をめどに取りまとめる予定の最終的な報告を踏まえ、新たな都市計画道路も視野に入れた整備の必要性などについて調査する予定である。（イ）一般県道小池竜田線の小峯地区の未改良区間の計画も、これらの調査結果を踏まえて検討したい。②（ア）通称第一空港線と第三空港線をつぶ国道443号の区間は、現在の事業の進捗状況を考慮しながら、事業着手に向けた調査を進める予定である。（イ）都市圏東部地域道路整備構想は、国道443号の整備効果や熊本都市圏東部地域の開発状況、今後の交通量の推移などを見ながら、熊本空港周辺の道路網の中で研究していく（土木部長）。（５）県管理のコンクリート構造物の安全管理では、要領の策定日頃のパトロール、豪雨や地震後の緊急点検等を行い、必要に

応じて補強補修を行っている。とくに、平成一一年年七月以降、山陽新幹線の事故を踏まえ、県内の道路のトンネルを調査した結果、コールドジョイントと想定される箇所が一一か所あったが、亀裂の進行は見当たらず、引き続き点検を行い、安全性の確保に努めていく。国では、コンクリートの耐久性向上に向けた検討を開始されており、その検討結果も踏まえて適切な維持管理に努めていく（知事）。

健康・福祉

（一）①介護保険制度で負担と給付の関係はどうなっているのか。②困ったときにすぐ必要なサービスが受けられる体制づくりができるのかどうか。③払いたくても払えない保険料未納者への対応について（中原）。

これらに対して、健康福祉部長は次の内容で答弁した。

（一）①厚生省の推計には、平成一二年度の要介護高齢者の割合は全高齢者の二・八％だが、生涯に要介護となる可能性は四四・五％で、配偶者やそれぞれの両親まで考えると、ほとんどが何らかの形で介護問題に直面するのではないか。この考えをもとに、社会保険方式が執られたと認識している。②市町村では、県内で約五万九、〇〇〇件と見込まれる要介護認定申請に、六か月の準備期間内に処理する予定で、来年四月からの申請は、法律上の三〇日の期限にかかわらず、迅速に審査判定できると考えている。介護支援専門員は約四、〇〇〇人を確保し、速やかにサービス事業者との連絡調整ができると考えてい

る。申請から認定までの間のサービス利用は、暫定的な利用計画で一割負担での利用ができることされており、国での検討結果を待って、市町村やサービス事業者等関係者に指導したい。③戸別徴収、納付相談等をしてもおな一定期間以上滞納がある場合には、法律に基づき給付差し止め等を行うことになるが、保険料は所得に応じて設定され、災害や長期入院等による収入の減少など、やむを得ないときは、減免や徴収猶予が行われ、給付差し止めを行わないなど、保険料を払いたくても払えない方、所得の低い人に配慮された制度となっている。

環境・県民生活

(1) ① (ア) 菊池市柏地区の産業廃棄物処理施設の設置に関連して、今後の検査スケジュールについて。(イ) ダイオキシンの濃度の協定値を上回った場合の県の対応について。② 処理する廃棄物の種類および数量や搬入廃棄物・ダイオキシン類等検査結果は速やかに菊池市に報告し、菊池市は監視委員会に報告するとなっているが、未だに報告されたとは聞いていないが。③ 菊池市民を監視委員会に数多く参加させるべきだと考えているが、市と会社に監視委員の増員について働きかける考えはないか。④ 説明会開催の見通し等について、県は現在どのような調整を行っているのか、説明会開催の見通しはいつ頃か。⑤ 環境生活部長は、平成一〇年一月二四日の環境対策特別委員会で、会社に万が一の事態が起こった場合、菊池市に迷惑をかけないという趣旨の答弁をしたが、(ア) 会社に不測の事態が生

じた場合の県の責務について。(イ) 処理期間が終了した場合の県の責務について(前川)。(ウ) 特定非営利活動促進法に基づくNPO法人(Nonprofit Organization、特定非営利活動法人)設立の認証状況と今後の取り組みについて(大西)。

これに対して、環境生活部長は次の内容で答弁した。

(1) ① (ア) 今後の検査のスケジュールは、改善工事後了後の九月一七日に第一回目の検査を行った。年度内にあと二回予定し、菊池市も同様に二回検査すると聞いており、時期が偏らないよう調整している。(イ) 検査の結果が協定で定めた〇・一ナノグラムを上回った場合の対応では、県は菊池市とともに、環境保全協定および覚書に基づき、〇・一ナノグラムを超えることのないよう改善を指示し指導したい。② 環境保全協定では、廃棄物の種類と量を毎月、検査結果等も同様に九州産廃株式会社から監視委員会事務局の菊池市に報告がなされ、事務局から監視委員会にも報告されるが、報告事項や項目の了承が委員の全員からは得られていないのが実態。今後の検査項目や検査回数等の協議も行われておらず、立入検査にもほとんどが出席していない。監視委員会は、菊池市民の立場での監視や情報の公開で重要な役割を担っており、今後、県、菊池市、九州産廃株式会社の環境保全協議会の中で、機能が十分に発揮できるように協議したい。③ 監視委員の人数は監視委員会設置要領の中で一五人以内と規定されており、菊池市民九人を含む一二人がすでに菊池市長から委嘱されている。菊池市では、新たな監視委員の就任等が検討されており、環境保全協議会の中で増員

について働きかけたい。④九州産廃株式会社は、これまでの説明会で説明は終わっているので再度説明会を開催する必要はないとの立場で、説明会開催の前提として、司会、出席者、質問席、説明内容などのルールづくりが必要だと主張している。県でも、九州産廃株式会社の意向を産業廃棄物処理場増設・拡張に反対する菊池市民同盟に伝え、ルールづくりのための協議ができないものかと、現在提案している。⑤(ア)九州産廃株式会社は、租税特別措置法に基づく特定災害防止準備金の積み立て、環境保全協定に基づく損害賠償保険の加入を済ませており、県は、これらが確実に履行され、万が一にも不測の事態が生じないよう、九州産廃株式会社および菊池市と協議を行っている。(イ)処理期間終了問題が現実化するのはかなり先のことで、現時点では読み切れないことも多く、環境保全協議会で時間をかけて検討したい。県の責務は、菊池市民の不安を和らげることが第一義で、覚書の中に、会社の厳正な指導監督および処分場の維持管理の指導徹底、菊池市民の安全確保と環境保全のための積極的関与および対応、協定書が確実に履行されるための方策の指導および環境保全協議会での積極的な関与などの条項を設け、幾重にも県の責任を約束しており、菊池市民には安心してもらえるのではないかと。(エ) NPO法人設立認証状況は、これまで一九件の認証申請があり、一件を認証し、残り八件は審査中である。県では、平成十一年三月に社会参加活動推進基本方針を策定して、パートナーシップ型社会の構築を目標として掲げ、県民だれもが社会活動に参加できる環境づくりを進

め、県民、NPO法人、企業、行政の協働を促進するとしている。取り組みでは、社会参加活動ガイドブックを作成して、市町村、学校、金融機関、郵便局等に配布し、活動団体、相談窓口、各種助成等の情報を提供し、フォーラムや県、市町村職員説明会等を開催している。

商工業

(一) ①今回県工業振興ビジョン(仮称)を策定するというが、今後どのように熟練技能労働者の育成、確保を図るのか。②六月議会でも予算が計上されている、平成一四年度の技能五輪全国大会の誘致について(田上)。

これに対して、**商工観光労働部長**は次の内容で答弁した。

(一) ①平成十一年六月、ものづくり基盤技術振興基本法が制定され、県でも物づくり労働者の確保および資質の向上が必要となり、新県計画の策定に併せて平成一一年中に策定する、**県工業振興ビジョン(仮称)**の中で熟練技能者の育成、確保も明らかにしたい。②物づくり尊重機運の醸成、地場産業の技術力向上のため、平成一四年度開催の第四〇回技能五輪全国大会の誘致に取り組んでいる。現在、関係機関と連携しながら、必要な競技会場、使用機器、選手の育成、確保などの調査を行っており、早ければ年末に開催要望書を国等へ提出するなど、熊本県開催の内定を受ける準備を進めたい。

農林水産業

(1) 作目転換を国へ要望する、県の真意を聞きたい(土屋)。

(2) 水田営農の確立を図るため、麦、大豆の生産振興にどう取り組むのか(馬場)。(3) 一つの農村を救う方法としての農業経営の法人化について。(4) 黒毛和種の優良種雄牛を早くつくってほしいが(土屋)。(5) ①台風18号に係る農業災害対策に關しての農業共済の対応について。②農家の被災に思い切った特別の救済事業が必要ではないか。(6) ①農地法に基づく許可を受けて取得をするのが当たり前だが、有限会社阿蘇高原ファームは許可を受けないまま農地を取得している、この状況に、許可権者の県はどのような正指導をするのか。②有限会社阿蘇高原ファームの中国からの牛の輸入問題での検疫体制について。③中国からの輸入についての県の考えを聞きたい(前川)。(7) ①水産基盤整備事業への対応について。②今後は沿岸漁場の整備開発が必要ではないか。③漁港整備では、高齢者や女子にとって安全で利用しやすい整備を進める必要があると考えるが。④漁村の環境整備について、積極的に取り組む必要があると考えるが。⑤魚類養殖業の再生を図るため、経営改善対策にどう取り組むのか(小谷)。

これらに対して、県執行部は次の内容で答弁した。

(1) 農業経営の安定のためには、米、イグサ、ミカン、メロンなど、県の主要作目の高品質化で需要拡大に努め、市場動向や競合産地を調査しながら作目や新品種への転換を進めることが重要。今後は作目転換による新たな産地づくりが必要で、新たな技術や投資について支援策を国に要望してきた。県でも、

農家のリスクや負担の軽減に努めたい。(2) 新農業基本法では、麦、大豆の振興を自給率向上で重要と位置づけており、県としては、市町村ごとに作付け計画を策定し、大規模集団化による産地形成に努める考えである。このため、排水対策や基盤整備を行い、省力化の汎用コンバインの導入や品質向上のための乾燥・選別施設の整備を図りたい。(3) 法人組織は、生産から加工販売までの経営が可能で、労働条件の整備が図られる等、農業経営の将来性に極めて重要である。このため、県でも法人化を発展方向と位置づけ、設立指導や経営相談等の指導、支援を進めたい。(4) 肉質の評価も高い黒毛和種の飼育が県内各地に広がり、繁殖牛の三割を占めるまでになった。このことから、県でも、家畜改良事業団から優秀な精液を入手し、計画的な交配で種雄牛づくりに努めている。平成一一年度からは改良のスピードアップのため、国の広域種牛づくりの事業に参加している。(5) ①県内一三農業共済組合、同組合連合会では、農家の被害届けをもとに現地調査し、野菜、花卉等の園芸施設や家畜の損害評価を進め、水稻や果樹等は収穫を待つて、損害評価を行う予定である。県では適正かつ迅速な評価がなされるよう組合や連合会に指導し、国にも共済金の早期支払いを要望する。②台風18号の農業関係被害は、九月二五日時点ですで一五四億四、六〇〇万円で、今後調査が進めばさらに拡大することが予想される。県では、九月二四日に、復旧対策、技術指導等を行う農業被害対策本部を設置し、関係機関と連携しながら、技術指導をはじめ共済金の支払いのための損害評価調査等

の対応を行っている。(6) ①県としては、農地法違反状態を解消するため、有限会社阿蘇高原ファームに、旧所有者に登記を戻すよう指導しており、その上で、土地利用計画の中で事業計画を明確にさせ、農地法に基づく許可申請手続が行われれば厳正に審査、指導していきたい。②中華人民共和国には口蹄疫が発生している地域があることから、肉用牛輸入の検疫体制では、輸出農場の中心から半径五〇km以内で過去一年間に口蹄疫が発生していないこと、輸出検疫では日本の専門官が立ち会うこと、検疫期間は最低でも通常の三倍の九五日間実施されること、検疫期間中、それぞれの検疫施設で一頭でも疑わしければ輸入は禁止されることの、他の国に比べてとくに厳しい検疫が行われることになっている。このように、輸入家畜の検疫は厳しい制約のもとに実施されるものであり、国には、さらに徹底した検疫の実施を要請したい。③今回の中華人民共和国からの輸入について、県としては、地域住民の不安が極めて強いことから、県産牛の活用を中心に本県畜産の振興に資することを強く望むものである(農政部長)。(7) 本題の答弁に先立ち、質問にはない水産関係の台風18号被害について、現在までわかっている段階で約四五億円程度の被害との報告があった。①そして本題に入り、平成一三年度からの水産基盤整備事業では、資源の増殖から生産、流通までを一体的に進める必要があり、沿岸漁場整備と漁港、漁村整備の一体化の、新たな事業として発足することになり、平成一二年度中をめどに、漁業組合や市町村の意見を聞きながら策定作業を進めている。②沿岸漁場の今

後の整備では、漁場の生産力を回復し、漁業資源の増大を図ることが重要で、増殖場造成事業と併せて、悪化した漁場の底質改善や海水交流の促進を図るための堆積物の除去や浚渫等、漁場保全事業を重点的に行っていく。③漁港整備では、浮き桟橋や荷役クレーンの設置、穏やかな船だまりのための防波堤の改良等、高齢者や女性にも安全で使いやすい漁港づくりを進めたい。④漁村の環境整備では、漁村の集落環境整備事業を現在九地区で実施しているが、天草地域を含め、今後も、上下水道、集落道および緑地広場などの整備を進めたい。⑤魚類養殖業の経営改善では、平成一年五月制定の持続的養殖生産確保法に基づき、漁場環境の改善と魚病対策にあたる。漁場環境の改善では、新たな養殖基準と養殖マニュアルの策定が求められ、漁業協同組合には定期的な環境調査や改善計画の策定等が義務づけられているが、県としても、漁場環境の改善に取り組むよう指導する。魚病対策としては、養殖マニュアルの普及に取り組み、新たな魚病の原因究明や防除技術の開発に取り組む。病気が発生した場合には、立入検査等の権限を有する魚類防疫員を配置して、蔓延防止にあたる(林務水産部長)。

建築

(1) ①建築確認や完了検査の民間確認検査機関の指定について。②民間機関の業務でも適正な業務執行や経営の安定が必要ではないか(馬場)。(2) ①今回の台風18号で住居が滅失し、県営住宅への入居を希望した場合、どう対応するのか、現時点

で何戸対応できるのか、②高齢者や障害者などに優先して県営住宅に入居できるよう配慮されているが、さらに緩和する考えはないか、③県営住宅に入居後、収入超過や高額所得となった場合、どのような対応をしているのか(馬場)。

これに対して、土木部長は次の内容で答弁した。

(1) ①建築確認や完了検査を民間の確認検査機関が行う制度は、平成一〇年六月の建築基準法の改正で新たに設けられ、東京都や福岡県など七都府県で指定されている。県内では、財団法人熊本県建築住宅センターが指定に向けた準備を進めている。指定では、公正、中立性の確保が求められており、建築基準法の指定基準に基づき、有資格者の数や経営基盤などを審査するとしている。②指定確認検査機関の指導は、建築基準法に基づき、必要な報告、事務所の立入検査、必要な指示、業務停止などができることになっている。(2) ①台風などの災害で住宅を無くした場合は、公営住宅法の特定入居に該当し、県営住宅に優先入居ができる。特定入居のために現在二〇戸程度が確保できている。②高齢者や障害者などの入居希望は今後増加が見込まれ、優先入居戸数の拡大を検討したい。③毎年収入状況を調査し、収入超過者や高額所得者であることを通知した上で、収入超過者には住宅の明け渡し努力義務があること、高額所得者は明け渡し義務があることをさらに通知している。

教育

(1) 国旗、国歌が法制化された、これまでの指導方針が変

わるのか(田上)。(2) ①平成一四年度からの新学習指導要領の完全実施に向けての考え方について(前川)。(2) 一律の指導要領を外して、学校独自の教育を試験的に、やってみたらどうか(土屋)。(3) 民族意識とか、国家帰属意識を教えるべきではないか(土屋)。(3) 個人学習診断テストの見直し改善の検討が必要になると思うが(前川)。(4) ①(ア)学級崩壊の実態をどう認識しているか。(イ)学級崩壊と授業崩壊の状況について。(ウ)この問題にどのような対策と対応を考えているのか(氷室)。(2)不登校の小中学生が二、〇〇八人で、高校生の中途退学が非常に増えている、これらの問題について(土屋)。(5) 県立高等学校の再編整備で、地元地域の意見も考慮されるべきだと思うが(前川)。(6) ①(ア)現在の高等学校の入学選抜制度の改善について、(イ)現行の推薦入試枠の拡大について。(2)(ア)県立大学のAO(アドミッションズ・オフィス)入試について、(イ)推薦入試枠の拡大について(氷室)。(7) 菊池高校の移転問題に対する県教育委員会の現状認識と、菊池市民の反対がある現状で菊池市の陳情にこたえて移転することがあり得るのか(前川)。(8) ①ハード整備をどのように考えているか。②教師にはどのような研修をどのように行っているか。③子どもに情報化社会の功罪をどのように指導していくのか(大西)。(9) ①天草地区での教職員住宅の提供の状況について。②教職員が勤務地居住の天草地区と県内全域の状況について(小谷)。

これらに対して、県執行部は次の内容で答弁した。

(1) 学習指導要領の趣旨に則り、指導しており、国旗、国歌の法制定で指導が変わるものではない(教育長)。(2) ①「二世紀を拓く教育の推進」をスローガンに、新学習指導要領の趣旨の徹底のための説明会やフォーラムを開催し、教職員の意識改革と自己確立を図り、県民、保護者等にも理解を深めている(教育委員会委員長)。(2) 学習指導要領は、その内容を自由に逸脱することはできないが、平成一四年度からの新学習指導要領では、各学校の裁量の幅が広げられ、創意工夫を生かした特色ある教育が推進できるようになる。(3) 答弁なし。(3) 現行学習指導要領のもとでの個人学習診断テストは、平成一一年度をもって休止する。市町村教育委員会と協議を重ね、基礎、基本の定着を図る新たな方策の再構築を検討する。(4) ①(ア) 学級崩壊は、教師の指導が通らず学級がうまく機能していない状況等である。(イ) 学級崩壊は最も高い小学校一年生でも学級数七三一クラスのうち七クラスの〇・九六％、授業崩壊は中学校二年生で六七〇クラスのうち八クラスの一・一九％、中学校三年生で六八七クラスのうち七クラスの一・〇二％。(ウ) 管理職の指導、助言やチームティーチングの導入など、改善への努力がなされており、学校、家庭、地域社会の役割と責任の重要性について、教育事務所などを通して指導したい。(2) 不登校、中途退学の問題は依然として厳しく、深刻。不登校対策では、いじめ・不登校アドバイザーの配置や教育相談事業、教職員のカウンセリング研修等を実施している。(5) 再編整備では、関係者の理解を得る努力をしたい。再編整備に伴う学科改編で

は、学校の主体的な取り組みが不可欠で、地域の特性や地域のニーズは重要である。(6) ①(ア) 高等学校の入学者選抜では、推薦入試、傾斜配点の実施と二次募集を導入、その他出願変更の実施など改善を行ってきた。平成一〇年度には、複数の学科を一括募集するくくり募集を導入した。(イ) 推薦入試の枠の拡大は、昭和六〇年度の農業および水産に関する学科の一〇％から始まり、年々ほかの専門学科や普通科、コースにも拡大し、平成七年度には、農業および水産に関する学科は六〇％以内、その他の学科やコースは二〇％以内、三〇％以内、五〇％以内で、学校が募集人員を決められるようにするなど、改善してきた(教育長)。(2) (ア) アドミッシヨンス・オフィス(AO)入試は、他大学の事例等を踏まえ、導入の有効性等を検討している。(イ) 推薦入試は、県立大学でも学部ごとに一定枠で行っているが、推薦入試枠をどうするかは、AO入試などの検討も踏まえて、全体的な視点から検討が重ねられるものと承知している(総務部長)。(7) 菊池高校の移転は、菊池高等学校移転新築促進期成会等を中心に推進の方向で議論が重ねられているが、他方移転反対の動きもあると聞く。現時点では、県教育委員会は何ら意思決定をしているものではなく、菊池市で合意が得られた段階で、移転するか否かを検討することになる。(8) ①コンピュータの整備は、年度計画に従って、県立学校では一人一台を想定し、高等学校では一校当たり四二台、特殊教育諸学校では一校当たり八台を整備し、公立小学校では二人に一台を想定し、一校当たり二二台、公立中学校では一人に一台を

想定し、一校当たり四二台が整備されるよう、市町村教育委員会に啓発したい。②教師には、段階的、計画的な養成研修を実施し、校内のリーダー養成に努めている。社会人の活用は、平成一一年一〇月からシステムエンジニアを学校や教育委員会への要請に応じて派遣する事業を行っていく。③情報化社会における倫理教育は、平成八年度から開始の熊本県教育情報システムの運用の中で、ネットワーク上のマナーを守るためのガイドラインとなるシステム運用要綱を策定しており、各学校でこの要綱に沿った運用がなされるよう強く指導している。(9)①天草事務所管内では、一五市町から合計四〇〇戸以上が提供され、そのうち九一％が入居中だ。②天草教育事務所管内では、小中学校教職員の六二％が勤務校と同一市町内に居住し、天草管内では九八％が居住している。県内全域では、小中学校教職員の四八％が勤務校と同一市町村内に居住し、同一管内では八〇％が居住している(教育長)。

警察

(1)①熊本県警における情報化推進の現況についてどうなっているのか、②高度情報化によるハイテク犯罪に対してどんな対応策をとっているのか(大西)。

これに対して、警察本部長は次の内容で答弁した。

(1)①平成九年に熊本県警察行政情報化推進計画を策定し、新たな情報通信基盤の統合OAシステムの構築を進めている。このシステムは、警察本部、警察署、交番・駐在所をパソコン

ネットワークで結び、警察の有事即応体制の強化、住民サービスの向上を目指すもので、警察本部と各警察署のパソコン七二〇台でネットワークを構築しており、今後拡充整備を進めたい。平成九年一〇月に県警察のホームページを開設して、防犯や交通違反取り締まり等の情報を掲載している。②全国のハイテク犯罪の検挙件数は平成一〇年が四一五件で、県内でも一〇年一一月にインターネットを利用したわいせつ画像販売目的所持事件を検挙している。一一年八月には、不正アクセス行為の禁止等に関する法律が制定され、一二年二月から施行される予定で、県警察では、八年に熊本県警察ネットワーク・セキュリティ対策委員会を、九年には熊本県ネットワーク・セキュリティ推進協議会を設置するなど、コンピュータに強い捜査官の育成や産業界との連携を図っている。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

(1) 議案第1号 平成11年度熊本県一般会計補正予算(第2号)等

【説明】補正予算等の詳細については、冒頭の知事説明に譲る。
【審議】九月二日に上程、三〇日、各常任委員会に付託され、一〇月七日の本会議において各常任委員長から次のように報告された。

小杉直厚生常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。

国の少子化対策臨時特例交付金が市町村にはどれだけ交付され、どのような事業が行われるのか、県では把握しているのかとの質疑があり、執行部から、県の事業費は五、〇〇〇万円を予定しているが、県では市町村分の取りまとめを行い厚生省に提出している、詳しい審査の結果は一〇月半ばに出る予定との答弁があった。不知火町松合地区の被災住民の健康状態の把握と対策について、被害を受けた市町村で、要介護認定事業の作業の遅れや通常の業務圧迫はないか、今後の見通しについての質疑があり、不知火町松合地区では、宇城保健所と日本赤十字社熊本県支部で仮の診療所を就業構造改善センターに設けた、要介護認定の事務はほとんどの市町村が一〇月一日からスタートしており、現時点で要介護認定の申請受け付けを中止している市町村はない、今後復旧事務との輻輳が予想され、市町村から相談があった場合は、県事務所、保健所と連携して対応したいとの答弁があった。要介護認定の申請が予想よりも少ないと聞くが、いつまで申請を受けるのか、随時受け付けできるのか、認定までの審査期間、ケアマネージャーの一人当たりの負担は何人か、これらに規制があるのかとの質疑があり、少ないのは校区別に申請時期をずらすなど、併行して平成一二年四月の開始に向けた準備を進めているため、申請の受付は、平成一二年四月からは随時申請となる、審査期間は法律で三〇日以内となっている、一人のケアマネージャーでは五〇人程度で、適正な事業量となるよう事業所を指導したいとの答弁があった。不法投

棄件数が、平成一〇年度は九三件に半減し、高く評価したい、県警との連携が功を奏したとのことだが、連携のポイントは何かとの質疑があり、平成一〇年六月からの不法投棄防止のため総合対策による各種取り組みで、一番のポイントは、警察との連携の強化と考えている、県警との連携では、車両検問、捜査情報の交換、逮捕後の改善などいろいろな面で連携しており、今後もさらに充実を図ることで、不法投棄の防止に努めたいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

幸山政史経済常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。緊急地域雇用特別基金事業の取り組みについての質疑があり、対象がリストラとなった中高年齢者等で、目標が地方公共団体から民間企業等への事業委託で雇用・就業機会の創出や各種の研修事業等を実施してノウハウの習得を促すこと、庁内各部署や市町村と連携し取り組みたいとの答弁があった。それに對し、雇用状況の認識と県民ニーズの把握、今回の応急的な対策と将来の対策を整理して取り組んでほしいとの要望があった。県の新しい工業振興ビジョン策定について質疑があり、今後の成長分野を絞り込み、成長企業への支援策や基盤技術の環境整備策を盛り込んだものにしたしたいとの答弁があった。本渡・五和地区のリゾート開発用地への企業誘致の見通しについて質疑があり、天草空港の開港やワイナリーの開業、用地内の道路整備など企業立地の環境が整いつつあり、総合保養地域民活導入促進資金の償還期限を五年間延長して企業誘致に取り組みきたいと

の答弁があった。台風18号災害による水産関連施設の復旧策について質疑があり、国の施策と連携をとりながら対応したいとの答弁があったほか、施設の復旧では、十分調査して取り組んでほしいとの再度の要望、瓦などの資材の便乗値上げがないよう、関係業界への働き掛けてほしいとの要望があった。地方事務官制度の廃止に伴う職業安定課、雇用保険課の国への移管について質疑があり、平成一二年四月の移管後も、国、県が連携して、県民サービスに影響が出ないようにしたいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

坂田孝志農政常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。食料・農業・農村基本法の成立を受けた県の取り組みについて質疑があり、新しい国の施策を活用しながら、くまもと21農業振興運動を推進する、生産基盤整備、担い手の育成等と中山間地域への直接支払いなどへの対応により、農業県熊本としての地位を確保したいとの答弁があった。黒牛振興について質疑があり、あか牛は本県畜産のトレードマークで、今後も振興したい、黒牛の振興についての農家の要請にもこたえたいとの答弁があった。平成三年の台風19号の被害状況と対応策について、台風18号への対応策について質疑があり、平成三年の被害額は合計で四八七億円、対策は融資関係で一一〇億円の貸し付け、農業共済関係で早期支払いのための指導、果樹被害が甚大による被災果樹園の復旧を行った、今回の対策は生活・営農資金の利子補給、共済金の早期支払いの経費助成、園芸施設、果樹園の復旧

対策、塩害対策、農地の復旧対策等を考えているとの答弁があった。関連して、農家が意欲を持って、速やかに再起できるような万全を期してほしいとの要請があった。借入限度額まで借り入れている農家への対応について、万一の時は県が債務保証できないかとの質疑があり、金融機関に弾力的な運用を要請している、県農業信用基金協会への損失補償を検討しているとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

船田直大建設常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。大規模工事等での県内業者への発注についての質疑があり、県内業者で施工可能なものは極力県内業者に発注することを基本に、大規模な工事や高度な技術力を要する工事等の場合もJV方式による県内業者の参加に努めているとの答弁があった。クスノキを街路樹に使うのはどうかとの質疑があり、県民の意見等を集約しながら検討したいとの答弁があった。これらのほか、県営住宅の確保や道路、河川の改修等、台風18号の被災住民の生活に特段の配慮をしてほしいとの要望があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

早川英明文教治安常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。台風18号の被害を受けたパークドームの原因究明について質疑があり、調査委員会をつくって原因の究明に取り組むとの答弁があった。学級崩壊の調査に関連して、学校内で自由に意見交換ができないことも原因の一つではないか、今後の対応

策について質疑があり、学校の組織を活性化させ、学校全体で取り組みたいとの答弁があった。さらに、具体的な学校名とカ学級名は把握できているのかとの質疑があり、把握しているのは件数のみとの答弁があった。また、小学校低学年が多いが、とくに新任教師の研修が必要ではないかとの質疑があり、年間を通して初任者研修を実施し、企業研修等も実施しているとの答弁があった。また、調査結果を受けての教育委員会の対応策について質疑があり、国の国立教育研究所の報告書も参考にし、て対応策を作成したいとの答弁があった。学校の完全週休二日制での学校行事の大幅な見直しへの対応について質疑があり、今後、学校行事の廃止や統合を検討する必要がある、児童生徒の健全育成にも力を入れたいとの答弁があった。これらのほか、教師には任地に居住して教育に取り組むよう指導してほしいとの要望があった。チャイルドシートの普及促進の方策についての質疑があり、チャイルドシートのアドバイザーの配置や関係機関との連携によるチャイルドシートのレンタルを実施したいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

田方初美総務常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。緊急地域雇用対策事業の県観光物産総合サイト事業は、民間委託するのか、何人雇用創出ができるのかとの質疑があり、民間に委託する、雇用創出は、一月当たり一六人程度との答弁があった。県立大学の入学金の改定理由、改定にサイクルがあるのかとの質疑があり、国の改定状況に合わせ、授業料と入学金

の改定が重複しないよう一年置きの実施との答弁があった。これらのほか、天草エアライン株式会社の経営では地元出身の取締役に代表権を持たせるなど、経営体制のあり方について検討してほしいとの要望、台風18号の被害農家に思い切った対策を行うようにとの要望があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

(2) 議案第48号 平成11年度熊本県一般会計補正予算(第3号)等

【説明】補正予算等の詳細については、冒頭の知事説明に譲る。
【審議】一〇月七日に上程、同日、各常任委員会に付託され、引き続きの本案議において各常任委員長から次のように報告された。

小杉直厚厚生常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。災害被災者に対する救済制度について、広報面の充実についての要望があったことが報告され、続く質疑は次のとおりだった。災害救助法の適用の基準、手順、適用の効果について質疑があり、全壊世帯を基準に、半壊世帯を二分の一、床上浸水世帯を三分の一と換算し、人口規模に応じた全壊世帯数を超えた場合に適用される、手順は、市町村からの被害報告と厚生省との調整で適用する、その効果は、市町村の応急的な救助に要する費用を国、県が負担することとなるとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

幸山政史経済常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。

台風18号災害復興資金等の融資についての要望があり、金融機関に要請したいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

坂田孝志農政常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。山村振興対策事業および農業構造改善事業でのリースハウス整備の対象面積について質疑があり、両事業で七二四棟、一五八haとの答弁があった。イグサの苗対策についての質疑があり、農業研究所の予備苗等を利用して増殖したいとの答弁があった。農業公園や農業研究センターの被害について質疑があり、風倒木やガラス温室のガラスの破損等との答弁があった。これらのほか、加工用米や規格外米を自主流通米としての取り扱いができるよう、被害地域での生産調整では柔軟に対応し、事業の執行では地元被災農家の雇用についての要望があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

船田直大建設常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

早川英明文教治安常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

田方初美総務常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決す

ることに決定した。

2 条例等議案

提出された条例案等議案は、九月二一日に提案された議案第2号から第42号までであった。各常任委員長の報告後、岩中議員の、議案第4号、第8号、第9号、第23号についての反対討論が行われた。その後、採決され、原案の通り可決された。

- (1) 議案第7号 熊本県緊急地域雇用特別基金条例の制定について

【説明】 経済対策、雇用対策等として、総額二、〇〇〇億円の緊急地域雇用特別交付金事業の約二八億円を財源に緊急地域雇用特別基金を造成するためのものとして提案された条例案で、九月二一日に上程、同日、経済常任委員会に付託された。

- (2) 議案第8号 熊本県天草飛行場条例の制定について

【説明】 航空機による旅客および貨物の運送の用に供し、もって県民の航空交通の推進を図るために設置する熊本県天草飛行場の運行時間、施設使用と、重量、停留等、給油および排油、入場等、立入り、車両運行等の制限等を定めるためのものとして提案されたもので、九月二一日に上程、同日、総務常任委員会に付託された。

【審議】 一〇月七日、各常任委員長の報告後、岩中議員（新社会党）の反対討論が行われた。その内容は、「開業後は大幅な赤字運営になることを心配しますし、赤字の場合は県と関係自治体で負担をすることになります。地元自治体住民を含め、

県民全体の合意が果たして得られるのかどうか、知事の責任は重大」というもの。採決の結果、起立により採決され、総務常任委員長の報告の通り可決された。

(3) 議案第25号 工事請負契約の締結について

【説明】 熊本高森線道路改築（俵山第一トンネル）その1工事請負契約の締結について、その内容は、工事内容が延長一、四一五m、幅員九・〇m、契約金額が二四億二、五五〇万円、契約の方法が一般競争入札だった。

(4) 議案第26号 工事請負契約の締結について

【説明】 熊本高森線道路改築（俵山第一トンネル）その2工事請負契約の締結について、その内容は、工事内容が延長一、〇一二m、幅員九・〇m、契約金額が二四億二、五五〇万円、契約の方法が一般競争入札だった。

(5) 案第32号 工事請負契約の締結について

【説明】 上津浦ダム本体工事他合併工事請負契約の締結について、その内容は、工事内容が堤高五四m、堤頂長二〇五m、契約金額が八三億六、八五〇万円、契約の方法が一般競争入札だった。

3 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
11・9・21	私学助成制度の充実強化に関する意見書の提出を求める請願	古閑三博 山本秀久 村上寅美
11・8・20	聴覚障害者の社会参加を制限する法令の改正に関する意見書の提出を求める請願	倉重 剛 荒木詔之
11・9・28	中国産肥育用素牛の輸入に対する国の万全な検疫対策と補償に関する意見書の提出を求める請願	前川 収
11・8・19	学校事務職員ならびに学校栄養職員の人事費にかかる国庫負担制度の堅持に関する請願	八浪知行
11・9・27	学校事務職員並びに学校栄養職員の人事費に対する国庫負担制度の堅持に関する請願	中島隆利
11・9・27	学校事務職員及び学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書提出方に関する請願	中島隆利

第5節 平成11年12月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一一年一二月三日

閉会 平成一一年一二月一七日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

教育委員会委員長 長野 吉彰

ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

12月3日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
8日	本会議	一般質問
9日	本会議	一般質問
10日	本会議	一般質問
13日	特別委員会	
14日	常任委員会	
15日	常任委員会	
17日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成一一（一九九九）年一二月三日午前一〇時、議員五六人が参加して開会された。内容は平成一一年度熊本県一般会計補正予算等の諸議案の審議、議決等であった。同年九月二四日、県北部に上陸し、不知火町に甚大な高潮被害を及ぼすなどした台風18号や多くの感動を呼び起こした第五十四回国民体育大会・くまもと未来国体（以下「国体」という）、第三五回全国身体障害者スポーツ大会・ハートフルくまもと大会（以下「ハートフルくまもと大会」という）のほか、行財政改革、雇用問題、九州新幹線鹿児島ルート、トラフグ養殖業者ホルマ

リン使用問題、介護保険制度、チッソ株式会社（以下「チッソ」という）金融支援策等も論点となった。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	平成11年度熊本県一般会計補正予算（第4号）	可決
2	平成11年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）	〃
3	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の制定について	〃
4	熊本県福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
5	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	熊本県教育委員会委員定数条例の制定について	〃
10	熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の制定について	〃
11	工事請負契約の締結について	〃
12	工事請負契約の締結について	〃
13	工事請負契約の変更について	〃

14	工事請負契約の変更について	可決
15	工事請負契約の締結について	〃
16	工事請負契約の締結について	〃
17	工事請負契約の締結について	〃
18	工事請負契約の締結について	〃
19	工事請負契約の変更について	〃
20	工事請負契約の変更について	〃
21	工事請負契約の締結について	〃
22	工事請負契約の締結について	〃
23	工事請負契約の締結について	〃
24	工事請負契約の締結について	〃
25	工事請負契約の締結について	〃
26	工事請負契約の締結について	〃
27	当せん金付証券の発売総額の変更について	〃
28	当せん金付証券の発売について	〃
29	県道の路線認定について	〃
30	県道の路線廃止について	承認
31	専決処分報告及び承認について	〃
32	専決処分報告及び承認について	〃
33	専決処分報告及び承認について	〃
34	専決処分報告及び承認について	〃
35	専決処分の報告及び承認について	〃

36	平成10年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
37	平成10年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
38	平成10年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
39	平成10年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
40	平成10年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
41	平成10年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
42	平成10年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
43	平成10年度熊本県不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
44	平成10年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
45	平成10年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
46	平成10年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
47	平成10年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
48	平成10年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
49	平成10年度熊本県水保湾等堆積汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
50	平成10年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃

51	平成10年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付資金特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
52	平成10年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
53	平成10年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
54	平成10年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
55	平成10年度熊本県高度技術研究開発基金整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
56	平成10年度熊本県の財団法人水保・芦北地域振興基金に対する貸付資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
57	平成10年度熊本県の財団法人水保病問題解決支援財団に対する出資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
58	平成11年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付資金特別会計補正予算(第2号)	可決
59	平成11年度熊本県一般会計補正予算(第5号)	〃
60	平成11年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃
61	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
62	熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
63	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
64	熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
65	熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
66	収用委員会委員の任命について	同意

(決算認定議案)

43	平成10年度熊本県病院事業会計決算の認定について (9月定例会継続審査事件)	認定
44	平成10年度熊本県電気事業会計決算の認定について(シ)	〃
45	平成10年度熊本県有料道路事業会計決算の認定について(シ)	〃
46	平成10年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について(シ)	〃
47	平成10年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について(シ)	〃

(議員提出議案)

1	県議会議員の活動基盤の強化に関する意見書	可決
2	森林・林業・木材産業基本政策の確立に関する意見書	〃
3	介護保険見直しに反対する意見書	否決
4	定住外国人の地方参政権の確立に関する意見書	〃
5	臍帯血利用料の保険適用等を求める意見書	可決
6	インターネットの有効活用に資するための法整備促進に関する意見書	〃
7	ゴルフ場利用税の恒久的な存続を求める意見書	〃
8	「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」を支えたボランティア等への感謝決議	〃
9	「くまもと未来国体」を支えた競技関係者への感謝決議	〃
10	「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」の警衛警備関係者への感謝決議	〃

3 知事の提案理由説明

(1) 県政の動き

県政の動きでは国体、ハートフルくまもと大会を挙げた。台風18号はその後の被害調査で一月三〇日現在、被害額が農林水産業関係八〇〇億円、土木関係二二〇億円、商工業関係八六億円等の総額一、二四四億円に上り、過去最大の自然災害となった。早期復旧対策として、一月一二日に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚災害法)・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(天災融資法)の指定等が実現したとした。経済問題は一月一日の一八兆円規模の経済新生対策の決定に沿い、そのための経済対策を一月一五日に決定したとした。県の雇用・失業情勢は極めて厳しい状況にあり、緊急地域雇用特別基金事業の実施で着実な雇用対策に努め、雇用環境の整備等に取り組みとした。県財政状況は財源調整に活用し得る基金の平成一一年度末の残高見通しで、極めて厳しい事態に直面しており、平

11	「くまもと未来国体」及び「ハートフルくまもと大会」の県・市町村職員への感謝決議	可決
12	国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続と医療、福祉の充実を求める意見書	〃
13	長期にわたり円滑で安定的な介護保険制度の実施を求める意見書	〃
14	人吉・牛深測候所の存続を求める意見書	〃
15	遣伝子組替え食品の表示に関する意見書	〃

成り〇年度改訂の第二次行政改革大綱への取り組みをさらに徹底し、県単独公共事業の平成一・二年度予算のマイナスイリンクの設定など、財政健全化を進めたいとした。新しい総合計画の策定では、来春をめどに検討作業を進めているとした。チッソへの金融支援は、一月二五日の自民党水俣問題小委員会でも六月にまとめられた抜本策の中で協議調整が必要とされていた事項について議論がなされた。この中で、民間金融機関の支援措置、チッソの株主責任や内部留保の確保等で一定の整理が行われたとの報告を行った。また、環境庁から県に患者補償に支障が生じないようなセーフティーネットとして、財団法人の水俣・芦北地域振興基金、水俣病問題解決支援財団、水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金の活用要請があったこと、この要請に対応したいと考えていることの説明があった。これらのほか、コンピューター西暦二〇〇〇年問題も取り上げられた。

(2) 補正予算

一二月三日提案の補正予算については、早急に実施することが必要な事業、公共事業の内示増に伴うもの、チッソの支援に要する経費等の補正を行うものと説明した。一般会計総額で一五二億一、六三六万三、〇〇〇円を計上。主な財源は国庫支出金七一億円、繰越金二二億円、県債五三億円で、現計予算との合算で八、六二七億七、三八〇万三、〇〇〇円となる。特別会計の補正予算は一四億七、三三五万二、〇〇〇円で、同じく五〇〇億七、六九八万六、〇〇〇円となる。歳出予算の主な内容は、早急に実施することが必要なものとして、災害復旧事業関

係を挙げ、天災融資法の適用に伴う天災資金の創設と利子補給を上乗せする。とくに、八代海岸地域の塩害被害に対応するための現年塩害対策除塩事業、果樹被災園復旧対策事業、森林災害復旧事業等を実施する。八代海沿岸地域の異常高潮被害のための堤防の嵩上げ^{かさあげ}などを含めた災害復旧事業等の採択について、関係各県庁と協議したいとした。公共事業関係は国営直轄負担金、国庫補助事業の内示増や追加認証の事業等に三七億円を計上し、県単独公共事業のゼロ県債の活用のため、限度額を二九億八、〇〇〇万円に設定するとした。チッソへの貸付金は一月二五日のチッソ金融支援協議会で、平成一・一年度上半期の決算状況等から一四億五、七〇〇万円の融資が必要との結論が出たことを明らかにし、今回の県債発行はやむを得ないと、これに要する経費を計上したとした。これにより同社への患者県債分の融資額累計は八八一億九、三〇〇万円となる。今後とも同社には引き続き経営努力による収益の拡大と地域の雇用確保を、国には同社への指導および支援の強化を要請したいと述べた。

(3) 追加提案の内容(二月一日)

二月九日の臨時国会で、わが国の経済を早急に本格的な回復軌道に乗せるため経済新生対策を決定し、これに伴う第二次補正予算が可決されたことを受け、時期を失することなく速やかに対応するための台風18号に伴う災害対策のほか、地域活性化のための社会資本整備、中小企業経営安定対策等に必要な経費を計上した補正予算を追加提案すること

が説明された。これで補正予算の補正額は一般会計で総額三六七億一、〇一五万六、〇〇〇円を計上しているとした。主な財源は分担金および負担金一五億円、国庫支出金一六七億円、繰越金一三億円、県債一七二億円で、合算した補正総額は五一九億二、六五一万九、〇〇〇円となる。現計予算と合算すると八、九九四億八、三九五万九、〇〇〇円となるとした。特別会計の補正額は七億円で、これと合算した補正総額は二億七、三三五万二、〇〇〇円となり、現計予算と合算すると五〇七億七、六九八万六、〇〇〇円となる。歳出予算の主な内容は、台風18号災害復旧対策等の緊急防災対策で、耐候性リースハウス等の整備の追加、異常高潮災害対策の河川改良事業等に一七九億円。社会資本整備では九州新幹線の建設事業費負担金、基幹道路網の整備等に七二億円のほか、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策に五三億円、少子高齢化社会への対応や環境への負荷の少ない社会の構築に三四億円、電線共同溝整備等の整備充実に三二億円を計上したとした。中小企業経営安定対策では、中小企業金融安定化特別保証制度の保証枠の拡大と保証期間延長のため、熊本県信用保証協会に四億円の追加出捐を行うとした。

4 一般質問及び答弁の要点

二月八日に坂田孝志（自由民主党）、中島隆利（県民クラブ）、竹口博己（公明党）、岩中伸司（新社会党）、九日に篠崎鐵男（無所属）、小杉直（自由民主党）、鎌田聡（県民クラブ）、幸山政

史（自由民主党）、一〇日に藤川隆夫（自由民主党）、築森守（県民クラブ）、船田直大（自由民主党）、荒木章博（自由民主党）の各議員がそれぞれ質問を行った。

福島県政

（一）熊本県の発展、経済の発展で、どのような長期展望を持っているのか（篠崎）。（二）①県総合計画の総括について。②二一世紀を展望した新しい総合計画の策定について（築森）。これらに対する知事の答弁は、次の通りであった。

（一）銀行の再編成、ペイオフ制度の導入、大企業のリストラ、規制緩和の推進、介護保険の導入、年金制度等の社会保障制度の改革、中央省庁の再編、地方分権の実施など、日本の社会経済システムは変革期にあり、これらに対応し、適切に対策することが地方自治体の長の責務であるとの現状認識を示した。そして続けたのが「策定中の新しい県の総合計画」の基本理念だった。長いので要点のみで整理する。まず、「現下の経済、景気、雇用情勢」への対策を挙げた。次に、「県の基幹産業である地域を支える農林水産業」を取り上げた。また、それらの産業を下支えるものとして、九州新幹線鹿児島ルートや高速道路網の整備、九州国際空港構想、空港、港湾の整備、充実は不可欠と意義付けた。そして、「21世紀への責任と挑戦を基本姿勢」に、県民が「将来に明るい展望を抱き、将来の世代が活力ある県土と豊かな生活を享受できるよう」、「将来の本県発展の礎（いしめ）づくりにしっかりと取り組んでまいりたい」と締めた。さらに「若干、

質問いただいた点について、アドリブで補足させていただいた「い」と添え、それまでの答弁の二・五倍の長さの「アドリブ」補足を行っている。これについては、篠崎議員の持ち時間が足りないことがわかった最後の答弁の走りで、「冒頭、少し長く答弁しろ」という注文がありましたので、無理して長くいたしまして、質問をカットせざるを得ぬようになってしまったことをおわび申し上げたい」との反省の弁を述べる結果ともなったが、福島知事の生の本音の声でもあり、「アドリブ」として峻別させて、その概要をまとめてみたい。篠崎議員の「九州の地理的条件から、韓国、台湾、中国等との地域連携を深めるべき」との意見には「その通りだ」と応じ、次のような取り組みを列挙した。大韓民国・忠清南道、中華人民共和国・広西壮族自治区との姉妹提携、その後の中華人民共和国・北海市と八代市の交流で、とくに東南アジア諸国との結びつきを強化したいとした。また、APEC（アジア太平洋経済協力）の人材養成担当閣僚会議の熊本開催の折衝、「サツカーのワールドカップのキャンプ地」の誘致活動も挙げていた。同議員の「県の経済、産業が、活気づくことが財政改善の前提条件」の指摘にも「まさにその通り」と賛意を示し、「この数年を進めております県の施策」は、そうした「基礎条件の整備」であるとした。その中で「全体の産業構造」の問題点が第二次産業の陥没にあること、「残念ながら、県民所得も全国平均水準よりまいぶ下回って」いる実態があることも指摘し、「向上のためには、それぞれ第一次産業、第三次産業に対する手当て」も大事だが、「第二次産業

の強化が何よりも必要」と、企業誘致の取り組みとその実績を意義付けた。そして話題は企業誘致の実績の背景に移り、良質の水、土地資源、人材の「産業としての熊本の持つ魅力」を基礎条件に、住みやすさが役に立っていると、誘致企業の言質を披露した。そして、その「住みやすさとは一体何か」とのテーマに、「温泉やゴルフ場が身近にある非常に恵まれた状態」「その他の山や海のレジャー資源」、農産物等の「恵まれた食環境」の「総合的な生活のしやすさ、あるいは質の高さ」と分析し、その「総合的なバロメーター」が「女性が現在全国第二位、男性が全国第三位」の平均寿命の長さの要因との認識だった。このほかに挙げたのが、お互いに「助けあい 励ましあい 志高く」という熊本の心をもつての生活のしやすさで、「そういった本當の熊本の住みやすさというものが企業誘致にもつながっている」と胸を張った。そんな中で始まった「地域結集型の研究開発事業」で、「進出企業の高度の技術を地場企業にももつともつと移転」して、「第二次産業の強化を図ってみたい」とした。まさに「今、その基礎づくりに懸命に努めている」段階で、「県民所得におきまして、従来のような下から数えた方が早いような状態ではなく、「全国水準との格差も縮まり」、「全国の中のレベルも高まっていく」ものと期待を寄せた。そのために、「バランスのよい、バランスの取れた施策の中で、とくに第二次産業の振興」に「努めていかなければならないと感じている」と締めた。(2)①現在の総合計画では、具体的な施策、事業について個別に必要性や時期等を判断し、

できる限り実現すべく取り組んできた。これまでの答弁の通り、県税収入等の伸び悩みと国の経済対策に呼応した公債費の急激な増加が相まって、厳しい財政状況に至っているが、いくつか未達成のものはありながらも、躍動するくまもとづくりとやさしくくまもとづくりで一定の成果を上げたと思っている。②今後の県政運営も「入るを計って出ずるを制する」を基本原則としつつも、やみくもに縮こまって縮小均衡するのではなく、県の活力を増していくように、中長期を見据えた政策を進めていくべきと考えている。その上で、新しい総合計画は「経済の活性化、基盤整備、子どもからお年寄りまでの課題への対応、環境問題、県民や団体、企業、行政などさまざまな主体が協力し合う協働社会づくり」（知事はこれらを新しい熊本への扉を開く五つのキー、鍵と呼ぶ）に重点的、効率的な施策を盛り込み、計画実現のためにしっかりと取り組んでいきたい、とした。

県政全般

(1) ① (ア) 政策評価制度の成果と課題と今後の取り組み方針について。(イ) 結果の公開の仕方、内容、時期について。② 新しい総合計画での成果指標の導入について(幸山)。(2) ① (ア) 財政指標での財政健全化の評価について。(イ) 目標達成年次の見直しも含め、健全化に向けた目標達成について(小杉)。(3) ① 厳しい財政状況に追い込んだ原因と理由について聞きたい。② 財政の危機打開と財政再建化が同時に可能なのか。予算編成と財政健全化への取り組みについて(坂田、中

島)。(3) 国の第二次補正予算を含めて、景気対策と財政健全化とのバランスをどう図るのか(竹口)。(4) (ア) 九州新幹線建設や大牟田・荒尾沖の国際空港建設、川辺川ダム建設も含めた大型事業の見直し、中止を検討すべきと考えるか(岩中)。(イ) 公共工事を抜本的に見直すべきではないか(中島)。(5) 厳しい財政現状だが、教育、福祉、環境など県民生活にかかわるものは最優先で取り組むべきと思うが(岩中)。(4) ① 可能な職種の民間委託も含めて、行財政改革にどう取り組むのか(竹口)。(2) 一・一月末公表の県出資団体等の見直しに関する方策等の自己評価、県出資団体等の見直しの姿勢について(幸山)。(5) 地方事務官制度廃止後の県の雇用対策について(荒木章)。(6) ① 県独自の合併推進要綱を平成一・一年度中に策定すると九月議会で決意した。どのように推進するのか(竹口)。(2) 天草地域の市町合併の推進について、どう考えているのか(船田)。(7) ① 情報公開条例に基づく県民への積極的な政策形成過程情報の提供と県民との情報共有化の必要性について。② (ア) 政策情報の提供、共有化を進めるに当たっての情報通信技術の活用に対する考え方について。(イ) 県総合情報通信高度化プラン策定後のプランの推進体制とその方策について(鎌田)。(8) ① (ア) 台風18号災害を踏まえ、市町村を含めた県の防災体制の強化について(竹口)。(イ) 台風18号災害の塩害等農業被害対策での対象面積について。(ウ) 地元負担について。(エ) 除塩の方法について。② (ア) 被災農家の就労や収入確保対策に取り組むべきではないか。(イ) 農家復興のためのリース事業

の拡充について。(ウ) 當農再開に不可欠な農機具のリース等、負担を軽くする補助事業での対応はできないか。③災害応急対策や災害復旧事業に伴う市町村負担への財源措置について(坂田)。(4)(ア) 市町村の財政的な支援も含め、緊急防災基盤整備事業等にごり取り組むのか(坂田、中島)。(イ) 防災無線未設置の市町村の防災情報の連絡体制と防災行政無線の整備、その活用について(中島)。(ウ) 国の避難勧告基準の具体化と再点検の緊急指導にごり対処し、防災計画の見直しと防災体制の確立にごり取り組むのか(坂田、中島)。(エ) 今回の災害を教訓にして、災害に関する情報の収集と市町村への注意喚起にごり対応するのか(鎌田)。(5) 一級河川菊池川水系木葉川の改修について(築森)。(9) ①(ア) 松合漁港については、検討中の高潮対策を含め、今後どのような支援を考えるのか(篠崎)。(イ) 国の農林、水産、運輸、建設の関係四省庁により高潮災害防止のための海岸緊急点検が実施されたと聞くが、県内の状況について(坂田)。(ウ) 高潮緊急対策の取り組みについてどのようにごり対処するのか(坂田、中島)。(エ) 柑橘産地の復興と農業経営が再起できる果樹の復旧対策等が必要で、県はどのような支援をするのか(篠崎)。(2)(ア) 国から各県に災害弱者施設防災事業を優先的に整備するよう通達があったが、高潮にはごりごり対処していたのか。(イ) 今後どのような対応をするのか。③(ア) 海岸保全基本計画の策定について。(イ) 高潮災害を踏まえて全県的な堤防の高さの見直しは考えているのか(坂田)。(3) 高潮対策としての坪井川の改修について。④白

川の河口部の高潮対策について(荒木章)。(10) 国は第二次補正でガガビットネットワークの接続ポイントを増設するそうだが、どのようにごりごり組んでいるのか(坂田)。(11) 土木事業用地補償関係の繰り越しに関連して、用地取得、補償関係担当係や課等の内部体制の整備について(築森)。

これらに對する県執行部の答弁は、次の通りであつた。

(1) ①(ア) 政策評価制度の成果は、職員意識が深まったこと。課題は、より適切な指標を設定すること、客観的な内容にすることなど。今後、重点政策事業、公共事業以外でも実施して、予算などの重点配分に資したい。(イ) 評価の結果のみならず、政策評価制度の目的や手法などが説明できるよう内容を検討している。公開は平成一一年度末をめどに、県庁ホームページや県政情報プラザなどで行いたい。②新しい総合計画での成果指標導入の必要性は認識しており、位置付け、進捗管理での有効性、施策等の重点化を整理したい(企画開発部長)。(2) ①(ア) 財政健全化の財政指標では、経常収支比率が八九七%で全国二五位だが、公債費負担比率は二・三%の全国三位と高い。今後は公債費の改善が不可欠で、少なくとも警戒ラインの一五%を下回る数値にする必要があるが、税収等の関係ですぐの改善は困難。(イ) 目標達成年次設定は、地方財政の状況や今後の景氣動向に左右されることなどから難しい。中期的な財政見通しでは、平成一五年度まで大幅な財源不足が見込まれ、その対応に全力を尽くしたい。(3) ①県税と地方交付税収入の伸び悩み、国の經濟対策に對した公共事業など

の上積みや追加、地方税の減税が原因で、義務的経費が増加した。②財政健全化には景気回復と税収増が必要で、国の第二次補正予算に呼応した予算を追加提案している。何よりも行財政のスリム化、効率化、重点化が課題で、県職員の削減等に加え、平成一二年予算編成では県単独の公共事業の一〇％マイナスシーリングなどで見直す。質問になかった県立博物館、文書館、能楽堂等はそれぞれの必要性、緊急性を基に知事任期を踏まえ判断する。③景気対策と財政健全化のバランスは難しく、景気、経済、雇用を課題に景気対策を進めてきたが、財政出動は限界に近く、財政・行政改革に努める必要がある。④(ア)新幹線、ハブ空港も不要との意見は理解できない。前例が示すように、新幹線は人の流れや企業の進出を生み出し、時間短縮は県民生活の充実に寄与する。九州にハブ空港を造らないなら、九州が人や物や情報の流れから外される。金が無いから何もやらないのは一番安易な道だが、その道はとらず、むしろ景気回復の刺激剤にしたい。(イ)国と異なり、地方ができる景気対策は公共事業と減税。減税はほぼ限界で、公共事業中心に行ってきた。社会資本整備は不足しており、生産誘発や雇用拡大など、その役割は大きい。バランスを考慮してきた財政運営に大きな誤りがあったとは考えない。⑤県民生活も十分に尊重しながら、最善のバランス感覚で財政運営を図りたい(知事)。(4)①簡素で効率的な行政体制を目指して、第二次行政改革に取り組んでいる。とくに民間委託は、施設警備や道路維持補修業務などで推進したい(総務部長)。

②県出資団体等の見直しに関する

方策等は、各団体の見直しの方向性が示せた点で一歩前進した。今後の検討対象と課題を組上(そじょう)に載せられたことも評価できるのではない。今後、各団体が自らの課題として取り組むことが必要条件(知事)。(5)平成一二年四月からの地方事務官制度の廃止で、都道府県ごとに国の労働局が設置され、これまで、知事の指揮監督下にあった雇用対策に関する事務が国と県に分かれるが、緊急地域雇用特別基金事業など、地域の実情に立った取り組みを行っていく。その場合も、労働局との雇用対策連絡会議、職員の研修会等で施策のノウハウや情報の交換に努めたい。庁内体制の整備も検討したい(商工観光労働部長)。(6)①市町村の合併の特例に関する法律や市町村の合併推進の指針では、市町村の自主的判断とともに、都道府県に積極的な役割を求めている、これを踏まえ、合併パターン等の合併推進要綱を平成一一年度中に策定したい(知事)。

②新たに設置された天草地域市町村合併研究会は中球磨地域に次ぐ取り組みで、全国的にも広大な面積や団体数等で見えないものである。できる限りの支援をしたい(総務部長)。(7)①情報公開は県政参加を促して開かれた県政を推進していく上で重要で、テレビ、ラジオ、広報誌等、県政情報の広報に努めてきた。情報提供でも、環境影響評価書や会議の議事録等の公表などに心掛けてきた(知事)。

②(ア)政策形成過程の情報提供と情報共有化のため、平成八年度からインターネットの活用に取り組んでおり、県政への住民参加の活用も検討したい。今後は入手のための仕組みづくり、利用環境の整備にも努めたい。(イ)策定中の総

合情報通信高度化プランは相互の連携、整合で効果的な推進体制を確保するもので、とくに産学行政では不可欠（企画開発部長）。（8）①（ア）防災対策は、河川改修、治山砂防、建築物耐震強化等や地域防災計画の点検、見直しなどに取り組み、収集伝達体制の確保にも努めてきたが、台風18号で甚大な被害を被った。なお一層の防災対策を痛感した（総務部長）。（イ）塩害の被害農地のうちのヘドロ厚5cm以上の約二一三haは農地災害復旧事業で対応し、ヘドロ厚5cm未満の一、二八haは国の塩害対策除塩事業で対応する。（ウ）地元は、ヘドロ厚5cm以上の農地が激甚災害の対象で約七％の負担、ヘドロ厚5cm未満の一、二八haが国助成と四〇％の県補助で一〇％に軽減する。（エ）除塩は、基本的にヘドロ除去後に、中和剤散布と真水湛水を繰り返し行う。②（ア）被害農家の就労や収入確保は必要で、災害復旧工事への優先的雇用を要請し、その他でも優先的雇用に協力を求めたい。（イ）リース事業の拡充で園芸施設整備に約六〇億円を予算化したが、その後の調査で経営再建困難の農家から約一〇〇億円の要望もあり、会期中に追加提案したい。（ウ）中古のトラクター、コンバイン、田植え機などのリース方式への助成を国に要望し、高速置表機械のリース事業は予算を計上している（農政部長）。③市町村負担分の大部分には地方債が充てられ、償還の財政需要には普通交付税で措置され、それ以外の事業の一部が特別交付税で措置される。県は多額の財政需要の鏡町、竜北町など九団体に普通交付税の繰り上げ交付の措置を行った。④（ア）防災行政無線は七八市町村

が整備済みで、同報系防災行政無線と移動系防災行政無線の併設が六〇市町村、同報系防災行政無線のみが一町、移動系防災行政無線のみが一七市町村。未整備の一六市町村には国の補助制度や起債制度で財政的負担の小さい移動系防災行政無線の整備を、移動系防災行政無線のみの市町村には、移動系と同報系の一体的な防災行政無線の整備を働き掛けたい。（イ）消防団の無線や有線放送、オフトーク通信、広報車等が使われているが、停電や豪雨時には機能しない。台風災害等を想定すれば、防災行政無線の整備は必要で、関係市町村に働き掛けたい。市町村防災行政無線の活用も徹底したい。（ウ）台風18号災害後の国の通知を受け、緊急に災害危険箇所点検を行うよう市町村へ通知した。今回の点検では、とくに不知火町松合地区と類似の地形の市町村に重点的に対応を求めた。他の市町村にも地域防災計画の修正協議の中で、地域ごとの災害危険箇所の把握と住民への周知徹底、警戒体制の充実、避難勧告基準の具体化など、具体的項目を示した。（エ）防災情報は気象関係、消防庁、国土庁、消防関係機関、河川、砂防関係情報の適切な収集に努め、市町村へ送付している。とくに、関係四省庁の海岸緊急点検の結果を踏まえ、警戒避難体制を確立したい（総務部長）。⑤九月の集中豪雨で最も被害を受けた国道208号から上流の玉東町稲佐地区約九八〇mは、災害改良復旧事業の採択を要望し、下流の約一、九〇〇mは災害改良復旧事業と併せた改修事業の採択を要望している（土木部長）。（9）①（ア）不知火町で対策工法の調査を進め、現時点では、船だまり入口の

水門設置、船だまり護岸の嵩上げ、地盤の嵩上げ、集団移転等が考えられている。いずれも工事費や工期、難易度等を検討する必要がある、高潮対策検討委員会を設置して検討を進めるよう技術的に支援する（林務水産部長）。（イ）関係四省庁の高潮災害防止のための海岸緊急点検によると、不知火町松合地区と類似した最高潮位より一・五m以下の海岸が、建設海岸二か所、農地海岸一九か所、港湾海岸七か所、漁港海岸二か所の合計五〇か所ある（知事）。（ウ）今回被災した八代海湾奥部の海岸や河川は堤防の嵩上げや補強等が必要で、災害改良復旧事業や通常の補助事業等を活用した復旧、整備ができるよう関係省庁と協議したい（知事、土木部長）。（エ）被害は枝折れや倒伏等樹木の損傷が大きく、被災園地の復旧が急務だが、カメムシの発生が懸念され、その防除対策を講じてきた。園地の復旧は、補助事業の創設を要望して補助率五〇％の助成措置が講じられ、県費一三・五％を上乗せした予算を提案している。果樹園の整備では、作業道の整備やスピードスプレーヤーの導入などを単独事業で行ってきたが、平成一〇年度からは二〇ha以上の団地で国庫補助事業による整備を進めている（農政部長）。（ア）災害弱者施設への防災対策では土砂災害対策を進めてきたが、不知火町の松合漁港区域にある養護老人ホームと医院が高潮で被災した。現在、国の協力を得て、町と県で高潮対策工法を検討している。（イ）自力避難が困難な災害弱者には自主防災組織、近隣居住者等の協力による避難誘導を関係機関に指導する。（ア）平成一一年の海岸法の改正で、環境

や利用にも配慮した整備を目指すことになり、県内全域の海岸保全区域を含めた海岸保全基本計画を策定する予定である（知事）。（イ）学識経験者や国の研究機関等の協力を得て、台風18号の異常潮位のメカニズムの解析を進めており、堤防高の見直し等も海岸保全基本計画に含めたい（知事、土木部長）。（ウ）高潮被害を受けた坪井川河口部の小島地域は、国の第二次補正予算の配分を要望しており、早急に堤防の嵩上げなどを実施したい。（ア）白川河口部は、早期に整備が図られるよう国に働き掛けたい（土木部長）。（イ）国の研究開発用ギガビットネットワークの整備事業での接続ポイントの設置は、県内企業の技術蓄積に貢献し、教育、医療の情報利用の高度化に資するもので、接続ポイント増設を国に要望したい（企画開発部長）。（イ）土木事業用地補償関係の繰り越しの大部分は、契約を締結したものの家屋移転が年度内に完了できず、やむなく繰り越したものである。現在、土木事務所などに用地職員九八人、用地交渉嘱託員二四人を配置している（土木部長）。

地域振興・文化振興・スポーツ

（一）広域交通の拠点となる熊本市北部地域をどう位置付け、開発の可能性をどう考えるのか（幸山）。（二）本渡港マリナウン計画の今後の見通しについて（船田）。（三）①国体を終えて、財政問題や三六年連続の開催地優勝について。②競技力向上のための選手の移入問題について（岩中）。③国体のスポーツ施設として新設された一三の県施設の利活用をどのように考

えているのか。④今後の施設の管理費の負担について。⑤新たな県民サービスの向上の観点から、城内プールについて聞きたい。⑥今後のイベントを計画的、総合的に誘致するための窓口の設置等、体制整備とイベントに従事する県職員の活用について（竹口）。⑦国体を振り返って、簡素化はどうだったのか（岩中）。⑧今後の国体のあり方について（竹口）。④①全国高等学校総合体育大会（以下、「全国高校総体」という）の取り組みについて。②あらためて全国高校総体について思うことを聞きたい。⑤スポーツキャンプ地ならびにＪリーグ横浜Ｆマリノスキャンプ誘致について（荒木章）。⑥①区画整理事業計画、文化財調査で多額の費用が見込まれ、事業推進が中断している。事前調整の時点で協議して、試掘調査や本調査を終えることができないのか。②発掘調査の迅速化で、県内の地方公共団体専門職員の相互派遣制度の確立や民間調査機関の導入制度の確立が必要と考えるが（築森）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

①九州縦貫自動車道と地域高規格道路が結節された場合、周辺地域は新たな交流拠点となる。流通施設や商業施設等の立地の可能性も考えられるが、開発の収支採算性のほか、メロン、スイカ等の優良農地、地下水の涵養保全など留意すべき事項もある。その可能性について熊本市と協議したい（企画開発部長）。②本渡港マリリタウン計画の推進は、現在、旅客の利用状況や取り扱い貨物量の調査、建設費用と経済効果の分析、藻場の補足調査などを進めている。今後は本渡市、地元関係団

体などから意見や要望を聞き、国との協議や所要の手続きで、約三年が必要と考えている。（３）①国体の競技施設は地域スポーツの拠点施設としてスポーツの普及振興に寄与する。道路は、地域の道路網として産業振興や豊かな県民生活づくりの基盤になる。連続地元優勝がやましいような報道もあるが、この優勝に胸を張って喜びたい。そもそも国体の成績は全種目参加の特典、地の利、安心感や応援など、地元にも有利になるようになっていく。今回初めて抽選を公平化し、その上での優勝で何ら問題はない（知事）。②教職員の採用で、県内外の割合に国体の影響は見られない。③新設した一三の県施設のうち、体育館、プールなどの九施設は建て替え等が必要な高等学校等に建設した。パルクドーム熊本、八代運動公園、総合射撃場は、日常スポーツから全国・国際レベルの大会まで広く利用されている。県民総合運動公園の陸上競技場は、競技大会やプロスポーツチームのキャンプ地、合宿等の利用で活用したい。④陸上競技場、パルクドーム熊本、総合射撃場は、管理費用が過大とされないよう努力したい。⑤熊本城プールは、熊本城復元構想なども視野に、存続の是非を検討したい（教育長）。⑥イベント誘致では開催目的、規模等もさまざまで、一律に窓口を設定する手法には課題も多い。今回は一昨年の男子世界ハンドボール選手権大会での経験、ノウハウを蓄積した人材が中心的な役割を果たしたように、むしろ運用面で効果的な運営ができるのではない（知事）。⑦大会運営の簡素化は、平成九年の簡素・効率化ガイドラインに基づいて取り組んだ。秋季大会の開会式

は出演者数の絞り込み、服飾や仮設施設の見直しなどで経費節減を図り、スタンド参加人数を増やして時間短縮を図った（**国体推進局長**）。⑧国体では式典時間の短縮などの簡素化や公明な組み合わせ抽選等に取り組んだ。日本体育協会でも秋季大会競技種目の夏季大会への移行や参加資格の見直し、簡素化などが検討されていると聞く。改善すべきは改善し、簡素な中にも魅力的な国民体育大会を目指すべきではないか（**知事**）。④①全国高校総体は、二八競技の種目別競技大会を国体の会場施設を中心に三九市町村で開催し、総合開会式を平成一三年八月一日に県民総合運動公園陸上競技場で開催する予定。高校生検討委員会を設置して知事に六項目の提言がなされ、その中で、ひのくに新世紀総体高校生一人一役委員会が設立され、県内五つの地区委員会や学校委員会も順次設立されている。平成一二年一月二八日開催のひのくに新世紀総体五〇日前フェスティバルも開催準備を進めている。②各種の競技大会は、児童生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上と互いの交流を深め、夢や希望を実現させる場であると思う（**教育長**）。体育・スポーツ活動は、児童生徒の体力低下傾向の防止、自己責任意識の再構築など、心の教育の推進の上で重要な役割を担っており、すべての競技大会が適正に運営されることを期待する。とくに、平成一二年度の全国中学校体育大会、平成一三年度の全国高校総体が二二世紀の幕開けにふさわしい、感動に満ちた素晴らしい大会になるよう心から願っている（**教育委員会委員長**）。⑤国体の競技施設の活用は今後の課題で、スポー

ツキャンブ誘致に向け、Ｊリーグやプロ野球関係などに接触し、横浜Ｆマリノスからは、それを前提に検討していると聞いている。実現すれば、初めてのプロスポーツチームのキャンプである。プロスポーツのキャンプ地として、宮崎や鹿児島に加えて名を連ねるきっかけにもなり、集客による経済効果のほか、スポーツ振興など、よい影響をもたらすと考える（**知事**）。⑥①開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査は例年、開発部局等に、翌々年度以降実施予定の事業計画の照会を行い、遺跡台帳との照合や現地踏査、試掘調査による遺跡の有無、範囲の確認を行っている。本調査が必要な場合は、予算編成時に調査費用の予算措置等の協議を行っている。市町村にも、同様の調整を行うよう助言している。②市町村の調査体制の整備が急務だが、専門職員の配置状況は九四市町村中三三市町村で、配置率は九州最下位で、しかも、配置済みの市町村にあっても大半は一人体制であることから、専門職員の相互支援は現状では困難。民間調査機関は現在、測量調査や出土物の記録調査等の一部業務で導入している（**教育長**）。

県民生活

①①県内におけるＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）の現状について。②支援策の一つとして支援センターの設立を提案する（**竹口**）。②①児童虐待の現状をどう把握しているのか。②（ア）児童相談所の現状の体制について。（イ）その対応について。③①遺伝子組み換え食品の表示に向けた普及

啓発等について。②学校給食からの遺伝子組み換え食品の除外について（幸山）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）①平成九年一月の調査によると、八〇〇超のＮＰＯ法人が福祉、環境、地域づくり、国際交流など幅広い分野で活動している。特定非営利活動促進法に基づく設立状況は昨日までに二〇件の設立認証申請があり、一八件を認証し、二件は審査中である。②支援センターの基本方針には、県民がいつでも気軽に相談でき、情報を得られ、交流の場となるような拠点機能の整備検討としており、具体化の中でＮＰＯ法人への支援策を検討したい（知事）。（２）①九月末現在の相談件数は六一件で、昨年同期の二九件を上回っている。具体的内容は、身体的虐待五一％、ネグレクト三九％、性的虐待一〇％。②（ア）相談対応としては、平成一〇年度に児童相談所を中心に子供虐待防止ネットワークを構築し、早期発見、早期対応、発生防止に努めている。一〇月、二四時間対応の児童家庭支援センターを開設した。乳幼児は保健所、市町村の保健婦との連携を強化し、対処したい。主任児童委員や福祉事務所の家庭相談員、保育所、母親クラブ等の研修会も児童虐待の現状や対応などで充実させたい。（イ）児童虐待防止では平成一一年度に中央児童相談所に児童福祉司を、八代児童相談所に心理判定員を、それぞれ一人増員した。国の平成一二年度予算編成の中で、児童虐待対応協力員の支援が検討されており期待している。児童相談所の職員の専門性と継続性強化のため、児童福祉司の異動ロ―

テーションを検討したい（健康福祉部長）。（３）①国の遺伝子組み換え食品部会等で表示の制度化の方針が示されたが、消費者の不安は意外に多く、実効性のためには適切に選択できる情報提供が重要。国は安全性や流通状況、諸外国の動向等の情報提供を行うとしており、県も研修会や広報誌等で情報提供したい（農政部長）。②学校給食用の食材は産地の明らかなものの活用を指導しており、遺伝子組み換え食品が使用される可能性は低い（教育長）。

交通

（１）①今後、新幹線建設事業をどのような体制で進めるのか。②合同庁舎移転に関する現在の取り組み状況、今後のスケジュールについて。③連続立体交差事業の状況について（荒木章）。（２）①（ア）新幹線新八代駅周辺整備のアクセス道路、駅前広場等の面的整備の状況について。（イ）新幹線の側道整備について、県はどう考えているのか。（ウ）新八代駅を中心に、県南の一大都市づくりを目指すことが何よりも肝要ではないか（中島）。②新幹線新玉名駅周辺地域の道路整備について（築森）。（３）①中九州横断道路および熊本天草幹線道路の今後の見通しについて（幸山）。②第二瀬戸大橋の建設の今後の見通しについて（船田）。（４）八代港、熊本港の現状と今後の対策について（中島）。（５）①天草空港の開港の時期はいつになるのか。②（ア）天草エアラインの開業見通しについて。（イ）利用促進対策について（船田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①九州新幹線鹿児島ルートの整備は用地買収が重要。熊本、八代、杵北地域に事務所を設置して、専従職員の配置や増員などで体制を強化した。人員の充実、増強等、平成一二年予算の中で対処したい。②熊本合同庁舎の熊本駅周辺への移転は財務局から「問題はない」との見解をもらっているが、財源問題は未解決。七月の人事異動で着任した財務局長に要望し、八月および十一月の国の施策等に関する提案及び要望活動でも特段の配慮を要望した。移転のスケジュールは国の財源問題等もあり、具体的に示す段階にはないが、一日も早く実現するよう協議を続けたい(知事)。③連続立体交差事業は平成一一年度着工準備に採択され、都市計画決定に向けた構造物の設計や環境への影響調査を行い、県、熊本市、日本鉄道建設公団、九州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」という)で、計画の調整、工事の施工計画、費用負担などを協議している。段山跨線橋の北側七〇mの区間は新幹線計画との整合性や将来のまちづくりの観点から、着工準備区間と一体的に取り組む必要があり、都市計画決定はこの区間も含め、国と協議している(土木部長)。(2) ①(ア)新八代駅周辺整備は、平成一一年三月、県、八代市による合同プロジェクト会議を設置。アクセス道路および駅前広場は位置、ルート、規模、事業手法と県、市の役割分担等を検討中である。面的整備は、プロジェクト会議で主として事業手法、スケジュール等を検討してきた。現在、プロジェクト会議の提案を受け、市が計画を策定中である。(イ)使え

なくなる道路は、日本鉄道建設公団が付け替え等工事を実施する。新たな側道整備は、現在の道路ネットワークとの関連をどう考えるのかの問題もあり、市町村の意見を聞きながら検討する。(ウ)八代地域は九州新幹線開業を機に、南九州をにらんだ産業、商業、文化の拠点として、どのような都市的機能と役割を持たせるかが重要で、新八代駅を中心とした広域的な幹線道路網の形成も将来的な課題である(企画開発部長)。②新幹線新玉名駅開業を起爆剤に県北地域が発展するためには、道路整備が必要不可欠。国では一般国道208号玉名バイパスの整備が進められ、県も主要地方道玉名山鹿線の新玉名橋の建設や新駅付近の拡幅をはじめ、主要地方道玉名八女線や一般県道瀬川玉東線などの整備に取り組んでいる。(3) ①一〇月に国が杭打ち式を行った阿蘇大津道路と熊本宇土道路は一〇年後の完成見通し。これらの事業箇所から熊本環状道路までは、調査区間や整備区間の指定を指し、国が基礎的データの収集や整備手法などを検討している。②第二瀬戸大橋は、熊本天草幹線道路の一部区間として考え、関連する本渡港マリンタウン計画と調整を図り、地元と連携しながら、調査区間指定を要望している。(4)コンテナ貨物の取扱実績は、取扱量が増加し、他県の港と比較しておおむね順調である。コンテナ貨物が他港から八代港、熊本港にシフトするには荷主企業の都合から時間を要することもある。引き続き、陸上輸送費の大幅な削減や港湾施設料金でのメリット等をPRしたい。貿易相手港側の荷主企業や港湾運送事業者へのポートセールスなどにも取り組みたい

(土木部長)。(5) ①開港日は来年三月二三日となるのではない(知事)。(2) (ア) 天草エアライン株式会社が一月三日、運輸省に事業免許などの申請を行い、審査が進められている。運航時間は福岡空港の場合、各航空会社間の調整が必要で、決定は平成一二年一月の見込み。大人普通運賃は消費税込みで熊本路線六、三〇〇円、福岡路線一万五〇〇円で申請。子どもや身体障害者の割引運賃も申請している。(イ) 天草エアライン株式会社は福岡路線を一日三往復に見直し、旅行代理店などと商品開発の事前協議を進めている。県も福岡都市圏からの多様な商品開発を支援したい。PRは新聞や街頭イベント、アジア太平洋旅行博への出展、JR九州とのタイアップなど広く展開している(企画開発部長)。

健康・福祉

(1) ①結核の発生状況はどのように推移しているか。②対策にどう取り組むつもりか(藤川)。(2) 病後児の保育について(荒木章)。(3) ①(ア)性感染症の最近の動向について。(イ)性感染症に対しての具体的な対策について。②今後、学校の性教育にどのように対応していくのか(藤川)。(4) ①介護保険法の実施に関する特別対策は市町村の準備に大きな混乱をもたらした。撤回を求めるべきではないか(中島、岩中)。(2) (ア)県内の要介護認定作業の進捗状況について。(イ) 公平、公正な要介護認定の適切な実施のため、どう取り組むのか(竹口)。(ウ) 介護保険が適用除外となつたいわゆる自立と認定された

人も含めて、自立認定の支援策について(岩中)。(3) なぜ、圏域ごとに介護認定審査会資料の取り扱いにばらつきが出ているのか(藤川)。(4) (ア) 県はホームヘルプサービスの供給時間を把握しているのか。その供給時間は利用希望量から見てどうなのか。(イ) ペーパーヘルパーへの研修の場の提供について。(ウ) ホームヘルパーの良好な職場環境の確保について(鎌田)。(5) (ア) 介護療養型医療施設の圏域ごとの必要人所定員総数設定の考え方と今後のスケジュールについて。(イ) 在宅介護サービスへの民間参入について。(5) 熊本県老人保健福祉計画の策定および元気な高齢者の生きがい対策について(小杉)。(6) 今後、どのように熊本県子ども総合療育センターを活用していくつもりか(藤川)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①平成一〇年の罹患率は、人口一〇万人対三〇・三人で、全国の三四・八人に比べても低く、平成一〇年末の登録患者数は一、三六四人。新規の登録患者数を見ると、平成九年は五〇一人、平成一〇年は五六五人と増加に転じ、六〇歳以上の割合は六八%強と全国と同様に増加傾向にある。②市町村や事業所に受診勧奨し、ポスター配布や新聞広報、結核講演会開催等を行っている。精神病院入院患者の結核検診の実施、私立学校への補助拡充を図り、保健所職員および結核審査協議会委員の研修会の開催など、早期発見や早期回復に努めたい。(2) 病後児保育は、三市一町で実施されている。平成一二年度は、対象施設の範囲が保育所まで拡大される予定であ

る。(3)①(ア)平成六年と一〇年の比較で、性器クラミジア感染症が三倍以上、性器ヘルペスが約二倍、尖形コンジロームが二倍以上の増加である。とくに、性感染症全体で一〇歳の増加が顕著。疾病別では女性の性器クラミジア感染症が増加している。HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染症、AIDS(後天性免疫不全症候群)は患者が二倍、感染者が三・五倍に増加し、とくに二〇歳代から四〇歳代までの男性が増加傾向にある。(イ)性感染症の予防では、パンフレットの配布や感染予防の広報などの普及啓発を図り、県内一四か所の性感染症定点医療機関からの情報提供を月一回、医療関係者や関係行政機関などに行っている。保健所での相談窓口の設置や検査体制の整備等も強化。とくにHIV、AIDSは人権に配慮した総合的な対策が必要で、保健所等における匿名の無料相談検査の実施や各種研修会への医療従事者の派遣など、蔓延防止に努めたい(健康福祉部長)。(2)学校での性教育は、学校教育活動全体を通して行われ、感染症は小中高등학교の保健学習でAIDSに関連して扱われている。とくに高等学校は避妊法や人工妊娠中絶の指導で、性感染症の予防を関連付けている。養護教諭のチームティーチングによる授業も効果的で、学校医や保健所等との連携も必要である(教育長)。(4)①介護保険法の根幹を揺るがしかねない内容が、市町村や被保険者等の意見を聞かずに決定されたことは残念。間際になってからの議論は、平成一二年四月施行を目指した市町村等に事務の膨大な変更や新規の事務を強いるものだ。しかし、一月末、全国担当課長会議で、特

別対策の具体的な取り扱いが示され、内容を市町村等に示した。介護の現場ではそのスタートを待つ人のことも考える必要があり、来年四月の制度の円滑な施行に向けて全力を挙げたい(知事)。(2)(ア)一月末現在、県全体の要介護認定の申請件数は約二万六、〇〇〇件で、申請見込み数全体の四割を超えている。認定調査は申請件数の約七割の約一万八、〇〇〇件が実施され、このうち七割弱の約一万二、〇〇〇件が介護認定審査会で審査判定されるなど、順調なペースで進んでいる。(イ)要介護認定は適切な認定調査や主治医の意見書が重要。認定調査は原則として市町村職員が当たるよう市町村に指導し、委託の場合でも最小限の委託で、市町村職員との交互実施や抜き打ち検査などを指導している。(ウ)要介護認定で自立と認定された人は、介護保険のサービスは利用できないが、生活支援等が必要人には市町村ごとに介護予防や生活支援サービスの提供が必要である。特別養護老人ホーム入所者で自立と認定された人が在宅復帰できるように在宅介護サービスの充実、特別養護老人ホームと自宅との間に位置する高齢者生活福祉センターやケアハウスなどの整備に取り組みきたい。(3)国の運営要綱に、個人特定の情報を削除した上でのあらかじめの配布が望ましいとあり、その判断は市町村等が行うとなっている。結果として、取り扱いが分かれたものだろう。(4)(ア)把握しているデータは平成一〇年八月の利用希望調査と平成一一年二月のサービス供給量調査を基に市町村ごとに積み上げたもので、県全体で供給量が必要量を上回っている。(イ)ホームヘルパーの研修は、

厚生省令の基準で指導したい。平成一二年一月オープン予定の熊本県介護実習・普及センターを一般県民の介護体験の場としており、ホームヘルパー研修終了者もそこで体験や学習が継続できると考えている。(ウ) 良好な職場環境の確保は、サービスの質の向上にもつながる。新しい老人保健福祉計画で明らかにしたい。(エ) 介護療養型医療施設の必要入所定員総数は、九月の熊本県介護保険事業支援計画等策定委員会で、県全体五、五八〇床と決定された。圏域ごとの定員数は一月二十九日の委員会で、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群等の三種の施設が偏らないよう配慮した。今後は一月中旬に指定希望の医療機関の説明会を開いて申請を受け付け、介護保険の施行に支障が生じないよう指定したい。(イ) 介護保険制度の導入で、民間事業者の参入の増加も予想する。悪質な場合は指定取り消しを含め厳正に対処する旨、事業者に指導している。(五) 新しい老人保健福祉計画の策定では、高齢者の健康状態の程度ごとに四グループに分け、必要となる保健医療福祉施策を定めるとしている。具体的事業は、自立や尊厳の尊重、自己決定の原則などを踏まえて実施する。元氣な高齢者への生きがい対策は、介護基盤整備や生活支援と同様に大きな柱と位置付け、生きがい活動支援型デイサービスの運営や社会参加につながる活動の支援等を充実させたい。(六) 平成一四年度までに国の障害者プランに基づき、障害児療育の拠点施設を一か所指定する必要がある、委員会でも総合療育センターの今後のあり方の検討が行われている(健康福祉部長)。

環境

(一) 循環型社会の構築への取り組みについて(竹口)。(二) ①農業試験場跡地の不法投棄防止等について取り組むのか。②当面の間の住民への開放について考えてほしいが(鎌田)。(三) ①現時点での環境ホルモンの状況と今後の対応について。②学校給食におけるポリカーボネート製食器の使用状況について。(四) ①現在のフロン回収、処理の状況と県内で年間にフロンの何%が回収、破壊され、どこで行っているのか。②処理費用はどうなっているのか。③実効性を上げるためにこれからどう対応するのか(藤川)。(五) ①事前の原子力発電所等の事故対応策について。②原子力災害発生時の九州電力からの通報体制は確立しているのか。③県独自の情報収集体制、防護服、モニタリングポスト等の導入について。④住民による情報収集と通報体制について(岩中)。(六) ヘドロ汚染による災害の再発防止と不知火海の再生、住民生活の安全性の確保のために、不知火海湾奥部開発を推進すべきではないか(篠崎)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。(一) 平成九年策定の環境基本計画で循環を基調とした環境づくりを掲げ、ごみの減量化、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理を柱に施策を展開している。循環型社会の構築では県民や事業者の理解や協力が不可欠で普及啓発を推進したい。一般廃棄物は、一三年度から容器包装リサイクル法が完全施行される。一三年四月から家電リサイクル法の施行が予定されており、市町村、関係事業者等に助言、指導したい。産業廃棄物は、第

四次の産業廃棄物処理計画に基づき、多量排出事業者に廃棄物処理目標や産業廃棄物管理計画の策定を指導する予定である
（環境生活部長）。(2) ①農業試験場跡地には、平成一〇年三月時点で約五〇台の放置車両やごみ等の不法投棄があり、周囲に柵を設置し、撤去した。毎年八月と一二月に除草や廃棄物の撤去を行っており、今月中には撤去完了の予定である。②住民への開放は放置車両やごみ等の不法投棄などの課題も多い。当面は現状のまま管理したい**（総務部長）**。(3) ①環境庁の全国一斉調査で、熊本県の調査が延べ三九地点で行われ、大気のベンゾピレンや水質、底質のポリ塩化ビフェニール類など一八物質が検出された。地下水は熊本市の一点で、農業を中心とした三九物質の調査が行われたが、検出されなかった。環境庁は、トリブチルスズなど四物質は同様の調査で科学的知見を集積し、一定の評価を示すとしている。県も、国が評価を示した段階で迅速に対応できるよう県独自に地下水の調査や魚の環境ホルモン影響調査などを行いたい**（環境生活部長）**。②三月の調査で、小学校の三三・三％、中学校の三五・三％でポリカーボネート製食器が使用されていた**（教育長）**。(4) ①熊本県フロン回収・処理実施協議会がフロン回収処理システムを平成一〇年二月から稼働し、一〇年度は約一〇トン进行回収し、県内の廃棄量約二〇〇トンに対する回収率は五％で、福岡県の処理施設等が約五トン破壊し、残り約五トンが保管された。②必要性の認識、稼働の認知、事業者の参加数、回収処理費用負担などの課題があり、回収処理の必要性、システムの活用と費用の負担等につ

いて普及啓発を行い、関係事業者の協議会への加入促進、回収技術講習会の開催、回収処理状況の実態調査等に取り組みたい。③現在見直し中の県の公害防止条例で、すべての関係者にフロンの適正処理を義務づける規定を設けることも検討している**（環境生活部長）**。(5) ①原子力発電所等の原子力施設で万が一、事故が発生した場合の対策は原子力安全委員会の原子力発電所等周辺の防災対策の中で、住民への迅速な情報連絡手段の確立、緊急時の環境モニタリング体制の整備等を行う。その地域の範囲は原子力発電所を中心として、半径八〜一〇kmの距離を目安とするとされている。②九州電力との情報連絡体制は国と施設所在の公共団体との間で整備されているが、仮に熊本への影響が懸念される場合は国からの通報と専門的な指示、指導を受けるなど情報の伝達、収集に努め、住民の安全の確保を行うとしている。③熊本は玄海、川内の各原子力発電所から相当の距離があり、防災計画は策定しておらず、防護服、モニタリングポスト、モニター等の導入も隣接県と同様に行っていない。④国は東海村の事故を受け、原子力防災体制を強化するため、原子力災害対策特別措置法の制定を急いでおり、県もこれらを見極め、対処していく**（総務部長）**。(6) 四〇年前、農林省公共土木の担当主査だった当時、大不知火干拓構想があった。おそらく到底今の時代はできないが、所論の不知火海灣奥部の開発に共感を持って聞いた。ヘドロの浚渫、埋め立ては干潟が持つ環境保全機能への影響、水産業への影響、膨大な財政負担等の問題があり、今後ともどのような取り組みができるのかを

検討したい（知事）。

商工業

（１）今後検討される工業技術センターの整備拡充に併せて、八代に工業技術センターを移転してはどうか（中島）。（２）国の政策転換に対応した中小企業施策の基本的な考え方について（篠崎）。

これらに対する商工観光労働部長の答弁は、次の通りであった。

（１）八代地域の企業誘致は、八代外港用地で企業が操業を開始したほか、企業進出の新たな動きや立地企業の事業拡大の検討など、期待を寄せているが、事業採算性で難があり、引き続き開発の可能性を調査したい。各地域に技術支援の研究機関があることは望ましいが、県工業技術センターの八代地域への移転改築には課題が多い。（２）国の中小企業政策は従来の共同化、集団化から、創業や経営の革新支援へと変わろうとしている。中小企業の保護から競争条件の整備へと転換し、資金や人材などの経営資源へのアクセスのほか、セーフティーネット整備の理念の導入が検討されている。県もこの方向性に沿い、従来の縦割りの施策体系から、地域産業の活力を高める施策、活力を生み出す施策、活力を再生する施策、そういった施策目的型の戦略的な施策体系へ組み替えたい。

農林水産

（１）①今後、農村地域の活性化対策にどう取り組むのか。②これまでのウルグアイ・ラウンド対策の実績と効果について。③新水田営農対策として、麦、大豆の技術対策をどう図るのか。④農業共済制度について、農業共済掛金の一部補助はできないか（築森）。（２）①県として新しい水田営農対策にどう取り組むのか。②新しい水田営農対策への取り組みとして、ホールクロップサイレージを取り入れていく考えはないか（坂田）。③①（ア）県内のトラフグ養殖業者のホルマリンの回収は全体が完了しているのか。（イ）今後どう回収徹底を図るのか。②ホルマリン販売ルートの解明について、販売ルートの調査をしたのか。③（ア）ホルマリンによる公共用水域の汚染状況の調査について。（イ）今後現地調査で汚染状況を調査すべきではないか（中島）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）①農業、農村の活性化として、自然循環型農業に取り組みたい。担い手対策は、協業化や集落営農の推進で高齢者などの生産活動への参画を促進し、中山間地域は、少量多品目生産や農産物加工、有機農業等の振興を図り、農業集落排水等の生活環境整備を推進する。ゆとりや健康志向から中山間地域が見直されており、国が検討中の直接支払い制度等で、交流施設等を活用した都市と農村の交流を進めていく。県は平成一年から「元氣！活き活き！」をキャッチフレーズのくまもと21農業振興運動で、農村の活性化に取り組みたい（知事）。②実施状況は予算ベースで八三九億円。内訳は圃場整備等の農業農村

整備事業が五一五億円、農業構造改善事業等が三二四億円。効果は農業生産基盤の整備で作業時間が削減され、多様な作物栽培で農家経営の安定が図られている。光センサーの高性能選果機の導入でデコボン、ミカン等が高値で取引され、園芸ハウスの整備によるメロン、花卉等の安定出荷など、農家所得の向上に寄与している。中山間地域の交流施設の整備は都市と農村の交流、地域の小物野菜づくりなど、地域活性化の原動力となっている。③麦は、国の研究機関と連携して新品種の開発と作期を早める栽培技術を確認する。大豆は、とくに食品業界からの要請もあり、小粒の良質国産種を導入し、生産性の高い産地形成に努める。④平成一年七月成立の食料・農業・農村基本法で、農業共済制度が農業災害対策の基本に位置付けられ、災害収入共済が平成一二年から麦作に導入、実施される。収入保険制度は、平成一年六月の農業災害補償法の改正で検討されたが、予測しづらい価格低落までの対象にはなじまないと実現していない。しかし、制度は必要で、農業災害補償法の改正時期を捉え、国に要望したい。(2) ①県も、米の計画的生産と麦、大豆の本格的生産を二本柱に、新たな水田営農対策を進めていく。基本方向は、作物部門と畜産部門との連携による土づくり、排水対策、生産組織の育成強化などである。その中で、麦、大豆の振興を基本に、県独自の複合型の水田農業の確立のため、イグサ、たばこ等の団地化と園芸作物の施設化を推し進めたい。②不知火干拓をはじめ、とくに塩分の高い地区には、除塩作物としての水稻の青刈りやホールクロップサイレージのモデル団

地を設定したい(農政部長)。(3) ①(ア)県では、関係漁業協同組合、市、町を通じ、養殖業者が保有しているホルマリンを早急に回収するよう指導し、御所浦地区で三・六トン回収したとの報告がある。(イ)その他の地区は、今月から漁業協同組合、市や町と一緒に直接養殖業者に回収指導や啓発を徹底する(林務水産部長)。②毒物及び劇物取締法第二二条第五項の規定に基づき、使用業者に購入先の報告を求めているが、強制力がない。製造業者、販売業者等が営業者以外に販売する際は同法第一四条第二項の規定で、名称、数量、販売年月日、譲り受け人の氏名、住所等を記載した譲渡手続きの提出を受けることが義務づけられており、この調査で、複数の販売業者の介在が判明した(健康福祉部長)。③(ア)ホルマリンの公共用水域および底質の汚染状況の調査は、平成一〇年度に八代海フグ養殖場周辺海域の本渡の大門港地先、御所浦地先の二地点、延べ八検体の水質調査を行ったが、いずれもホルマリンは検出されていない。(イ)平成一一年度以降も、環境庁の調査に協力して底質を含めて調査し、実態把握に努めたい(環境生活部長)。

教育

(1)九州では、定時制高校に養護教諭が配置されていないのは熊本県だけと聞いている、速やかに配置すべきではないか(岩中)。(2)個人学習診断テスト休止期間中の二年間について。(3)県立高等学校の再編整備の今後の進め方について(船

田)。(4)就学前教育と学校教育の連携について(荒木章)。(5)高等学校卒業者の就職難の問題をどう把握し、どう考えているのか(船田)。(6)学校での有害紫外線被害防止の実施状況とこれからどう取り組むのか(藤川)。

これらに対する教育長の答弁は、次の通りであった。

(1)定時制課程の養護教諭は、県内高等学校の教職員定数の総枠の中で、生徒数や学校の状況に応じて配置し、定時制課程の未配置校では、保健体育の教諭や教頭等が健康管理や心のケアに努めている。全県的な教員配置の中で、慎重に検討したい。(2)個人学習診断テスト休止期間中は、市町村教育委員会、各学校での七年間の問題の活用を期待している。(3)県立高校の再編整備は、平成一〇年七月設置の熊本県立高等学校教育整備推進協議会で検討され、一回の学校訪問と七回の協議を経て、一二月二日に、県立高等学校の今後のあり方についてという報告書が提出された。この報告書の趣旨を尊重して実施に努めたい。(4)学校教育の視点から捉えた家庭教育への支援と就学前教育との連携は緊急な課題で、幼稚園と小学校との連携、家庭教育への支援、地域での子育て意識の高揚などの推進のため、義務教育課に社会教育主事経験者と就学前教育担当者でプロジェクトをつくり、指導したい。(5)平成一二年春の公立高等学校卒業予定者の就職内定率は、一二月末の調査で六一・〇%と、前月比で二・六ポイント上昇したが、未定が約四割と厳しい。このため、職業安定課と連携し、就職ガイドンスや就職促進会などの開催を依頼し、各県立高等学校に生徒

の出席を指導している。八月二七日付けで、県内経済四団体と事業主団体約五五〇団体に、商工観光労働部長、教育長、高等学校進路指導研究会長の三者連名で求人要請を行った。(6)紫外線対応では、過度の日焼けなどから幼児や児童生徒を守ることが大切で、とくに屋外の体育や部活動では帽子や長袖などの配慮も必要ではないか。水泳では、長時間の日光下の活動を避け、見学者のためのテント設置などを行っている。

警察等

(1)暴走族問題についてどう考えているのか。(2)県内における覚醒剤事犯の実態と取り締まり方策について。(3)災害発生時における自衛隊との連携強化について(小杉)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1)県警の暴走族関係資料では平成一一年一〇月末、暴走族は一七グループの二五五人。暴走族問題には交通問題、青少年問題、環境問題で対処すべきだが、根本的な解決は難しく、基本方針の策定、暴走行為を助長する営業行為の規制などを盛り込んだ条例を検討したい(環境生活部長)。(2)覚醒剤などの検挙数は、平成二年以降に一七〇人前後で推移していたが、平成九年には二〇〇人を突破。半数を占める暴力団員のはか、低年齢化も窺われ、その背景には、多量の覚醒剤の流入や暴力団関連に加え、来日外国人の密売組織の存在、罪悪感の希薄化がある。取り締まりとしては、他機関との捜査協力による水際対策の強化を最重点に合同捜査し、情報交換の会議等を定

期的に実施している。外国人犯罪組織への対応は警察庁や関係官庁等と連携して捜査している（警察本部長）。（３）派遣要請の窓口は陸上自衛隊第八師団司令部で、県の災害派遣、防災会議、防災訓練、防災展などの連絡調整窓口にもなっている。とくに災害では緊急性、公共性、非代替性の判断や隊員の配置、資機材の手当てが的確になされるよう被害情報の交換など、連絡調整を密にしている（総務部長）。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 環境対策特別委員会

調査事件は、①地球温暖化対策及びダイオキシン類・環境ホルモン対策に関する件、②廃棄物対策に関する件、③水俣病対策に関する件である。

吉本賢児環境対策特別委員長は、付託された調査事件について、次のように報告した。

（一）①（ア）チッソへの中長期的な支援問題について、執行部から六月の抜本策の政府案受け入れ決定後の一月二十五日の自民党水俣問題小委員会、三〇日の水俣病に関する関係閣僚会議担当課長会議の経過、その日の環境庁から県への地元協力の要請文書等について報告があり、これに対し、委員から、県の支出金について質疑があり、執行部から、県負担の三分の一

を使うことはないとの答弁があった。（イ）チッソに貸し付けた場合の三財団の運営への危惧について意見があり、執行部からは、貸付金の利息分は優先的に確保され、支障はないとの答弁があった。（ウ）委員から、要請文書の表現内容についての意見があり、執行部からは、地元協力を対金融機関にアビールするための表現との答弁があった。（エ）新たな支援策が出てくるのではないかと意見があり、執行部からは、これ以上協力が求められるものではない。仮にセーフティネット発動の場合には、関係者協議を行う旨環境庁から説明があったとの答弁があった。以上の結果、これ以上の地元負担がない旨を明確にするため、要望書を国に提出することで、全会一致で地元の協力要請の受け入れを了承した。②平成一十一年度上期患者補償のチッソ県債発行では、県債は平成一十二年六月の平成一十一年度下期分が最終との説明があった、これに対して、やむを得ないとの結論に至り、全会一致で了承され、その旨厚生常任委員長に報告した。

（二）地球温暖化対策及びダイオキシン類・環境ホルモン対策について、執行部から、環境影響評価制度のあり方についての答申、熊本県公害防止条例等の見直し、平成一〇年度環境ホルモン緊急全国一斉調査結果の報告を受けた、環境影響評価制度、公害防止条例関係は九月定例会中の委員会での議論も踏まえ、一二月定例会の委員会でも審議を行った。そして、そこでの主な質疑や意見が次の通り報告された。①（ア）地球温暖化対策について質疑があり、温暖化対策の実行計画は平成一十一年度

策定予定で、推進計画も現計画の見直しを検討している。(イ)ホルマリンの使用禁止の条例化について質疑があり、それだけの規制は難しく、水産用医薬品以外の薬剤使用を禁止する条例を検討したいとの答弁があった。PCBの管理状況についての質疑では、定期的調査、事業者への立ち入りなどで指導しているとの答弁があった。(ウ)環境ホルモンについては、国での研究、検討を求める意見が出された。②廃棄物対策では、執行部から九州産廃株式会社の廃棄物焼却炉の排ガス中ダイオキシン類等検査結果概要の報告があった。そして、そこでの主な質疑や意見は(ア)基準値を上回ったら撤去するとのメーカーの発言もあり、一〇月一四日の検査では一・四ナノグラムと上回った、撤去を指導すべきとの意見に対し、執行部から、会社側は原因を究明し、必要な改善は行うとしており、引き続き協定遵守を指導するとの答弁があった。(イ)地元説明会開催について質疑があり、説明会は必要で、努力するとの答弁があった。

(2) 国民体育大会対策特別委員会

調査事件は、①第五四回国民体育大会の開催準備に関する件、②第三五回全国身体障害者スポーツ大会の開催準備に関する件である。

村上寅美国民体育大会対策特別委員長は、付託された調査事件について、次のように報告した。

(1) ①国体の夏季大会が九月一日から一四日までの四日

間、秋季大会が一〇月二三日から二八日までの六日間に、正式競技三七競技、公開競技二競技、デモンストラーションとしてのスポーツ行事七行事が五九市町村で行われた、夏季大会は、熊本市総合屋内プールを主会場に、正式競技六競技に選手、監督など五、七八七人、スポーツ行事五行事に五、八七七人の延べ約二〇万人の参加を得た旨と、秋季大会は、熊本県民総合運動公園陸上競技場を主会場に、正式競技三一競技と公開競技二競技に選手、監督など二〇、五五六人、スポーツ行事二行事に三、〇一七人の延べ約一〇〇万人の参加を得た。②運営は、四月一日に大会実施本部を設置し、一〇部四五班体制を組織した。夏季大会開会式に約六〇〇人、秋季大会開会式に約一、九〇〇人の動員と、ボランティアなど約一、二〇〇人が参加した。③宿泊・輸送は、夏季大会で約八、〇〇〇人、秋季大会で約三万六、〇〇〇人が県内の旅館、ホテル等に宿泊し、一般家庭の民泊は夏季大会が約七〇〇人、秋季大会が約六、六〇〇人との報告があり、輸送は選手、監督が計画的バス輸送、一般観覧者がシャトルバスを使ったパーク・アンド・ライド方式の輸送であった。④台風18号により、パークドーム熊本等、多数の施設が被害を受けたが、復旧工事で支障はなかった。関連して、村上委員長は同委員会がその被害状況を視察し、早急な復旧工事を指示したことを披露した。パークドーム熊本の被災は、被災調査委員会が調査研究中とのことで、その中間報告に関する委員長私案が報告されたが、委員会の調査結果を踏まえ、議会運営委員会で審議することになった。⑤成績は冬季大会、夏

季大会、秋季大会を通じて、男女総合優勝および女子総合優勝、天皇杯、皇后杯の獲得は長期的展望に立った競技力向上対策によるとの報告があった。以上の報告に対し、委員から、翌年に大幅に順位が下がらないようにとの要望があり、競技力の維持向上に力を入れたいとの答弁があったこと、これまでどのような方法で競技の抽選が行われていたのかとの質疑に対し、主に競技団体が行っていたが、今回から日本体育協会の国体委員が行った旨の答弁があった。パークドーム熊本の本台風18号被災原因の調査で設計施工の責任が明らかになった場合の損害賠償についての質疑に対し、早急に原因究明を図り、設計、施工上のミスの場合には損害賠償を含めた責任追及も検討する旨の答弁があった。経済波及効果についての質疑に対し、投資額は約一、七八二億円で、波及効果は約一・六二倍の二、八九一億円と算定との答弁があった。

(2) ハートフルくまもと大会は一月六、七日の二日間、全国から約二、三〇〇人の選手団の参加と四、〇〇〇人超のボランティア等の協力で、五会場で七競技が行われ、県からは過去最多の一七〇人が参加し、陸上競技、水泳等の個人競技で金メダル五二個を獲得し、団体競技でもグランドソフトボールが初めて準優勝するなどの報告があった。以上が主な内容だが、付託調査事件の調査がこの定例会で終了することを決定したことも併せて報告された。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

(1) 議案第1号 平成11年度熊本県一般会計補正予算(第4号) ほか四件

【説明】 補正予算の詳細については、冒頭の知事説明に譲る。

【審議】 補正予算案は二月三日に上程、同日、各常任委員会に付託され、一七日の本会議において各常任委員長から次のように報告された。

江口隆一厚生常任委員長は審査の経過とその結果を報告。委員から、インフルエンザのワクチン不足の背景調査の現時点での状況についての質疑があり、執行部から、平成一〇年のインフルエンザの大流行と接種希望者の増加が背景で、国と県は製造・販売業者に適正な供給を要望している、県の実態調査では供給の偏りは生じていない、現在、医療機関、老人保健施設に確保状況を調査し、適正供給と県民の不安軽減の対策を関係機関と協議する、今後、医薬品安全性情報ネットワークで需給を調査し、医師会に情報提供したいとの答弁があった。委員から、覚醒剤の相談状況について質疑があり、執行部から、県内一〇保健所の相談窓口には月に二、三件の相談がある、シンナー乱用者など、少年の補導検挙人員が昨年四六八人の全国第七位の憂慮すべき状況である、今後、精神保健福祉センターと連携し、医療相談に対応したいとの答弁があった。委員から、感染症のデータ公表は不安や誤解を生じないようにとの要望があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

園村敏二経済常任委員長は審査の経過とその結果を報告。委

員から、台風災害に伴う森林保全整備事業等の補助率についての質疑があり、執行部から、基準補助率に県が嵩上げて森林所有者の負担が軽減されるよう、国庫補助の対象外にも公益的見地から取り組んでいるとの答弁があった。委員から、台風災害復旧であり、負担の公平に考慮してほしいとの要望があった。委員から、新規学卒者の雇用創出策について質疑があり、執行部から、雇用促進キャンペーン、就職面接会などに取り組むとの答弁があった。委員から、地方事務官制度廃止後の国、県の連携についての要望があった。委員から、中小企業金融対策について質疑があり、執行部から、経営安定化のために努力したいとの答弁があった。委員から、養殖漁業のホルマリン使用問題について質疑があり、執行部から、関係市町村、養殖漁協と連携しながら再発防止に努めたいとの答弁があった。委員から、観光振興策について質疑があり、執行部から、モデルプランの作成、ソフト面の充実などに取り組みたいとの答弁があった。委員から、観光スタッフの充実、観光ボランティアへの支援、新たな観光ルートの開発などに取り組んでほしいとの要望があった。審議の結果、付託議案は原案の通り可決または承認することに決定した。

草村照農政常任委員長は審査の経過とその結果を報告。委員から、塩害農地のヘドロの置き場について質疑があり、執行部から、ヘドロが薄い地域は水を入れて耕し、厚い地域は借地に仮置きするとの答弁があった。委員から、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行とその内容につい

て質疑があり、執行部から、一月から施行され、家畜排せつ物の不適切な管理の解消と利用促進が目的で、国庫補助事業、県単独事業、リース事業による施設整備、国庫補助事業による堆肥舎等処理施設の整備は国二分の一、県九割との答弁があった。委員から、畜産なくして土づくりはできないとの観点で推進してほしいとの要望があった。委員から、遺伝子組み換えと自然交配との違いや遺伝子組み換え食品の流通、表示制度の見直しについて質疑があり、執行部から、有用な遺伝子をほかの植物に組み込んで改良することで、自然交配と比べて短期間で改良できる、大豆は国内流通量五二万トンのうち九七％の五〇六万トンが輸入、うち三八九万トンが米国からで、米国の作付面積の二七％がそれだと推定される、国の表示義務対象食品は一年ごとの見直しとの答弁があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

坂本哲志建設常任委員長は審査の経過とその結果を報告。委員から、経済対策の補正予算の事業配分等についての質疑があり、執行部から、今回は災害対策が大半。地域活性化の観点から、道路、港湾などの補正、とくに道路は供用開始が早まるもの、緊急性があるものを勘案しているなどの答弁があった。委員から、県内の景気対策は重点的、効果的な事業を選定してほしい、来年度予算編成でも県経済に配慮してほしいとの要望があった。委員から、武蔵ヶ丘東ニュータウン開発事業は九六・九haと広大。県主体の事業でもあり、環境面でモデル的な団地にできないかとの質疑があり、執行部から、雨水の地下

浸透や緑道の設置などでは環境に配慮している、個々の住宅は住宅供給公社と連携したいとの答弁があった。委員から、入札は透明性を高める努力をしてほしいとの要望があった。委員から、運輸省で重要港湾の定義を見直すと、水俣港が指定から外れる可能性が高く、産業振興等への影響も大きい、重要港湾の指定に努力してほしいとの要望があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

前川 收文教治安常任委員長は審査の経過とその結果を報告。委員から、教育委員の定数増についての質疑があり、これに対して、執行部から、法律の改正で教育長を教育委員に加えたもので定数増ではない、システムが定着した段階で見直しもあるとの答弁があった。委員から、教育事務所と地域振興局との関係についての質疑があり、これに対して、教育事務所はそのまま独立して存続するとの答弁があった。委員から、県立高校の今後のあり方についての報告書が出ての生徒や地元の反応についての質疑があり、これに対して、生徒に動揺は見られないとの報告を受けている、地元で説明会を開きたいとの答弁があった。また、委員から、中高一貫校の研究委員会の設置等について質疑があり、これに対して、市町村や各種団体、学校関係者等による研究会議を設置して、平成一二年度末まで研究を行う予定との答弁があった。委員から、学校体育部門と生涯スポーツ部門の組織変更について質疑があり、これに対して、課の分割ではなく、内部事務で検討したいとの答弁があった。委員か

ら、商工ローン問題の実態について質疑があり、これに対して、警察への被害届等が出ていない、県の消費生活センターには一七件の相談があるが、刑事事件として立件できる事案はなかったとの答弁があった。委員から、新免許センターの交通学習館の必要性について質疑があり、これに対して、庁舎建設の進捗状況を見極めながら、着工の時期等は検討したいとの答弁があった。委員から、玉名工業高校実習棟改築工事での事故に関連して、公共工事の監理監督は一層慎重に行うよう要望があった。委員から、学校建設等で県産材を使用するよう要望があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

林田 博達総務常任委員長は審査の経過とその結果を報告。委員から、知事の事務の一部を市町村が処理した場合の市町村間で異なる取り扱いについて質疑があり、執行部から、統一的に処理する必要がある事務は、市町村の理解を得るように協議するとの答弁があった。委員から、市町村がしっかりとした行政体制をつくるよう市町村合併を推進してほしいとの要望があった。委員から、職員が危機意識を持ち、徹底した事務の節減合理化を図り、平成一二年度予算編成では事業の緊急性や必要性を精査してほしいとの要望があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

各常任委員長報告の後、討論が行われ、**岩中**議員より反対討論があり、採決の結果、各常任委員長の報告通り、可決または承認することで決定した。

3 決算認定議案

- (1) 議案第43号および議案第44号から第47号までの平成10年度熊本県病院事業会計決算および熊本県公営企業四事業会計決算の認定について

【説明・審議】 一二月定例会において決算特別委員会に審査を付託された案件である。一二月三日の本会議において提案され、一〇日の一般質問等の後、決算特別委員会に付託して審査することに同意が求められた。これに異議はなく、一三日の決算特別委員会に付託して審議することが決定した。決算特別委員長報告は一七日の本会議で次の通り行われた。

西岡勝成決算特別委員長は、審査の経過とその結果を報告。病院事業会計については、平成九年度にこころの医療センターとして衣がえし、新病院が目指す短期治療型病院として着実に成果があらわれてきており、県内精神保健医療の中核施設として従前にも増してその役割を果たしている、経営面においては、今後とも、計画的に経営改善を図るとともに、業務の内容によっては民間委託等の可能性について検討するなど、一層の経営努力を行うように要望した。公営企業四事業会計については、一、有料道路事業について、単年度収支は昭和六三年度以降黒字を確保しているが、無料開放の時期が間近に迫っており、利用促進対策を積極的に行い、未処理欠損金の縮減に努めること、二、有料駐車場事業について、より一層の経営安定化を図るため、周辺の民間経営の駐車料金を考慮しながら、料金体系

についても検討すること、三、公営企業の特性を生かし、県民福祉と地域社会に貢献できるような新規事業の開発に積極的に取り組むこと、以上三点を要望した。病院事業および公営企業四事業会計決算は全員賛成をもって認定することに決定した。こと、また、今期定例会において審査を付託された議案第36号から第57号までの平成一〇年度一般会計および特別会計歳入歳出決算の認定については、引き続き慎重な審査を要するため、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることで決定した。

【議決】 審議の結果、決算特別委員長の報告の通り決定した。

4 条例等議案

- (1) 議案第3号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の制定について

【説明】 地方自治法第二五二条の一七の二第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするに関し必要な事項を定めることを目的とする。知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする必要があるとして提案された。

- (2) 議案第9号 熊本県教育委員会委員定数条例の制定について

【説明】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三条ただし書の規定により、熊本県教育委員会の委員の定数は六人とする必要があるとして提案された。

(3) 議案第10号 熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の制定について

【説明】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理するものとして提案された。

(4) 議案第21号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事業 県庁舎行政棟本館改修建築A工事、工事業 耐震改修および内外装改修、契約金額 三三億七、〇五〇万円、契約の方法 一般競争入札。

(5) 議案第24号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事業 熊本県新運転免許センター（仮称）庁舎等建築工事、工事業 庁舎、採点塔、車庫等、契約金額 三七億九、〇五〇万円、契約の方法 一般競争入札。

(6) 議案第25号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事業 熊本県新運転免許センター（仮称）電気設備工事、工事業 電気設備工事、契約金額 七億六、六五〇万円、契約の方法 指名競争入札。

(7) 議案第26号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事業 熊本県新運転免許センター（仮称）空調設備工事、工事業 空気調和設備工事、契約金額 七億六、六五〇万円、契約の方法 指名競争入札。

【審議】 一二月一七日、各常任委員長の報告後、採決され、各常任委員長の報告の通り可決された。

(8) 議案第66号 収用委員会委員の任命について

【説明】 収用委員会委員吉武和美の任期満了に伴い、新たに小澤豪を任命する。

【審議】 一二月一七日に追加上程され、委員会付託を省略して、採決の結果、同意された。

5 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
11・12・8	人吉・牛深測候所の存続を求める請願	西岡勝成
11・12・3	国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続と医療・福祉の充実を求める請願	土屋歳明
11・12・8	遺伝子組換え食品の表示制度の一層の充実化に関する意見書提出を求める請願	船田直大
		松田三郎
		古閑三博
		荒木詔之
		幸山政史
		大西一史
		藤川隆夫

第6節 平成12年2月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一二年二月二九日

閉会 平成一二年三月二二日（会期二三日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

会派異動

井手 順雄 無所属→自民（二月二八日）

4 県執行部

警察本部長 宮本 和夫

ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

2月29日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明、議案等に対する質疑、委員会付託
3月3日	常任委員会	
6日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決
14日	本会議	議案上程、知事説明
15日	本会議	一般質問
16日	特別委員会	
17日	常任委員会	
22日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成二二（二〇〇〇）年二月二九日午前一〇時、議員五五人（欠席一人）が出席して島津勇典議長の宣言で開会した。そこは、おそらく物々しい雰囲気だったはず。なぜなら、二月二五日午後九時五〇分に福島議二知事が急逝して、まだ四日しかたっていないからだ。まず、諸般の報告として、急

遽知事職務代理者となつた潮谷義子副知事から、その経緯につ
いての報告があつた。内容については、次項で取り上げる。次に、
議長が全員の起立を促し、「福島譲二君の遺影に向かい、一分
間の黙祷をいたします。黙祷」と発し、一分間の黙祷が行われ
た。そして、松村昭副議長が、「この際、故知事福島譲二君に
対し、議會を代表して弔意を表するため、議長島津典君から
追悼の言葉を述べたい旨の申し出があつておりますので、これ
を許します」と発言。島津議長は、次項で取り上げる内容の「故
知事福島譲二君に対する追悼の辞」を呈した。こうして始まつ
た異例の議會は、知事急逝が県議會の開会直前だったことによ
り、平成一二年度一般会計予算が急遽暫定予算として再整理さ
れることになった。

そして、三月一五日平成一二年度補正予算等の議決、平成
一二年度の暫定予算案などの議案上程、一般質問の終了という
段階に至つたことを踏まえ、潮谷副知事は、知事職務代理者副
知事の退職承認願を議長に提出。議長は議題とすることを決定
して、暫くの間、退場を求めた。そして、知事職務代理者副知
事の退職の承認を求め、全員異議なしということで、あらため
て入場を求めた。そして、挨拶のため、登壇して、退職の挨拶
を行った。これら一連の流れは、三月一〇日に熊本県知事選挙
への出馬を表明したことを受けてのことだった。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成11年度熊本県一般会計補正予算(第6号)	可決
2	平成11年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成11年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)	〃
4	平成11年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	〃
5	平成11年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算(第1号)	〃
6	平成11年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)	〃
7	平成11年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第2号)	〃
8	平成11年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)	〃
9	平成11年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)	〃
10	平成11年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃
11	平成11年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
12	平成11年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
13	平成11年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	〃
14	平成11年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)	〃
15	平成11年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)	〃
16	平成11年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)	〃

17	平成11年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）	可決
18	平成11年度熊本県有料道路事業会計補正予算（第1号）	〃
19	平成11年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	〃
20	平成11年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）	〃
21	熊本県国民体育大会運営基金条例を廃止する条例の制定について	〃
22	公有財産の出資目的としての使用について	〃
23	公有財産の取得について	〃
24	工事請負契約の締結について	〃
25	工事請負契約の締結について	〃
26	工事請負契約の変更について	〃
27	工事請負契約の締結について	〃
28	工事請負契約の締結について	〃
29	工事請負契約の締結について	〃
30	工事請負契約の締結について	〃
31	工事請負契約の締結について	〃
32	訴えの提起について	〃
33	県道の路線認定について	〃
34	専決処分の報告及び承認について	承認
35	専決処分の報告及び承認について	〃
36	専決処分の報告及び承認について	〃
37	専決処分の報告及び承認について	〃
38	専決処分の報告及び承認について	承認
39	専決処分の報告及び承認について	〃
40	専決処分の報告及び承認について	〃
41	平成11年度熊本県一般会計補正予算（第7号）	可決
42	平成12年度熊本県一般会計暫定予算	〃
43	平成12年度熊本県農業改良資金特別会計暫定予算	〃
44	平成12年度熊本県中小企業振興資金特別会計暫定予算	〃
45	平成12年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計暫定予算	〃
46	平成12年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計暫定予算	〃
47	平成12年度熊本県収入証紙特別会計暫定予算	〃
48	平成12年度熊本県立高等学校実習資金特別会計暫定予算	〃
49	平成12年度熊本県不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会特別会計暫定予算	〃
50	平成12年度熊本県港湾整備事業特別会計暫定予算	〃
51	平成12年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計暫定予算	〃
52	平成12年度熊本県用地先行取得事業特別会計暫定予算	〃
53	平成12年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計暫定予算	〃
54	平成12年度熊本県育英資金貸与基金特別会計暫定予算	〃
55	平成12年度熊本県林業改善資金特別会計暫定予算	〃
56	平成12年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計暫定予算	〃
57	平成12年度熊本県流域下水道事業特別会計暫定予算	〃

74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58
熊本県統計調査条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県熊本県税事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県手数料条例の制定について	熊本県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県教育長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県林業改良指導員資格試験条例等の一部を改正する条例の制定について	熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成12年度熊本県有料駐車場事業会計暫定予算	平成12年度熊本県工業用水道事業会計暫定予算	平成12年度熊本県有料道路事業会計暫定予算	平成12年度熊本県電気事業会計暫定予算	平成12年度熊本県病院事業会計暫定予算	平成12年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計暫定予算	平成12年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計暫定予算
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	可決

91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75
熊本県農用地整備公団事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県中山間地域等直接支払基金条例の制定について	熊本県中山間地域等直接支払基金条例の制定について	熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県大規模小売店舗審議会条例を廃止する条例の制定について	熊本県労働政事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県動物管理条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県食品衛生基準条例の制定について	熊本県環境衛生適正化審議会条例の制定について	熊本県美容師法施行条例の制定について	熊本県美容師法施行条例の制定について	熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県介護保険財政安定化基金条例の制定について	熊本県社会福祉審議会条例の制定について	熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	可決

92	熊本県卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について	可決
93	熊本県流水占用料等徴収条例の制定について	〃
94	熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の制定について	〃
95	熊本県一般海域管理条例の制定について	〃
96	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について	〃
97	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
98	熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について	〃
99	熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
100	熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定について	〃
101	熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
102	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	〃
103	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
104	熊本県警察職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
105	熊本県金属屑取扱業に関する条例を廃止する条例の制定について	〃
106	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
107	公有財産の無償貸付けについて	〃
108	工事請負契約の変更について	〃

36	平成10年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について(12月定例会継続審査事件)	認定
37	平成10年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
38	平成10年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
39	平成10年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
40	平成10年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
41	平成10年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
42	平成10年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
43	平成10年度熊本県不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
44	平成10年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
45	平成10年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃

(決算認定議案)		
109	包括外部監査契約の締結について	可決
110	村を町とすることについて	〃
111	熊本県道路公社定款の一部変更の同意について	〃
112	教育委員会委員の任命について	同意
113	収用委員会予備委員の任命について	〃

1	行政書士法の一部改正を求める意見書	(議員提出議案)												
		57 (ク)	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	
		平成10年度熊本県の財団法人水保病問題解決支援財団に対する出資金特別会計歳入歳出決算の認定について	平成10年度熊本県の財団法人水保・芦北地域振興基金に対する貸付資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成10年度熊本県高度技術研究開発基金整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成10年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成10年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成10年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成10年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成10年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成10年度熊本県水保湾等堆積汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成10年度熊本県有英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成10年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	平成10年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	
可決		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	認定

3 知事の提案理由説明

(1) 平成一一年度補正予算案について

福島知事の急逝により、平成一一年度補正予算、知事専決処分^{かきあ}の報告及び承認等の必要最小限の議案提案となったこと、これにより、平成一二年^{かきあ}度一般会計予算案は、六月までの暫定予算案として追加提案することになったことが示された。そして、補正予算は次の内容で説明された。台風18号被害復旧対策として、災害関連事業として採択された八代海沿岸地域の海岸堤防の高上げ、防潮水門の設置で所要の経費を計上した。国の第二次補正予算に係る補正として、老人福祉センター等の施設整備、上天草・宇城水道企業団の水道用水供給事業への補助等総額二六億円を計上した。新事業創出を促進するため、地域振興整備公団との共同出資で、賃貸型工場をテクノ・リサーチパークに整備するため経費を計上した。このほか、国の当初予算に係る補助事業の内示増減や事業量の確定に伴う補正を行うことで、一般会計の補正予算額は一一九億四、一四六万九、〇〇〇円の減額補正となった。今回の補正の結果、平成一一年度一般会計予算額は八、八七五億四、二四九万円となる。併せて、事件議決案件と知事専決処分の報告、承認案件等も提案している。

(2) 平成一二年^{かきあ}度暫定予算案等について

平成一二年^{かきあ}度一般会計予算は新知事の公約等を反映させる必要があり、四月から六月までの三か月間の暫定予算で、人件費、扶助費等の義務的経費や継続事業を計上との説明があつ

た。このことを踏まえつつ、県内景気の回復のための事業、台風18号被害復旧対策等の事業、介護保険制度等の事業等は、所要の額を計上していることが示された。平成一二年度暫定予算は、一般会計で総額二、一五五億五、三〇四万九、〇〇〇円が計上され、その主な財源は、県税四〇五億円、地方交付税四八七億円、国庫支出金五〇八億円、県債二七〇億円。そして、その主な内容が前掲の①県内景気の回復、②台風18号被害復旧対策等、③導入される新制度の順で説明された。①では、雇用・失業情勢も一月の有効求人倍率が〇・四一倍と低い水準で、新規卒卒者の就職状況も厳しいとの認識を示し、公共の建設事業に六八七億円を計上し、中小企業のための経営支援特別資金等の制度資金に新規融資枠一二七億円を確保しているとした。雇用対策では、緊急地域雇用特別基金による雇用創出事業で市町村への補助金も含め五億円を計上し、公共職業訓練等の実施や県立高校への進路指導支援相談員の配置で就職促進を図るとした。②では、リースハウスの整備や八代海沿岸地域の堤防の高上げに一三三億円を計上したとした。松合漁港の高潮対策では、不知火町と連携して、松合漁港高潮対策検討会で抜本的な対策を検討しているとも述べた。③への対応では、四月からスタートの介護保険制度を取り上げ、市町村の介護保険財政を支援する財政安定化基金の設置、制度の実施に必要な経費を計上したとした。このほか、中山間地域等直接支払い制度、チッソ株式会社への支援にも触れた。次に、六月までの緊急的な事業では、四月七日に料金徴収期間の満了を迎える阿蘇

登山有料道路の事業清算、児童虐待対応協力員の配置や五月下旬からの米国・モンタナ州のマンスフィールドセンター主催の環境国際会議への支援等も計上しているとした。さらに、知事選挙で必要な経費二億七〇一万四、〇〇〇円を計上した平成一一年度補正予算も提出しているとした。これによって、すでに提案している補正予算に今回の補正額を合算した補正総額は一一七億三、四四五万五、〇〇〇円の減額で、これを現計予算と合算すると八、八七七億四、九五〇万四、〇〇〇円となると説明。そのほかの追加議案として、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴う熊本県手数料条例の制定等各種条例案件、事件議決案件等を提案し、人事案件を会期末に追加提案の予定とした。

4 報告及び追悼並びに一般質問及び答弁の要点

【報告及び追悼】

二月二十九日、福島知事の急逝に関する報告を知事職務代理者潮谷副知事が行い、それを受けて追悼の辞を島津議長が述べた。また、一般質問でも古閑三博議員（自由民主党）と中島隆利議員（県民クラブ）が質問の冒頭、それぞれ追悼を行った。

故福島知事に関する報告

知事職務代理者潮谷副知事は、故福島知事の件について次の内容で報告した。

福島知事の急逝について、「何の前ぶれもないあまりに突然

の出来事に申し上げる言葉もなく、大きな衝撃とともに深い悲しみ」と表現した。そして、昭和三年の大蔵省入省後の「行政官として二四年近く」から始まり、「昭和五年からは衆議院議員に転じて国政の場で六期一四年余り」と、それから転身しての「故郷熊本の県知事として三期九年余り」の、五〇年近くに亘った歩みを、「常に大きな情熱と郷土愛を持って、わが国発展のため、また地域浮揚のために多大な力を尽くして」きたと評価し、また、福島県政を振り返り、「常に堅実な舵取りと円熟した行政手腕で熊本県政の運営に当たっていただきました。長年培われた豊富な御経験と実績を生かされ、心と心が通い合う優しくて温かい県政、これを展開された」とも評価した。そしてその仕事ぶりを、「公正、公平、公明を旨とした県民本位の質実剛健の県政を目指された福島知事らしい手堅く丁寧な行政手法」と表現し、具体的に「水俣病問題の解決」「九州新幹線鹿児島ルートの実現」「台風18号の被害復旧」に奮闘して成果を挙げたこと、「福祉施策の充実、文化の振興、さらには産業の振興をはじめ、県政のいずれの分野」にも取り組んだことを、「一つ一つ着実な成果を積み重ねてきたとした。そして、「くまもと未来国体、ハートフルくまもと大会」を、「県民総参加のもと、オーケストラの名指揮者にちなむよう」に大成功に導いたとした。その時の開会式での「コマとして、「天皇皇后両陛下の御臨場を仰ぐ中、真っ白なブレザーとスポーツシューズを着装し、開会宣言をされる印象的なお姿は今なお多くの人の臉に焼きついて」と述懐。「自ら撒かれた種が大きく開

花するのを見届けることができず、さぞ心残り、無念」と寄り添い、「残された幾多の御功績は、必ずや多くの方々の、その心の中に末永く生き続けるに違い」ないと続けた。そして、二月二八日の朝の別れの情景を、「幽冥の世界へ旅立たれる知事をお乗せした車が、県庁舎敷地の中を無言のまま通過いたしました。職員一同、実直誠実なお人柄で、父親のような存在としてお慕いした方をそのような形でお見送りしなければならなかったことは残念至極」とし、「掛替えない方を失った今、私たちは大きな悲嘆の中」と声を振り絞った。

そして最後は、現状に立ち戻り、「四月からは、介護保険制度、地方分権一括法」と「県政においても、四月から地域振興局」の始動、「財政の健全化、経済・景気対策など、種々の大きな課題に対処」していく「極めて重要な時期」との現状認識の上で、「県政における一時の停滯も許されません。私たちは、県民の皆様方の幸せをひたすら希われた福島知事の御遺志と御偉業をしっかり受け継いでまいりたい」との思いを吐露。そして最後に、「新しい知事をお迎えするまでの間、私が知事の職務代理者を務めさせていただきますが、さらなる県民福祉の向上と県勢発展のために、全職員が一丸となって奮闘、努力いたします」との誓いの言葉とともに、「福島知事の御冥福を心からお祈り申し上げます」と報告を終えた。

故福島知事に対する追悼の辞

島津議長は、故福島知事の死を悼み、次の内容の追悼の辞を

述べた。

「二月二五日には、定例記者会見などの公務をこなしておられた姿を拝見しておりましただけに、全く思いがけないことであり、信ずることができない思いでありました。まことに痛恨の極み」と、急逝を悼む言葉から、追悼を始めた。そして、「昭和二年三月三十一日、五人きょうだいの長男として東京」に生れてから、「東京府立一中から五高、東大に学び」、「平成三年一月、県民の圧倒的な興^{よぼう}を担い熊本県知事に当選、昨年は三選」までを簡潔に紹介した。そして、「激動する中央政治の流れの中で、地方自治も大きな影響を受け」た中にあつても、「右顧左眄することなく、そのキャリアと政治的信念に基づいて堂々と熊本県政の立場を貫き通し」た姿に敬意を表した。その姿勢は、「公平、公正、公明を基本理念とし、弱い立場の人や地域に優しい県土づくりを目指した堅実かつ誠実な県政運営」だったと評価。その中で特筆するものとして、水俣病問題解決のための抜本策、九州新幹線全線開通を挙げた。さらに、「国民体育大会、ハートフルくまもと大会」を取り上げ、「天皇皇后両陛下の素晴らしい大会でしたねというお褒めのお言葉に、知事御自身もその労が報われた思いを深くされたこと」と労^{ねぎ}った。そして知事職務代理者潮谷副知事の現状認識と同じ現実^{じつじ}に立ち戻り、「知事の急逝はあまりにも大きな衝撃であります。知事を失って、今あらためて知事福島譲二、人間福島譲二の存在の大きさを感じざるを得ません」と悼^{なげ}んだ。そのうえで、「偉大な指導者を失い」ながらも、「一八六万県民の願いを乗せたこの熊本丸を、県議

会、執行部、心を一つにして安定航路に導き、県政を守り抜いていかなければなりません。その努力こそが、知事の数々の御功績、御苦勞に報いる私どもの道」との決意を述べ、「豪胆にして細心、誠実な政治理念、弱者への思いやり、そしてちよつとシャイなお姿」に思いを致し、「どうぞ在天のかなたより県政の発展を見守り続けてください」「万感哀惜の思いを込めて衷心より御冥福を」と、追悼の辞を締め括^{くく}った。

一般質問での古閑議員と中島議員の追悼

(一) 故福島知事を「情に厚く、思いやりと慈愛にあふれ、質実剛健にして誠実温厚、まさに誠心誠意の人」として、「公平、公正、公明を旨として県政に当たり、常に県民本位の県政たらんことに心を砕き、事に及んでは毅然たる信念と卓越した行動力で臨み、秀逸なる見識、豊かな経験によって数々の実績を築」いたと評した。その一方で、その急逝は、「私の時間のほとんどを公務に費やし、直前まで精力的に公務」の結果か、「まさに戦死と言わざるを得ません」とも述べ、「まことに痛惜の極み」と悼^{なげ}んだ。知事就任当初、「難しくて苦しい県政の舵取りをされることとなった」として、さらに「細川知事が残した懸案の処理に翻^{はんろう}弄^{ろう}され、トイレットペーパー知事といった揶^や揄^ゆとも同情とも受け取れる周囲の目に晒^{さら}された時期もあった」とのエピソードも添えた。ただし、そうした状況を「二十四年の大蔵官僚としてのキャリア、そして六期一四年、衆議院議員としての党や国会での要職、あるいは労働大臣まで務めたその卓越

した豊かな経験は、郷土発展にかける強い情熱と相まって、そのような周囲の懸念を吹き飛ばしてしまった」とした。そして、県政についての具体的跡付けが続くが、知事職務代理者潮谷副知事、島津議長とも重なることが多い。そこでそれらは省いて、それらに現れない点を中心に整理する。まず、水俣病の解決では、「聞くところによりまずと、知事は、先月、風邪で体調がすぐれないまま予算査定等に当たられ、一時は復調されたものの、チツソの抜本的支援策が閣議了解された日の夕方、熊本に戻られてから再び体調を崩されたとのことであり、熊氏がライフワークとして心血を注がれた水俣病問題の解決に筋道をしっかりとつけられ、本当にほっとされたときに訪れた、まさにその隙を狙って今回の悲劇が訪れたように感じられてなりません」とのことだった。九州新幹線鹿児島ルート問題では、「国の財政が厳しさを増す中で、公共事業に対する批判の高まりとともに、絶好の標的にされた」際には、「マスコミをはじめ中央の論調に真っ向から論議を挑」んだとも、「そうした逆風を物とせず、ひたすら早期の全線開通に向けて努力」したとも評した。その根底には、「福岡の発展を横目に見、郷土熊本的发展にとって新幹線は絶対に必要不可欠であるとの強い信念」の見立ても行った。また、「福岡知事らしさという面では、やはり優しくもとづくりという言葉に集約される福祉分野の充実」だったことは「自らの家族に障害者を持つ」ことを踏まえたもので、「県民だれもが個人として尊重され、それぞれの生き方が実現される社会づくりを目指して、常に弱い立場

の人々や弱い地域の立場に立った政策に積極的に取り組んで」きたこと、その実現のため「助けあい 励ましあい 志高く」という新しい「熊本の心」を自ら提唱し、県民一人一人の心に訴え「たことだったという。さらに、知的障害者の全国スポーツ大会・ゆうあいピック熊本大会、くまもとハートウィークス、こころコンサートなど、「障害のある方々にとって心の大きな支えであり、大樹のごとき存在であったことは申すまでもありません。今や県内の津々浦々にその理念が広く浸透するに至っている」と、その姿勢を絶賛した。「恒産なくして恒心なしとは、福岡知事が好んで使われた言葉」を通じて、「企業誘致に奔走し、熊本テクノポリス計画の推進あるいは起業化の支援など、商工業の振興に力を入れて」きたこと、「長引く景気の低迷にだれよりも心を痛め、本県の財政状況は苦しくとも、景気・雇用対策だけはしっかりとやり遂げなければならないとの確固たる信念」を感じたことも紹介。それは、「農業、農村は健全なわが国社会の基盤をなすもの」「今日の豊かな日本の社会を育ててきた」ものとの思いもそこに通じ、「福岡知事の農業・農村政策の原点」であったとした。そして、「これからは脳業、すなわち頭を使った農業経営が大切である」との福岡知事持論も紹介した。「交通基盤の整備こそは県政の最重点課題だと、常々言われていました。交通の便が悪く、かつては陸の孤島と言われていた天草出身という経験もあつたこと」とし、台風18号では、「自ら陣頭に立って、翌日から被害現場をつぶさに視察し」「極めて迅速に、被災者の救済、そして園芸用のリースハウ

ス整備等の本県独自の復旧対策を講じ」たとも、高潮被害でも「関係省庁へ幾度となく足を運び、粘り強く、また必死に陳情と要望を重ね」たことも紹介した。これらのほか、第五四回国民体育大会・くまもと未来国体と、三五回全国身障者スポーツ大会・ハートフルくまもと大会、陸上競技場や市町村の体育施設、熊本都市圏の道路網や益城熊本空港インターチェンジなどの社会資本の整備もそのレガシーと評価した。また、潮谷副知事の報告の「オーケストラの名指揮者にちなむよう」とのフレーズも、「リーダーシップのあり方を問われて、私はオーケストラの指揮者でありたいとよく言われていました」のエピソードから分かる。そしてその認識が、「事務方で徹底的に論議、検討させ、その過程を経て自分に持ち上がった案件は、きつと自分が実現させてみせる、全責任を負う、そうした自信と揺るぎない信念に裏打ちされたボトムアップの手法」と表現した。「巧言令色を嫌い、シャイで無口な知事は、とくに頑固、モッコス」の典型との批判を受け、時には取っ付きにくいとの誤解を受けること」があったことを取り上げ、「私ども知事をよく知る者には、その優しさと偉大さがよくわかる」「私も知事のそうしたお人柄を真摯（しんし）に受け止め、氏に対しては、知事御就任以来常に一歩間合いをとらせていただき、気持ちのいい緊張感を楽しませていただいた」と感じていたことを披瀝（ひれき）した。そして、議会と執行部との関係、今後の県政へと話が展開し、「知事は県政の諸課題をほとんど整理されてしまつて旅立たれたような感じもいたします」と、また「APEC閣僚会議の成功、ある

いは県財政の健全化、地方分権の推進、新しい課題は次々と我々の前」にあるとも述べ、「亡き福島知事に、ここに謹んで哀悼（さうぞう）の意を捧げる」とした（古閑）。

（2）故福島知事を評して、「労働大臣時代に、身障者の雇用問題に涙を流しながら答弁をされ、泣き虫労相として国民の共感を呼」んだことを冒頭に述べ、「知事になられても、ふだん着で街の居酒屋を闊歩（くわくほ）されたり、人気取りや迎合は一切行わない、地味で庶民的な人柄は多くの県民に愛され」、「ひとりネクタイを外して開襟シャツで職務をこなし、省エネで二八度以下の冷房使用禁止を、汗を流しながら頑として貫き通される姿勢、強い信念と逃げずに真っ向から受け止める気概、頑固なまでに持論を貫かれる姿勢は、頼もしくもあり、また政治家福島知事の魅力」とした。「一党一派に偏しない、県政最大与党の自民党に媚（こ）びも売らず、公平、公正、公明の政治姿勢を貫き通してこれられた福島知事にあらためて敬意を表します」との賛辞を送った。さらに、「本会議答弁、ノー原稿による弁舌さわやかな答弁を聞くことができなと思うと本当に寂しい思い」がするとも述べた。そして、水俣病問題の解決、九州新幹線鹿児島ルート建設、やさしいまちづくりと福祉施策の充実と県政について続くが、同様に重なるところがほとんどで、省略する。そして最後に、「福島知事の御冥福を心からお祈りを申し上げ、追悼の言葉といたします」とした（中島）。

【一般質問】

三月一五日に古閑議員、中島議員が質問を行った。

県政全般

(1) ①潮谷副知事にとって理想の知事とは一体どのようなものか。②故福島知事の県民葬の具体的なプランがあるのか。(2) 暫定予算では台風18号対策や景気対策等の緊急の課題に配慮してあると思うが、その内容について(古閑)。(3) ①景気・雇用対策の総合的な施策の推進にどう取り組んでいくのか。②関係機関が連携した景気・雇用対策の推進にどう取り組んでいくのか。③平成一二年三月新規学校卒業生の未就職者数の実態をどう受け止め、対処するのか(中島)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①第一点は、県民の幸せを考える知事。第二点は、適切な行政運営を行うための先見性、決断力、行動力を備え、協力と協調の中で生まれるリーダーシップを発揮する知事。第三点は、これからも優しさを持つ知事。②現在他県の事例も参考に検討している。県議会とも十分に相談し、故福島知事に相応しい、簡素で、かつ温かな、そして多くの県民の参加による県民葬にしたい。四月二七日を軸に作業を進めている(知事職務代理者副知事)。(2) 平成一二年年度予算は三か月の暫定予算として、義務的経費や継続事業を中心に計上し、併せて、県民生活に支障が生じないよう配慮した。そして、台風18号被害対策、経済、景気、雇用創出、介護保険制度、中山間地域等直接支払事業等の新制度の順で、知事の提案理由説明内容で説明した

(総務部長)。(3) ①暫定予算で、公共事業等の普通建設事業に六八七億円を計上し、中小企業対策、雇用対策にも所要額を計上した。商工業や農林水産業の振興、活力とにぎわいに満ちた地域の実現で雇用の受け皿を広げるため、産学行政連携の新産業創出の支援などで総合的な雇用の創出に繋げたい。②地方事務官制度が廃止された後も、新たな庁内体制を整備し、地域雇用対策推進員のハローワーク配置に取り組んでいる。国の地方労働局との雇用対策連絡調整会議や研修会等を通じて、雇用施策のノウハウ、情報の交換に努め、合同面接会などを実施したい。四月からの地域振興局もハローワークの地域雇用開発会議等に参加したい。③県内の一月末現在の新規学卒者の就職内定率は、大学、高校いずれも前年比で四・七ポイント低い。このため、一月には県内の主要ハローワークに就職促進員、就職未決定者特別相談員を配置し、学卒未就職者の就職面談会を開催した。平成一二年度には、県立高校に進路指導支援相談員を配置する(知事職務代理者副知事)。

災害

(1) ①台風18号被害の災害復旧工事の実施状況と今後の見通しについて。②総額約四〇〇億円余の災害復旧工事の地元業者発注の実施状況と今後の取り組みについて(中島)。

これらに対して、知事職務代理者副知事は次のように答弁した。

(1) ①海岸堤防の嵩上げなどの公共事業は、緊急度の高い

箇所から進め、年度内に復旧総額の約四割を発注予定。園芸用ハウスは、年度内に平成一一年度予算化分の約五割を着工し、残りも九月完成を目指すよう、事業主体の農業団体等を指導している。塩害の農地復旧は、平成一一年九月下旬から工事に着手し、年度内完了の予定。今後は、暫定予算で必要な額を計上しており、最優先課題として取り組みたい。②県工事はこれまでも工事の内容、規模や技術的難度等を総合的に勘案して県内業者に発注しており、災害復旧工事でも配慮したい。

健康・福祉

(1) ①四月実施の介護保険制度の、各市町村の準備体制は万全か。②全市町村とも要介護者のケアプランと介護サービスの受け入れ態勢は整っているのか。③要介護者の苦情処理、相談窓口と、介護サービス事業者への監督、指導体制について(中島)。

これらに対する**知事職務代理者副知事**の答弁は、次の通りであった。

(1) ①介護保険制度の市町村の準備状況は、二月末での要介護認定の申請件数は五万三、〇〇〇件で、このうち約四万件が介護認定審査会での審査判定を終えている。市町村介護保険事業計画の策定は、給付対象サービスの種類ごとの量や事業費の見込みなどの根幹はすでに固まり、第一号被保険者の保険料は、全市町村で三月定例会に提案されるなど、最終的な準備も予定どおり。②介護サービスの利用計画を作成する居宅介護支

援事業者はこれまで三二九事業者を指定し、作成依頼に十分対応できる体制となっている。四月からのサービス提供に支障がないよう、居宅サービス事業者を指定していきたい。③保険者の市町村で苦情等の相談を受け付けるほか、国民健康保険団体連合会が介護サービス利用等の苦情処理を行う。県でも、指定事業者への指導検査を適切に実施したい。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 地域対策特別委員会

調査事件は、①市町村合併及び広域行政推進に関する件、②地域振興に関する件である。

小早川宗一郎地域対策特別委員長は、付託された調査事件について、次のように報告した。

(1) 市町村合併について、執行部から市町村合併推進要綱の平成一一年度中の策定に取り組んでいる旨の説明があり、これに対して、委員から、要綱の策定で進むのか、合併で行政が身近でなくなる印象があるが等の質問、メリット、デメリットも示すべき等の意見が出された。執行部から、要綱策定で合併の動きが具体化するよう努力したい、行政サービスの向上、行財政の効率化等、具体的な利点等を周知するとの答弁があった。これらの審議を踏まえ、執行部から、要綱の概要、合併推進に

向けた取り組みなどの説明があり、これに対して、委員から、強力なリーダーシップでとの意見が出た。

(2) 新たな過疎地域対策緊急措置法の制定への対応について、執行部から、高速交通網、定住促進、広域的な取り組み等が課題との説明があり、これに対して、委員から、過疎対策事業債への依存度合い、今後の対象事業、過疎対策についての質問があった。執行部から、過疎対策事業債は起債発行総額の約半分、九〇%以上の町村もある、道路、公民館等の整備を考えている、広域的な事業採択に見直すべき等の答弁があった。委員から、生の意見を汲み上げて具体的な対策を盛り込むよう国に要望すべきとの意見があり、小早川委員長は、委員会で関係市町村長との意見交換会を基に過疎地域活性化のための新立法措置の要望を行った結果、新法に四九団体の過疎地域指定とそれ以外にも十分な経過措置が盛り込まれる見通しとなったと補足した。

(3) 執行部から、天草海洋リゾート関連整備推進、阿蘇リゾート関連整備推進、本渡・五和地区へのリゾート企業の誘致についての説明があり、これに対して、委員から、ワイナリー立地の中途撤退にならないよう、早急に推進すべきとの意見が出た。

(4) 執行部から、県産材需要拡大県民運動推進会議を核にPRと企業折衝に取り組んでいる旨の説明があり、これに対し、委員から、建物の木造化の全庁的な取り組み、福祉施設への働き掛け、木製の阿蘇望橋についての質問、地震に強いことを

PRすべき、企業誘致では倒産のフォローもしてほしい、リサイクルなどの新分野の事業の誘致に取り組んでほしいとの意見が出た。執行部から、庁内連絡会議を設置し、関係各課に働き掛けていく、福祉法人等の基本設計費へ助成している、阿蘇望橋が需要拡大に繋がればとの答弁があった。

以上が主な内容で、付託調査事件は引き続き調査する必要がある、委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに全会一致で決定した。

(2) 交通対策特別委員会

調査事件は、①九州新幹線に関する件、②空港に関する件、③高規格幹線道路及び地域高規格道路に関する件である。

③高規格一交通対策特別委員長は、付託された調査事件について、次のように報告した。

(1) ①九州新幹線鹿児島ルート博多ー西鹿児島間のフル規格と一〇年での完成の与党方針について、執行部からは、内容と平成一二年度政府予算案への配分についての説明があり、これに対し、委員から、地元の体制が間に合うのか、想定のスケジュールで大丈夫かとの質疑があり、執行部から、日本鉄道建設公団などと検討を進めたい、熊本駅周辺は幹線道路を最優先にしたい、熊本駅西地区の区画整理事業は地元理解を得ているとの答弁があり、関連して、委員長は、県内には問題のある地区もあり、関係者と連携を密にしたいとの意見を述べた。②委員から、博多ー船小屋間の着工が重要との質疑があり、執

行部から、要望等に力を入れたいとの答弁があった。③委員から、地元負担について質疑があり、執行部から、県内は五、五〇〇億、六、〇〇〇億で、県の実質的な負担は、一、〇〇〇億円弱との答弁があった。④委員から、連続立体交差事業についての質疑があり、執行部から、上熊本駅側への区間延長を国と協議するとの答弁があった。

(2) ①熊本空港について、執行部から、平成二二年四月下旬からの運用時間の一時間延長で利便性が向上し、熊本ーソウル線再開の要請活動を進めたいとの説明があった。これに関連して委員長は、大韓航空等への再開要請活動で、手応えを感じたと補足した。②天草空港について、執行部から、三月二三日開港で、天草エアライン株式会社が準備しているとの説明があり、これに対し、委員から、島民への補助、観光客やビジネス客への対応についての質疑があり、執行部から、観光情報の発信や旅行者とのパッケージ商品の開発、福岡便の増便、熊本便の需要拡大に取り組むとの答弁があった。委員から、地元の声を反映させるべきとの質疑があり、執行部から、地元を取り込んだ体制づくりを進めるとの答弁があった。③九州国際空港について、執行部から、大牟田・荒尾沖の優位性を国に訴えたいとの説明があり、委員から、熱意をどう示すかとの質疑があり、執行部から、運動の幅を広げたいとの答弁があった。

(3) ①高規格幹線道路では、執行部から、九州縦貫自動車道の平成一年の人吉までの四車線化完成、えびのまでの四車線化、九州横断自動車道延岡線の御船ー矢部間で現地調査、南

九州西回り自動車道の平成一三年度の供用開始を目指した日奈久インターチェンジまでの工事の説明、②地域高規格道路では、平成一一年着工の熊本天草幹線道路松島有明道路と熊本西環状道路、平成一一年末の調査区間指定の熊本天草幹線道路宇土市ー三角町間一二kmと整備区間指定の有明町須子ー上津浦間5kmの説明があった。これに対し、委員から、用地取得が大事ではないか、熊本東バイパスの立体交差化の検討状況について質疑があり、執行部から、円滑な用地取得に努めたい、国が熊本東バイパスの一部立体交差化などを検討しているとの答弁があった。委員から、地域高規格道路の未指定区間の取り組みについて質疑があり、執行部から、議会や関係機関の意見を踏まえて取り組みたいとの答弁があった。

以上が主な内容で、付託調査事件は引き続き調査する必要がある、委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに全会一致で決定した。

(3) 環境対策特別委員会

調査事件は、①地球温暖化対策及びダイオキシン類・環境ホルモン対策に関する件、②廃棄物対策に関する件、③水俣病対策に関する件である。

吉本賢児環境対策特別委員長は、付託された調査事件について、次のように報告した。

(1) ①チッソ株式会社の支援について、政府が平成一年六月にその抜本策を示し、六月定例会で了承して関係者で協議

調整が続いた。二月定例会の委員会では、一二月定例会後の経過が次のように説明された。一月二六日、事業構造の転換、コスト競争力強化などによる経常利益四〇億円、金融機関の債務無利子化による五三億円の確保と水俣工場の強化のチッソ再生計画が自由民主党水俣問題小委員会で説明され、政府にその計画が提出された。二月八日、政府抜本策が水俣病に関する関係閣僚会議で決定され、同日、平成一二年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置が閣議了解された。それは六月の政府抜本策と同じ内容で、関係省庁、県による連絡会議が新たに設けられることが報告された。②そのための県償還等特別会計の設置について、執行部から、条例制定が次のように説明された。特別会計は、平成一二年度以降の支援措置を一般会計と区分するために設置するもので、これまでの貸付資金特別会計等関連四特別会計は平成一三年四月一日から廃止する。委員会では、その条例制定を全会一致で了承し、厚生常任委員長に報告した。

(2) ①平成一一年度ダイオキシン類対策に係る調査の実施状況について、執行部から報告があり、これに対し、委員から(ア)農作物六品目の調査地点数とそれ以外の調査予定、(イ)茶の高い数値について質疑があり、執行部からは、(ア)一作物一地点で、調査品目、調査地点を変えながら三年で実施する、(イ)三%と少ない水分量、全葉とメロン等の可食部の検査の違いとの答弁があった。②執行部から、ホルマリンの販売ルート調査とトラフグ養殖でのホルマリン使用問題の対策について

説明があり、これに対し、委員から、ホルマリンの影響、使用禁止の条例化について質疑があった。執行部から、水産庁の検査では禁止するだけの結果は得られず、今後検査方法を検討したいとの答弁があった。

(3) 廃棄物対策について、①委員から、大津町瀬田裏のような大量の不法投棄廃棄物の処理についての質疑があり、執行部から、瀬田裏では原因者責任を基本に改善で対応したが、当初の予定どおりには進んでいない、今月末が改善計画の期限切れで、処理業の許可取り消し、今後の処理について検討中との答弁があった。②委員から、菊池市柏地区産業廃棄物処理施設のダイオキシンの調査結果の信憑性に疑義ありとの製造業者の発言について質疑があり、執行部から、疑念はなく正しいと確信との答弁があった。③委員から、PCB処理機械設置計画を白紙撤回する旨の、八代市の会社からの回答について質疑があり、執行部から、導入の考えはないとの回答との答弁があった。以上が主な内容で、付託調査事件は引き続き調査する必要がある、委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに全会一致で決定した。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成11年度熊本県一般会計補正予算(第6号) 第20号 平成11年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)(先議分)

【説明・審議】補正予算の主な内容は、台風18号被害復旧対策、

国の第二次補正予算に対応した施設整備、水道用水供給事業への補助、新事業創出を促進するための整備、国の当初予算に係る補助事業の内示増減や事業量確定に伴う経費で、これらにより、一般会計の補正予算額は一九億四、一四六万九、〇〇〇円の減額補正の結果、平成一一年度一般会計予算額は八、八七五億四、二四九万円となる。二月二十九日に上程され、直ちに知事職務代理者副知事の提案理由の説明があった後、各常任委員会に付託。委員会での審議は、三月三日。本会議での各常任委員長報告は、三月六日に行われた。

小杉直厚 常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係三議案。審議の結果、付託議案はいずれも原案の通り可決することに決定した。

幸山政史 経済常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係一〇議案、条例等関係三議案。審議の結果、いずれも原案の通り可決または承認することに決定した。

坂田孝志 農政常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係二議案、条例等関係三議案。審議の結果、いずれも原案の通り可決することに決定した。

船田直大 建設常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係五議案、条例等関係一二議案。審議の結果、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

早川英明 文教治安常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係二議案。審議の結果、いずれも全

員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

田方初美 総務常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係五議案、条例等関係二議案。審議の結果、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

(2) 第41号 平成11年度熊本県一般会計補正予算(第7号)、議案第42号 平成12年度熊本県一般会計暫定予算(第64号 平成12年度熊本県有料駐車場事業会計暫定予算(後議分)

【説明・審議】平成一二年度一般会計予算は四月から六月までの暫定予算で、義務的経費や継続事業を中心に計上。総額二、一五五億五三四万九、〇〇〇円が計上され、その主な財源は、県税四〇五億円、地方交付税四八七億円、国庫支出金五〇八億円、県債二七〇億円。三月一四日に上程され、直ちに知事職務代理者副知事の提案理由の説明があった。各常任委員会への付託は三月一五日で、委員会での審議は三月一七日で、本会議での各常任委員長報告は、三月二二日に行われた。

江口隆一 厚生常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係四議案、条例等関係一〇議案。介護保険について、委員から、ケアプランの作成が遅れている理由について、介護保険制度の懸念事項とその対策についての質疑があり、執行部から、介護報酬等の政令、省令の通知が遅れ、ケアプランの作成が遅れている、対策として、市町村へは要介護認定が出た人からケアプランを作成するよう要請している、内容

のチェックは市町村が行うが、四月発足の地域振興局と連携して支援したいとの答弁があった。関連して、委員から、導入時の苦情処理では混乱のないよう対応してほしい、事業者指定は、急ぐのも大事だが、慎重にとの要望があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成により原案の通り可決することに決定した。

園村敬二 経済常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係一議案、条例等関係四議案。委員から、職業安定課・雇用保険課業務が地方労働局へ移管された後の国、県の組織、連携について質疑があり、執行部から、移管後は、本庁と地域振興局への雇用担当セクションの設置、ハローワークへの地域雇用対策推進員の配置などで国と連携したいとの答弁があった。関連して、委員から、雇用創出に総力を挙げてほしいとの要望があった。委員から、熊本、八代の労政事務所、再編統合後の労働相談体制について質疑があり、執行部から、相談業務の専門職員の増員、巡回相談の実施などで対応したいとの答弁があった。緊急地域雇用特別交付金事業に関して、委員から、雇用の選定、募集方法での制度趣旨との齟齬と雇用実績について質疑があり、執行部から、募集方法も適切で、持続的雇用に繋がった実績もあるとの答弁があった。委員から、次世代半導体の地域結集型共同研究事業の現状について質疑があり、執行部から、研究成果は一〇件近くの特許出願準備との答弁があった。委員から、熊本城の復元工事への県産材の利用と市町村への利用促進について質疑があり、執行部から、文化財のため木材が限定されるが、県産材が利用されるよう、また

市町村の公共施設や公共工事等で利用されるよう要請したいとの答弁があった。これらのほか、養殖漁業のホルマリン使用について、委員から、条例化に向けた科学的根拠の解明、取り締まりの強化、代替薬の普及啓発などに取り組んでほしい、長期的視点に立った観光資源の発掘、予算編成に努めてほしいの要望があった。審議の結果、付託議案は、原案の通り可決することに決定した。

草村照 農政常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係二議案、条例等関係三議案。委員から、農作物気象災害防止事業についての質疑があり、執行部から、台風情報などの気象庁情報や営農技術情報を農業改良普及センターから農業団体等へ伝えるものとの答弁があった。新潟などで、基準を超えるカドミウムが米から検出された事件について、委員から、熊本県ではどうか、検査の実績についての質疑があり、執行部から、熊本食糧事務所では平成九年に四二七点、平成一〇年に四六四点、平成一一年に二七点を分析、その結果、すべて基準以下との答弁だった。審議の結果、付託議案は、全員賛成により原案の通り可決することに決定した。

坂本哲志 建設常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係五議案、条例等関係九議案。ここでは次の要望があった。一つは、本渡港マリントウンの計画作成では賛成派、反対派、一般住民の意見を聞きながら進め、地元説明はわかりやすくしてほしい。二つは、パークドーム熊本の災害復旧には二度と同じような被害が出ないよう当たってほしい。

審議の結果、付託議案は、全員賛成により原案の通り可決することに決定した。

前川収文教化常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。

付託案件は、予算関係三議案、条例等関係八議案。委員から、熊本の教育の現状についての質疑があり、執行部から、高校進学率の向上など、一定の成果を上げている一方、心の教育の充実などの教育計画を模索しているとの答弁があった。委員から、現在の制度に馴染めない児童生徒のため専門施設の計画はないかとの質疑があり、執行部から、学校教育法の中では難しいが、通信制や定時制の高校である程度受け入れているとの答弁があった。委員から、不登校の現状と対応についての質疑があり、執行部から、平成一〇年度の不登校は二、〇〇八人で、社会教育主事と指導主事の経験者のチームで取り組みたい、心の居場所づくりも対策したいとの答弁があった。委員から、進路指導支援相談員の配置数と配置基準について質疑があり、執行部から、就職希望者が多く、就職内定率の低かった学校一五、六校に配置する計画との答弁があった。委員から、新運転免許センター建設用地の保全策についての質疑があり、執行部から、浸透井戸設置のほか、雨水利用システムの構築で対応するとの答弁があった。これらのほか、高校生の修学旅行で熊本空港からチャーター便を使った海外への修学旅行を増やしてほしいとの要望があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成により原案の通り可決することに決定した。

林田博達総務常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。

審査の結果、付託議案は、全員賛成により原案の通り可決することに決定した。

3 決算認定議案

- (1) 議案第36号 平成10年度熊本県一般会計歳入歳出決算（一二月定例会継続審査事件）および第37号から第57号までの平成10年度各特別会計歳入歳出決算の認定（同上）について

【説明・審議】一二月定例会で決算特別委員会の継続審査事件として付託された案件で、三月六日、西岡勝成決算特別委員長から報告があった。決算の概要は、一般、特別両会計を合わせた歳入総額が九、六二六億四、二一七万六九一円、歳出総額が九、三一二億七、四六二万六、三六五円で、差し引き三一二億六、七五四万四、三二六円。この額から翌年度へ繰り越す財源九〇億四、八九八万一、四六六円を差し引くと、実質収支は二二三億一、八五六万二、八六〇円で、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は一二億七、四三〇万三、六四五円の黒字。一般会計の財源構成は、自主財源が三四％、依存財源が六六％で、県税収入は前年度より一二％増加したが、県債の発行額は〇・一％増の一、四九一億六、五一六万八、〇〇〇円で、財源確保に一層の努力が必要との指摘だった。一般会計の歳出は、予算現額九、六八五億三、五三四万七、四七四円に対し、支出済み額は八、八三八億三、五五九万五、八九四円で、執行率は九一・三％で、八四六億九、九七五万一、五八〇円の残額との説

明だった。この残額のうち、七六三億六、七一八万六、四六六円が、用地補償交渉の難航と不測の日時を要したことなどの理由で、翌年度へ繰り越され、八三億三、二五六万五、一一四円が不用額となった。これらを受け、厳しい財政状況で、引き続き税収の確保に努め、歳出では事務事業を見直しての財政の健全化を総務部へ求め、各部署の予算執行上、施策推進上で検討を要する事項等が指摘された。審議の結果、平成一〇年度熊本県一般会計および特別会計歳入歳出決算は、全員賛成により認定することに決定した。

4 条例等議案

- (1) 議案第76号 熊本県社会福祉審議会条例の制定について
【説明】 社会福祉法の規定に基づき、児童福祉、精神障害者福祉に関する事項を調査審議する熊本県社会福祉審議会を置くための条例案である。
- (2) 議案第77号 熊本県介護保険財政安定化基金条例の制定について

【説明】 市町村の介護保険の財政の安定化に資するために設置する熊本県介護保険財政安定化基金の必要な事項を定めるための条例案である。

- (3) 議案第85号 熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計条例の制定について

【説明】 平成一二年二月八日に閣議了解されたチッソ株式会社の支援措置策を受けて、その貸付けの県債、財団法人水保・

芦北地域振興基金への貸付けや水俣湾の堆積汚泥処理の立て替えの県債の償還等の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方自治法の規定により、特別会計を設置するための条例案である。

- (4) 議案第90号 熊本県中山間地域等直接支払基金条例の制定について

【説明】 農業生産条件の不利な中山間地域等で、集落等を単位に、農用地を維持・管理するための協定を締結し、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する中山間地域等直接支払制度が平成一二年から実施され、そのために基金を設立するための条例案である。

【審議】 三月一四日に上程され、一五日に各常任委員会へ付託。委員会での審議は、三月一七日。本会議での各常任委員長報告は、三月二二日に行われ、その内容は原案を可決すること。審議の結果、全員異議なく、原案の通り可決された。

5 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員

11 ・ 12 ・ 8	12 ・ 3 ・ 10	12 ・ 3 ・ 7
熊本市立大学に看護学部を設置することについての請願	JR豊肥本線の活性化の推進及び南阿蘇鉄道輸送体系の充実に ついての請願	「行政書士法一部改正」の件に関する請願
荒木 昭之	古閑 三博 草村 照靖 山本 達之助 北里 達之助	兄玉 文雄 林田 博達 坂本 哲志 小杉 直志 馬場 成志

第7節 平成12年5月臨時県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一二五年五月一〇日
閉会 平成一二五年五月一日（会期二日間）

2 正副議長及び役員

議会最終日（五月一日）に議長、副議長の選挙および各常任委員の改選、さらに特別委員の所属変更および選任が行われ、それぞれ次の通り決定した。

議長	島津勇典	辞職	倉重 剛	就任
副議長	松村 昭	辞職	村上 寅美	就任
常任委員長				
総務	河端 俊夫		厚生	園村 敬二
経済	前川 收		農政	林田 博達
建設	坂本 哲志		文教治安	江口 隆一
特別委員長				
地域対策	草村 照		交通対策	高野 誠一

3 議員の異動

環境対策 松村 昭

常任委員会

総務	◎河端 俊夫	○大西 一史	北里達之助
	島津 勇典	高野 誠一	草村 照
	鬼海 洋一	竹口 博己	中原 隆博
	小谷 邦治		
厚生	◎園村 敬二	○幸山 政史	山本 靖
	前畑 淳治	早川 英明	船田 直大
	氷室雄一郎	井手 順雄	鎌田 聡
経済	◎前川 收	○小杉 直	山本 秀久
	島田 幸弘	村上 寅美	渡辺 利男
	土屋 歳明	岩中 伸司	荒木 章博
農政	◎林田 博達	○田方 初美	米原 賢士
	杉森 猛夫	小早川宗一郎	松村 昭
	篠崎 鐵男	田上 泰寛	松田 三郎
建設	◎坂本 哲志	○坂田 孝志	古閑 三博
	西岡 勝成	児玉 文雄	中島 隆利
	荒木 義行	長瀬 恭祐	藤川 隆夫

文教治安 ◎江口 隆一 ○馬場 成志 池田 定行

八浪 知行 荒木 詔之 吉本 賢児

平野みどり 築森 守 城下 広作

特別委員会

地域対策 ◎草村 照 ○前川 収 古閑 三博

西岡 勝成 島田 幸弘 前畑 淳治

児玉 文雄 河端 俊夫 鬼海 洋一

田上 泰寛 早川 英明 岩中 伸司

荒木 章博 馬場 成志 氷室雄一郎

藤川 隆夫 井手 順雄

交通対策 ◎高野 誠一 ○林田 博達 北里達之助

山本 秀久 山本 靖 荒木 詔之

竹口 博己 渡辺 利男 江口 隆一

小杉 直 中原 隆博 坂田 孝志

荒木 義行 大西 一史 築森 守

小谷 邦治 鎌田 聡 池田 定行

環境対策 ◎松村 昭 ○園村 敬二 池田 定行

八浪 知行 杉森 猛夫 島津 勇典

吉本 賢児 中島 隆利 坂本 哲志

土屋 歳明 篠崎 鐵男 田方 初美

船田 直大 幸山 政史 平野みどり

城下 広作 松田 三郎

会派異動

中原 隆博 県民クラブ↓無所属

4 県執行部

知事 潮谷 義子 出納長 河野 延夫

総務部長 黒田武一郎 企画開発部長 中江 元哉

健康福祉部長 宮本 慶二 環境生活部長 安田 宏正

商工観光労働部長 前田 浩文 農政部長 中原 盛敏

林務水産部長 西山 敬直 土木部長 岡部 安水

公営企業管理者 塩山 隆

教育委員会委員長 長野 吉彰

教育長 田中 力男 警察本部長 宮本 和夫

人事委員会委員長 中島 伸之 監査委員 牛島 浩

議会事務局長 吉本 健一

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

5月10日	本会議	開会宣告、開議、知事就任の挨拶、会期決定
11日	本会議	常任委員の改選、議会運営委員の改選、特別委員の所属変更及び選任の件、議案上程、質疑、討論、議決、閉会宣告

今回の臨時県議会は改選後初めての県議会で、五五人の議員が出席した（一人欠席）。実質的な審議事項はなく、正・副議

長の選挙、常任委員会委員・監査委員の改選任等、議会の組織整備に関するものであった。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	専決処分の報告及び承認について(平11一般会計補正予算)	承認
2	専決処分の報告及び承認について(平12一般会計補正予算)	〃
3	専決処分の報告及び承認について(平11一般会計補正予算)	〃
4	専決処分の報告及び承認について	〃
5	専決処分の報告及び承認について	〃
6	専決処分の報告及び承認について	〃
7	副知事の選任について	同意
8	監査委員の選任について	〃
9	監査委員の選任について	〃

3 知事の就任挨拶

潮谷義子知事は、就任に当たつての挨拶を次の通り行った。

先月二七日、県議会の皆様方をはじめ、県内外から五、〇〇〇人という多くの方々に参加をいただき、故福島知事

の県民葬を執り行うことができましたことにつきまして、厚く心からお礼を申し上げます。

このたび私は、多くの県民の皆様方の負託をいただき、知事に就任いたしました。二一世紀を目前にしての県政のかじ取りを担うという重責ではございますが、福島前知事が築かれた基盤をしっかりと受け継ぎ、県民の皆様とのパートナーシップを大切にしながら、県政の発展に誠心誠意懸命に努力してまいる決意でございます。県議会の皆様方におかれましても、どうか今後格別の御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

第三項 重要議案の審議

1 条例等議案

(1) 議案第7号 副知事の選任について

【説明】副知事が欠員であるので、新たに黒田武一郎の選任同意を求めるもの。

(2) 議案第8号および第9号 監査委員の選任について

【説明】議員から選任された委員池田定行および前畑淳二が平成一二年五月一〇日に退職したので、新たに議員のうちから米原賢士および小早川宗一郎の選任同意を求めるもの。

【審議】五月二日に上程、直ちに採決され原案通り同意することに決定した。

第8節 平成12年6月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一二(年六月一日)

閉会 平成一二(年六月二〇日) (会期二〇日間)

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

会派異動

築森 守

県民クラブ↓無所属 (五月一二日)

北里達之助

自民党↓無所属 (五月二四日)

4 県執行部

副知事兼総務部長事務取扱 黒田武一郎

ほか前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

6月1日	6月6日	6月7日	6月8日	6月9日	6月12日	6月14日	6月15日	6月16日	6月20日
本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議
開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明	代表質問	代表質問	一般質問	一般質問	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託	特別委員会	常任委員会	常任委員会	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成一二(二〇〇〇)年二月二五日の福島議二前知事の急逝を受けて、四月一六日に行われた県知事選挙で初当選した潮谷義子知事を迎えて、六月一日午前一〇時、五五人の議員が出席参加して開会された(一人欠席)。内容は、平成

一・二年度一般会計予算等の諸議案の審議、議決であった。同年四月に組織された地域振興局と新たに始まった介護保険制度をはじめとした、地方分権と高齢化社会に向けた新たな動きに対して、全国初の民間出身女性知事となった潮谷知事への期待も加わり、さまざまな議論が活発に展開された議会となった。このほか、財政健全化、情報公開、ごみの不法投棄問題などの環境問題、教育問題などが主な論点となった。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成12年度熊本県一般会計予算	可決
2	平成12年度熊本県農業改良資金特別会計予算	〃
3	平成12年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
4	平成12年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
5	平成12年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算	〃
6	平成12年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
7	平成12年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	〃
8	平成12年度熊本県不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会特別会計予算	〃
9	平成12年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
10	平成12年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
11	平成12年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃

29	熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
28	熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	〃
27	熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	〃
26	平成12年度熊本県工業用水道事業会計予算	〃
25	平成12年度熊本県有料道路事業会計予算	〃
24	平成12年度熊本県電気事業会計予算	〃
23	平成12年度熊本県病院事業会計予算	〃
22	平成12年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	〃
21	平成12年度熊本県の財団法人水保病問題解決支援財団に対する出資金特別会計予算	〃
20	平成12年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
19	平成12年度熊本県流域下水道事業特別会計予算	〃
18	平成12年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
17	平成12年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
16	平成12年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付資金特別会計予算	〃
15	平成12年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃
14	平成12年度熊本県水保湾等堆積汚泥処理事業特別会計予算	〃
13	平成12年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算	〃
12	平成12年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計予算	可決

30	熊本県賞じゆつ金等授与条例の一部を改正する条例の制定について	可決
31	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
32	熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
33	熊本県看護婦等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	〃
34	熊本県環境影響評価条例の制定について	〃
35	熊本県公害防止条例の一部を改正する条例の制定について	〃
36	熊本県地下水質保全条例の一部を改正する条例の制定について	〃
37	熊本県暴走行為防止対策の推進に関する条例の制定について	〃
38	熊本県中山間地域等直接支払基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
39	熊本県農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について	〃
40	熊本県ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
41	熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	〃
42	熊本県立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について	〃
43	熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
44	公有財産の無償貸付けについて	〃
45	市町の境界変更について	〃

46	専決処分報告及び承認について	承認
47	専決処分報告及び承認について	〃
48	専決処分報告及び承認について	〃
49	専決処分報告及び承認について	〃
50	専決処分報告及び承認について	〃
51	専決処分の報告及び承認について	〃
52	公安委員会委員の任命について	同意

(議員提出議案)		可決
1	北方領土問題の早期解決に関する意見書	〃
2	酒類販売の社会的規制等を求める意見書	〃
3	非イオン系界面活性剤の水道法における水質基準の設定を求める意見書	〃
4	道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書	〃
5	地方卸売市場の金融対策等の充実並びに税の軽減に関する意見書	〃
6	少年法の改正を求める意見書	〃

3 知事の提案理由説明

知事は、二一世紀の時代認識として、従来の社会の仕組みやものの考え方を再構築しなければならない時代とした。そして、四件のトピックとして、グローバル化の加速、少子高齢化問題、景気と財政状況の厳しさ、地方分権推進一括法の施行を取り上げた。次いで、政策課題と平成一二年度予算案の提案理由と内容の説明に移った。

(1) 政策課題

政策課題は、五つの観点で整理された。①活力にあふれ、二一世紀を力強く開いていく産業振興では、景気・雇用対策、農林水産業の総合的対策、商工業の振興を通じて新しい産業を育成する。②本県の将来の発展を支えるさまざまな基盤を生活者の視点で充実では、交通基盤の充実、農山漁村や都市の生活基盤等で、とくに九州新幹線鹿児島ルート^{いさご}の全線フル規格による整備の実現に取り組む。③自己実現と人権文化の実現を目指すし、心豊かで健やかな福祉社会の構築では、少子化を踏まえ、子育て支援のシステムづくり、心身ともに健全な子どもが育つ教育環境づくりをまず挙げ、保健、医療、福祉の充実、ユニバーサルデザインの考え方の普及、文化、スポーツ、生涯学習の振興、介護予防や生活支援事業、生きがい対策等に取り組む。④本県の豊かな環境を守り育て、次世代に引き継いでいくでは、水保病の貴重な教訓を生かした環境立原くまもとを大きな柱に、循環と共生を基調とする社会の実現を図る。⑤パートナーシップを大切にした協働社会くまもとの基礎づくりでは、その前提条件の県政情報の積極的な公開と提供、透明度の高い開かれた県政、県民が参画しやすい県政を目指し、男女共同参画の社会づくり、県民の社会参加の促進、産学行政の連携、四月スタートの地域振興局を核とした市町村との連携、市町村の自主的合併の推進など、その行政体制の整備を支援する。そして、新県総合計画については、「21世紀への責任と挑戦」を基本姿勢に「創造にあふれ、^{いのち}生命が脈うつくまもと」を基本

目標としながら、五つの分野にわたる基本計画、戦略プロジェクト、地域計画として仕上げ、成案としたい。また、平成一三年度予算編成方針で、健全化のための具体的な方針を示したい。最後に、福島前知事が築いた基盤とその志をしつかりと受け継ぎ、県民のまなざし、パートナーシップを大切にしながら、県勢の発展と県民生活の向上に向け、誠心誠意懸命に努力したいと締め括った。

(2) 平成一二年度予算案

二月定例県議会での平成一二年度暫定予算を骨格予算とし、本定例県議会であらためて肉づけすることとした。同予算案について提案理由の説明があった。

平成一二年度の地方財政は、大幅な財源不足で厳しい状況が見込まれる。地方財政計画では、都道府県税が対前年度比二・八％の増、地方交付税が総額で対前年度比二・六％の増ではあるが、歳入全体が対前年度比〇・五％の伸びにとどまっている状況。県財政でも、歳入面で県税や地方交付税の増が見込まれるが、歳出面では、経済対策等に伴う公債費の増や介護保険制度の経費の増に加え、台風18号被害復旧対策の経費の増等で、極めて厳しい状況にある。このような中、平成一二年度の本予算は、福島前知事の予算案を原則として受け継ぎ、事務事業の見直しや施策の優先順位の選択を行い、使用料、手数料の見直し、遊休県有資産の売り払いで財源不足に対処し、県内景気の回復のための財源の重点配分により、普通建設事業量は前年並みの確保を行った。また、現在策定中の新県総合計画の施

策の展開、介護保険制度への対応、台風18号被害復旧対策など、新世紀への県勢発展の礎づくりを目指した質的に充実した予算となるよう編成した。その結果、一般会計の予算額は八、四四五億円で、平成一一年度六月現計予算に比較して二・四％の増となった。主な財源は、県税一、四九五億円、地方交付税二、六七七億円、国庫支出金一、七三一億円、繰入金三三八億円、諸収入五二七億円、県債一、〇〇五億円。

新県総合計画の方向性で検討中の五つのカテゴリー、①「新世紀を拓く産業が息づくくまもと」、②「新世紀を支える基盤が充実するくまもと」、③「新世紀に生きたる『ひと』が輝くくまもと」、④「次の世代へ継承する豊かな環境をはぐくむくまもと」、⑤「新世紀とともに築く『協働社会』くまもと」とごとに説明を続けた。①では、農業の振興、林業の振興、水産業の振興、商業の振興、観光の振興、県経済の活性化、工業の振興を柱に具体的な政策の説明があった。②では、整備新幹線、天草空港、高規格幹線道路の整備、生活、都市基盤の整備、情報化への対応を柱に具体的な政策の説明があった。また、熊本県個人情報保護制度大綱に基づき、本年中の条例の制定に努力することも示された。③では、安全で安心できる県民生活の確保、少子化対策、教育、やさしいまちづくり、文化の振興、スポーツの振興を柱に具体的な政策の説明があった。④では、環境保全対策、ダイオキシン類対策、環境ホルモン対策、廃棄物対策、水俣病対策を柱に具体的な政策の説明があった。この中で、水俣病対策では、チッソ株式会社の患者補償金支払いのための貸

付金について必要な経費一四億三、八〇〇万円の計上で、同社への患者県債分の融資累計は八九六億円となったことが説明された。同社への抜本的な金融支援策の策定では、県議会をはじめとする関係者の尽力に感謝し、「県としても、与えられた役割を果たしながら、水俣・芦北地域の振興を含めた水俣病問題の解決に向けて全力を尽くす」と締め括った。⑤では、男女共同参画社会形成、家庭内暴力問題等、情報公開、地域づくりなどを柱に具体的な政策の説明があった。このほか、熊本県環境影響評価条例等の条例案件、事件議決案件および知事専決処分報告、承認案件等も併せて提案していること、また、人事案件を今会期中に追加提案する予定であることを述べた。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

六月六日に自由民主党の吉本賢児、県民クラブの渡辺利男、七日に公明党の城下広作の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

吉本議員は、次の内容の質問を行った。

(一) 潮谷知事は、福島県政の継承と発展を公約に知事選に臨み、この場に戻ってきた。知事が今後県政を進めていく手法と思いを聞きたい。(二) ①策定作業も大詰めの新県総合計画は、いつ頃作業が終わるのか、②どのような点が特徴か、③実効性を確保する方策について。(三) ①平成一二年度予算はどのような考え方で編成したのか。②財政健全化に向けた具体的な取

り組み、財政健全化計画策定の時期等について。(4) 四月に地方分権一括法が施行された。地方分権の基本的な考え方、どのような取り組みを考えているのか。(5) 県内一〇地域に設置された地域振興局について、事務権限の委譲はどのように取り組むのか。(6) ①(ア) 県は平成六年から取り組んできたハーマニープランくまもとの中で、女性の審議会等への登用を推進することとされたが、現在の登用の状況はどうか。(イ) 全国初の民間人女性知事となった知事の選挙公約で、男女共同参画社会の形成を強く訴えた。これからどのような取り組みを進めていくのか。②本県でも、職員の中に旧姓使用を認めてほしいとの声があることについて、どう考えるのか。(7) ①二世紀に向けた環境立県くまもとづくりとして、具体的にどのようなことに取り組んでいくか。②未解決の天津町瀬田裏や八代市敷川内の不法投棄問題をどう処理するのか。(8) ①(ア) 知事は公約で、パートナーシップの観点で進める新しい県政では、積極的な情報の公開と提供が必要と述べた。今後の情報公開の基本姿勢について。(イ) 公約の、知事交際費の支出や食糧費支出の相手方氏名等の公開をどのように実施するのか。(ウ) 公約の、情報提供の充実にどう取り組むか。②福島前知事から、情報公開法の施行時期をめどに検討するとの答弁があったが、情報公開条例の見直しについて、その方向や見直し、進捗状況について。③昨年五月成立の情報公開法では、国家公安委員会および警察庁が対象機関とされ、他県でも、その方針での改正と聞く。本県の条例改正ではどのような考えか。(9) 公

約で「活力にあふれ21世紀を力強く拓く産業の振興」を第一に挙げた本県農業の振興に、どのように取り組むのか。(10) 県は、昨年一二月に新事業創出促進基本構想を、三月に高度技術産業集積活性化計画を策定した。これからの新事業の創出について、具体的に示してほしい。

これらに対して、県執行部は次の内容で答弁した。

(1) 変革と再構築には、県民のまなざしが大切で、県全体の力を高めるためには、パートナーシップを強めていく必要がある。その前提は、情報公開と説明責任と傾聴である。手法では、縦割り行政や事なかれ主義を排除しながら、県民主役の、成果重視の県政を展開し、最終判断ではリーダーシップを発揮したい。(2) ①新県総合計画は、今月末をめどに策定予定だ。②新県総合計画には、六つの特徴がある。一つは、情報公開、地方分権、男女共同参画社会、少子高齢化、教育改革、環境立県といった政策課題に対し、取り組むべき施策を産業、基盤、ひと、環境、協働の五分野で整理した。二つは、重点的に照り組む21世紀への挑戦プロジェクトとしてまとめた。三つは、挑戦プロジェクトの成果指標。四つには、地域計画。五つは、県民、企業・団体、行政の役割と責任の明確化。六つは、計画の見直しを明記した。③計画の実効性の確保は、成果指標を活用した政策評価と、適正な進捗管理を行う。(3) ①予算編成の考え方では、前知事編成の予算案を引き継ぐことを原則に、経済、景気、雇用の回復のため、普通建設事業は前年度並みで確保した。また、新県総合計画の施策展開のための編成とした。さらに、

補助事業の内示等に伴う事業費の修正のほか、一般財源の中で、広報、介護保険制度、子育て支援、産業廃棄物不法投棄問題対応等への事業を計上した。②財政健全化では、知事が県職員の先頭に立つ覚悟が重要で、県職員一人一人が自らの問題とすることも必要である。そのため、セミナーの開催など、職員に意識改革を求めたい。財政健全化では、知事が本部長の財政健全化推進本部を設置し、平成一三年度予算の議会承認後直ちに総務部財政課内に財政健全化対策室を設置する。具体的方策は、聖域を設けない見直しで、財政健全化計画として取りまとめる。現在、総合的な財政分析のためのバランスシートの策定に着手し、財政健全化計画の策定は、本年一〇月下旬をめどとしたい。

(4) 地方分権は、地方が住民の意見を基礎に施策を決定して実行し、自ら責任を負うことである。今回の法律施行で、知事は、地域住民の代表、自治体の首長の立場に徹し切れるようになった。県は必要な条例改正等の措置を講じたところで、さらに生活者の視点に立った成果重視の行財政システムへの転換など、行政体制の整備と確立、職員の意識改革、政策形成能力の向上などの人材育成にも取り組みたい。また、これまで以上に県民とのパートナーシップが重要で、県民や地域のニーズを的確に把握し、説明責任、行政の透明性の確保にも取り組むたい。併せて、市町村への事務や権限の移譲を進め、合併の推進等、行政体制の整備にも支援していく。(5) 四月に設置した地域振興局には、平成一四年度までの三年間に、約三〇〇項目の事務や権限を順次委譲していく。また、重要な施策の企画や

総合調整を行う振興調整室を活用して、県民や地域の要望、特質を生かした施策を本庁に提案できる仕組みを、この夏までに整備する予定である。(6) ①(ア)審議会等への女性の登用は平成六年四月が一〇・三%、一一年四月が一五・一%で、一二年は四月現在一七・一%程度と見込んでいる。目標の二〇%の達成までは、さらに努力が必要だ。(イ)本年度は、新しいハーマニープランくまもとを策定し、平成一三年度から一〇年間の男女共同参画計画を定める。男女共同参画推進のための条例等、新たな課題も検討していく。新規事業は、男女協働政経塾事業や女性総合相談窓口を実施する。県内の企業や男女の共同参画の状況について、団体等を含めて実態調査を行う。②現行民法上の規定もあるが、これとは別に運用上の取り扱いで可能である。すでに実施している七県でも、公権力行使の文書や事務処理上困難な文書等を除き、旧姓使用を認めており、熊本県でも実施に向けて検討を進める。まずは七月から職務遂行上支障がない範囲での旧姓使用を認めたい。(7) ①環境立県くまもとの推進のため、今年度、一〇年ぶりに新たな環境基本指針を策定し、環境基本計画を見直したい。熊本県環境影響評価条例案、熊本県公害防止条例の改正条例案、熊本県地下水質保全条例改正条例案を今定例議会に提案しており、今後の環境施策を推進していく制度を整備したい。さらに、ISO14001の内容を踏まえ、熊本型環境管理システムの構築に向けて調査検討を進めたい。②廃棄物問題の解決では、県民、事業者、行政が役割と責任をもって循環型社会づくりを進めることが重要であ

る。このため、環境基本計画の見直しの中で、廃棄物の減量化、リサイクルの目標を設定して取り組むとともに、モデル企業の育成や産業廃棄物の再生利用・輸送システムの検討を行っていく。大津町瀬田裏の産業廃棄物問題は、早急に投棄箇所や投棄量の調査を行い、地元と連携して早期改善に取り組む。また、県内の産業廃棄物の不法投棄防止のために、監視指導を強化したい。(8) ① (ア) 情報の公開と提供は、県民と行政の協働社会を形成していく上で前提条件だ。これまでも重要課題の一つとして制度や運用の改善を図っており、今後もさらにその取り組みを推進したい。(イ) 交際費は本年七月から相手方氏名等の全面開示、食糧費も企業誘致等を除き原則開示である。相手方に周知した上で、新たに執行する支出関係文書から実施する。(ウ) 情報提供の充実では、県民生活にかかわる施策や制度、県民の関心が高いものなどを対象に、県政情報誌などに掲載したい。② 情報公開条例の見直しでは、平成十一年一月に県公文書開示審査会に諮問しており、今月中には答申の予定である。今後、答申を踏まえ、対象文書や請求権者の範囲、情報提供施策等を見直し、九月定例県議会に改正条例案を提出して、平成十三年四月から施行したい(知事)。(3) 公安委員会と警察では、情報公開条例の実施機関として、情報公開の重要性を十分に認識しており、警察業務に支障が生じない情報公開制度のあり方を検討したい(警察本部長)。(9) 本県農業は、農産物価格の低迷や担い手の高齢化、中山間地域等の過疎化などの課題を抱えている。このような中、二一世紀に向けて持続的発展が図れ

るよう、生産基盤の整備をはじめ、新品種や新技術の開発、担い手の育成、今年度から取り組む中山間地域対策、農村生活環境整備等を推進したい。とくに、くまもと21農業振興運動では、高品質、低コスト生産や産地づくりのためのモデル地区の設定などに取り組みたい。県産農産物の販路拡大のための販売促進、企業の経営体の育成、土地利用型農業での生産組織の育成、女性の経営参画への環境づくり等を進めたい。さらに新県農業計画を本年度末をめどに策定する。(10) 新事業創出促進基本構想では、中核的支援機関のテクノポリス財団と県内二八の支援機関が連携し、研究開発から事業化までを支援する総合的な産業支援体制の整備を推進する。高度技術産業集積活性化計画では、テクノポリス地域を先導地域に、新製造技術、情報通信、医療・福祉関連等の重点五分野を中心に研究開発等を推進して、その成果を県内全域へ波及させる。今年度は、テクノポリス財団の機能の充実強化として、六月一日に、技術、経営両面の相談窓口となる新事業支援センターを新設した。今後、来年四月をめどに県中小企業振興公社との統合を進め、県起業化支援センターも統合を目指したい。県では、研究開発や販路開拓等に関する各種支援事業等を行うとともに、地域振興整備公団と共同出資で設立した株式会社社の賃貸型工場をテクノ・リサーチパークに整備し、研究開発や事業化の環境を企業に提供する。また、地域結集型共同研究事業も引き続き推進していく(知事)。

渡辺議員は、次の内容の質問を行った。

(1) 潮谷知事は公選知事の六代目。熊本県政に対する知事の時代認識について聞きたい。(2) ①財政運営について、一兆一、二三八億円の借金(チッソ関連を除く県債残高)ができた原因は何か。今後借金を増やさないため、改善すべき点があるとすればどのような点か。②財政運営の基本は、「入るをはかつて出ずるを制する」にある。まず、入るをはかる自助努力として、環境税など法定外目的税を創設するつもりはないか。③平成一〇年度の県税の不納欠損額は三億八四七万円と約三六二〇万円増えている。滞納一掃をどう進めるのか。④出ずるを制するのは総論賛成各論反対と、なかなか難しい。公共事業の優先順位の厳しい選択、重点化をどのように図るつもりか。⑤今年度の単独事業の削減率は全国平均で二一・七%だが、熊本は〇・三%である。単県公共事業費の削減のあり方について聞きたい。⑥県出資の株式会社や公益法人、特別法人の四三団体への補助金や委託料、施設管理委託費等は、一二三億円である。これらへの財政支援のあり方について。⑦今年度の目的別歳出予算では、農林水産業費の構成比が一三%と、全国平均九・三%を上回り、商工費は三・九%と全国平均七・九%を下回っている。硬直化した県財政の見直しについて。(3) 今年度の予算は預金の取り崩しと新しい借金でしのいだが、平成一三年度の予算はどう編成するのか。来年度の予算編成方針の基本的な考え方について。(4) ①情報公開の意義について。②県土本部の食糧費や旅費の文書をめぐる情報公開訴訟では、懇談会の目的、場所、出席者を非公開、出張については氏名を非公開と

した県に対して、熊本地裁でも福岡高裁でも、開示すべきとの判決が下った。その後、熊本県も職員名の開示などの条例改正を行い、午前中の答弁でも原則公開だった。上告を取り下げるつもりはないか。③もしそうでなければ、あらためて最高裁へ上告するのか。④(ア) 昨年の情報公開法の制定や地方分権推進委員会の勧告で、各地方自治体に条例見直しが求められている。現在検討中の条例の目的の基本的考え方はどうか。(イ) これまでは意思形成過程情報は不開示とされていたが、今回改正の情報公開法の第五条第五号では、開示に伴う不利益が不当な場合に限り不開示が認められた。県条例では、不当の要件の解釈をどのようにするつもりか。(ウ) 不開示に対する不服申し立ての諮問機関は、県公安委員会か。(エ) 県の外郭団体は情報公開条例の対象なのか。(オ) 公共事業の入札関係情報について、予定価格や設計金額を事前に公表するなど、入札の透明性、競争性の確保のために検討すべきではないか。(5) 熊本市圏の公共交通体系の骨格となる軌道系交通システムの整備に向けて、熊本市長とともに決断する考えはないか。(6) 熊本市圏の交通問題として、国道57号熊本東バイパスと主要道路との交差点の立体化は喫緊の課題だ。この件について本気で取り組む意思があるのか。(7) 熊本県行政にとって水俣病の教訓とは何であったのか、環境立県の目標の中にどう生かすのか。

これらに対して、県執行部は次の内容で答弁した。
(1) 今は変革と再構築の時代で、来るべき二二世紀には、

より柔軟な思考と発想が大切だ。一方、二一世紀は人権の世紀であり、差別や偏見をなくし、人間が個として尊重されなければならない。折しも、地方分権一括法の施行で、本格的な地方分権時代を迎えた。熊本県の発展の礎^{いしづ}つくりのため、一つに経済力、二つに高度情報化社会への対応、三つに安全安心な社会の実現、四つに少子高齢社会への対応、五つに豊かな心を育てる教育の実現、六つに豊かな環境の創造、七つに地方分権時代への対応が必要で、パートナーシップを大切に、県政に取り組みたい。(2) ①県債(残高)の増加は、バブル崩壊後の県税や地方交付税の伸び悩み、国の経済対策に呼応した諸施策の財源を地方債に求めたことによる。借入金を増やさないためには、すべての事業に聖域を設けず見直すことが必要で、そのためのバランスシートを作成している。この分析を踏まえて財政健全化の具体的な方策を取りまとめた(知事)。(2) ②地方分権一括法の施行で、今年度、環境税などの法定外目的税の制度が新たに創設された。その導入では、財政需要と行政改革の遂行に加え、納税者の負担や国の経済政策との整合性などの観点から検討すべき課題だ。(3)県税の滞納対策として、財産の差し押さえなどを実施してきた。また、平成一〇年度以降は、県内一斉の休日催告、休日窓口開設をはじめ、滞納処分^{しふん}の早期着手、夜間催告の強化、差し押さえ処分の促進等に取り組んでいる。また、個人県民税では、賦課徴収事務を行う市町村を支援している。(4)歳出の抑制のための公共事業の優先順位の選択、重点化では、従来以上に投資効果や緊急性につき議論し、真に必要な

事業を計上したい。(5)今後の公共事業のあり方は、財政健全化計画の策定の中で、国や他県の状況、本県経済に及ぼす影響等について分析して取りまとめた。(6)外郭団体等への財政支援では、平成一一年一月に、県の出資団体等の見直しを行うための指針を取りまとめ、現在、この指針に基づき、各団体に見直しを要請している。(7)限られた財源の重点的、効率的な配分に努めてきた。今後は、すべての事業に一切の聖域を設けることなく検証する。本県財政の構造的な分析についても検証したい(副知事兼総務部長事務取扱)。(3)中期的な財政見通しでは、平成一三年度も二三六億円から三八五億円の財源不足が生じる見込みで、財政健全化に重点を置いた編成方針にならざるを得ない。そのため、まずは一〇月下旬をめどに財政健全化計画を取りまとめた。(4) ①情報の公開と提供は、県民と行政とがパートナーシップで協働社会を築く上での前提条件だ。②訴訟事件は平成一〇年一〇月の県条例改正前の事案であり、法令解釈の最終判断を仰ぐために上告受理を申し立てている。(3)本県の上告後も、最高裁は類似事件に判断を加えていない。他の自治体の上告も相次いでおり、引き続き最高裁判所の判断を待ちたい(知事)。(4)まず、公文書開示審査会の答申の前であることから、そこでの審議状況の説明にとどめるとの前提が示された。(ア)知る権利は、法的な概念が未成熟で、情報公開法での採用が見送られた。条例では採用の例もあり、審査会では、その政策的意義など、目的規定全体について検討されている。(イ)意思形成過程情報の非開示については、情報公開法

の規定に沿って見直す方向で検討されている（副知事兼総務部長事務取扱）。（ウ）公安委員会と警察が情報公開条例の実施機関となるが、警察業務に支障が生じない情報公開制度を検討したい（警察本部長）。（エ）県出資団体の情報公開は、平成一年四月に指導基準を策定し、七月には情報公開推進要項モデルを各団体に示している。審査会では、団体の努力規定や県の指導業務の規定を新たに設ける方法で検討されている。（オ）公共事業の入札関係情報では、これまでも入札結果や経営事項審査結果の公表、予定価格の事後公表などを行ってきた。予定価格等の事前公表は、他県の状況等もよく調査し、関係部局で十分連携しながら研究したい（副知事兼総務部長事務取扱）。（五）軌道系交通システムの整備では、平成九年三月に、熊本市圏公共交通検討専門委員会で、路面電車を部分的に高架化するなどのライトレールや、バス専用的高架道路を建設して高速化するガイドウエーバスの導入が有効との結論を得た。しかし、いづれも国内での営業実績がなく、建設財源の負担等の課題も多く現段階で合意形成に至っていない。県では、これらの課題を踏まえて、先進事例の調査、国の動きなどの情報収集を行っている。熊本市とは引き続き協議したい（知事）。（六）国道57号熊本東バイパスの立体交差化は、交差道路の円滑化で恒常的な交通渋滞の改善も期待されることから、今後とも早期の事業化を国に要望したい（土木部長）。（七）水俣病の教訓とは、環境破壊がいかに深刻な被害を及ぼすか、その回復にはいかに莫大な費用と労力、長い年月が必要であるかということだ。県では、

これらの教訓を生かして、平成二年に環境基本条例と地下水質保全条例を制定した。また、産業廃棄物の不法投棄にも、監視指導体制の強化に取り組んでいる（知事）。

城下議員は、次の内容の質問を行った。

（一）今回の予算案には、潮谷カラーの新規事業が盛り込まれている。基本的な姿勢を聞きたい。（二）財政健全化計画の策定に向け、県民とのパートナーシップの観点から具体的な考え方を聞きたい。（三）①長年塩漬けになっている県有地の利用について、具体的な計画があるのか。もしないなら、最優先課題として取り組むべきだと思うが、どのように考えるか。②県には、各部所有の未利用地の面積はどれくらいか。③重要となる遊休県有地の売却の窓口一本化と今後の取り組みについて聞きたい。（四）①中小企業金融安定化特別保証制度の利用期限が来年三月末まで一年間延長され、信用保証協会による保証枠も総額三〇兆円になった。本県での利用状況とその効果はどうか。貸し流し等の対策はなされたのか。②新中小企業基本法の改正に伴い、相談窓口となる地域中小企業支援センターが全国三〇〇か所で開設され、熊本県でも、すでに熊本市と一の宮町で本年一月から業務を始めている。このほかに荒尾、八代、本渡に四月から開設された。（ア）きめ細やかな支援体制は五か所全部できているのか。（イ）熊本市と一の宮町には、どういう相談が多いのか、適切なアドバイスや支援ができてきているのか。③地域支援センターが地域振興局単位で配置できたらと

考える。見解を聞きたい。(5)二〇〇一(平成一二)年九月二七日から三〇日まで、APEC(アジア太平洋経済協力)の人材養成担当大臣会合の本県での開催が本年一月二七日に決定した。開催に当たって、どのような問題点があり、現時点としてどのようなプランがあるのか。(6)①平成一四年の秋頃にグランメッセ熊本を会場に開催予定の第四〇回技能五輪大会は、わが県の技術の機運を高める意味でも非常に重要な事業ではないかと思う。県としては、この点をどう認識しているのか。②技能者を養成する具体案があるのか。(7)①(ア)第一四七回通常国会で、循環型社会形成推進基本法が成立した。県内では、産業廃棄物の不法投棄の実態はどうなのか。(イ)一月一五日から三月末までの特別監視事業の成果はどうだったのか。(ウ)今後、同事業の再施行はあり得るのか、またほかに対策があるのか。②もし悪質な不法投棄者を現場で発見し、廃棄物一一〇番に連絡が入ったとき、警察との連携で対応できるのか。③車の不法投棄について、一般ごみ扱いなのか、産業廃棄物なのか。廃棄車への基本的な認識と今後の対応について。④一九七一年から翌年にかけて林野庁が発がん性の高いダイオキシンを含む2・4・5-T系除草剤を県内三か所に合計三・五トン埋設したという。どのように認識し、今後どのように対応するのか。(8)遊休農地の有効活用について、①(ア)わが県では、平地部の耕作放棄地はどれだけあるのか。(イ)具体的な対策について。②遊休農地の有効活用を図る方法として、新規参入者への相談窓口やスタッフなど、支援制度は十分か。③放棄地

対策に役立つ市民農園は、増えつつあり、市町村を越えて利用したい人もいるようだ。市町村や農地所有者などの情報交換や連携を図り、利用者への情報提供の窓口を設けたらどうか。これらに対して、県執行部は次の内容の答弁をした。

(1)二一世紀を人権の世紀と位置づけ、差別や偏見をなくし、人間の存在が大事にされる社会をつくること、少子高齢社会に向けて県民それぞれのライフステージごとに対応すること、産業、生活、教育、行政等で高度情報化を進め、高度情報化社会に対応することなど、本県の将来を見据えた諸課題に取り組む。また、それらの課題を新県総合計画の中に織り込む。もう一つは、県政において財政問題は確かに大きな難問だが、その状況をプラス思考で捉えていく。(2)県政の課題では、景気、経済、雇用の回復、そして新総合計画の推進に自ら先頭に立って取り組む覚悟である。現在、県財政については、県民に分かりやすく説明するためバランスシートの策定作業に着手している。また、財政健全化計画を策定したい。県財政は、多くの事業を通して県民生活に直接関連する問題である。県民とのパートナーシップの観点から、県の財政状況を県民に説明し、意見を聴きながら、財政の健全化に取り組みたい(知事)。(3)①元済生会熊本病院の駐車場は、新幹線と連続立体交差事業のために先行取得した。今後は、両事業や関連事業用地として活用する。本妙寺山緑地は、環境保全の目的で取得し、現在、緑地等としての整備を検討中だ。ほかの未利用地では、それぞれの条件や周辺の土地利用等も勘案しながら、有効活用策を検討し

たい。②平成一一年一〇月末時点での未利用県有地の総点検を行った。その後の売却分を除き、現在、市町村や民間等に売却が望ましい土地は約二七haで、概算評価額は約三五億円である。③売却に当たっては、その情報を県公報への登載等に加え、今年度からは県の広報紙やホームページに掲載する。なお、相談窓口の一本化は、それぞれが抱える経緯や課題等が異なるために、直ちに対応が難しい。また、売却方法は、国、市町村を除き、民間等には一般競争入札で行っている（副知事兼総務部長事務取扱）。④①中小企業金融安定化特別保証制度の利用実績は、平成一二年四月末現在、保証件数九、六〇七件、保証承諾額一、四一三億円である。効果では、平成七年から毎年増加傾向にあった負債総額一、〇〇〇万円以上の倒産件数が、平成一一年度で五年ぶりに件数、負債総額とも減少に転じた。また、一部の企業では償還期間を待たずに完済しており、事業経営が安定化したようだ。貸し渋りが一部にあったようだが、おおむね貸し渋り対策の効果があつた。②（ア）先行設置した熊本市と一の宮町のほか、荒尾市、八代市、本渡市でも、専門の相談員を配置し、各種制度や関係機関の紹介、経営技術や法律等の専門家の紹介、派遣などを行う。（イ）熊本市と一の宮町の支援センターの実績は、開業の経営計画や資金計画などの相談が五六件あり、食料品の新製品開発と販売、福祉機器関連企業の設立等の助言や県制度融資の斡旋のほか、中小企業診断士等を延べ一四回派遣している。③地域振興局単位での設置は、今後の活動、相談状況、地域の要望等の動向を見て、対応を検討したい。

（５）APEC人材養成担当大臣会合は、本県では初めての政府間会合の開催だ。政府レベルの国際会合も熊本で開催できることを国内外に示すことが重要で、会場や宿泊施設などの受け入れ態勢に遺漏のないよう、地元として全力を挙げたい。また、アジア・太平洋地域は本県との経済的、人的交流で重要な地域であり、人的ネットワークづくりや熊本の歴史、文化、産業等を強くアピールする絶好の機会とし、今後の本県の国際交流の発展に役立てたい。今月中にも庁内にAPEC人材養成担当大臣会合庁内推進会議を設置し、取り組みの検討を行うほか、県、市、関係商工団体等で構成する全県的な推進協議会を組織し、受け入れ態勢の整備を進め、国際シンポジウムの開催等を通じて県民、企業の関心や機運を高めたい。（６）①技能五輪全国大会は、技能尊重機運が醸成される契機になり、選手の育成や確保を通じて技能水準の向上が図られ、産業の振興、活性化につながると期待する。②県立技術短大、県立高等技術訓練校、民間の職業訓練施設等において実践的な職業訓練に取り組んでいる。今後は教育委員会と連携し、専門高校生の就業体験の拡充を図るなど多様な人材育成に努めたい（商工観光労働部長）。③（ア）産業廃棄物の不法投棄件数は、平成一〇年度が九三件と、九年度と比べて半減したが、一一年度は、一〇年六月策定の不法投棄総合対策に基づく特別監視事業と濃密な調査を行い、件数が増加した。（イ）特別監視事業を一二年一月から三月まで実施し、不法投棄四三か所の実行行為者を特定し、原状回復等の措置を指導し、改善させている。（ウ）本事

業は本年度も実施の準備を進めている。また、国では廃棄物処理法の改正が再度行われており、本定例県議会に悪質業者等の氏名公表のための条例改正をお願いしている。②不法投棄の早期発見、早期改善のため、廃棄物一〇番を平成一一年二月に開設し、これまで一〇八件の情報が寄せられている。通報を受けた場合には、直ちに現地調査等を行って改善指導等を行っている。悪質な場合は、昨年九月の植木町不法投棄での産業廃棄物処理業者の検挙例のように、県警とも連携している。③路上放棄自動車等は、放棄者が回収して、処理すべきものだが、現実には、放棄者が発見できず、市町村や公園等の管理者が一般廃棄物として処理することが多い。その際、廃棄物か否かの認定が困難な場合が多く、処理するまでに相当の期間と人手を要している。このような中で、平成三年に、自動車業界の協力で、路上放棄車処理協力会が発足。県は、市町村にこの協力制度情報の提供や処理手順の助言を行っている。④2・4・5―T系除草剤計約三・五トンが毒物及び劇物取締法施行令の処分基準に従い、熊本営林局により県内の三か所に埋設処理されている。林野庁では、一六年間の追跡調査結果から住民への影響がないという2・4・5―T剤検討委員会の結論を受け、埋設箇所立ち入りと土壤攪乱行為の禁止措置等を引き続き実施するといふ。県では、三か所の埋設箇所毎毎年現地確認調査を行い、土壤の攪乱や植物の生育に異常がないことなどを確認しており、林野庁の方針に沿って管理している（環境生活部長）。⑤①

(ア) 国の農林業センサスによると、中山間地域対象市町村を

除く平地部の二四市町村の耕作放棄地の面積は五六四haで、県内全耕作放棄地面積の一三％だ。(イ) 平地部の耕作放棄地活用対策では、まず優良農地を農作業受託や農地の貸借等で活用する必要がある。そのための情報としての地目、地形、^{圃場}圃場の状況、所有者の意向等を記載した遊休農地現況確認台帳が、現在平坦部二四市町村のうちの九市町村で未整備であり、早急に整備するよう促したい。また、遊休農地解消実践活動市町村として五市町を指定し、関係機関と現地検討会や意見交換会を開催し、利活用の増進を図っている。本年度から、耕作放棄地を含む遊休農地の解消を図るための計画づくりを進めたい。②新規参入者への支援では、就農相談窓口を農政部経営技術課に置き、専任の就農相談員を配置して相談に応じている。県内一一の農業改良普及センターでは、就農計画、就農資金、技術習得の助言や情報提供を行っている。最近の傾向では農業以外からの参入者やUターン者が増加しており、平成一一年度から、県立農業大学校で新規就農支援講座を開講するなどしている。③市民農園は、農地の有効利用、都市住民への理解増進、都市農村の交流などの意義があり、県では、これまでも開設希望者や利用者の相談に応じてきた。今後さらに、市町村や農業協同組合と定期的に情報交換する場を設けたい。市町村を越えて利用できるよう、情報提供などの支援体制を強化したい。窓口は、本年度から、市民農園と農地流動化の担当部門を統合し、農業振興課としている（農政部長）。

【一般質問】

六月八日に馬場成志（自由民主党）、鬼海洋一（県民クラブ）、荒木義行（無所属）、九日に長瀬恭祐（無所属）、松田三郎（自由民主党）、田上泰寛（県民クラブ）、一二日に井手順雄（自由民主党）、坂本哲志（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

潮谷県政

（１）県政のあり方、運営と現実処理の接点をこれからどう求めていくのか、今議会の感想も含めて聞きたいのだが、質問前に隣の林田県議から「知事の答弁は、役人の言葉に聞こえる気がする」「副知事が一言一句チェックしている」とのメモが入った。潮谷知事は自分自身の言葉で述べてほしい（坂本）。

（２）①知事は、川辺川ダム事業推進の立場の福島県政の継承と発展を公約に掲げ当選した。知事の川辺川ダム事業に対する基本的な考えを聞きたい。②知事の就任記者会見で、ダム事業における環境保全への思いを感じとった。川辺川ダム事業にかかわる環境保全への配慮について、どのような態度で臨むのか（松田）。

（３）大阪府の太田房江知事が、大相撲春場所の優勝力士に土俵上で大阪府知事賞を手渡したいと表明したが、日本相撲協会は拒否した。同じ行政を預かる同性の知事として、どのような感想を持っているのか（田上）。

これらに対して知事は、次の内容で答弁した。

（１）まず、副知事からの関与、介入は一切ないと明確にし

ておく。財政問題では、今回の予算編成作業で、施策や事業の優先順位と財政支出のバランスに悩んだ。施策や事業の理念、背景、必要性、根拠などが検討され、丁寧の説明し、県民に理解され、共有されることが大事だ。効果の測定を示すことも重要。教育問題では、子どもたちに垣根を越えてかわかることが求められ、新県総合計画の中で教育環境の整備を大きな柱として盛り込みたい。ユニバーサルデザインについては、九〇年代初めに、米国ノースキャロライナ州立大学のロン・メイス教授が提唱した概念で、障害者、高齢者、健常者の別なく、だれもが分け隔てなく暮らせる町、使える商品、通れる道路等を設計し、普及させようとするもの。まだなじみが薄く、戸惑いもあると思うが、バリアフリーを目指す優しいまちづくりを進める一方で、さらに発展させたユニバーサルデザインの考え方を普及啓発させたい。このほか、パートナーシップ、県民のまなざし等は、新県総合計画等で周知したい。（２）①治水が主な目的の川辺川ダム事業は、地域の安全や発展の基盤として必要不可欠だからこそ、今まで継続されている。解決すべき課題もあるが、県では、水没者や地元関係者の意見を聞き、環境にも配慮しながら取り組んでいきたい。②建設省が昭和五一（一九七六）年から環境保全対策を講じてきたことは、承知している。県では、同年のダム基本計画の策定、平成一〇（一九九八）年の基本計画の変更に際し、建設大臣への知事の意見書で、自然環境の保全への配慮を求めた。また、環境立県くまもとを目指す観点からも、環境への配慮は重要な課題

であり、四月から、これまで四回、庁内のダム関係課長会議を開催し、建設省から経緯や環境調査、保全対策等の説明を受けた。六月中にも、建設省からクマタカや九折瀬洞等の環境調査結果が公表されるという。それを踏まえて、できるだけ早い時期に十分な環境保全対策を講ずるよう建設省に求めたい。(3)日本の伝統文化は、形や意味合いを継承しながら存続してきたその反面、文化が時代とともに変化してきたことも事実だ。男女共同参画社会の推進の中で、新たな伝統の模索が始まった一方で、横綱審議会委員の女性委員が検討されているとの新聞報道もあり、機が熟するの間もなくではないか。

県政全般

(1) 厳しい経済・財政状況の中で、活力ある地域づくりについて、新しいアイデアや取り組みを模索している市町村がある。県でも、即戦力の民間人を登用して、このような市町村を支援する体制づくりが必要と思う。県としてどう考えるか(荒木義)。(2) 県では、三月に市町村合併推進要綱を策定した。市町村合併の必要性和県の基本的な考えについて聞きたい(長瀬、松田)。(3) 中球磨五か町村合併に対する県の基本的な認識と地元への支援について(松田)。(4) 地方分権に対応した市町村の体制整備のためには、市町村と県との人事交流をこれまで以上に推進していく必要がある。どのように取り組むのか。(5) ①新県総合計画では、県民の意見をどのように酌み取ってきたのか、今後どのように周知していくのか。②地方自治法

に基づき、市町村は行政運営の基本構想を定めることとされている。その場合、県の計画との整合性が重要で、新県総合計画を市町村にどのように周知し、市町村計画とのすり合わせをしてきたのか、今後の市町村への対応について(長瀬)。(6) 県は、男女の固定的な役割分担意識を是正し、女性職員の、責任ある部署への配置や管理職への登用を進める必要がある。今後の男女平等政策をどのように進めていくのか。(7) 男女共同参画行政の推進のために、男女平等基本条例を制定し、熊本から全国に発信してはどうか(田上)。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

(1) 県の発展には、市町村が元氣を出し、創意を凝らし、活力ある地域づくりに取り組むことが大事になってくるが、財政状況は県と同様に厳しい。行財政運営でも、今後地域経営的な視点は不可欠で、それぞれの地域特性に即した創意工夫や柔軟な対応が求められる。県としても、従来からの支援に加え、民間活力の導入やボランティア、NPOとの連携について、地域振興局を中心に、よい相談相手になっていくことが重要になる。このため、県、市町村間の人事交流の促進、県のシンクタンクの機能の充実を進め、市町村とパートナーシップを図っていききたい。(2) 市町村が分権時代の担い手として、住民への行政サービスの水準を維持向上させるには、行財政基盤の強化と、自立した行政運営体制の確立が重要である。こうした観点から、市町村合併を緊急な課題と位置づけ、推進していききたい。このため、本年三月に、熊本県市町村合併推進要綱を策定

し、組織面でも四月に市町村課内に広域行政推進室を設置し、振興調整室と連携して、市町村に合併の必要性や取り組みに関する情報提供、助言等の支援を行うことにした。現在、地域振興局ごとに、市町村長対象の合併推進要綱の説明会等を開催中で、関心も着実に高まっている。また、地域住民の理解や協力は不可欠で、今後、県民への周知、啓発に取り組みたい。県では、地方分権時代にふさわしい市町村の行政体制の確立に向けて、まずは市町村合併特例法の失効期限である平成一七年三月末をめどに、できるだけ多くの市町村合併が推進されるよう、役割を果たしたい（**知事、副知事兼総務部長事務取扱**）。（３）中球磨五か町村合併は、中山間地域の小規模町村同士の合併事例として、全国的にも例が少なく、国やほかの自治体からも関心を集めている。県も、この取り組みが成就することで、県内の合併の動きにも弾みがつくものと考え、地元と連携して、啓発シンポジウムの開催、将来ビジョン策定のための調査研究、合併協議会事務局への県職員の派遣等の支援を行ってきた。（４）県と市町村との人事交流は、双方の職員の行政能力の向上に有益であるとの観点に立つて実施してきた。平成一二年度は、交流職員数の二割増をめどに、二七市町村等から三九人の職員を受け入れ、県からは、市町村の要望を踏まえ、昨年度より五町村多い一七市町村等に二四人を派遣している（**副知事兼総務部長事務取扱**）。（５）①新県総合計画案について、昨年の六月と一二月の「県からのたより」に掲載し、一五〇件近くの意見をもらっている。県政モニターへのアンケートで意見や提案を聞

き、計画案検討の参考にしている。また地域計画の作成では、各地域の有識者の意見を聞き、計画に反映するよう努めている。さらに、より一層の周知のため、県庁ホームページの内容を充実させるとともに、計画策定後は、概要版やパンフレットを使った説明会の開催や「県からのたより」などに掲載し、計画のＰＲに努めたい。②新県総合計画案の地域計画を作成する段階で市町村からも参画し、市町村計画の作成でも必要な助言を行うなど、県と市町村のパートナーシップの下で、双方の連携を図ってきた（**企画開発部長**）。（６）平成一二年度的において、県職員全体での女性職員の割合は約二割である。また最近の新規採用者で見ると約四割を女性職員が占めており、県政の中で果たす役割もそれに応じて大きくなっていると考え。環境整備では、介護休暇制度の導入や育児時間および育児休暇の取得時間や期間の延長を行い、七月からは、職場での旧姓使用の導入も予定している。能力開発の面では、県政の多様な分野を経験させるため、税務や福祉等はもちろん、これまで男性中心の傾向の強かった用地買収、企画、市町村派遣等に女性職員を起用したり、職場内外の各種研修にも参加させたりしている。このような取り組みで、女性職員全体に占める係長級以上の役付職員の割合も、平成五年度に二〇％を超え、本年度は約二八％となっている（**副知事兼総務部長事務取扱**）。（７）男女平等基本条例の制定については、昨年の男女共同参画社会基本法の施行以来、全国の地方自治体の中で動きが始まっている。熊本県でも、本年度に男女共同参画計画「新ハーモニープランくまも

と」の策定作業を進める予定で、この中で、条例のあり方について検討したい。条例の検討では、幅広く県民の声を聞きながら進めたい（知事）。

交通

（１）①熊本港については、昨年七月にコンテナ国際定期航路が韓国・釜山港との間に週二便が開設され、貨物量も順調に伸び、県内の荷主からも、輸送コストの削減につながるなど、メリットの声を聞いている。熊本港港湾計画の改定について聞きたい。②新しい計画の岸壁の規模や配置を見ると、一万二、〇〇〇トン級の岸壁の数を一つ減らすなど、計画が縮小されている。今後どのように整備を進めるのか。③今後、熊本港の貨物量の増大に伴って、貿易関連企業や流通関係の人々の交流、情報交換の場や市民が手軽に利用できる各種イベントを行う施設も必要と思う。埋立地をどのように活用するのか（井手）。

これらに対して土木部長は、次の内容で答弁した。

（１）①熊本港の港湾計画改定は、近年の急速なコンテナ化への対応に主眼を置き、平成二〇年代前半を目標年次として取り扱い貨物量を見直し、岸壁の規模、配置ならびに埋立地の土地利用計画を見直した。要点は、岸壁の規模や配置は五〇〇〇トン級岸壁三バースを二バースに、一万二、〇〇〇トン級岸壁二バースを一バースに変更した。岸壁の延長は短くなったが、経済的で効率的な整備が可能となり、船舶の大型化に迅

速に対応できると考える。②今後の熊本港の整備方針では、昨年五月に供用開始した五、〇〇〇トン級岸壁の利用状況や貨物の需要動向などを十分見極めた上で、県の厳しい財政状況も踏まえながら、岸壁整備を進めたい。③埋立地の土地利用は、社会経済情勢の変化を踏まえ、前回計画の工業用地等を取りやめ、コンテナ貨物の物流用地に変更した。また、緑地や道路などの基盤整備で、市民の交流や企業活動の展開の場として利用され、熊本市西部地域の活性化、熊本市圏の発展につながるものと考えてる。

地域振興

（１）新県総合計画案では、基本方針の一つに、地域の広域的連携の推進がうたわれている。県では、昨年度から、菊池川を地域共通のフィールドにして、地域の新しい魅力づくりのために、菊池川流域連携の検討会をスタートさせたと聞いている。本年度発足した地域振興局の枠を超えた鹿本、玉名、菊池の三振興局にまたがる連携事業であり、大いに注目している。本事業の内容および事業推進の狙いについて聞きたい。（２）NHK連続テレビ小説「オールドリー」の放映が、本年一〇月から予定されている。そこに山鹿を舞台とした場面があるそうである。八月にはロケ隊が入ると聞いている。NHKの朝の連続テレビ小説が、熊本県を舞台に放映されることは、山鹿市のみならず、熊本を全国に売り出すよい機会である。県として、何らかの取り組みを考えているのか（長瀬）。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

(1) 菊池川流域連携事業は、菊池川を生かした地域づくりをテーマに、広域連携による地域活性化の取り組みを検討する。これまで、ネットワーク会議を立ち上げ、流域住民のアイデア募集や検討会などを行ってきた。とくに、アイデア募集には約一、〇〇〇件の意見が寄せられ、住民の関心の高さがうかがえる。これらを基に、本年度末までにいくつかの連携プロジェクトをまとめ、魅力ある地域づくりのための事業展開につなげる。(2) NHK朝の連続テレビ小説「オールドリー」では、先日、大阪放送局のチーフプロデューサーが来熊して、熊本県と山鹿市に、ロケ先の視察案内や地元エキストラの応援、当時の農機具等の提供等の協力依頼があった。観光振興の観点からも、熊本県がこの番組の舞台になることに大きな期待を寄せており、これを機会に、新たな観光商品ができないかを観光業界とも相談しながら取り組んでいきたい(商工観光労働部長)。

県民生活

(1) 知事は、県政運営の所信表明で、家庭、学校、地域、行政の役割を踏まえて、子育て支援システムづくりを進め、心身ともに健全な子どもが育つ教育環境づくりを推進すると述べた。子育て支援の基本的な考えについて。(2) ①県では、大災害に対処するため、一四消防本部体制から一一消防本部体制への再編が進められているが、可能な限り早く再編する必要がある。

ある。今後の消防本部の広域再編の取り組みについて。(2) (ア) 災害や救急搬送業務において、本年度導入予定の防災消防ヘリコプターが十分に機能を発揮するための出動体制の整備について。(イ) ヘリコプターの出動が必要な場合は、一刻を争うとキが多い。また、防災消防ヘリコプターでも、出動までの時間を最小限にすることが必要だ。搬送が必要あるいは有効と思われる事例はどれぐらいあるのか、出動基準をどのように考えているか(馬場)。(3) ①最近ある畜産農家から、「鉄骨の畜舎を県が評価したところ、実際の建築費の倍近くの評価で、納得いかない」と相談を受けた。鉄骨等の建物を新築した場合には、自治大臣が決定した固定資産税評価基準に基づく全国一律の評価だという。熊本の地域性に合った、熊本県独自の基準がつけられないのか、②物価の格差、景気の動向は、評価基準にどう反映されるのか(荒木義)。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

(1) 子どもたちが健やかに育っていくためには、子育てを家庭の中だけでなく、社会全体で支援していくシステムづくりが必要になる。子育てには、市町村や民間支援団体と十分連携するとともに、子育て支援の情報が関係者に届くようにすることも重要である(知事)。(2) ①消防本部の広域再編については、県内一四消防本部を一一とする基本計画を平成九年三月に策定した。これまで、関係市町村長や関係機関への説明や意見交換会の開催など、再編の機運醸成に努めてきた。広域再編は、地域の自主性に基づくものであるが、県でも関係地域ごと

に検討会の設定などの調整機能を發揮して、一〇年以内での再編に向けて取り組んでいきたい。②(ア) 防災消防ヘリコプターについて、平成一一年中の救急搬送の事例のうち、管外救急搬送で、六〇分以上を要し、患者が重症以上の事例は四六五件あった。このうち、ヘリコプター搬送が必要あるいは有効とされ、症状が重篤または搬送に二時間以上要した事例は一〇五件である。(イ) 防災消防ヘリコプター出動の本県の判断基準は、本年二月に消防庁が示した「救急ヘリコプター出動基準ガイドライン」に拠っている。また、消防本部や医療機関などに周知するなどにより、迅速な出動体制の確保に努めたい。(3) ①不動産取得税の課税標準となる価格は、地方税法で固定資産評価基準によって決定しなければならないとされている。さらに、その固定資産評価基準は全国統一の基準として自治大臣が定め、告示するとされている。このように、評価に関しては、現行法上評価基準に基づくことが規定されているので、熊本県としての基準をつくることは困難である。②家屋の評価方法は、現行の再建築価格方式のほか、取得価格や売買実例価格、賃貸料等収益の四つが国で検討された経緯がある。その結果、再建築価格方式が採用された。ただし、木造では、資材を比較的供給しやすい地域の補正率が決められており、熊本県でも若干の補正が定められている。景気の動向等に伴う物価の変動は三年ごとに見直され、固定資産評価基準に反映されている(副知事兼総務部長事務取扱)。

文化振興

(1) 平成一一年度の県立劇場の利用率が、前年度七五%から八五%に上昇した。県立美術館での星野富弘・花の詩画展には、二度目であるにもかかわらず、二万二、〇〇〇人を超す入場者があった。混迷を深める時代にあつて、ともすれば軽視されがちな文化施策だが、この時代であればこそ、心を豊かにし、未来をつくる力となるのではないか。文化振興への知事の思いを聞きたい(鬼海)。

これに対して知事は、次のように答弁した。

(1) それぞれの世代が文化を享受できることで、文化を振興する力の養いになると考える。次代を担う子どもたちが、自分の身近な生活文化や伝統文化を知ること、独創性や個性を身につけ、他人を思いやる心を育てることができる。このベースがあつて、子どもたちは、国際化の中で異質の文化を理解し、尊敬するようになると考える。県はスクールコンサート、県高校総合文化祭などを通して、国内外の一流の芸術文化に触れる機会を設けたり、郷土芸能の担い手を育てる支援をしたりしてきた。県文化協会の活動もまた、大きな役割を果たしており、昭和六三(一九八八)年から始まった県民文化祭は、今年二巡目を迎え、この秋には天草で開催される予定だ。昭和六〇年から始まった国際青少年音楽フェスティバルでは、海外との文化交流を通して、将来を担う青少年の育成に努めてきた。さらに今秋には、くまもとアートポリス2000を開催する。今後も、本県の文化振興に努めたい。

健康・福祉

(1) 障害児を対象としたショートステイやデイサービスについて、熊本市の託麻地区に、障害児の学童保育、ムーミンクラブが今年の三月二六日に設立された。ところが、現状は障害児の受け入れ態勢は十分とは言えず、放課後の居場所をどう確保するかは、保護者、とくに仕事を持つ保護者にとっては切実な問題だ。①県内の学童保育の現状について。②障害児の受入状況について(馬場)。(2) 合志町、西合志町、泗水町、七城町は、人口増加の著しい地域で、超高齢化社会の到来とともに、今後は救急医療体制の整備が望まれる。菊池地域における二四時間救急医療体制は充足しているのか、もしそうでないならば、今後どのように整備していくのか(荒木義)。(3) 今年の三月六日に、予防接種法の一部を改正する法律案が上程され、予防接種の対象疾病を一類と二類に分け、インフルエンザは接種義務を課さず、救済額も減額した二類疾病とされた。しかし、対象年齢や対象者は政令事項とされ、今後この政令の改正のみで接種が進むおそれがある。また、厚生省は、文部省や労働省、自治体にも通知を出し、インフルエンザ予防接種の推進を呼びかけている。①今回の改正法案は審議未了のまま廃案になったが、法改正にかかわりなく、熊本県として、今後、接種に対する補助を含め、どのように予防接種を推進するつもりか。②全国初の全町民対象の団体接種が河浦町で行われることについてどう評価するのか(田上)。

これらに対して健康福祉部長は、次のように答弁した。

(1) ①昼間保護者がいない小学校低学年児童を、県内三八市町村の一四二か所の放課後児童クラブで預かり、放課後児童健全育成事業として安全確保と健全育成を図っている。②障害児は、熊本市ほか三町三二か所の放課後児童クラブで受け入れられているが、障害の種類や程度に応じた指導員の配置、施設の整備等の課題もある。(2) 菊池地域の二四時間救急医療体制について、平成一一年度の救急患者の四一%、とくに熊本市に隣接する西合志町、合志町、泗水町、菊陽町、大津町の五町では五〇%が熊本市内に搬送されている。県はこれまで在宅当番医制、病院群輪番制等の導入で、地域の救急医療の充実に努力してきたが、今後とも体制の充実を図っていききたい。(3) ①現在、県内では、一三七の老人福祉施設が独自に予防接種を行っており、市町村でも対象者の範囲、助成額はさまざまであるが、三年前と比べ、約六倍に当たる一七市町村がワクチン接種を実施している。今後のインフルエンザの予防接種は、予防接種法の見直しの動向を見ながら、普及啓発を図り、接種希望者に希望通り接種できる量のワクチンの確保に努めたい。②河浦町の町民を対象とした集団接種は、疫学研究者も注目する、全国的にも珍しい取り組みと聞いている。県としては、町の判断を尊重して見守っていききたい。

環境

(1) ①(ア)平成九年四月スタートの容器包装リサイクル

法は、今年四月から完全実施となった。リサイクル率の向上や廃棄物の減量など、県はその効果をどのように掌握しているのか。(イ)今年度から新たに対象品目となった段ボールおよびその他の紙製容器、プラスチック製容器の回収は、どのような状況か。(ウ)回収ベクトルが再生処理工程に受け入れられず、ストックヤードに野積みとされているとの報道があった。県内ではどうか。(エ)瓶類を含め、リサイクルを進めるための指定法人日本容器包装リサイクル協会と県との関係はどうなっているのか。(オ)県は今回、環境に優しい製品選択ガイド、公用車への低燃費、低公害車導入指針の製品リストを作成した。県関係機関の実施状況、市町村への働きかけはどうしているのか。(カ)グリーン購入の成果を高めるため、関係市民団体と連携したグリーンマーケットの開設ができないものか。(キ)市町村が回収する紙類の中で、新聞紙が占める量は膨大である。新聞紙の事業者回収に対する熊本県の措置について(鬼海)。(ク)大津町瀬田裏原野に不法に投棄された産業廃棄物の除去、現状回復について、①調査がどのような方法で、何月ぐらいまでの終了を予定しているのか。②(ア)一番大切なものは、現状回復までの道のりとその時期だ。改善への協力を要請する排出事業者は、何社ほどいて、どこの地域に所在し、どのような業種か。(イ)排出事業者の協力が確定するまでは、どのくらいを予測しているのか。③処理を開始してどのくらいの期間で現状回復できるか(坂本)。(3)①環境リサイクル産業について、水俣市に家電リサイクル工場が計画されていると聞く。その他の計

画はないのか。②環境リサイクル産業の起業化や育成、支援への取り組みについて。(4)①平成一二年五月の県と町による九州環境開発松橋処分場周辺地域の井戸水追跡調査によって新たに三か所で基準値を超える井戸水が検出された。どのように調査結果を把握し、対応しようとしているのか。②県内各地で発生している廃棄物処分場のトラブルについて、産業廃棄物処理施設の情報公開が大事ではないか(鬼海)。(5)①水環境問題について、くまもと・きれいな川と海づくり推進計画の中で施策を展開してきた熊本県として、また環境立県を目指す熊本県として、一九八七年までの主流だった陰イオン界面活性剤や、毒性が非常に強い非イオン界面活性剤の調査を県独自で実施できないものか。②環境の負荷を少なくするため、率先して県施設での石けんの購入と使用を行うなど、石けんの使用拡大促進を行うつもりはないか(田上)。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。
(1)①(ア)容器包装リサイクル法施行に伴う減量効果について、平成九年度の資源化率は一〇・六%だったが、一一年度は一四・二%と着実に伸びている。一方、ごみの減量化については、十分な効果を上げていない。(イ)段ボール等の分別収集を計画しているのは、段ボールが六九市町村、その他の紙製容器が一〇市町村、プラスチック製容器が五市町村である。(ウ)全国的には再生処理能力を上回る量が収集されるため、長期にわたって保管される例もある。(エ)本県では、指定法人日本容器包装リサイクル協会に二六市町村が委託してお

り、ペットボトル製品の消費が拡大する夏場以降の保管量が一时的には増大するものの、支障はない。②グリーン購入について、平成一一年六月にグリーン購入指針および公用車への低燃費・低公害車導入指針を策定し、出先機関を含め、全庁的に取り組んでいる。その結果、県庁内の事務用品のうち、環境に優しい製品の割合が一〇年度に約三八%だったものが、一一年度には約五三%と増えている。自動車では、低燃費、低公害車の導入率は約六六%である。市町村にも、熊本県市町村環境行動推進ネットワーク会議を設置し、情報の提供と取り組みを働きかけている。③グリーンマーケットの開設では、国、市町村、事業者、民間団体および県民と連携しながら、製品の情報の提供等を行い、消費者が入手しやすくなるように努めたい。④新聞紙は、自治会や子ども会等で集団回収され、資源回収業者が引き取る例が多い。新聞社による回収も地元紙を中心に行われており、県としても、市町村の意見も踏まえて必要な助言等をしていきたい。(2) ①大津町瀬田裏の不法投棄産業廃棄物は、原因者による改善が困難なため、その処分を委託した排出事業者の協力を得て、改善に取り組む。不法投棄量の正確な量および投棄箇所の把握ができていないため、地元大津町と連携して、高密度電気探査やボーリング等による把握調査を来年三月の完了をめどに実施したい。②(ア) 協力要請を行う排出事業者は一〇社で、熊本県、福岡県、長崎県、鹿児島県に所在する下水道業、食料品製造業、飲料製造業。(イ) 本年度中に協議会を設立して、できるだけ早く着手したい。③改善事業に要する期

間は投棄残量によって変動するが、仮に一万㎡とした場合、一年程度は必要と考えている(環境生活部長)。(3) ①循環型社会の構築に向け、効率的な廃棄物処理やリサイクルシステムを担う静脈産業の発展が求められる。このような観点から、県としては重点的に新事業の創出を促進する産業の五分野の一つに、環境関連分野を位置づけている。この分野では、テクノポリス財団、県工業技術センター、みなまた環境テクノセンター等による各種研究開発が行われている。民間でも、県内企業二〇社余りで構成された異業種交流グループ、熊本エコプラザ97が廃棄物の処理や再利用をテーマに、環境リサイクル産業の起業化に向けた動きを活発化させている。地域の特性を生かした環境リサイクル産業の育成では、水俣市がエコタウンの指定を目指しており、水俣市が全国のモデル地域になれるよう連携していきたい。②現在県内には、二八の産業支援機関がある。これらの機関と連携しながら、研究開発から事業化まで、技術、経営、両面で総合的に支援する体制の整備を進めている。その中でも、環境リサイクル分野の起業化等については、関係部局とも十分連携を取り、効果的な支援を行っていきたい(商工観光労働部長)。(4) ①九州環境開発松橋処分場の周辺井戸水の調査結果とその対応では、本年の調査で塩素イオンが基準を超過した三か所について、早急な対策として、共同水源への切り替えを関係町と協議している。また、今回基準を超えた井戸は、先の基準超えの隣接井戸のくみ上げ量が減少した影響とも推測され、塩素イオン増加等の地域が拡大している状況ではないと考えら

れる。②産業廃棄物処理施設の情報公開については、これまで処理業者および排出事業者の責務として、産業廃棄物に係る情報提供を産業廃棄物指導要綱で規定し、その遵守を指導してきた。また、産業廃棄物への関心が高まる中、県民の理解と信頼を得るには、県が所有する情報の公開を進めることが必要で、産業廃棄物処理施設の処理実績等の情報をできる限り開示したい。(5)①界面活性剤については、陰イオン系界面活性剤の調査を、県および関係機関が河川で継続的に調査している。平成一〇年度には、主要二三河川の四一地点のうち一五地点で検出されたが、一地点を除きすべて基準以下となっている。また、市町村等各水道事業者が行った平成一〇年度の水道水の水質検査結果では、陰イオン界面活性剤は検出されていない。非イオン系界面活性剤では、分解生成物のノニルフェノールの調査について、本年度県独自に河川水を対象に実施するため、その予算案を今議会に提出している。また、地下水については、環境庁の環境ホルモン全国調査が県内一〇か所で行われ、その結果は現在取りまとめ中である。②石けんの使用推進のため、県施設においてこれまでも環境への配慮の観点から使用を進めている。また、石けん使用の拡大推進では、平成五年度に、使い古しのてんぷら油等を活用する石けんづくり装置の購入に補助制度を設け、各保健所に配置した生活排水対策アドバイザーによる学習会、講習会などを通じて広く普及に努めている(環境生活部長)。

商工業

(1)①県は、他県に負けない企業誘致活動を行う必要がある。まずそのための具体的な優遇措置や戦略について聞きたい。②立地する企業にとって、税の減免は極めて重要なインセンティブになり、県や市町村では、税の減免等の優遇措置を取っている。まだまだ不十分だが、その点をどう考えるか。③企業経営の合理化で、誘致企業の撤退も危惧される。誘致企業が出ていかないよう、県としていかなる方策を考えているのか。(2)①平成一〇年三月現在の商店街空き店舗実態調査の結果では、県内商店街の平均空き店舗率は一〇・三％で、現時点ではさらに悪化しているのではないか。商店街で深刻な問題の空き店舗への対策について。②空き店舗解消のための方策として、駐車場等の整備、商店街の魅力を高めるイベント等や創意工夫を凝らした魅力ある店づくりなどへの支援、空き店舗情報の発信などを検討すべきではないか(荒木義)。

これらに対して**商工観光労働部長**は、次のように答弁した。
(1)①わが国の景気は厳しい中にも、IT分野を中心に設備投資も持ち直し、景気も自立的回復に向けた動きが現れつつある。半導体関連産業を重点的に誘致し、集積が集積を生み、工業団地の分譲につながるよう努めたい。また工業団地の特性が生かせる業種にも誘致活動を行い、未分譲用地の解消に努めたい。そのほか、企業の初期投資を抑えるため工業団地の小区分譲方式の採用やインキューター施設としての賃貸工場の建設等に取り組む。また、誘致活動では、企業幹部との接触が

ら、空き店舗情報の管理、情報の発信や提供を検討したい。

農林水産

最も重要であり、コンサルタントや情報誌等の活用、産業展示会や産業シンポジウム等への参加、さらには誘致企業との関連協力企業のネットワークや地域結集型共同研究事業ワークショップの活用など、さまざまな手法を駆使して戦略的に取り組んでいる。②優遇措置として、県、市町村での税の軽減を地方税法に基づく条例を制定し実施している。補助や融資は、将来性のあるベンチャー企業等への対応も含め見直しを検討したい。③誘致企業の撤退防止方策では、誘致企業や市町村と設立した企業誘致連絡協議会の活動をより充実させ、とくに誘致企業への定期的な訪問を行うなど、アフターフォローに努める。また、テクノ・リサーチパークの賃貸工場の設置により、他の工業用地の分譲事業に支障が生じ、賃貸工場への移転、流出につながらないよう配慮したい。(2) ①商店街は、単なる買い物場所だけでなく、古くから地域の人々の生活や交流の場であり、町の顔である。しかし、商業統計調査によると、県内の商店街では、商店数、従業員数および年間の販売額のいずれでも減少し、商店街の空洞化、衰退が深刻化している。県は、にぎわいのあるまちづくり事業や中心市街地商業活性化事業等で、地域のコンセンサスの形成、空き店舗を活用したイベントの開催やチャレンジショップ事業等への取り組みを支援してきた。その結果、昨年度は熊本市子飼商店街で空き店舗への新規出店者の募集で成功を収め、県内の複数の商店街でも空き店舗解消対策が活発化している。②空き店舗情報の一元管理、提供システムづくりでは、今後、市町村および商工団体とも連携を取りなが

(1) 新規就農者が夢と希望を持って就農し、やりがいを持って農業に専念できるよう、認定農業者の確保、育成、経営の法人化等、農業の担い手育成についてどう進めていくのか。(2) 熊本市西部有明海沿岸平坦地域の農業生産を取り巻く環境は、近年の農産物価格の低迷や農業者の高齢化、後継者不足など、厳しい状況だ。産地間競争に打ち勝ち、野菜産地としての地位を確保、発展させていくため、農業生産基盤の整備をどう進めるのか(井手)。(3) ①(ア)都市農村交流施設は、熊本でも、平成六年から八年までの三か年間に、一三の施設ができた。整備は七一一〇億円程度だが、補正債や過疎債が取り入れられ、市町村には飛びつきやすい事業だ。こうした都市農村交流施設の全体的な経営状況はどうか。(イ)これらの施設が、市町村のお荷物にならないための今後の取り組みについて。②今後市町村が新設やリニューアルを検討する際、財源の確保や経営のあり方等、県に相談があった場合、どう対処するのか(坂本)。(4) ①県では、全国に先駆けて平成三年度から土づくり、減農薬運動に取り組み、化学農薬や化学肥料の三割削減を達成したと聞いている。これまでの成果を踏まえ、環境保全型農業にどう取り組むのか(馬場)。②(ア)環境保全型畜産経営での循環型農業の確立のためには、地域や経営規模ごとに環境に配慮した畜産を推進することが急務である。堆厩肥(たいりゅうひ)の需給調整

の方策について。(イ)各地域での畜産経営の規模に応じた家畜ふん尿処理の指導方策について(坂本)。(5)安全な食糧を安定的に供給し続ける農業の生産体制を育てるため、消費者が農業への関心を深め、重要性を理解することが最も重要で、県民や消費者へのPRなどをどう展開するのか(長瀬)。(6)県では、平成七年度に熊本県農山漁村女性ビジョンを策定し、担い手女性の支援施策を行っていると思う。農林水産業での女性の経営や社会参画の推進にどう取り組むのか(井手)。(7)①三月二五日から四月九日にかけて宮崎市および高岡町で発生した口蹄疫について、発生からこれまで、県はどのような対応や対策を実施したのか。②発生後の防疫対応の難しさやコストを考えると、予防に力を注ぐ方が簡単で低コストだ。国では、海外悪性伝染病の侵入防止のため輸入検疫の強化が行われているとも聞く。これらを含めた防疫対策について、県として今後どのような対策を考えているのか。(8)①林業、木材産業が現在の状況に陥った原因をどう考えているか。②現時点で考えられる有効な対策の方向性と施策をどう考えているか。③それらの中で、球磨地方で有効なものがあるならば、聞きたい(松田)。(9)①有明海沿岸は干潟が広大に発達し、地盤も極めて悪いので、漁港整備は遅れている。現在、漁港の長期計画を策定中とのことだが、厳しい自然条件の中で今後どのように漁港整備を進めるのか。②有明海の漁業振興について。③有明海干潟漁場環境を保全する取り組みについて。(10)FRPは、ガラス繊維を強化したプラスチックで、漁船など小型船舶の素材とし

て多く用いられている。通常の焼却炉では高温になり過ぎるため処理できず、細かく破砕して安定型処分場で最終処理されている。今後大量に発生するFRP廃船の処理ではリサイクル処理が必要で、その可能性を検討すべきではないか(井手)。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

(1)農業の担い手育成のための認定農業者制度について、本年三月末現在の認定農業者は、八、二五六経営体で、全国第三位である。取り組みでは、魅力ある経営の実現のための経営研修や農地集積の促進、低利融資等の支援、高い経営力を備え収益力の向上を図るための経営の法人化を推進している。また、機械の共同利用や農作業の受託を行う生産組織を育成しており、現在約三〇〇組織となっている。さらに、本年一月に本県で開催される全国認定農業者サミットを積極的に支援する。(2)熊本市西部の有明海沿岸平坦地域では、高品質、低コスト農業の確立を図るため、圃場の大区画化、用排水路や農道の整備等、機能的な整備が不可欠で、現在、乙畠口地区では、担い手育成を含め、総合的な整備計画を策定している。(3)①(ア)一二の都市農村交流施設の単年度収支状況は、おおむね良好なものが八施設で、努力を要するものが四施設である。(イ)県としては、経営に関する研修会を開催するとともに、関係市町村の要請を受け、中小企業診断士や税理士等のアドバイザーを派遣し、経営の向上や改善を支援している(農政部長)。②市町村での公的施設の建設では、住民ニーズ、地域振興の観点からの十分な検討を経て、その可否判断をしているが、その判断

では、受益と負担の観点からの検証が重要である。県としても、そのような観点から市町村へ助言等を行っている（副知事兼総務部長事務取扱）。（４）①今年一月に、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を策定して、作目ごとに生産方式や堆厩肥、化学肥料、農薬使用の目安などを定めた。今後は、実証展示圃の設置、畜産地帯と耕種地帯との堆厩肥広域流通体制の整備、病気や害虫に強い品種の育成、技術指導等を実施して、指針に定めた生産方式の普及に努める。このためには、市町村、農業団体との連携や消費者の理解が不可欠で、くまもと21農業振興運動の一環として取り組む。②（ア）近年、畜産農家の経営規模の拡大により、とくに、菊池、阿蘇、球磨、天草等の主要な畜産地帯では、生産された堆厩肥の一部に余剰が生じている。このため、県では、堆肥流通促進協議会を設置して、需給協定の斡旋等を行い、品質を高めるための診断書の作成や成分等の情報の提供、堆厩肥コンクリールの開催等に取り組んでいる。その結果、広域的な流通量は、平成九年度に八、八〇〇トンだったが、平成一十一年度には一万トンと増加している。（イ）本年度策定する畜産経営の環境指標の中で、土地条件や経営規模に応じた適正な処理方法、処理費用、堆厩肥の利用方法等を、地域ごとに具体的に示す。（５）市町村や農業団体と連携し、テレビ、広報誌等の広報活動や都市と農村の交流、農業公園の活用等により、農業、農村への理解の醸成に努めている。また、教育関係機関等と連携して、学童農園や農家での農作業体験を推進している。さらに、昨年度から推進しているくまもと21農

業振興運動として、秋の農業ウィークに各種イベントの開催のほか、農業、農村フォトコンテストや生産者と消費者との交流会を実施する（農政部長）。（６）農林水産業では、女性が家族経営協定にかかわることは、女性に今後の農林水産業への意欲を持つってもらう意味で不可欠だ。地域での社会参画では、女性農業委員が、この一年間に二人から三人に増加している。しかし、この数字を農業全体の女性の数で捉えるならば、決して多い数字ではない。一方、農業女性パワーアップ推進事業では、女性農業アドバイザーが女性農業者の相談や家族経営協定の推進、地域振興への提言等の先導役として活躍していることも事実である。また、農林水産業での女性起業活動は、県内約二〇〇事例がある。このほか、審議会、協議会の委員や農林水産関係団体の役員へも登用を働きかけるとともに、熊本県農山漁村男女共同参画推進プランを策定し、女性の参画に積極的に取り組む（知事）。（７）①口蹄疫発生後の対応では、防疫対策本部を設置して家畜移動制限の検問や畜舎の消毒を開始し、六、七四〇戸の立ち入り検査と家畜の血液検査を実施した。また、家畜農家への影響を緩和するため、農家の短期運転資金の無利子融資や消毒薬助成等を緊急対策として実施した。さらに移動規制解除後、家畜市場での肉用子牛の価格低落に備え、一定価格を下回った場合に助成措置を講じる。②今後の防疫対策では、畜産農家の消毒の徹底や関係機関等への正確な情報の提供により、侵入防止に努める。なお、発生原因は、輸入粗飼料にも疑いが持たれており、県では、稲わら緊急確保対策協議会を設置

し、県内産稲わらの確保、粗飼料自給率の向上に努める（農政部長）。（8）①原因は、第一に木材価格の長期的低迷、第二に非木質資材の進出により県産木材の需要量の減少、第三に木材製品の需要への県産木材の対応不足、第四に林業労働力の減少と高齢化などである。②第一に高性能林業機械や加工施設の導入、林道等の整備、流通ロットの拡大による木材の安定供給体制の整備を進めていく。第二に県産材需要拡大県民運動によって、環境面や健康面での木材の長所をPRする。また、新分野への木材利用を推進していく。第三に品質の高い乾燥材を安定的に供給する体制を整備する。第四に広域合併推進による森林組合の体質強化、林業従事者の就労条件の向上等を進めていく。③人吉・球磨林業機械化センターに、機械化による作業効率化を支援している。木材加工の生産コストの低減や品質管理の徹底、高次加工の推進等にも支援していく。また、地域の木材を活用した住宅への消費者ニーズに対応した住宅資材の供給体制づくりを支援していく。（9）①今年度中に取りまとめ予定の長期計画では、泊地、航路の維持浚渫を適切に取り組み^{かき}ため、土捨て場の確保の検討を進めている。沈下した構造物の嵩^{かさ}上げ等も長期計画の中に盛り込むことを検討しているが、投資効果や緊急性を考慮し、優先順位をつけて整備したい。②アサリ稚貝巻き付けや資源管理、漁場改善に努めている各漁業協同組合を支援し、アサリ減少の原因調査を進めて対策を検討する。アサリ以外の魚介類の稚魚放流や資源管理では、漁業組合や漁業者が一体で取り組むことが肝要であり、本年度から、資源回

復のための、共同放流、共同管理体制をつくっていききたい。③漁場環境の保全では、浮泥の除去、滞^{みど}の浚渫や覆砂^{ふくさ}などの改善対策を実施してきた。現在は、漁場保全事業を活用して、緑川河口域で滞^{みど}の浚渫や水流改善のための大規模漁場保全事業を実施している。また、有明海沿岸四県共同で海浜の一斉清掃事業等を通して、河川の浄化と海環境の保全を呼びかけたい。（10）本県の登録FRP漁船数は、昭和六三（一九八八）年度に一万隻を超え、平成七（一九九五）年をピークに徐々に減少し、熊本県漁連の調査結果では、廃棄数は平成一五年度で年間一五〇隻程度と予測されている。さらには、プレジャーボート等もあり、水産関係者と県だけでは対応できない。このため、FRP廃船等のリサイクルシステムの構築について、九州地方知事会等を通じて、国に要望しており、運輸省は本年度からプレジャーボートのリサイクルシステムの実証試験を行うという。県も国の情報を収集しながら、可能性について実態把握に努めたい（林務水産部長）。

教育

（1）①平成一〇年度の調査では、県内には二、〇〇〇人を超える不登校の児童生徒がいる。県教育委員会の対策は。②教育の実践は教師の資質に負うところが大きいの。資質を高めるためどのような研修などを計画しているのか（馬場）。（2）①いじめや校内暴力、不登校の発生要因をどう分析し、どのように対応しているのか。②学校は家庭や保育園、幼稚園、地域子ども

会などとの連携が必要だ。就学前教育について。(3)福岡市では、青少年相談センターと児童相談所の機能を統合した総合相談センター建設の計画を固めた。熊本県でも必要だと思うが、どうか(鬼海)。(4)①(ア)本県の小中高校での、スクールカウンセラーによる心のケア、相談について。(イ)急な臨床心理士の育成、養成は無理でも、代替する方法はないものか。(ウ)今年度、また来年度からでもできるものはないか。②カウンセラーの問題も含めて、心のケアのこれからのあり方について知事はどう思うのか(坂本)。(5)教職員の旧姓使用については、県職員との整合性も考慮しながら、学校現場でも容認すべきではないか(田上)。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

(1)①本年度から、肥後っ子・心サポート推進事業として、家庭と学校をつなぐ施設を設けて、学校への復帰を促す取り組みを開始する。下益城郡城南中学校の分教室、火の君学級では、生活リズムの回復、学習意欲の向上、自尊感情の高揚などを図る場としての取り組みが行われており、本年度から泗水中学校、錦中学校にも分教室を設置して、火の君学級をモデルに授業の充実を図りたい。また、モデル校一六校を指定して体験学習支援授業を実施し、不登校の予防や学校への復帰を促したい。そのほか、スクールカウンセリング相談員の派遣や不登校対策検討会議の設置、不登校問題フォーラムの実施を計画している。②教員の社会体験研修は、初任者や経験者の研修の中にも位置づけて取り組んできた。本年度からは、県内の民間企業

や社会福祉施設等に一年間派遣する事業を実施する。(2)①人間関係の希薄化や家庭、地域社会の教育力の低下、児童生徒の直接体験や社会性の不足、倫理観の欠如、規範意識の低下、教師の指導力の不足等が要因と考えるので、「(1)①」の取り組みのほか、教員の資質向上のための研修会の開催、暴力を否定する心を育む学校運営に努める。②就学前教育プロジェクトチームを編成して、小学校と就学前教育との連携および家庭教育への支援を検討したい。また、就学前教育推進会議も設置した。さらに、県内二か所のモデル地域での実践結果を、幼稚園、保育園に情報提供するなど、就学前教育の充実を図っていく。地域子ども会のほか、学校と地域が連携した学社融合推進事業に取り組み、県内各地で実施している(教育長)。(3)児童や家庭をめぐる問題は複雑多様化しており、関係機関が緊密に連携しながら対処することが重要で、例えば、児童虐待の相談では、児童相談所を中心に、福祉事務所、児童福祉施設、学校、警察等の関係機関が子ども虐待防止地域ネットワークを組織して、情報交換、経過観察、ケース検討などの問題解決に努めている。中央児童相談所では、二人の教諭を配置し、さまざまな相談に対応している(健康福祉部長)。(4)①(ア)いじめや不登校問題では、スクールカウンセラーを小中高校二九校に配置してきた。相談内容は、不登校問題のほか、対人関係や自分の性格などである。(イ)学校における相談体制としては、スクールカウンセラー配置のほか、県内公立中学校一九九校のうち一三八校に心の教室相談員を配置している。さらに、学校

等からの要請に応じ、臨床心理士等の派遣も行っている。そのほか、全教育事務所に教員OB等によるいじめ・不登校アドバイザーを配置している。(ウ)本年度から、県内五地区で、計画的に専門家を地域のコミュニケーションセンターなどに派遣する巡回教育相談等を始めた(教育長)。(2)カウンセラーに頼るだけでは、何の解決にもならない。私たちには、助言や相談に応じる姿を子どもたちに見せていくことが求められる。心のあり方への問いかけは、今日の児童をめぐるさまざまな問題への根幹的な問いかけと認識し、身近な大人たちや専門家とともに、この問題にしっかりと向き合っていかなければならない(知事)。(5)婚姻などで改姓した後の職場での旧姓使用は、人事関係記録のほか事務処理上の理由などで、旧姓使用が困難なものがある。しかしながら、結婚などによる改姓で、女性が社会生活において不便や不利を生ずることがあれば、職務遂行上支障が生じない範囲で旧姓が使用できないか、早急に検討したい(教育長)。

警察

(1)(ア)インターネット犯罪への対応では、捜査機材の整備、コンピュータ技術やネットワーク技術の専門家が要だ。インターネットを利用した犯罪捜査の困難性について。(イ)県内におけるハイテク犯罪の情勢について。(ウ)これまでの取り組みと今後の対応について(馬場)。(2)①最近の県内の少年を取り巻く犯罪はどのような状況か。(2)西鉄バスジャック

事件のような凶悪な少年犯罪が続発している事態にどう対応しているのか。(3)刑法犯少年の約七〇％は中高校生が占めており、学校との連携など、どのような対策を講じているのか(鬼海)。これらに対して警察本部長は、次のように答弁した。

(1)(ア)インターネット犯罪捜査の困難さは、利便性の反面、匿名性や残りにくい犯罪痕跡、不特定多数の被害者、暗号使用や国際性などの特性にある。(イ)本県ではこれまでに、ホームページに女性の写真等を掲示した売春事件、掲示板での名誉毀損事件、インターネットオークションでの詐欺事件等、五件を検挙している。(ウ)これまでの取り組みでは、平成八年に熊本県警察コンピュータネットワーク・セキュリティ対策委員会と熊本県警察ハイテク犯罪捜査支援プロジェクトチームを、平成九年に熊本県ネットワーク・セキュリティ推進協議会を設置したほか、本年一月には、サイバーパトロール協力員制度を設置するなどした。また、本年三月二三日には、ハイテク犯罪対策室を設置した。今後は、コンピュータに強い捜査官の育成や資機材の整備、熊本県ネットワーク・セキュリティ推進協議会等の関係機関、団体との連携強化のほか、セキュリティ対策の専門家の採用の検討を進めたい。(2)①県内の少年非行は、平成九年をピークに減少し、昨年検挙、補導した刑法犯少年は二、三五二人で、前年より七八九人、二五・一％減だった。しかしながら、全刑法犯に占める少年の割合は、全国平均より九・六ポイント高い五八・二％で、中高校生が七一・六％占めている。強盗などの凶悪犯は、前年よ

り一人多い三五人で、過去一〇年間で最高に達し、悪質化、集団化も顕著である。このほか、薬物乱用や援助交際等の性非行も後を絶たない。②少年事件捜査力の充実強化を図り、昨年四月設置の少年サポートセンターによる非行少年等の継続輔導や被害に遭った少年の保護や支援を強化している。③学校警察連絡協議会等を通じた情報交換や連絡、警察と小中学校、教育委員会等をファックスで結ぶ肥後っ子ネットの構築、非行実態などの情報提供などを行っている。そのほか、薬物乱用防止教室や肥後っ子を守る保護者教室の開催、中学校区ごとの非行防止ネットワークの構築などを推進している。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 環境対策特別委員会

調査事件は、①地球温暖化対策及びダイオキシンの類・環境ホルモン対策に関する件、②廃棄物対策に関する件、③水俣病対策に関する件である。

松村昭環境対策特別委員長から、付託された調査事件について、次のように報告が行われた。

(一) ①県債の発行状況、チッソ株式会社の平成一一年度決算概要等について説明を受けた。これに対し、委員から、チッソは合理化を進めているが、再建計画では、地域の経済や雇用

に配慮するよう要望があり、委員会では、昨年度決定の抜本的支援措置が適切に実施されるよう国に働きかけること、県も必要な役割が求められることで、今回の県債発行を全会一致で了承し、その旨厚生常任委員長に報告した。②財団法人水俣病問題解決支援財団への出資金の一部返還について、一時金支払いに支障がないよう、国から県に一万一、一〇〇人分が財政措置されたが、最終的に七五〇人分が余っており、国に返還するとの説明を受け、本委員会として全会一致で了承し、先の県債発行とともに、その旨厚生常任委員長に報告した。

(二) 地球温暖化対策及びダイオキシンの類・環境ホルモン対策に関する件について、執行部から、それら対策の実施状況について説明があった。それに対して、委員から、ダイオキシンの定義、大気中の量、毒性の程度について質疑があり、有機塩素化合物の一種で、毒性が最も強い化学物質で、遺伝子への影響、発がん性があるとされるとの答弁があった。委員から、ダイオキシンによる授乳規制について質疑があり、現在授乳を規制していないと答弁があった。また委員から、使用禁止の措置をとるべき物質の種類について質疑があり、環境ホルモンが一〇物質、毒物、劇物は四三九物質と答弁があった。このほか委員から、人間への影響が心配されるホルマリンを厳しく規制するべきとの質疑があり、科学的データがなく条例化は難しいが、四月から漁業調整委員会指示で、使用禁止の徹底を図っている、条例化も検討すると答弁があった。また、平成一一年度ホルムアルデヒドの海域底質調査結果報告に対して、委員から、

検出された原因について質疑があり、専門家の話では、底質での蓄積は考えられないが、有機物のあるところでは考えられるとのことであった。今後、ほかの場所でも調査する必要があると答弁があった。さらに委員から、執行部に、ホルマリンの総合的な調査を行うよう要望があった。

(3) 廃棄物対策に関する件について、執行部から、一般廃棄物処理広域化推進事業、リサイクル推進県民会議事業等および廃棄物対策に関する状況などについて説明があった。これに対し委員から、平成一四年一二月適用予定のダイオキシン類濃度の基準超え廃棄物焼却施設への対応について質疑があり、一般廃棄物焼却施設では、排ガスの高度処理施設の新設等に取り組み、産業廃棄物焼却施設では、使用停止、改善の命令や措置命令を行うと答弁があった。また、委員から、リサイクルについて質疑があり、一般廃棄物では、国の目標設定を踏まえた環境基本計画の見直しの中で、再度目標設定を考えたい、産業廃棄物は、第四次処理計画で減量化目標を定めていたが、処理計画改定で次の目標を定めたいと答弁があった。委員から、大津町瀬田裏の不法投棄問題について質疑があった。これに対して、これまで原因者負担を原則に改善計画の実行を指導したが、結果的には四分の一しか改善できていない、厳正な態度で今後の不法投棄防止に対応したいと答弁があった。このほか、環境影響評価条例案についての報告に対し、委員から、対象事業の範囲や環境影響評価方法等について意見が出され、厚生常任委員会での審議に資するため、この意見を厚生常任委員長に報告した。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成12年度熊本県一般会計予算、議案第27号 平成12年度熊本県有料駐車場事業会計予算

【説明・審議】予算の詳細については、冒頭の知事提案理由説明に譲る。予算案は六月一日に上程、同日、各常任委員会に付託され、六月二〇日の本会議において各常任委員長から次のように報告された。

幸山政史厚生常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。①介護保険スタート時のトラブルについて、②介護保険の請求書類のミスと本県の取り組み、③介護保険財政安定化基金の目的と必要額、使途について、④児童虐待の実態とその対応、⑤流域や公共下水道等整備予定地域では、合併処理浄化槽設置の補助金が出ないようだが、整備までの排水対策について。これらの質疑に対する県執行部の答弁は次の通り。①四月上旬は主に認定への苦情で、四月下旬以降はサービスや自己負担額への苦情等で、四、五月集計で二一六件であった。②本県のエラーは請求件数の約一三％と、全国平均より低い、発生した場合、県国民健康保険団体連合会で支払いできないなど支障が生じるので、国保連や市町村等関係機関と協議しながら対応したい。③目的は介護保険制度の安定した運用で、必要額は今年度一三億円余、三か年で四〇億円余を積み立て、使途は介護保険財政の財源不足を生じた市町村への貸し付けあるいは一部交付。④平成一一年度の相談件数は一二〇件で、虐待者の内訳では、

実母七五件、実父三四件。その態様は、身体的暴行六一件、養育の怠慢や拒否など五〇件。対応は、今年度から児童相談所に児童虐待対応協力員二人を配置した。⑤二重投資を避けるため補助は行わないが、生活排水処理計画の主体の市町村を通じて、早急に実態を把握する。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

前川収経済常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。①球磨川漁協の総代会未開催について、県の指導の状況と今後の見通し、②本渡・五和地区リゾート用地への企業誘致の展望について、③平成一四年開催の全国菓子大博覧会の準備体制について、④環境ビジネスへの県の支援について。これらの質疑に対する執行部の答弁は次の通り。①現在、県は総代会を開催するよう再度勧告を出し、賛成反対双方の意見を聞きながら、問題解決に向けて取り組んでいる。②アロマキシムワインの進出が決定し、現在用地造成および進入道路の建設を進めている、ワイナリー周辺には、ブドウ公園等の整備が計画されている。③県菓子工業組合や熊本市と連携をとりながら、運営面等で支援したい。④成長が見込まれる産業の一つもあり、研究開発段階から積極的に支援したい。審議の結果、第1号議案は多数賛成をもって、第3号議案はか一〇議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

林田博達農政常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。県営玉名横島地区海岸保全事業の国営事業採択について質疑があり、執行部から、工期が短縮され、また県や地元市町の負担

が減免されると答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

坂本哲志建設常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。①天草五橋点検状況や修繕工事期間中の交通規制が観光や産業へ与える影響について、②用地取得の進捗状況等について、③天草空港の管理運営業務の経費について、④重要港湾だった水保港が地方港湾に位置づけられた経緯について、⑤厳しい財政状況の中での公共工事の発注方針について。これらの質疑に対する県執行部の答弁は次の通り。①天草五橋の橋梁調査の結果、傷みの大きい第5号橋の修繕を優先した、工事期間中の交通規制には、天草五橋が天草地域の交通の生命線であり、十分配慮したい。②公共工事では用地確保が基本であり、安定的な業務推進のため、地元との連携や不在者財産管理人制度等の利用、経済対策等にも対応できる用地ストックなどに努める。この答弁を受け、委員から「用地取得については、現在の関係法令等の制約もあるので、今後法令等の見直しを国に要望していくべき」との意見が出された。③施設の維持管理業務委託、運航支援業務委託等に要する経費で、今後も予算措置を行う必要がある。④経緯は本年四月の港湾法改正に伴うものだが、水保港は県議会等の国への働きかけで、特定地域振興重要港湾の指定が受けられた。⑤中小企業の受注確保を念頭に、工事の内容、工期、施工の効率性等を基本に発注したい。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

江口隆一文教治安常任委員長は、審査の経過とその結果を報

告。①教育の現場の管理職へのセクシユアルハラスメント研修について、②依然として差別事象がなくなるという同和問題について、③学校施設整備での業者ランクや地域性に応じた指名について、④警察官一人当たりの負担人口が九州で一番高い業務量と人員配置との兼ね合いについて、⑤犯罪被害者への対応状況について、⑥ストーカー法の成立に伴う相談状況および相談窓口の体制について、⑦本県の交通取り締まりノルマの実態について。これらの質疑に対する県執行部の答弁は次の通り。①各学校への通知や校長会、教頭会等においても周知徹底を図っている。さらには、それぞれの学校に相談員を配置している。②いまだに差別事象が発生している状況で、今後とも早急な解決を目指したい。③工事の規模に見合った業者を地域ごとに選定するように考慮している。④各部門に相応の人員を配置しているが、困りごと相談等への対応については部内で検討中だ。⑤本県でも、犯罪被害者の精神的負担を軽減するため、犯罪被害者支援要員を指定して対応し、好評を得ている。この答弁に対して、委員から、さまざまな団体との連携が必要になるので、ネットワークの強化についての要望があった。⑥相談件数は九五件で、窓口は本部一階に総合相談室を設置し、各署には生活安全担当係に複数の担当者配置している。⑦交通指導取り締まりでのノルマは課してはいない。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

河端俊夫総務常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。①県有財産の売却処分での県民への周知や処分方法について、

②資金不足の貸付金として多額の予算が計上されている工業用水道事業会計の今後の方向性について、③市町村負担が大きいとされる県民文化祭への対応について。これらの質疑に対する県執行部の答弁は次の通り。①県政広報誌等で周知を図り、原則として一般競争入札で売却していく。②庁内の水資源対策会議で、関係課と他の用途への転換等を検討している。工業用水の上水転用についても、上水の価格試算を行うとともに、地元市町等の意向を確認しており、竜門ダムの完成時期も考えながら水源確保の観点から検討したい。③二巡目は、市町村の財政負担を軽減し、地域に根差した内容で実施したい。天草の場合、陶芸、食文化、自然と景観、南蛮文化など、地域振興にもつながるテーマで取り組むが、今のところ負担が大きいとの声は上がっていない。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案通り可決または承認することに決定した。

3 条例等議案

(1) 議案第34号 熊本県環境影響評価条例の制定について
【説明】平成十二年六月に環境影響評価法が全面的に施行されたことに伴い制定されるものとして提案された。

【審議】 幸山厚生常任副委員長は、審査の経過とその結果を

次の通り報告した。委員から同条例原案の修正案が提出され、論議された。提出委員の主張は、①事業の大小を問わず、環境影響が著しいと知事が認める事業は対象とするべき、②住民からの意見書には公聴会の開催を義務づけるべき、③環境影響評価審査会の委員に、事情に詳しい人材も任命できるようにすべき。これに対し、執行部の主張は、次の通りだった。①対象事業がわかりにくく、透明性の観点から問題。②公聴会の開催の有無は、地元の動き、世論等で客観的に判断できる。③審査会の構成は、必要と認めれば適宜見直していく。他の委員の発言は、条例施行後に必要ならば適宜見直すことでいいのではないが、原案でも修正案の趣旨の大部分は含まれている。以上の論議だったが、委員会としては、原案は、環境アセス法や従来 of の施行状況を見つつ、住民参加機会の拡大、第三者機関の関与等が担保されるよう、本委員会の意見および熊本県環境審議会の意見等も踏まえつつ検討するよう執行部へ要請することを申し合わせる」を出席委員全員の同意事項とした。この申し合わせを受け、修正案提出委員から修正案取り下げの申し出があり、全委員が了承した。審議の結果、全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

(2) 議案第35号 熊本県公害防止条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 現行の公害防止に関する規制に加え、生活環境の保

全等に係る規定を追加する必要がある。

(3) 議案第36号 熊本県地下水質保全条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 地下水は地域共有の貴重な資源であり、人の健康の保護と生活環境の保全のため、地下水の水質と水量の保全を積極的に推進する必要があることから所要の改正を行う。

【審議】 各常任委員長報告の後、直ちに採決され、原案通り可決された。

4 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
12・6・7	地方民設卸売市場の固定資産税の減免並びに金融対策の充実を求める請願	古閑三博 八浪知行 松村昭 坂田孝志
12・6・6	熊本県に於ける中学校用教科書社会（歴史的分野）採択制度運用の改善に関する請願	林田博達 坂本哲志 小杉直 藤川隆夫
12・6・8	中学校用教科書採択に関する請願	中島隆利 平野みどり
12・6・8	少年法の改正についての請願	八浪知行 杉森猛夫

第9節 平成12年9月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一二一年九月七日

閉会 平成一二二年九月二六日（会期二〇日間）

2 正副議長及び役員

議会最終日（九月二六日）、決算特別委員会の設置及び委員の選任が行われ、次の通り決定した。

決算特別委員長 荒木 詔之

ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

議員辞職

北里達之助（七月六日）

会派異動

荒木 章博 自民党→無所属（七月二五日）

決算特別委員会

4 県執行部

副知事 黒田武一郎 総務部長 宮本 慶二
健康福祉部長 田中 明

ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

9月7日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
12日	本会議	代表質問
13日	本会議	代表質問
14日	本会議	一般質問

18日	本会議	一般質問
19日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
20日		特別委員会
21日		常任委員会
22日		常任委員会
26日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成一二(二〇〇〇)年九月七日午前一〇時、五五人の議員が参加して開会された。内容は、平成一二年度熊本県一般会計補正予算等の諸議案の審議、議決であった。同年六月末に新県総合計画「パートナーシップ21くまもと」が策定され、新たな船出となった県政だったが、県財政は厳しい状況であり、平成一二年度本予算の六月議会承認後、直ちに設置された財政健全化推進本部では、健全化対策を始動させるとともに、その指針としての財政健全化計画(素案)を公表。この件について議論が活発に行われた。また、整備新幹線では、運輸省の平成一三年度概算要求で、九州新幹線鹿児島ルート博多―船小屋間の新規着工が盛り込まれたことで、鹿児島ルート全線のフル規格整備に期待が寄せられ、そのことを反映した議論のほか、水俣病疫学調査書の記載問題、情報公開、ユニバーサルデザイン、県職員の刑事事件問題、教育問題などが主な論点となった。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成12年度熊本県一般会計補正予算(第1号)	可決
2	熊本県情報公開条例の制定について	〃
3	熊本県個人情報保護条例の制定について	〃
4	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
7	熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	熊本県精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	熊本県環境衛生適正化審議会条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	熊本県動物管理条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	熊本県公営企業の設置等に関する条例及び熊本県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	公有財産の処分について	〃
14	公有財産の取得について	〃
15	平成12年度主要観光道路整備促進事業の経費に対する町村負担金について	〃

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
平成12年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金について	平成12年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金について	平成12年度公共下水道過疎代行事業の経費に対する市町村負担金について	平成12年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	平成12年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について	平成12年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	平成12年度農地海岸保全事業、県営かんがい排水事業、県営畑地帯総合整備事業、一般農道事業、県営中山間地域総合整備事業、農村活性化住環境整備事業、ふるさと農道緊急整備事業、県営ため池等整備事業、県営農業集落排水事業、自然環境保全整備事業、田園交流基盤整備事業及び水と緑ふると保全対策事業の経費に対する市町村負担金について	平成12年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	平成12年度農地海岸保全事業の経費に対する市町村負担金について	平成12年度漁港海岸事業の経費に対する市町村負担金について	平成12年度漁港関係建設事業の経費に対する市町村負担金について	平成12年度沿岸漁場整備開発事業の経費に対する市町村負担金について	平成12年度ふるさと林道緊急整備事業の経費に対する市町村負担金について
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	可決

3	2	1	(議員提出議案)	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
				教育委員会委員の任命について	平成11年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について	平成11年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	平成11年度熊本県電気事業会計決算の認定について	平成11年度熊本県電気事業会計決算の認定について	専決処分報告及び承認について	専決処分報告及び承認について	専決処分報告及び承認について	専決処分報告及び承認について	専決処分報告及び承認について	専決処分報告及び承認について	専決処分報告及び承認について	専決処分報告及び承認について	専決処分報告及び承認について	専決処分報告及び承認について	専決処分報告及び承認について
衆議院議員選挙における中選挙区制導入を求める意見書	資源循環型施策の充実に関する意見書	「地震防災対策特別措置法」の改正に関する意見書		同意	〃	〃	〃	〃	継続	〃	〃	〃	〃	承認	〃	〃	〃	〃	可決

4	自然エネルギー「発電促進法」の早期制定を求める意見書	可決
5	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	〃
6	私学助成制度の充実強化に関する意見書	〃

3 知事の提案理由説明

冒頭、県職員の刑事事件についての謝罪、続いて、水俣病認定申請の疫学調査等に係る問題に触れ、「二度とこのようなことがないように、適正な事務処理」に当たると述べた。

(一) 県政の動き

まず、新県総合計画を六月末に策定した。これは、県民、企業・団体とのパートナーシップを大切に、二一世紀の熊本を築きたいとの思いを込めたものである。五分野の基本計画、地域計画を実施し、とくに分野を超えた六つの挑戦プロジェクトでは、成果指標を設定し、政策評価を行う。次に、財政調整に活用する四基金がほぼ底をつく中、準用再建団体に陥ることなく重要政策課題を推進するためには、県財政の健全化対策は避けて通れない重要な課題である。この認識に立ち、平成一二年度本予算を六月議会で承認いただいた後、直ちに財政健全化推進本部を設置した。具体的な取り組みでは、県職員の意識改革の一環として、七月一日に財政健全化セミナーを開催し、現在、具体的方策を取りまとめるための事業総点検を実施している。また、財政健全化計画（素案）を公表し、一つに財政健全化期間を平成一七年度までの五年間とし、基金等によらず財源不足

額の解消や県債残高が累増しない財政体質を構築する、二つに平成一三年度から三年間を緊急・集中取り組み期間とし、具体的な量的目標を定める、三つに財政健全化の推進では、県民への説明責任を果たすという三つの基本方針の下、具体的な方策を取りまとめている。このほか、整備新幹線の建設促進、JR鹿児島本線八代一川内間の並行在来線対策、二一世紀の幕開けを飾る事業として熊本県新千年記念事業の開催準備について議論された。

(二) 平成一二年度補正予算案等

今回の補正予算は、七月二五日に閣議決定された公共事業等予備費に対応するための新幹線建設事業費負担金等について補正を行うもので、一般会計総額で七九億円を計上、その主な財源は県債で、現計予算合算で八、五二四億円となる。公共事業等予備費関係では、新幹線建設事業費負担金に六六億円計上のほか、道路、土地改良、治山事業等の国直轄事業負担金一三億円、梅雨期の土砂災害に対応する事業費六、〇〇〇万円を計上している。七月七日以降に八代海等で発生した赤潮緊急対策関係では、新たな種苗、中間魚の購入資金や経営再建資金の融資に利子補給を行う。このほか、情報公開条例の全部改正、個人情報保護条例、その他の条例案件、知事専決処分の報告、承認案件等を併せて提案している。人事案件を追加提案の予定である。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

九月二日に自由民主党の高野誠一、県民クラブの田上泰寛、一三日に公明党の氷室雄一郎の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

高野議員は、次のような質問を行った。

(1) 潮谷知事が就任して四か月余り。この間、県職員による二件の刑事事件があった。再発防止と職員の資質向上にどう取り組むのか。(2) 熊本県財政健全化計画(素案)の趣旨、ポイント、今後どのように財源不足に対応するのか。(3) 介護保険がスタートして五か月が経過した、①要介護認定や高齢者からの苦情などの現状はどうか、②円滑な運営をするためにどう取り組んでいくのか。(4) 九州新幹線鹿児島ルートの建設促進とJR鹿児島本線八代―川内間の並行在来線について、知事の考えと今後の取り組みについて。(5) どういう方針で情報化推進に取り組むつもりか。(6) ①学校現場にはいじめ、不登校、中途退学などの難問が山積、一〇代後半の凶悪事件は目を覆うばかりだ。混乱する教育環境の正常化に向けての思い切った対策、学校現場で手を差し伸べる方策などについて。②昨今の教育界の現状を踏まえ、次の時代の教育のあり方について。(7) 野菜類の輸入が増加している。中でも韓国が脅威だ。農産物の国際競争への対応について、まず競争相手の実態の把

握と対策について。(8) ①水俣病認定のための疫学調査書に「ブラブラ」と記載されていたことが、どういう意味で使われていたのか。検診センター設置の昭和五一(一九七六)年から二〇年以上も使われ続けてきたことにだれも不適切とは気づかず、適切な表現に変えなかったのか。②記載は相当数あるとの報道もあるが、その数は、現時点でどのくらいあるのか。(9) 九月九日に新聞報道された公共工事の入札問題に関連して、今後の入札のあり方について。

これらに対して、県執行部は次のように答弁した。

(1) 県職員の刑事事件発生後、直ちに事実確認を行い、緊急庁議を開いて職員には綱紀粛正の通知を出した。とくに、背景の金銭問題は公務にも大きく影響することから、直ちに研修会、会議等を通して、服務の徹底を期した。職員の資質向上では、来年度から導入予定の新しい人事評価制度を今年度から導入する。この制度は、職員が自己評価を行い、所属長が部下職員との面接を通して人材育成を行うもので、再発防止にも役立つと考えている。(2) 六月議会での平成一二年度予算承認後、財政健全化推進本部を設置し、財政健全化計画策定のたたき台として素案を公表した。ポイントは、一つ、期間を平成一三年度から平成一七年度までの五年間とし、県債残高が累増しない財政体質を構築する、二つ、平成一三年度からの三年間を緊急・集中取り組み期間とし、量的目標を定める、三つ、積極的な説明責任を基本方針に、具体的な方策案を取りまとめた点である。一〇月下旬には、平成一三年度予算案と併せて、財政健全

化計画を示したい。(3) ①介護保険制度の評価では、意見や苦情が言いやすく、サービスが選択しやすくなった面がある一方、要介護認定の一次判定のシステムが不十分で、制度運営の要のケアマネージャーが多忙で役割を發揮できていない。サービスの質の向上がさらに必要である。苦情には、当初要介護認定関係が多かったが、次第にサービスの質や保険料などが多くなっている。②サービスの質向上を図るため、八月末に約二〇〇〇の事業者の研修を実施した。今後は、専門相談員の派遣、介護保険制度の基礎的な職員研修を実施したい。(4) 新幹線鹿児島ルートについては、県政の最重要課題と位置づけ促進してきた。四月からは用地買収担当の職員を大幅に増員した。地元としての役割を果たす。また並行在来線については、断腸の思いで新幹線実現のため八代―川内間のJRからの経営切り離しを受け入れたが、鉄道維持は県政の重要課題である。まずは、鹿児島県との共同調査の結果を分析した上で、第三セクターがどのように引き継ぐのかを判断したい。(5) インターネットは、広範な可能性を秘めるツールである一方、触れる機会が少ない人々への対応やコミュニケーションの限界が課題で、学校教育や生涯学習でも情報化を進める必要がある。行政の情報化では、先月、庁内に県高度情報化推進本部を設置した。さらにこれから、市町村長の情報化セミナーの開催や県、市町村の実務者による連絡調整会議を設置するなど、市町村の情報化にも一緒に取り組みたい(知事)。(6) ①学校現場の深刻な問題を、学校は、単独で背負い込むのではなく、地域社会と一体となっ

て対応すべきだ。児童生徒の異常行動を医学的に解明し対応するため、学校カウンセラーなど専門家の充実と緊密な連携体制を整えることも大切だ。体育・スポーツを通してルールやマナーを身につけ、健全な心身の強化を図り、その成果を学力向上と心の教育に波及させることが最も効果的である。②県教育委員会は、熊本県教育改革大綱を近々報告予定である。この大綱は、時代の急激な変化や教育課題の増加に対応していくための基本指針であり、熊本の実態と特色を踏まえたものにした。策定後は、各分野の意見を聴く場の設置を考えており、新県総合計画との整合性や教育改革の国民会議などでの検討動向も参考に、教育改革を進めたい(教育委員会委員長)。(7) 本県の施設園芸の競合産地である韓国の実態等調査のため、先般、農業団体と合同で職員を派遣した。その調査結果によれば、韓国の国立園芸試験場では、トマト、ナス、イチゴ等で、わが国の品種を用いて、わが国向けの輸出を想定した栽培試験など、国を挙げた取り組みがなされている。韓国との競争では、韓国産に優る高品質で安心安全な農産物を低コストで供給することが重要だ。農業団体、市町村等と一体となつてくまもと21農業振興運動を推進し、農産物の低コスト、高品質生産の徹底を図り、競争力のある産地づくりに努める(農政部長)。(8) ①水俣病認定処分の疫学調査書での用語問題の経緯は、昭和四五年の調査開始当時、体の具合が悪い等の理由で仕事ができないう状態を文章で記載していたものが、調査書の様式が定型化される中で、単語として記載されるようになった。長年にわたり、直さなかった

ことは、相手の立場に立った職務の認識が足りなかったと反省している。②使用数は、調査対象の一万三、〇〇六件のうち、七、一八六件、五五％に当たる（環境生活部長）。(9)県では、入札・契約手続きの透明性の向上を図るため、これまで、入札結果や経営事項審査結果、予定価格の事後公表等を行ってきた。現在、他の都道府県や県内の市町村で、予定価格等の事前公表の試行や本格導入に取り組み団体が増えており、本県でも、土木部、農政部および林務水産部が所管する建設工事を対象に、一〇月から予定価格の事前公表の試行を行う考えで検討しており、平成一三年四月をめどに本格的に実施したい（土木部長）。

田上議員は、次のような質問を行った。

(1) 県職員の一連の不祥事や水俣病の認定申請に係る記載問題について、今後の県民への信頼回復と事前防止策にどのように取り組むのか。(2) 県の財政健全化の取り組みについて、今回の素案をもとに次の六点を聞きたい。①税財政制度の改革について。②危機的状況に至った原因の究明とその責任について。③財政健全化と新県総合計画の推進について。④県民への説明責任を果たすため、県民にわかりやすい財政白書づくりを検討する考えはないか。⑤県税収入の確保対策の強化について。⑥職員の意識改革について。(3) 阿蘇は、広大な草原、世界に冠たる大カルデラ、活火山など、ほかの世界遺産にも優るとも劣らない。世界自然遺産登録を目指してはどうか。(4) ①くまもと未来国体が打ち上げ花火と擲擲やされないよう、ボラン

ティアと自治体の役割や施設の維持管理問題など検証、総括すべきではないか。②国体を今後どのように県民スポーツの振興につなげていくのか。(5) 昨年七月、食料・農業・農村基本法が施行され、新たな農政が始まった。①それを踏まえた県農政の課題と取り組みについて。②地域性を生かした積極的で具体的な内容の「熊本農業・農村振興条例や熊本県食料・農業・農村基本条例」（仮称）等を制定する考えはないか。(6) 土づくり・減農薬運動推進事業の展開の経緯からすれば、当然内分ぐらん泌攪乱農薬（環境ホルモン）を防除基準や防除暦から削除すべきと思うが、どうか。(7) ①新エネルギー政策について、新県総合計画「パートナーシップ21くまもと」の中に、市町村が行う新エネルギーの開発や地域新エネルギービジョンの策定などを支援するところがあるが、県内自治体での策定の現状はどうか。②今後のエネルギーとして、バイオマスエネルギーをどのように捉えるのか、導入するつもりはあるのか。③バイオマス、太陽光、風力、太陽熱、地熱などの自然エネルギー利用をどのように推進するのか。(8) 一九九四（平成六）年、世界保健機構（WHO）はテクニカルレポートの中で、フッ素塗布は六歳未満の子どもには禁忌と結論づけ、フッ素塗布も八歳未満には勧められないとしている。①（ア）熊本県は、平成一年三月に「地域における歯科保健のすすめ方」を発刊し、フッ素応用の効果を掲げ、利用を勧めている。フッ素塗布や洗口の推進方針を見直すべきではないか。（イ）危機感のある水道水へのフッ素添加を、県として推進するのか。②学校現場でも推進してい

くつもりか。

これらに対して、県執行部は次のように答弁した。

(1) 不祥事の再発防止対策では、多重債務についての意識啓発や金銭問題等の法律相談窓口設置を行い、職務関連では、事務処理でのチェック体制を徹底したい。水俣病認定申請の記載問題では、職員研修をはじめ新しい人事評価制度で、県民の視点という評価項目を新たに設けた。(2) ①地方分権の進展、地域福祉の充実等に伴い、財政需要の増大が見込まれ、地方公共団体の財政基盤の充実強化が重要である。このため、国には地方税、地方交付税等の確保と、税源の移譲、外形標準課税の早期導入等を要請したい。②県財政悪化の原因は、税収と地方交付税の伸び悩みに加え、減税の減収補填、景気対策のための県債増発などにある。これは景気回復を最優先した結果であり、財政運営の失敗ではない。③新県総合計画の推進では、財政健全化計画を踏まえつつ、政策評価で優先度を見極め、重点化を図ることで対応したい。④県民への説明責任では、現在作業中のバランスシートを一〇月下旬をめどに公表する予定で、予算、決算の説明資料を充実させる方向で検討している。その中で、財政白書等を研究したい。⑤県税収入の確保対策では、滞納整理の早期着手や休日夜間催告で、厳正な滞納処分を執行してきたが、今後さらに、研修の充実等で、税務職員の資質向上や進行管理を徹底したい。収入未済額の多い個人県民税は、賦課徴収事務を行う市町村との連携を一層強化したい。⑥県財政健全化では、県職員が意識を持ち、自らの問題とすることが必

要である。そのため、職員対象の財政健全化セミナーを開催し、また財政事情をテーマに、一般職員から管理職までの各段階の職員研修を実施した。(3) 自然遺産は、登録対象が原生的な自然で、人の手を加えながら草原が維持されてきた阿蘇の自然が対象となるかが課題で、地元の総意形成や自然保護と観光資源の調和など、現時点では厳しいのではないかと。(4) ①郷土意識の高揚等、地域づくりに貢献した意義深いものと位置づけてよいのではないかと(知事)。②今後は、全国トップレベルとなった競技力をできる限り維持し、競技スポーツの振興はもとより、スポーツ全般の振興につなげなければならない。現在、新県総合計画の基本施策の「人光るスポーツの振興」のため、県スポーツ振興審議会において、これからのスポーツ振興のあり方を展望した県スポーツ振興計画の策定を目指している(教育長)。(5) ①本県農業は、担い手の高齢化や中山間地域の過疎化に加え、輸入農産物との競争激化、農産物価格の低迷等の課題を抱えている。新県総合計画では、生産基盤の整備をはじめ、低コストで品質の高い農産物づくりや土づくりを基本とした自然循環型農業を重点的に推進するとした。担い手対策でも、認定農業者や法人経営、生産組織の育成とともに、女性の経営参画を積極的に促進したい。中山間地域では、地域特性を生かした都市と農村の交流による活性化、生活環境の整備も進めたい。②食料・農業・農村振興条例の制定だが、平成二二年を目標にした新たな県農業計画を、本年度末をめどに策定したい。この中で、農業、農村の将来ビジョンを明確にしたい(知

事)。(6) 農林水産省が平成一〇年度に実施した緊急的な調査研究で、現行の農薬登録に係る試験手法は、攪乱作用の有無の評価に有効との裏づけがなされ、指摘の農薬は、直ちに使用規制などの措置を講ずるものではないとされた。県でも、この方針に従い、冷静に対応したい(農政部長)。(7) ①県内市町村では、平成八年度の菊池市、久木野村を皮切りに、平成一一年度までにすでに一五市町村が策定を終え、本年度も、鹿北町、鹿本町、西原村、田浦町、湯前町が策定中だ。②バイオマスエネルギーの利用では、住宅資材の乾燥熱源に木くずを利用したり、竹材を温泉センターの熱源に利用したりするなど、実用化に向けた取り組みが始まっている。ただし、バイオマスは、安定供給が困難なこと、単位質量当たりの発熱量が小さく、輸送や貯蔵の費用がかさむことなどの課題も残されている。③自然エネルギー利用の推進では、太陽光・風力発電施設を県庁舎に設置し、県立大学、玉名工業高校、企業局の発電総合管理所等に太陽光発電施設を設置している。平成四年度からは、市町村の公共施設六か所にそれらの設置への補助を行っており、本年度も、産山村が設置する出力六〇〇kWの風力発電施設への補助を予定している(企画開発部長)。(8) ①(ア) 虫歯の予防には、歯磨き、甘味の適正摂取、フッ素化合物応用があり、これらを総合的に進めていく必要がある。フッ素塗布やフッ素洗口では、濃度や量等の使用方法が確立され、また集団指導が行いやすく明確な効果があることから、公衆衛生上有効な手段であり、県でも虫歯予防の方法の一つと考えている。(イ) フッ素

の水道水への添加では、現在のところ実施している都道府県はなく、本県も実施は考えていない(健康福祉部長)。(2) 虫歯予防では、フッ素塗布、フッ素洗口について保護者等のさまざまな意見もあり、現時点で歯磨きを中心に指導したい(教育長)。

氷室議員は、次のような質問を行った。

(1) ①今後の財政健全化の基本的な考えを聞きたい。②財政再建策と景気への配慮をどのように調整するのか。③財政健全化債の発行は、新たな借金の懸念もあるが、どのように考えるか。④財政健全化の取り組みで、リスクを想定したシナリオとその対応策について。⑤財政健全化では、県民の負担増やサービス低下が懸念される。まずは、県民に理解と協力を求めるべきで、どのように対処するのか。(2) ①本県の観光振興の基本的な考え方と二一世紀に向けたビジョンについて。②(ア) 財政難の中の観光振興への重点的な予算措置について。(イ) 基盤整備について。(ウ) 観光振興として、今後どのようなイベント誘致を計画しているのか。(エ) 県の観光スタッフ体制の充実について。(オ) 今後の観光戦略としてメディア戦略にどのように取り組むのか。(カ) 市町村や関係機関、地域との協力態勢をどのように図るのか。(3) ①八月、知事は韓国を訪問し、大韓航空に熊本ーソウル線の運航再開を要請したと聞いている。どのような考え方か。②韓国から持ち帰った課題に今後どう取り組むのか。(4) ①昨年の台風18号災害の教訓を踏まえた、知事の防災対策の基本的な考え方について。②

県管理のトンネルには大正と昭和一桁時代のものが二二か所ある。地震によるトンネル崩落等の事故への対応をどう考えるのか。③昨年六月、福岡市の豪雨で、ビルの地下に大量の雨水が流れ込み、女性が水死した。都市部の地下浸水の対策にどう取り組むのか。(5) ①(ア) 知事は本県の教育の現状をどう認識するか。(イ) 次の世紀に向けた教育にどのような理念とビジョンで取り組むのか。②中途退学者の問題をどのように考えるのか。③(ア) 中途退学者の受け入れ態勢で、何か対策を考えているのか。(イ) 不登校対策として小中学校で始まったカウンセラー配置について。(ウ) 就職希望の生徒への支援体制を強化すべきと考えるが。(エ) 二、〇〇〇人の中途退学者を追跡調査して、分析すべきではないか。(6) ①警察庁は、警察改革要綱を発表し、警察官の増員、監察体制の強化等を示している。本県の、警察官一人当たりの高負担率解消のための増員要請について。②警察官の資質の向上を含め、時代にこたえる警察の構築、困り事相談への適切な対応について。③(ア) 本

県のストーカー犯罪の相談件数や被害の実態について。(イ) 一月からの法規制施行を踏まえたストーカー対策重点推進計画について、本県の体制整備にどう取り組むのか。(7) ①テクノポリス財団と中小企業振興公社の統合や起業化支援センターなどの連携強化が計画されているが、関係機関の施設の実、整備、人員増加等について。②地場ベンチャー企業育成のための、県参加の投資組合方式の支援の考え方について。③ベンチャー支援は、知識と情報、技術を持った退職者、Ｕターン

者など、中でもシニアの活用が重要ではないか。④支援制度等では、情報の一本化と適切な情報提供、PR強化が望まれるが、どう対処するのか。⑤今後の工業技術センターの組織、機能整備に向けた取り組みについて。

これらに対して、県執行部は次のように答弁した。

(1) ①財政健全化計画の素案で、平成一七年度までの財政健全化期間内に財源不足額の解消、財政体質の構築を行うこととし、一三年度から三年間を緊急・集中取り組み期間として具体的な量的目標を定めることを基本方針に置いている。②公共投資が本県経済を下支えしてきた効果は大きいが、仮に準用再建団体に転落すれば、県民生活に与える影響は大きい。公共投資総額の抑制はやむを得ない。③財政健全化では、期間を五年間として、なお財源不足が補えない場合には、財政健全化債の発行を検討する。④想定が変動した場合には、変動要素を総合的に勘案しながら、予算の編成面に対応したい。⑤財政健全化計画の策定状況を県民に明らかにすることは必要で、今回素案段階から示した。今後とも、バランスシートの公表、説明資料の充実等で説明責任を果たしたい。(2) ①観光は地域経済の活性化と雇用機会の増大が見込まれる基幹的な産業になると期待している(知事)。②(ア) 観光振興に係る予算措置は、メリハリのある事業組み立てや重点的投資を考え、県観光連盟やくまもと観光推進協議会と連携しながら振興策を展開したい。(イ) 基盤整備でとくに問題の多い阿蘇や天草へのアクセスルートでは、平成一五年開設予定の熊本阿蘇幹線俵山ルートに期待

しつつ、迂回ルートや他の交通アクセス手段等のPR、情報発信に努めたい。観光標識は、昨年度二二基を整備しており、引き続き進めたい。(ウ) イベントでは、平成一三年の全国高校総体やAPERC人材養成大臣会合、一四年の技能五輪全国大会や全国菓子大博覧会が予定されている。これとは別に、一四年開催予定のワールドカップサッカーの海外チームのキャンプ地招致に取り組んでいる。(エ) 観光スタッフ体制の充実では、県、市町村、関係業界のスタッフを対象にしたシンポジウムやセミナーを開催し研修、啓発に努めている。(オ) メディア戦略では、本年度もテレビ局とタイアップして、九州キリシタン浪漫街道の放映等を行っている。また、本年四月にホームページを開設した。(カ) 関係機関や地域との連携、協力体制では、観光連盟への県職員の派遣に加え、本年度から地域振興局に商工観光担当者を配置し、市町村との連携を強化した(商工観光労働部長)。(3) ①国際交流の拡大、観光振興の観点から国際定期便の開設に取り組む必要がある。このため、大韓航空本社を訪問し、熊本―ソウル線の再開を要請した。②そこでは、採算性、日韓間の運航枠、ソウル側空港の発着枠が再開のための課題として示された。このうち、採算性の見通しが大きな課題のようで、再開に当たり、熊本空港発着のチャーター便を促進し、需要を同社に示す必要があると考える。(4) ①何よりも人命を最優先に考え、予防と対策に最善を尽くすことである(知事)。

②トンネル本体は、地中構造物で地震の影響が少ないと言われており、特別の耐震強化策は行っていない。③平成一一年九月、

市町村、各消防本部に、地下空間での危険性の事前周知、洪水時の地下空間管理者への情報伝達、避難体制、地下施設への流入防止などの対策を緊急に実施するよう周知した。主な都市に都市型災害の対策を協議する機関を設置し、とくに熊本都市圏では、昨年度から体制を整備し、地下浸水対策を進めている(土木部長)。(5) ①(ア) 家庭、地域、学校に教育能力の低下が見られることではないか。教育改革のキーワードは生きる力。それを育むことを教育の目的としているが、その一番大事な部分に家庭があるの言うまでもない。(イ) 子どもの発育段階に応じた施策、エンゼルプランや青少年プランなどを展開しているが、教育には即効性はない。着実に、一からかわりを持つことが大事だ(知事)。

②高校進学率が九七%を超える中、退学に至るケースが後を絶たない。公立高校の一、〇〇〇人を超える中途退学者は、高校教育の大きな課題である。退学防止に取り組む。③(ア) 編入学や再入学で平成一一年度は百数十人が入学した。生徒の事情に十分考慮した受け入れについて、あらためて通知を出した。(イ) 不登校生徒への支援では、スクールカウンセラーを三校に配置し、各学校に教育相談係を設置して、医療機関などと連携するよう指導している。(ウ) 就職希望者への支援では、ハローワーク等の関係機関と連携して情報収集に努めるよう指導したい。(エ) 中途退学者の追跡調査と分析は、実施する方向で検討したい(教育長)。(6) ①警察官の増員では、政府予算要望時をはじめ、機会あるごとに警察庁に要望してきた。②警察職員の資質向上では、各階級、各

部門に、職務倫理を中心とした各種教養を徹底している。困り事相談では、本年八月の異動で、警察本部の生活安全企画課に生活安全相談室を、各警察署に生活安全相談係を設置して体制を強化した。③(ア)ストーカーの相談は、昨年は九五件だったが、本年は七月末現在で二五七件に増加している。検挙は、昨年二件だったが、本年は七月末ですでに一四件である。(イ)本年一月二四日にストーカー行為等の規制等に関する法律が施行されることから、本年八月の異動で、生活安全企画課にストーカー対策要員を増員した(警察本部長)。(7)①中核的支援機関の体制整備を目指し、来年度の早い時期をめどに、テクノポリス財団と中小企業振興公社との再編統合を実現したい。起業化支援センターとの統合も順次進めたい。統合財団の組織機能等は、鋭意各機関で調整中だ。②投資組合方式による支援では、平成八年に、ベンチャー企業等に直接投資を行う起業化支援センターを地元金融機関と合同で全国に先駆けて設立した。③起業化関連の人材育成では、起業化支援センター等で講座やセミナー等を実施している。人材活用面では、本年六月設置の県中小企業支援センターに技術、経営のエキスパート退職者をマネジャーとして採用し、経営相談を始めた。高度技術者の確保等でも、引き続きUターンアドバイザー制度を活用する。④情報の一本人によるPR等では、県内二八の支援機関等による連携推進会議を発足させ、各機関が持つ支援事業メニュー等の情報を提供するホームページの開設準備を進めている。⑤産業技術の変化や半導体関連産業の集積など、県内企業環境は大

きく変化する兆しがある。地元大学のTLO(技術移転機関)の設立や電子応用機械技術研究所(電応研)と民間の共同研究でも新たな動きがあり、工業技術センターの役割、機能、位置づけは、将来的に見極めるべき課題と認識する(商工観光労働部長)。

【一般質問】

九月一三日に鎌田聡(県民クラブ)、一四日に幸山政史(自由民主党)、中原隆博(無所属)、藤川隆夫(自由民主党)、一八日に大西一史(自由民主党)、土屋歳明(無所属)、小谷邦治(自由民主党)、一九日に荒木章博(無所属)、平野みどり(県民クラブ)、江口隆一(自由民主党)の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

潮谷県政

(1)①(ア)ユニバーサルデザインでは、何を目指し、何を実現させたいのか。(イ)ユニバーサルデザインの普及過程で、住民の声やニーズをどう生かすのか(平野)。②バリアフリーからユニバーサルデザインへの流れは、急激な高齢化が背景にある。ユニバーサルデザインの今後の取り組みについて(幸山)。(2)IT時代を迎えようとしている今、時代の要請である成果主義を人事評価にどう結びつけるのか(中原)。(3)①青少年の凶悪事件に関連して、教育の基本的な理念と考え方、体験の重要性について(大西)。(2)背景にある親子関係の現状認識

について。③刑事罰対象年齢を一六歳以上から一四歳以上に引き下げる、少年法刑罰対象年齢引き下げについて(中原)。(4)戦争体験を持たない人が過半数を占める今、平和教育への取り組みは必要で、平和への思いを、県政にどう生かすのか(平野)。(5)県のアジア施策について、九州の中心にある地理的条件をどのように考え、活性化のためどう取り組むのか(江口)。(6)昨年春の段階で、川辺川ダムの本体工事の準備はほぼ終わり、建設省は直ちに本体着工に取り掛かりたいという。事業規模二、六五〇億円のうち、県負担額は約五八〇億円、そのうち半分以上の三三〇億円がすでに執行された。今後予測される県負担と県財政事情との兼ね合いについて(平野)。

これらに対して知事は、次のように答弁した。

(1)①(ア)ユニバーサルデザインで目指すものは、だれもが暮らしやすい豊かな社会の実現にある。(イ)ユニバーサルデザインについては、意識啓発の難しさも痛感しており、振興策を検討するため、公募による研究会を先月立ち上げた。②ユニバーサルデザインは新しい概念でなじみが薄いことから、県の幹部職員や実務責任者対象の庁内講演会を開催した。県民の理解を深めるため、熊本県新千年記念事業の一環として国のインターネット博覧会や来年一月の国際シンポジウムの共通テーマをユニバーサルデザインとし、内外に向けた情報発信を行う。県民公募の研究会では、民間団体、県民、行政がそれぞれの立場で検討しながら、広く一般県民の意見も聞いて、より良い方向性を見出し、将来的には、ものづくりや駅周辺整備等

のまちづくりでも取り入れていければと考える。(2)今回導入の人事評価制度は、成果重視を取り入れたIT時代の流れに合致するものだが、実績のみならず、能力や意欲を含めた総合的な評価の重要性は変わらない。(3)①教育の役割の一つは、子どもが現在をよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培っていくことで、愛情や知性、生活、文化など、身近な人や環境との相互作用が必要。そのためには、遊びをベースにした体験や経験が必要である。もう一つの視点は、教育者としての祖父母の役割である。②凶悪事件や非行を引き起こす子どもたちの背景には、家庭の問題があるが、子育ての責任を親や血縁だけに負わせることはいささか問題である。不安定な家庭を支え、子どもたちを温かく見守っている社会の構築が行政に課せられる大きな役割でもある。③少年法の刑事罰対象年齢の引き下げの背景には、厳罰主義と保護主義の二つの考え方があって、どちらも理解できるが、果たして何歳が適当か、大変難しい問題だ。大事なことは、国政をはじめ、国民の中で活発に論議され、国民一人一人が真剣に取り組むことではないか。(4)二〇世紀は、二度にわたる世界大戦、絶え間ない地域紛争により、幾多の尊い犠牲があった時代だ。もとより、平和の実現は国の専管事項だが、近年は貧困の解消や教育の社会的側面から、平和への取り組みも必要との認識が高まりつつある。このような観点から、県の取り組みを紹介すれば、国際的な選挙監視活動への県職員の参加、NPOグループが招いた、地雷廃絶運動家で、ノーベル平和賞受賞者のトゥン・チャンナレット氏との意見交

流、葉祥明氏の絵本収益の対人地雷除去活動への寄附などがある。(5) 市場規模や発展性等から、アジアと人材的、経済的な交流を深めることは重要で、県では中国・広西壮族自治区および韓国・忠清南道と姉妹友好関係を結んだ結果、相互理解が深まり、今後はアジアにおける交流の拠点としての役割も期待できる。人材面では、東南アジア諸国から海外技術研修員を多く受け入れている。経済面では、熊本県貿易協会を中心に、貿易実務のための各種セミナー、貿易相談等を実施している。平成七年一月から、海外駐在員事務所をジェットロ香港センター内に設置し、アジア地域との経済交流の支援に努めてきた。港湾の活用策では、昨年六月と七月に、韓国・釜山港と八代港および熊本港間に定期国際コンテナ航路が開設され、コンテナ貨物取扱量も順調に増加している。(6) 川辺川ダム事業は、総事業費約二、六五〇億円に対し、県負担金は、現時点での試算で約五八〇億円である。また、国営、県営および団体営の土地改良事業のほか、水源地域整備計画に基づく生活環境整備、産業基盤整備のための事業が五木、相良両村で実施されている。これらの関係事業を含めた県の負担額を試算すると、約九〇〇億円で、このうち、平成一一年度までに約四九〇億円支出し、残額は約四一〇億円となる。ただし、負担額は交付税措置で軽減され、本年度以降の実質的な県の負担額は約一二〇億円と見込んでいる。

県政全般

(1) 財政健全化を踏まえて、新県総合計画の中で真に必要な事業の推進について、知事の考えを聞きたい(荒木章)。(2) ①財政健全化について、知事は日ごろから、県庁職員に経営感覚を身につけると言われているようだが、どのようにしてそれを実現するのか。②本県の地域経済活性化の観点から、今後のPFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)民間資金やノウハウの活用)事業の推進についての基本的考え方を聞きたい(江口、幸山)。(3) ①償還時の地方交付税措置がない財政健全化債の発行に対する県の考え方と、それに頼ることのない対応について。②外部委託のこれまでの実績と財政健全化計画の中での今後の取り組みについて。③県の出資団体等の統廃合や業務の見直しで、現在までの実績と今後の取り組みについて。④電力小売一部自由化に伴う県庁舎の電力調達の一般競争入札を導入すれば、四〇五%の電気代節約で、年間一、〇〇〇万円以上の節約が見込まれる。静岡県はすでに入札を実施している。すぐに取り組める具体的な方策としてどうか(幸山)。(4) ①能力主義を取り入れた県の新人事システムにおける評価基準とはどういうものか。②その評価を幹部選抜にどのように生かすのか。③上司の評価と自己評価で適正な評価になり得るとの説明だが、自己評価のあり方についてどう考えるのか(中原)。(5) ①IT政策を進める意義とそれを推進する決意について。②本県のIT政策を進める「くまもとチャレンジITプラン」(県総合情報通信高度化プラン)の推進体制の整備では、情報化推進への庁内各部署、市町村の認識はどのような

か、市町村との連携方策について聞きたい。③だれもが情報化社会に参加できるように、デジタルデバイド（格差）の解消と雇用対策について、プランの推進と併せて取り組むべきと思うが。（6）県民の閲覧や県職員業務上の利便性向上のための、条例等のデータベース化と条例等検索システムの導入、ホームページ上での公開について（鎌田）。⑦県政の動きは、広報媒体を通じて行政からの発信がなければわからない。①県の広報の現状について。②今後具体的にどのような広報戦略を考えるのか。③国では、広く国民から意見を受け付けるパブリックコメント制度の導入が増えている。同制度も含め、公聴制度をどのような方針で進めるのか。（8）①県財政が危機的状況下で情報化投資を行うことの効果について。②（ア）平成九年度策定の熊本県行政情報化推進計画は本年度が最終年度で、新しい計画を策定する段階にある。電子県庁構築予定の平成一五年度までのスケジュールについて、（イ）どういうサービスが提供されるのか、（ウ）いつごろまでにどのような内容の計画を策定するのか。③県民サービス向上のため、どのようなホームページの活用を考えるのか。（9）①昨年九月定例会の一般質問の際に、個人情報保護条例を早い時期に制定してほしいとの趣旨で質問し、ようやく本定例会に熊本県個人情報保護条例が提案された。どこに力点を置いたのか。②（ア）個人情報取扱職員の意識啓発にどのように取り組むのか、（イ）民間事業者の啓発をどのように図るのか、（ウ）今後罰則規定なども検討するのか。③県内市町村の、現在までの個人情報保護対策の

状況について（大西）。⑩①（ア）財政問題への対処では、財政健全化債で埋めるのか、予算をカットしながら県債発行を減らすのに尽きるが、どのように考えるか。（イ）バランスシートの有効性について。（ウ）地方交付税の増額や外形標準課税の導入、消費税の国と都道府県比率四対一の割合の見直しを要請すべきと思うが、今後の見直しについて。（エ）県の関連団体への出資金や補助金の見直しをどう考えるのか。②森総理大臣と全国知事会のミーティングで、埼玉県知事が平成一三年度からの外形標準課税の導入を要請したと聞くが、そのときの様子や当局の返答について（土屋）。⑪①地域振興局が発足して半年足らずだが、現時点での成果や問題点について。②六月議会の代表質問で、県民や地域の要望等を生かした施策を本庁に提案できるシステムをこの夏までに整備する予定との答弁だったが、その後どのように取り組んだのか。③地域振興局内の連携強化を図るため、人事交流にどのように取り組むのか（小谷）。⑫障害者特別枠による県職員採用試験で、点字受験を速やかに実現すべきではないか。障害の程度や状態が異なることに留意すれば、時間延長などの適切な対応も必要である（平野）。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

（1）準用再建団体に陥らないよう、財政健全化は急務だが、将来の県勢発展の基礎となる施策や事業の推進も重要で、新県総合計画では重点施策を「21世紀への挑戦プロジェクト」として掲げている。今後、優先度を見極め、重点化を図りたい。

(2) ①職員対象の財政健全化セミナーや一般職員や管理職ごとの職員研修を実施している。本年度の職員提案制度では、財政健全化をテーマに一〇〇件近い提案が寄せられ、意識も確実に変革している。今年度から導入の人事評価制度でも、経営的感覚やコスト意識を十分に持ち、事務事業の廃止や事務処理体制の改善を積極的に推進したかどうか、自己評価させる。上司と部下の面接を通して意識の徹底を図りたい(知事)。②民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律が昨年七月に成立し、本年三月に国が基本方針を策定したPFI事業は、民間に新たな事業機会をもたらし、経済の活性化につながると理解する。また官民の適切な役割や責任で公共施設などを整備するもので、財政資金の効率的な運用の面から有効な手法で、どのような事業や規模が適当か検討したい(企画開発部長)。③①財政健全化債の発行を抑えることは当然だが、なお財源不足を補えない場合には、準用再建団体を回避するため検討は必要だ。今後の財源不足額解消の対応策は、平成一一年度繰越金の確定状況を見極めながら、人件費抑制の検討、量的目標の精査と見直し、事業総点検、予算編成過程での検討等、財政健全化計画の策定の中で検討したい。②業務の外部委託は、行財政改革の一環として公共事業の現場管理業務、道路維持補修業務、各施設の清掃業務や調理業務、休日、夜間の巡視業務などで進めてきた。今回の熊本県財政健全化計画(素案)でも、行政の守備範囲、県の役割の精査と見直し、簡素で効率的な行政体制の確立を掲げており、民間の創意工夫や競争原理を導入

し、活性化、効率化を図れる分野がないか見直している。③県の出資団体等の見直しは、昨年一月策定の熊本県出資団体等の見直しに関する方策等に沿い、各団体が進めている。現在まで、財団法人熊本県農業拓殖基金協会が平成一二年二月に解散し、株式会社熊本県ビデオテクスサービスは六月に解散決議が行われた。本年四月には、熊本県土地開発公社と熊本県道路公社が事務局を統合している。そのほか、株式会社熊本畜産流通センターでも経費削減や販路拡大により、平成一一年度の累積欠損金の解消が図られた。フィッシュリーナ天草株式会社は本年三月に資産の一部売却で長期借入金を解消し、経営改善策が講じられた。出資団体等への補助金、委託料も前年度から二億円削減した。④県庁舎の電力調達では、参入事業者の供給能力や、二社以上の競争が成立するかという問題もあるが、節減効果も期待でき、積極的に検討したい(総務部長)。④①具体的な評価基準は、能力評価として決断力、実践力を、意欲、行動評価として責任感、使命感、県民の視点を、職位ごとに新たに設定する。②人事評価制度は、職員の昇進、配置の人事関係事項の基礎的なもので、そのため仕事の実績のほか、新たに幹部職員に求められる決断力、部下育成能力、組織運営能力等の項目を適正に評価することで、幹部への登用にも活用したい。③今回導入する自己評価制度は、職員が自己の実績、能力の評価を行い、所属長が部下職員との面接を通して人材育成に役立てるなど、より一層職員間の意思疎通が図られる。(5)①IT政策推進の意義は、インターネットの利便性を積極的に活

用し、県民生活の豊かさの実現や地域経済の発展に結びつけていくことだ。②県の情報化が進んでいるとは言いがたく、今回のプラン策定を機に、県高度情報化推進本部を中心に、県庁内の情報化を推進していく。市町村には、市町村長対象の情報化セミナーの開催や市町村実務者の連絡調整会議の設置などで支援したい。③年齢や学習機会、地理的要因でＩＴの利用機会に格差が生じ、社会的、経済的格差につながるおそれがある。学校教育や生涯学習等を通して多くの県民が情報通信機器に慣れ親しめるよう努めたい（知事）。④県民に開かれた県政を推進していく上で、県条例等のデータベース化と検索システムの導入、ホームページ上での公開は、より一層利便性が出てくるもので、検討を進めたい。（ウ）①県政の広報は、広報誌、テレビ、ラジオなどの媒体を活用し、わかりやすく、親しみやすいものとなるよう努めているが、広報内容などに一部重複が見られるのも事実だ。今後、各部署との連携をより密にして、重点的かつ効果的な広報展開を図る必要がある。②広報戦略では、年度ごとに広報広聴戦略を策定している。本年度は、透明度の高い開かれた県政、県民が参画しやすい県政を実現するため、双方向性の高い活動を目指して県民情報誌「コラためんなる」を新たに発行した。県のホームページにすべての記者発表資料を速やかに掲載する体制を整えるとともに、広報課の広報誌の内容をホームページに掲載するための準備を進めている。③広聴制度のあり方について、県政への県民参加の促進を図るため、これまでも知事への直行便や県政モニター制度の活用を図って

きたが、さらに、本年度から、広報誌へのはがきの添付やメールアドレスの掲載も行っている。今後は、県政への県民参加を促す意味で、パブリックコメント制度も含め、全庁的に検討したい（総務部長）。④①行政情報化投資は、電子政府の実現を受け、国、県、市町村が共通のネットワークを使って業務を行い、県民がインターネットで行政手続きなどを行える、電子県庁の基盤を整備するものだ。この情報化によって、迅速な意思決定などの行政コスト削減効果に加え、県民の利便性向上や行政の透明化を見込んでいる。②（ア）電子県庁の基盤整備は、国からの要請もあり、電子政府のスケジュールに沿った平成一五年度をめどに取り組んでいく。（イ）電子県庁の実現により、インターネットを使った各種の行政手続きのほか、ホームページ上で行政情報が閲覧でき、県の施策への意見や提言が行えるようになる。（ウ）ネットワークや安全対策の整備、文書管理システムの構築、ホームページの充実を、平成一三年度から始め、次期の行政情報化推進計画の中で取り組めるよう、来年三月をめどに計画策定の予定である。③県庁ホームページは、前記（イ）の内容を行えるよう、次期推進計画で充実させる方針だ。なお、当面の措置では、各種の申請様式の掲載、情報の迅速な更新と検索機能の付加などを図り、一月予定のインターネット接続に合わせ、刷新したい（企画開発部長）。④①熊本県個人情報保護条例案では、高度情報化社会が進展する中で個人情報保護の適正な取り扱いが確保できるよう、知事および各種委員会等の実施機関、事業者、県民の基本的な責務を定めてい

る。②(ア) 職員の意識啓発では、すでに条例案の策定段階から全庁的な理解を得ながら制度化を進めてきた。また、条例制定後早急に、各種会議や解釈運用マニュアルを使った職員研修を通じて、制度の周知徹底を図っていく。(イ) 事業者への啓発では、自主的な取り組みを推進する際の指針を示して、個人情報保護規程の整備を促したい。(ウ) 罰則等の制裁措置では、国が罰則も検討しており、国の動向も踏まえ、必要があれば検討したい。③市町村の取り組み状況は、平成二二年四月現在、七二団体が条例や規則等による保護対策を講じており、条例等の制定率は七六・六％で、全国平均をやや上回っている。(10) ①(ア) 財政健全化計画の素案では、財源不足解消のための方策までは示せていない。今後、平成一一年度決算での繰越金の確定状況を見て、人件費の抑制、財政健全化債の発行、量的目標の精査、見直し等について検討したい。(イ) バランスシートでは、総合的な財政分析が可能になるが、直ちに対応策が導き出されるわけではない。(ウ) 先月八日には、国庫補助金の整理合理化や法人事業税の外形標準課税の導入等の意見が政府に提出され、政府税制調査会でも、外形標準課税の導入が必要と提言されるなど、論議が活発化している。県は、地方税、地方交付税等の地方一般財源の確保、税源の移譲および外形標準課税の早期導入等について、九州知事会、全国知事会を通じて政府に要望するとともに、県独自でも要望している。(エ) 昨年末策定の熊本県出資団体等の見直しに関する方策等に基づき、補助金や県職員派遣等の廃止、縮減に向け徹底した見直しを図

る(総務部長)。②九月一三日の全国都道府県知事会議では冒頭、知事会会長の土屋埼玉県知事から、平成一三年度税制改正における外形標準課税制度の導入が強く要望された。その後の森総理大臣との意見交換でも、最初に貝原兵庫県知事から、外形標準課税の導入が要望されるなど、各知事の強い決意が感じられた。これに対して、総理からは具体的時期までは示されなかったが、外形標準課税の議論は成熟しており、景気動向、中小法人対策を踏まえて、導入を検討したい旨の回答があった(副知事)。(11) ①地域振興局は、権限委譲の拡大や許可等の処理日数の短縮、市町村等との連携強化、職員の意識変化の面で一定の成果が表れて、おおむね順調と考える。②地域振興局からの提案や要望を全庁的に取り上げる仕組みでは、予算や組織改正、権限委譲等にできる限り反映させるため地域振興局提案システムを整備した。③地域振興局の発足に合わせ、今年度から農政部門、林政部門での人事交流を新たに始めた。(12) 視覚障害者について、本年度からは点字による受験も可能となるよう、受験資格を見直すとともに、試験時間も通常の一・五倍で実施する(総務部長)。

交通

(一) ①現在、総合都市交通計画立案の最終段階にあるというが、公共交通網計画はどのような提案になりそうか。②軌道系の結節点の強化として、(ア) JR上熊本駅前の市電と熊本電鉄の乗り入れについて、(イ) 熊本電鉄藤崎宮前駅から手

取本町の市電軌道への乗り入れについて、それぞれどうするつもりか（**幸山**）。②①（ア）県財政が厳しい中にあるのも、九州新幹線の建設や駅周辺の基盤整備、駅周辺のまちづくりは一〇〇年の大計となる大事業だ。その推進に向けての取り組みについて。（イ）国の一〇機関が入居する熊本合同庁舎の熊本駅周辺への移転について。②（ア）新幹線と並行して進めるべき鉄道高架化や熊本駅周辺整備の今後の取り組みについて。（イ）都市計画道路熊本駅北部線の祇園橋から熊本駅まで（三〇〇m）の道路拡幅では、祇園橋が架け替えられるという。明治時代の祇園橋の架け替えについては、歴史的景観、修景を考えるべきではないか。③（ア）都市計画道路の新土河原小島線は、約三〇〇mの整備で地元協議が進められ、昨年度測量が行われた。その整備について（**荒木章**）。④①熊本天草幹線道路、いわゆる地域高規格道路の一日も早い事業化に向けての現状と取り組みについて。②本年、国の事業採択がなされた御所浦架橋の今後の建設着工に向けた整備の取り組みについて。⑤①（ア）天草エアラインの運営状況について、現在までの経営の現状や利用客の動向について。（イ）エアラインの就航によりどのような経済効果の向上が見られたのか。（ウ）今後の可能性として、新たな航路の開設や二機目の導入を検討する必要があるのではないか。②天草エアラインの就航は天草のイメージアップに寄与する。今後の天草の観光振興への取り組みについて（**小谷**）。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

①①熊本都市圏総合都市交通計画協議会で、本年中の総合都市交通計画の公表に向け、二つの考え方で議論されている。一つは道路網の強化で、もう一つは道路の使い方である。中でも重要な公共交通網計画は、走行速度の向上や路面電車の延伸、交通機関相互の結節機能強化などが盛り込まれる見込みである。②（ア）上熊本駅ではＪＲ、市電、熊本電鉄や複数のバス路線が結節する交通拠点として機能強化を図る方針が示され、具体策では市電と熊本電鉄の乗り換えの利便性向上が提案されている。（イ）熊本電鉄藤崎宮前駅と中心市街地の市電との結節では、電車利用者が大幅に増え、国道３号の交通量削減効果も見込まれ、有効性は高いとされている（**土木部長**）。②①（ア）新幹線の建設とあわせて、在来線の鉄道高架化や周辺道路網の整備と熊本駅周辺のまちづくりを一体的に進めるため、県と熊本市では、熊本駅前に合同事務所を設置して土地区画整理事業等の推進に努めている。（イ）熊本合同庁舎の移転では、移転先の確保や国の財源問題の解決が必要だ。移転先は、月星化成熊本工場敷地を第一候補と考え、現在測量調査を実施している。国の財源措置では、政府予算要望の中で関係省庁へ要望している（**知事**）。②（ア）本年度中の都市計画決定を目指し、各校区単位で説明会を行うとともに、熊本市、鉄道建設公団、ＪＲなどの関係機関と具体的な協議を進めている。都市計画決定後、鉄道高架化は、都市計画事業の認可を平成一三年度中に取得する予定だ。熊本駅周辺の関連街路や東口駅前広場などの面整備は、熊本市と連携して、早期の事業化を目指したい。（イ）

祇園橋の架け替え工事については、熊本駅北部線街路整備検討会で議論があった。景観を含めた地域にふさわしい道路について意見を反映させたい。(3)都市計画道路新土河原小島線の国道501号から西側の区間は懸案の部分で、約240mの区間について地元への事業説明を行い、用地調査の同意を得た。(4)①熊本天草幹線道路(延長約70km)では、三角町から大矢野町間約6kmが平成一〇年一二月に調査区間の指定を受け、現在はルートを検討している。大矢野町から松島町間は、基礎的な調査を行っている。三角町から大矢野町間は今年度から自然環境等の基礎調査を進め、早期の整備区間への格上げを目指したい。大矢野町から松島町間は、調査区間指定に向けて調査の熱度向上を図っていく。②御所浦架橋は御所浦島と横浦島を結ぶ第一架橋が昭和六一年に建設され、今回、御所浦島と横浦島を結ぶ第二架橋が新規採択された。本年五月、事業化の前提の県道認定を行い、七月、架橋計画に必要な海の航路高、航路幅が決定された。第二架橋は長大橋梁のため、今年度中に技術検討委員会を設置して、技術的検討を行う。横浦島と天草上島を結ぶ第三架橋は、第二架橋の進捗状況を踏まえ取り組みたい(土木部長)。(5)①(ア)天草エアラインの就航から八月末までの実績は、利用率が七六・八%と、目標の六五%を一一・八ポイント上回っている。運航面でも、就航率が九七・九%である。利用客の動向調査ではビジネスが最も多く、次は観光。居住地では天草居住者が五二%、その次が福岡県、その次が関東、さらに関西である。(イ)移動時間の短縮で、車椅子利用

の高齢者や身体障害者の利用も見られ、天草の人的交流の拡大や促進、移動時間の短縮といった経済効果が表れている。(ウ)まず実績を積み重ねていくことが先決である(企画開発部長)。(2)天草空港の開港に合わせ、県はJR九州やエージェント各社と共同で一六種の観光ルートを商品化するなど、天草観光キャンペーンを展開してきた。今後は受け入れ態勢の整備を急ぐ(商工観光労働部長)。

地域振興

(1)天草の地域振興について、社会資本整備、経済浮揚のための施策をどう図るのか(小谷)。

これに対して知事は、次のように答弁した。

(1)社会資本整備では、本渡市と熊本市を結ぶ熊本天草幹線道路や御所浦架橋の整備推進とともに、天草空港の利用促進に取り組む必要がある。経済浮揚では、温暖な気候を生かした農業、豊富な漁場に恵まれた水産業の特色を生かし、農水産物の天草ブランド化などの第一次産業の振興を図りながら、自然や農林漁業、歴史文化との触れ合いを楽しめる体験交流型観光の整備を進めたい。

県民生活

(1)①自己破産申し立ては都道府県人口割合の件数で、熊本はワースト二位。今年度の消費者金融、多重債務に関する県消費生活センターへの相談状況と、その対策について。②県内

の貸金業者の実態と監督、指導の現状について（幸山）。(2) 熊本市内にある引揚者住宅は、海外からの引揚者や戦災者を収容していた旧兵舎、会社の寮等の老朽化に伴い、昭和三四年から三八年に建設された。現在、建物の老朽化、入居者の高齢化、空き住宅の増加などの問題が生じている。県は、この住宅に今後どのような方針で取り組むのか（藤川）。(3) 新県総合計画にやさしいまちづくりが重要施策として位置づけられた。本年度から準備開始で、来年度策定される新やさしいまちづくり推進計画について、①政策立案、政策決定過程への住民の実質的参加。②全庁的な取り組み。③県民意識の向上について。これまでの評価と課題や反省点について（平野）。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

(1) ①本年度の県消費生活センターへの相談件数は、四月から八月までが六七四件で、前年同期八〇〇件に比べ一五・八％の減少だが、全相談件数に占める割合は一八・四％と、前年同様に最も高い。同センターでは、任意整理や簡易裁判所調停、自己破産などの債務整理方法の助言を行うほか、消費者講座の開催、パンフレットの作成など、情報提供、啓発に努めている（環境生活部長）。②県所管の貸金業者数は、平成一二年八月末で六一〇業者、そのうち日掛け金融の日賦業者は一〇一で、財務局所管である二県以上に営業所を持つ業者は約三五〇である。監督・指導では、平成九年度から日賦業者対象の研修会や集中的な立入検査を実施しているが、依然として消費者金融をめぐる問題が発生している。県は定期と不定期の立

入検査、貸金業協会、九州財務局、県警と共同で実務研修会を実施して指導している。平成一一年度から、国、県、県警構成の熊本県消費者被害防止連絡協議会や貸金業関係連絡会議で情報交換等を行い、実態把握に努めている（商工観光労働部長）。(2) 高齢化している入居者の居住条件や意向、土地等の資産の有効活用の観点を踏まえ、方法について検討したい。(3) ①政策立案等への住民参加では、条例制定や推進計画策定でも関係者の意見を広く聞きながら進めてきた。現在も、関係団体の代表などからなるやさしいまちづくり推進協議会や県内一〇地区の推進協議会の意見を踏まえて進めている。②全庁的な取り組みでは、部局横断の推進会議等で推進計画の進行管理を行いながら、個別協議も実施している。高齢者、障害者の疑似体験等、やさしいまちづくりに視点を置いた職員研修を行っている。また、やさしいまちづくり関連事業として、今年度は約六五億円を計上し、各種の啓発事業、建物や道路のバリアフリー化などに取り組んでいる。③県民意識の向上はやさしいまちづくりの基礎であるが、理解はまだ不十分で、さらに啓発に力を入れたい（健康福祉部長）。

スポーツ振興

(1) くまもと未来国体を長く後世に語り継ぎ、同時にスポーツ振興のための啓発を図る考えはないか（江口）。(2) 二〇〇二（平成一四）年のワールドカップサッカーのキャンペーンについて、どこと折衝しているのか（荒木章）。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

(一) 一〇月の体育の日を県民スポーツの日、一〇月を触れ合いスポーツ月間として、県、市町村、スポーツ関係団体が一緒になって、県民にスポーツ行事への参加を呼びかけていく契機としたい(教育長)。(二) ワールドカップ日本組織委員会では、昨年九月に熊本市および大津町を公認キャンプ地として申請を行い、その後招致活動を行ってきた。これまで、ベルギーサッカー協会やオランダサッカー協会の代表監督経験者等を熊本に招聘し、競技施設等を視察してもらった。いずれも高い評価だった。一次リーグのグループ分けが判明した時点で、招致対象チームを絞り込む(商工観光労働部長)。

健康・福祉

(一) ①四月にスタートした介護保険制度では、苦情や不満、介護報酬請求ミスなどが相次いでいる。介護保険制度がもたらしたものは何か。②今回の介護保険制度の導入は、保険料徴収に名を借りた実質的な増税だ。この税方式について(中原)。(二) ①介護保険制度では、現在、六五歳以上の一号保険者は無料だが、一〇月から半額徴収され、一年後は通常の保険料になる。市町村の対応と準備状況、県の市町村への支援について。②(ア)八月末新規参入した約二、〇〇〇の介護サービス事業者の研修会参加状況について。(イ)問題のある事業者には個別指導を行い、改善がない場合には指定を剥奪することが最善だと思うが、どう考えるか。(ウ)現時点で契約のトラブルや

利用者の囲い込みなどは起きていないか。(エ)今後事業者の質の向上をどう指導していくのか。③(ア)要介護認定について六月末現在、全国の不服審査請求件数が三二一件、取り下げが一二六件、裁決が一三一件、審査中六四件となっている。熊本県はどのような状況か。(イ)痴呆患者の要介護認定には問題があると、国も認めているようだが、現時点では変更がきかない。主治医意見書で認定するとか、県独自の方法について。④(ア)生きがい対策の名目で、県内各市町村独自に配食サービスや軽い日常生活支援などの独自のサービスが提供されているが、利用料や利用者数はどの程度か。(イ)要介護者に乗せサービスを独自に提供している市町村がどの程度あるか。⑤現在、県内にグループホームはどの程度あるのか。今後の整備の予定や方針について聞きたい。(三)薬物乱用の若年層への浸透が進んでいる。対策が急務だ。県内の少年の覚醒剤、シンナー乱用者の近年の推移とその対応について。(四)①平成一四年四月一日から精神保健福祉センターが精神医療審査会の事務局業務、通院医療費助成や精神保健福祉手帳の判定を行う。同センターの施設整備および職員強化について。②熊本精神保健福祉協会の事業である「熊本こころの電話」について、なお一層の支援が必要と思うが、どうか。(五)①平成一三年四月一日に導入される防災消防ヘリコプターをドクターヘリ的に活用することについて。②運用面で夜間飛行はできないとのことだが、事故、災害、急病に対応するために、早い時期に二四時間態勢を取るべきと考えるが。③一機のための購入では故障や整備等に

よる運航不能期間の対処が問題となる。他県との運航協定や民間会社への委託で代替機を確保する態勢が必要ではないか（藤川）。（6）①五月、児童虐待の防止等に関する法律が成立した。児童虐待を未然に防ぐため、家庭における男女平等の啓発と民間団体との連携による子育てをサポートできる環境整備を進めてほしいが、見解を聞きたい。②法律は児童虐待の早期発見、通告義務の広報、啓発活動を地方公共団体の責務と明記している。子ども虐待防止ネットワークの活動状況と市町村単位での子ども虐待防止ネットワークの構築について。③児童虐待の相談、通告への対処、再発防止に向け、児童相談所、各福祉事務所、市町村、民間団体が連携して取り組めないか（鎌田）。（7）高齢者や障害者が生涯にわたって安心して生活できる住宅および住環境の整備について、どのような施策を考えているのか（小谷）。（8）①本県の市町村障害者基本計画の策定状況は九六％の達成で、最下位だった。これをどのように分析するのか。②市町村をどのようにバックアップしていくのか（平野）。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

（1）①介護保険制度がスタートして五か月が経過し、この間、要介護認定の一次判定システム、ケアマネージャーの機能、ショートステイなど課題があるが、意見や苦情が言いやすくなった、サービスが利用しやすくなったとプラス評価がある。全国老人クラブ連合会の在宅高齢者アンケートでも、サービス内容に約八四％がおおむね満足、要介護認定の結果には約

八六％がおおむね納得との結果だった。②介護保険制度は、介護を医療保険から切り離すことで創設されたと理解している。とくに公費負担を組み入れた社会保険方式によって、公平な負担のもと権利意識の高揚も図られると考える。（2）①六五歳以上の保険料徴収では、九月中に大半の市町村で納入通知がなされる予定で、県は、各種広報媒体を活用して、市町村を支援している。②（ア）介護サービス事業者の研修は、八月二四日から四日間、サービスの種類ごとに実施した。出席事業者数は、一、八三六事業者で、出席率は九二％だった。（イ）事業者には、利用者の視点に立った指導監査や対応を考えている。（ウ）契約上のトラブルはとくに報告されていない。（エ）事業者への指導を通して、よりよいサービスの提供が行われるよう努めていく。③（ア）要介護認定の状況は、八月末現在で審査請求が六件で、九月から一〇月にかけて介護保険審査会で審議や裁決が行われる予定だ。（イ）痴呆性高齢者の要介護認定は、介護認定審査会の二次判定の役割が重要で、とくに、主治医、訪問調査員、認定審査会委員による介護状態の把握が必要だ。このため、県独自の取り組みとして、地域振興局単位で研修を実施している。④（ア）生きがい活動支援通所事業として、九二市町村でサービスを提供し、利用料金は昼食代も含め約九〇〇円、利用者数は約七、五〇〇人。（イ）市町村特別給付として上乗せサービスを行っている市町村はないが、横出しサービスとして、四町村が介護用品の支給を行っている。また、介護保険対象外のサービスとして、七五市町村で配食サービスや移送サ一

ビスを実施している。⑤グループホームは、建設中を含め、現在までに二二施設が整備されている。介護保険事業支援計画による平成一六年度の目標数一二七施設の整備に向けて努力したい。(3) 県警察本部の平成二一年の資料によると、覚せい剤事犯の検挙数は二二五件、一八一人で、高校生二人を含む少年が七人。検挙者中の少年の比率は、全国に比較すると低い。一方、シンナー乱用での補導検挙数は全国的には減少傾向にあるが、本県は小中高年生一四三人を含む四七九人と、近年四〇〇人を超えている。その対応は、地域での薬物乱用防止教室の開催や四〇〇人の薬物乱用防止指導員による啓発、全県的にはヤング街頭キャンペーンや県内全中学生の登校時に一声運動を行う青少年健全育成キャンペーンに取り組んでいる。とくに、シンナーでは供給源対策として約二、〇〇〇の販売者や業務上取扱者でシンナー乱用防止連絡会議を昨年発足させた(健康福祉部長)。(4) ①精神保健福祉センターは、地域精神保健福祉の中核的機関として、精神障害者の保健福祉に重要な役割を果たしているが、築後二八年を過ぎ、事務機器やエレベーターの設置、トイレの改修を行うスペースがない。新県総合計画の挑戦プロジェクトの中でも、精神保健福祉センターの機能充実の検討を掲げており、今後、あり方も含め検討したい。②社団法人熊本県精神保健福祉協会の熊本こころの電話事業は多くのボランティアによって対応されている。ボランティア登録に際し、事前の研修、事後の資質向上研修を実施し、労働時間、経済的な負担を担いながら、多くの精神障害者の支えとなっている。

環境の改善について検討したい(知事)。(5) ①平成一三年度導入の防災消防ヘリコプターは、情報収集や火災防御、救急救助など、幅広く活用するもので、救助活動では救急救命士の搭乗のほか、病状によっては医師を搭乗させるドクターヘリ的な活動も行うことになる。②二四時間の運航体制は、操縦士、整備士や救急隊員の交代制、夜間のヘリコプターの離着陸の制限、運航範囲などの課題がある。県内での出動要請動向や他県の動向を踏まえながら検討したい。③整備点検等による年間五〇日から八〇日程度の運航不能期間の対処では、消防庁の消防審議会で近隣保有団体の相互補完体制の確立が現実的で効果的な方法だとされている。全国的にも協定締結が一二例あり、隣接県との協定で対処したい。民間委託の事例は三例あるが、今後、協定の実施結果を見た上で判断したい(総務部長)。(6) ①都市化や核家族化が進展する中、児童虐待は子育ての中のストレス等により、だれでも起こり得ることだ。男性は仕事、女性は家事、育児という固定的役割分担を見直し、家事や育児への男女共同参画を促進するため、広報、啓発を推進する必要がある。また、子どもフェスティバルやちびっ子ボランティアスクール等の地域ボランティア活動への支援をはじめ、親子ふれあい研修等により、母親クラブなどの民間団体の協力を得ながら、各種の子育て支援施策の推進に取り組む。②子ども虐待防止ネットワークの活動では、児童虐待への共通認識と連携・協力体制構築のため、子ども虐待防止関係機関会議を開催している。また、県内で講演会や研修会、事例検討会を実施している。本年

五月の児童虐待防止法の成立に伴い、今後は地域の児童委員の役割も一段と大きくなる。市町村と十分協議しながら、よりきめ細かいネットワークづくりを検討する。③児童虐待の家庭は、保護者の性格、生育歴、経済的問題、就労問題、夫婦関係、近隣関係などを同時に抱えている場合があり、一機関だけの対応で効果を上げるのは難しい。児童相談所を軸に、福祉事務所や保健所、医療機関、警察等の関係行政機関、さらには児童委員が連携し、役割分担しながら、支援していくことが不可欠だ。このため、子ども虐待防止ネットワーク事業の中で、関係機関の連絡会議を開いて、情報の共有、意思の疎通に努め、具体的事例には、医師等の意見も踏まえつつ、適切な役割分担を行っていく。再発防止の観点から、親を含めた家庭へのケアが重要であり、児童相談所では、親子間の心理面の葛藤や児童の心理的な外傷の軽減を図るため、心理判定員等によるカウンセリングの充実を図りたい（健康福祉部長）。(7) 本格的な高齢社会に備え、住宅のバリアフリー化や生活支援サービスが受けられる住宅の整備などは必要で、これまで福祉サービスと連携した公営住宅や民間の高齢者向け賃貸住宅の整備、在宅介護を考えた住宅改造の情報提供などの施策を講じている。これらの施策をさらに充実させるため、くまもと長寿社会住宅計画を本年度中に策定したい（土木部長）。(8) ①全国最低の策定率は、県の働きかけが他県に比べて遅れたことにも一因がある。今後、複数市町村が広域的に障害者計画を策定する方法を重点的に進めたい。②社会福祉基礎構造改革が行われ、社会福祉に関する

事務が市町村に移譲される。障害者の生活支援に支障を来さないよう、これからも情報提供や職員研修、技術的支援など、広域的な観点から調整する（健康福祉部長）。

環境

(1) 環境問題について、知事の現状認識と決意はいかに（江口）。(2) 平成二二年七月公布の熊本県生活環境の保全等に関する条例では、地球温暖化防止に対する県の責務や事業者および県民の温室効果ガスの排出抑制等の責務が示されている。民間企業、県民に理解と協力を得る方策について（藤川）。(3) 熊本県は、日本の食糧基地として重要な役割を果たしてきたが、その副産物として大量の農業用廃プラスチック（ビニール）が年間一万六、〇〇〇トン発生している。このうち県内でリサイクルできない一、四〇〇トンを県内処分場で処理している。この状況をこのまま続けるつもりか、何か対策はないか（江口）。これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

(1) 熊本県は、水俣病を通して、環境の復元、人々の命、健康および心の絆の回復にいかにも多くの年月と努力を要するかを経験した。その教訓を広く国内外に発信し、環境の汚染、破壊を未然に防止し、豊かな環境を次の世代に引き継いでいくことが、私たちの使命と考える。このため、本年六月に熊本県公害防止条例と熊本県地下水質保全条例を改正し、熊本県環境影響評価条例を制定した。新県総合計画では、行政、事業者および県民があらゆる活動を展開するに当たり、環境への配慮を当

たり前のこととして行う社会、「環境立県くまもと」の形成を基本目標として掲げている（知事）。（２）地球温暖化対策についての事業者や県民への啓発と広報は、地域振興局を中心に市町村および委嘱した地球温暖化防止活動推進員一二人との連携で取り組みたい。民間企業二四二社、四二市町村で構成の熊本県環境保全協議会とも協力して、効果的な啓発、広報に努めたい（環境生活部長）。（３）農業用廃プラスチックの処理は、昭和五十一年に熊本県農業用廃プラスチック類処理対策協議会が設置され、各単位農協から委託された収集運搬業者が収集し、県外の処理業者が床材原料等に再生処理する体制で、二〇年余り推移している。一方、排出量のはば全量が県外で処理されることや景気動向等で処理業者の経営が左右されやすいことなどもあり、昨年度、対策協議会にプロジェクトチームが設けられ、中長期的な観点から、今後の処理方法や処理体制等について検討された。その結果、当面は大学等関係機関と連携して処理業者の再生製品の用途拡大等に協力しつつ、現行の処理体制を継続するとされた（農政部長）。

商工業

（１）個人企業家や自営業者などが、小規模なオフィスや自宅で情報機器を使って仕事をする新しい就労形態のＳＯＨＯ（スモールオフィス・ホームオフィス）の普及促進について、環境整備をどのように進めるのか（鎌田）。（２）本県の製造業の生産額は、県のＧＤＰ約四〇％。県民所得を引き上げていく

工業面の青写真について。（３）北海道から沖縄まで、夜の盛り場で焼酎と言えば大分の麦焼酎だ。東京・銀座の店には、大分県知事が名刺を配り試飲をお願いして回ったという。熊本県職員も愛情をもって地場産業を応援しないと格差がつく。どう思うか。（４）①県の東京事務所や大阪事務所、福岡事務所が、例えば球磨焼酎や天草の早場米、河内ミカン、デコポンなどの農産物や海産物、特産物の販売にてこ入れしてほしい。どのように考えるか。②九月初めに、一新してオープンし、非常ににぎわっている銀座熊本館の、今後の展開について（土屋）。

（１）本県ではＳＯＨＯの実態調査は行っていないが、主婦や小規模の会社でホームページやアートデザインの作成等を請け負う業務実例も見受けられる。ＳＯＨＯに関する起業、創業等の問い合わせや相談は、これまでの商工会、商工会議所等に加え、本年度から中小企業支援センターでも行う。（２）工業の振興は、県民所得の向上や雇用の確保などに影響を及ぼす重要な課題である。このため、新県総合計画では、物づくり拠点を目指す工業の振興と活力を生み出す新産業の創出を掲げ、本県経済活力の維持向上に取り組む。とくに、半導体などの新製造技術、情報通信、環境、バイオテクノロジー、医療福祉関連分野を重点五分野に位置づけ、地域企業の研究開発や技術力の高度化を促進し、物づくり拠点の実現を目指したい（商工観光労働部長）。（３）球磨焼酎は、現在二九の蔵元で一四〇以上の銘柄が生産され、その生産額は約一五〇億円に達し、熊本県の

特産品の一つになっている。一方、大分県は、特定の数銘柄を麦焼酎としてブランド化に成功しているが、このセールズ手法は、球磨焼酎ではなかなか難しい。このバラエティーに富んだ球磨焼酎の販売拡大については、あらためて業界の意見も聞きながら考慮したい。同時に、トップセールの有効性は十分実感するので、今後ともしっかりと取り組みたい（知事）。（４）①これまで東京と大阪の県事務所で熊本県物産振興協会等と連携して、大手百貨店での物産展や流通業者との商談会を開催してきた。昨年度は、新宿伊勢丹や神戸阪急をはじめ、一三会場で物産展を開催した。昨年七月に開設した福岡事務所では、県内の市町村や関係企業が行う販促キャンペーンに、集客、情報提供等の支援を行っている。②昭和六十二年に開設した銀座熊本館では、平成六年に一階のフロアに県産品の常設展示と販売を行うアンテナショップを開設し、昨年は、来館者が一〇万人を数えた。しかし、展示、販売のスペースが手狭なことから、先月、冷凍冷蔵設備や展示棚の新増設、照明の改善等の改修工事を実施し、九月五日にリニューアルオープンした。今後、お客様の対応についても、スタッフの研修を行うなど、なお一層努力したい（商工観光労働部長）。

農林水産

（一）①（ア）七月七日に八代海で発生した赤潮に関連して、赤潮緊急対策資金の貸し付けについて、借入者の希望に沿うよう、十分考慮してほしいが、五年の返済期限の中で、二年の据

え置きを三年に延ばしても、あと二年で返せということになる。県独自で対応できないなら、国に働きかけできないか。（イ）現状の被害対策は、水産研究センター発行の「熊本県の赤潮生物」に示されているが、根本的ではない。本格的に研究の進展を図るべきではないか。②（ア）水産資源の回復、増大を図る観点から、既存の魚礁きょしょうの調査と機能回復について。（イ）木材の需要拡大からも、木製の魚礁を積極的に取り入れる考えはないか。（エ）中山間地と平坦地との生産コストの格差を補填する中山間地域直接支払い制度の県内の取り組みと見通しについて（小谷）。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

（一）①（ア）赤潮被害対策では、漁業組合等融資機関に貸し流しなどがないよう指導するとともに、債務保証を行う漁業信用基金協会には迅速な貸し付け保証を強く要請する。すでに貸し付けた資金のうち償還条件の変更が可能なものは、償還期間の延長を要請するなど、借入者の負担軽減に努めたい。償還期間は、漁業近代化資金法で最大五年間となっているが、その延長について国へ働きかけたい。（イ）赤潮の研究は、水産研究センターで赤潮モニタリング調査や原因プランクトンの発生条件等の基礎的な研究を行い、環境要因と発生の関係が明らかになってきたが、原因プランクトンの人工培養の難しさなど、依然として解明されていない。このため、国の研究機関等と連携しながら、発生メカニズムの解明に努め、新たな被害軽減の対策について技術開発を進める。②（ア）魚礁の機能把握では、

平成四年から八年にかけて一四か所で魚礁の潜水調査を行った。

その結果、魚礁の中には散在してまとまりの悪いもの、海底に埋没しているもの、網やロープが絡んでいるものなど、機能が低下したものが多々見られた。一方、沿岸漁場施設補修事業で、平成九年度には姫戸町や龍ヶ岳町で、本年度は新和町と御所浦町で、網やロープを除去し、魚礁の機能回復に努めている。

(イ) 魚礁への木材の活用では、苓北沖や牛深沖で試験的に実施している。これらの木製魚礁には、魚の餌となる生物の繁殖でアジ等のさまざまな魚が集まっており、漁業者の関心も高いそうだ。環境に優しい木製魚礁の制度創設を国に働きかけたい。また、本年から、さらに安価で耐久性のある木製魚礁の開発に取り組み、今後の事業化を検討したい。(林務水産部長)。(2)

現在、六七市町村および知事特認三市町村で基本方針の策定を終え、関係集落で協定の締結に向けた協議が行われている。交付金の活用策は、共同利用機械の導入やオペレーターの育成、牧野維持のための野焼きなどが検討されている。また、対象農用地の面積は、傾斜度二〇分の一以上の水田や一五度以上の畑等急傾斜農用地が一六、〇〇〇ha、そのほか緩傾斜農用地が一萬二、〇〇〇ha、合わせて二萬八、〇〇〇ha程度が見込まれている。今後の見通しでは、関係市町村で一〇月中旬をめどに集落協定等の認定を終え、対象農用地の傾斜度や面積等を確認した後、交付手続きがなされる(農政部長)。

土木

(1) 昨年九月の定例県議会で質問したが、その後の公共土木施設のコンクリート構造物の安全管理の状況と今後の対策にどのように取り組んでいくのか(中原)。

これに対して土木部長は、次のように答弁した。

(1) 昨年度のトンネル緊急点検で確認したコールドジョイント(コンクリート打設の継ぎ目)と考えられる一か所については、その後の変化は認められない。本年六月に発生した地震で震度4以上の区域で緊急点検を実施したが、コンクリート構造物の安全を確認している。コンクリート構造物の耐久性向上の観点から、国では委員会が設立され、三月に提言がなされ、マニュアルなどが整備されると聞いている。県としても、このマニュアルも踏まえて、コンクリートの品質向上に努めたい。

教育

(1) 未成年者の凶悪犯罪について、教育長は、どのような決意を持っているか(江口)。(2) 高校で課外授業を受講するかしないかは、生徒の意思が前提だ。現在の高校の課外授業のあり方について、考えを聞きたい(幸山)。(3) 薬物使用者の若年化も指摘されているが、薬物乱用に関する授業の話は耳にしない。教育現場の小中高校での取り組みについて(藤川)。(4) ①情報教育を学校教育で行う時期は目下だが、県内公立学校の情報教育の環境整備の状況と教員の情報活用能力(情報リテラシー)の向上について。②(ア)校内のネットワークを管理、運営する能力やほかの教員が情報教育に取り組むと

きのサポート能力などを習得する研修について。(イ)情報教育担当の教員の、各学校での研修会の実施状況はどうか。(ウ)昨年から、学校や教育委員会からの要請に応じて、SE(システムエンジニア)を派遣する事業が行われているが、その状況と成果はどうか。(エ)児童生徒、教員の情報リテラシー向上につながる実践事例は報告されているか。③教員の情報活用能力の実態調査結果をどのように受け止めているか。④(ア)教員が利用するコンピュータの整備状況について。(イ)学校職員室等のネットワーク化について(鎌田)。(5)①熊本県の独自の社会教育施策について、週五日制の完全実施を前に、現状はどうか、どういう方針で取り組むのか。②(ア)子どもたちの体験活動では、学校と家庭、社会教育団体とのネットワークづくりが必要で、学校現場の窓口はどういう状況か、(イ)今後、関係団体との連携をどのように図るか。(6)①教育の情報化として、公立学校のハード整備の進捗状況が現在どうなっているか。②(ア)公立学校のインターネットの接続状況について。(イ)インターネットの活用状況について。③児童生徒の情報活用能力を高める県教育委員会の方策について(大西)。(7)昨年の一二月定例議会での社会教育と学校教育の連携についての質問に、「義務教育課に社会教育主事の経験者と就学前教育担当者でプロジェクトをつくり、幼稚園職員研修をはじめ、あらゆる機会を捉えて指導したい」と教育長の答弁があった。一〇か月たったが、その後どうなっているのか。(8)教育力不足とされる教師の研修やりハビリ的な指導

について。(9)熊本市内の私立高校六校では、無月謝のスポーツ特待生が合計で一五〇人を超えている。過熱になってはいけなのではないか(荒木章)。(10)戦争体験を持たない人が過半数を占める今、平和教育の取り組みについて。(11)①学校現場でも、障害などがある教職員の存在は、教職員同士の意識向上や子どもたちへの教育的影響も大きい。教職員採用試験ではどのように対応しているのか。②県立高校の入学試験で、障害などがある生徒に、不利益が生じないように中学校への募集要項に含め、中学校の進路指導で徹底を図る必要があると思うがどうか。(12)①いじめ、不登校、中途退学など山積する教育問題について、熊本独自の具体的な教育改革は待ったなしの状況である。教育長の断固とした意思を聞きたい。②男女平等教育への取り組みについて、昨年六月定例会での答弁は、男女混合名簿に後ろ向きで残念だった。ジェンダーフリーを進めるために必要な男女混合名簿について、あらためて教育長に答弁を求めたい(平野)。

これらに対して教育長は、次のように答弁した。

(1)学校、家庭、地域社会の役割と責任を明確にし、相互に補完して子どもを育てることが重要であり、熊本県教育改革大綱を公表することとした。この中で、学校教育では、基礎的、基本的な内容を身につけさせること、豊かな人間性を育む心の教育の充実や体育、スポーツによる健全な心身を培うことに力を入れた。(2)課外授業は、各学校の実情に応じ、保護者の要請で実施されており、生徒の進路目標達成の一助になって

いる。実施も現時点ではやむを得ない。実施に際しては、生徒や保護者に強制と受け取られかねないような状況があれば、各学校にそのような誤解が生じないよう指導したい。(3)薬物乱用防止教育は、これまで中学校三年生、高校一年生の保健の授業で実施してきた。しかし、覚醒剤使用の少年の検挙者が増加傾向にあり、平成七年度から、全小中学校に指導の手引や教育教材を配布し、指導している。県警や知事部局とも連携して、警察官や学校薬剤師による薬物乱用防止教室を、平成一一年度は小学校の九%、中学校の三一%、高等学校の七五%で開催した。さらに、教職員を対象に、毎年薬物乱用防止教育研修会を開催している。(4)①平成一四年度からの新教育課程の完全実施に向け、機器整備と教員研修をモア・タッチ計画の重要な柱と位置づけている。②(ア)小中学校では、教育センター、教育事務所、学校での研修、県立学校では、教育センター、学校での研修を実施している。専門学校の情報教育担当教員は、専門分野の研修に派遣している。(イ)情報教育担当教員は、校内での情報教育の推進役であり、各学校の情報教育の全体計画や指導計画を作成し、実務研修の指導に当たっている。(ウ)SE派遣事業はこれまで一一件に対応し、基礎技能の習得だけでなく、コンピュータの活用意欲の向上が報告されている。(エ)情報活用能力の向上では、本年度から、文部省の教員情報リテラシー向上プロジェクト事業の委嘱を受け、県内四四か所の会場で、小学校教員を中心に、約一、三〇〇人に研修を実施する。③実態調査結果では、コンピュータで指導できる教

員の全教員に対する割合は、中学校が全国第五位、高校と特殊教育諸学校が全国平均を上回るが、小学校は下回っており、とくに小学校教員の指導力向上が必要である。④(ア)公立小中学校では市町村教育委員会が、県立学校では県教育委員会が、それぞれ文部省の整備方針に基づき、パソコン室のネットワーク化を進めている。(イ)職員室等のLAN構築では、全体の整備状況を踏まえて検討したい。(5)①県独自での自然体験事業や中高校生ボランティア養成を含めた講座の実施、県内四か所の県立青少年教育施設での各種体験事業に取り組んでいる。②(ア)地域の窓口は、ほとんどの学校に置かれた生涯学習担当が学社融合に取り組んでいる。(イ)PTAや子供会等の役割も重要で、これらとの情報交換を密に、子どもの地域活動の充実を図りたい。(6)①昭和六一年度にマイ・タッチ計画を策定して公立学校のハード整備に取り組んできた。その目標を達成した学校は平成一一年度末で、小学校七〇・二%、中学校六九・三%、高校九六・八%、特殊教育諸学校九三・八%で、全体で七二・六%である。②(ア)インターネット接続状況では、一一年度末で、小学校で五一・八%、中学校八七・六%、高校七三%、特殊教育諸学校五六・三%で、全体で六二・七%である。(イ)インターネットは、博物館や図書館とつながった調べ学習、複数の学校との共同学習、僻地や離島と都市部の学校の交流等で活用されている。特殊教育諸学校の児童生徒が、コミュニケーション手段の一つとして、テレビ会議を利用した手話による交流を行う例もある。③児童生徒の情報活用能力を高める

ため、県教育委員会では作品コンテストを実施し、グラフィック作品、マルチメディアを駆使した作品、ロボット作品等が出品された。平成一一年度では一五三点の応募があった。全国コンクールでは、三年連続して文部大臣賞受賞などの好成績を収めている。(7)教育委員会では、本年四月から就学前教育プロジェクトチームを設け、「子どもは地域の宝」との基本認識の下、事業を推進している。本年度からは、新たに地域を指定して、幼稚園、保育所、小学校の連携で、同一テーマの合同研究を進めている。子育て井戸端会議の開催や幼稚園の園庭開放事業も新たに実施している。家庭教育への支援では、電話相談窓口、地域巡回相談、テレビ番組による啓発、父親と子どもの触れ合い交流会などに取り組んでいる。また、本年度、新たに作成する学校教育の視点に立った家庭教育支援のための手引を配布して、小学校生活にスムーズに移行できるよう支援したい。(8)教員の指導力向上のために、各学校の校内研修や教育実践を通じ感性や、表現力の向上を目指している。とくに、指導力不足の教員には、研究授業や授業研究会などの実務的な研修を通して指導方法の工夫改善等を行っている。(9)望まれて高校へ進学し、自らの特技や才能を存分に発揮している姿は、大いに結構だが、生徒募集には守るべきルールやマナーがあつてしかるべきで、合格を前提としたり、合格を暗示したりするような勧誘、学校を通さない本人や保護者への勧誘は、厳にあってはならない。(10)学校教育では、すべての教育活動を通して、児童生徒に平和への関心を高め、大切さを理解させ、

平和を尊ぶ心を醸成するとともに、世界の平和と人類の福祉に貢献できる姿勢、態度の育成に向けて取り組んでいる。とくに、修学旅行では、ほぼ一〇〇%の児童生徒が長崎、広島、沖縄等を訪れて、直接、戦争や原爆の恐ろしき、悲惨さを心に刻み、二度と戦争を繰り返してはならないという平和への決意を新たにしている。(11)①教員採用選考審査における障害のある受考者への対応では、例えば、聴覚障害者の集団面接時には手話通訳者を配置しており、視覚障害者の場合には点字による受考とし、考查時間も通常の一・五倍で実施している。②高等学校入学選抜学力検査での障害のある受検者への対応では、前もって中学校長から受検する高等学校長へ連絡して、生徒の障害の状態に応じて適切な対応を図るよう、高校の校長会、各教育事務所や中学校への入試説明会で周知している。(12)①中学と高校との連携、高校と大学との連携は大事であり、さらに学校間の連携を深めていきたい。新しく立ち上がる教育会議では、どのような手法が効果的なのか、県民の意見の取り入れ方も含めて、今後さまざまな角度から検討したい。②学校の名簿は、教職員の意見等を参考に、校長の権限で作成されるが、男女混合名簿については、市町村教育委員会にその趣旨を十分説明するとともに、今後協議したい。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 環境対策特別委員会

調査事件は、①地球温暖化対策及びダイオキシソ類・環境ホルモン対策に関する件、②廃棄物対策に関する件、③水俣病対策に関する件である。

松村昭環境対策特別委員長から、付託された調査事件および請願について、次のように報告された。

一点目の地球温暖化対策及びダイオキシソ類・環境ホルモン対策に関する件に関し、委員から、ばいじんおよびダイオキシソ類に係る規制強化での国の取り組みと県条例との整合性について質疑があり、とくに矛盾する点はなく、法との整合性をとりながら進めたいと答弁があった。次に委員から、平成一四年度のダイオキシソ類排出基準の強化に間に合わなかった廃棄物焼却炉のペナルティーについて質疑があり、ペナルティー等はないが、基準をクリアしない施設は使えない、新しい施設ができるまでの間、緊急避難的に外注などの対応が必要になるとの答弁があった。さらに委員から、ダイオキシソ類調査の底質の結果で、特定地域で高い数値が出たことへの今後の対応について質疑があり、今後公用水域の調査で検討したいと答弁があった。二点目は産業廃棄物処理に関する情報公開および悪質

違反者の氏名公表に係る運用指針に関し、平成一一年度産業廃棄物処理に関する監視指導等結果および不法投棄対策の状況について、委員から、大津町瀬田裏の業者は、後日大きな問題となることがわかりながら不法投棄を継続したとしか考えられないと質疑があり、結果については謙虚に受け止め、再発防止に努めたいと答弁があった。三点目は財団法人水俣・芦北地域振興基金、財団法人水俣病問題解決支援財団、財団法人水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金の平成一一年度決算状況および平成一二年度予算・事業計画等の概要、水俣病認定申請に係る疫学調査の調査結果等について、委員から、今後作成する疫学調査書の中で、日常生活状況はどのように記入するのかと質疑があり、執行部からは、例えば、現在仕事はしていないのであれば「現在仕事はしていない状態」と記入することになると答弁があった。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

(1) 議案第1号 平成12年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

【説明】冒頭の知事説明に譲る。

【審議】補正予算案は、九月七日に上程、同日、各常任委員会に付託され、九月二六日の本会議において各常任委員長から次のように報告された。

山政史厚生常任副委員長が審査の経過とその結果を報告した。委員から、知的障害者の社会参加対策として、公共施設

等の中に働く場所を設置することについて質疑があり、執行部から、県庁本館の改修工事に伴い、知的障害者交流の場が確保できないか検討していると答弁があった。これに関連して、委員から、県内企業等の障害者の雇用状況について質疑があり、執行部から、障害者の雇用義務のある企業の中で、雇用率を達成していない企業の割合は県内で四七・二％、全国平均は五五・三％である、また、障害者雇用率は一・六九％、全国平均は一・四九％であり、いずれも全国平均よりはよいと答弁があった。委員から、介護保険料の滞納が二年以上にわたる場合の滞納者への介護保険サービスについて質疑があり、執行部から、当面は周知活動に努め、将来滞納が制度上のものであれば、県として制度改正等を国に提案、要望していくと答弁があった。委員から、県内学校の外国語指導助手の配置状況および日常的な指導について質疑があり、執行部から、県立高校関係が四四人、市町村中学校関係が一・二三人いる。県の対応としては、国際課に国際交流員を二人配置し、相談を受ける体制を取り、また定期的に研修会を実施していると答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

小杉直経済常任副委員長が審査の経過とその結果を報告した。委員から、今回の赤潮被害対策として一〇億円の融資枠が確保されたが、借り入れが難しい養殖業者の対策について質疑があった。執行部から、今回の被害養殖業者の中には昨年の台風の被害もあり、経営状況も厳しいので、県からも貸し渋り等が

ないよう、金融機関や漁業信用基金協会に申し入れていると答弁があった。委員から、赤潮発生の要因は養殖魚の過大な飼育にあるとされるが、県の今後の指導について質疑があり、執行部から、国でも危機感を持っており、昨年には持続的養殖生産確保法が施行された、県でも、今年中に養殖基準をつくり、その方針に沿って漁業関係者を指導していきたいと答弁があった。委員から、企業誘致を地元経済界にどう関連させるかについて質疑があり、執行部から、誘致企業に地場産業の情報提供を行い、進出協定を締結する中で、地元からの採用や地域企業との生産連携に取り組んでいきたいと答弁があった。委員から、財団法人荒尾産炭地域振興センターの経営の安定化について質疑があり、執行部から、産炭地域振興臨時措置法が平成一三年度で廃止されるのに伴い、激変緩和措置として、今後国と県で一〇億円の取り崩し可能な基金を積み増す予定であると答弁があった。委員から、経営革新支援法に基づく補助制度の概要と申請状況について質疑があり、執行部から、昨年施行され、中小企業の新分野進出などの手伝いをするもので、現在の申請件数は、工業部門で一五件と答弁があった。審議の結果、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

田方初美農政常任副委員長が審査の経過とその結果を報告した。委員から、工事請負契約の減額変更の理由について質疑があり、執行部から、労務費、資材費等の積算単価の変動に伴う熊本県公共工事請負契約約款の物価スライド条項の適用による減額であると答弁があった。委員から、財団法人農地管理公社

の強化基金引当金はどのくらいあるのかと質疑があり、執行部から、残額はおおむね一億七、〇〇〇万円と答弁があった。関連して、委員から、農地管理公社の役割は終わったのではと質疑があり、執行部から、経営規模拡大のための農地の有効利用に貢献している、公社利用で売り手、買い手双方とも税制上の優遇措置があり、抵当権の抹消等についても円滑に行われることから、農地管理公社の存続は必要と答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

坂田孝志建設常任副委員長が審査の経過とその結果を報告した。委員から、九州新幹線建設事業での、県および駅が設置される四市の負担金の見通しについて質疑があり、執行部から、船小屋から西鹿兒島までの今後の県負担金は約一、六〇〇億円、交付税措置後の実質的な負担額は九〇〇億円弱、駅が設置される四市の負担金の合計が約四〇〇億円見込まれると答弁があった。委員から、新幹線建設後の施設について質疑があり、執行部から、日本鉄道建設公団が整備する新幹線鉄道の施設等の経費の一部を地域が負担するもので、完成後は、同公団がＪＲ九州に施設を貸し付ける。貸付料は整備新幹線の建設財源の一部になると答弁があった。委員から、国の大型補正予算への本県の対応について質疑があり、執行部から、現在の財政事情とのバランスを考えながら前向きに検討したいと答弁があった。委員から、本年度の工事の発注状況について質疑があり、執行部から、八月までの発注が約四五％の約六六〇億円で、現時点では前年

度並みの発注状況と答弁があった。委員から、アートボリス事業の実施効果等について質疑があり、執行部から、現在、建造物の設計を利用者の意見を踏まえたものにする取り組みを行っており、その成果を見ていきたい、今年度の事業効果を基に、今後のイベントの方針等について検討したい、現在は地元企業の受注への参加、地元建築家に配慮した事業を進めていると答弁があった。委員から、予定価格の事前公表の試行は、社会の情勢等を踏まえて検討してほしいとの要望があった。さらに、委員から、一〇月からの試行について、委員会の意見等を踏まえ、どのような方法であるのか、本定例会中にあらためて委員会に報告するよう意見があったことから、本日、本会議に先立ち委員会を開催し、執行部から、競争入札に付する建設工事で五、〇〇〇万円以上を試行の対象とする等の報告があり、委員から、試行の中で、その結果を議会に報告し、あるべき姿を研究していくこと、来年四月を導入のめどとするが、前提ではないという意見があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

馬場成文文教治安常任副委員長が審査の経過とその結果を報告した。委員から、学校給食の食材は一〇〇％地場の産物を使用しているのかと質疑があり、執行部から、基本的に地場の産物を使用するよう努力しているが、加工品などで材料が地場かどうか特定できないものがあると答弁があった。委員から、学校給食での米飯の頻度について質疑があり、執行部から、平均すれば週に二・九回で、週三回をめどに努力していると答弁が

あった。委員から、湧心館高校通信制の、年度当初の過密状態の実態をどのように把握しているのかと質疑があり、執行部から、ここ二年ほどの新入生増加、近年高くなってきている定着率から、若干増えているのは事実であると答弁があった。また、委員から、通信制学校が全日制で行き場のない子どもたちの受け皿となっている実態があり、学校の整備の必要性をどのように認識するのかと質疑があり、執行部から、定時制高校は、有職者の比率が低くなり、中途退学者や生涯学習を求める者の比率が高くなっている、熊本市内を除く定時制の入学者は、若干増加傾向にある、生徒数が極端に減少した場合は、隣接する定時制との統合も視野に入れる必要があるが、通学の利便性や全県的な配備も考慮して検討する必要があるとの指摘を受けており、その趣旨にのっとり検討しなければならないと考えていると答弁があった。委員から、熊本県の警察官一人当たりの負担人口は、他県に比べ高いのではないかと、また、警察官数は、犯罪の発生率と検挙率との相関関係で決まると聞いているが、その通りかと質疑があり、執行部から、本県の負担人口は九州管内では最も高く、九州平均五八八人にに対し六八八人となっている、警察官の定数は、政令および各県の条例で定めてあるが、犯罪の発生率と検挙率のほか、県の面積などさまざまな要因で決まると答弁があった。委員から、九州平均にはあと何人必要か、増員要望をしたらどうかと質疑があり、執行部から、あと四六三人必要、今後も増員を働きかけていきたいと答弁があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案通り可決す

ることに決定した。

大西一史総務常任副委員長が審査の経過とその結果を報告した。初めに、総務部長から、先般、本県職員が刑事事件を引き起こしたことに對して深くおわびし、県民の信頼を一刻も早く回復するよう努めていきたい旨の報告があった。これに対し、複数の委員から、事件の状況報告や再発防止のため綱紀粛正の徹底について質疑があり、執行部から、金銭問題に関して、職員研修の実施、法律相談窓口の開設、職員個々の自覚を高める新しい人事評価制度を導入し、再発防止の徹底に努めていくと答弁があった。委員から、県出資の団体の経営状況について質疑があり、執行部から、昨年出資団体等の見直しの基準を設け、それに該当する六〇団体の見直しが行われている、自治省が示した経営の予備的診断で、経営努力を行いつつ事業を継続していくA判定が五六団体であり、残り四団体で改善が必要であると答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

各常任委員長の報告後、新社会党の**岩中伸司**議員から議案第1号平成12年度熊本県一般会計予算と議案第29号平成12年度九州新幹線鹿児島ルート船小屋・西鹿児島間の建設工事に対する市負担金について反対する討論、および請第36号消費税の増税に反対する意見書の提出に関する請願に賛同を求める討論があった。採決の結果、各常任委員長の報告の通り原案が可決または承認された。

3 条例等議案

- (1) 議案第2号 熊本県情報公開条例の制定について
【説明】 行政文書の開示を求める権利、情報の積極的な提供を行う県の責務その他情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるため制定する。
- (2) 議案第3号 熊本県個人情報保護条例の制定について
【説明】 個人情報に関する実施機関、事業者および県民の適正な取扱いを確保するための基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める権利を明らかにするため制定する。
- (3) 議案第14号 公有財産の取得について
【説明】 防災消防体制の一層の充実を図るため、防災消防ヘリコプターを取得する必要がある。取得する財産 ユーロコプター エアロスパシアル式AS365N3型、予定価格六億七、七二五万円。
- (4) 議案第33号 工事請負契約の締結について
【説明】 工事名 菊池警察署庁舎新築工事、契約金額 五億三、五五〇万円、契約の方法 指名競争入札
- 【審議】 九月七日上程、二六日に採決され原案通り可決した。
- (5) 議案第44号 教育委員会委員の任命について
【説明】 委員長野吉彰の任期が平成一二年一〇月四日に満了するので、新たに竹内諒子の任命同意を求めるもの。
- 【審議】 九月二六日に上程、直ちに採決され、原案通り同意

することに決定した。

4 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
12・9・11	私学助成制度の充実強化に関する意見書の提出を求める請願	山本秀久 島津勇典
12・8・8	国立療養所三角病院の後継病院の入院病床の増床に関する請願	杉森猛夫 林田博達 篠崎鐵男
12・8・2	学校事務職員ならびに学校栄養職員の人事費にかかる国庫負担制度の堅持に関する請願	八浪知行
12・9・13	学校事務職員並びに学校栄養職員の人事費に対する国庫負担制度の堅持に関する請願	田上泰寛
12・9・13	学校事務職員及び学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書提出方に関する請願	平野みどり

第10節 平成12年12月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成十二年十二月五日

閉会 平成十二年十二月十九日（会期二十五日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

会派結成（十二月一日）

無所属の会 土屋 歳明 篠崎 鐵男 中原 隆博

荒木 義行 長瀬 恭祐 築森 守

4 県執行部

教育委員会委員長 今村 潤子

ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

12月5日	8日	11日	12日	13日	14日	15日	19日
本会議	本会議	本会議	本会議				本会議
開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明	一般質問	一般質問	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託	特別委員会	常任委員会	常任委員会	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成二二（二〇〇〇）年十二月五日午前一〇時二分、五五人の議員が参加して、開会された。県財政の健全化として、八月末の財政健全化計画（素案）策定に引き続き、一〇月末に財政健全化計画（中間取りまとめ）とバランスシートが提示され、平成一三年度予算の編成作業も本格化しており、一二年度一般会計補正予算について活発に議論が行われた。こ

のほか、介護保険制度、市町村合併問題、環境問題、教育問題、
 ストーカー規制法などが主な論点となった。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成12年度熊本県一般会計補正予算(第2号)	可決
2	平成12年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成12年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃
4	熊本県知事等の給与の特例に関する条例の制定について	〃
5	熊本県職員等の再任用に関する条例の制定について	〃
6	地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	〃
7	熊本県情報通信技術講習推進基金条例の制定について	〃
8	中央省庁等改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
9	熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	工事請負契約の締結について	〃
12	当せん金付証券の発売について	〃
13	荒尾競馬組合規約の一部変更について	〃

14	専決処分の報告及び承認について	承認
15	専決処分の報告及び承認について	〃
16	専決処分の報告及び承認について	〃
17	専決処分の報告及び承認について	〃
18	平成11年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
19	平成11年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
20	平成11年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
21	平成11年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
22	平成11年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
23	平成11年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
24	平成11年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
25	平成11年度熊本県不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
26	平成11年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
27	平成11年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
28	平成11年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
29	平成11年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
30	平成11年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃

(決算認定議案)	39	平成11年度熊本県病院事業会計決算の認定について (9月定例会継続審査事件)	認定
	31	平成11年度熊本県水保湾等堆積汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
	32	平成11年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
	33	平成11年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
	34	平成11年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
	35	平成11年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
	36	平成11年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
	37	平成11年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
	38	平成11年度熊本県の財団法人水保・芦北地域振興基金に対する貸付資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
	39	平成11年度熊本県の財団法人水保問題解決支援財団に対する出資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
	40	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
	41	熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	42	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	43	教育委員会委員の任命について	同意

40	平成11年度熊本県電気事業会計決算の認定について(〃)	認定
41	平成11年度熊本県有料道路事業会計決算の認定について(〃)	〃
42	平成11年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について(〃)	〃
43	平成11年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について(〃)	〃

議員提出議案

1	熊本県情報公開条例の一部を改正する条例	可決
2	リバース・モーゲージ制度の確立を求める意見書	〃
3	学校教育に関する研究開発学校制度の拡充を求める意見書	否決
4	特別間伐事業の創設に関する意見書	可決
5	牛深測候所の存続を求める意見書	〃
6	い業農家を守る政策の確立を求める意見書	〃
7	輸入農産物対策に関する意見書	〃
8	乾しいたけのセーフガードの発動と品質表示基準遵守の徹底を求める意見書	〃
9	フジモリ・前ペルー大統領の安全の確保に関する意見書	〃
10	熊本県内物流基盤のC I Q機能の拡充強化を求める意見書	〃

3 知事の提案理由説明

国内外の社会経済情勢では、少子高齢化、高度情報化、国際化の急速な進展の中、日本は変革と再構築の荒波にさらされて

いる。本格的な地方分権時代の担い手として、県政はこれまで以上に県民、各地域のニーズに真摯に耳を傾け、より機敏で的確な対応、柔軟な思考に心がけ、諸課題に積極果敢に挑戦する姿勢を持ち続けなければならない。県政の課題では、県財政の健全化、市町村合併の推進、再任用制度の施行、企業誘致、農業問題、次年度開催予定のひのくに新世紀総体を取り上げた。要旨は次の通り。

(1) 県政の動き

県財政の健全化では、県議会の各会派からいただいた貴重な提言を十分踏まえ、財政健全化計画を策定したい。中間取りまとめでは、今後の財政健全化の具体的な取り組みに当たり、県民サービスへの影響を考慮し、平成一三年一月から一六年三月まで特別職等の給料および期末手当と一般職の管理職手当の削減を新たに盛り込み、今定例県議会に必要な条例の制定を提案している。さらに、一般職の給与の取り扱いについても検討し、予算編成過程での議論を踏まえ、事務事業の見直しを行う。

地方分権時代における総合的な行政主体として、市町村の行政体制の確立が急務である。県としても、本年三月に熊本県市町村合併推進要綱を策定し、市町村合併パターンを公表するとともに、自治省の全国リレーシンポジウムや県独自の合併シンポジウムを開催するなど、積極的な推進を図ってきた。その結果、中球磨五か町村は平成一五年四月をめどに合併協議を精力的に進めており、天草では任意の合併協議会の設立が合意され、その他の地域でも調査検討が具体的に動き始めた。一方、市町

村合併特例法は平成一七年三月までで期限が切れ、一三年度までが合併に向けた方向づけを明確にしていく上で極めて大事な時期。このために、新たに県市町村合併推進本部を設置し、全庁的な連携を図り、市町村合併の推進に積極的に取り組む。

企業誘致関係では、去る九月二六日にソニー株式会社と立地協定に調印した。菊陽町の第二テクノパークに建設される同社工場では、画像処理関係の半導体を生産する。投資規模は平成一七年までに一、〇〇〇億円に及ぶと聞いている。今回の立地は雇用の創出や地域産業の技術力向上等の直接的な経済効果はもとより、熊本のポテンシャルが一層高まるものと期待している。

(2) 補正予算等について

提案された補正予算は、国の補正予算対応の経済対策の経費、本年の災害の復旧費や公共事業の追加認証等に伴うものなどの経費で、一般会計総額で一七七億円を計上した。その主な財源は地方交付税一八億円、国庫支出金六四億円、県債三八億円で、これを現計予算と合算すると八、六五一億円となる。特別会計の補正予算は五億円で、これを合算すると四九八億円となる。経済対策ではIT利用技能の向上対策、パソコン操作能力開発のための職業訓練経費のほか、工業技術センターの設備整備、中小企業経営者や技術者の研修、育成を図る。社会資本の整備では船小屋―新八代間の九州新幹線建設事業費負担金一一億円、台風18号被災に伴う高潮対策や森林の復旧および本年度の集中豪雨被災箇所等の防災対策三六億円、道路や流域下水道、農

業集落排水事業等の生活基盤の整備充実二八億円等、総額で八七億円を計上した。景気刺激対策では公共事業の前倒し発注で、国庫補助公共事業一五億円、県単独公共事業に二〇億円の債務負担行為の設定。通常分の公共事業等関係では、国営等の土地改良施設の管理体制支援の経費、国庫補助事業の内示増や追加認証の経費、災害復旧等の経費二六億円を計上している。条例等議案では、職員の給与改定のほか、熊本県職員等の再任用に関する条例等を提案した。

4 一般質問及び答弁の要点

一二月八日に田方初美（自由民主党）、中島隆利（県民クラブ）、竹口博己（公明党）、一日に井手順雄（自由民主党）、築森守（無所属）、林田博達（自由民主党）、一二日に馬場成志（自由民主党）、渡辺利男（県民クラブ）、八浪知行（自由民主党）の各議員がそれぞれ質問を行った。

潮谷県政

（一）都道府県の財政指標では、本県はワーストファイブ。大蔵省主計局で財政のプロとして鳴らした福島知事がこの席にいたら、きっと今の状況を正確に予期していたはずだ。当時、黒田副知事は総務部長に着任早々だったが、中期財政の見通しを出した責任ある立場。福島知事は、どのような認識で、どう対応しようとしていたのか（竹口）。（二）①これまでの財政運営について、なぜ危機に陥ったのか徹底した総括と検証が必要

で、問題と改善策を明らかにすべきだ。知事の所見と今後の執行部の取り組みについて。②財政健全化計画と県民に対する説明責任について。（三）①川辺川ダム事業の見直しを含め、問題解決について、考えと今後の対応について。②その他、さまざまな公共事業の、今後の見直しについて。③補助公共事業一〇％削減について、緊急度と費用対効果の面から単県公共事業同様に二〇％削減にすべきだ。知事の考えについて。④（ア）一般県職員の給料二％削減は県職員だけでなく、県内の市町村職員、民間企業、熊本県の景気動向に重大な影響を及ぼしかねない問題である。知事の考えと対応について。（イ）財政健全化債は新たな県債発行である。これ以上の県債発行の増加は行うべきでない。知事の考えと対応について。（ウ）執行部は、福祉基金等の取り崩しを考えているようだが、福祉団体等の事業を助成する唯一のもので、取り崩すべきでないと考えるが（中島）。（四）議場も空席が目立ち、大事な再建策を議論するのにあまりにも寂しい。この危機的状況を迎えた過去の姿がわかるような気がする。①現在の県財政についての認識について。②県職員給与の二％削減の根拠について。③事業見直しとはどの事業を指すのか。④見直しの決定時期について。⑤公共投資に伴う受益と負担について。⑥財政危機の現状をどのように総括し、将来を展望するのか（竹口）。（五）①一月二九日の知事記者会見では、知事自らの言葉で県財政に対する認識と総括、今後の取り組みへの並々ならぬ決意を示した。報道を見ると相当踏み込んだ見解だったようだが、この真意につ

いて(田方)。(2)一月二九日の定例記者会見において、今日の危機的な県財政に対し、過去の行政運営への反省を行ったが、一〇月三十一日の会見までは、繰り返し失敗ではなかったと、景気浮揚策は時代の要請であったと言っていた。一か月もたたないうちに、結果論としては国に追従した景気対策と発言した。知事の真意について(林田)。(6)知事はこれまで、機会あるごとに説明責任についての認識および決意を述べてきたが、あらためて見解を聞きたい(馬場)。(7)①知事は先般、財政危機の原因と責任の所在を明らかにしたが、職員にも、県民に対し原因と責任の論議をさせるべきだ。この点について聞きたい。②行政は、事業を計画する際に都合のよい理屈や甘い数字を持ち出すが、事業完成後はそれが失敗だったとしても、原因の分析も行わず、責任も問われない。事後の状況を厳しくチェックする検証システムづくりについて(渡辺)。(8)熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」(以下「新県総合計画」という)では、二一世紀を展望した新たな課題を設定し、基本姿勢と目標が明記され、産業、基盤、人、環境、協働の五つの新たな県土の将来像が描かれている。心豊かな熊本づくりに向けた知事の基本姿勢や考えを聞きたい(築森)。(9)一部に慎重論があることから、永住外国人地方選挙権付与の法案は先の臨時国会でも成立しなかった。知事の考えを聞きたい(竹口)。

(1)福島前知事は、国、地方双方の財政の専門家であったが、現在仮にここに知事がいれば、私自身の理解と異なる答弁

をされることは、十分にあり得るが、知事の考え方についての一端を、当時の担当部長として、どのように受け止めていたかについての答弁をしたい。県財政の中期の見通しについて、昨年秋ごろ、知事からは、このままだけは財政はいつまでもつか、県予算はいつまで組めるのか、と諮問があった。これに対して、私は担当課からの説明を踏まえ、あと一年、あるいは二年ぐらい何とかやりくりできるが、それ以降は、痛みを伴うような対応をしなければならなくなるのではないかと見通しを説明した。福島知事もまったく同様の意見だった。そこで、今後どうするか議論を重ねたが、当時知事が最も悩んだのが国の財政状況だった。知事は、現在の国家財政は、経験者として理解を超えた危機的なものだが、それでも国は大規模な景気対策を取らざるを得ない状況をいたく気にしていた。そして、国家財政が背水の陣で臨んでいる以上、本県だけ対応しないわけにはいかず、また補正予算債は、インフラ整備の財源として一つの非常に有利な知恵でもあり、県財政もある程度呼応させていくしかないのではないかと判断し、昨年度も中期的な見通しを出しつつも、同時期に景気対策に呼応した補正予算を編成した。当時、福島知事と相談したその後の対応スケジュールは、財政健全化に向けて舵を切ることとは、さまざまな軋轢が生じるので、他県の例を見て、最低一年をかけて対応することとで了解をもらった。そこで、まずは平成一二年度の地方単独事業の一〇%カットから始める。そして、平成一二年度の組織改正で財政健全化の専任の体制を敷き、財政健全化に向けた本格

始動を意思表示し、できる限りそれぞれの過程で情報を県議会や県民に知らせ、十分に議論を尽くし、今後三年程度、つまり当時の福島知事の三期目の任期中に財政健全化の道筋をつけるのが、当時の知事と担当部との基本的な了解事項だったと理解している。これについては、平成一二年度の予算編成に際しても十分認識しているが、県財政は県民や県経済などにかかわりを持つもので、突然財政運営の舵を切るとは非常に困難を伴う。国は財政構造改革の必要性を認識しつつ、まずは経済対策に全力を尽くすスタンス。県としても、あまりに急に舵を切るのは困難で、現在のスケジュールでの健全化に向けた取り組みになっている。併せて、専任組織等の対応は、新知事の下で予算などに合わせて判断すべきことで、結果として、当時の見込みから三か月ほどずれ、七月に発足したことも理解してほしい（副知事）。（２）①最大の原因は、累次の景気対策でも長期化している景気の低迷である。公共投資が県内景気を下支えた効果は大きく、遅れていた社会資本の整備も県民サービスの向上につながった。ただ、残念な財政状況になったことは事実で、この財政危機の責任を担い、できる限り早く財政を立て直し、新県総合計画を着実に推進できる財政力を確保したいと願っている。（２）財政健全化計画の策定の過程で、八月末に素案、一〇月末に中間取りまとめを県民にオープンにした。（３）①川辺川ダム事業はすでに半分以上進捗している。水没予定地の人たちの八割以上は移転が完了した。流域市町村の議会はダ

ム促進の決議をし、全一九市町村ではダム建設促進協議会が設立され、国と県に早期完成を要望している。私は流域の住民の生命や財産を考えなければならない。また、貴重な自然や環境を次世代に引き継ぐことは重要な課題で、川辺川ダムが環境保全対策の先進的、モデル的な事業となるよう、七月一日に建設省に求めた。（２）公共事業の見直しは、毎年度の予算編成の過程や事業の執行段階で、緊急性や投資効果等の観点での議論を踏まえ実施している。また一定期間未着工または未進捗の事業は必要性を個別に判断し、再評価に取り組んでいる。さらに今後は新県総合計画の「21世紀への挑戦プロジェクト」を対象に外部評価も加えて政策評価に取り組む。公共事業でも個別、具体的に必要性を評価する。（３）補助公共事業の予算額は当初予算ベースで昭和六三（一九八八）年度とほぼ同じ水準で、また、財政健全化に取り組む他の都道府県で、本県より厳しい削減目標を掲げる団体はほとんどない。バブル期、大幅に事業費を増やした単県公共事業とは削減幅が異なっている。（４）（ア）職員給与の抑制策は、すべての事務事業の削減が県民サービスに影響を及ぼすことや相当厳しく対応してもなお大幅な財源不足を解消する見込みがないことから総合的に判断した。（イ）財政健全化債は、準用再建団体に陥らないためのやむを得ない措置として検討する必要がある。（ウ）臨時的活用として、地域福祉基金の取り崩しも検討する必要がある。（４）①危機的な財政状況は、バブル経済崩壊後の県税収の低迷と累次の経済対策の結果と認識する。県はこれまで事務事業を見直し、景気を本

格的な回復軌道に乗せることを最優先に取り組んできた。しかし、平成一・二年度末の財政調整の四基金の残高見込みは五六億円とほぼ底をつき、毎年度巨額の財源不足額が見込まれる。準用再建団体に転落することなく、新県総合計画を推進できる財政力を確保するため、財政健全化へ舵を切らざるを得ない。②職員の定期昇給相当分を削減することで、職員給料全体として昇給延伸と同様の効果を生み出すものである。③国庫補助事業、県単独事業を問わず、県の事務事業すべてについて、行政の守備範囲、県の役割の精査、見直し、簡素で効率的な行政体制の確立等の財政健全化の視点から行っている。④七月に財政健全化推進本部を設置した後、直ちに全庁的に事務事業の総点検に取り組み、平成一三年度予算編成作業の中で、さらなる見直しを行っている。⑤毎年度継続的に進めるべき社会資本整備に加え、景気対策としての公共投資の上積みで、公債費や県債残高が増嵩したのは事実だ。整備された公共施設は、予算編成過程や事業執行段階で緊急性や投資効果の観点から議論を重ねたもので、受益の面からは県内経済の活性化や住民サービスの向上につながっていると認識する。⑥現在の財政状況について責任を持ち、県財政の立て直しを図り、少子高齢化社会への対応等、早急に対処すべき重要な政策課題について対応し得る県財政を確保し、県民に将来への安心と元気を与えるよう全力で取り組みたい。(5) ①新県総合計画の推進では、財政の対応力の確保が必要で、あらためて県の財政状況を総括し、県民に協力と理解を求めたいと記者会見で述べた。②一一月二九日の定

例記者会見は、決して職員組合を意識したものではないが、そうした論があったことを聞かされ、驚いた。確かに議会前だったが、県民の理解を得たいと、記者会見で総括した。もし表現が誤解を招いたのなら大変残念に思う。地方公共団体の総支出は政府部門の約四分の三に上り、地方財政も景気対策上大きな役割を担ってきたことは十分に認識している。福島前知事も悩みに悩み抜いた末に、県勢浮揚のため、国の経済対策に呼応したと思う。県の財政運営は、そのときそのときの判断の積み重ねであつて、どの時代のどの判断によったものかを特定することは困難。現在の状況の責任は、と問われれば、最終責任者の私が責任を有している。(6) 県民とのパートナーシップは県行政の基本姿勢で、責任ある説明は必要不可欠。仕事や結果、実施に対してのアカウンタビリティ(説明義務)だと認識する。(7) ①県財政の健全化では県職員が自らの問題として取り組むことが必要で、職員対象の財政健全化セミナーや一般職員、管理職それぞれが対象の職員研修を実施し、終了後にはアンケートも行った。本年度は職員提案を募集し、収入確保や経費節減についての具体策が一〇〇件近く寄せられた。また、本年度導入の人事評価制度でも経営的感覚、コスト意識、事務事業の廃止や事務処理体制の改善を自己評価させ、上司と部下の育成面接を通じ、意識の徹底を図っている。②限られた財源や人員の中で、社会経済情勢の変化に対応し、地域や県民のニーズを踏まえた施策や事業を効果的、効率的に展開するには不断の事業、施策の点検と見直しが肝要。このため、平成一〇年度

から、地域や県民の視点から成果指標を各事業に設定し、事業評価に取り組んできた。また、一定期間着工または進捗のない公共事業等では、必要性を個別に判断する再評価にも取り組んできた。さらに、新県総合計画では、実効性のある進捗管理を行うため「21世紀への挑戦プロジェクト」に延べ一一〇の成果指標を設定した。(8) 二一世紀を目前にした本県では少子高齢社会への対応、教育改革、高度情報化の推進、環境問題への対応、市町村合併の推進など、重要な課題への対応がまず求められる。一方、二〇世紀は家庭を社会の基本単位に、営利面は企業、公共面は行政の役割分担の中で、その隙間を埋めたのが地域社会だったが、人々のニーズが複雑多様化し、自主的で見返りを求めないボランティアの動きも始まった。それが特定非営利活動法人(NPO法人)制度につながった。これは地域社会の機能の再構築を図るものと期待する。(9) 永住外国人地方選挙権付与法案には、賛成の立場からは、長年地域とともに暮らす外国人の人権や生活権、納税の義務を果たしているなどが理由に挙げられている。反対の立場からは、国籍を有する者の権利である人権や生活権保障、納税の有無と選挙権は別次元の問題であるなどが挙げられている。国会での審議の行方を見守りたい(知事)。

県政全般

(一) ① 今回の一般職員の給与抑制策に対する知事の基本的な考え方について。② 平成一三年度以降の財源不足にどう対処

し、平成一三年度予算編成をどのように行うつもりか、財政健全化債の発行のめどを含めて聞きたい(田方)。(2) ① 従来の財政運営は財源確保の観点から、国の補助金や地方交付税措置のある事業を優先し、歳出予算を拡大する傾向があった。収支均衡の財政運営の基本に立ち返るべきではないか。② 抜本的な財政構造改革の現状と取り組みについて。(ア) 補助公共事業については、費用対効果と必要性を精査し、事業の重点化を徹底して図るべきではないか。(イ) 単県公共事業での安易な起債を見直し、財源とコスト意識を明確に、議会や住民との間での合意形成を徹底し、施策の優先順位の峻別を徹底的に行うべきではないか。(ウ) 県出資の六〇団体に一〇八人の県職員が派遣され、平成一二年度末の出資残高は四二億円になっている。県出資団体等の徹底した見直しを早急に図るべきではないか(中島)。(3) 本県でも新たな再任用制度のための条例案が本議会に提案されている。基本的な考え方について(田方)。(4) ① 財政健全化を図る予算編成作業の中で、歳出の大部分を占める人件費や公共事業等の大幅な見直しは難しいのではないか。② 財政健全化に取り組む中で、使用料、手数料の値上げなど、県民の負担増に対する考え方について。③ 財政健全化の推進にあたり、市町村財政への影響についてどのように認識するのか(井手)。(5) ① 県の組織は細分化され、相關関係が複雑になり過ぎて、自分の課だけでは何も判断できない、国からの指示をさばくだけの仕事人になり、県民の声は聞こえないふりをし、気付かないふりをする。県職員としての責任を果たし

ているとは言えない職員がいることは問題だ。このような状況を、民間から就任された知事はどう考えるのか。②人事担当の総務部長はどう考えるのか。(6) 四月に地方分権一括法が施行されて、地方分権も実行の段階を迎えた。県行政のスリム化を図り、県民にとってわかりやすい組織にしていくなことが課題である。社会情勢の変化に対し、的確に対応できる県の組織体制のあり方についてどう考えるのか(馬場)。(7) 県の「隠れ借金」とも言える出資団体等と企業局の累積債務の存在をどう認識し、どう対応するのか(渡辺)。(8) 手取本町再開発ビルの組合は出納長が役員になっていて、同ビル九階と一〇階には男女共同参画センターや女性センターなど県の公共施設が入居する。財政難の折、精神保健福祉センターやこども療育センター、松橋養護学校の問題こそ早急に取り組まなければならない。再開発事業の見直しはできないのか。(更問) 何をどういう方向で検討していくのか、どなたかに再答弁をお願いする(林田)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①給与抑制策は、すべての事務事業の見直し、削減が県民サービスへの影響を伴うことや、厳しい対応でもなお大幅な財源不足額を解消する見込みにないことから、総合的に判断した。②一般職の給与の取り扱い、財政健全化債の発行、地域福祉基金等の臨時的活用、財政調整に活用し得る四基金の確保および活用等について検討し、平成一三年度の予算編成過程では事務事業を見直したい。財政健全化債の発行も、準用再

建団体に陥らないための措置として検討せざるを得ない(知事)。(2) ①財政健全化計画中間取りまとめで、平成一七年度までの財政健全化期間内に、基金の取り崩し等によらない財政収支の均衡の達成を基本方針に掲げている。②(ア)補助公共事業の費用対効果による重点化では、各担当部局で必要性や緊急性、投資効果を吟味し、予算編成過程でも事業を選択してきた。また、大規模公共事業では今後の事業推進等を総合的に検討し、優先度の峻別、重点化を図る必要があると考えている。(イ)単県公共事業でも平成一一年度と比較して平成一五年度の事業量の約四〇％削減を目標にしており、県債発行額の縮小が見込まれる。必要性や緊急性のある事業では、地方交付税措置がある県債の適切な活用を図りたい。(ウ)昨年一月に策定した県出資団体等の見直しに関する方策等に基づき、団体自らが見直しを進めており、すでに二団体の廃止や事務局の統合が行われている。現在、各団体に取り組みの前倒しを指導しており、平成一三年度の予算編成や人事作業の中で、財政支援の廃止、縮減や県職員の派遣の見直しを進めている。さらに、事務経費等の見直しも働きかけたい。(3)再任用制度は、一点目、一年以内の任期の任用で、フルタイム勤務と短時間勤務を設ける。二点目、任用の上限年齢は共済年金の支給開始引き上げに合わせて段階的に引き上げ、平成二五年度以降は六五歳。三点目、服務や休暇は定年前と同様。四点目、給料は別途設定し、短時間勤務は勤務時間に応じた額などである。これまでの知識経験を生かした業務に従事するものとし、フルタイム職員

は定数内などの取り扱いを考えている。平成一三年度から施行し、任用開始は一四年度からとして、作業を進めていく（**総務部長**）。（４）①県財政健全化は歳出面の事務事業の見直しと歳入面の財源確保から努力する必要がある、財政健全化計画中間取りまとめでも、県税の滞納整理や県有財産の売却促進等と県有施設の使用料や手数料等の見直しの検討を明記した。②使用料や手数料の見直しは、住民負担の公平性の確保の観点から適宜行っており、対象は行政経費と収入の均衡を著しく失っているもの、低廉（ていれん）と思われるもの、類似のケースとの均衡が保たれていないもの、金額設定後三年を経過するものを中心に見直す。③地方分権の進展で、市町村の財政状況も一段と厳しいことは認識している。県の一方的な事情で市町村の行財政運営に支障が生じないように、財政健全化計画を策定したい。（５）①地方分権の時代を迎え、職員には使命感、責任感を持ち、それぞれのセクションでプロフェッショナルとしての意識を持ちつつ、縦割りの意識を捨て、県民の視点に立つて仕事に取り組みよう、庁議等で話している。職員が県政全体の課題を共有できるよう、これまでもユニバーサルデザインや介護保険、財政健全化などの全庁的な研修を行っている（**知事**）。②熊本県ではこれまでも、一般職員から管理職員まで、各段階に応じた職員研修とともに、近年では管理職員の研修機会を増やし、職員の意欲に応じた選択研修や行政の変化に即応した研修科目を設けている。また、平成一一年三月に職員の資質や行動等を明らかにした熊本県人事管理・人材育成基本方針を策定し、本年度から、自己評価制

度や県民の視点、使命感の評価項目を設けた人事評価制度を導入している。（６）行政機構のスリム化では第二次行政改革大綱に基づき、健康福祉部、環境生活部の再編や地域振興局の設置のほか、不要不急の事務事業の定期的点検などに取り組んできた。今後、県の事務事業を市町村に移譲するとともに、県の組織や機構も総点検し、さらなるスリム化に取り組み（**総務部長**）。（７）一部の県出資団体等の多額の借入金は大きな問題だ。企業局の工業用水道事業では、大量の未利用水問題を抱え、新たな経営圧迫要因として、竜門ダム建設負担金の償還金等が懸念される。対処可能なものから取り組みたい（**知事**）。（８）熊本市手取本町地区の旧福祉会館跡地に市街地再開発ビルを建設している。県も地権者の一人として同事業に参画し、県関係分の利活用については、県総合計画の「21世紀への挑戦プロジェクト」と位置づけ、県民交流プラザを整備する方向で準備を進めてきた。指摘があった精神保健福祉センター、こども総合療育センターなどの整備は予算編成過程において検討する（**総務部長**）。（**更問**）庁議で十分意見を出し、県民のニーズの中でどのように考えていけばいいのか、あらためて討議することを確認している。しばらく時間をいただきたい（**知事**）。

交通

（１）①九州新幹線をめぐる最近の動きや状況をどのように認識するのか。また、政府・与党整備新幹線検討委員会の沿線自治体ヒアリングでは、どのような発言があり、感触はどう

だったのか。②並行在来線の八代ー川内間をJR九州から経営分離して設立する第三セクター鉄道の開業準備は間に合うのか。③新八代ー西鹿児島間は平成一五年末完成の目標で、待ったなしの状況。とくに八代市には測量の同意が取れていない所もある。八代市における用地買収等の今後の見込みについて(田方)。(2)①二見田浦線は八代市二見洲口町から田浦町北部にかけて、JR鹿児島本線と並行して走る一・一kmの道路で、田浦町下井牟田から八代市二見の国道3号までの三・五kmが未整備のまま。とくに田浦町の上井牟田地区の北側一・三km区間は、道幅一・七mと極度に狭い山道で、普通乗用車は通行できず、ミカンなどの搬出時期ともなれば、大変不便だ。この道路をどうするのか。②(ア)熊本駅周辺整備で、総合的な交通ターミナルを建設してはどうか。(イ)国の合同庁舎の移転協議はどうなっているのか。③JR豊肥本線水前寺駅の北側には、熊本学園大学をはじめ、熊本高校、開新高校が立地し、県立劇場やハローワーク熊本など大型公共施設もあり、最近ではマンションも建ち並んでいる。同駅北側に乗降口が整備されれば、駅としての利便性が高まる。踏切まで迂回せざるを得ない現状をどう考えるか(竹口)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1)①昨年、整備時期等の具体的な方針が与党から示され、四月には未着工区間の取り扱いや財源問題等を検討する政府・与党整備新幹線検討委員会が設置された。事業費も、昨年度および本年度に公共事業等予備費から配分されるなど、大

幅な進捗が図られている。そのような中で一月八日、同委員会のワーキングによる沿線知事へのヒアリングが行われ、鹿児島ルートを表して、博多ー船小屋間の早期着工、船小屋ー西鹿児島間のフル規格化、博多ー船小屋間と船小屋ー新八代間の同時開業等を訴えた。委員会では博多ー船小屋間の着工も含め精力的に検討されていると聞いている。②六月に熊本県並行在来線対策検討協議会を設立して、現在、鹿児島県側と共同で、JR九州やJR貨物との交渉のほか、旅客利用や鉄道施設の実態把握、今後の需要や収支の予測調査を実施している。それらを踏まえ、経営計画案等を策定して、第三セクター鉄道会社の具体的な設立準備を始める予定である(知事)。③一月末現在の進捗率は面積ベースで約九二%、県内は七五%。県内では八代市内が遅れているが、その大半が平成一〇年に工事実施計画認可を受けた区間で、平成三年認可の地域より着手が遅れたことも一因だ。しかし、平成一五年末完成を目指す場合、八代市内の用地買収が大きな課題で、四月に体制を強化した。現在、面積が確定した新八代駅予定地から片町にかけての買収が中心だが、面積が確定しつつある未確定区域も早期に着手できると考えている(土木部長)。(2)①県道二見田浦線の整備では、国道3号から下井牟田地区までの約七kmの整備が終わり、約四kmが未改良である。中でも、普通乗用車以上の通行が不能な約一kmは県立自然公園内の狭い海岸線沿いで、JR鹿児島本線と並行している。このため、環境対策や工法等にも検討が必要で、これまで地形測量や環境調査などを実施し、本年度は概

略ルートや道路構造などを検討している（土木部長）。②（ア）熊本駅の駅前広場一帯は新幹線の整備に伴い、広域交通結節点としての地位が高まることが予想され、交通ネットワークの中核として整備する必要がある。提案の交通ターミナル整備などについて、交通事業者、国、市等と協議したい。（イ）合同庁舎の移転先は、月星化成熊本工場敷地を第一候補と考え、七月に土地取得の相談を申し入れた。同社からも検討する旨の返事があり、一〇月には同社の協力の下、土地の測量調査を完了した。具体的な条件について、さらに協議を進めたい。③水前寺駅は特急列車の乗り入れや朝夕の増発などで、乗降客数も増加傾向にある。マイカーから公共交通へのシフトを進める上では利便性向上の方策として、北側改札口の増設や通路の確保等が考えられ、熊本市およびJR九州等と協議したい（企画開発部長）。

スポーツ振興

（一）県では、Jリーグのキャンプ誘致を働き掛け、二月二三日から三月三日にかけて、横浜F・マリノスのKリーグでのキャンプが実現した。本県初のプロスポーツキャンプだった。来春のキャンプの状況はどうか。（二）①平成一三年八月一日から、ひのくに新世紀総体が開催され、くまもと未来国体を約八、〇〇〇人上回る三万三、〇〇〇人の選手、監督が参加する。保護者や部員を合わせれば、六万人を超える。経済効果をどの程度見込むか。②高校総体の来県者に対し、熊本産の

素材を生かした食事や土産物などのさまざまな取り組みを進める必要があると考えるが（馬場）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（一）Jリーグなどのキャンプ地実績の積み上げが、二〇〇二（平成一四）年開催のワールドカップサッカーチームのキャンプ地招致にもつながる。県サッカー協会と共同して、Jリーグなどのキャンプ地招致に取り組み、春には横浜F・マリノスのKリーグ、韓国Kリーグのソナタム・イラ・チョンマの水前寺競技場でのキャンプが実現した。本年も働きかけを行い、現在まで名古屋グランパスエイトと横浜F・マリノスの二月キャンプ地が近々決定されると期待している。また、大津町の運動公園でも、数チームから打診を受けている。キャンプ地や合宿地の定着は、本県の観光振興や情報発信など、地域経済への波及効果も大きい（商工観光労働部長）。（二）①ひのくに新世紀総体の経済効果は大会運営費等の確定段階で試算するが、六万人超の来県者が予想され、平成一一年の岩手大会の経済効果の推計一六〇億一、四〇〇万円からも相当な額と考える。②県は熊本らしさを味わってもらうために、県産米や野菜を使った標準献立の作成や総合開会式場、種目別大会会場等で県産品の販売を計画している（教育長）。

県民生活

（一）平成一二年度末から一三年度末の二か年にわたり、二〇歳以上の県内在住者の約八万人が対象のIT講習会が全市

町村で開催される。①その内容と開催方法について。②県民への周知について（井手）。(2) 二〇世紀は、都市内の農地を市街化区域に取り込む農村の都市化の時代だったが、地域とのコミュニケーションや触れ合いの不足などの問題点が浮かび上がった。自然環境を重視した触れ合いのあるまちづくりが課題で、自然環境と触れ合う都市づくりについて（築森）。(3) 執行部は顧問に知事、熊本日日新聞社長、郵政省九州郵政局長、熊本市長も入るNEXT熊本をNPO法人にしたいようだが、国や県が出す金を議会に報告しなくていいようになる。この制度を考えること自体が、財政再建の意識が不足しているのではないか（林田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①講習の内容はパソコンの基本操作から始まり、ワープロ文書の作成の基礎、インターネット利用やメール送受信までの基本的な技能を一二時間程度で学べるものだ。県や市町村などで行う連絡協議会で開催方法を検討するが、土日の二日間コース、夜間コース、平日の昼間コースなど、開催日時を多様に設定したり、障害者が受講しやすい会場にしたり、託児所付きにしたりなどを企画したい。②周知は県や市町村の広報誌、受講パンフレットや新聞等のマスメディアなどで行い、総合相談窓口を県庁内に設置することも検討している（企画開発部長）。(2) 国は都市計画法の大幅な見直しを行い、来年度には施行の予定だ。内容は、中心市街地の有効利用と活力ある都市の核づくりと、郊外の田園環境でのゆとりある居住の実現で

ある。県でも新県総合計画の基本計画で、快適さに満ちた定住環境づくりの中で、良好な都市環境の形成、魅力ある農村空間の形成などを掲げている（土木部長）。(3) NPO法人の設立では、申請内容が特定非営利活動促進法の要件を満たせば、知事は認証しなければならない。市民による監視の趣旨から、情報公開義務が課され、事業報告書等の閲覧請求に応じることになっている。また、知事への事業報告書等の提出が義務づけられている。NEXT熊本の認証については、現在審査中で、今後適切に対処したい（環境生活部長）。

健康・福祉

(1) ①介護保険がスタートして八か月余が経過した。一〇月からは六五歳以上の保険料半額徴収が始まった。要介護認定の現状と今後の取り組みについて。②県は、介護老人福祉施設に併設されたショートステイの専用床の空きベッド対策にどのように取り組むのか（田方）。(2) ①報道によれば、低所得者の介護保険料を減免している市町村があり、財源は一般会計からの繰り入れで穴埋めするという。これでは国民健康保険の二の舞になる。介護保険料軽減について、どのように考えるのか。②御船町で訪問介護事業者による介護報酬の不正請求が発覚した。不正防止対策について。③介護支援専門員の養成の現状と質の確保についてどう取り組むのか。④疾病の予防や健康づくり、生きがい対策などの介護予防についてどう取り組むのか。(3) 障害者技能競技大会を、平成一四年開催の技能五輪と同

時に開催できるなら、技術習得に励む障害者に自信と勇気を与え、職業能力開発の促進にも寄与すると期待する。県の考えを聞きたい（井手）。（４）労働省から、六月一日現在の雇用率が発表された。民間企業には障害者の雇用の促進等に関する法律により、従業員の一・八％以上の身体障害者または知的障害者の雇用が義務づけられているが、前年と横ばいの一・四九％だった。不況下だが、障害者への就労支援について、①福祉の面から、②教育の面から、③雇用の面から、それぞれ聞きたい（馬場）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（一）①介護保険料に関する問い合わせやサービス提供事業者の不正等の問題があったが、おおむね順調に推移している。一〇月末の要介護認定は五万四、五七八人で、このうち六五歳以上が五万三、一八〇人。コンピュータによる一次判定は、痴呆性高齢者の判定が低く出る傾向にあるとの介護認定審査会の指摘があり、国に精度を高めるよう要望してきた。国でも本年度中に痴呆性高齢者等の実態調査を行い、平成一三年度には新たにソフト開発に着手するという。②ショートステイの空きベッド対策では、デイサービス等の訪問通所サービスの使用限度額の残りをショートステイに振り替える措置に取り組むよう市町村や介護支援専門員に指導してきた。国でも平成一四年一月から、訪問通所サービスとショートステイの支給限度額を一本化する予定で、暫定措置として、来年一月から市町村の判断で前倒しができるようになり、ショートステイの利用が伸びる

と期待する。（二）①国は市町村の自主性を認めながらも、保険料をゼロにしたり、一律に減免したり、財源不足分を一般会計から補填したりすることは適当でないと考えている。県は国の考え方を基本と考えるが、市町村が軽減策を取る場合は尊重したい。②不正請求の発生要因は事業者のモラルの欠如と思うが、介護サービスの利用計画（ケアプラン）を作成、管理する事業者がサービス提供の事業者を兼ねてよいという制度上の問題との意見もある。県は当面、研修やサービス事業者への実地指導等に努めるとともに、不正請求の防止策を検討したい。③平成一一年度までの二か年で三、九六四人の介護支援専門員を養成した。このうち約一、〇〇〇人が実際に業務に従事している。県は地域振興局単位で資質向上を図るための研修を実施している。④介護予防では、健康相談、健康教育、機能訓練等の保健事業に取り組む市町村への技術的支援を行っている。今年度からは高血圧や糖尿病等を対象に、市町村の保健婦による個別健康教育の支援を行うとともに、寝たきり防止のためのリハビリテーションを充実強化する事業や脳卒中患者の在宅での生活を支援する事業に取り組んでいる。また、骨折予防教室、食生活改善、生きがいデイサービス等の介護予防、生活支援事業を推進している（健康福祉部長）。（三）健常者と障害者の技能大会の同時開催の打診が労働省から来ている。同時開催はノーマライゼーションの理念に沿うもので、障害者の雇用能力開発を促進する絶好の機会と考え、受け入れるための具体的な検討を担当当局に指示した（知事）。（４）①福祉面からの障害者の

就労支援は自立と社会参加の推進にとって重要で、社会福祉関係者等の協力を得ながら取り組んできた。現在は県内三八か所の授産施設で一、一四三人が、また一般事業者の下で技能習得を行う職親制度を利用して、年間約一五〇人が一般就労に向けて訓練に励んでいる。このほか、障害者の雇用の場として八か所の福祉工場が整備され、三三〇人が就労している（健康福祉部長）。②知的障害養護学校高等部卒業生の就職状況は経済状況や生徒の障害の重度化等により近年低下し、平成一二年三月の卒業生一一一人中就職者は一六人。就職できなかった者は教育訓練機関、授産施設、更生施設等で職業指導や生活訓練に励んでいる。各養護学校は福祉・労働機関の支援を得ながら、実習先、雇用先を開拓し、就職へ結びつくよう努めており、その結果、本年度も五校八人の生徒が保育園で実習している。ただ、実習が就職に直結しないこともあり、各学校は地域での作業製品の販売実習等の機会を設け、教育委員会でも学校と協力して、障害児童生徒作品展などを実施している（教育長）。③最近の雇用情勢は有効求人倍率が〇・五前後で推移するなど、障害者の就職は大変厳しい。このような中、障害者の雇用率は全国平均で一・四九％に対し、本県は一・六七％と、全国平均を上回っているが、依然として法定雇用率一・八％を下回る。このため、県でも障害者雇用コーディネーターを県内四か所に配置して就職希望の障害者を支援し、平成一一年度は雇用斡旋や企業訪問等を行った結果、五〇人を上回る新規雇用が実現した。また、障害者雇用支援センターは基本的な労働習慣の習得や職業能力

の訓練を実施し、これまでではほぼ全員の就職が決定している。一方、県内企業には障害者の雇用に伴う各種助成制度の有効活用を働きかけ、障害者雇用優良企業の表彰など、事業主の認識と理解を深めるよう努めている（商工観光労働部長）。

環境

（１）地域の環境の恒常性を維持する主役は土で、その土を最も利用するのは農業である。農を媒介とした環境問題では、環境生活部と農政部との共同認識が必要だ。今日まで関係部局の協議がなされたのか、今後の取り組みについて（築森）。（２）①企業活動が環境に大きな負荷をかけていることを考えると、企業の環境保全の取り組みを推進する上で、環境管理システムの国際規格、ISO14001の認証取得は有効だ。企業の取り組みを促進するため、県としてどのような施策を講じているのか。②環境保全の取り組みの促進では、県が率先してISO14001を取得することも有意義で、県としてどう考えるか（馬場）。（３）平成八年策定の環境基本計画には全県的な行動計画として、県民、事業者、行政が取り組むべき課題が提起してあるが、これをすべて実現するには県民に、環境に配慮した品物を買おうとするグリーンコンシューマー（緑の消費者）になってもうらうほかにないか。一大県民運動として、消費者運動を提起するつもりはないか。（４）県の環境基本計画には、地球環境、省エネルギーの観点から大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し、リサイクルを進めることがう

たつてある。県環境行政として、その象徴の飲料自動販売機の適正な設置、管理、運営を促すための具体的な取り組みの推進について（**渡辺**）。

これらに対する執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）環境問題は農業を含むさまざまな産業活動から県民の日常生活まで、多岐にわたっており、県は知事を本部長とする県環境政策推進本部を平成二年に設置した。農業では化学肥料、農薬の不適切な使用による地力低下や生態系への影響問題、家畜糞尿処理問題などに対処するため、土づくり、減農薬運動を推進している。硝酸性窒素による地下水の汚染問題では、農政部を含む庁内連絡会議で対策を講じている。新県総合計画では、郷土の安全と環境を守るプロジェクトを挑戦プロジェクトとして掲げ、その取り組みの一環として、土づくりを基本とした自然循環型農業の推進を挙げている。（２）①県は平成八年策定の熊本県環境基本計画で、県民生活や事業活動における環境保全の取り組みを具体的に示し、その普及を図っている。地球温暖化防止活動推進員を通じた省エネ、省資源等の呼び掛けやグリーン購入の普及等の施策により、県民および事業者の環境保全の促進を図っている。事業者のISO14001の認証取得では講演会、講習会等の開催、製造業に対する認証取得のための経費の助成など、事業者を支援してきた。②新県総合計画では挑戦プロジェクトとして、環境立県くまもの形成に向け自ら率先して環境配慮行動を行い、的確に評価する独自の環境管理システムの構築を目指すとしている。ISO14001

の認証取得は費用対効果の観点も踏まえ、環境管理システムの手法の一つとして検討したい（**環境生活部長**）。（３）持続可能な循環型社会の構築ではグリーンコンシューマー育成の意義は大きい。このため、県は平成一年に策定したグリーン購入指針に沿って、自ら消費者として環境に優しい製品の購入を進めている。また、グリーン購入の普及のため、市町村への呼びかけや消費者グループの環境に優しい消費者生活をテーマとする活動などを支援している。さらに来年二月、くまもと県民環境フェアを開催して情報提供に努めたい（**知事**）。（４）飲料自動販売機では全国的に空き缶等の散乱防止を目的に、届出等で設置に規制をかける市町村があり、県内でも鹿本郡市、菊池郡市、天草郡市などの市町村がばい捨て禁止条例を定めている。熊本県の環境基本計画では、県民の役割として環境に優しいライフスタイルを確立する取り組みが、事業者には環境への負荷をできるだけ少なくする取り組みが、それぞれ求められている。このような観点から、県として、関連業界に飲料自動販売機の設置に伴う回収器の設置協力要請や国にデポジット制導入の要望等を行っていききたい（**環境生活部長**）。

商工業

（１）技能尊重機運の醸成と本県産業の技能水準の向上を図るため、平成一四年に開催される技能五輪全国大会の準備状況について（**井手**）。

これらに対する知事の答弁は、次の通りであった。

(1) 平成一四年開催の技能五輪全国大会の準備では、八月に競技職種関係団体、職業訓練施設、経済・産業団体等の代表者で開催準備委員会が設立された。委員会では基本方針と事業計画等を決定し、「ものづくり、人づくり、夢づくり」をキャッチフレーズに、今月初めには技能五輪ブレイベントを開催した。当面の課題は三十数種の競技種目に地元から多くの選手が参加して、優秀な成績を収めることで、参加職種二〇職種、参加選手六〇人、入賞者二五人の目標を立て、選手の育成強化に取り組んでいる。

農林水産

(1) ①競争の時代は農産物も例外ではないが、安全性確保は重大な問題。セーフガードの発動など輸入野菜対策についてどう考えるか。② (ア) 本県のイ業振興のため、平成一〇年から毎年、農業団体の企画で、日中い生産連絡会議が開催され、農林水産省も、平成一〇年から毎年、中国政府と栽培面積や適正輸入量について意見交換を行っていると聞く。話し合いの成果について。(イ) 安価な中国産量表の輸出攻勢の中で、イグサ農家の経営安定を図るため、どのような対策を取るのか(田方)。(エ) ①本県農業の重要な柱である施設園芸について、輸入野菜の増大など流通環境が大きく変化する中、どのような対策を取るのか。②平成一一年の新規就農者は、農家後継者の新規学卒者、Ｕターン就農、農外からの就農を合わせて二四四人。Ｕターンや新規参入が増える傾向にあり、平成一一年新規学卒

就農者は北海道に次いで第二位という。青年農業者に対する支援対策について(井手)。(3) ①熊本の立地条件を生かしながら、地産地消の自然型農業の振興を考えるべきではないか。②本来なら流通業者、商社が用意すべき流通経費までも、生産者の負担となっているようだ。生産物の出荷方法の整備や農産物の流通改革を進めるべきではないか。③現時点での中山間地域等直接支払い制度の取り組み状況や問題点、今後の事業の進め方について(築森)。(4) ①農業者に喜ばれる制度融資は少ない。ベンチャー企業育成制度の農業版を考えてほしい。②意欲ある後継者を育てるために、息子が継ぐのではなく、親から買い取る制度を考えてほしいが、所見を聞きたい。③川辺川ダム問題について、地元で賛否両論を聞くと、それぞれに一理も二理もある。ダム自体は国がすること、これはもう既成事実としてやむを得ないが、一番の懸念は県営や団体営の利水事業の同意取り付けだ。取れる見込みがあるのか、取れない時にはどうするのか。(5) ①有明海は、河口沖合三〜四kmから深くなるが、そこにビニール袋や空き缶などのごみがたまっている。有明海の清掃をお願いしたい。②有明海のごみの処分場建設について(林田)。(6) 酪農家にとって飼料作物を生産することは飼料代を低減でき、家畜排泄物の農地への還元で畜産環境問題の解決にもつながる。本県酪農の自給飼料の生産対策をどう推進するのか(馬場)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①輸入急増による野菜の価格低落対策では、輸入数量

の制限や関税の引き上げを行うセーフガードの発動、輸入農産物の残留農薬検査等の国境措置、JAS法に基づく原産国表示の徹底などが必要である。農林水産省は、トマトやイグサなど六品目のセーフガードの発動に向けて大蔵省、通産省に政府調査を要請し、農家経営への影響等の独自調査を進めている。本県にも調査対象農家の選定や出荷量調査等の依頼が来ている。また、農林水産省は、野菜産地での品質向上対策や安全性確保等を内容とする緊急野菜対策を決定した。市町村、農業団体と連携し、適切に対処したい。②(ア)農業団体、県および国が国内需要に見合った適正な輸出となるよう強く要請してきたことを受け、中国政府は今年のイ製品輸出許可枠を二万八、〇〇〇トンとすることや指導の徹底、輸出統計区分の明確化の検討を始めたと聞いている。(イ)県産量表のブランド化と低コスト化、販路の拡大等が重要で、優良品種「ひのみどり」の普及拡大、土づくりや染土の統一等の技術指導の強化イグサ植え付け機等の共同利用や中古農業機械の斡旋を進めたい。また、展示会の開催や販売協力店の設置、大口需要者への直接販売の拡大等を支援したい。さらに、経営安定制度の創設も、引き続き国へ要望する。(2)①施設園芸対策は量販店等の購買情報を産地にフィードバックしながら計画的な生産出荷体制の確立を図り、共同販売率を高める必要がある。そのためには市場ニーズに即した高品質で安全、安心な野菜等の供給が重要で、土壌環境の改善、新品種の育成普及、作型の適正化等、基礎的条件の改善、さらに、減農薬栽培の普及、リースハウス

の導入、糖度センサー装備の選果施設の整備等、農業団体等と連携して高品質安定供給体制を強化する。②県内の二五歳以下の青年農業者は、五月現在約九一〇人で、青年農業者クラブやJA生産部会、営農研究組織等に参加し、実践や研修を通じて研鑽に努めている。県でも、農業改良普及センターを中心に営農知識および技術の習得のための講座の開催や現地指導、青年農業者クラブが主催する技術交換会やプロジェクト発表会等を支援している。就農時の金融支援策では、就農研修や就農準備資金に加え、新たな施設設置や機械購入の資金を設ける。(3)①消費者の安全・健康志向の高まりや輸入農産物との競合が激化する中、生産と環境の調和を図りながら、安全な農産物づくりを目指す自然循環型農業を推進する。また施設園芸作型の一部見直しなどを農業団体等と連携して促進する。さらに県内卸売市場への出荷促進や直販所等の整備により、地場流通も推進する。②卸売市場法の改正により、流通環境は大きく変化している中、本県が園芸産地として発展するためには、共同販売量確保や計画的生産出荷による有利販売、流通コストの低減を進める必要がある。このため、共同販売率の向上や販売体制の一元化、出荷市場の集約化等を検討し、有利販売体制の確立を支援したい。また、トラック輸送から鉄道コンテナ輸送への移行、段ボール箱等の出荷包装資材の簡素化、荷役作業の省力効果が高いパレット(荷受け台輸送)なども個別に検討したい。③期限の一月末までに対象七〇市町村のうち六七市町村で一、二五五の協定が締結された。参加農家は二万五、〇〇〇戸で、

交付対象面積は傾斜度二〇分の一以上の水田や一五度以上の畑等の急傾斜農用地が一万四、〇〇〇ha、その他緩傾斜農用地などが一万二、〇〇〇ha、合計で二万六、〇〇〇ha。交付金は農機具の導入やオペレーターの育成、野焼き等の共同活動に六割程度が充てられる見込みだ。制度初年度であり、基本台帳の整備などに多くの労力を要し、一部の地域では高齢化や担い手不足による営農への不安等から、協定締結に至らないケースも見られた。(4) ①農業のベンチャー育成制度について、工業等における育成制度を参考に可能性を検討したい。②親子間の農地の売買を対象とする農業制度資金は、資金利用による円滑な売買が、後継者の農業意欲を高め、農地分散を防止するなど有効であるが、現状は税制面での売買成立の認定、譲渡所得の課税の減免など課題もある。部内で検討会を設け、研究する。③球磨川の南部地域と利水事業を計画している北部地域では、平成一〇年で農家一戸当たりの農業所得は南部地域の約二五〇万円に対して、北部地域は一五〇万円。さらに北部地域は水を利用した高付加価値の農業の展開が遅れており、県営の利水事業は必要だ。関係する市町村や市町村議会、農業団体、若手農業後継者、女性の会からも熱心な推進要請を受け、これまで着手した一地区では九一％～一〇〇％と高い同意率を得ている(農政部長)。(5) ①有明海の漁獲量減少の原因の一つは、たまたごみや浮泥が魚介類の生息の障害となっていることだ。このため、ごみの回収、処分、浮泥の除去、海浜の清掃等を実施してきた。とくにごみが多い沖合二～四kmの漁場では現在、堆積

物の調査を行い、堆積状況の把握に努めている。②漁場の浮泥の処分場建設は国庫補助事業の対象でないことから、事業推進の障害となっている。幸い、国で水産基本政策大綱に基づき、新たに漁場の整備と漁村整備を一体化する水産基盤整備事業が検討されており、処分場の建設もこの事業で取り組めるよう要望したい(林務水産部長)。(6) 県は円滑な飼料畑拡大を図るため、市町村と連携して農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定を推進するとともに、自給飼料増産総合対策事業等を活用した自給飼料の生産拡大を促進している。また、飼養頭数の増加に伴う作業量過重の軽減のため、飼料生産作業を請け負うコントラクター(農作業受託組織)の整備、育成に努めている(農政部長)。

土木・建築

(1) 県公共工事の予定価格事前公表制度が一〇月から試験的に開始された。ところが、新聞発表は三週間前。なぜ、このような重大なシステム変更を説明することなく遅らせていたのか、大いに疑問がある。新聞発表後に、土木部長は配慮に欠けていた旨の話をしたが、県民本位の県行政を進めていく中で説明責任について(馬場)。

これに対する土木部長の答弁は、次の通りであった。

(1) 予定価格の事前公表の試行にあたり、説明過程で配慮を欠いたことについて、今後気をつけた。説明責任の考え方では、とくに土木部所管の公共事業にさまざまな意見や批判が

あることも踏まえ、公共事業をさらに説明性の高いものに改善すること、県民と情報を共有することが基本と考える。

教育

(1) 新教育委員長就任に当たり、教育の現状と、とくに大人はどうあるべきかなどについて、所見と抱負を聞きたい。(2) 荒廃した教育の問題について。そもそも教育とは何なのかという本質を問い直す作業から始めなければならないのに、森首相の発言では問題の所在を安易に教育基本法の改正に求めたり、教育勅語の再評価を叫んだりするのはあまりにも画竜点睛を欠き、時代錯誤。知事の見解を聞きたい(竹口)。(3) 本県の農を教育に生かす小中学校と連携した農業理解活動は、注目すべき心の教育と考える。その教育の効果、今後の心の教育の方針について(築森)。(4) 市町村長や教育委員会に任せているから、いつまでたっても教育はよくなならない。潮谷知事には、新たな時代を迎え、市町村長とも打ち合わせて、世界の中で尊敬される日本人をつくってもらいたい(八浪)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 学校教育でいじめ、不登校などが後を絶たない背景には、人間関係の希薄化や家庭、地域社会の教育力の低下、児童生徒の直接体験や社会性の不足、教師の指導力の不足などがある。ここで大事なのは、基礎基本の定着や国語教育の重視、心の教育であり、学校、家庭、地域社会が一体となった教育だ。教育委員長としては、九月に策定した熊本県教育改革大綱をど

う具体化していくかを考えており、一二月二〇日には熊本県教育会議の第一回を開き、小中高等学校、幼稚園などの教育関係者や保護者、医療・福祉関係者などから意見を聞くことにしている(教育委員会委員長)。(2) 教育基本法は、教育憲法または教育憲章とも言うべき性格を備え、諸外国にもほとんど例がない重要な法律である。昭和二一(一九四七)年の制定以来、一度も改正されておらず、対応できない部分はどこで、改正でどのような改善が期待できるかなど、国民的な幅広い議論がなされ、合意を得ながら結論を見いだしていくことが望ましい(知事)。(3) 小中学校の農業体験活動では地域の特性を生かした活動が行われ、自然への畏敬の念や感謝の心、勤労を貴ぶ心、命あるものを大切にすることが育まれている。また、郷土を愛する心や誇りに思う心を育んでいる。この心が、あらゆる教育の基になっていくと考える(教育長)。(4) 義務教育において取り組むべき視点は、生活力の教育、そして異質なものを受け入れる教育の視点である。さらに、自主性、自発性と共に感性のある教育が求められる。教育現場では、先生が専門家としての自覚と能力、責任を持つことが必要で、倫理性と人権感覚を持って、アカウンタビリティやチャレンジ精神を忘れてはならない。決して体罰を容認するものではないが、私の経験ではそこには教師への信頼があり、子どもも親も許したのではない。未来からの預かりものである子どもたちが、家庭、学校、地域社会という触れ合いの世界、情愛の世界の中で、輝いた存在として今を生き、将来を生きる力を育めるよう県民の力

でかなえていきたい(知事)。

警察

(1) この一年間で警察の不祥事が相次ぎ、国家公安委員会は警察刷新会議を設置し、八月に警察庁は警察改革要綱をまとめた。要綱では、警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化、国民のための警察の確立、新たな時代の要請にこたえる警察の構築、警察活動を支える人的基盤の強化の四つの基本的な方向性が打ち出された。これを受け、他県では改革推進委員会の設置などの動きが出ている。県警はどう対応するのか。(2) ①増え続ける事件現場の事務量にどう対応するのか。②職業柄、警察官はストレスもたまるし、組織や仕事への不満や要求が出てくる。はけ口がないときに不祥事も起こりやすい。警察職員の要望を吸い上げる仕組みをつくる必要があると思うが。(3) ①(ア) 一月二四日施行のストーカー規制法では、つきまとい行為の対象を恋愛感情や怨恨感情によるものとしている。それ以外のストーカー行為はどうなるのか。(イ) 恋愛感情によらないものへの対応はどうするのか。(ウ) 迷惑行為防止条例改正の必要性はないのか。②(ア) 今回の規制法は面会、交際の要求や無言電話などの八項目をストーカー行為としている。中高大学生などの未成年者も含めて、それらの行為は法律に違反し罰せられることを周知することが大切。どのように周知するつもりか。(イ) 警察官への研修はどうするのか(渡辺)。

これらに対する警察本部長の答弁は、次の通りであった。

(1) 情報公開条例の改正により、公安委員会および警察本部長も実施機関となったところで、今後とも可能な限り県民への情報提供を積極的に行うとともに、相談業務の受理体制等も引き続き充実させたい。二月六日に公布された改正警察法の趣旨に従い着実に諸課題に取り組んでいきたい。(2) ①増加する事務量への対応では、ＩＴ化の推進や警察署の体制増強による人員配置の見直しなどで、職員の力が最大限に発揮できる組織づくりを進めている。②職員の要望等を吸い上げる仕組みでは、これまで職員からの意見、要望提出制度や職員の精神的な悩みや健康面の問題等についての生活相談制度のほか、職員の自主性を尊重した人事異動の実現、組織への参画意識の高揚を図るためのポストチャレンジ制度などを創設し、運用している。(3) ①(ア) ストーカー規制法は、特定の者に対する恋愛感情その他の行為の感情に基づき、つきまとい等の行為を行うことを規制の対象とするものであり、これらの要件に該当しない行為までは規制の対象とはしていない。(イ) 法の対象外のつきまとい等の行為には既存の法令を活用した事件化措置や必要な警告のほか、相談者の要望に応じての自衛の指導、助言、防犯器具の貸与等の支援で対応する。(ウ) 一月から一〇月までの四五一件の相談内容を見ても、ほとんどが恋愛感情その他の好意の感情に基づくもの。これは全国的な傾向で、ストーカー規制法と既存の法令を運用することで対処したい。②(ア) 報道各社には法の内容、ストーカー相談の受理状況等を提供し、すでに新聞、テレビ等でも大きく報道された。(イ) 警察官の

研修では、職場教養、学校教養、各種会議における研修を重ね、法の内容および適正な運用についての周知徹底を図っている。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成12年度熊本県一般会計補正予算(第2号)、議案第2号 平成12年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)、議案第3号 平成12年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

【説明】 補正予算の詳細については、冒頭の知事説明に譲る。

【審議】 各補正予算案は、二月五日に上程、同日、各常任委員会に付託され、一九日の本会議において各常任委員長から次のように報告された。

園村敬二厚生常任委員長は審査の経過とその結果を報告。委員から、医療費の軽減について県内でも蘇陽町で先進的な取り組みが行われ、医療費の引き下げに効果があつたというが、県内の事例を広めていくのも一つの手と思うがどうかと質疑があり、執行部から、県内では、くまもと21ヘルスプランの推進の中で、県内外の事例も参考にしながら、生きがいを持って長寿を保てるよう取り組みたいと答弁があつた。委員から、チッソ水俣工場のダイオキシン問題について、県の対応はどうなっているのかと質疑があり、執行部から、今年の六月の調査以降、

会社側でも焼却炉の停止などの改善策を取つた結果、現在はかなり改善されている、同社側には技術的な原因究明と早急な措置を取るよう要請していると答弁があつた。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

前川收経済常任委員長は審査の経過とその結果を報告。委員から、ITに関する講習について、インストラクターの確保等、受け入れ態勢は十分かと質疑があり、執行部から、IT関連産業が好調で、インストラクターは不足傾向との答弁があつた。委員から、住宅品質確保促進法の制定により乾燥材の需要はますます多くなると予想されるが、県内業者の取り組みが遅れていることについて、県は今後どのような指導を行うのかと質疑があり、執行部から、今後もセミナーの開催や施設整備への支援を通じて乾燥材の供給を拡大したいと答弁があつた。委員から、セーフガード制度の発動例について質疑があり、執行部から一般セーフガードは、わが国で発動例はないと答弁があつた。審議の結果、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

田方初美農政常任副委員長は審査の経過とその結果を報告。委員から、農協の融資等の問題が表面化しているが、検査体制はどうなっているかと質疑があり、執行部から、農協法に基づく常例検査を二年に一回実施しており、問題の農協にも、検査で確認し指導していたと答弁があつた。委員から、県内数か所で基準値以上の硝酸性窒素が検出されたが、どう対応するのかと質疑があり、執行部から、今後とも、より適切な化学肥料の

使用を指導するとともに、できる限り化学肥料の減量と堆肥の適切な使用を指導したいと答弁があった。委員から、漁業団体からの漁場へのホテイアオイ流出防止の要望への対応はどうかと質疑があり、執行部から、直ちに現地調査を行った後、関係土地改良区に対し指導を行うとともに、排水路末端に網を設置したと答弁があった。委員から、国営矢部地区農地開発事業について、石が多く、植え付けされていない農地があるが、今後どうするのかと質疑があり、執行部から、国営事業であり、国とも相談しながら対応したいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

坂本哲志建設常任委員長は審査の経過とその結果を報告。委員から、新幹線工事の地元企業の受注状況について質疑があり、執行部から、鉄道建設公団の発注だが、五八工区のうち一六工区に地元企業が参加しており、全参加企業六七社のうち地元企業が一一社参加し、共同企業体で受注している、地元企業の受注機会の確保について従来から同公団に要望しており、参加資格の緩和等による受注機会の拡大が図られているが、今後も引き続き強く働き掛けたいと答弁があった。委員から、予定価格の事前公表の試行状況について質疑があり、執行部から、現在まで特段の問題はないが、三月まで試行し、問題点の把握等に努めたいと答弁があった。委員から、シックハウス症候群に対する取り組み状況について質疑があり、執行部から、ホルムアルデヒド等による健康への影響は現在国でも検討されているが、県は熊本県建築住宅センター等において、原因物質の測定機器

の貸し出しや測定を行っている、今後は建築材料等に関する相談、健康に関する相談等に対応できるよう、さらに検討したいと答弁があった。委員から、熊本港と八代港の位置づけとコンテナ基地の振興策について質疑があり、執行部から、熊本港や八代港は県内全体の港のあり方を検討する中で、港のあるべき姿を明らかにしたい、コンテナ基地の振興は荷主へのポートセミナー開催や首都圏の大手企業や商社をターゲットにした港湾振興活動を展開したいと答弁があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案通り可決または承認することに決定した。

江口隆一文教治安常任委員長は審査の経過とその結果を報告。委員から、玉名郡で発生した児童へのセクハラ事件に関連し、平成一一年四月に文部省から出された「公立学校等における性的言動に起因する問題の防止について」の指導が徹底されていないように見受けられるが、今後どのように指導するのかと質疑があり、執行部から、教職員への指導の徹底を管理職に求める通知文を一月七日に教育長名で出した、今後ともあらゆる場を通じて指導していきたいと答弁があった。委員から、高校総体について、財政的に厳しい中、必要以上に華美にならないこと、節約することが基本であるべきと思うが、どのように考えるかと質疑があり、執行部から、本県では、高校生一人一役活動を展開する、華美にならないよう配慮し、経費節減に努めるとの答弁があった。委員から、一〇月の中学生の逮捕事件について、学校側はかなり前から状況を把握していたというが、

何らかの対策が講じられなかったのか、保護者との意思の疎通が欠けていたように見受けられるが、今後問題を起こした生徒への対応をどうするのかと質疑があり、執行部から、教師は厳しさとともに寄り添い語り込む姿勢が必要である、また、学校、

家庭、地域の役割を再認識し、相互に補完しながら子どもへのかかわりを深めていかなければならない、今後、さらに開かれた学校づくりを目指し、保護者との連携をさらに深めていくよう指導したいと答弁があった。委員から、指導力不足等教員の問題について、研修や再配置等何らかの対策が必要ではないかと質疑があり、執行部から、指導力不足等教員対策は課題として認識しており、判断基準等に難しい問題はあるが、今後文部省の調査研究等も踏まえて、県として何ができるか、検討したいと答弁があった。委員から、信号機の設置に当たり、必要性の基準や予算上の制約があるのかと質疑があり、執行部から、交通流や事故の実態等を勘案し、予算の範囲内において順位の高いところから順次設置している、設置できない場合には、地元住民に十分説明していると答弁があった。委員から、最近の警察官への風当たり等厳しい中で、警察官の自殺が発生したが、現場での仕事がいやになっていのではないかと、警察官は県民から尊敬されることで犯罪の予防、抑制にもつながると思うが、どのように考えるかと質疑があり、執行部から、現場の警察活動が難しい問題を抱えているのは事実である、業務量の増加や捜査活動で一般の協力が得られないなど、現場警察活動の負担となっているが、現場で働く警察官を増強するなどの人

員配置を図るとともに、一人一人の警察官が士気旺盛に職務遂行できることが重要だと考えており、そういった職場環境づくりに配慮したいと答弁があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

河端俊夫総務常任委員長は審査の経過とその結果を報告。委員から、大卒・短大卒・高卒者の新規採用は門戸が狭い状況にあるが、新たな再任用制度としてどれだけ予算を組み、何人程度を再任用するのか、また、新規採用に影響があるのかと質疑があり、執行部から、現在の定数の中で管理するため予算は県全体の人件費の中で対応したい、新規採用は退職者の補充を基本としており、再任用もその中で対応するため、一定の影響があると考えている、実際に再任用が始まるのは平成一四年四月からで、新しい職員と経験豊富な再任用職員とのバランスを図っていききたいと答弁があった。委員から、定年退職者数と新規採用者数は何人を計画しているかと質疑があり、執行部から、定年退職者は把握できるが、勸奨退職、希望退職等があり、退職者数は確定していない、新規採用は退職者数のすべてを補充するわけではなく、諸条件を勘案しながら計画を立てていっていると答弁があった。委員から、防災消防ヘリコプターの運航等について質疑があり、執行部から、配備は来年三月で四月から運航できるよう、業務委託契約のための債務負担行為の設定をお願いしている、運航委託先については、格納庫の共同利用により格納庫建設が必要でなく、経費節減が図られるなどの理由で天草エアラインと随意契約を行う予定と答弁があった。審議の結

果、付託議案は全員賛成をもって原案通り可決または承認することに決定した。

各常任委員長の報告後、新社会党の岩中伸司議員が議案第1号について、次のような反対討論を行った。政府の数次にわたる経済対策はいずれも財政状況を悪化させる結果だった。今回の県の補正予算も国の経済対策をそのまま受け入れ、経済対策が計上された。国の事業をすべて受け入れていく姿勢が、今日の国と地方の危機的な財政状況をつくり出しているのは明らかだ。

討論終了後に採決され、各常任委員長の報告通り、原案を可決または承認した。

2 決算認定議案

- (1) 議案第39号 平成11年度熊本県病院事業会計決算の認定について（九月定例会継続審査事件）（議案第43号 平成11年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について（同））

【説明】二月一九日、荒木詔之決算特別委員長が審査の経過と結果を次の通り報告した。病院事業は外来患者数と医業収益とも順調に伸びている。公営企業四事業会計のうち、電気事業会計は黒字基調を継続し、有料道路事業は当年度末の未処理欠損金が一〇億七千七百万五、〇〇〇円で、前年度と比較すると二・九％縮減された。工業用水道事業会計は依然として低い契約率で、多くの未売却水を抱えている。有料駐車場会計の事

業収益は前年度比〇・八％増で、純利益は一億一六七万円。本委員会としては、工業用水道事業の経営悪化が予想されることから、知事部局とも連携して上水道への転用を含めた具体的な対応と経営健全化に向けた取り組みを要請した。審査の結果、全員賛成で認定することに決定した。

- (2) 議案第18号 平成11年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について（議案第39号 平成11年度熊本県の財団法人水俣病問題解決支援財団に対する出資金特別会計歳入歳出決算の認定について）

【説明】各委員会に付託されたが、引き続き慎重な審査が必要なので、継続審査事件とすることに決定した。

- 【審議】決算特別委員長報告の後、一括して採決され、(1)は異議なく決算特別委員長の報告通り、認定することに決定した。(2)は同委員長の報告通り決定した。

3 条例等議案

- (1) 議案第5号 熊本県職員等の再任用に関する条例の制定について

【説明】地方公務員法、地方公務員法等の一部を改正する法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、熊本県の職員及び市町村立学校職員の再任用に関し必要な事項を定めるため制定するもの。

- (2) 議案第7号 熊本県情報通信技術講習推進基金条例の制定について

【説明】 県が国から交付を受ける情報通信技術講習推進特別交付金により、情報通信技術に関する基礎的な技能の講習の推進を図るための基金を設置する必要がある。ただし、同条例は平成一四年三月三十一日限りでその効力を失う。

(3) 議案第11号 工事請負契約の締結について

【説明】 国道266号松島橋の補修工事について、請負契約を締結する。工事名 国道266号松島橋橋梁補修工事他合併 工事内容 延長一七七・七m▽幅員九・八m、契約金額八億四、五二五万円、契約の方法 指名競争入札

【審議】 議案第7号について、岩中議員より反対討論があったが、採決の結果、各常任委員長の報告通り、原案を可決または承認した。

(4) 議案第43号 教育委員会委員の任命について

【説明・審議】 委員岩野茂道の任期が平成一二年一二月二五日に満了するので、再任の同意を求めるもの。同一九日に上程、直ちに採決され、賛成の起立多数で原案通り同意することに決定した。

4 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
12・12・1	牛深測候所の存続を求める請願	西岡勝成 船田直大
12・12・8	フジモリ・前ペルー大統領の安全の確保に関する意見書の提出を求める請願	古閑三博 吉本賢児 竹口博己 土屋歳明
12・12・8	「乾しいたけのセーフガードの発動と品質表示基準遵守の徹底を求める意見書」に関する請願	松村 昭
12・12・4	熊本の農業家を守る政策確立に関する請願	高野誠一
12・12・5	輸入農産物対策に関する請願	古閑三博

第11節 平成13年2月定例県議会

第一項 要旨

3 議員の異動

環境対策 村上 寅美

会派解散

無所属の会 (三月二二日)

会派異動

篠崎 鐵男 荒木 義行 長瀬 恭祐

自民党入会(同)

1 開会及び閉会

開会 平成一三年二月二七日

閉会 平成一三年三月二二日 (会期二四日間)

2 正副議長及び役員

議会最終日 (三月二二日) に議長、副議長の選挙および各常任委員の改選、さらに特別委員の所属変更および選任が行われ、それぞれ次の通り決定した。

議長 倉重 剛 辞職 荒木 詔之 就任

副議長 村上 寅美 辞職 吉本 賢児 就任

常任委員長

総務 園村 敬二 厚生 林田 博達

経済 江口 隆一 農政 前川 收

建設 河端 俊夫 文教治安 坂本 哲志

特別委員長

地域対策 松村 昭 交通対策 草村 照

常任委員会

総務 ◎園村 敬二 ○幸山 政史 杉森 猛夫

前畑 淳治 村上 寅美 土屋 歳明

岩中 伸司 平野みどり 藤川 隆夫

◎林田 博達 ○坂田 孝志 山本 秀久

山本 靖 倉重 剛 渡辺 利男

篠崎 鐵男 荒木 章博 大西 一史

◎江口 隆一 ○早川 英明 米原 賢士

西岡 勝成 高野 誠一 鬼海 洋一

長瀬 恭祐 氷室雄一郎 小谷 邦治

◎前川 收 ○小杉 直 古閑 三博

小早川宗一郎 松村 昭 吉本 賢児

農政

本県議会は、平成二三（二〇〇一）年二月二七日午前一〇

時二分、五五人の全議員が出席して開会。内容は、平成一三年度一般会計予算等諸議案の審議、議決であった。新県総合計画、川辺川ダム問題・五木村の振興、財政健全化・行財政改革・市町村合併、有明海八代海再生・ノリの不作など活発に論議された。平野みどり議員は、代表質問を終えるに当たり、次のような意見、感想を披露した。新たな世紀、二一世紀に臨んでの民間出身の知事への期待の大きさがうかがえた。

二一世紀がいよいよスタートいたしました。大変な時期に潮谷義子知事は県政のかじ取りをされることになったと私は思っています。私たちが知事を支えてさしあげられることがあれば一生懸命やりますし、少しここはおかしいのではないか、ちよつと違うよということに関してはどんどん発言し、提案をさせていただきつつ、健全な議会と知事そして執行部との関係をつくつていけたらと思います。

(以下略)

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成12年度熊本県一般会計補正予算(第3号)	可決
2	平成12年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第2号)	〃
3	平成12年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)	〃

4	平成12年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	可決
5	平成12年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算(第1号)	〃
6	平成12年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)	〃
7	平成12年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
8	平成12年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	〃
9	平成12年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃
10	平成12年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
11	平成12年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
12	平成12年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃
13	平成12年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)	〃
14	平成12年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)	〃
15	平成12年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)	〃
16	平成12年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)	〃
17	平成12年度熊本県有料道路事業会計補正予算(第1号)	〃
18	平成12年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	〃
19	平成12年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)	〃
20	公有財産の取得について	〃
21	工事請負契約の変更について	〃

43	平成13年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
42	平成13年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算	〃
41	平成13年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
40	平成13年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
39	平成13年度熊本県農業改良資金特別会計予算	〃
38	平成13年度熊本県一般会計予算	可決
37	専決処分の報告及び承認について	〃
36	専決処分の報告及び承認について	〃
35	専決処分の報告及び承認について	〃
34	専決処分の報告及び承認について	〃
33	専決処分の報告及び承認について	承認
32	専決処分の報告及び承認について	〃
31	県道の路線廃止について	〃
30	県道の路線認定について	〃
29	工事請負契約の変更について	〃
28	工事委託協定の締結について	〃
27	工事請負契約の締結について	〃
26	工事請負契約の締結について	〃
25	工事請負契約の締結について	〃
24	工事請負契約の変更について	〃
23	工事請負契約の変更について	〃
22	工事請負契約の締結について	可決

63	熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	〃
62	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
61	熊本県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
60	平成13年度熊本県有料駐車場事業会計予算	〃
59	平成13年度熊本県工業用水道事業会計予算	〃
58	平成13年度熊本県有料道路事業会計予算	〃
57	平成13年度熊本県電気事業会計予算	〃
56	平成13年度熊本県病院事業会計予算	〃
55	平成13年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付に係る県債償還等特別会計予算	〃
54	平成13年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
53	平成13年度熊本県流域下水道事業特別会計予算	〃
52	平成13年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
51	平成13年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
50	平成13年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃
49	平成13年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算	〃
48	平成13年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計予算	〃
47	平成13年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃
46	平成13年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
45	平成13年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
44	平成13年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	可決

64	熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決
65	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
66	県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
67	熊本県工場等設置奨励条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
68	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
69	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
70	熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
71	熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について	〃
72	熊本県立保健学院条例の一部を改正する条例の制定について	〃
73	熊本県健康センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
74	熊本県立保育大学校条例の一部を改正する条例の制定について	〃
75	熊本県テクノポリスセンター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
76	熊本県工業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
77	熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について	〃
78	熊本県林業研究指導所条例の一部を改正する条例の制定について	〃

79	熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決
80	熊本県牛深漁港管理会設置条例を廃止する条例の制定について	〃
81	熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
82	熊本県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例の制定について	〃
83	熊本県豊表格付条例の一部を改正する条例の制定について	〃
84	熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
85	熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
86	熊本県一般海域管理条例の一部を改正する条例の制定について	〃
87	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について	〃
88	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
89	熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について	〃
90	熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
91	熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
92	熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
93	熊本県警察署協議会条例の制定について	〃

24	23	22	21	20	19	18	(決算認定議案)	102	101	100	99	98	97	96	95	94
平成11年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について(12月定例会継続審査事件)	平成11年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について(シ)		監査委員の選任について	監査委員の選任について	監査委員の選任について	熊本県道路公社定款の一部変更の同意について	包括外部監査契約の締結について	公有財産の減額貸付けについて	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について
〃	〃	〃	〃	〃	〃	認定		〃	〃	同意	〃	〃	〃	〃	〃	可決

39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
平成11年度熊本県の財団法人水俣病問題解決支援財団に対する出資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県の財団法人水俣・芦北地域振興基金に対する貸付資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県水俣湾等堆積汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成11年度熊本県不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	認定

(議員提出議案)

1	八代海の環境調査及び水産振興を求める意見書	可決
2	熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例の制定について	〃
3	高齢者及び障害者の雇用促進を求める意見書	〃
4	食品の安全性確保の強化を求める意見書	〃
5	「核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言」に関する決議	〃
6	熊本県政務調査費の交付に関する条例の制定について	〃
7	じん肺り患者の救済とトンネルじん肺対策の充実を求める意見書	〃
8	有明海ノリ不作に対する原因究明、対策及び金融支援に関する意見書	〃
9	石原東京都知事の九州新幹線発言に対する抗議決議	〃

3 知事の提案理由説明

(1) 県政の動き

冒頭、知事就任から一〇か月が経過したことに触れ、県政を担ってひたすらに走り続けてきた毎日で、緊張の連続と振り返った。この間、熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」(以下「県総合計画」という)の策定、男女共同参画社会への推進体制づくり、ユニバーサルデザインの普及、九州新幹線鹿児島ルートフル規格全線着工決定、ソニーの進出等、県政を進めてきたと述べた。平成一三年度を財政健全化に向けた第一歩で、県総合計画へのスタートをきる年と位置づけ、将来

発展への確かな道筋をつけたいとの決意を示した。

(2) 平成一三年度当初予算案等について

平成一三年度当初予算の編成では、財政健全化計画を踏まえ、財源不足額を前年度の二五八億円から一三四億円に圧縮した上で、財政調整に活用し得る四基金(以下「財政調整四基金」という)を八〇億円取り崩し、財政健全化債五〇億円の発行などで収支均衡を図ったとした。県総合計画の「21世紀への挑戦プロジェクト」や県内経済の活性化に向けた施策等への配分に努めるなど、新世紀の県勢発展に配慮した予算となるよう編成したとも述べた。一般会計予算額は八、一三二億円で、平成一二年度本予算と比較すると三・七%減。その主な財源は県税一、五四一億円、地方交付税二、六三二億円、国庫支出金一、五七八億円、諸収入四五〇億円、県債一、一一七億円。歳出予算の主な内容を、県総合計画に沿って説明。「新世紀を拓く産業が息づくくまもと」では、農業の振興をまず取り上げ、売れる農産物づくり、農産物の生産・流通対策、担い手対策、農業生産基盤整備、環境保全型農業の推進を挙げ、林業の振興、水産業の振興と続けた。また商業の振興、貿易の振興、工業の振興、企業誘致、人材確保と雇用の促進、平成一四年度同時開催の全国障害者技能競技大会と技能五輪全国大会では「ノーマライゼーション」の理念浸透を図るとともに、障害者を含めた職業能力開発促進を図るため」に準備を進めると意気込みをみせた。「新世紀を支える基盤が充実するくまもと」では、熊本駅周辺の整備、八代北部流域下水道の整備や個人設置型合併処理

浄化槽への助成制度、高規格幹線道路の整備、地域高規格道路の整備、天草空港の利用促進への取り組み、台風18号の被害復旧対策、高潮・高波や河川等の危機管理体制の整備、情報通信基盤整備、電子県庁の基盤構築、県条例や規則検索システムの構築を挙げた。「新世紀に生きる『ひと』が輝くくまもと」では、警察署協議会の設置、新運転免許センターの建設や交通安全施設の整備、モデル地域での子育て支援体制の整備、児童相談所の機能強化、ファミリーサポートセンター設立のための支援事業、教育改革の推進、県立大学の文学部と総合管理学部の大学院の設置、私立学校の振興に、痴呆性高齢者グループホームの整備などの高齢者対策、くまもと障害者プランの各種事業の推進、くまもと総合療育センター整備の基本計画の策定、ユニバーサルデザインの人材育成や地域活動への支援とその指針の取りまとめ、新たなやさしいまちづくり推進計画の策定に触れた。「次の世代へ継承する豊かな環境をはぐくむくまもと」では、平成一三年度中の熊本県環境基本指針および環境基本計画の策定、ISO14001の平成一三年度中の認証取得、化学物質のモニタリング調査等の継続、地下水保全対策、廃棄物対策、県総合射撃場内の鉛対策工法等の検討、第六回地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議の成功に向けた取り組み、水俣病問題の解決と水俣・芦北地域の振興を挙げた。「新世紀とともに築く『協働社会』くまもと」では、男女共同参画計画の策定、男女共同参画条例の制定に向けた検討、ドメスティックバイオレンスへの対策、県民交流プラザの整備と機能充実に向

けた検討、県民に開かれた行政システムづくり、パブリックコメント手続きの導入、メールマガジンによる広報活動を挙げた。このほか、平成一二年度補正予算案の説明があり、主な内容は、国の経済新生対策に対応した高速ネットワーク環境の整備、地域産材の木造公共施設等整備等。通常分では、城南工業団地の購入経費、高金利の県債の繰り上げ償還等に要する経費等。一六八億円の増額補正の結果、平成一二年度一般会計予算額は八、八一九億円となった。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

三月八日に前畑淳治（自由民主党）、平野みどり（県民クラブ）、九日に土屋歳明（無所属の会）、城下広作（公明党）の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

前畑議員は、次の内容の質問を行った。

（一）昨日の新聞報道によれば、知事は、ダム工事は稚拙に結論を出すべきでないと慎重な姿勢を示したとのこと。本日の新聞には、地元は知事の言葉に不安や不満を感じた、との記事が載っている。これまでの経緯や進捗状況、流域市町村からの要望などからは、長野県知事の脱ダム宣言とは前提が全く異なると認識する。知事の見解を聞きたい。（二）川辺川ダムが八代海の環境に与える影響を懸念する八代海沿岸の漁業協同組合（以下「漁協」という）の声に関連して、環境調査や水産振興

に関する今後の方針について。(3) 五木村、相良村の生活再建や五木村の地域振興を国土交通省に強く求めるべきと考えるが、知事の考えについて。(4) ①今後の財政健全化への決意について。②財政健全化と二律背反する地域経済の活性化に向けた今後の取り組みについて。(5) 効率的、効果的な執行体制の整備にどう取り組むのか。(6) 県の財政健全化に伴う出資団体等の見直しについて。(7) 平成一三年度の県政の方向性に、パートナーシップの理念をどう具体化し、県民の意見をどう取り入れるのか。(8) 環境立県くまもとに向けての取り組みについて。(9) ①(ア) 今回のノリ被害に関して、雇用支援や生活福祉資金など、漁業者への支援について。(イ) 原因調査を行い、有明海再生のための対策が必要。どのような調査、対策を行うのか。②今回のノリ被害では、何がどのように影響し、問題を引き起こしているのか明らかにすべき。この取り組みについて。(10) ①市町村合併は、県の取り組みの結果、どのような動きになっているのか。②(ア) 市町村合併特例法(「特例法」という)の期限までに合併を推進する上で、平成一三年度をどのような年と位置づけるのか。(イ) 県独自に創設される市町村合併特別交付金をはじめ、具体的な取り組みについて。(11) ①新たな世紀を迎えた平成一三年度予算で、どのような中小企業対策を講じるのか。②雇用対策について。(12) 平成一三年度当初予算にある大消費地の量販店の県産農産物販売店は、どのような販売拠点なのか。

これらの質問に対して、県執行部は次のように答弁した。

(1) 川辺川ダム事業は、球磨川流域住民の命や財産を守るための基盤として必要不可欠で、平成七年九月から八年八月までの川辺川ダム事業審議委員会(以下「審議委員会」という)での総括、事業の進捗状況、地元流域市町村の促進要望を踏まえて、対処すべき。一方、審議委員会総括の経過が十分には伝わっておらず、目的や環境問題等論点の指摘もある。とくに、二月二八日の球磨川漁業協同組合総代会で漁業補償締結の議案が否決されたことを受けた土地収用法の収用裁決申請は、地元の混乱を招き、将来に禍根を残すものである。昨日、五木村関係者にもそのような趣旨のことを伝えた。まず関係者へ説明を行い、理解を求めるべきと国に強く言いたい。(2) 八代海の環境への懸念の声に国は説明責任を果たすべきと考える。有明海で予定されている国と関係県の共同調査と同様の調査対策を八代海でも求めたい。県も、国や大学、関係市町と連携した調査研究の体制づくりに取り組みたい。八代海の水産振興は、近年マイワシやタチウオなど漁獲量が減少しているため、資源管理委員会を設置し、資源の回復に努めたい。とくに、昨年一二月策定の新魚類養殖基準に基づき、環境に負荷を与えない魚類養殖を推進したい。(3) 苦渋の選択をして、ダム本体工事の着工に同意した五木村、相良村の生活再建に万全を期すとともに、付け替え道路の整備等を進めてもらうよう国土交通省に申し入れていく。ソフト面も含めた五木村、相良村の地域振興に取り組みたい。(4) ①財政健全化計画の策定を受けた平成一三年度予算でその第一歩を踏み出せたが、一四年度から一七

年度までに、約二四七億円の財源不足が見込まれ、四基金の残高は一三年度末見込みで八二億円とはば底をついている。今後さらなる見直しに努力したい。②財政健全化と地域経済の活性化は、二律背反の面があるが、施策の企画立案から事業の執行までに創意工夫を凝らしたい。(5)執行体制の整備では、中期定員管理計画を改定した。今後、地方分権の進展、少子高齢社会の到来、電子県庁の進展等に的確に対応する観点から、ピラミッド型組織の見直しを含め、そのあり方も検討したい。(6)平成一一年一二月策定の熊本県出資団体等の見直しに関する方策等に基づき取り組みを進めており、本年四月には熊本テクノポリス財団等三財団の統合、熊本県農業会議と熊本県農業後継者育成基金の事務局統合の予定。また、平成一三年度当初予算で補助金等を五億五、〇〇〇万円削減する。土地開発公社では、分譲不振の城南工業団地で県が購入してリース制度を導入し、白岩産業団地では公社の繰越金を活用した分譲価格の引き下げなどの対策を講じる。(7)財政健全化と県総合計画は、ともに県勢の発展と豊かな県民生活の実現を目指すもの。県政の運営では、協働社会くまもとづくりの理念を中心に据え、パートナーシップをキーワードに、平成一三年度当初予算ではユニバーサルデザイン定着のための施策の展開、子育てネットワークの整備やファミリースポーツセンターへの支援、県民交流プラザの整備等を図りたい。政策立案過程での県政パブリックコメント手続きを平成一三年度から創設する。政策評価でも、県総合計画推進委員会による外部評価も取り入れ

る。(8)平成一三年度は、熊本県環境基本指針および熊本県環境基本計画の見直しで、森林等の保全、受益者負担のシステム構築の検討を行う。隣県や関係機関と連携した窒素、燐の削減対策の検討、生活排水対策の充実、環境に優しい農業、漁業の推進等により、水環境の保全を進める。不法投棄の監視強化や啓発・支援活動の充実を図り、来年度中に廃棄物処理計画を策定する。発達段階に応じた学習内容を定めたガイドライン作成と推進方策の検討で、環境教育を進めたい。平成一三年度中をめどにISO14001の認証取得を目指すこととしている(知事)。(9)①(ア)ノリ養殖業者への金融支援策は、農林漁業金融公庫の沿岸漁業経営安定資金および県単独資金の融資枠一〇億円を設け、無利子または低利の緊急融資を行い、漁業信用基金協会に融資保証の要請も行った。資金の返済期間等の償還条件の緩和要請を金融機関等へ行い、養殖共済金の早期支払いも要請、荒尾、牛水の漁業者には二月一日に仮払いが行われた。生活支援では、県社会福祉協議会に生活資金の貸付けを要請した。雇用では、関係市町の漁場再生事業等に、緊急地域雇用特別基金による支援を行う。(イ)国では第三者委員会が設置され、三月末には有明海の潮流等の緊急調査の結果が公表される。来年度からは有明海の漁業環境の総合調査が実施され、九月までに中間報告の予定。本県も国および関係県と共同で取り組む。また、県独自の有明海漁業生産力調査を県立大学や熊本大学の協力を得ながら実施し、漁場の生産力回復に取り組む(林務水産部長)。(2)干潟の干拓や河川水の汚濁、天候異

変やブランドの発生等の因果関係解明が豊かな海再生の手がかりになる。国との共同調査と合わせ、早急に原因を究明したい。(10) ①県内全地域で市町村による調査研究の場が設けられ、環境変化、行財政の現状、地域の将来像、合併の利点および課題等が取りまとめられている。とくに中球磨五か町村は平成一五年四月の合併に向け順調に協議が進み、天草地域は大矢野町のほか三町、本渡市および牛深市はか九町で、二つの任意の合併協議会が四月に設置される。宇城地域や玉名地域等の四地域で、市町村長や議長等で構成する検討会を設置している。

②(ア)平成一七年三月までの特例法の期限を考慮すると、平成一三年度は合併の山場と考える。(イ)平成一三年度は住民への啓発とともに、市町村合併推進会議の設置や各地域振興局のリレーシンポジウムの開催などを予定している。一合併五億円を基礎に上限一〇億円の市町村合併特別交付金の制度を新設する。(11) ①中小企業の活性化対策として、四月に熊本テクノポリス財団、中小企業振興公社等の三財団を統合し、くまもとテクノ産業財団とする。経営上の支援拠点の地域中小企業支援センターを五か所から七か所に増設。大学等技術移転事業や資金調達の機会を提供するベンチャーマーケットの開催等、生産連携や経営革新に取り組む企業を支援する。また、金融円滑化特別資金を創設し、不況対策の資金確保、短期資金の需要にこたえるための制度改革を行う。②雇用対策では半導体関連産業を中心に、経済波及効果の高い分野の企業の誘致とともに、平成一四年に県立技術短期大学校に映像システム技術科を新設

する。引き続き緊急地域雇用特別基金事業に取り組み、ＩＴ化に対応した職業訓練の充実にも努める。(12) 関東、関西の量販店に、農産物や水産物等幅広い品ぞろえの常設販売コーナーを設置、生産者も参加しての販売フェアの開催など、熊本ブランドの周知と理解を促し、そこでの情報を生産対策にフィードバックさせる(知事)。そして、知事自らも常設販売コーナーに出向き、熊本ブランドの一層の確立を図ると付け加えた。

平野議員は、次の内容の質問を行った。

(1) 財政再建と二一世紀を切り開く県政運営のための①職員意識改革と抜本的な組織改編について。②大規模公共事業の見直しについて。③抜本的な構造改革と予算配分について。(2) ①有明海のノリ養殖業の、諫早湾の干拓工事阻止や農林水産省への要望行動などについて、環境立県くまもとを目指す熊本県としてどのように考えるか。②単独で予算化した一、〇〇〇万円の漁場環境調査費だけで十分なのか。積極予算が必要ではないのか。研究や研究スタッフ増員など、ソフト面に充てる費用を充実させるべきと思うが。今後、どう取り組むか。(3) ①今こそ、自然との共存による治水を研究し、川辺川ダム建設と決別すべき。知事の見解を聞きたい。②国と県の責任で、五木村と相良村の振興と生活再建への道筋を立てるべき。どう考えるか。③二月二八日の球磨川漁協総代会は、ダム推進派が漁業補償交渉締結を議題に載せたが、最終的に否決され、本体工事年度内着工の見通しは立っていない。ダム反対派

は、昨年九月一日の臨時総代会で補償交渉委員会の設置決議無効を求める総会開催を請求したが、県の指導勧告があったにもかかわらず、開催しなかった。水産業協同組合法第七三条の三第二項では、理事会は「請求のあった日から二〇日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない」とあり、明らかに法律違反。また、第一二四条で、都道府県知事は「必要な措置を取るべき旨を命ずることができる」となっているが、今日まで指導勧告が徹底しなかった。結果的に違法行為を見逃してしまっていることについてどう認識するか。(4) 制定から五〇年以上経過した教育基本法は、時代に合わないとの指摘があるが、むしろ個人の尊厳や人格完成の理念がいまだに実現されていないと考えるべき。時代は今こそ教育基本法を求めており、本県の教育改革も、その理念を生かす方向で検討すべき。教育長の考えを聞きたい。(5) ①インクルーシブな教育、ともに生き、ともに育ち合う教育の実践は、今日の教育を考える方向性であり、詰め込みや画一的評価に偏りがちな今日の教育を変える力を持ち、子どもたちの生きる力につながると確信する。障害がある児童生徒等に対するインクルーシブな教育についての見解とさらに広い包み込む教育と教育改革について。②本県の当面の課題は、養護学校高等部や高等養護学校への全員入学の実現ではないか。全員入学ができていないのは、九州では本県だけだ。どう考えるか。

これらの質問に対して、県執行部は次のように答弁した。

(1) ①地方分権の進展で、地方公共団体職員の自覚と政策

形成能力の向上が求められることから、研修等はもちろん、私自らが考え方や姿勢を示して、職員の意識改革や能力開発に取り組みたい。県民ニーズの多様化や増大、社会経済情勢の変化に的確に対応できる、簡素な執行体制の整備に取り組みたい。②大規模公共事業の見直しは、事業の優先度の峻別と重点化の観点から検討したので、事業の中止、休止等だけが目的ではない。検討結果のオープン初めての試みで、県議会をはじめ、幅広く意見をもらいながら、進めたい。③財政健全化計画に基づき、あらゆる分野で見直してきた。義務的経費の割合が大きい福祉、教育でも、伸び率を低く抑え、公共事業では補助公共事業九・七%、単県公共事業二〇・二%と大幅な削減を行っている。一方、公共事業では、高速交通網の整備の経費等を確保し、福祉ではこども総合療育センターの機能充実を図るための基本検討に着手するなど、重点化を図った。(2) ①諫早干拓の潮受堤防の水門開放については、現在、国の第三者委員会での審議中であり、今後の推移を見守りたい(知事)。②平成一三年度から新たに赤潮発生のカニズム等を究明する有明海漁業生産力調査事業に取り組む。有明海の総合調査も、国および関係三県と共同で取り組んでいく。幅広く専門的な調査研究が必要で、水研センター研究員の資質向上や関係部局との連携等が必要である(林務水産部長)。(3) ①川辺川ダム事業は、球磨川流域住民の命や財産を守るための治水対策として、必要不可欠とされている。平成七年九月から八年八月まで審議委員会での治水、利水、環境等について審議され、継続実施が妥当との答

申が出された。事業はすでに半分以上が進捗し、水没者の八割以上の移転が完了しており、五木村、相良村をはじめ、流域の一五市町村の議会でダム促進決議がなされ、一九市町村のダム建設促進協議会は建設促進を要望している。県は本ダム事業が必要不可欠な目的を有し、地元からの強い要望があることを認識して取り組むべきとしているが、個人的意見として「環境立県くまもとを標榜する立場から、環境保全対策の先進的、モデル的なものとなるようこれからも願いたい」と付け加えた。また、「審議委員会の総括の経緯等が伝わっていないことや目的、環境問題等の論点が指摘されており、まず関係者に説明を行い、理解を求める努力を行うべきということを国に言いたい」とも述べた。②五木村の地域振興も重要で、現在、村役場や各種公共施設などのハード面だけでなく、ソフト面も含めた地域振興策の具体化にも取り組んでいきたい（知事）。③ダム建設をめぐる意見の対立から、昨年一月二日請求の球磨川漁協の臨時総会が開かれていないことは遺憾である。水産業協同組合法では、組合員による自主的な解決と円滑な運営が基本となっており、組合の自主性を尊重しつつ、指導してきた。今後とも、法および組合法の趣旨に基づき対処していく（林務水産部長）。④昨年九月策定の教育改革大綱は基本的な方向性を示したもので、現在、県教育会議の中で、具体的な施策について議論している。各分野の方々の意見助言をいただきつつ、教育改革に取り組んでいく。⑤①これからの特殊教育は、障害のある子ども一人一人のニーズを把握し、必要な支援

を行うことが重要である。県としても、早い時期からの教育相談、保護者や本人の意向を大切にした就学指導、質の高い教育実践等に努めている。今後とも、インクルーシブな教育の理念を尊重し、すべての子どもの教育で、個性を重視し、個に応じた教育の充実に努めることは、教育改革を進める上でも意義があると考えられる。②養護学校高等部や高等養護学校への全員入学では新設や学級増で、希望者がいづれかの養護学校へ入学できるように努めてきた。平成一三年度は全員入学が可能な状況にある（教育長）。

土屋議員は、次の内容の質問を行った。

①①消費税は、平成一二年の見込みで二兆円だということ。それを、国が四、地方が一で配分されるが、これを三対二に言うべきではないか。②外形標準課税の問題を昨年質問したときには黒田副知事から、平成一三年度以降強く要望したいとの話があった。それをいつ、どのように具体化するのか。③ほかの県や大きな市で出されている環境税など、検討しているのか。④川辺川ダム問題の一番は、地元の人たちのことだ。何とか早く川辺川ダムを造って安堵させてほしい。五木村の皆さんにこたえるコメントがほしい。⑤球磨・人吉の振興策では、山形県寒河江市とほかの町村の取り組みは参考になる。寒河江市が五〇億円で観光センターを造り、そこにいろんな施設を造って、ファミリー客二〇〇万人近くが集まるそう。こういう観光農業をやってみてはどうか。⑥熊本県の

農業、とくに野菜農家で深刻なのが海外からの農産物輸入である。韓国や中国がとくにミニトマトなどの野菜等で競合しているそう。どのように対応するのか。被害を受ける農家への対応を考えているのか。(5) ①有明海、八代海の問題について、ノリの生産額を平成元年から一年まで見てみると、最高が平成九年の百数十億円、後は七〇億円台が二回ある。ここ二、三年は八〇億円台で、その前が七〇億円台。今年も悪いとなると、この三年はどうもおかしい。この点について聞きたい。(2) 熊本県漁業協同組合連合会の資料によれば、アサリ貝は昭和五六(一九八一)年、五七年がピークで、五九年度から下がり、平成元年度では底近くになった。この原因は何か。(3) 昨年の赤潮と今年のノリのプランクトンとの相関関係はあるのか。(6) ①六五歳以上の介護保険料徴収率について。(2) 介護保険料は昨年一〇月から六五歳以上が半額徴収になった時、「自分は知らなかった」という人が多くいたそうだが、今度はそれも言わずに督促状が来たそう。介護保険料の徴収のPRについて。(7) ①当面の教育問題は非行やいじめ、学級崩壊ではないか。いかに解決するのか。(2) (ア) 総理大臣の諮問機関の教育改革国民会議の一七の提言は、非常にいいことを言っている。熊本県教育改革大綱とどのように整合性を持たせるのか。(イ) その中の家庭教育について。(ウ) ボランティア活動について。これらの質問に対して、県執行部は次のように答弁した。

(1) ①歳出では国と地方が約一対二で、税収では二対一だ。この乖離を縮小する方向で、税財源の配分を見直す必要がある、

消費税や所得税等の税財源の移譲を早急にするよう九州地方知事会、全国知事会を通して要望し、独自にもしてきた。しかし、国も厳しい状況で、景気状況等をみながら税源配分のあり方について見直すのが現実的だ。(2) 法人事業税への外形標準課税の導入では、昨年九月の全国知事会で平成一三年度制度創設が求められ、一月に旧自治省が具体案を示し、政府税制調査会で論議されたが、結論には至らなかった。今後とも国に強く要望していく。(3) 財政健全化計画にも、独自の財源確保策を検討するとしており、熊本県環境基本計画でも導入の可能性を検討課題としている。(2) (質問から、水害の恐ろしさ、悲慘さを身にしみて感じ、五木村の人々の思いに何とかこたえたいという気持ちで伝わってきた」と前置きし、これまでの答弁内容(前畑議員の代表質問(1)の答弁)を繰り返した。(3) 人吉・球磨地域にはメロン、イチゴ、栗、梨、桃といった特産物があり、球磨地域振興局で観光農業を含めた検討を行っている。寒河江市等先進調査や地域資源洗い出しなど、基礎的な調査検討に取り組んでいる(知事)。(4) 韓国や中国では、施設建設や経費等がわが国と比べ大きな格差があり、この価格競争力を背景に、国を挙げて輸出農業に取り組んでいる。韓国では、わが国と同一品種を栽培し、国の試験研究機関でイチゴの育種や栽培試験が行われている。中国でも、わが国輸出のための大規模な農業モデル団地が政府支援で建設されている。このため、セーフガードの発動等輸入制限措置を国に要請してきた。県は新品種の導入や新作目への転換、リースハウスの導入、糖度セ

ンサーの整備、低コスト園芸施設の導入実証、減農薬栽培等を進めていく。経営所得安定対策の早期実現も国に要請したい（農政部長）。（５）①、③この冬の有明海のノリ被害は、高い海水温と多い日照時間など、ブランドトンが増えやすかったことが原因の一つと考えている。昨年夏の八代海の赤潮は、植物性プランクトンの大発生が原因。梅雨時の少ない雨量と高水温などの気象条件が影響したものと考えられる。これらの赤潮発生に、

相関関係は考えにくい。②アサリは、河川等からの影響をとくに受けやすく、とり過ぎや生息環境の悪化、台風や大雨による斃死、ツメタガイやエイによる食害等の要因が重なった結果と考えている（林務水産部長）。（６）①市町村窓口等納入の普通徴収の納入状況は、平均七二・七％。その後の徴収努力の結果、本年二月一三日現在で九二・三％となっている。二月一三日現在の特別徴収分を含めた収納率は九八・八％である。②市町村の保険料納付については繰り返し広報等を行い、説明書を送付するなど工夫している。県でも広報等に努めたい（健康福祉部長）。（７）①少子高齢化、情報化、国際化が進む一方で、いじめ不登校、中途退学、非行問題など取り組むべき課題があり、平成一四年度から始まる新学習指導要領の実施や学校完全週五日制への対応等も抱えている。県としていかに取り組むか方向性を示したものが熊本県教育改革大綱である。②（ア）国民会議の提案に関連する施策について、一二月に設置した教育会議で具体的に組み込んでいきたい。（イ）家庭教育では、現在、専門家による巡回相談や家庭教育手帳の配布などを実施しており、

来年度は家庭教育意識調査を実施して、今後の施策に生かしたい。（ウ）奉仕活動はほとんどの小中高等学校で実施しており、福祉施設での介護体験や職場体験、清掃活動などを通じて、その意義を学んでいる（教育長）。

城下議員は、次の内容の質問を行った。

（１）①新幹線工事区間では、多くの県内企業が参加できるような配慮を考えているのか。②（ア）有明海ノリ被害業者の夏場の雇用対策をどう考えているのか。（イ）今後のさらなる支援について。③倒産数の激増も予測されるが、県内建設業者への配慮について。（２）①昨年四月一日に地方分権一括法が施行されて一年を迎える。県として今後独自色をどう出すのか。②（ア）市町村合併問題での地域住民の位置づけと参加促進について。（イ）住民投票制度について。（ウ）県内合併の動きと今後の取り組みについて。（３）①新しい熊本駅のデザインでは、土地開発公社所有の万日山用地が決め手になる。今後どうするのか。②（ア）五一団地、四、一四八戸供給は、住宅供給公社の実績だが、契約率は五八・九％。いつまでに一〇〇％を達成するのか。（イ）新たな負債の種になりかねない武蔵ヶ丘東ニュータウンを、今後どうPRするのか。（ウ）人口減少で住宅供給も下降すると言われる中、住宅供給公社に來年度以降も分譲宅地の計画があるのか。（４）①昭和五九年、六〇年の第一回と平成五年、六年の第二回の県、市共同による熊本地域地下水総合調査の後、地下水位はどのように推移しているのか。

②県と関係一六市町村で熊本地域地下水保全対策会議が設置されている。どんな意見が交わされ、どのような対策を講じられたのか。③地下水のくみ上げに伴う工業関係者の循環装置設置率について、本年一月より井戸届け出者に義務づけられたメーターの取り付け率について。④知事の議案説明要旨に「熊本地域において、地下水の受益者が応分の負担」とあるが、だれを対象に、いくらぐらいを求めるのか。(5)①廃家電品の円滑な回収にどう対応しているのか。家電品目に関しては料金が絡むため不法投棄が増えるかと心配する声もある。対策は考えているのか。②国も第三セクター方式の産廃処理施設で、建設費用の補助を拡充するようだが、県は廃棄物処理計画の策定で何をポイントに検討するのか。③今後の産廃施設の場所選定では標高や地下水、生活用水への影響などの基準を設けるべきと思うが、どうか。(6)①川辺川ダム建設について。護岸整備等で危険性の心配がなくなったとの声もある。どのように考えるか。②球磨川の治水は「ダムではなく農地の遊水地利用で」との意見があり、国土交通省も昨年の河川審議会の答申で、多様な治水対策の検討性を認めている。この点について。③昭和四〇年七月の洪水は、市房ダムが被害を大きくしたとの意見について実際はどうなのか。④地域の農業用水は要らないとか、利水事業を行うと農業の負担が大きくなるばかりとの声がある。地元の見解はどうか。県として今後どのように推進するのか。⑤八代海沿岸の漁協から八代海への影響を懸念する声が上がっている。ダムと環境保全の考え方について。

これらの質問に対して、県執行部は次のように答弁した。

(1)①県では、日本鉄道建設公団に県内企業の参加機会確保をお願いし、公団でも資格要件緩和などを行い、参加も増えてきた。②(ア)一二月発生の赤潮によるノリの不作については、国や有明海沿岸三県と共同の環境調査で要因究明を行い、一〇月からノリの種つけができるよう努めていく。荒尾地区と県北地域の関係市町の漁場再生事業等に緊急地域雇用特別基金による支援を行い、熊本労働局、職業安定所と連携して職業相談も行うこととしている。(イ)ノリ不作の影響は製品製造業者に及ぶことも危惧され、庁内のノリ被害対策連絡会議で実態把握に努め、地場産業振興対策資金や経営安定対策資金による金融支援策を講じる。③県内建設業者は、公共事業への依存度が高く、中小業者も多い。可能な限り受注機会の確保に努めたい。(2)①男女共同参画社会の形成に関する条例等の制定、法定外目的税の導入可能性の検討等に取り組んでいく。県民の県政参画のための意見提出手続きにも取り組みたい。②(ア)市町村合併は、市町村長や議会の主体的な取り組みを基本に、最終的には地域住民の意向を踏まえて意思決定される。住民にも積極的に参加してもらいたい。(イ)住民投票制度の創設を目的とする特例法の改正案も今国会に提出予定という。県は地域住民が合併問題に参画する手法として、住民発議制度や住民投票制度も有効と考えている。(ウ)（前畑議員の代表質問(10)への答弁と同じ内容の答弁の後、次のように続けた。）県は、特例法期限の平成一七年三月までに県内各地域で合併が成就する

よう市町村合併特別交付金制度の新設や市町村合併推進会議の設置等合併推進事業を実施していく（知事）。（３）①万日山は、熊本駅周辺の整備と併せて検討する必要があるが、具体的整備方針は未定。民間資本の活用も有効な方策と考えている（企画開発部長）。（２）（ア）二月末現在で六団地を募集し、二団地については来年度に、残りの団地も今後三か年で完売を目指したい。（イ）武蔵ヶ丘東ニュータウンは「光の森」と命名し、熊本市に隣接し、交通アクセスもよく自然環境にも恵まれ、学校や大型ショッピングセンターなど生活利便施設建設も予定され、一部分譲を始めた。幹線道路とアクセスする道路網整備など、交通渋滞の緩和にも配慮している。（ウ）住宅供給公社の新たな計画は、今のところない（土木部長）。（４）①熊本地域の地下水位は一四か所で測定。例えば、菊陽町辛川は昭和五七年から五九年までの平均二六・一mに対し、平成九年から一一年までは平均二三・八mと低下傾向にある。地下水涵養量は、平成二年の約七億トンから平成一〇年には六億七、〇〇〇万トンに減少している。②熊本地域地下水保全対策会議で保全方策や事業方法を協議しながら、雨水浸透施設や雨水利用施設の整備促進、白川中流域の水田での地下水涵養実験、節水コンクール等啓発事業、水循環の状況調査等を実施している。現在、地下水保全事業支援システムについても検討している。③平成一〇年度の循環利用率は、熊本地域で八〇・五％と全国平均の七七・九％と比べ高い。水量測定器の取付け率は平成一〇年度で一五・四％。今後は新条例に基づいて指導を強化する。④地

下水の受益者負担については利用量に応じた負担を考えており、地下水保全活用協議会との調整や住民の意見の把握に努め、具体的な案を固めていきたい。（５）①これまで国と連携し、家電販売店等への説明会を開催。市町村には回収ルートの構築等円滑な回収が行われるよう助言、支援している。リサイクル料金の負担増等による不法投棄が懸念されるため、新たに施行される家電マニフェスト制度の適正な運用や消費者等への啓発に努める。廃棄物監視指導員や警備会社委託による監視などで防止に努める。②廃棄物処理計画では排出の実態を踏まえ、将来の減量化量、再生利用量など目標値を設定する。産業廃棄物処理施設の確保では、減量、リサイクルの状況や最終処分量の動向を見極め、公共関与も含め検討したい。③熊本県産業廃棄物指導要綱では産業廃棄物処理施設の立地基準を設けており、最終処分場等について上水道、簡易水道水源等への影響がないことを要件にしている。本県は設置許可申請の際、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査に加え、来月一日からは熊本県環境影響評価条例に基づいて環境影響評価も義務づける（環境生活部長）。（６）①球磨川の河川改修はダム洪水調節効果を考慮した計画に基づくもので、河川改修と併せて、川辺川ダムによる洪水調節は不可欠と考える。②審議委員会で遊水地、堤防の嵩上げ、川幅の拡幅、河床の掘り下げなどや、それらを組み合わせる比較検討がなされ、ダムによる洪水調節と河川改修による治水対策が最も妥当とされ、県も妥当と考えている。③昭和四〇年七月洪水の人吉地点の最大流量は毎秒約五、〇〇〇

m、その約六割が川辺川の流量と観測されている。一方、市房ダム調節後の最大放流量が占める割合は約一割。ダム操作が被害を大きくしたという見方は当たらない(土木部長)。(4)国営利水事業に係る県営、団体営の関連事業は二一地区を予定。現在一一地区が完了または施行中で、受益農家の九〇%以上の同意を得ている。川辺川地区青年開発同志会、女性の会等からも推進要請があり、本年度着手の柳瀬地区県営圃場整備事業でも九一・八%の同意率となった。今後は未着手地区関係農家から申請を受け、負担金等の正確な情報への理解を得て推進する(農政部長)。(5)八代海の環境への影響を懸念する漁民の声を真摯に受け止め、十分な説明責任を果たす必要がある。三月五日の議会決議の国への意見書も、この観点のものと受け止め、調査と対策を強く求めたい(知事)。

【一般質問】

三月一二日に荒木義行(無所属の会)、前川収(自由民主党)、鬼海洋一(県民クラブ)、一三日に岩中伸司(新社会党)、坂田孝志(自由民主党)、船田直大(自由民主党)、一四日に松田三郎(自由民主党)、鎌田聡(県民クラブ)、杉森猛夫(自由民主党)の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

潮谷県政

(一) 知事は、平成一三年度予算の提案にあたり、財政健全化策を基本に「新世紀を拓く産業が息づくくまもと」など、

二一世紀への第一歩を踏み縮める所信の一端を述べたが、過疎が進む地域の現実をどのように読み、政策にどう生かすのか。

(二) 財政危機の中、緊急経済対策の評価が財政再建と政策展開にとって重要だ。これまでの経済対策の評価について(鬼海)。

(三) 福島前知事は一昨年一二月定例会で「県財政が危機的な状況になった原因」は「バブル経済崩壊後の県税収入等の伸び悩みと国の経済対策に呼応した公共投資の実施等」と認識しつつ、最大の要因は景気低迷の長期化だとして、「財政運営に基本的に大きな誤りがあったとは考えて」いないと答弁した。箱物建設を進め、国体開催なども重なり、平成一一年度決算での県債借入現在高は一兆九六二億円だった。福島前知事は「金がないから何もやらない」のは「一番安易な道かもしれないが、「その道はとらない」と答弁した。一方、潮谷知事は昨年九月定例会で「景気を本格的な回復軌道に乗せることを最優先とした財政運営を行ってきた結果、多くの都道府県と同様、財政状況が悪化してきた」結果であり、「財政運営自体が必ずしも失敗であったとは考えていない」と答弁した。景気回復のための経済対策は本当に失敗ではなかったのか(岩中)。(四) 知事就任以来の男女共同参画社会の形成に向けた具体的な取り組みの状況と今後の施策について(坂田)。

これらに対する知事の答弁は、次の通り。

(一) 本県の人口減少は、就学、就業等による転出が主要因と考える。今後、県政を推進するにあたり、若者の県外流出と定住促進のため、先端技術産業の誘致や地場企業支援体制の

強化、商業の振興、農林水産業の振興を図る必要がある。新たな産業創出の視点から、福祉と産業の連携も大事で、交通基盤や情報通信基盤の整備、子育ての支援、ユニバーサルデザインの普及等も重要になる。熊本広域都市圏への人口集中は経済発展にとって重要だが、後継者不足、地域の活力低下も生じている。一圏域別の過疎地域自立促進方針に基づく基盤整備のほか、起業の促進、地域間交流等の方策と、地域振興局の役割は大きい。(2) 公共事業は、景気刺激効果とともに、社会資本整備を図るもので、経済対策の柱と考える。とくに県経済は公的投資に依存する割合が一二・二％で、国の八・三％に比べて高い。景気全体への効果も、平成七年度の産業連関表では一・六九倍と、民間消費の一・二七倍に比べて高い。過去の経済対策効果に疑問があるとのことだが、一〇年度は公共土木の工事額は前年度を二・三％上回り、経済成長率を実質で〇・三％引き上げた。仮に経済対策がなかったならば、成長率のマイナス幅はより大きなものとなったはず。また、中小企業への特別保証制度などで、一年度の倒産件数は五年ぶりに減少に転じ、負債総額も過去五年間で最低。一一年度からの緊急雇用地域特別基金事業による雇用対策事業で、一三年度までに総計延べ四、〇〇〇人の就業機会が提供できる見込み。(3) 国の経済対策への対応が財政悪化の要因の一つではあるが、どの時代のどの判断が現在の財政状況をもたらしたかを特定するのは困難である。その一方で、県内経済を下支え、景気の悪化を食い止めてきたことも事実で、財政運営の失敗とは必ずしも断言できない

い。しかし、結果として残念な状況にあることは事実で、財政健全化計画に基づき財政を立て直したい。(4) 男女共同参画社会づくりでは、昨年六月に男女共同参画課の設置、九月に男女協働政経塾の開講、女性総合相談室の開設を行った。力を入れたのは農林水産業で女性の社会参画や経営参画を推進。農業委員が平成一一年三月の二人から一二年末には四二人に増えた。JAの理事が六人で、家族経営協定締結の農家八六〇戸は日本全体の上位にある。地域資源を生かした女性起業が県内一八五グループあり、平成一三年度は女性等グループの起業化を支援するための融資制度を新たに創設する。なお、女性の審議会等の登用率は今月末で目標の二〇％を達成する見込み。三月末をめどに策定の熊本県男女共同参画計画では、三〇％を目標に掲げたい。また、男女共同参画を推進するための条例を一三年度中にまとめたい。県民の意識啓発活動や女性の自立支援、人材育成、団体の自主的活動等の拠点施設として、一四年開設予定の県民交流プラザに男女共同参画センターを設置する。このほか、市町村の推進体制の強化や企業への啓発等を行う男女パートナーシップ推進事業や男女共同参画社会に向けた調査研究事業を新たに実施する。

県政全般

(1) ①市町村合併問題はだれが中心となって、どのように取り組んでいくべきか。②平成一七年三月の合併特例法の期限をにらめば、来年度が合併検討の山場となる。今後、県として

どのように周知啓発を図っていくのか（荒木義）。③（ア）市町村合併の具体的なメリットについて。（イ）仮に市町村が今回合併をしなかった場合、行財政面でどのような影響が生じると予測するのか（前川）。② 県としてはペイオフ解禁に備え、これまでどのような取り組みをし、今後の対応策はどのようにするのか（荒木義）。③ ①（ア）決算の説明責任として、県債残高について、とくに市中銀行等の縁故債の平成一一年度決算における利率別現在高の状況について明らかにし、高金利の繰り上げ償還をどのように進めていくのか。（イ）一一年度決算に支払われた利息の主なものとして、政府資金と市中銀行分の金額を明らかにし、さらに中期見通しにおける一三年度から一七年度までの利息の見込み総額について。（ウ）大規模事業を含めた各種施策、事業の検討調査に要する経費についても、財政健全化のめどがづくまでの間、凍結すべきではないか（岩中）。②（ア）平成一三年度予算案と併せた財政健全化計画は評価するが、個別計画の弾力的かつ柔軟な対処のための推進のあり方について。（イ）執行体制の確立について。（ウ）法定外目的税等も含めた恒久的な財源確保対策について（坂田）。④ ①熊本県総合行政ネットワークでは、県民の生活がどう変わっていくのか、地域の活性化にどうつながっていくのかを意識していく必要がある。（ア）具体的な整備計画について。（イ）活用方策について（松田）。②（ア）電子県庁構築に向けてどのような取り組みをするのか、年度ごとのスケジュールについて。（イ）昨年策定された熊本県総合情報通信高度化

プランの中で、県と市町村が連携して行政情報化を推進するため、熊本県市町村高度情報化連絡調整会議を整備するとなっていたが、その状況はどうか。（五）①IT講習会の実施だけでなく、講習会がパソコン習熟度の向上や、経済効果にどれくらい結びついたのかなどを確認してほしいが。②莫大な経費がかかる研修を無料で提供するわけだから、受講者に県政運営に参画してもらうよう協力を要請することも考えてほしいが。（六）①（ア）ダム事業への県民の問題意識の高まりや河川審議会答申や農水省の森林政策転換の動きに対応し、国の審議会ではなく県で第三者機関を設置し、再度ダム以外の治水の方法を検討していくべきと考えるがどうか（鎌田）。②（イ）知事は当選翌日の四月一七日、川辺川ダム事業について環境影響評価を実施すべきとの考え方を明らかにしたが、その後、現時点で環境保全にも満足していると、事業推進の立場を取った。ダム建設事業を中止し、新たな地域づくりの先頭に立つてほしいと思うがどうか（岩中）。②川辺川ダム事業について、平成一三年度予算にも三三億八〇〇万円の負担金の計上があるようだが、赤字財政という重い十字架を引きずってでも、今後も事業を推進していくのか。③（ア）川辺川ダムは昭和三八（一九六三）年、三九年、四〇年と三年連続の洪水、中でも昭和四〇年の人吉大水害をきっかけに計画されたとのことだが、間違いなく流域住民の生命と財産が守られるのか。（イ）人吉市の四〇年水害は、市房ダムの放流が被害を大きくしたとの指摘がある。これに対し、九州地方整備局は、市房ダムがあつて洪水調整したから被

害は大きくならなかったと言っている。どっちが正しいのか。

(ウ) 人吉地点の洪水高水流量七、〇〇〇トンと二日間の降雨量四四〇ミリは、いつの洪水と雨が基本になっているのか。(エ) 川辺川ダムは、市房ダムと連携しながら洪水調整をするのとこのだが、そんな芸当が本当に可能か。ダムは集水面積が広いだけに堆砂率が早く、ダムの寿命は短いとの意見もある。正直なところ何年ぐらいを考えて設計したものか。(オ) 山と川と海は一体で、川にダムが建設されたら山と海が分断され、下流の生態系は当然変化する。その変化に八代海沿岸の三七の漁協が不安を抱き、アセス調査が終わるまで本体工事の中止を求めている。このことについて。(カ) ダムなどの大型事業では、事業変更が行われ、事業費は当初の二倍にも五倍にも膨れ上がる。川辺川ダムにはその可能性はないのか。諫早干拓のように、周囲に大きな影響を及ぼすような事業では責任と補償を明確にしておくべきだが、この件について。(キ) 利水事業が縮小になれば、受益面積が三、〇〇〇ha以上の国営土地改良事業は成り立たないと考えるが、何のための農業振興なのか、真意と経済効果について。事業に多良木町まで取り込んだのは、対象面積が足りなかったとの話も聞くが、違うか。正直に答弁願う(杉森)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通り。

(一) ①市町村合併については直接選挙で選ばれた市町村長、市町村議会が行財政面からの現状や課題を把握し、将来の姿の検討を行う。最終的な判断では、地域住民への説明責任を十分

に果たし、合併問題の検討に住民も積極的に参画することが求められる。②平成一三年度は市町村合併の山場で、周知啓発として、地域座談会や市町村議員研修会の開催のほか、地域ごとの連続シンポジウム等の開催をする。市町村の行財政の見直しなど理解できるよう、情報の提供を行っていく。県民懸賞論文や絵画コンクールなどで合併機運を盛り上げていく。③(ア) 合併のメリットは、市町村の行財政運営の簡素効率化が図られ、最少経費で質の高い行政サービスが可能となること。より専門的な人材の確保ができ、介護保険対策等高度な行政サービスの提供が可能となる。将来ビジョンに基づく公共施設の整備等を合併に伴う財政支援措置を活用して推進できる。(イ) 合併をしない場合、合併のメリットが期待できないばかりではなく、環境問題への対応や総合的な地域福祉対策、社会資本の整備などにこたえることが難しくなる(知事)。(エ) 県資金は、確実かつ有利な方法で運用し、運用益の確保に努めてきた。北海道拓殖銀行が破綻した平成九年以降は金融機関の経営状況等を検討しつつ、より一層安全確実な運用に努めてきた。全国の出納長会では、金融機関の経営状況情報や破綻した場合の保護策などについて検討し公金の保護策を講じるよう、国に要望してきた。国では、それを受け、ペイオフ解禁への対応方策研究会を設置し、本年度末をめどに検討されている(出納長)。(三) ①(ア) 平成一一年度末の県債残高は一兆九六二億円。このうち銀行など縁故債の残高は三、八〇二億円。利率別内訳は利率三%以下が二、三八七億円、三%超五%以下が一、三三四億円、五%

超は九一億円である。高金利の県債への対応は今月末に証書発行の縁故債約三億円の繰り上げ償還を実施する。それができない地方債証券は本年度、財政健全化期間中に償還が終了する三％から五％の縁故債約九六億円について買い入れ消却を行う。同時の繰り上げ償還と合わせて一億五、〇〇〇万円程度の軽減になる見込みである。(イ)平成一一年度決算における利子支払い額は、政府資金分が一八五億円、市中銀行分が一〇七億円であり、一三年度から一七年度までの利子総額は、おおむね一、五〇〇億円を見込んでいる。(ウ)財政健全化計画に基づき一刻も早く県財政を立て直すことが必要だが、県政の停滞も許されない。各種検討調査を行い、県総合計画の着実な推進を図る必要がある(総務部長)。(2)(ア)県行政を総合的、効果的に推進するため、各種の個別計画も策定している。パートナーシップの下、必要性の高い施策への優先的投資を行い、さまざまな社会資源を有効活用し、民間活力導入を検討するなど、柔軟な対応を図っていきたい。(イ)県行政の執行体制について、平成一三年度は、中期定員管理計画に基づき職員数を見直す予定。その一方で、パートナーシップ推進や九州新幹線の整備、市町村合併促進、本年九月開催のAPEC人材養成大臣熊本会合等の各種イベントの開催に向け、組織体制整備や職員の配置を行うことにしている。(ウ)法定外目的税等の独自の財源確保は重要だが、本県の経済構造からは、新たな担税力に限界もある。地方税財源の確保として、所得税、消費税等の税源の地方への移譲や国庫補助金、負担金の整理合理化等による恒久的

財源の確保についても、国に要望したい(知事)。(4)①(ア)熊本県総合行政ネットワークは、今後飛躍的に増大する情報通信需要に対応して整備するもので、県庁と各地域振興局との間に、通信速度三〇メガビットの高速専用回線を整備する。来年一月からテスト運用を開始して、平成一四年度からの本格運用を目指す。(イ)活用方策としては、行政事務用で県庁と各出先機関や国および地方公共団体との間の文書の交換などを行い、公共サービス用で県民への各種公共サービスのほか、来年度、熊本県教育文化ネットワークでも使用する。新しいビジネスや社会サービスに取り組み企業、団体などに実験用として無料開放する予定。(2)(ア)電子政府構築に対応して、平成一五年度までに電子県庁の基盤構築を行いたい。具体的な内容、スケジュールの詳細は今月末策定の熊本県行政情報化推進計画に盛り込む。一三年度中に熊本県総合行政ネットワークの整備、国と各都道府県間のネットワークの構築をし、一五年度までに県内市町村と順次接続を行う予定。情報システムの整備では一三年度から一五年度までに電子申請、届出等のシステムや文書管理システム等の設計、構築を行う。一六年度から、県民向けサービスの一部運用開始を目指したい。(イ)市町村との連携では、政府の動きや電子県庁構築の考え方、県、市町村一体となった電子自治体の構築について説明してきた。今後は熊本県市町村高度情報化連絡調整会議を発足させ、役割分担や連携方策を検討したい。(5)①現在、IT講習会の修了時にアンケート調査を実施している。今後は修了後に一定期間を置いて、

インターネット利用の有無や利用目的等のアンケート調査を行いたい。②昨年一月から、県庁ホームページを通じて、県庁の各課や地域振興局宛てにメールが送れるようになっていいる。平成一三年度からは、政策形成に県民の意見を反映させる意見提出手続きを創設している(企画開発部長)。(6)①(ア)平成七年九月から八年八月までの審議委員会で、河川改修や遊水池等の代替案との比較検討を行い、事業については継続実施が妥当との答申が出されている。事業はすでに半分以上進捗、水没者の八割以上の移転が完了、流域の市町村からはダム建設促進が要望されており、その点を認識しながら取り組むべき。

(イ) 環境立県くまもとを標榜する立場からは、環境保全対策の先進的、モデル的なものとなるよう言い続けていくが、目的や環境問題にはさまざまな論点がある。将来に禍根を残さないために、関係者への説明や話し合いを十分に言い、理解を求め努力をすべきである。五木村の地域振興も重要な課題で、ソフト面も含め、取り組んでいく必要がある。②川辺川ダム計画の継続性の根拠は審議委員会の答申内容、地域住民の強い要望で、県は確かに厳しい財政状態にあるが、事業継続の必要性を認識している。一般的に国の直轄事業はそれぞれの関係法律で、地元の一部負担となっており、川辺川ダム事業も、河川法および特定多目的ダム法に基づいて対応している(知事)。(3)(ア)昭和三八八年八月、昭和三九年八月および昭和四〇年七月の人的被害は『熊本県災異誌』や『熊本県消防防災年報』などによれば、球磨川流域一八市町村で六一人の死傷者および行方不明者

があり、球磨川沿いで多数の家屋流失や床上浸水が生じている。現在、球磨川水系では、川辺川ダムと合わせた河川改修が実施されており、これら三回の規模に相当する洪水被害は防げるものと考えている。(イ) 市房ダムでは、流入量が最大の時点でその約四割をためて、最大毎秒五二一 m^3 を放流している。この洪水時の人吉地点の球磨川の最大流量は毎秒約五、〇〇〇 m^3 。そのうち川辺川からが約六割で、市房ダムの最大放水量は約一割。市房ダムの放流が被害を大きくしたという見方は当たらない。(ウ) 人吉地点の流域内の降雨量は、昭和二年から昭和四〇年までの三八年間の流域内三〇か所での雨量観測データが基準。治水計画の対象の二日降雨量を四四〇ミリに設定している。基本高水流量は昭和二九年から昭和四〇年までの降雨や流量データを基に、八〇年に一度の規模に引き伸ばした計画降雨をモデルに解析し、毎秒七、〇〇〇 m^3 と設定している。(エ) 川辺川ダムの洪水調節計画はダムへの流入量だけではなく、市房ダムの操作後の流量を見ながら洪水調節を行うよう計画されており、両ダムによる洪水調節は可能である。川辺川ダムでは、流域の面積や地形、地質、植物などの条件、気象的な特徴、ほかのダムの堆砂実績などを考慮して、堆砂量算出の推定式を用い、その一〇〇年分の堆砂容量二、七〇〇万 m^3 を確保している(土木部長)。(オ) 八代海沿岸の漁民の懸念する声には、国で真摯に受け止め、不安を払拭するための、十分な説明責任を果たす努力をしよう必要がある。三月五日の議会で「八代海の環境調査及び水産振興を求める意見書」が決議されたが、そ

の趣旨も十分な説明責任を果たす努力を国に求めるものと受け止めている。(カ)川辺川ダムの基本計画は平成一〇年に変更され、工期は平成二〇年度まで、総事業費は約二、六五〇億円に変更された。その変更では、議会の議決も経た上で、異議ない旨を国に回答し、併せて効率的な事業の執行と事業費の縮減を求めた。環境保全対策では、県も環境問題に十分配慮すべきと国に言ってきた。昨年七月にも、調査検討の結果の公表や予測でできなかった影響が生じた場合には、速やかに必要な対策を講じることを求める要望を行い、国からは前向きな回答があった。八代海環境でも、県議会の意見書に沿った対策を国に強く求めていく(企画開発部長)。(キ)国営事業の採択基準では、灌漑排水事業は水田の場合、三、〇〇〇ha以上の農業用排水施設の施設の新設となっているが、これは申請の際の要件で、受益面積が減少した場合には適用されないと聞いている。次に、農地造成の真意は、経営規模の拡大による農家経営の向上を目指すためである。経済効果では、農家一戸当たりの平均所有農地が約五〇アール拡大された。産地化を計画している梨や桃の栽培も、施設園芸等高付加価値農業の展開や生産の安定化が図られ、農地の利用率も高まっていく。多良木町が受益地とされた理由は、河川からの取水量の安定性が十分でないこと、新たな水利権の取得が困難なこと、調整できたとしても、取水位置と受益地の高低差があり、ポンプアップのための維持管理費が高額となるなどであった(農政部長)。

交通

(一)①八代市との協定で新八代駅へのアクセス道路・西片線は県で、面的整備は市でということだが、これは必要最低限の事業である。アクセス道路の延伸、高速道路の東西南北を結ぶ道路の整備について。②側道の整備の具体策について、どのように検討するのか(坂田)。(二)①第二瀬戸大橋を、本渡―熊本間の高規格道路の一つの始点か、終点にしてみたら、早く進めてほしい。②前福島知事は「本渡港港湾改修計画の推進は、本渡港のみならず、天草地域の振興にとつて大変重要である」(今後とも、多くの方々に賛同をいただけるような形で、できる限り事業推進を図られるように努力してまいりたい」と、平成一年の一二月定例会で答弁したが、今の熊本県の情勢を考えると、危ういような気がする。この港湾計画について。(三)①天草エアラインの利用状況について。②天草エアラインの就航の効果について。③今後のこの天草エアラインの増機の計画があれば、答弁してほしい(船田)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通り。

(一)①今後の新八代駅周辺における土地利用や周辺市町村のまちづくり展望などを踏まえつつ、道路の整備について検討していきたい。②新幹線建設で使用できなくなる道路は、側道として利用できるよう要望したい。県は現在、側道の整備のあり方や整備手法について、調査検討を行っている。その検討結果を踏まえ、関係市町村とも協議を進めたい。(二)①第二瀬戸大橋は、地域高規格道路の熊本天草幹線道路の一部区間と

考えている。現在、三つの区間で約一七kmの整備促進を図っており、松島道路の約三kmは来年春に開通、供用開始の見込み。第二瀬戸大橋を含む区間は現在、計画路線の段階で、次の調査区間指定に向けて、国に要望したい。②本渡港の港湾改修について、平成一一年六月議会で計画見直しを表明して以来、これまで貨物量の調査や環境現況調査などの基礎調査を実施してきた。今後、周辺各港との役割分担を明確にし、沿岸海域の生態系を含む環境などにも十分配慮した計画となるよう検討したい（土木部長）。③①今年二月末までの利用状況は利用者数七万六、五六〇人、利用率七二・七％。福岡便が利用者数六万三、六五二人、利用率八〇・五％で、熊本便が利用者数一万二、九〇八人、利用率四九・三％。昨年八月の熊本臨時便は利用者数三一人、利用率七九・七％で、年末年始の福岡臨時便は利用者数六二八人、利用率六七・一％である。目的別利用状況はビジネスが四二・六％と最も多く、次いで観光が二一・六％と多い。居住地別は天草地域居住者五〇・八％、福岡一四・一％、関東九・八％で、地元の足として定着しつつある一方で、広範囲の利用がなされている。②効果では、遠くて不便という天草のイメージが払拭され地域全体の活性化につながっている。③二機目の導入は、会社経営の面から検討すべきではあるが、まずは実績を積み重ねることが先決。福岡便の増便は利用者からの要望が強いが、採算の見通し、福岡空港の発着枠や駐機スペース、操縦士と乗員の確保が必要。現在、可能性を検討中（企画開発部長）。

観光振興

（１）映画づくりによる観光振興について。潮谷知事が音頭をとり、「ウッチャンナンチャン」の内村さんや熊本本の経済界等に働きかけ、市町村、旅館等とも連携して、その実現のための取り組みができないものか（荒木義）。②①観光地が誘客に成功する秘けつは、女性客を呼べるか否かにある。温泉やグルメなどを生かした観光ルート設定や旅行商品づくりなど、女性をターゲットにした観光戦略を立てることが重要ではないか。昨年一二月から本県で大型観光キャンペーンが実施されているが、どのような戦略で臨んで、今後どのように取り組むのか。②二〇〇二（平成一四）年ワールドカップサッカーを契機に、海外からの観光客も増加し、現在定期航空路が休止している熊本空港国際線の振興の一助にもなるのではないか。その取り組みについて（荒木義）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通り。

（１）先日、NHKの海老沢会長と会った際に、連続ドラマ「オールドリー」やBS放送「おーい、ニッポン」などのお礼を述べ、大河ドラマなどで熊本本の紹介もしていただけないか、とお願いもした。映画の制作は制作会社のスタッフや脚本家に、熊本の人や歴史に興味を持ってもらうことが大切で、地元関係者団体と連携して熊本本の情報発信が必要であると認識している（知事）。②①本年度のくまもと冬の旅キャンペーンの中でも、女性ターゲットの企画として、ライトアップした大江天主堂な

ど天草下島を周遊するバスツアー、人吉・球磨のひな祭りの旅行商品化等に取り組み、とくに天草のバスツアーは乗客の約七割が女性客となるなど、熊本県の観光が厚みを増した。②本県は一昨年から、来年開催のワールドカップサッカーキャンプ地招致に取り組んできたが、県単独では限界があり、九州地方観光協議会で具体的な協議を始めることとしている。今年二月の南九州広域連携観光振興会議でも、共同して国内外の誘客に取り組むこととしている（商工観光労働部長）。

健康・福祉

(1) 平成六年一二月に肥後学園のあり方検討委員会から知事に提言があり、平成八年一月第二次行革大綱でも、肥後学園の廃止と併せた知的障害者の自立支援体制の整備の検討がうたわれ、昨年八月でも、平成六年と同様の提言が行われたことについて。①自立促進エリア構想の取り組みについて。②肥後学園の今後について（前川）。(2) ①精神障害者施設への年二回の運営費助成を、ほかの障害種別の施設と同様の毎月支払いにできないか。せめて県立施設と同様の年間四回にしてほしいが。②精神障害者の生活訓練施設と授産施設への指導員および事務員の増員配置について、障害者プランの残り二年間でどう進めるのか（鎌田）。(3) 公共施設等における障害者の働く場所の設置については、神奈川県が一番先進地。二番は岐阜県。熊本県が県庁舎に働く場所を設置すると、全国で三番になるが（船田）。

これらに対する健康福祉部長の答弁は、次の通り。

(1) ①自立促進エリア構想については、中核施設の自立促進センターとして、本年四月開校のひのくに高等養護学校で職業自立の取り組みを行うことで、おおむね達成できたと考えている。②肥後学園は、二年後の平成一四年度末をめどに閉園したい。(2) ①精神障害者施設への運営費補助については、交付回数を増やすことよりも、交付時期の早期化に努力したい。②昨年、精神障害者社会復帰施設運営の補助基準を定めた国庫補助基準が改正され、厚生労働省令で定めた配置基準を上回る一定の職員を増員した場合、人件費として補助金の増額が認められた。県は個々の施設の実情を見ながら、新たな補助基準の適用に努めたい。(3) 障害者の自立や社会参加の推進は、就労の場の確保が重要。質問の喫茶室については、県庁舎本館の改修に合わせ準備を進め、県がスペースを提供し、障害者団体が自ら運営する形を考えている。オープン時期は本館改修工事との関係で、本年秋を予定している。

環境

(1) ①産業廃棄物処理施設の廃止時には、生活環境に支障を来さないことが第一だが、現実には管理面で問題が多い。平成一〇年六月一七日以降に設置供用された産業廃棄物最終処分場は、維持管理積立金制度が法的に規定されているが、県内で適用されるものはないと理解している。②廃棄物処理事業者の破綻時、廃棄物や施設が放置されないためには、申請の審査時点

で、不良な業者に許可しないことも重要。現状での審査はどうか（荒木義）。③（ア）平成八年二月定例会で、菊池市民一万八、〇〇〇人余の署名を添えた大型焼却施設の新設反対と拡張反対の請願が全会一致で採択承認され、知事に県の責任の明確化、公共関与施設の設定を内容とする意見書を、県議会全会一致で採択、提出した。菊池市民はすでに民意をはっきりと表明し、市民としてその責任を果たしたと考えているが、どうか。（イ）施設拡張を前提とした一八町歩に及ぶ農振除外申請を菊池市が却下し、その不服申請が先週末県に提出された。その現状と知事の所見について。④（ア）県が立会人の市と業者の環境保全協定について。業者側は拡張が前提だと主張し、市は前提ではないとしている。確かに拡張問題は協議会で今後協議すると書いてあるが、認めるとは書いていない。立会人である立場の県に、認めるか否か、お尋ねする。（イ）環境保全協定には、ダイオキシンが常時〇・一ナノｇ（一ナノｇの一〇億分の一の重さ）となるように運転するとうたっている。昨年一月二四日の市の検査値が四・三ナノｇなのにに対し、業者はその翌日の検査結果が〇・〇三ナノｇであったため、市の結果に不信感を持った。県は疑問解消のため、本年二月九日、抜き打ちで検体の採取と検査を行った。もともと業者の検査数値は低いのに、県や市の検査数値は県が六回中四回、市が二回中一回で高い。どの数値を協定の対象とするのか。（ウ）公的施設の建設について。県内の管理型埋立て処分場の残余容量はあと五年分で、一般廃棄物も近い将来行き詰まると聞く。新し

い処分場を造るには環境アセスメントも必要で、五年はかかる。そろそろ結論を出すべきで、平成一三年度中に新しい廃棄物処理計画をつくる予定と聞く。公的廃棄物処理場の建設についての県の所見は（前川）。②有明海及び八代海の環境保全に係る特別立法を制定することは、水産資源回復のための有明海再生計画の早期策定と総合的対策を実施する上で最も効果的である。八代海も含めた特別立法の制定を、国に要望すべきではないか（坂田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通り。

①①最終処分場の維持管理積立金制度では、平成一〇年六月一七日以降の設置分が適用対象とされている。本県で現在のところ適用事例はない。②処理業者の許可審査では、設置前に県の指導要綱および廃棄物処理法に基づいて設置場所の使用権限について審査を行い、施設設置後の産業廃棄物処理業の申請でも再度事業計画や土地、施設全体の使用権限の有無について、当事者間の契約内容について審査確認している。事業者の経営能力についても、資金や調達方法等記載の書類のほか、経理関係書類等内容を審査して判断し、五年ごとの許可更新時でも同様の審査を行っている（環境生活部長）。③（ア）菊池市の産業廃棄物問題は県が立ち会って、事業者と市の間で環境保全協定が締結されたが、協定が市民に受け入れられ、十分に機能しているとは言えない。このため、協定当事者の市や事業者とも必要な協議を行い、稼働中の焼却炉も、さらに適切な管理運営がなされるよう監視指導に努めていく。（イ）現在協定に基づき

協議が行われているところで、その状況を踏まえつつ、市の意向や地元情勢にも配慮して適切に対応したい（**知事**）。④（ア）環境保全協定は埋立て期間の二〇年を考慮し、増設または拡張の場合は環境保全協議会で別途協議するとの内容で、拡張を認めるとまで言及していない。今後、協定の精神に沿った協議会での話し合いが必要と考えている。（イ）県はほかの二つの検査結果も精査した上、県の検査結果を行政措置の根拠とすることとしている。三つの検査結果のうち一つでも協定値を超えたときは、協定遵守の立場で対応することになる。（ウ）国は廃棄物処理センター制度の利用促進のため、指定要件緩和や支援拡充のほか、広域的处理施設の設置検討も行っている。この動きや近年の産業廃棄物減量化、リサイクルの動向等も見極めつつ、平成一三年度策定予定の廃棄物処理計画の中で、廃棄物処理施設への公共関与のあり方も含め検討したい（**環境生活部長**）。⑤（エ）国は有明海のノリ被害に関連し、環境保全を目的とした特別法の制定について検討を始めている。有明海再生のため、この特別法の制定は有効であると考え、国に制定を働きかけたい。有明海と連続する閉鎖性海域の八代海も近年、赤潮の発生など環境の悪化が懸念される。ぜひ八代海も含めてもらうよう国に働きかけたい（**知事**）。

商工業

（一） 来年実施の第二四回全国菓子大博覧会の取り組み状況、検討状況について（**前川**）。② ソニー誘致は、熊本県経済に

大きな経済波及効果をもたらすと考えるが、今後の見通しについて。③（イ）非テクノゾーン地域への経済政策の展開をどのように考えているのか。（イ） 零細中小企業に、受注と販路拡大、生産技術の改善、運転資金の援助、福祉の支援がでないものか。構造不況業種を中心とする中小零細企業への支援策について。②（ア）一昨年、地域プラットフォーム構想を策定し、テクノポリス財団および中小企業振興公社などを統合、平成一三年度から中核的支援機関として一層充実させるとしているが、実施時期は目前に迫る。統合は可能なのか。（イ） 構想では、工業技術センターと電子応用機械技術研究所（以下「**電応研**」という）は、技術開発支援機能や技術移転機能を果たすとなっているが、地場企業や起業家の期待は、起業化支援センターへの金融支援等と新商品開発や技術支援などにある。この際、工業技術センターと電応研が組織統合し、地場産業への技術支援と新産業創出への役割を果たすことが今日の課題だと思いが（**鬼海**）。

これらに対する**商工観光労働部長**の答弁は、次の通り。

（一） 九月に第二四回全国菓子大博覧会の実行委員会を設立した後、幹事会を二回ほど開催し、現在実施計画を策定中。会場は当初グランメッセ熊本と熊本城の二会場と同じウエートの開催としていたが、会場設営費用等が大幅に縮減できるグランメッセ熊本会場に展示関係のウエートを移すことで検討中。収支計画は、有料の入場者数を二五万人前後で算定し、二会場で四五万人を目標としている。その後、交通計画、広報

計画、集客計画等について、詳細に詰める。推進体制は、菓子工業組合が主体で、熊本市とも連携して、人的支援等進めたい。(2) ソニー株式会社熊本工場の県経済への波及効果では、単独の工場建設費約一四〇億円、平成一七年度時点での製造品出荷額約七〇〇億円で、産業連関表の試算では今後五年間に二、八〇〇億円程度の生産誘発効果が予想される。また、県内地場企業の技術力向上等の波及効果も見込まれる。(3) ①(ア) テクノポリス圏域以外の振興策では、圏域内の産業資源を新事業創出に活用、圏域外企業との生産連携等が促進されるよう努めたい。平成七年度から、地域産業集積活性化法に基づき、特定不況業種を抱える荒尾地域、八代・芦北・水俣地域への支援策を講じている。(イ) 中小零細企業へは、商工会や商工会議所等の経営改善普及事業や中小企業振興公社の販路開拓事業等への助成で支援している。経営安定のための金融支援策では、平成一三年度から金融円滑化特別資金を創設。福祉向上では、中小企業の従業員の福利厚生事業や勤労者向け生活資金融資等、大企業との格差是正に取り組みたい。②(ア) 四月発足の熊本テクノ産業財団は、構想から事業化まで各段階に応じた事業活動を支援する機関で、順調に準備が進んでいる。(イ) 工業技術センターと電応研は、この構想の中で、企業の研究開発や技術指導等技術全般にわたる支援機能を担っていく。それぞれの役割や機能については、平成一三年度設置の懇話会で議論したい。

農林水産

(1) ①(ア) 膨大な予算で改良された土地や施設が十分に活用されておらず、政策のミスマッチと言われても仕方がない。熊本農政の当面する課題について。(イ) ハードからソフトへ、営農確立や品種改良、流通、耕地を生かす政策への転換が求められている。熊本県農業の現状認識に合わせ、政策変更の必要性について。②熊本県の食文化の創造を、永六輔さんは「おいしい熊本はどこに」と訴えている。川下からの農業を考え、消費者の選択に耐え得る農産物を生産するため、垣根を払った各部門の協力が必要。今後の川下からの農政展開とコーディネートを行う場所と組織の連携について(鬼海)。(2) ①八代の基幹作物だったイグサが減ってしまった理由は国内の需要不足と、その需要量を無視した中国からの大量輸入。「このままでは八代のイグサはなかがつなってしまう。どきやんかして輸入制限ばしてもらわにやならぬ」と言い続けてきた。(ア) セーフガード調査の進捗状況と今後の調査、セーフガード発動に向けた動きについて。(イ) もはや中国は開発途上国どころか、脅威の国。中国の畳表に税率優遇措置は必要ない。関税暫定措置法の改正があると聞いているが、どうなっているか。(ウ) 生産農家が将来も安心してイ業経営を行えるよう、経営安定制度の確立が緊急の課題だ。どのように取り組むのか。(エ) 多くの設備投資をしている人、余儀なく生産調整をしなければならぬ人に、他作物への転換のための助成措置を講じてもらうよう国に働きかける考えはないか。②農林水産省はセーフガード

の発動の手続きが速やかに入れるよう品目を特定し、輸入の増加や国内生産への影響を常時監視する仕組みを整えたと聞いている。(ア)今回政府調査に入らなかった品目のセーフガード発動に向けての後押しや果樹、シヨウガなど、その他青果物等への取り組みについて。(イ)林産物および水産物の取り組みについて。③口蹄疫の原因は中国や台湾からの輸入稲わらと疑われ、農水省は輸入稲わらから国産稲わらへの転換促進を打ち出した。県は、この飼料用稲わらの確保対策をどのように進めるのか(坂田)。(3)①川辺川総合土地改良事業は、球磨川の北部と南部の格差を解消するために計画されたと理解している。しかし、単に北部だけではなく、球磨地域の農業の問題である。(ア)本事業の必要性について。(イ)今後の進め方について。

②県営関連事業での最終的な農家負担の想定額について。(4)水田農業経営確立助成補助金は国、県の農政の根幹にかかわる重要な問題と捉えているが、今後の取り組みについて(松田)。

(5)①(ア)ノリ養殖被害対策について。来シーズンの生産に間に合うよう原因を究明し、その結果と対策を明らかにしてほしい。(イ)当面の金融支援や生活資金の融資について。(ウ)漁場改善での雇用について。②このような有明海になったのは一九九七(平成九)年四月の諫早湾閉め切りだと考える。その原因究明について。③自然とともに生きる原点に返り、有明海の再生に向けた取り組みについて(岩中)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通り。

(1)①(ア)県農業の現状は、担い手や粗生産額等で全国

上位にあるが、輸入農産物の急増、急激な物流の変化等環境変化の中、主要農産物の価格が低迷するなど大変厳しい状況にある。(イ)本県農業の活性化には環境変化に対応した生産、流通の変革に取り組む必要がある。このため、これまでの施策の成果を検証し、施策見直しや重点化を図り、新たな施策にも積極的に取り組みたい。②消費者ニーズに対応した売れる農産物づくりとして、県は消費動向の把握に努め、生産対策に活用している。研究開発では、工業技術センターとの連携で食品加工技術の開発、民間企業等と提携した農業用水の塩分除去技術や畜産糞尿処理技術の開発等にも取り組んでいる。また、健康福祉部、教育庁と連携し、食生活指針の推進会議を新たに設置し、家庭や学校給食での地場農産物の活用を促進するとしている。さらに、知事を本部長に「くまもと21農業振興運動推進本部」を設置している。(2)①(ア)イグサでの発動要請の政府調査では昨年二月末、県に生産状況や量表の出荷状況の調査、関係農協に農家の意向等の調査が依頼され、一月二五日に結果が農林水産省へ報告された。農水省は農家の経営費や量表の輸入動向等を調査中で、三月二二日までに調査結果を取りまとめる。三月末から一か月間、利害関係者からの証拠等の閲覧を行う予定である。その後、農林水産省、財務省、経済産業省が合同して、重大な損害の有無や国民経済上の緊急の必要性等を協議していく。(イ)関税暫定措置法の改正法が四月一日に施行される予定。中国の量表は税率優遇措置がなくなり、一般税率の六%が適用される。(ウ)イグサ農家の経営安定対策は、

高品質な量表生産と価格の安定を図るため、来年度は新たにイグサ品質向上対策推進事業を実施する予定。再生産に必要な所得を確保する制度の創設も、引き続き国に要請していく。(エ)経営転換に必要な支援措置では、国の助成措置を要請したい。

②(ア)監視対象でない品目で、輸入量の増加が本県の生産に大きな影響を及ぼすイチゴ、ショウガ、スイカ、果樹等でも輸入量や販売単価等の情報収集に努めている。これらの品目が監視対象品目に追加されるよう、国へ働きかける(農政部長)。

(イ)林産、水産物は生シイタケやウナギ等七品目が指定され、今後価格や需給動向の情報の収集に努め、セーフガードの発動を国に要望していく。タケノコ、クルマエビでも、今後の輸入動向によっては追加を国に働きかける必要がある(林務水産部長)。

③昨年五月に熊本県稲わら緊急確保対策協議会を設置し、飼料用稲わらの生産増のための稲作農家等への啓発、稲わらの収集、供給を行う生産組織の育成等を行い、本年度は前年度に比べ約七、〇〇〇トン多い七万六、〇〇〇トンの飼料用稲わらが確保された。来年度も飼料用稲わらの広域流通を促進し、稲作農家の所得向上にもつなげたい。九州地域でも各県間の需給調整を協議する。(3)①(ア)地形的に高付加価値農業への取り組みが困難な球磨川北部地域は近年、高齢化が顕著。専業農家や青年農業者の減少打開のため、川辺川総合土地改良事業が必要である。メロンやイチゴ等の施設野菜、露地野菜の作付け拡大、梨や桃等の品質向上や早期出荷、茶の新たな団地づくりなど、高度な営農の確立が必要である。(イ)今後は負担金等

の情報を伝え、関係者の理解を得て推進する。②関連県営事業の農家負担は、灌漑排水事業のみが一〇アール当たり五万円程度、灌漑排水事業と区画整理事業が二〇万円程度を想定。最長二五年での償還となる。(4)転作物物の団地化や土地利用集積等を行った農業者に交付される水田農業経営確立助成補助金は、本年度から交付面積が平成一一年度の三、〇〇〇haから六、〇〇〇haへ倍増、関係農家戸数も約一・五倍と強化された。県は今後、事務等の迅速化に努め、概算払い導入等、運用面での改善を国に要請したい(農政部長)。(5)①(ア)原因究明のため二月三日、国および有明海沿岸四県は共同で潮流等の緊急一斉調査を実施、結果が今月中に公表される予定。来年度から漁場環境の総合的調査を実施、九月までには中間報告が出る予定である。(イ)金融支援として無利子や低利の融資枠一〇億円を設け、漁業信用基金協会に融資保証の要請も行った。すでに貸し付けられた資金では、金融機関等へ償還条件等の緩和や養殖共済金の早期支払いを要請し、荒尾、牛水の漁業者に二月一日、共済金が仮払いされた。生活資金の融資により、県社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付けが可能となった。(ウ)関係市町の漁場再生事業等に対し、緊急地域雇用特別基金による支援を行う。②有明海の環境変化の原因は特定されていない。このため、諫早湾干拓との関連も含め、国の第三者委員会で審議されている(林務水産部長)。

③有明海は漁業者の営みを支え、多彩な海の恵みをもたらしてきたが、この冬のノリの不作やアサリをはじめとした漁業生産の低下は、これまでにない環境悪

化の表れと危惧している。その再生のためには、調査に基づく対策が必要。まずは生活排水や産業排水対策、干潟や藻場などに配慮した漁業等に、県民一体となって取り組みたい（知事）。

土木・建築

（１）①五六haの坪井川遊水地（熊本市）や沖野遊水地（合志町）など遊水地を今後とも建設していくと聞くが、有効に利用すべきではないか。遊水地の管理について。②都市計画道路麻生田三里木線の整備の進捗状況と完成時期について（荒木義）。③本渡市に二級河川の町山口川がある。ここに、国指定重要文化財の祇園橋が架かっている。これももし流れてしまったら、熊本県の、いや国の損失だ。土木部に「今度私が質問する」と言ったら、「良い答えは出てこないんですよ」というひとつ頑張って答えをお願いしたい（船田）。④①県公共事業の発注で、県内建設業者の受注確保等に努力していることは承知している。しかし、公共事業費削減による県内経済への影響が緩和されるよう、県内業者がより多く受注できる工夫が必要だ（前川）。②大型工事が県内企業へ発注されない理由として、規模や技術力、施工能力などがあるが、共同受注や企業合併など、克服する方法がある。どのように取り組んできたのか（鬼海）。④本年四月から公共工事入札契約適正化法が施行される。入札制度の改革について取り組む考えはないか（鎌田）。これらに対する県執行部の答弁は、次の通り。

（１）①遊水地整備は敷地の有効活用や効率的な管理の観点

から、それぞれの地域と連携するための検討の場を設けることとしている。合志町の沖野遊水地は、利用方法や管理について、地域代表や有識者による委員会を準備中。②麻生田三里木線の整備は現在、豊肥線の跨線橋に架かるＪＲ九州との協議など関係機関と事業調整を進め、用地取得にも努めている。二月末の取得状況は面積ベースで約四〇％である。平成一三年度には跨線橋下部工に着手予定。今後、残る用地の早期取得、関係機関との協議に努め、平成一五年度完成を目指したい。③県は祇園橋の流失防止のため、上流にスリットダムを設置し、とらえられた流竹木の撤去や定期的な河川パトロールによる監視に努めている。祇園橋を保存し、周辺地域を洪水の被害から守るために流量観測等を行い、町山口川の整備に努めたい（土木部長）。④①県内建設業者は公共事業への依存度が高く、中小企業も多い。工事の発注は、県内企業でできるものは県内企業へ発注する姿勢で適切に対処したい（知事）。②公共事業は、ストック効果とフロー効果を持っている。県はこの効果を最大限に引き出すため、工事の発注については、これまで、できるだけ県内企業に発注してきている。例えば、一般土木工事は県内企業や県内企業を含めたＪＶ（ジョイントベンチャー・共同企業体）に発注している。④入札、契約手続きの改善では、国をはじめさまざまな取り組みがなされている。入札手続きの電子化も、国で「建設ＣＡＬＳ整備基本構想」を策定し、来年度には一部で運用予定だ。四月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に沿って、透明性、公正性、

競争性の高い入札、契約手続きの改善に取り組みたい（土木部長）。

教育

（一）菊池市長を会長とする菊池高等学校移転新築促進期成会から、同校の移転新築を求める陳情が県教育長に提出されて、すでに三年が経過した。県はこの問題にどう取り組むのか（前川）。

これに対する教育長の答弁は、次の通り。

（一）菊池高校の移転とその跡地への菊池市総合センター設置計画を陳情され、県教育委員会としては、これまで白紙の立場で見守ってきた。同校は施設の老朽化が進んでおり、改築や抜本的改修などを行う時期に来ている。陳情から三年が経過、この間地元では計画への賛否両論があつて進展が見られない。菊池市は「高校の移転と市総合センターの設置計画は切り離して進めたい」と議会で方針の変更を示したと聞いている。県財政の厳しい状況も踏まえ、現在地での施設改築等の計画的な実施により、良好な教育環境の維持を図っていききたい。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 地域対策特別委員会

調査事件は、①市町村合併及び広域行政推進に関する件、②地域振興に関する件である。

草村照地域対策特別委員長は、付託された調査事件について、次のように報告した。

（一）①市町村合併について、執行部から、国は特例法の期限の平成一七年三月までに限って合併の財政支援措置等を講じている。県も市町村合併推進要綱を策定し、四月の組織改正で合併推進体制を強化した。五月以降、地域振興局ごとに市町村長や市町村議会に対して説明会を開き、検討会が設置された。さらに一二月、熊本県市町村合併推進本部を設置し、各地域振興局にも地域推進本部を設置した旨の説明があつた。これに対し、委員から、同じ圏域に集客施設や温泉施設が複数整備されているが、県は総合的な調整を行うべきではないか、今のペースでは期限内は難しいのではないか、なぜ合併が必要か、税収が増えるわけがなく、むしろ地方交付税が減るのではないかとの質疑がなされ、議員にとつても重要な問題で、議論に直接参加すべきとの意見が出された。執行部から、市町村の公共施設の整備は地域振興局に振興調整室を設置しており、今後助言や調整を充実できるとの答弁があつた。残された期間内に、できる限り推進したいとの説明があつた。②財政支援については、執行部から、合併パターンに応じた国等の財政支援措置の資料が示された。これに対して、委員から、地方財政計画の中の措置で、合併市町村が優遇される分、ほかに影響が出るのではないかと意見があつた。③広域行政の推進について、執

行部から、広域的課題の増加や厳しい市町村財政の中で、広域行政主体の充実強化を推進する必要がある、今後、広域連合の設置、一部事務組合の統合や複合化を推進する旨の説明があった。これに対して、委員から、今後の取り組みはどうなるのか、広域連合でやることもっとあるのではないかと質疑があった。これに対して、執行部から、今後とも広域連合は必要であり、事務等中身も充実させたいとの答弁があった。

(2) 過疎地域の振興について、執行部から、過疎地域自立促進特別措置法が平成一二年四月一日から一〇年間の期限立法として施行された、産業の振興、情報化、福祉の向上等の目的が掲げられているとの説明があった。これに対して、委員から、従来の過疎法は中長期的な基盤強化という戦略的発想が欠けていたのではないかと、それぞれの地域に合った地場産業を興すべきではないかと質疑があった。これに対して、執行部から、過疎地域自立促進特別措置法は過疎をハンディキャップと捉える発想ではなく、自然豊かな魅力ある地域として伸ばす形で整理している、県および市町村の計画を策定する中で、十分検討したいとの答弁があった。本委員会の審議も踏まえ、九月に熊本県過疎地域自立促進方針、一二月に熊本県過疎地域自立促進計画を策定し、市町村では市町村過疎地域自立促進計画が策定された、今後、諸施策に取り組むとの説明があった。これを受け、委員から、県の財政状況は厳しいが、着実に進めてほしいとの意見があった。

(3) ①阿蘇国際高原リゾート基地整備の推進について、執

行部から、昨年二月に検討組織を設置し、推進方策や広域関係機関の役割分担などについて検討、三月には阿蘇地域振興策を策定し、具体的に始めるとの説明があった。②天草海洋リゾート関連整備については、執行部から平成一一年度にフィッシュアリーナ天草株式会社経営改善を図った、今後、保管艇の確保、周辺利便施設の整備等を図っていくとの説明があった。③天草地域のリゾート企業の誘致について、執行部から景気状況や投資意欲の減少で非常に厳しいが、株式会社アロマキシムワインを支援し、天草空港などを有効に活用して進めたいとの説明があった。

(4) 県産材の利活用について、執行部から、昨年四月施行の住宅品質確保の促進等に関する法律や住宅性能表示制度の開始などで乾燥材や集成材が求められ、公共施設の木造化や公共事業での木材利用、高品質木材の供給体制づくりなどに取り組むと説明があった。これに対して、委員から、林業の活性化のため、八〇年ぐらいの高齢林をつくるべきとの意見とともに、公共施設の木造化は市町村の施設も含めて推進すべきとの意見が出された。

(5) 企業誘致について、執行部から、立地の優位性や重点対象業種を設定した取り組みが必要で、半導体関連に重点に取り組んでいるとの説明があった。平成一二年度の誘致件数は二月末現在一四件で、一三件が半導体関連との報告があった。これに対して、委員から、熊本に進出するソニー株式会社の採用は「一人でも多く地元からの採用を」と要望があった。以上が

審議された主な内容で、付託調査事件については引き続き調査する必要がある、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに全会一致をもって決定した。

(2) 交通対策特別委員会

調査事件は、①九州新幹線建設に関する件、②空港に関する件、③高規格幹線道路及び地域高規格道路に関する件である。

高野誠一 交通対策特別委員長は冒頭、昨年一二月の政府・与党の整備新幹線検討委員会で、博多―船小屋間の着工と全線フル規格化が正式に決定されたこと、熊本空港や天草エアライン、南九州西回り自動車道などに大きな前進が見られたことに「これもひとえに、議員各位の絶大なる支援と県民の皆様方の熱意、そして知事をはじめ執行部の皆さんの努力の結果」であり、「深く敬意を表する」と述べ、付託された調査事件について、次のように報告した。

(1) 九州新幹線建設に関する件について、執行部から、政府・与党の方針の内容と平成一三年度政府予算案において、新八代―西鹿児島間に八五三億円、博多―新八代間に三四〇億円が計上されたとの説明があった。また、JR九州から経営分離される並行在来線は昨年六月に対策協議会を設置し、鹿児島県とともに、各種調査や関係機関との協議を行っているとの報告があった。その利用実態や概算収支の試算が執行部から示され、第三セクターのあり方について、引き続き調査検討を進め、国やJR九州等と協議を進めるとの説明があった。これに対し、

委員から、相当の負担を強いられるのではないかと質疑があり、執行部から、新幹線整備の負担は軽くはないが、経済効果を考え、最大限努力したいとの答弁があった。また、委員から並行在来線の検討体制についての質疑があり、執行部から、平成一三年度当初から、本県と鹿児島県の職員とJRからの出向職員によるプロジェクトチームを発足させる予定との答弁があった。また、委員から、新幹線工事での水枯れについて住民の不安を取り除くための対応をとる要望があり、執行部からは、日本鉄道建設公団で応急対策を実施し、恒久対策について地元と協議している、今後とも誠意を持って対応するよう公団に申し入れるとの答弁があった。さらに石原東京都知事から、九州新幹線鹿児島ルートがあたかも無駄かのような発言があったとの報道に対し、県議会としても対応をすべきとの提案があった。本件は、県議会として遺憾の意を表すべきということで全会一致し、その後は正副委員長に一任となり、後述の議員提出議案の「石原東京都知事の九州新幹線発言に対する抗議決議」につながった。

(2) 空港に関する件について、執行部から、昨年四月から運用時間が延長され、運航ダイヤが改正されるとともに、昨年十一月と本年四月から東京便が増便されるなど、熊本空港の利便性の向上が図られているとの説明があった。また、国際線は運休中のソウル便の再開や新規路線の開設に向け要望活動を展開しているとの報告があった。委員から、例えば他空港就航の外国航空会社に熊本空港経由を働きかけることはできないのか

との質疑があり、執行部から、航空交渉上の合意が必要との答弁があった。

(3) 天草空港に関する件について、執行部から、本年二月末までの利用者数は七万六、五六〇人、利用率は七二・七％であり、目標利用率の六五％を上回っているとの説明があった。委員から、福岡便の増便の考えはないのかとの質疑があり、執行部から、一機体制での乗員追加で対応可能だが、需要見通しや福岡空港乗り入れ確保等の課題もあり、最終的には天草エアラインで検討すべきとの答弁があった。また、委員から、天草空港の整備状況やトラブル時の人員配置や対応についての質疑があり、執行部から、国の規定や指導による体制を確保しているとの答弁があった。

(4) 九州国際空港に関する件について、執行部から、国に大牟田・荒尾沖の優位性を訴えていきたいとの説明があった。委員から、大牟田・荒尾沖の優位性調査についての質疑があり、執行部から、アクセスの利便性や需要等について調査を行っているとの答弁があった。また、九州国際空港構想は大局的視野で、しっかりとした青写真を作成してほしい旨の要望があった。

(5) 高規格幹線道路、地域高規格道路に関して、執行部から、高規格幹線道路は昨年、九州縦貫自動車道の入吉までの四車線化が完成、引き続き入吉―えびの間の四車線化工事に取り組んでいる、九州横断自動車道延岡線は御船―矢部間の建設に向けての現地調査が進められている、また、南九州西回り自動車道は平成一三年秋の供用開始を目指し、日奈久インターチェンジ

までの工事が進められている、地域高規格道路は熊本天草幹線道路の松島道路が来年春季の供用開始を目指し工事を進めている、熊本西環状道路が測量設計中であることなど、今後とも早期整備に取り組んでいくとの説明があった。これに対し、委員から効率的な事業の推進には用地取得の促進が大事との意見があった。さらに東バイパスの渋滞解消についての質疑があり、執行部から、国が一部立体交差化などの検討を進めている、PI(パブリックインボルブメント、施策や事業の計画・実施の過程で関係する住民や利用者などに情報を公開して意見を聴くこと)方式による委員会を設置し、地元の意見集約を行う予定との答弁があった。ほかに、付託調査事件案件について、熊本市圏交通問題を追加したらどうかとの発言があった。以上が審議された主な内容で、付託された調査事件は引き続き調査する必要がある、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに全会一致をもって決定した。

(3) 環境対策特別委員会

調査事件は、①地球温暖化対策及びダイオキシソシン類・環境ホルモン対策に関する件、②廃棄物対策に関する件、③水俣病対策に関する件である。

松村昭環境対策特別委員長は、付託された調査事件について、次のように報告した。

(1) ①地球温暖化対策及びダイオキシソシン類・環境ホルモン対策に関する件について、執行部から、平成一一年度環境ホル

モン調査結果、平成一二年度ダイオキシン類対策に係る調査の実施状況、水俣市江添川におけるダイオキシン類継続調査および追跡調査結果等について報告を受けた。これに対し、委員から、チッソ株式会社の製造工程の一部からダイオキシン類が排出されている状況で、五月まで運転するののかとの質疑があり、執行部から、同社は排水基準の適用工場ではないが、本年九月をめどに運転中止を考えていたが、県として前倒しを要請し、五月になったとの答弁があった。この関連で、五月と言わず、なるべく早い時期にやめる努力をする必要があるといった要望が出された。②母乳中のダイオキシン濃度の調査結果の關係で、委員から、平成一年八月に公表された脂肪1g当たり国二・二・ピコg（1gの一兆分の一の重さ）県二・八ピコgの数値は川から検出される数値に比べるとかなり差があるが、どのように考えるのかとの質疑があり、執行部から、魚等を介して、脂肪に蓄積されるが、脂肪が四％近く含まれる母乳に高い数値が表れると思うとの答弁があった。この調査について、委員から、県独自で調査する考えはないかとの質疑があり、執行部から、国の調査を見てから判断したいとの答弁があった。

(2) 廃棄物対策に関する件について、執行部から、廃棄物対策の状況、産業廃棄物処理の公共関与の取り組み状況およびごみ固形燃料化、RDF施設について報告を受けた。これに対し、委員から、廃棄物処理計画の策定に要する期間および管理型処分場の残余容量が五年の中で、公共関与による処分場建設の検討内容をどうするのかとの質疑があり、平成一三年度一年

間で計画策定に取り組み、公共関与のあり方を総合的に検討するとの答弁があった。次に、委員から、阿蘇地域を例に、市町村での廃棄物処理に対する指導の方針および今後の取り組み方について質疑があり、執行部から、各地域で平成一年三月策定の広域化計画に沿って施設の集約化等が進められているが、県は住民の理解が得られる形で進めるよう指導、助言したい、また、市町村の相談に応じたいとの答弁があった。さらに、委員から、一般廃棄物処理の広域化計画策定の狙いと進捗状況について質疑があり、執行部から、第一段階一〇年の中で三四施設を二三施設に集約し、一〇年後、さらに集約化の努力をしたい、なお、現在着手できていない地域が三地域あるとの答弁があった。また、委員から、菊池広域のRDF施設の問題で、最終的に県に助言、指導を求められる可能性があるが、どう考えるのかとの質疑があり、執行部から、地元で十分協議され、建設されることを期待している、具体的に相談があれば対応するとの答弁があった。

(3) 水俣病対策に関する件について、執行部から、水俣病問題関係三財団の統合、平成一二年度前期水俣湾魚介類モニタリング調査結果、これを踏まえた水俣湾環境対策基本方針、水俣病認定業務に関する熊本県知事の不作為違法に対する損害賠償請求上告審判決について報告を受けた。これに対し、委員から、一二月の委員会、モニタリング調査は本年度で終了とのことであるが、何らかの形で監視を続けるべきではないかとの質疑があり、執行部から、県の方針を定めるため取り組みでい

るとの答弁があつた。これを受け、本定例会中の委員会で、水俣湾環境対策基本方針が示された。そのほかとして報告のあつた海域等におけるホルムアルデヒド調査結果の關係で、委員から、ホルマリンの使用禁止の徹底と違反者への対応について質疑があり、執行部から、使用禁止の徹底は漁業権行使規則を作っていない三漁協を指導している、違反者は今後、漁業法に基づく知事命令を行う手続になるとの答弁があつた。また、熊本県環境基本指針と熊本県環境基本計画の見直しに係る報告等があつた。以上が審議された主な内容で、付託調査事件については引き続き調査する必要がある、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに全会一致をもつて決定した。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 第1号 平成12年度熊本県一般会計補正予算(第3号)
 (第19号 平成12年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)(先議分)

【説明・審議】一般会計補正予算の主な内容は、国の経済新生対策に対応したもので、高速ネットワーク環境の整備、社会福祉施設等施設整備、地域産材の木造公共施設等整備、国直轄事業負担金など。通常分では、城南工業団地の購入経費、高金利の県債の繰り上げ償還等に要する経費、国補助事業の内示増減や事業確定に伴うもの。一般会計の補正額一六八億円の増額補正の結果、平成一二年一般会計予算額は八、八一九億円と

なる。二月二七日に上程され、各常任委員会に付託、各常任委員会の審議は三月二日、五日の本会議で各常任委員長が報告した。

山政政史厚生常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は予算関係四議案。審議の結果、付託された議案はすべて全員賛成をもつて原案の通り可決することに決定した。

小杉直経済常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は予算関係一〇議案、条例等関係一議案。審議の結果、付託された議案は全員賛成をもつて原案の通り可決することに決定した。

田方初美農政常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は予算関係二議案、条例等関係一議案。審議の結果、付託された議案はすべて全員賛成をもつて原案の通り可決または承認することに決定した。

坂田孝志建設常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は予算関係五議案、条例等関係一五議案、報告一件。審議の結果、付託された議案はすべて全員賛成をもつて原案の通り可決または承認することに決定した。

馬場成文文教治安常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は予算関係一議案、報告二件。審議の結果、付託された議案は全員賛成をもつて原案の通り可決することに決定した。

大西一史総務常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は予算関係四議案、条例等関係一議案。審議の結果、

付託された議案はすべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

(2) 議案第38号 平成13年度熊本県一般会計予算（第60号）

平成13年度熊本県有料駐車場事業会計予算（後議分）

【説明・審議】平成一三年度一般会計の編成では、財政健全化計画を踏まえ、財源不足額を前年度の二五八億円から一三四億円に圧縮。その上で、四基金の八〇億円取り崩しと、財政健全化債の五〇億円発行などで収支均衡が図られた。その結果、予算額は一二年度本予算比較で三七％の減の八、一三二億円となった。その主な財源は県税一、五四一億円、地方交付税二、六三二億円、国庫支出金一、五七八億円、諸収入四五〇億円、県債一、一七億円。二月二七日に上程され、各常任委員会への付託は三月一四日、一六日と一九日に各常任委員会で審議され、二二日の本会議で各常任委員長が報告した。

園村敬二厚生常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は予算関係四議案、条例関係三議案および請願二件。①児童虐待への対応、体制について。②有明海の異変の大きな要因の一つと思う下水道、合併処理浄化槽等の普及見通しについて。これらに対する執行部の答弁は次の通り。①平成一三年度から、児童心理判定員や保護者のケアのための精神科医の配置等、児童相談所の機能強化を図る。②生活排水処理施設の整備率は、平成一一年度末時点で五四％だが、生活排水処理率を一七年度までに七〇％まで高めるよう努力したい。また、有明

海に面した四県の協力体制、関連部局が連携した山への植林の実施についての要望があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

小杉経済常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は予算関係一一議案、条例等関係七議案、請願三件。まず、御所浦漁港整備事業について、土木部門との調整が不十分、予算執行は架橋建設事業との整合性を保ってほしい、との委員会としての強い意見があった。①県駐在員事務所の香港からシンガポールへの移転の狙いは何か。②商工金融課の予算減で、県内中小企業者が資金調達に困るようなことはないか。③ワールドカップサッカーのキャンプ地招致に関して、ベルギーとの交渉の状況とベルギー誘致のメリットについて。これらに対する執行部の答弁は次の通り。①香港からの旅行者が大幅に増加したことや、中国政府の改革・開放政策で、大連や上海からも民間ベースの経済交流ができるようになったことなどが廃止の理由。シンガポールは東南アジアの中心で、本県への観光客の誘致や貿易振興で発展が期待できる。②中小企業の資金需要に応じた減額で、その経営に支障を来すことはない。③ベルギーは現在ヨーロッパ予選のグループ一位であり、本戦出場の可能性が高い。ベルギーには日本企業の進出が多く、経済波及効果でのメリットも大きい。このほか、委員から、林務関係の事業組み立てを時代に合わせた事業展開でお願いしたい、また、間伐への補助は一四年度以降も継続してほしい。ノリ不作対策としての融資制度については、生活福祉資金も含め一層の条件緩

和をしてほしいとの要望があった。審議の結果、付託された議案は、原案の通り可決することに決定した。

林田博達農政常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。

付託案件は予算関係二議案、条例等関係二議案。農業委員会がうまく機能していない。今後どのように対応していくのか。これに対する執行部の答弁は次の通り。農業委員会は農地法の適正な運用を図り、農業の担い手育成確保に重要な役割を果たしており、農業委員の一層の資質向上を図るため、研修の充実を図っていく。関連して、女性の農業委員の登用など、農業委員会の活性化に対する意見があった。さらに、土地改良事業について、受益者負担金の大幅な軽減を図るよう、国に申し入れるようにと要望があった。また、野菜集出荷施設整備で、今後保冷倉庫の併設も検討してみたらどうかとの意見があった。審議の結果、付託された議案は、原案の通り可決することに決定した。

坂本哲志建設常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。

付託案件は、予算関係五議案、条例等関係六議案。①海域環境創造事業の施工期間と事業内容について。②下水道の管理のための光ファイバー導入について。③河川総合開発事業の五木ダムとの川辺川ダムとの関連について。④九州新幹線建設工事中の県内経済への波及効果について。⑤公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の今後の取り組みについて。これらに対する執行部の答弁は次の通り。①施工期間は平成一二年度から三か年かけてで、荅北町の富岡港の海底に砂

をまき、ヘドロの溶出を防ぐ。下水道整備促進でさらに効果が期待される。②効率的な流域下水道管理のための光ファイバーネットワーク整備の基本計画を策定する。民間等の利用も含めた整備のあり方を検討したい。③五木ダムは、宮園地区等を災害から守るために建設するもので、国の川辺川ダムと一体的に整備したい。④経済効果は建設費の約一・七倍と試算している。⑤同法等の趣旨に沿って適切に対応できるよう努めたい。なお、④に関連して、地元企業の受注機会拡大を日本鉄道建設公団に要望してほしいとの意見があった。ほかに執行部から、県内企業でできるものは県内企業に発注する姿勢で取り組み、分割発注なども考慮したい、予定価格の事前公表は知事部局の競争入札の建設工事を対象に、四月から実施するとの報告があった。審議の結果、付託された議案は、原案の通り可決することに決定した。

江口隆一文教治安常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。

付託案件は予算関係三議案、条例等関係九議案、請願二件。①教育委員会の各種研修の実施では、ジェンダーフリーや子どもの人権にどの程度配慮しているのか。②「えひめ丸」の事故に関連し、荅洋高校の遠洋実習はハワイ沖か、危機管理はどうなっているか。③暴走族の総合対策の推進は具体的にどんな対策か。これらに対する執行部の答弁は次の通り。①初任者研修等では、講話形式から参加型の研修へ転換を図り、事例研究などの研修等、内容の充実を図る。セクハラ防止対策として、相談員の研修を予定している。②荅洋高校の主な実習地は東シナ

海。非常時等の対応、事故防止は計画的に訓練を行うなど周知徹底を図っている。③取り締まりだけではなく、走らせないための事前対策などの総合的な対策を講じていくこと。ほかに、環境教育に関し、教員への研修の一層の充実を図ってはほしいとの要望があった。審議の結果、付託された議案は全員賛成をもってすべて原案の通り可決することに決定した。

河端俊夫総務常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は予算関係五議案、条例等関係一二議案件。①今回の予算案での重点化、効率化についてどのような評価をしているのか。②まだまだ予算が総花的で、今後施策の重点化を進めていく中で、どのような課題、反省点があったのか。③天草エアラインの熊本便を福岡便と比べると、あまり利用されていない現状とその要因、今後の対策について。これらに対する執行部の答弁は次の通り。①今回の予算案は予算編成方針で厳しいシーリングをかけ、どうしても確保しなければならない部分を重点化した上で編成している。財政健全化計画の初年度としては理解できるレベルではないか。②新事業を行う場合、単年度で一挙に重点化を図ることは困難。これからは中長期的な展望を踏まえ、事業の重点化をチェックし、夏の段階から各部署とともに検討または協議していくべき。③熊本便の二月末までの利用者は四九・八％で、福岡便と比較すると低い状況。天草から熊本市内へ行く場合の時間のメリットが少ない。東京や大阪等への乗り継ぎで、便利な福岡便に需要が流れていることが考えられる。来年度の対策として、乗り継ぎの利便性を向上させ

るため航空会社に要望活動を行い、熊本便を使った阿蘇地域など県東部と天草との人的交流を促進できないかなどを検討したい。要望では①予算にかかわる職員だけでなく、現場職員の意識を改革し、二度と失敗しないという構造改革を行う。各団体への補助金等も、団体自体の意識、構造改革を強く指導すべきである。②市町村合併について、中球磨や天草以外からはなかなか明確な姿が見えてこない。もう一押しすべきではないか。また、将来の自治体の枠組みに疑問や禍根を残さないよう県の指導を強くしてほしいとあった。このほか、委員会条例第十五条の規定により、議案第38号平成13年度熊本県一般会計予算に対する修正案が提出され、委員から次のような趣旨の提案理由説明があった。削減に努力してきたが、一部、議員報酬のカットについて合意できなかったため、修正案を提出した。内容は健全化期間中の海外視察は自粛をすべきと考え、三、四〇〇万円の減額修正であった。これに対して、議員報酬については一〇％カットを自民党、公明党、無所属の会で合意しており、海外視察だけの減額はいかがかと考える、議会内での合意が得られていない段階での修正案には賛成できない、また、海外視察を頭から否定してもいけない、予算を組むことと実行することとは別の問題である、一般会計予算の修正は重要な問題で、修正案の提出にあたって、もう少し議論できなかったのかとの意見があった。審議の結果、平成一三年度熊本県一般会計予算に対する修正案は、少数賛成をもって否決することに決定した。第38号議案は多数賛成をもって原案の通り可決することに決定。

第42号議案ほか一五件は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

3 決算認定議案

- (1) 議案第18号 平成11年度一般会計歳入歳出決算及び第19号、第39号 平成11年度各特別会計歳入歳出決算の認定について

【説明・審議】一二月定例会で決算特別委員会の継続審査事件として付託された案件について三月五日、荒木昭之決算特別委員長から報告があった。決算の概要について、平成一一年度熊本県一般会計および特別会計歳入歳出決算は一般、特別両会計を合わせた歳入総額が九、五〇六億四、四五五万二、八六八円。歳出総額が九、〇九三億八、〇一六万六、二四二円で、差し引き四一二億六、四三八万六、六二六円。この額から翌年度へ繰り越す財源一二億七、一六一万九円を差し引くと、実質収支は二九〇億九、二七七万六、六〇七円。さらに、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は六七億七、四二二万三、七四七円の黒字。一般会計の財源構成は自主財源が三四・五％、依存財源が六五・五％。自主財源の中心となる県税収入は前年度より一・四％減少、県債の発行額は前年度より一五・四％減の一、二六二億一、一三万二、〇〇〇円で、財源確保になお一層の努力が必要とのことだった。そして、歳入確保と予算執行上の問題点、施策推進上改善または検討を要する事項等を指摘し、結論として次のように述べた。慎重に審議を重ねた結果、決算特

別委員会は平成一一年度熊本県一般会計および特別会計歳入歳出決算の認定に係る議案のうち、議案第19号から第39号までは全員賛成で、議案第18号は多数賛成をもって、それぞれ認定することに決定した。採決の結果、議案第19号ほか二〇件は決算特別委員長の報告の通り認定することに決定。議案第18号は起立または挙手多数によって採決し、決算特別委員長の報告の通り認定することに決定した。

4 条例等議案

- (1) 議案第75号 熊本県テクノポリスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】管理の委託を行ってきた財団法人熊本テクノポリス財団が財団法人熊本テクノポリス技術開発基金、財団法人熊本県中小企業振興公社と統合を行い、「財団法人くまもとテクノ産業財団」に移行することから、管理の委託先を変更する必要がある。第八条中の「財団法人熊本テクノポリス財団」を「財団法人くまもとテクノ産業財団」に改める。

- (2) 議案第93号 熊本県警察署協議会条例の制定について

【説明】警察改革の一環として警察署事務処理に住民の意見を反映させるためのもので、警察法第五三条の二第四項の規定に基づき、警察署協議会の設置、委員の定数、任期その他警察署協議会に関して必要な事項を定めるための条例案である。

【審議】二月二七日に上程され、知事の提案理由説明があった。各常任委員会への付託は三月一日、一六日の委員会で審

査され、二二日の本会議で各常任委員長が報告した。採決の結果、全員賛成をもって原案の通り可決された。

5 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
13・3・8	トンネルじん肺根絶に関する請願	杉森猛夫 児玉文雄 吉本賢児 草村照二 園村敬二
13・3・5	県立学校定時制課程への養護教諭配置に関する請願	池田定行 前畑淳治 林田博達
13・3・12	県立学校定時制課程への養護教諭配置に関する請願	中島隆利 岩中伸司 平野みどり 築森守

第12節 平成13年6月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一三年六月八日

閉会 平成一三年六月二二日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

知事	潮谷 義子	副知事	黒田武一郎
出納長	河野 延夫	総務部長	中原 盛敏
企画開発部長	中江 元哉	健康福祉部長	田中 明
環境生活部長	古田 勝人		
商工観光労働部長	守屋 克彦		

農政部長	安田 宏正	林務水産部長	清塘 英之
土木部長	岡部 安水	公営企業管理者	佐藤 博治
教育委員会委員長	今村 潤子	教 育 長	田中 力男
警察本部長	宮本 和夫	人事委員会委員長	中島 伸之
監査委員	松島 紀男	議会事務局長	長野 孝治

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

6月8日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
13日	本会議	一般質問
14日	本会議	一般質問
15日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
18日		特別委員会
19日		常任委員会
20日		常任委員会
22日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成一三（二〇〇一）年六月八日午前一〇時、

五五人の議員が出席して開会した。内容は平成一三年度熊本県一般会計補正予算等の諸議案の審議、議決であった。四月二七日の大阪高等裁判所の判決（水俣病関西訴訟控訴審、原告勝訴、国・県の責任を認める）に対し、この判決を不服として五月一日、国とともに「上告提起及び上告受理申立て」が行われたの直後の県議会開催で、突っ込んだ議論が展開された。水俣病上告問題や財政健全化、サントリー工場建設、ハンセン病問題、有明海・八代海の環境問題などが主な論点となった。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件 名	議決
1	平成13年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	可決
2	専決処分の報告及び承認について	承認
3	専決処分の報告及び承認について	〃
4	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	可決
5	熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	工事請負契約の変更について	〃
9	工事請負契約の変更について	〃

10	工事請負契約の変更について	可決
11	工事請負契約の変更について	〃
12	工事請負契約の変更について	〃
13	専決処分の報告及び承認について	承認
14	専決処分の報告及び承認について	〃
15	専決処分の報告及び承認について	〃
16	専決処分の報告及び承認について	〃
17	専決処分の報告及び承認について	〃
18	人事委員会委員の選任について	同意
19	収用委員会委員の任命について	〃
20	収用委員会委員の任命について	〃
21	収用委員会委員の任命について	〃
22	収用委員会予備委員の任命について	〃
23	収用委員会予備委員の任命について	〃

（議員提出議案）

1	ハンセン病問題に関する決議	可決
2	地球温暖化防止対策の推進と京都議定書の早期発効に関する意見書	〃
3	畳表・ねぎ・生しいたけのセーフガード本格発動に関する意見書	〃
4	道路整備の促進及び道路財源の確保に関する意見書	〃

3 知事の提案理由説明

潮谷義子知事は冒頭、不動産取得税の課税誤りにつき謝罪し

た。平成八年の個人事業税課税誤りに続くもので、その教訓を生かされていないことは大変残念で、あらためて厳正な税務行政の執行に努めるとの決意を表した。四月に誕生した小泉内閣の構造改革路線を、二一世紀にふさわしい経済社会システム確立を目指す姿勢と評価し、よりよい改革に強く期待すると述べた。

県政では、当初予算を新県総合計画の下での県の財政健全化へ向けた第一歩と評価。今後は政策評価を導入した事務事業の見直し、県政パブリックコメント手続きによる県民の視点に立った重点的な施策の展開に意欲を示した。また、分権型社会にふさわしい行政体制の整備が重要な課題で、地域振興局の設置や情報公開条例の改正等を推進してきたが、県行財政を取り巻く環境は大きな変革期を迎えており、そのためにも県の行政体制の再構築を図っていくことが必要で、第三次の行政改革、行政システム改革プラン（仮称、以下「行革プラン」という）の策定に取り組みとした。このほか、市町村合併問題、水俣病問題、企業誘致、輸入農産物への対応、九州新幹線鹿児島ルート追加認可手続きと博多―西鹿児島間の全線フル規格化、平成一三年度全国高等学校総合体育大会の開催、第四回APEC人材養成大臣熊本会合と関連イベントの江田船山国宝展を挙げた。

次に、補正予算として挙げたノリ不作対策に要する経費について説明した。有明海のノリ養殖は一二月に発生した赤潮で、過去に例を見ない大きな被害を受けていると指摘。平成一三年

度当初予算でノリ不作資金融資制度等によるノリ生産者の資金確保を図り、国には被害の原因究明、被害対策の早急な実施ならびに有明海・八代海の環境保全及び水産資源の回復に係る特別措置法の制定等について、関係県とも連携を図りながら、強く要望してきたと述べた。今回提案の補正予算は一〇月から始まる漁期に向けた漁場の環境改善に要する経費の計上であると説明した。熊本県税条例の一部を改正する条例等各種条例案件、事件議決案件、知事専決処分報告、承認案件等も併せて提案し、人事案件も会期中に追加提案する予定とした。

4 一般質問及び答弁の要点

六月一三日に篠崎鐵男（自由民主党）、田上泰寛（県民クラブ）、氷室雄一郎（公明党）、一四日に中原隆博（無所属）、小谷邦治（自由民主党）、渡辺利男（県民クラブ）、一五日に大西一史（自由民主党）、荒木章博（無所属）、坂本哲志（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

潮谷県政

（一）小泉内閣の聖域なき改革に伴う道路特定財源の見直しの考え方と地方交付税の見直しでの税財源の地方移譲について（坂本）。（二）平成八年に策定され、平成一〇年に改定された第二次行政改革大綱の実績をどう評価し、どのような行革プランを策定するのか。（三）行革プランの策定で、知事直轄の政策調整セクションの設置について（大西）。（四）①新幹線の

整備に関連した熊本駅周辺整備や合同庁舎移転の取り組みと月星化成の跡地への移転について。②一二月策定の県工業振興ビジョンの具体的取り組みについて。③仕事を休めない、働く女性の支援のための病後児保育について。④水俣病関西訴訟控訴審判決に対する上告と、その説明および報告のあり方について(荒木章)。(5)菊池恵楓園の入所者や家族から、故郷に帰りたいとの希望が出た場合に、県として何ができるのか、ハンセン病対策班などを設けて、組織的に取り組むべきではないか(坂本)。

これらに対して知事は、次のように答弁した。

(1)道路特定財源、地方交付税の見直しは必要だが、地方の財源を都市に集中させるとか、国の財政難を地方にしわ寄せするものならば、問題である。この観点から、先日の九州地方知事会でも道路特定財源の確保、交付税制度の見直しの緊急決議を行った。(2)第二次行政改革大綱の評価と行政システム改革プランの策定方針は六五項目の分野でできる限り具体的な数値目標を掲げるなどして積極的に取り組んでいる。本庁の部の再編や地域振興局の設置をはじめ、政策評価システムの導入、情報公開条例の改正、職員数の削減などを成果とした。一方、目指した成果重視型行政の実現は達成できたが、なお努力すべきとし、行革プランを策定する。今回のプランは、生活者の視点に立った県民サービスの向上や総合的、機動的かつ柔軟な行政の実現。さらに県民、企業・団体、行政との新たな関係づくりなどに取り組む。(3)県職員を信頼しながら県政を運営し

てきたが、知事直轄の政策調整セクションの必要性も認識している。行革プラン策定の中で、メリットとデメリットについて掘り下げたい。(4)①熊本駅周辺の整備は、森の都・熊本の玄関口にふさわしいものとなるよう進める必要がある。その核が国の合同庁舎の移転で、月星化成熊本工場敷地を移転先の第一候補に、昨年七月に土地取得の相談を申し入れ、八月から一〇月にかけて敷地の測量調査を実施した。九州財務局長や九州地方整備局長には直接早期移転の実現をお願いしている。②工業振興ビジョンに基づき、重点五分野の産業集積のため、関連企業の誘致、誘致企業と地場企業との連携強化などに取り組んでいる。新産業の創出、地域企業ニーズへの対応のため、四月にくまもとテクノ産業財団を設立し、医療・福祉、環境などの分野で産学行政の連携を推進している。③病後児保育は、今の就労環境での長期間休暇は困難だが、昨年実施の調査では保育ニーズが五二％に上っている。国は昨年度から保育所を実施施設に追加しており、まずは実施主体の市町村の理解が大事だ。④水俣病関西訴訟控訴審判決に対する上告期限目の五月九日に開催された環境対策特別委員会で、訴訟の経緯、判決の内容と問題点、国の状況などを説明。席上、仮に上告ならば、知事の専決処分での意見を述べた。県民へは決定当日に臨時の記者会見を開き、議員へはファクス一枚のみでの報告になってしまった。適切な方法を検討したい。(5)控訴は行わない旨の小泉純一郎内閣総理大臣談話は大きな成果だ。その後、各県知事が謝罪に出向いたことも知っている。もちろん恵楓園訪問は

大事で、日程調整を図ってきた。その中で、坂口力厚生労働大臣の訪問が明らかになった。今後、法による救済策など、具体化がどうなるかを見極めつつ、患者や元患者の意向をしつかりと受け止めたい。今回、もし大臣と同行できれば、まずは謝罪し、その後にあらためて懇談を持ちたい。

県政全般

(1) ①二〇〇一(平成一二)年度実質経済成長率が一二月の一九％予測から〇・九％に下方修正された。経済成長率二・〇％を前提にした財政健全化計画を見直すべきではないか(篠崎)。②想定を超えて経済が減速した場合の対応について。③小泉内閣では、道路特定財源や地方交付税を含めた地方への支出削減の方針が示された。これは財政健全化に大きな影響を与えるもので、どう対処するのか(氷室)。④(ア)不況の深刻化と税収不足の中、企業会計の手法で財務チェックをする時期に来ている。この点について。(イ)財政健全化策は評価するが、民間企業の経営感覚を財政運営に取り入れることは無駄ではない。この点について(中原)。(2) 今回の行革プラン策定への基本的な考え方について(篠崎)。(3) ①多くの民間企業や他の自治体でも導入されている組織のフラット化のメリットやデメリットについて。②人事制度改革の中で、能力主義など民間手法の導入の動きがある。能力主義人事システムの検討が必要ではないか。③県でも民間との人事交流を促進すべきで、検討してはどうか。(4) ①情報技術を活用した遠隔医療診断

や障害者雇用促進、教育の情報化など、全庁的な取り組み体制について。②平成一三年度現在、全国一二の県で情報教育担当セクションが設置されている。設置する考えはあるのか。③電子入札について、土木部内に情報担当セクションを設置し、早急に対応する必要がある。現状認識と今後の方針について。④本県の医療分野における情報化の現状をどのように認識するのか、専門的な検討体制の整備について(大西)。(5) ①四月一日から政策評価がスタートした。政策評価に明るい人材の育成について。②政策評価では、わかりやすい指標が基本だ。具体的な指標づくりについて。③パブリックコメント導入が政策評価に果たす役割について(中原)。(6) ①国は市町村合併の取り組みの新指針を三月末に策定し、推進体制を強化した。今後どのように推進するのか。②市町村合併の枠組みづくりや検討過程での留意点等について。(7) 昨年一二月一日に閣議決定された行政改革大綱では出向人事の見直しを示唆している。県から市町村の助役、特別職に就くような人事を見直すべきと考えるが。(8) 地方分権一括法が施行され、地方自治法も改正されたものの、現場では従来同様の事務委託と処理が行われている。国からの事務はどれほどあるのか。県も市町村に事務委託しているのではないか。(9) 地方労働委員会での個別労働関係紛争の斡旋等は喫緊の課題で、分権効果として県でも独自の条例を定め、制度、体制をつくるべきと思うが。(10) 地方分権が進む今世紀、地方自治を身近にするためにも、地方分権について広報すべき。これまでどのように実施し、今後どのよ

うに実施するのか(田上)。(11)新しい制度の金融円滑化特別資金を含め、現在の中小企業金融制度で資金繰りが十分に図られるのか。今後の方策について。(12)①知事部局、教職員の再任用希望者数はどれくらいか、選考方法について。②この制度導入で新規採用者の枠が狭まるとの声もあるが、どのように対応するのか。③本年度は五六市町村で再任用制度を導入し、残りは見送った。対応がばらばらな各市町村への対応について(氷室)。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

(1)①国の構造改革の動き如何では、今後の財政見直しや財政健全化計画に少なからず影響がある。構造改革の中身次第では県の歳出抑制につながる場合も考えられるが、現時点で予測はできない。当面は財政健全化計画の目標達成に向け、予算運用面での努力や予算編成過程での見直し等を徹底しつつ、必要に応じて、計画の内容を見直すこともあり得る。②財政健全化計画の策定で試算した中期財政見直しも、当初予算編成に合わせ、毎年度修正していく。③六月上旬の九州地方知事会でも、地方交付税制度の見直しの必要性や道路特定財源の確保についての緊急決議を行った。④(ア)企業会計による財務分析では昨年から国の基準のバランスシートを作成し、単年度決算に加え、毎年度の財政運営のストック面からの分析に取り組んでいる。今後は損益計算書の手法も参考に、今年度中をめどに多面的な財務分析にも取り組みたい。(イ)財政健全化では民間企業のノウハウや経営感覚も重要で、政策評価も県政パブリック

コメントの手続き等での意見を踏まえ、事務事業を見直したい。(2)第三次の行政改革として策定する行革プランでは、生活者の視点に立った県民サービスの向上を基本的な考え方に、一つは本庁組織のフラット化を含めた部局再編等の検討。二つは電子県庁の構築に向けた事務処理システムの見直し。三つは行政の守備範囲等の見直しなどに取り組みみたい。民間活力の活用は重大な課題で、活性化、効率化が図れる分野がないか、検討したい(知事)。(3)①組織のフラット化は現在、三県が導入。平成一一年度導入の静岡県は課を全廃し、室と総室を設置している。メリットは意思決定の迅速化や組織全体のパワーアップ。デメリットは横の連携、調整に工夫を要することなどである。②三月の公務員制度改革の大枠では信賞必罰の人事制度の確立が明示され、今月中の基本設計で詳細が明らかにされる。県も昨年九月、職員人事評価実施要綱を策定し、人事評価制度の公表、成果重視型評価の導入、職位ごとの評価項目の設定等を内容とした新たな人事制度を導入した。③近年、民間企業への派遣はないが、政策形成能力、迅速な判断力と実行力、経営感覚の能力の開発の観点から民間企業への派遣も検討したい(総務部長)。(4)①情報化推進では昨年八月に高度情報化推進本部を設置し、行政情報化推進計画を策定した。この中で、部局長をはじめ、幹部職員には高度情報化の認識が高まっている。ただし、なお一層の意識改革や情報リテラシーの向上が必要。管理職を対象に七月に第一回セミナー研修を実施するほか、実技研修も充実させたい(知事)。(2)昨年の文部省のミレニアムプ

ロジェクトの中では平成一七年度末までの目標として、学校、教科のすべてで、インターネットの活用が掲げられた。これらは高度化も予想されるため、最も効果的な組織について検討したい（**教育長**）。③県の公共事業のＩＴ化推進のため、工事資料の電子化や電子メールによる情報交換を始めた。今後は電子入札や成果品の電子納品などを目指し、情報システム構築の体制整備を進めたい。一方、建設業界も対応能力で企業間格差の懸念もあり、ＩＴ化に備えた取り組みが必要になる（**土木部長**）。④県内の現状は六つの郡市医師会が国庫補助事業の地域医療情報化推進事業を受けて、医療福祉機器の開発や電子カルテの情報化を研究している。医療システムの定着では地域医療の関係機関等で構成する検討会を設置し、情報技術導入のあり方や整備の方向性等を検討する（**健康福祉部長**）。⑤①人材育成では平成九年から、事業評価マニュアルを作成し、指標の設定の仕方や客観的な評価等の研修を行い、平成一二年七月には一〇三の重点事業の評価結果を公表した。本年度から施策レベルや政策レベルの評価の研修を開始し、五月一日に所属長以上の幹部職員の研修会を実施した（**知事**）。②指標づくりでは、可能な限り数値化に努め、成果の直接的指標だけでなく、県民の満足度や認知度などの指標を取り入れる。③今後、県庁内部の政策評価案でも、県政バブリックコメントの手続きを実施する。これは客観性や信頼性のある評価を確保するもので、全国でも初めての取り組みである（**企画開発部長**）。⑥①市町村合併推進のための新しい指針が三月に国から示され、平成一三

年の早い時期での合併重点支援地域の指定が求められている。支援地域は八月策定予定の合併支援プランに基づき、支援を強化するとしており、新指針を踏まえて進めたい。②市町村合併の基本は、市町村長や議会、住民の理解が進み、主体的・自主的に推進されることであり、昨年三月に公表した合併パターンもその一助となることを期待してのことである。（**７**）県から市町村への派遣は関係市町村の要請で行っており、本県職員が市町村の実情にじかに触れる意義は大きい。今年度からは地域振興局と市町村との一般職員の人事交流など、新たな試みも始めている（**知事**）。⑧法令や委託契約等に基づかない国の事務処理は本年二月の調査の結果、四〇件程度見受けられた。今後、国からの依頼には法令に基づくものか、県にとつて有意義かなどを精査し、すでに引き受けている事務では正すべきものは地方分権推進本部等を通じて、国に働きかけた。県と市町村の関係では昨年四月に熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例を施行して根拠を明確にした。地方自治法等法令に基づく事務などでも、市町村からとくに是正を要請された事例は生じていない（**総務部長**）。⑨地方労働委員会は、労働組合法に基づいて労使間の集団的紛争のみを解決するための機関だが、自治事務化に伴い、個別労働関係紛争の解決にも取り組むべきかどうか、検討委員会が現在検討している（**地方労働委員会会長**）。厚生労働省の都道府県労働局を窓口にも、多様化する個別労働関係紛争に対応できる斡旋制度の創設等、総合的な処理システムの整備を図ることを目的とした法律案が今

国会に提案されている。県では国会の審議の推移や地方労働委員会の検討状況を見極めながら、個別労働関係紛争処理について検討したい（**商工観光労働部長**）。（10）地方分権は県民にも関心が深く、県政広報誌「県からのたより」や県政テレビ番組等を活用し、趣旨や取り組みの周知を図ってきた。地方分権時代が本格的にスタートして一年余が経過し、本年度は「県からのたより」に特集記事の掲載と併せ、体系的に広報する予定である（**総務部長**）。（11）貸し流し対策として平成一〇年一〇月に国が創設した中小企業金融安定化特別保証制度は、平成一三年三月末の制度終了までに保証承諾件数一万三、一六九件、額にして二、〇九九億円に達した。中小企業庁のアンケート調査で、八五%の企業が経営上の支障が回避できた旨を回答。制度期間中の県内企業調査でも資金調達環境の改善を示す結果が出ている。廃止した制度の資金と平成一三年度創設の金融円滑化特別資金を比べると、予算額や融資枠の縮小はあるが、今年度の新規融資枠は三三八億七、六〇〇万円で、例年並みである（**商工観光労働部長**）。（12）①知事部局の再任用希望者は定年退職予定者約九〇人の半数程度。今後、意向をあらためて確認し、希望者の中から再任用者を決定する。選考は従前の勤務実績や健康診断、面接等で、総合的に判断する（**総務部長**）。公立学校の再任用希望者は定年退職予定者三〇〇人余りの四割程度。今後、最終的な意向を確認し、決定したい。選考は勤務実績、健康状態および教科等で、総合的に判断したい（**教育長**）。②再任用者数は新規採用数に少なからず影響を与えるが、新規

採用は組織の活力の維持や若年者の雇用確保のため。再任用は高齢者の雇用促進や年金との連携のため、それぞれ大事（**総務部長**）。公立学校の再任用は豊かな知識、経験のチームティーチングなどでの活用が考えられる。新規採用は学校の活性化や年齢構成の適正化でも不可欠である（**教育長**）。③市町村の再任用の枠組みは異ならないことが望ましいが、対応はさまざまである。制度の趣旨を踏まえ、全市町村で速やかに条例が制定されるよう、必要な助言をしたい（**総務部長**）。

交通

（1）①在来線の鉄道高架化の今後の取り組みについて。②熊本駅と市中心部を結ぶ都市計画道路の熊本駅北部線と春日池上線、それらが直結する地域高規格道路熊本西環状道路の取り組みについて。（2）一部区間が未整備のために、危険な状態にある国道501号での歩道整備について（**荒木章**）。

これらに対して**土木部長**は、次のように答弁した。

（1）①連続立体交差事業は、本年度中に用地買収に着手したい。上熊本駅付近までの延伸も、熊本市と連携して取り組みたい。②熊本駅北部線は平成七年度から着手し、現在は祇園橋の工事を進めている。今年度は用地が取得できた区間を着工したい。春日池上線は整備を急ぐ祇園橋からJR鹿児島本線までの区間について、現在測量設計中。本年度中に国の認可を得て、用地買収に着手したい。地域高規格道路熊本西環状線は平成一一年度から約九km区間で事業着手し、現在測量などを行って

いる。(2) 国道501号の歩道は小島橋北側の約一二〇m区間が未整備で、地元からも要望が強い。昨年度に地権者の協力を得て用地を取得し、歩道の一部が白川の河川敷にかかる関係で国土交通省との協議を進め、早期整備に努めたい。

県民生活

(1) ①児童虐待防止の相談状況と児童相談所の体制整備状況について、虐待防止法施行後の状況も併せて聞きたい。②虐待防止法には警察官の援助など強い措置の規定がある。県警察の対応について(大西)。(2) ①財政面での損失も含め深刻な問題となる県営住宅の政策、空き家や家財残置等について。②県営住宅の家賃滞納が過去最高額の約三億円にも上り、徴収率は過去最低の八七・二％に止まっている。今後の対応について(氷室)。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

(1) ①児童相談所への児童虐待の相談件数は平成一二年度で一四四件。前年度より二四件増え、前々年度の倍以上である。法施行後の一二月以降の件数は六〇件で年間件数の四二％を占め、前年度同期、前々年度同期に比べ大幅な増加である。種類別ではネグレクトが五五％と最も多く、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待の順である。年齢別では学齢前児童五八％。主たる虐待者は実の母親が六五％。県は児童相談所への心理判定員や精神科医師の配置、ネットワークの構築、市町村、児童委員、教育関係者等の研修、県民への周知に努めていく(健康福祉部

長)。(2) 警察への相談件数は全国的に増加傾向で、児童虐待事犯も昨年、全国で一八六件検挙している。ちなみに本県は昨年、保護責任者遺棄および傷害で二件検挙している(警察本部長)。(2) ①六月一日現在で、県営住宅の管理戸数八、三七〇戸のうち、空き家戸数は九七戸。内訳は近日入居予定が五四戸、建て替え予定等で募集を停止しているのが二九戸、無断退去などが一四戸である。②県営住宅の家賃徴収対策では今年度から職員を増員し、口座振替の促進や減免制度の周知などの予防措置を強化している。悪質な滞納者には法的措置の強化で徴収に努めたい(土木部長)。

健康・福祉

(1) ①宇土郡三角町の国立療養所三角病院の後継病院として済生会熊本病院が選択され、平成一四年移譲で合意された。引き継がれる長期入院患者数は八〇〇九〇人程度で、短期入院や救急入院用のベッド数が三〇床程度。救急特例病床への県の対応について。②県は済生会の支援をどう考えているのか。町が過度に負担しなくて済むようにできないものか。(2) ①済生会が三角病院の業務を継承する機会に、後継病院を宇城・天草上島の地域医療支援病院に指定してほしいが。②第三次救急医療機関の救命救急センターは人口約一〇〇万人単位で整備するとされる。熊本県の人口は約一八〇万人で、県内に一か所追加する時期に来ている。県南西部をカバーする設置が必要と考えるが。(3) 県が平成一五年に予定する保健医療計画の見

直しの中で、二次保健医療圏の再編成をしてはどうか（篠崎）。

（４）①乳幼児医療費助成制度の改善の方法として、診療費月額三、〇〇〇円までは自己負担の制度をなくす方法、ほかの町村から通院する場合には熊本市の制度に合わせる方法、難しいなら地域振興局単位で同一制度にする方法、医療費助成を就学前まで、もしくは四歳未満児まで県内一律にする方法がある。これらのうち、どれかが可能ならば、カード制が導入しやすくなり、便利になる。その対策について。②健康福祉部長は、カード制の導入は困難だと言われるが、これは知事の政治的決断にかかっている。答弁を求めたい（坂本）。⑤高次脳機能障害の原因、外傷性脳損傷は人口一〇万人につき年間二七人が発病するとも言われ、増加が懸念される。一日も早い診断技術、リハビリや支援の制度化が待たれる。制度化されるまでの対応策について。⑥先月一日、ハンセン病国家賠償請求訴訟で熊本地裁の画期的判決が出され、小泉首相は控訴を断念する政治判断を下した。まさに異例の判断で、政府の決定を高く評価したい。知事の率直な所見と今後の県の対応について（氷室）。これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

（１）①特例病床について、今後済生会熊本病院から要望があれば、地域および県の保健医療推進協議会の意見を聞き、熊本県医療審議会に諮りながら対応したい（健康福祉部長）。②三角病院の統合に伴う後継病院の決定には真剣に取り組んできた。財政支援は国立病院等の再編成に伴う国の特例措置に関する法律等に基づくもので、国と済生会との協議を見守りたい。

今後、地元関係市町で存続のための諸施策が計画されており、協力について検討したい（知事）。②①地域医療支援病院は、かかりつけ医等を医療や施設設備で支援するもので、済生会熊本病院から要望があれば、地域の保健医療推進協議会とも相談し、熊本県医療審議会に諮りながら対応したい。②県の医療計画でも救命救急センターの拡充を目標に掲げている。計画実現に向けて努力したい。③二次保健医療圏は医療法の規定に基づき、地理的条件、地域住民の行動範囲、交通事情、患者の受療動向等を考慮して設定する。現在の二次保健医療圏は保健所の所管区域、老人保健福祉圏域、福祉事務所圏域等と一致し、保健医療福祉サービスの総合的、一元的な提供の観点から望ましい。④①県の乳幼児医療費助成は、自己負担分に市町村が助成した場合に、対象経費の二分の一を補助する方法で行っている。市町村の医療費助成の支給方法で、カード方式を取る市町村はない。この方式は医療費増加につながるおそれがあるなど、国は導入抑制の方向にある（健康福祉部長）。②利用しやすい乳幼児医療費助成は、制度の共通化と支払い方式の変更から考える必要がある。制度の共通化では県の関与も不可能ではないが、支払い方式の変更は、医療関係機関等との連携がなければ、解決できない。いずれにしても、手続きを簡素化し、利用しやすい制度にすることは大事。四つの提言を受け止める中で、研究させてほしい（知事）。⑤高次脳機能障害は病気や事故等で脳が損傷し、記憶力や判断力の低下、感情を抑制できないなどの症状を示す。身体障害者手帳や精神障害者保

健福祉手帳が交付され、福祉サービスの対象だが、リハビリや社会的支援が確立しておらず、今年度、国を中心に障害の評価基準や支援プログラムに関する研究事業が進んでいる。県では対策が制度化されるまでの間、現行の福祉制度の中で対応したい（健康福祉部長）。（6）今回の政府の控訴断念は人権の世紀の二一世紀にふさわしい。県ではこれまで独自に入所者の里帰り、年末見舞金、慰問品の贈呈などを行ってきた。今週中にも国会では補償金や名誉回復、福祉増進等のための法案が成立予定と聞く。今後、県としての対応も考えたい（知事）。

環境

（1）大阪高等裁判所は四月二七日、チッソ株式会社と国、県にも損害賠償責任があるとの判決を下した。しかし国は五月一日、上告した。また、潮谷知事は県が上告したことにについて、記者会見で、受けて立つという上告ではないと述べた。これに対し、ハンセン病訴訟では、国は控訴を断念した。なぜ水俣病のみ上告したのか。知事が流した涙が本当ならば、上告を取り下げるべきではないか。（2）公正取引委員会は昨年五月三〇日、チッソ株式会社をはじめとするポリプロピレン製造メーカー大手七社に対し、独占禁止法違反の疑いがあるとして立入検査。そして、公取委は今年五月三〇日、独占禁止法第三條、不当な取引制限禁止に違反するものとして、チッソ株式会社に勧告を行った。課徴金の話もあり、抜本的支援策に支障を来さないのか（田上）。（3）①（ア）知事は有明海・八代海に

関する特別立法を国に要請した。その内容、骨子について。（イ）今回の有明海汚濁事件をきっかけに、海の大切さの啓発のため、県独自で有明・八代海週間のようなものを設定できないか。（坂本）②（ア）県の環境行政はこれまで万全を期してきたと言えるのか。有明海の異変に気付かなかったのではないか。（イ）環境問題で総合的な指揮権と責任を持つ部署について。（ウ）快適な環境を県民共有の資産として次の世代に引き継ぐため、環境基本条例を持つ県が率先すべきことについて。（エ）有明海の再生策づくりでは漁民や市民団体、学者など、幅広く県民の声を聞いてほしいが。（オ）これからはソフトに力を入れるべきで、水産研究センターの人員と予算を増強する考えはないか（渡辺）。③有明海の環境変化の原因究明は焦眉の急と考える。現時点の原因究明の状況について（中原）。④（ア）県立大学の堤教授と香川大学の門谷教授が共同で、有明海の潮流について仮説を立てて調査している。個人的研究にもっと財政支援すべきだと思うが（坂本）。（イ）堤教授は講演で、有明海の中央部から荒尾市の南側一帯が酸欠状態となる原因を、本県独自で調査する必要性を訴えた。原因究明は進んでいるのか。⑤熊本港の二・八kmの防波堤が潮の流れを変えていることはないのか（中原）。④①自然保護団体や研究団体など、県民の協力も得ながら、外来生物や移入種の実態と影響の把握を行い、保護条例の強化充実などの対策を検討すべきではないか。②天草地域のイノシシについて、生息状況を把握し、効率よく頭数を減らしていくなどの方策が必要と考えるが（小谷）。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

(一) 国とも協議して、やむを得ない形で上告した。それは、当時の公害問題の知見や法的枠組みでは無理があり、水俣病の病像判断は医学界の定説と大きく異なり、最高裁の判断を仰ぐ必要があった。一方、ハンセン病訴訟は国が控訴を断念し、立法責任の国会決議を行い、新たな立法措置で解決を図ろうとするものだ。平成七年に政府が全面的解決策を講じ、ほとんどの患者団体との和解が成立している水俣病問題とは、同一には論じられない。(二) 当該支援策は、経常利益で患者補償を行い、可能な範囲で公的債務の返済を行うもの。課徴金は不明だが、同社の経理上、特別損失として処理され、支援策に直接影響しない。(三) ① (ア) 有明海・八代海の特別措置法の内容は今後、関係県とも協議し検討する。例えば、生活排水対策の促進、藻場、干潟の保全、環境監視体制の強化、漁場環境の改善、赤潮被害の防止対策等が考えられる。(イ) 平成四年度から、きれいな川と海づくりデーを八月下旬の日曜日に設定して、河川や海岸の一斉清掃、有明海の漁業者も有明海クリーンアップ事業を実施している。提案の有明・八代海週間のような事業の組み立てで啓発活動ができないかなど検討したい。② (ア) 本県は全国に先駆けて環境基本条例を制定し対処してきた。有明海でも公用水域の水質、底質等の常時環境監視調査を行ってきたが、環境問題が生じた。今後、国および有明海沿岸四県の総合的な環境調査を踏まえ、総合的な海域環境の再生に取り組んでいく。(イ) 環境行政の総合調整では、環境生活部が環境基

本条例に基づき、環境基本指針、環境基本計画を策定して関連施策を計画的に進める。各部署にまたがる環境政策では、知事が本部長の熊本県環境政策推進本部で環境影響評価条例案や地球温暖化防止行動計画などの決定を行っている。(ウ) 県は悪化した環境の改善が必要と考え、まずは一〇月からのノリ養殖のための覆砂、アサリの放流および漁場の耕うんなどの強化策に取り組む。中長期的にも本年度から市町村の特定地域生活排水処理事業への助成制度の創設など、合併処理浄化槽設置事業の充実強化を図る。昨年改正した生活環境の保全等に関する条例に、廃食油等の処理や洗剤の使用等の適正化を県民の努力義務と規定しており、啓発に努める。環境に負荷を与えない農業や養殖漁業の推進にも取り組む。(エ) 有明海再生の施策の検討では、調査結果等の情報を公開し、県議会や関係市町村、学識経験者、漁業者、その他の県民の意見も聞きながら進めていく。(オ) 水産研究センターは時代の変化や漁業者のニーズに対応した研究の推進、職員の資質向上を図り、水産関係大学をはじめとして地元大学等とも共同研究を行うなど、地道に取り組んできた(知事)。(三) ③ 国は、有明海の世界環境に関する調査や、環境変化と生物生産との関係についての研究を進めている。県はそれと連携しながら漁場環境のモニタリングなどの共同調査を関係三県と行うほか、干潟の浄化能力等を把握する独自の調査も実施している。これらの調査結果は、本年九月予定の第三者委員会の中間報告、平成一五年三月の最終報告に生かされる。(四) (ア) 有明海沿岸四県の共同調査や本県の独自調査では、

計画段階から地元大学の専門家の協力を得ている。国の第三者委員会や専門委員会にも、熊本大学や県立大学の教授が参画している。本県が取り組む二枚貝の斃死の原因調査等も、地元大学の協力を得ながら実施している。研究者独自の調査研究等とも連携を深めたい。(イ)有明海の貧酸素水塊の原因究明では、発生 の時期、場所、メカニズムについて、有明海沿岸四県共同調査の一環で取り組んでいる。具体的には、四月から諫早湾口部から荒尾沖にかけての五か所の調査点で、海水中酸素濃度等を週一回、一年間計測している(林務水産部長)。(5)熊本港の防波堤は旧運輸省の直轄事業として、昭和六二年度から建設が進められ、平成一三年三月現在、計画延長二・八kmのうち約一・七kmが完成している。堤体全面に直径四一cmと六七cmの丸い穴を縦横約一・五mの間隔で開けた構造で、潮の通りをよくしている。防波堤の着工以来、沖合地点で大潮から次の大潮までの一五日間の流れの速さ、向きを観測しているが、特段の変化は見られない(土木部長)。(4)①昨年、環境省に検討委員会が設置され、外来種の種類、地域、必要な対策等が検討されている。本県は希少野生動植物保護条例指定種のアナシノブについて、国の種の保存法の対象種でもあり、昨年七月、環境省と共同で専門委員会を設置し、保護方策を検討している。アナシノブ以外にも本県の特定希少野生動植物のヒゴタイやヤツシロソウなどについて、今年度中に検討会を発足させ、県内の自然保護団体や研究者などの協力を得て交雑の実態を把握しながら、今後の保護方策を検討する。②県は今年度、地元市町や猟友会

などの協力を得て、捕獲の実績や目撃情報、被害状況などから生息マップを作成し、地元へ提供したい。駆除効率向上の観点から、天草地域に限った許可頭数枠の拡大、許可期間の延長など、許可基準の見直しについて、県の自然環境保全審議会に諮りながら検討したい。併せて、隣接市町合同の広域的な駆除対策が実施できるよう地元市町や猟友会などとも連携したい(環境生活部長)。

商工業

(1)①企業誘致の現状と今後進出が予想される企業の見通しについて。②他県と比較しても順調な企業進出の要因をどう分析するのか。③企業誘致を積極的に進める上での現状と今後の課題をどのように認識し、どのように解決を図っていくのか(大西)。(2)①ソニーに限らず、世界的な企業が九州に数多く点在する。熊本県知事が音頭を取って、九州としてのIT戦略を描き、九州知事会として出すべきではないか。②第二テクノパーク周辺の幹線道路は国道57号と国道325号のみ。県道や市町村道はJＲ豊肥線で途切れ途切れで、進入路の交差点一か所は未整備だ。交差点の完成スケジュールと合わせて、道路網全体の整備について(坂本)。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

(1)①企業誘致の現状は平成一二年度が一四社、一三年度は現時点で六社である。今後進出が予想される企業は半導体関連企業を中心に一〇社程度である。②企業進出の要因は地理的

優位性、交通アクセス、豊富な水資源、優秀な人材などが挙げられる。別の要因は企業や技術の集積度、半導体関連産業に重点を絞った戦略と認識する。③第二テクノパークは交通アクセス、電力、工業用水および排水等、立地環境が整っているが、残余地が少ない。ほかの工業団地も、ソニー並みの大型企業誘致が可能な適地がない。今後、経済の動向や企業の進出意向等を見極めながら検討したい（**商工観光労働部長**）。②①「九州を一つの国家とみなして」は、ソニー出井会長の発言。驚きとともに、納得した。九州がＩＣ関連産業の集積地域であることを見据えた発言で、九州各県がこの強みを生かしていくことは重要である。昨年一〇月の九州地方知事会で、九州・山口経済連合会との意見交換会があり、そのことを話した。福岡県知事も同意見で、経済界や産業界、県議会の意見も聞きながら検討したい（**知事**）。②国道３２５号から第二テクノパークへのアクセスでは、県道大津西合志線の延長約三・五kmの区間の整備に取り組んでいる。とくに、第二テクノパークの交差点整備は六月末の完成に向け暫定進入路を工事中である。周辺道路網は幹線道路を考慮しながら、南北方向の道路網計画について検討したい（**土木部長**）。

労働

①①今年度で終了する緊急地域雇用特別基金事業について、途中段階であるが、どのように政策評価し、地域雇用開発計画の策定や地域求職活動援助事業の新設にどのように生かす

のか。②平成一一年八月設置の熊本県雇用対策庁内連絡会議は緊急雇用対策で二回開催されたにすぎない。その状況について③高校卒業後三年後の離職の割合について、フリーターの実態について、定職に就ける対策や離職防止策について（**渡辺**）。

これらに対して**商工観光労働部長**は、次のように答弁した。

①①緊急地域雇用特別基金事業は当面の雇用の確保が第一の目的で、県事業、市町村事業とも、雇用期間や対象経費等の制約の中で最大の効果が発揮できるよう実施している。その結果、平成一二年度末までに二、九〇一人、一三年度末には四、五〇〇人を超える雇用が見込まれ、当初目標の四、二〇〇人を上回っている。地域雇用開発計画の策定および地域求職活動援助事業は、現時点で国の指針の詳細が明らかでないが、これまでの成果を生かして実効ある雇用対策に取り組みたい。②熊本県雇用対策庁内連絡会議では、基金事業の円滑な執行方針を議論。その後、労働雇用課内に雇用対策室を設けた。今後、対策会議を見直した上で、本年三月策定の県労働行政プラン「わくわくワークプランくまもと」の推進のほか、国の新たな雇用対策の検討など、総合的な雇用対策を協議する場として活用したい。③厚生労働省の資料によると、高卒就職者のうち、三年以内の離職は全国的には五割で、増加傾向にある。フリーターの数は昨年の調査で約二万二、〇〇〇人。本県の労働力人口に占める割合は二・三％と推計している。フリーターの増加は人的資源のロスにつながり、情報提供や意識啓発に努めている。高校生には就職指導担当教職員の企業訪問や職場定着セミナーの

開催のほか、学校現場で職場体験学習や現場実習等を実施している。大学生らにはインターンシップ制度の実施や就職説明会の開催、学生職業相談室での就職相談等を行っている。

観光

(1) ① (ア) 第四回APEC人材養成大臣熊本会合が九月二七日から三〇日まで、熊本市で開催される。外国人観光客の受け入れ態勢整備について。(イ) 環境にも配慮した観光振興やユニバーサルデザイン等、観光面の新しい課題への対応について。(ウ) 観光関連情報システムの現況と今後の取り組みについて。(エ) APEC熊本会合の総合的効果の見込みについて。(2) ②上益城郡嘉島、御船両町にまたがるサントリーの所有地約四〇haに九州熊本工場の着工が正式決定された。昨年八月のソニーの半導体工場進出決定に続く朗報だ。観光面への波及効果は大きく、地域連携による広域的取り組みについて、経済波及効果と合わせて聞きたい。(2) 仁川国際空港(韓国)を利用した国際定期便の運航再開と海外の観光客誘致に向けた取り組みについて(中原)。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

(1) ① (ア) 外国人観光客の受け入れ態勢整備では、宿泊施設や観光施設内の案内板等の外国語表記、外国語パンフレットの備え付け、主要駅内の案内所の設置、通訳ボランティアの育成等を支援してきた。(イ) 修学旅行受入促進協議会との連携で、自然環境の保全を学習する修学旅行の誘致に努め、癒

やしを求める旅行商品の開発等にも取り組んでいる。(ウ) 観光関連情報システムでは平成一二年四月にホームページを開設。障害者が利用可能な施設、女性やファミリー向け観光コース等の情報等を提供したり、独自の観光プランが作成できたりするシステムを整備した。本年度はこれらの情報を米中韓三か国語に翻訳する(商工観光労働部長)。(エ) APEC熊本会合の開催は、政府間会合が熊本で開催できることを国内外に示す絶好の機会。そのノウハウが行政機関やホテルなどの貴重な財産となる(知事)。(2) 観光戦略面では石橋群などの特色ある観光資源を有した地域で、観光周遊ルートづくりに取り組んでいる。新工場は御船インターチェンジにも近いことから、観光客誘致を図っていきたい。経済波及効果は約三〇〇億円の投資、約一三〇人の雇用などで、初年度はビールと発泡酒を約六万kl、清涼飲料を約七万kl生産することとなっている。これらの直接効果のほか、工場関連施設での消費や幅広い産業への波及効果が期待できる(商工観光労働部長)。(2) 昨年八月に大韓航空本社を訪問した際、運航再開の課題として、金浦空港の発着枠、大韓航空の運航枠、熊本便の採算性が示された。金浦空港の発着枠は本年三月の仁川国際空港の開港に伴って解決された。大韓航空の運航枠は日韓政府間の航空交渉の問題で、関係機関に働きかけたい。採算性は本年度もプログラムチャーター便七便を企画しており、実績の積み重ねで需要を示したい。海外からの観光客の誘致は外国人観光客誘致連絡協議会と連携し、韓国、中国、香港、台湾およびシンガポールで観光展の開催や旅

行エージェントとの商談会などに取り組んでいる（知事）。

農林水産

（１）売れる農産物づくり、環境保全型農業に取り組むため、もっと積極的な対応をお願いしたいが（荒木章）。（２）①（ア）四月二三日、国土交通省が設置した八代海域調査委員会の目的、性格について。（イ）県は委員会にどのような姿勢で参画するのか。②八代海の環境保全、水産資源回復のため、中長期的にはどのようなことに取り組むべきか。③特別措置法制定に向けて、今後どのように国に働きかけるのか（小谷）。（３）林業従事者の地道な作業と生活を支えるためには間伐流通促進対策事業は必要。今年度で終了する当事業の継続の必要性について、二年余りの政策評価と併せて聞きたい（渡辺）。

これらに対して県執行部は、次のように答弁した。

（１）これまでも全国に先駆けて、土づくり、減農薬運動に取り組む、一〇年間で農薬と化学肥料の使用総量削減目標三〇％を達成した。堆肥の地域間流通体制の整備や減農薬栽培技術の普及拡大を図った（農政部長）。（２）①（ア）八代海域調査委員会は学識経験者、漁業関係者、関係行政機関で構成され、科学的かつ客観的に河川および八代海域での水質、底質等の調査を行うために設置されたと認識している。（イ）県も委員会が行う八代海域調査に参画し、環境、水産両分野の各種データの提供など協力したい。②中長期的な施策では、熊本県新魚類養殖基準と現在策定中のトラフグ養殖マニュアルにより、

環境と調和した養殖業を推進する。生活排水対策、工場排水対策、環境に配慮した農業の強化、資源管理型漁業を推進する。

③有明海に関する特別措置法の制定は有明海沿岸四県共同で要望し、本県独自に八代海も含めた制定を求めていく。今年度の九州地方知事会の要望項目にも採択された（知事）。（３）間伐材流通促進対策事業は森林の公益的機能の維持をはじめ、作業班員等の雇用の確保、木材の安定供給などに寄与するなど、継続を望む声が高い。本年度で終了予定だが、県計画の「21世紀への挑戦プロジェクト」の事業として政策評価を行っており、事業の効果等を検証した上で、今後の展開を検討したい（林務水産部長）。

土木・建築

（１）①国は昨年、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を制定し、施行令やガイドラインに発注者を取り組むべきことを定めた。ガイドラインに示されているＩＴ化の推進について。②ガイドラインを受けた入札、契約の方法の改善について。③（ア）三月の新聞報道によると、国土交通省が丸投げの疑いがある業者をリストアップしたところ、昨年末までの半年間で二、八三〇社に上がったそうで、都道府県に実態調査を指示したとあった。県内建設業の実態について。（イ）不良不適格業者を排除し、地場建設業の健全育成を図るための施工体制のチェックの強化について（渡辺）。（２）波多川地区（三角町）の人々が安心して生活できるよう、一日も早い波

多川改修が必要だ。県は早急な対応を考えているのか（篠崎）。

（3）市街化調整区域の中であつても、大規模既存集落指定を受けた地区ならば、普通に家が建てられるよう規制緩和をお願いしたいが（田上）。

これらに対して土木部長は、次のように答弁した。

（1）①IT化については、県庁ホームページで、建設業の許可や入札・契約事務に関する申請手続きの案内などを提供している。今年度は発注の見通しや公募型指名競争入札の内容を情報提供し、今後は入札・契約手続きの情報提供にも順次取り組んでいく。②入札・契約方法の改善は、これまでも一般競争入札や公募型指名競争入札の導入、工事完成保証人制度の廃止や予定価格の事前公表などに努めている。③（ア）一括下請け（丸投げ）の実態について、昨年度、国から精査を求められ、経営事項審査の申請書を精査したが、特段の問題はなかった。県発注の建設工事のうち、下請契約金額が一定額以上の工事で下請け報告書の点検を行い、必要に応じて請負者へ指導している。これまでのところ、特段の問題はない。（イ）不良不適格業者を排除する方策として、工事現場の施工体制について、施工体制台帳の整備、台帳と実際の施工体制の合致、通知された技術者と現場技術者の確認などを点検している。（2）波多地区を洪水被害から守り、生活環境の向上や地域振興を図るため、平成五年に完成した石打ダムで洪水被害の軽減を図り、水道用水や農業用水などに供給している。河川改修では堆積土砂の掘削などに早期に対応したい。（3）大規模既存集落を指定する制

度は特例で、市街化調整区域の趣旨からすると、さらなる緩和は困難。市街化調整区域内の居住要件を伴わない開発手法として、調整区域内に良好な居住環境を確保するための地区計画の制度が平成一〇年一月に設けられた。市町村が地区計画を決定し、開発行為を許可するもので、一定の基準に従った住宅建設も可能である。

教育

（1）教育長は県全体の教育をどういう方向に持っていきたいのか。（2）①地域に開かれた特色ある学校づくりで、校長をサポートする地域主任を学校に位置づけられないか。②市町村教育委員会に総合的な学習の時間を推進する指導主事を配置できないか。③高校入試のあり方を改善する検討委員会を早急につくるべきではないか（荒木章）。（3）①新学習指導要領の導入を前に個人学習診断テストの再構築を考えているのか。②公立小中学校の教職員定数改善計画について、どのように推進するのか。③中高一貫教育のこれまでの実践研究の成果と、今後の早期導入の見通しとその時期について（氷室）。（4）天草上島の高校統合問題について、上島三校の統合の現状、今後のあり方について（小谷）。

これらに対して教育長は、次のように答弁した。

（1）画一的な教育を改め、児童生徒が自ら課題を見つけ、学び、考える力などを育む、能動型教育への転換を図りたい。学校では基礎基本の確実な定着を図り、発展的で創造的な学習

に挑戦できる場を工夫し、個に応じた学習ができるように努めたい。総合的な学習の時間では命を尊重する心、自然を大切に畏敬する心、美しいものに感動する心などを育むよう努めたい。地域では子ども同士、大人と子どもたちが地域の伝統や文化とともに学び、考え、継承する教育を求めたい。家庭ではお互いを認め、自分のことは自分でする、約束を守る、善悪を判断できるなどがしつけられるようにしたい。以上のことを基本に、県全体の教育力を高めたい。(2) ①地域に開かれた学校づくりのための学校評議員制度の導入を図りたいと考えており、地域とのパイプ役が必要。地域主任の提案を検討させてほしい。②総合的な学習の時間を推進する指導主事の配置について、関係市町村教育委員会にも要請したい。③高等学校の入学者選抜は推薦入試や傾斜配点等を実施し、出願変更や二次募集の導入等で改善してきた。今回、新学習指導要領の導入にあたり、高等学校入学者選抜も見直す必要があり、何らかの組織を設けて検討したい。(3) ①現在、新教育課程への移行期間で、個人学習診断テストは休止しているが、昨年度は21世紀を拓く^{ひろ}教育対策会議を設置して必要性を確認した。本年度は対策会議の規模をさらに拡大して、具体的な方策を検討する。②本年度から始まった第七次公立義務教育諸学校の定数改善計画は約九割が少数数の授業を行う学校への教員の配置。残り一割が教頭の複数配置、養護教諭、学校栄養職員および事務職員の定数改善で、本年度は小学校に五四人、中学校に四九人の合計一〇三人を配置した。小学校は国語、算数、理科。中学校は英語、数学、理

科などの教科で、一学級を二つに分けての少人数指導が行えるようになった。教頭、養護教諭の複数配置を昨年度の一枚から本年度は六校に改善した。学校栄養職員四人、事務職員三人の改善も行った。③平成一二年度から小国高校と天草西高校で中高一貫教育の実践研究を進め、相互交流で教師の指導力の向上が図られ、小規模校では免許外教科担当の解消や選択科目の拡大が可能となり、学校行事や部活動等で生徒集団が形成できる利点が確認されている。(4) 天草上島の三つの高校の統合は、生徒数の減少や生徒の多様なニーズにこたえるため、県立高等学校教育整備推進協議会の報告書に基づき検討している。報告書では、一つの学校に再編成して、総合学科の導入が望ましいと述べられており、魅力ある学校のあり方、場所、時期などについて検討している。

警察

(1) ①地域社会の変化に対応できる警察体制の確立をどのように考えているか。②六月一日に設置された警察署協議会の委員はどのようにして選ばれたのか、今後の協議会の運営について(小谷)。

これらに対して警察本部長は、次のように答弁した。

(1) ①県警は地域社会や時代の変化に対応するため、毎年、事件事故の発生状況や県内警察力の均衡、当面の重要課題等を考慮した上で、組織体制や配置人員を見直している。近年、警察署は再編していないが、人口急増地域や事件事故多発地区の

強化のため、交番の新設、勤務員の増強のほか、第一線の実働部門の強化など、組織づくりに努めている。②警察署協議会は、昨年一二月改正の警察法の規定に基づき義務づけられた。本県も二三のすべての警察署に設置し、去る六月一日に県公安委員会から委員一五八人が委嘱された。協議会は警察署長が地域住民の意見を聞き、反映させ、理解を得る場として大いに期待している。委員の人は選は居住地域、所属組織、年齢層等に偏らない、固定化しないように配慮されている。委員の年齢構成は二七歳から七七歳までで、平均年齢は六〇・二歳、全体の約二〇%の三一人が女性である。年間五回程度の開催を予定している。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 環境対策特別委員会

調査事件は、①地球温暖化対策及びダイオキシン類・環境ホルモン対策に関する件、②廃棄物対策に関する件、③水俣病対策に関する件、④有明海・八代海の環境保全対策に関する件である。

村上寅美環境対策特別委員長から、付託された調査事件について、次のように報告が行われた。

(一) 議案第15号専決処分報告及び承認について、「専第1

号 訴えの提起について」委員から、水俣病の病像判断において、昭和五二年の判断条件と異なり、メチル水銀中毒症の感覚障害の原因は脳皮質障害にあり、その特徴の複合感覚障害があれば、メチル水銀中毒の影響と認められるとの判決があったので、今後判断基準を見直すべきではないかとの質疑があった。執行部から、国は今のところ、見直す予定はないと聞いているとの答弁があった。委員から、水俣病の被害が広がった原因解明は県だけでなく、医学界、国と連携をして、それぞれに頑張っているという意見があった。委員会への付託議案は賛成多数で原案の通り承認することに決定した。

(二) 有明海・八代海の環境保全対策に関する件について、執行部から、有明海・八代海の現状と対策、海砂利採取の許認可状況、平成一二年度の岩礁破砕等許可に係る漁場環境調査について説明があった。これに対し、委員から、有明海海域環境調査等について、九月に中間報告が行われるのかとの質疑があり、執行部から第三者委員会から九月中に中間報告の予定であるとの答弁があった。委員から、有明海・八代海の水砂利採取の認可の実態、採取出来るヘドロの漁場への影響を調査しているのかとの質疑があり、執行部から、認可量は採取業者からの申請に基づき、採取能力や県内の骨材需要などを勘案して認可している、認可の前提で申請地の漁協に同意を得ることになっている、漁場への影響は昨年の漁場環境調査結果によれば、三mから二〇m深く採取され、底質は砂分、礫分が多く、底生生物や水質の変化は少なかった、今年度もほかの砂利採取場を調

査し、今後の対応を検討したいとの答弁があった。委員から、有明海・八代海の特別措置法には県としての要求があるべきだとの質疑があり、執行部から現状の調査で何が原因かを把握し、何を要望すべきか判断したい、要望内容の一例としては生活排水対策事業の促進や藻場、干潟の保全などが考えられるとの答弁があった。このほか、委員から、有明海沿岸は約二mのヘドロが堆積して貝類が育たない状況で、漁業生産量が激減しているのはそのためである、県内で採取した海砂利の県外流出の実態を把握する必要がある、漁場環境の悪化要因は生活雑排水や農業等もあり、総合的に判断すべきとの意見もあった。有明海・八代海環境保全対策について、各派代表等の計七人で構成する有明海・八代海環境保全対策小委員会を設置したこと、地球温暖化防止対策の推進と京都議定書の早期発効に関する意見書を別途提案している。

続いて、荒木詔之議長は報告の終結を宣言し、質疑の無いことを確認して、議案第15号は起立多数で、原案の通り承認された。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成13年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

【説明】 補正予算の詳細については、冒頭の知事説明に譲る。
【審議】 補正予算案は六月八日に上程、同日、各常任委員会に付託され、二二日の本会議において各常任委員長から次のよ

うに報告された。

坂田孝志厚生常任副委員長は審査の経過とその結果を報告。委員から、水保病関西訴訟控訴審の原告団の平均年齢と最高裁の判決までの期間につき質疑があり、執行部から七〇歳近くと高齢で、期間は現時点ではわからないとの答弁があった。これに関連して、委員から、上告は県独自の考えかとの質疑があり、執行部から、一点目は県独自の問題で、熊本県漁業調整規則の解決への不服、二点目は国と共通して病像判断への不服との答弁があった。委員から、ハンセン病問題との比較で、感情的な問題があるが、そうではなく公正性があってもしかるべきだ、上告後、各議員に報告がほしかったとの意見もあった。委員から、要介護認定を受けながら介護サービスを受けていない人たちについて質疑があり、執行部から、介護サービスの未利用者とは全国、熊本県ともに約二〇％で、約一万人いる。アンケート調査で、二七％が家族で介護、二六％が当面は必要なし、五・七％が利用料一割負担は高いとの回答があり、ほかに入院が多いとの答弁があった。これに関連して、委員から、今年一〇月からの六五歳以上の保険料全額徴収について、普及啓発に取り組んでほしいとの要望があった。委員から、大阪の小学校(大阪教育大学付属池田小学校)の無差別殺傷事件に関連して保育所の対策について質疑があり、執行部から、各市町村と各保育所に常時の点検、緊急時の連絡体制等について通知し、指導監査時にも指導したいとの答弁があった。また、委員から、精神障害者への対応についての質疑があり、執行部から、県内四六

の精神病院に適正な医療保護の確保を指導してきたが、あらためて徹底を指示した。各保健所にも地域保健福祉対策の充実を通知したとの答弁があった。委員から、ハンセン病問題に関して、里帰りや年末見舞金、慰問品の支給のほか、新しい事業についての質疑があり、執行部から、差別、偏見の解消に取り組みたいとの答弁があった。委員から、平成九年に臓器移植法が成立してから角膜・腎移植が減少しているが、本県の状況はどうかとの質疑があり、執行部から、腎移植について昨年度の提供者はゼロ、角膜は一二件で、死体からでも家族の同意があれば移植できることを普及したい、また角膜・腎バンクにコーディネーター一人を依頼し、各公的病院に提供を呼びかけている、今後もある人的応援をしたいとの答弁があった。委員から、医師会、歯科医師会の政治団体への献金問題について質疑があり、執行部から、決算収支報告書、事業報告書を審査したが、公益法人の収支状況を主体とした審査のため、発見できなかった、今後、定期的に指導監査したいとの答弁があった。委員から、障害者へのIT講習会の状況および特殊な情報機器の助成事業について質疑があり、執行部から、視覚障害者、聴覚障害者には点字図書館等で実施し、ほぼ満杯と聞いている、平成一三年度に創設された障害者情報バリアフリー化支援事業は重度の視覚障害者、上肢不自由者等の周辺機器、ソフト購入への助成で、県として取り組めるか検討中との答弁があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り承認することに決定した。

江口隆一経済常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、ノリ被害は養殖業者による自家汚染も原因の一つとされるが、今年度の対策についての質疑があり、執行部から有明海ノリ不作等緊急対策事業で地域推進協議会を設け、ノリ養殖の適正化に取り組み、ノリ養殖網の行使枚数の削減等も検討する、酸処理の問題も検討するとの答弁があった。関連して、委員から、無機酸の使用が事実ならば、環境問題にも影響し、県産ノリのイメージを悪くする、罰則等の対応をとる要望があった。委員から、覆砂、干潟耕うんの事業効果についての質疑があり、執行部から、国の第三者委員会からの提言を受け、有明海沿岸四県共同で、覆砂、アサリの放流、干潟の耕うん等を実施する、底生生物の生息環境の改善、干潟の浄化能力の向上に期待するとの答弁があった。関連して、海砂利採取への対応を関係部局間で検討するようにとの要望があった。関連して、委員から、海砂利の採取量、砂利の流通等、監視体制を強化すべきとの質疑があり、執行部から、現在でも四半期ごとに実績報告、年二回の採取船立入調査を実施している、採取数量把握のためのメーターの設置を業者と進めている、流通の実態把握に努力したいとの答弁があった。委員から、サントリーの工場建設に伴う地元企業等への波及効果について質疑があり、執行部から、サントリーとの打ち合わせで、地元の要望等をつなぎたいとの答弁があった。委員から、誘致企業への奨励金、補助金等は切らないように補助の条件で操業までの期間を検討するようにとの要望があった。さらに、委員から、誘致企業の撤

退の状況、撤退後の跡地の状況についての質疑があり、執行部から、平成一〇年度から一一年度の撤退は廃業と県外転出八件、統合二件、調査資料提出拒否二件、休業一件の合計一三企業、跡地もそのままになっているものもあるとの報告があった。このほか、委員から、跡地が火災になったり、青少年がたむろするなど周辺環境に悪影響を及ぼすことが懸念され、後処理にも十分対応するようにとの要望があった。審議の結果、付託議案はすべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

前川収農政常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。執行部から、その他の報告事項として、畳表等のセーフガードの暫定措置と価格の動向について、ほか二件の報告があった。委員から、中国の対抗措置の自動車、携帯電話、エアコン輸入の特別関税についての質疑があり、執行部から新聞報道等によれば、自動車が日本の輸出货量の一度程度、携帯電話が中国では欧米品が多いことなど、大きな影響はないとの答弁があった。関連して、委員から、今後のセーフガードへの対応についての質疑があり、執行部から、本格発動を国に要望する予定との答弁があった。これを受けて、委員から、県議会として、一般セーフガードの本格発動の要請を意見書として提出したらどうかとの提案があり、暫定措置発動中の三品目について意見書を提出することになった。委員から、農水省の農家の所得補償政策についての質疑があり、執行部から、保険方式が積み立て方式かも定まっていな、熊本の農業の将来を見据えて、国に提案す

るとの答弁があった。委員から、平成一六年に家畜排泄物の野積みや素掘りが禁止されるが、処理方法の研究はどうかとの質疑があり、執行部から、堆肥として農地に返すが、土壌菌などを利用した処理方法を実験的に進めているとの答弁があった。審議の結果、付託議案はすべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

河端俊夫建設常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、下がっている労務単価に関連して、県独自の対応、今後の単価の見通しについての質疑があり、執行部から、労務単価は国のものを使っている、労務費は主要一〇種の平均で、昨年度より〇・三%上昇しているとの答弁があった。委員から、県内自治体で予定価格を大きく下回る入札があったことに関連して、市町村の指導についての質疑があり、執行部から、最低制限価格制度や最低入札価格調査制度について、熊本県公共工事契約業務連絡協議会を通じて市町村へ周知したいとの答弁があった。委員から、第二テクノ周辺道路の整備状況と今後の対策についての質疑があり、執行部から周辺県道の改良工事や国道57号、国道325号へのアクセス道の整備、交差点の改良工事を進めている、市町村道との連絡も協議を進めているとの答弁があった。これに対して、委員から、第二テクノの企業の従業員数は四、五年先には約七、〇〇〇人に増える見込み、進出企業は交通事情の整備も条件にしており、渋滞解消に努めてほしいとの要望があった。委員から、ハンセン病患者に県営住宅を優先的に手配できないかとの質疑があり、執行部から、公募では

高齢者の優先的な入居規定もあり、検討したいとの答弁があった。また、委員から、県営住宅の建て替えで、高齢者や障害者の意見を聞く等の対応について質疑があり、執行部から、高齢者や障害者等が住みやすい住宅とするために、計画の段階から福祉関係者の意見も聞きながら取り組んでいるとの答弁があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

坂本哲志文教治安常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、地域と警察署が密着した警察署協議会について質疑があり、執行部から、積極的に意見を聞くなど、有意義なものにしたいとの答弁があった。委員から、大阪の池田小学校の殺傷事件に関連して、県内の学校への安全確保の指示について質疑があり、執行部から、即日、各市町村教育委員会、各県立学校長に、文部科学大臣談話を添えた安全確保に関する通知を行い、現在は教育事務所等で安全対策等を把握しているとの答弁があった。これに関連して、委員から、教員の危機管理能力についての質疑があり、執行部から、学校現場では教職員の研修の見直しを進め、採用についても検討したい、各学校現場で必要な対策を講じたいとの答弁があった。さらに、委員から、子どもから教員への緊急通報体制についての質疑があり、執行部から、小学校は担任に防犯ベルを持たせたり、教室に防犯ブザーを取り付けたりしており、今後とも市町村教育委員会に安全確保を依頼したいとの答弁があった。委員から、小学校だけでなく、幼稚園や保育所の管理についても指導してほしいとの

要望や当事者の小学生への取材等に怒りを覚えるとの発言があった。委員から、刑法の見直しについての質疑があり、執行部から、刑事責任能力、措置入院の制度等の問題で議論されており、刑事罰も個別の構成要件ごとの見直しが検討されていると認識している、県警としては現行法令の枠内で厳正に執行したいとの答弁があった。また委員から、なぜ凶悪犯を国民の目にさらさないのか、再犯防止の抑止力にもなるとの質疑があった。執行部から、現行犯でも、裁判を受けるまでは罪は確定していない、被疑者の人権保護や現場での混乱防止のためとの答弁があった。さらに、委員から、犯罪歴のある精神障害者の把握、追跡調査について質疑があり、執行部から、人権問題で行っていないとの答弁があった。委員から、県立高校の課外授業は強制なのかとの質疑があり、執行部から、強制しないよう指導しているが、一部に説明が徹底されないケースもあり、あらためて徹底したいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

園村敬二総務常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、一般会計補正予算に関連して、有明海ノリ不作等緊急対策の効果分析等のため、追跡調査を行うべきとの意見があった。委員から、政府の経済財政諮問会議で、本年度の経済成長見通しが一・七％から〇・五％に修正との報道がある中、本県の財政健全化計画で経済成長率を二％としたことについての質疑があり、執行部から、国の構造改革の動き如何では今後の財政見通しや財政健全化計画に影響があると考え、当面は予

算運用面、予算編成過程での見直しを徹底することでお処するが、必要に応じて計画の見直しもあり得るとの答弁があった。委員から、県内でヘリポートがある医療機関について質疑があり、執行部から、熊本市内に二つある、今後新設の病院にヘリポートを設置してもらえれば、ありがたいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

各常任委員長の報告の後に採決され、各常任委員長の報告の通り可決または承認された。

3 条例等議案

- (1) 議案第4号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、自動車環境に及ぼす影響に応じた自動車税の特例措置を規定する等の必要があり、改正されるものとして提案された。

- (2) 議案第5号 熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特例措置条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 新産業都市建設促進法の廃止に伴い、新産業都市の区域内に製造の用に供する設備を新設した者等に対する特別措置を廃止するために改正されるものとして提案された。

なお、新産業都市の区域は「有明地区（荒尾・玉名・長洲・岱明・横島・天水・主東・植木の八町村）、熊本地区（熊本・宇土・三角・大矢野・不知火・松橋・富合・天明・飽田・河内芳野・北部の

一市町村）、八代地区（八代・鏡・宮原・千丁・竜北・小川の六市町村）」の「面積一、〇三四km²（県全体の一四％）、人口八八万五、〇〇〇人（同四八％）」を擁している」（楊二〇〇七）地域である。

※引用文献 楊穎 二〇〇七 「戦後日本産業政策の展開と新産業都市について」・不知火・有明・大牟田地区を事例として」『熊本大学社会文化研究』五

【審議】 六月二日に上程、直ちに採決され、原案通り可決された。

4 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
13・6・12	「京都議定書」の早期批准を国に求める意見書の採択に関する請願	幸山政史 藤川隆夫
13・6・13	「京都議定書」の早期批准を国に求める意見書の採択に関する請願	渡辺利男

第13節 平成13年9月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一三年九月七日

閉会 平成一三年九月二十六日（会期二〇日間）

2 正副議長及び役員

議会最終日（九月二十六日）、決算特別委員会の設置および委員の選任が行われ、次の通り決定した。

決算特別委員長 倉重 剛

ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

決算特別委員会

◎倉重 剛

○高野 誠一

島津 勇典

小早川宗一郎

土屋 歳明

小杉 直

坂田 孝志

幸山 政史

古閑 三博

前川 收

荒木 章博

平野みどり

4 県執行部

城下 広作

井手 順雄

企画開発部長 田島 淳志
ほかは前議会に同じ

警察本部長 折田 康徳

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

9月7日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
12日	本会議	代表質問
13日	本会議	代表質問
14日	本会議	一般質問
17日	本会議	一般質問
18日	本会議	一般質問
19日	特別委員会	
20日	常任委員会	
21日	常任委員会	
26日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成一三(二〇〇一)年九月七日午前一〇時二分、五五人の議員が出席して開会された。内容は、平成一三年度熊本県一般会計補正予算等の諸議案の審議、議決であった。九月一日の世界貿易センターおよび米国国防総省への同時多発テロ事件(以下「同時多発テロ事件」という)の翌日に始まった代表質問は、その冒頭、非人道的なテロ行為への指弾と犠牲者等へのお悔やみのコメントから始まった。また、「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書の四月三日採択公表や八月一三日の小泉首相の靖国神社参拝が日中韓関係の軋轢^{あつれき}となり、その問題を取り上げる議論も活発だった。これらのほか、行財政改革、環境、雇用、市町村合併問題などが主な論点となった。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成13年度熊本県一般会計補正予算(第4号)	可決
2	平成13年度熊本県不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会特別会計予算	〃
3	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会特別会計条例を廃止する条例の制定について	〃

6	熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	可決
7	熊本県看護婦等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	財産(物品)の取得について	〃
10	財産(物品)の取得について	〃
11	平成13年度ふるさと林道緊急整備事業の経費に対する市町村負担金について	〃
12	平成13年度沿岸漁場整備開発事業及び有明海ノリ不作等緊急対策事業の経費に対する市負担金について	〃
13	平成13年度漁港関係建設事業の経費に対する市町負担金について	〃
14	平成13年度漁港海岸事業の経費に対する市町負担金について	〃
15	平成13年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	〃
16	平成13年度農地海岸保全事業、県営かんがい排水事業、県営畑地帯総合整備事業、一般農道事業、県営中山間地域総合整備事業、農村活性化住環境整備事業、ふるさと農道緊急整備事業、県営農業集落排水事業、自然環境保全整備事業及び水と緑ふるさと保全対策事業の経費に対する市町村負担金について	〃
17	平成13年度農地海岸保全事業の経費に対する市町負担金について	〃
18	平成13年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	〃
19	平成13年度海岸事業の経費に対する市町負担金について	〃

20	平成13年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	可決
21	平成13年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金について	〃
22	平成13年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金について	〃
23	平成13年度九州新幹線鹿児島ルート博多・西鹿児島間の建設工事の経費に対する市負担金について	〃
24	工事請負契約の締結について	〃
25	工事請負契約の締結について	〃
26	工事請負契約の変更について	〃
27	工事請負契約の変更について	〃
28	不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会の廃止について	〃
29	専決処分の報告及び承認について	承認
30	専決処分の報告及び承認について	
31	専決処分の報告及び承認について	
32	専決処分の報告及び承認について	
33	専決処分の報告及び承認について	〃
34	平成12年度熊本県病院事業会計決算の認定について	継続
35	平成12年度熊本県電気事業会計決算の認定について	
36	平成12年度熊本県有料道路事業会計決算の認定について	
37	平成12年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	

38	平成12年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について	継続
39	教育委員会委員の任命について	同意
40	公安委員会委員の任命について	
41	収用委員会委員の任命について	〃

(議員提出議案)

1	WTO農業交渉における公正な貿易ルールの確立に関する意見書	可決
2	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	〃
3	私学助成制度の充実強化に関する意見書	〃
4	「臓器の移植に関する法律」等の見直しに関する意見書	〃
5	アメリカ合衆国での大規模同時多発テロ事件に関する決議	〃

3 知事の提案理由説明

(1) 県政の動き

冒頭、八月一日の総合開会式で開幕した平成一三年度全国高等学校総合体育大会ひのくに新世紀総体を取り上げた。続く、国の動きでは六月二六日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（以下「骨太の方針」、八月一〇日の平成一四年度の概算要求基準を取り上げ、国の来年度予算の内容や本県への具体的な影響について情報収集に努めつつ、適切に対応したい旨支援と協力を県議会へ要請した。ハンセン病問題ではハンセン病補償法の制定、ハン

セン病問題対策協議会の設置を挙げた一方、六月一九日の菊池恵楓園訪問を皮切りに全国療養所訪問と入所者への謝罪、面接による入所者の意向調査と取りまとめ作業の実施を明らかにし、国への施策提案、必要な施策を進めると述べた。次に、県総合計画「21世紀への挑戦プロジェクト」に掲げた政策、施策、事業の内部評価の取りまとめ、評価案への県政パブリックコメント手続きの実施を挙げ、客観性と信頼性を確保するため、有識者等で構成する委員会による第三者評価を実施、最終的評価を確定していく旨を述べた。次に、男女共同参画社会づくりでは、三月策定の「ハーモニープランくまもと21」推進のための条例制定に向けた検討のため、検討委員会を設置して有識者の意見を聞くとともに、県政パブリックコメント手続き等による幅広い意見を踏まえ、最終的に条例案をまとめたとした。これらのほか、経済交流の促進について、平成一五年NHK大河ドラマ「武蔵」の決定について、第四回APERC（アジア太平洋経済協力）人材養成大臣熊本会合の開催について、第六回地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議の開催などを取り上げた。

(2) 平成一三年度補正予算案

今回の補正予算は、公共事業等国庫補助事業の内示増減に伴うものなど、事業の計画的な執行上必要な経費、災害の復旧等を早急に実施することが必要な事業に要する経費等について補正を行うこととし、総額で二八億円を計上とした。主な財源は、国庫支出金一三億円、諸収入一〇億円、県債三億円で、現計予

算と合算で八、一六一億円となる。歳出予算の主な内容は、公共事業等関係が国庫補助事業の内示増減や追加認証を得た事業等四億円、災害復旧事業九億円。健康福祉関係はハンセン病問題の普及啓発事業の拡充と、ハンセン病施策の体系的整理と各種資料の収集整理、介護保険の専門相談員の設置、ケアプランと各種サービス計画の評価基準の確立などに取り組みとした。このほか、金融円滑化特別資金の総額百億円の融資枠の確保、ノリ養殖共済への共済掛金の補助、漁業者やボランテニア団体等が取り組む植林・育林活動への支援、熊本県民総合運動公園陸上競技場を広域スポーツセンターとして指定しての総合型の地域スポーツクラブの設立、育成のための国のモデル事業の推進、市町村での家庭教育力向上のための講座開設へ支援を行うとした。このほか、不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会特別会計条例を廃止する条例等各種条例案件、事件議決案件、知事専決処分報告、承認案件等も併せて提案し、また人事案件も追加提案する予定である。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

九月一二日に自由民主党の村上寅美、県民クラブの中島隆利、一三日に公明党の竹口博己の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

村上議員は質問に先立ち、同時多発テロ事件を取り上げ、民

主政治に対する挑戦で、極めて卑劣かつ非人道的な暴挙で、強い憤りを覚えるとし、犠牲になった人々と家族に心から哀悼の意を表した。そして、次の通り質問を行った。

- (1) ①小泉内閣の構造改革にあたって、行財政改革にどのような姿勢で臨むか。②構造改革が県財政健全化に及ぼす影響をどう認識し、どう対応するか。(2) 今回の行政システム改革プランの中で、農政部と林務水産部を統合し、農林水産部はできないものか。(3) ①市町村合併に向けた県の考え方について。②県から市町村への事務権限移譲の取り組みについて。(4) ①有明海・八代海の環境保全および漁業資源の回復のため、今後どのような総合的対策を打ち出すか。②総合的対策のため、縦割り行政の枠を越えた推進体制等どのような措置を講じるか。(5) PFI（民間資金を活用した公共事業）導入も視野に、県関与の下で産業廃棄物の最終処分場を整備すべきでないか。(6) 知事は、本県出身者入所の療養所や菊池恵楓園等で意向調査などに取り組んでいるが、今後の対応を含め所見を聞きたい。(7) ①上半期県内倒産件数は九四件で、負債総額は前期の二倍近くの三七一億円。中小企業対策について。②緊迫してきた雇用情勢に、今後どのような体制で対応するか。(8) NHK大河ドラマに「武蔵」が決定した。観光振興につながるためのNHKへの対応について。(9) 本県の農業、農村は担い手不足や過疎化に加えて、輸入農産物の急増や景気、農産物価格低迷で厳しい状況にある。県として、熊本型の農村振興に尽力してほしい。(10) 現在策定中の第七次熊本県卸売市

場整備計画について。(11) 県立大学が、より一層活性化するための法人化への取り組みについて。(12) ①人間性を育む熊本教育について。②平成一四年度からの小中学校の学習指導要領、平成一五年度からの高等学校学習指導要領の体験学習について。とくに高等学校について。(13) ①国体、インターハイで活躍している私学だが、大変厳しい財政状況にある。私学振興について。②二、〇〇〇人近くの高校退学者の中で、私学の率が高い。(14) 基幹交通整備として新幹線、熊本駅、万日山を何とかしてほしい。幹線道路を含めて聞きたい。

知事は、(1)の答弁に先立ち同時多発テロ事件について触れ、断じて許されない行為で、犠牲者と家族などに心から哀悼とお見舞いの意を表した。そして、県執行部は次の通り答弁した。

- (1) ①六月二六日の骨太の方針は地方分権の方向を明確にする視点に立っている。よりよい改革が行われるよう国の施策等に提案などを行っている。②当面は、財政健全化計画の目標達成に向け、予算運用面で工夫や予算編成過程の見直し等で対処する。今後、中期財政見通しを修正。必要あれば、財政健全化計画の内容も見直す。(2) 組織は時代とともに変化するので、本庁部局のあり方も早急に検討する必要がある。県民ニーズに合った見直しが必要で、農林水産振興のための組織も含め、早急に結論を得よう努力したい。(3) ①平成一七年三月の合併特例法の期限を考慮すると、来年度までが山場。合併の枠組みを固め、将来ビジョン等を検討し、関係住民と議論を深める段階に移る必要がある。県も広報等で機運の醸成を図

り、市町村合併総合マニュアルを新たに作成したい。先般、国が示した合併重点支援地域における補助事業の優先採択等を内容とする市町村合併支援プランも活用したい（**知事**）。②地方分権一括法の施行に伴い、身体障害児への補装具の交付等三五法令に基づく二七八項目の事務権限が市町村に移譲された。県では、平成一二年四月に、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例を施行、病院の開設計可等を中核市の熊本市へ、騒音等の規制事務等を各市町村へ移譲するなど、これまでに四二法令に基づく四〇二項目を移譲した。本年度も段階的に移譲したい（**総務部長**）。④①有明海・八代海の再生に向け、総合的対策を年内に取りまとめたい。内容は漁場の環境改善等、生活排水処理施設の整備等、海域の富栄養化の防止、漁業生産力の回復等を考えている。②今年度中にISO14001取得のための準備を進めており、あらゆる施策で環境配慮を徹底させたい。⑤今年度策定の廃棄物処理計画は公共関与が課題。現在、県内産業廃棄物の排出と処理の実態調査、市町村排出業者等へのアンケート調査、他県の事例調査を進めている。検討では排出事業者責任を原則に、今後の需要動向や採算性、望ましい処分場の形など一定の方向を見いだしたい。⑥菊池恵楓園訪問や県内ほか九か所の本県出身者が入所するハンセン病療養所の訪問で意見交換を行い、今後の対策の必要性を実感した。差別偏見への啓発、教育の重要性では六月のハンセン病を正しく理解する週間を中心に、研修会やパネル展等の実施、「県からのたより」の特集記事などに努めた。今議会提案の補

正予算案に啓発映画テレビ放映等の経費も計上。県事業見直しの必要性では多様な意見の集約が必要と認識、八月下旬に入所者の意向調査を実施。今後、九月中に取りまとめ、具体的な施策実施を国へ提案したい。⑦①四月からくまもとテクノ産業財団を中核機関に創業から発展段階まで総合的に中小企業を支援する体制を整えた。産学行政の連携による新産業の創出に向け、八月に熊本TLO（技術移転機関）事業計画が国の承認を受けた。最大の課題は経営基盤の安定化。とくに金融面では従来からの制度融資等のほか、中小企業への金融円滑化特別資金の融資枠拡大を今定例県議会に提案している。②雇用情勢は、最近の急激な景気悪化で予断を許さない状況にあり、雇用対策のための全庁的な組織を早急に設置する必要がある。国の補正予算の動向等も見極めつつ対策したい（**知事**）。⑧NHKによると、ドラマ「武蔵」は巖流島の決闘で完結する原作の枠を超え、その後の武蔵の生き方などを描く予定と聞いている。本県の武蔵の足跡を発信できれば、本県の観光振興の弾みとなるため、PR用資料を作成している。観光ルートづくりや旅行商品化を働きかけるなど観光客の増加につなげたい（**商工観光労働部長**）。⑨熊本県農業計画「チャレンジ21くまもと」を三月に策定、担い手の確保と育成、安全、高品質、低コストの売れる農産物づくり、活力と潤いのある農村の形成、生産者と消費者との共生を農業振興の四本柱に、数値目標を掲げて実現を目指すとしている。この計画推進では、地域農業計画を本年度中に策定する。現在、変革と共生をキーワードに展開中の「く

まもと21農業振興運動」とも連携させたい(知事)。(10)本年度、同計画を策定予定、国が本年三月に示した卸売市場整備基本方針に沿って作業を進めている。今回の整備計画では、熊本地方卸売市場の役割や機能強化のため、中核的地方卸売市場と位置づけることや、引き続き県内市場の統合、整備を進めることなどを検討している(農政部長)。(11)文部科学省では昨年七月、国立大学の法人化に関する調査検討会議で法人化が検討され、骨太の方針にも盛り込まれ、並行して公立大学も検討中。法人格付与では、国公立それぞれに新たな法律が必要で、県立大学の法人化も視野に検討したい(知事)。(12)①七月に学校教育法と社会教育法の一部が改正され、学校内外のボランティア活動等を通して、豊かな人間性を育む教育の充実促進が掲げられ、市町村教育委員会の理解を得ながら指導している。教員の人間性が重要な鍵で、そのための研修を実施している。今後は、民間企業等異業種での研修にも取り組みたい。②平成一四年度施行の高等学校の学習指導要領に、体験学習の意義と必要性が掲げられている。これまでは専門学科中心だったが、昨年度は、普通科でも一二校で実施、自然体験やボランティア活動等を含めると大半の高校生が行っている(教育長)。(13)①私立学校は、生徒の個性を重視した教育を推進し、学校の魅力を高めることが求められ、支援のための私学助成充実強化を国へ提案してきた。②中途退学は依然として憂慮すべきで、私立学校でも重要な課題。各学校では、粘り強い指導で、中途退学の場合にも進路相談に応じるなど対応している。カウンセラーの

(配置や転入生受け入れのための助成に加え、家庭や地域との連携促進のための支援措置を講じている(総務部長)。(14)駅周辺や万日山、幹線道路の整備はどれも重要な課題で、今後検討したい(企画開発部長)。

中島議員は、次の通り質問を行った。

(1)①小泉首相の財政構造改革は、地方の財政構造を根本的に揺るがす。今後の改革への対応について。②公共事業をどう見直すのか。③国の改革がさらに進めば、県財政健全化計画の見直しが必要である。どう見直すのか。(2)①高校新卒者の雇用不安が増大する中、県立高等技術訓練校の一部学科の廃止、統合は雇用対策に逆行しないか。②今後の雇用対策についての対応と全庁的な雇用対策協議機関の設置について。(3)①県独自の有明海・八代海海域環境調査検討委員会の設置に関する知事の考えと県の取り組みについて。②有明海・八代海再生のための特別措置法の制定に関する知事の考えと県の取り組みについて。(4)諫早湾干拓事業の中止と排水門の開放を提言すべきではないか。知事の考えと決意は。(5)①国の八代海域調査委員会の調査結果と川辺川ダム建設との関連について。また八代海の保全にどう生かされるのか。②大学の協力を得て、県独自に赤潮発生の要因の解明に全力を挙げるべき。今後の取り組みについて。③(ア)県は、トラフグ養殖のマニュアルを発表し、その適正化を図っているが、どのように徹底するのか。(イ)昨年、持続的養殖生産確保法が施行された。環境保全と

養殖業の見直しの取り組みについて。(ウ)栽培漁業センター等を拡充し、海面漁業の振興に力を入れるべきで、今後の取り組みについて。(6)①受益農家の三分の一以上が反対の川辺川利水事業の根本的な見直しを再協議すべき。知事の考えと今後の対応について。②川辺川ダム事業の見直しと代替案の検討について。③川辺川ダム建設について徹底した論議を行い、決断を下すべきで、知事の考えについて。(7)一月八日に暫定措置が切れるイグサのセーフガード本発動について。

これらに対して、県執行部は次の通り答弁した。

(1)①地方分権では、地方団体の歳出規模と地方税収の乖離の縮小の観点から、税源の移譲が最大の課題。九州や全国の知事会等と連携して、地方の財政基盤や社会資本整備の実情等も踏まえた構造改革が行われるよう国に提言してきた。②毎年度の予算編成や事業の執行段階で、緊急性や投資効果等の観点から事業を見直し、優先度や重点化を検討したい。③国で今年度補正予算編成の動きがあり、国の来年度予算や地方財政対策の具体化による本県財政への影響等も十分勘案する必要がある。今後、来年度の予算編成に向けた取り組みの過程で、中期財政見通しの修正を行い、必要があれば、財政健全化計画の内容も見直したい。(2)①八月二日に県職業能力開発審議会から答申された第七次熊本県職業能力開発計画には県立技術短期大学の新学科設置、熊本および天草高等技術訓練校の一部学科の統廃合や定員削減等が盛り込まれている。今回の内容は時代の要請に即し、各訓練校が果たすべき役割や方向性が示された

ものと認識している。今後、雇用情勢に配慮しつつ、答申の内容に沿って検討を進め、計画を決定したい。②県内の景気や雇用情勢を踏まえ、金融円滑化特別資金の融資枠の拡大を提案している。雇用情勢では、有効求人倍率も低水準で推移し、最近の急激な景気悪化も深刻である。今後、総合的雇用対策の検討を行う全庁的な組織を設置、国の動向等を見極めつつ、できる限り対策したい。(3)①海域環境の調査は、農林水産省有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会(以下「有明海第三者委員会」と国土交通省の八代海域調査委員会が進められているが、このほか、県でも、独自に有明海漁場生産力調査等を地元大学や研究者と協力して実施している。各種調査や施策、事業の展開ではこうした連携も重要と考えている。②有明海・八代海の再生のための特別措置法の制定は有明海沿岸の四県が共同で要望し、本県では、八代海も含めた特別措置法の制定も国に要望している。海域調査等環境監視体制の強化については、その重要性は認識しており、海域の総合的な環境調査や分析および常時監視等を行う新たな研究機関等の設置も、特別措置法の要望内容に盛り込むことを検討したい。(4)諫早湾干拓が有明海の環境に及ぼす影響評価には、いろいろな見解があり、専門的で、高度な判断が要求される。引き続き、有明海第三者委員会の検討の推移を見ていく。(5)①八代海域調査委員会は、二月定例県議会議決の意見書や地元漁民の要望にこたえて設置され、河川および八代海域での水質等を科学的に調査し、これまで三回の審議がなされている。具体的には、現在の環境負荷

の状況を客観的に把握し、川辺川ダムと八代海の環境との関係も把握できるモデルを作成し、今後の環境モニタリングの方法や保全対策の方向性が検討されている。県では、環境、水産両分野の各種データを提供するなど、協力している（知事）。②本県では、赤潮対策として、漁場環境の定期調査や赤潮発生時の追跡調査、有害プランクトンの生態研究等を独自に行っている。八代海域調査委員会でも赤潮発生のメカニズムに関する研究に取り組んでいる。ただ、完全解明までには至っておらず、今後とも、その解明に取り組みたい。③（ア）トラフグ養殖の適正化は養殖マニュアルを配布し、説明会を養殖地区ごとに開催するなど、指導を徹底している。（イ）持続的養殖生産確保法に基づき、魚類養殖場の適正な利用と漁場環境の改善を図るため、平成一二年度に新魚類養殖基準を策定し、各漁業協同組合が行う漁場の水質や養殖漁場の改善計画の策定や実施を指導している。（ウ）海面漁業の振興では、種苗の放流や小型魚の保護等水産資源の適切な管理と持続的な利用を施策の柱としている。関係市町および漁協と連携しつつ、熊本県栽培漁業協会の活動等を支援していきたい（林務水産部長）。④①川辺川利水事業の受益農家の中には後継者問題や農業の先行きに不安を持っている人たちがいる。国には、農家の不安解消のための説明等一層努力するよう伝え、県の関連事業では農家の理解を得た上で推進したい。②川辺川ダム事業審議委員会では平成七年九月から約一年をかけて遊水地の設置や河床の掘削、堤防の高上げ等も比較検討され、その上でダム事業の継続実施が妥当

との答申が出された。尊い流域住民の命と財産を守るために必要不可欠なこと、地元議会も建設促進を要望していることも認識すべきで、環境保全にも十分配慮し、今後とも取り組むべきと考えている。③将来に禍根を残さないために、国は、関係者に理解を求める努力をすべきだ。四月以降これまで、流域一五市町村議会と治水受益地七市町村の住民に説明会を実施した。県では、説明責任を国と一緒に果たしたい。（ウ）現在、国で中国との二国間協議や政府内調整が行われており、国にセーフガードの本発動を粘り強く働きかけたい（知事）。

竹口議員は、次の通り質問を行った。

（一）①一昨日の残虐な同時多発テロ事件について、知事はどのように受け止めているか。本県関係者の情報と今後の支援について。②関連して、本県の危機管理について。（二）①小泉内閣の特殊法人見直しについて。②熊本県に及ぼす影響、その痛みについて。③県の出資団体等のゼロベースからの見直しに県民の期待がある。今後の抜本的な見直しについて。（三）①海に流され続ける家庭雑排水についてどのような考えで取り組み、その対策は十分だったか。今後の取り組みについて。②窒素、燐の追加規制も含め、今後事業排水にどのように取り組むのか。（四）自然に配慮した護岸工事や海岸づくりについて。河川は河川課で港湾は港湾課と土木部だが、農業海岸は農政部、漁港は林務水産部。一つのテーマで複数部長の答弁はいかなるものかという執行部意見もあり、農政、林務の意見も含

め土木部長の見解を聞きたい。(5) 有明海に最も広く面している熊本県は、環境改善策の実施に向け、独自に提案するなどリーダーシップを発揮すべきではないか。(6) ①先月二六日のくまもと・きれいな川と海づくりデーは尊い地域運動で、こうした県民運動をさらに展開していく必要がある。(2) 環境生活部のみでなく、全庁的取り組み、全職員の意識向上を図る必要があるのではないか。(3) 子どもたちに地球環境を守ることを学ばせる学習の推進について。(7) ①産業廃棄物の不法投棄の実態について。(2) 監視指導体制について、今後の対応策も含めて聞きたい。(3) 昨年六月に廃棄物処理法が改正され、各都道府県は廃棄物減量と適正処理に関する計画を定めることになった。策定に向けて今後の進め方と計画のポイントについて。(8)

①今年の夏、日本の中学校の歴史教科書採択をめぐる、韓国、中国から激しい反発が生じ、とくに韓国で地方自治体や民間団体の交流にも波及した。韓国、中国との今後の交流にどう取り組むのか。(2) 仮に再び国家レベルの事態が生じた場合、相手方に民間レベルの交流は続けようと働きかけるべきではないか。(9) ①(ア) 市町村合併に対する各地域の取り組みについてどのように検討しているか。(イ) 平成一七年三月をにらんだスケジュールは立っているのか。(ウ) 地域振興局はどういう役割を果たしているのか。(2) 地域ごと、市町村長などの合併に対する温度差がある。どのように取り組むのか。

これらに対して、県執行部は次の通り答弁した。

(1) ①不特定多数の民間人を巻き込んだ今回のテロ行為は、

断じて許されない。現在まで県関係企業、県関係の旅行者等に関する被害状況は寄せられていないが、引き続き、状況把握に努め、外務省とも連携しつつ、海外渡航者等への情報提供、情報収集に努めたい。(2) 今回のようなテロ行為は想定外。本県で起こった場合は、国やすべての関係機関と協力して、でき得る限り対処すべきと考えている。(2) ①国の特殊法人等の見直しは新たな時代に相応しい行政組織への転換を目指すもの。(2) 例えば、住宅金融公庫や道路公団のような県民生活や県政にかかわるものも多くあり、県民生活の負担増や高速交通網の地方切り捨てなどで終わらず、むしろ民間活力を引き出し、経済の活性化につながるものでなければならぬ。(3) 平成一一年一月に熊本県出資団体等の見直しに関する方策等を策定し、基本方向等を示した。各団体はこれに基づき、団体の統廃合や事務局の統合、役員数、職員数の見直しを進めている。財政健全化計画でも財政支援等について廃止、縮減を図るとしている。補助金、委託金等は本年度当初予算で実質約五億五、〇〇〇万円を削減、県職員の派遣も七人削減した(知事)。(3) ①有明海・八代海の汚濁負荷量調査によると、有明海で約五割が生活排水、約三割が事業場の排水と推計している。このため、下水道や合併処理浄化槽の整備など進め、事業場の排水でも国より厳しい基準で監視、指導などに努めてきた。このような中で、昨年末大規模な赤潮が発生した。原因は国の調査委員会の結論を待つ必要もあるが、生活行動や産業活動が一つであるのは間違いない、生活排水対策や事業場の排水対策はとくに重要。環境教育や啓

発活動を進める必要もある。②事業場の排水対策では事業者に環境ISOの認証取得などの企業行動を促進し、富栄養化の原因の窒素、燐の排水基準強化や規制対象業種の見直しなど検討したい(環境生活部長)。(4)海岸事業では、自然特性に配慮した整備に努めてきた。海岸の整備では、人工海岸による砂浜復元など自然に配慮した工法により、生物の生息環境や自然環境の保全に配慮した海岸づくりを進めている(土木部長)。(5)現在有明海沿岸四県で協議している「有明海再生計画及び特別措置法」では有明海・八代海の再生が県にとって重要な課題で、他の三県に提案したい。提案内容は、常時監視等を行う新たな研究機関の設置、生活排水対策事業の促進、漁場環境の改善、赤潮被害の防止対策等を考えている。(6)①平成四年度から進めているきれいな川と海づくりデーや有明海沿岸四県漁業者の有明海クリーンアップ作戦は、環境への県民の意識と行動を育てる重要な事業で、きれいな川と海づくり推進のための先進的取り組みとして充実させたい。環境の日や水の週間の事業などと連携を図り、菊池川、緑川等流域組織や民間環境団体などとの連携に取り組みたい。②県庁率先実行計画に基づく温室効果ガスの排出抑制や熊本県グリーン購入指針に基づく環境に優しい製品の調達等に取り組んでいる。新規採用職員研修会では、環境モデル都市へ向けた水俣市の現地研修、環境センターや水俣病資料館等の視察を実施している。本庁の全部局を対象にISO14001に適合する環境管理システムを構築中。きれいな川と海づくりデーなどの啓発事業でも出先機関を含め、

職員に参加を呼びかけたい(知事)。(3)環境教育研究推進校の研究発表会開催や事例集取りまとめ、指導教材や学習資料の作成、環境教育担当者の研修会の実施に取り組んだ結果、ほぼすべての学校でリサイクル活動、ごみの分別収集等の実践活動も行われるようになった。今後は、昨年九月策定の熊本県教育改革大綱に掲げている環境の中で学ぶ、環境について学ぶ、環境のために学ぶという視点で教員研修を充実させ、環境センターの利用を促したい(教育長)。(7)①産業廃棄物の不法投棄は、平成一二年度発見件数が一四一件で、大部分は排出事業者。これまで二、三件が未処理だが、一〇四件は年内に改善を完了、本年度中に残り三七件も改善する。②不法投棄の解決では、早期発見、早期改善が重要で、保健所に廃棄物監視指導員を配置、常時監視指導を行い、航空機による監視、警備会社委託による特別監視、廃棄物一〇番などを進めている。悪質な不適正処理には氏名公表を本年一月から実施。不法投棄した廃棄物処理業者の行政処分について基準を見直している。③廃棄物処理計画は本年三月に県の環境審議会に廃棄物部会を設置、来年三月をめどに策定する。内容は廃棄物の減量化や再資源化、適正処理への取り組みなど。現在、計画策定に向けた作業を進めている。産業廃棄物処理施設の確保方策は公共関与も重要な課題で、一定の方向を見いだしたい(環境生活部長)。(8)①今夏韓国との間で予定されていた中学生交流、青少年交流の中止は、残念。子どもたち同士の交流や民間団体の交流は国家間の情勢に左右されないことが大事である。②冒頭、質問の中の「今回、

この事態になったとき、少なくとも韓国の忠清南道に対しては、民間交流は従来通り続けましょうよ、という潮谷知事の働きかけがほしかったとの声が聞かれました」とのコメントに対して、私は従来通り民間は民間としての交流あつてしかるべきではなかったかということ、韓国からの農政議員団がおいでになられたときにも、教科書問題はあるけれども、民間の交流というのは大事だと。こういうときであるからこそ、私どもは民間でやることが必要ではないかということをお願いしている。

自治体や地域、個人レベルでの草の根外交は国の外交を補完し、互いの理解を深め、国の安全を保障するもので、いかなる事態でも交流が損なわれないよう努力したい。(9) ① (ア) 市町村合併に対する各地域の取り組みでは勉強会で月一回程度、行財政や少子高齢化等の現状分析や将来予測を行い、効果や課題の対処方策等について検討されている。(イ) 合併機運の高まる地域では中球磨五か町村で新しい町の名称をあざざり町と決めて平成一五年四月の合併を目指し、上天草四町で一六年三月合併による市制移行を目指しての検討が行われるなど、合併特例法の期限を念頭に置いた動きとなっている。また、法定協議会等での協議期間や廃置分合議決などの合併準備期間を考慮し、検討が進められている。(ウ) 地域振興局は各種情報を収集、市町村に提供し、必要に応じ助言を行っている。シンポジウムの開催やパンフレットの作成など、機運の醸成を図っている。②各地域の取り組み状況では、地理的条件、行財政の現状等、地域の個別事情や市町村長や議員の合併への受け止め方で、

違いや差が見られる。合併に必ずしも肯定的なところばかりではないが、将来を見据え、住民に具体的な姿を示すことは大事ではないか(知事)。

【一般質問】

九月一四日に幸山政史(自由民主党、鎌田聡(県民クラブ)、小杉直(自由民主党)、一七日に藤川隆夫(自由民主党)、土屋歳明(無所属)、一八日に馬場成志(自由民主党)、江口隆一(自由民主党)の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

潮谷県政

(1) 小泉首相の靖国神社参拝問題について(土屋)。(2) 熊本県の日米共同訓練は平成一〇年に次ぐ二回目で協力と支援が必要と考えるが、事故やトラブル等に周辺住民の心配がないとは言えない。日米共同訓練について(小杉)。(3) 痛みを伴う行政改革をやり遂げるには、トップの明確な方針と強力なリーダーシップが大事。行政改革の考え方について(幸山)。(4) 小中学校の教科書採択問題で、その記述内容に韓国や中国の修正要求や激しい抗議があり、外交問題にまで発展した。わが国と近隣諸国が互いに話し合いの場を設け、忌憚(きたん)のない意見を交換し、理解を深めることが重要ではないか(江口)。

これらに対して知事は、次の通り答弁した。

(1) 小泉首相の八月一三日参拝は、信念に基づき、内外の諸情勢を勘案、熟慮の決断と受け止めている。(2) 日本の防

衛が日米安全保障体制に基礎を置いていることを考えると、自衛隊と米軍の協力体制は必要。今回の日米共同訓練はその一環だが、住民の理解と協力が望ましく、住民の安全と日常生活に支障がないよう配慮することが最優先事項。県では、自衛隊にそのような対応を申し入れた。(3) 時代の変化に的確に対応するために、県の行政体制の見直しが必要と考え、第三次の行政改革に取り組みたい。第一歩は、取り組む県職員の姿勢で、その一環が行政の守備範囲の見直し。政策評価システムを有効に活用し、施策や事業の見直しや重点化、効果的施策の立案などに結び付けたい。県職員の意識改革も重要。リーダーシップを発揮しつつ取り組んでいく。(4) 国の制度の教科書検定と事実認定が必要な歴史の問題では、国レベル、専門家レベルでの研究と議論が重要。平成七年の村山首相談話を受けて平成八年度から開催された外務省委託事業の「日韓共同研究フォーラム」の学術交流に期待したい。同時に、自治体レベルの草の根外交が、相互理解や信頼を深める一助となることも大切である。

県政全般

(1) 先月二四日、熊本市であった九州地方開発推進協議会の非公式の席上で、熊本、大分、長崎、佐賀の四県の知事が道州制導入の研究会設置で合意したと報道があった。その発言の真意と今後について。(2) 今年中に策定される第三次行政改革大綱の進捗状況について(幸山)。(3) ①県と国や市町村等との人事交流の基本的な考え方について。②(ア)市町村職員

や県職員の意識改革のために、お互いの人事交流をこれまで以上に推進すべきと考えるがどうか。(イ)道州制を見据えて、都道府県間の人事交流を開始しておく必要があるのではないか。(ウ)国への派遣職員数は少なくはないようであるが、これまで以上に国へ派遣すべきと思うが。(エ)国会議員秘書として、地方の実情を各省庁に提案、提言できる機会を持つために、県職員を国会議員秘書に派遣してはどうか。(オ)事務職員も含め、専門性を持たせることができるような人事配置に考え直すべき時期に来ていると思うが(馬場)。(4) ①住宅供給公社、土地開発公社、道路管理公社をどのように見直すのか。②企業局の有料駐車場事業、有料道路事業、電気事業、工業用水道事業の企業局四事業を、今回の第三次行政改革大綱の行政の守備範囲の中でどう見直すのか。③政策評価制度は重点事業だけではなく、全事業を対象に優先順位の判断をすべき。その問題点と改善すべき点について。(5) 県は税制研究会を立ち上げ、新税導入を検討中だそうだが、今後の取り組みについて(幸山)。

これらに対して県執行部は、次の通り答弁した。

(1) 行革審議会や地方制度調査会等で地方制度が議論され、第二七次地方制度調査会でも道州制や都道府県の合併等が検討される。そうした中、七月二四日開催の九州地方開発推進協議会で四県知事の話題が道州制に及び、そこで他県の知事に研究会の設置を呼びかけ、今後検討が必要となった。一〇月の九州地方知事会で議題としたい(知事)。(2) 第三次行政改革大綱は、県行財政改革委員会を設置、各局に推進会議を立ち上げ、

組織機構、事務処理システムの見直し、行政の守備範囲等の見直しに重点化して検討している。組織機構では他県状況の調査やメリット、デメリット等、事務処理システムの見直しでは情報通信ネットワーク型庶務事務システムや文書管理のシステム等の開発を含め、検討している。行政の守備範囲等の見直しは、現在各部署で市町村への権限移譲、民間への委託、県民やボランティア団体との連携等の可能性を検討している。年内策定を目指したい（総務部長）。（３）①県職員の国、市町村等への派遣は複雑高度化する行政課題に的確に対応できる能力、行政分野ごとの専門的知識と能力、住民の視点に立って、政策、施策を企画立案し、遂行する政策形成能力などの養成から有意義である。国や市町村からは職員同士の切磋琢磨により、それぞれの組織の活性化につながっているとの評価を受けている（知事）。（２）（ア）市町村との人事交流は現在、県、市町村、二四人ずつである。この交流は視野の拡大や意識改革の効果が期待され、互いに異なる職場で研鑽を積む中で人材育成が図られるなど意義が大きいことから、今後とも推進したい。（イ）他県との人事交流は、現在神奈川県と行っている。共通政策課題について幅広い視野の中で、職員の対応能力を高めることができ、県も交流先との連携が緊密化できる。今後拡大したい。（ウ）国への派遣は現在一八人で、高度な政策形成能力、複雑高度化する行政課題に的確に対応できる能力等を養成するため有効である。今後とも推進したい。（エ）国会議員秘書への派遣は国政での政策形成過程や県の政策課題を踏まえた議員活動に触れ、

情報の収集、分析や政策調整を学べるなどの意義があると考えられる。ただ、復職後の政治的中立性の観点から考慮すべき課題もあり、さらに検討したい。（オ）職員の適正配置では、より専門的知識、技術、経験を有する職員を養成していくことが重要。今後、技術職員はもとより事務職員でもエキスパート養成を視野に入れ、適材適所の人事配置を進めたい（総務部長）。（４）①熊本県出資団体等の見直しに関する方策等に沿い、平成二二年四月に土地開発公社と道路公社の総務管理部門を統合。住宅供給公社は、住宅・宅地分譲は行わないことを基本に、高齢者用や障害者用などのモデル事業や県営住宅の管理業務などを検討する。土地開発公社は未分譲用地の処分、長期保有地の有効活用に取り組み、益城熊本空港インターチェンジ建設の負担金問題は関係部局とも連携して解決したい。道路公社は松島道路の供用開始を目指し、営業開始後は料金徴収業務や道路維持管理業務の民間委託などで経費削減を図りたい。各公社の業務見直しに併せ、事務局の統合なども検討したい（土木部長）。（２）有料駐車場事業は役割が低下しており、施設の有効活用策を検討したい。天草下島横断有料道路は、来年五月から無料化の準備を進める。電気事業は収益性から民営化も考えられるが、平成二二年三月までは九州電力との電力受給に関する基本契約で困難である。有明、八代、苓北の工業用水道事業は有明、八代が多量の未利用水を抱える。八代は一部上水に転用し、有明は今年度未完成の竜門ダムで新たな負担も生じる。これらの対応等を早急に検討したい（公営企業管理者）。（３）政策評価制度の

課題は、一点目が適切な評価と結果的的確な説明。今後、評価の指標等を再点検したい。評価結果の説明は五段階評価点方式で、多面的な分析もできるような個々の評価表すべてを公表。二点目が評価結果の活用。平成一四年度の予算編成は今回の政策評価を活用し、事業の重点化や見直しにつなげたい。三点目が評価対象の拡大。今後とも職員の意識改革を図り、効率的方法で評価対象を拡大したい（企画開発部長）。（５）新税は庁内の関係課長による県税制研究会を設置、適格性、納税者の範囲と負担、国の経済政策との整合性など調査検討を行っている。例えば、産業廃棄物に係る法定外目的税は広域的な影響や課題等を検討し、その他の税目でも短期間に検討を進め、本年度末に取りまとめたい（総務部長）。

交通

（１）①九州新幹線鹿児島ルートの建設に係る並行在来線第三セクター鉄道化に関する現時点での基本方針について。②仮に鹿児島県が鉄道廃止の場合、熊本県はどう対応するのか。③鉄道以外の交通手段と比較して利用者の利便はどうか。④県と沿線市町村との負担割合について（江口）。

これらに対して企画開発部長は、次の通り答弁した。

（１）①並行在来線対策の基本方針は従来からの方針の通り、経営分離に関する平成三年の同意文書に基づき、県が経営に参加し鉄道路線を維持する。②鹿児島県の議論が整理されない段階だが、いずれにしても日常生活での役割、観光産業などの地

域経済への影響等を考慮し、鉄道維持との基本方針に沿って進めたい。③例えば、バスに比べて所要時間が短い。時間が正確で通勤通学に適している。ラッシュ時の交通渋滞に巻き込まれないなどの点で鉄道が優れている。④県と沿線自治体の負担割合は国が示した支援策の吟味や収支見通しの精査などの結果を踏まえ、県の考えを固めたい。その際、沿線自治体に過大な負担をかけないよう配慮したい。

観光振興

（１）①黒川温泉で客が増えている理由について。②宿泊客増へ黒川温泉や指宿温泉の旅館を実際に見たり、講習を受けたりできたら、良くなると思う。そういう養成機関の設置について。③昨年、熊本日日新聞に載った著名作家の皮肉交じりの寄稿に慌てて、商工観光労働部が東京の銀座館のスペースを倍にし、悪かったサービスの評判も倍になり、売り上げも二倍になったようだ。福岡や大阪で何かよい方法を考えてほしいが（土屋）。（２）仁川国際空港（韓国）を活用した他県との連携、広域的な取り組みによる観光客の誘致について（江口）。

これらに対して商工観光労働部長は、次の通り答弁した。

（１）①昭和四〇年代のやまなみハイウエー開通ブームが去った後、観光客の落ち込みに危機感を抱いた旅館の若い後継者たちは、昭和六〇年代から地域全体という連帯意識で黒川温泉を一つの旅館に見立て、一軒一軒の旅館を道路という廊下でつなぐといった考え方で、露天風呂づくりや入湯手形の新商品づく

りに取り組んだ。とくに若い女性の心をつかみ、旅行雑誌等にしばしば取り上げられた結果、日本有数の人気温泉地へ成長した。②人材育成は観光振興の面で重要。県立阿蘇高校の国際観光科や天草高等技術訓練校の観光接遇養成講座等が開設され、専修学校や民間の認定職業訓練施設で実習訓練が実施されている。県でも観光連盟を通じて従業員の研修等に力を入れているが、基本的に観光業は接客業、そのサービス向上には、まず業界の努力が重要。③球磨焼酎をはじめとする特産品の売り込みについては、大阪のスーパーに四月、農産物等販売情報拠点「くまもと村」を設置、同じ月開催の「2001食博覧会」で入場者六五万人にPRした。また、福岡圏域からの観光客誘致を目的とした冬の旅キャンペーンでも、本年度から物産展も併せて開催する。(2) 外国人観光客の誘致は仁川国際空港の活用も手法の一つとして検討したい。検討にあたっては韓国の情報誌、新聞等の広報媒体の活用等について、各県と協議したい。宮崎、鹿児島両県共同で南九州広域観光ルート連絡協議会を組織、国内観光客を対象に誘致を図ってきた。今後は同協議会で海外からの誘致対策にも取り組むよう、外国人観光客のニーズに合った南九州の広域観光ルートづくりや旅行商品化の支援など検討を進めたい。

県民生活

(1) ①パートナーシップの仕組みづくりや事業委託状況も含め、NPO法人、ボランティア団体の県政における位置づけ

について。②(ア) 現在、県税条例で法人税法に規定された収益事業を行わないNPO法人には法人県民税の均等割が免除されているが、他府県は不動産取得税や自動車税、自動車取得税などでも免除している。本県でもNPO法人への税制優遇措置を拡充できないか。(イ) 来春開設予定の県民交流プラザ(仮称)に会議や打ち合わせのスペースを設けると聞いている。その状況を聞きたい。熊本市以外の団体に行政施設の空きスペースや地域振興局の会議室など、一定のルールで提供できないか。(ウ) 昨年度から構築事業に取り組んでいる社会参加活動ネットワークシステムの概要と整備状況、活用方策について。(エ) 本年、くまもとボランティア博覧祭が開催されたが、来年以降もNPO法人やボランティア団体の企画、運営による社会参加活動推進のシンポジウムを開催できないか。③(ア) 県職員のボランティア休暇の対象となる活動範囲の拡大について。(イ) 県内企業のボランティア休暇の導入状況、普及促進に向けての方策について。(2) ①消費生活センターの体制と消費生活地域相談員の増強も含め、消費者トラブルを未然に防ぐ啓発と相談活動の充実について。②賢い消費者を育てるためには小中学校とその年代に合った金銭面、消費面での教育を充実してほしい。③(ア) 再発防止のため、事業者からの事情聴取、不適正取引の疑い認定の段階で事業者名を公表していいのではないか。(イ) 悪質商法や詐欺的商法の被害防止、被害根絶に向けて県警の取り締まりの強化も求めたい。(3) ①社会的引きこもり問題の啓発活動と県精神保健福祉センター、保健所などでの早

期相談について。②各保健所での家族教室の開催、親の会などの組織化支援について。③交流拠点の開設と各保健所での通所リハビリテーション（デイケア）の実施について。④社会的引きこもり問題について児童思春期精神保健に関する専門家による検討を進め、連絡協議会などを設置してほしい。⑤学校卒業後の引きこもりにも影響する不登校問題への対処方針について（鎌田）。

これらに対して県執行部は、次の通り答弁した。

（１）①NPO法人やボランティア団体は、特定のテーマに特化した活動を自己責任で創造できるが、サービスの受け手が存在する点で公共的で、行政とはパートナーシップを組むことが大事である。しかし、県は活用はまだ慣れていないのが実情で、来春開設予定の県民交流プラザ（仮称）をNPO法人、ボランティア団体の活動拠点とすることを研究調査委託として試みたい（知事）。②（ア）県税優遇措置の拡充は、優遇措置が講じられない公益法人とのバランス、県税優遇措置を受けるNPO法人が少数にとどまっていること、法人県民税の均等割のみを講じている都道府県が大多数なことなどを考慮し、慎重に検討すべきである（総務部長）。（イ）多様な県民活動を支援するため、県民交流プラザに、無料スペースや有料の大小会議室なども設置する。熊本市外は公民館の利用が考えられ、市町村への研修会などを通じて、活動しやすい環境づくりに努めたい。（ウ）現在インターネットを活用したNPO法人などの情報の提供システムの開発を進めており、来年四月に運用開始予

定。そこでは、NPO法人やボランティア団体の紹介、ボランティアの受入先、関係行事などを提供する。（エ）県民交流プラザの開設を機に、NPO法人などとのパートナーシップづくりのため、提案のようなシンポジウムの開催などにも取り組むたい（環境生活部長）。③（ア）県職員のボランティア休暇の対象拡大は、視野を広げ職務面でも効果が期待できることから、国や他県の状況、職員の要望等を勘案しながら検討したい（総務部長）。（イ）全国で導入している企業は二％程度で、本県も同様と推察する。平成七年の阪神・淡路大震災以降、社会的関心が高まっており、その普及が期待される。（２）①県の消費生活センターでは平成一二年度、悪質商法の被害防止などの消費者教育・啓発講座を延べ一二四回実施し、新聞紙上での相談事例の紹介や各種パンフレットの作成などを行っている。同センターは昭和四六（一九七一）年に設置以来、体制の強化を図り、的確に対応できている。地域の相談業務は消費生活地域相談員がボランティアで協力しているが、いない市町村が半数以上。今後地域相談員の新規養成、資質向上など相談体制の充実を検討している（環境生活部長）。②学校での消費者教育は発達段階に応じた早い時期からの取り組みが重要。小学校では物や金銭の使い方、中学校で物資、サービスの選択と購入およびその活用、高校では消費生活と環境とのかかわりを学習している。とくに高校では卒業後多重債務や自己破産、契約トラブル等に遭わないよう実施している（教育長）。③（ア）東京都は被害の多発性、重大性、再発の可能性などを要件に事業者名を

公表しているが、本県は事業者の自主的改善が行われており、公表には至っていない。本県独自の公表制度は今後の検討課題として、未然防止、拡大防止に努めたい（**環境生活部長**）。（イ）

県警も警察本部に悪質商法一一〇番設置のほか、昨年夏から生活安全相談体制を強化するなど相談等に迅速、的確に対応できるように努めている。さらに悪質な事犯情報として近年、金銭貸借に関する相談が増加。五月に広域のかつ悪質な無登録貸金業（ヤミ金）事件を摘発して、暴力団関係者ら五人を逮捕している（**警察本部長**）。（三）①社会的引きこもりは明確な定義は議論途上だが、社会的に増えているのは確かだ。昨年度は、各県の精神保健福祉センター等に相談状況の調査を行った。それを踏まえ、対策も検討されていくと思われる。啓発活動として昨年度から講演会を開いており、県の広報誌やホームページなどを活用していきたい。②精神保健福祉センターの家族教室は継続していく。各保健所の家族教室や親の会の組織化なども検討したい。③交流拠点の開設はまずは庁内で研究したい。各保健所での支援では国のガイドラインを参考に、今後通所リハビリテーション（デイケア）の実施を含めて検討する。④関係機関との連携強化では思春期問題関係機関連絡会議を活用して、情報収集や対応の研究に取り組みたい（**健康福祉部長**）。⑤不登校の原因にはいろいろなケースがあり、直ちに解決は難しい。不登校の児童生徒には卒業後社会的引きこもりとならぬよう、各学校において生活指導や進路指導等に取り組んでいきたい（**教育長**）。

健康・福祉

（一）①（ア）効果的な予防接種では県内個別接種とし、無理なら保健所単位の個別広域化が必要。取り組み状況について。（イ）国は予防接種センター機能推進事業を進め、実施県は七県、平成一三年度予定は一〇県に上る。予防接種センターの整備について。②多くのメリットがある乳幼児健診の個別化の取り組みについて。（エ）①介護保険料の徴収額の変更について県、市町村はどのように啓発し、認知状況はどの程度なのか。②介護保険施設の利用状況について。介護保険事業支援計画の見直しと施設整備について。③要介護者に重要なサービス担当者会議では関係者が意思疎通できる方法を取るべきで、そのあり方について。④現在、県内のグループホームは二六施設で、平成一六年度までに一二七施設の目標なら一〇〇以上足りない。有床診療所のグループホーム化が可能なら、県内バランスよく速やかに整備できる。病棟改修の助成も含めどのように考えるか。⑤熊本市に二か所、県内ほかの圏域に一か所設置された地域リハビリテーション支援センターの活動状況と今後の展開について。追加指定の必要性について。（三）①県、市町村、保健所、集団給食施設、学校給食、病院給食、保育所給食などにおける管理栄養士の配置状況について。②平成一四年四月改正予定の栄養士法によると、栄養士養成施設卒業者は一年以上の実務経験がないと管理栄養士の受験資格が得られなくなる。県立大学が管理栄養士養成施設となることについて、どのように

考え、どう対応するのか。(4)①製造業における食中毒の発生を限りなくゼロに近づけるために、食品の安全性を高める新しい考え方H(ハザード、危害) A(アナライシス、分析) C(クリティカル、重要な) C(コントロール、管理) P(ポイント、点)の頭文字をとったHACCP(ハサップ)の導入が必要。現在、対象の製造業者はどの程度で、承認企業はどの程度か。②県内の他の食品製造業者や学校給食、病院給食等の事業者にもHACCPの考えを啓発し、導入へ結びつけるべきではないか(藤川)。

これらに対して県執行部は、次の通り答弁した。

(1)①(ア)予防接種は国の通知では個別接種が原則。本県でも、個別接種が効果的な手段と考え、市町村に働きかけてきた。取り組み状況は、はしかで七九市町村が個別接種。その他の予防接種は集団接種が多い。(イ)心臓病等の基礎疾患を持つ接種要注意者が予防接種を受けられる予防接種センターは、国が平成一二年度に補助制度を設け、都道府県にいか所程度設置を進めている。県では医療機関の選定等の検討を進めており、早急に結論を得たい。②乳幼児健診は集団健診が大多数。熊本市を除き個別健診の市町村は、三か月児と七か月児それぞれ一町のみである。まずは健診の科目、項目が少ない三か月児、七か月児の健診で個別健診を進めることや、三歳児健診等で市町村での広域化などの改善が重要ではないか(知事)。(2)①第一号被保険者の介護保険料の全額徴収が一〇月から始まることは、三月の介護保険サービス利用実態調査で約六割

が知らないとの回答だった。このため、県では八月の「県からのたより」のほか、新聞で三回ほど広報し、テレビなどのマスメディアの活用や県の老人クラブ連合会などを通じて周知を図り、市町村には保険料対応マニュアルの作成、配布などを支援してきた。②利用状況は平成一三年五月末現在、入所総定員数一万六、八五三人に対し、利用者一万六、二七九人。約九七％の利用率で、特別養護老人ホームは一〇〇％である。施設整備については、市町村の介護保険事業計画の見直しと並行し、平成一四年度中に介護保険事業支援計画を見直す予定。今後、国が示す基本的な考え方を踏まえて検討したい。③サービス担当者会議は介護を必要とする高齢者のケアプランを作成する上で重要。県では、ケアマネジャーの研修会でその重要性を強調してきた。今後、ファクシミリや電話等による連絡調整を含め、指導したい。④有床診療所の病棟などのグループホーム化は、介護保険法の基準に合致するよう改修されるならば、指定は可能。改修の国庫補助も採択要件を満たせば対象となり、その活用も図っていききたい。⑤地域リハビリテーション支援センターは、厚生労働省の地域リハビリテーション推進事業実施要綱で老人保健福祉圏域ごとに一か所指定となっている。本県では、平成一二年度に熊本圏域を除く一〇圏域に一か所、一三年度に熊本圏域に二か所を指定した。活動は初年度の一二年度は、三六回の研修が延べ一、四〇〇人を対象に実施され、計一、〇三二件の相談、対応等が行われた。本年度は、各地域の取り組み方法等を検討し、熊本県地域リハビリテーション推進指針を策定した

い。追加指定はそれぞれの活動状況等を見極め、厚生労働省とも協議して検討したい。(3) ①管理栄養士の配置状況は行政機関では保健所を中心に県一九人、保健所設置の熊本市二六人、その他一九市町村にそれぞれ一人。設置が義務づけられている集団給食施設三三は計五四人。望ましい学校、病院、社会福祉施設などの一、五四一施設は四八五施設に合計六八四人である

(健康福祉部長)。②九州内の大学で管理栄養士養成施設の指定を受け、または準備をしている大学が一〇校あり、県立大学も指定に向け厚生労働省と事前協議を行っており、九月末までには正式に指定申請したい(総務部長)。(4) ①HACCPは全製品の生産手段から加工、流通、消費までの衛生管理を確保する上で有効な方法と国際的に認知されている。平成七年に食品衛生法が改正され、HACCPの承認制度がスタートした。本県の対象施設は三二九施設あり、そのうち牛乳処理施設を中心に一〇製造業者、一一施設の二二品目が承認を受けている。②HACCPの考え方の啓発はこれまで食品製造施設はもちろんのこと、平成八年の〇一五七事件を契機に、学校、病院等の集団給食施設、家庭にも普及啓発に努めてきた(健康福祉部長)。

商工業

(1) ①不況の波が押し寄せているIT関連分野の半導体関係の現況の今後の見通しについて。②半導体や情報通信、環境、バイオテクノロジー、医療福祉の県が伸びると期待する重点五分野は現在どのように進展しているのか、将来性について(土

屋)。(2) 本県の場合、ベンチャーマーケットの取り組みは着手されたばかりで、今後どのように展開するのか。(3) 知事は八月一九日から二三日のシンガポール訪問を踏まえ、今後どのように行動し、成果につなげていきたいのか(江口)。

これらに対して県執行部は、次の通り答弁した。

(1) ①半導体市場はIT関連分野で本格的な在庫調整が始まったことで、減速局面を迎えた。九州経済産業局の調べでは、一月から七月の九州のIC生産額は対前年同期比一四・二%減で、六か月連続の減少。最近三か月の出荷額は対前年同期比二六・四%の減と減少幅が大きくなっている。今後、中期的には次世代携帯電話や通信分野での大容量高速化等で需要が喚起され、上向くものと見込んでいる。②新製造技術関連分野と情報通信関連分野はテクノロジーポリス計画の推進で、関連企業の進出と地域企業の参入が進み、基幹産業として地域経済の活性化に貢献している。医療福祉関連分野は産学行政連携による技術移転などで地域企業の技術が高度化し、これを活用した医療、福祉関連の機器開発等も進んでいる。環境関連分野とバイオテクノロジー関連分野は今後、成長が期待される分野で企業や大学との共同研究で、新製品開発、新技術導入に取り組んでいる。重点五分野の潜在的成長率は極めて高く、今後技術開発の推進に取り組む、新たな技術、産業集積に努めたい。(2) くまもとテクノロジー産業財団はベンチャー企業が投資家等にビジネスプラン等を説明する場としての「くまもとベンチャーマーケット」の開催を来月一〇日に計画している。現在、五社の応募枠に

二〇社近くが応募している。すでに福岡や鹿児島などで取り組みが始まっており、これらと開催日を連続させるなど仕組みづくりに努めたい。海外投資家等の参加にもつながるよう努力したい（**商工観光労働部長**）。（三）経済ミッションでは、参加企業中五企業が現地で商談会を行い、工作機械の受注や食品の輸出等で現在も継続的に折衝が続いている。経済交流促進の覚書を調印したシンガポール生産性規格庁は商談ミッションを一月五日から七日にかけて熊本に派遣することとなった。観光ミッションも観光客の誘致キャンペーンを展開し、県に二泊する旅行商品が実現し、二〇〇人近くの観光客が一〇月から一月にかけて訪問することになった。九州各県との連携でシンガポールの旅行社等の視察招待も予定されている（**知事**）。

農林水産

（一）新聞等によると、国が八月末に公表した「農業構造改革推進のための経営政策」で、農業経営所得安定対策が創設されるという。制度の検討状況と県の今後の対応について（**馬場**）。（二）①山の公益的な機能について、国はどのようなサポートを考えているのか。②間伐など森林の水源涵養機能の保全について、県は今後どうしようと考えているのか（**土屋**）。③事業成果も上がっている間伐材流通促進対策事業こそ継続すべきではないか。（三）公共施設の整備や公共事業における県産木材の利用促進に当たって、今後どのような取り組みを行うのか、その進め方について（**江口**）。（四）今後、重要性が増す森林整

備での建設業の失業者の労働力受け入れについて、どのように考えるか、現状でどのくらいの雇用量が必要か（**馬場**）。（五）新規事業として提案の漁民の森づくり活動推進事業の概要と期待される効果、継続的な取り組みのための課題について（**幸山**）。これらに対して県執行部は、次の通り答弁した。

（一）農業経営所得安定対策は食料・農業・農村基本法を踏まえ、他産業並みの所得が得られる農業経営の育成のための経営政策の一つ。営農意欲の高い認定農業者等への施策の集中化、重点化を図る一方で、輸入農産物の増加等で農業所得が減少した場合のセーフティネットを整備するもの。平成一七年度から実施予定で、調査費が平成一四年度予算で概算要求されている。県はこれまでも検討状況の把握に努め、経営所得安定対策プロジェクトで分析、検討してきた（**農政部長**）。（二）①国では、六月に林業基本法および森林法が改正され、森林の公益的機能を重視する基本理念が定められた。健全な森づくりを促進するため県産材の一層の需要拡大を図り、意欲ある経営体を育成・支援する。②県有林や林業公社の所有林は公益的機能を重視した経営方針など、独自の水源涵養^{かんよう}対策にも取り組んでいる。今後は森づくりは社会全体での観点から、ボランティアによる植林、育林など水資源の確保に努めたい。③間伐材流通促進対策事業は現在政策評価が行われ、内部評価では森林の公益的機能の維持増進、作業班員等の雇用の安定確保や間伐材生産等による地域の活性化で、おおむね期待した成果が上がっていると評価している。今後、最終的な政策評価を踏まえた上で、来年度

以降の事業展開を検討したい。(3) 公共施設等への県産材の利用促進は平成一二年度において、ひのくに高等養護学校や坊中駐在所など多くの公共施設で木材の利用が図られた。公共工事等の木材利用に係る設計マニュアルを本年度中に作成するほか、新たな利用方法の開発等にも取り組み、小中学校の木造化等を市町村に要請したい。困難な場合には、水俣市袋小学校のような、木材とほかの資材の混構造の採用や内装等での利用についても理解を求めたい。(4) 未経験の新規参入者の間伐等への就労の場合、急傾斜地での作業、機械の取り扱いに関する技術講習等を受ける必要があるが、貴重な労働力になる。平成一二年度策定の熊本県緊急間伐計画等の試算によれば、必要な雇用量は年間一、〇〇〇人程度が見込まれる。(5) 補助制度の漁民の森づくり活動推進事業が創設され、今回、補助内示を受けたことから補正予算を提案。この事業は、漁民やボランティア団体等が行う植林・育林活動に、熊本県漁業協同組合連合会を通じて支援するもの。本年度は天明水の会をはじめ、三つの団体が緑川流域等で植林や育林を行う予定。参加する小中学生をはじめ多くの人たちが山と川と海の深いかかわり合いを学ぶ契機となることを期待している。将来的には、植林後の手入れ等の継続が課題である(林務水産部長)。

土木

(1) ①建設業者のISO9000の認証取得を入札参加条件とすることについて。②(ア)建設工事の競争入札での予定

価格の事前公表は四月から実施されているが、それに係る業務委託では実施されていない。業務委託でも予定価格を公表すべきでないか。(イ)なぜ公表できないのか、わかりやすく説明してほしい。予定価格をどう算出しているのか。(ウ)各県の足並みとか建設省とか言っているが、実際に公表している都県もいくつかある。昨年一二月議会で土木部長に説明責任の質問をしたが、土木部長は「公共事業を県民に対してさらに説明性の高いものと改善していくこと、各種情報の提供により県民と情報を共有していくことが基本」と答えていた。今は考えが変わっていると思うので、あらためて聞きたい。(エ)自分の言っていることが、わかっているのかどうか、よくわからない。今の答弁と先ほどの答弁、どう思うか。さつき公表できないと言った答弁と今の答弁は、同じ人の答弁とは思えない。ちよつと失礼な言葉になるが、「国の役人なこんぐらい」の気持ちで、最近相当憤慨している。もう一回聞いても変わらないので、知事は今の答弁と先ほどの答弁についてどう思うのか、説明責任の観点から聞きたい(馬場)。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

(1) ①国では、ISO9000シリーズを入札参加資格とする工事などが試行されている。ただ、本県では取得建設業者が少なく、入札参加の資格要件にすることは公平性の観点からも適当でない。②(ア)建設工事に係る業務委託の予定価格公表は、建設工事に比べ、企業や技術者の知識、構想力、応用力に左右されること、積算基準図書の公表が進んでいないこ

と、それ以外の業務委託との整合性が必要なことなどの課題がある。国も同様の課題を抱え、事前公表していない。このような課題を踏まえ、検討すべき。(イ) 三点の課題についてよく検討したい。予定価格の算出については、とくに業務委託は積算基準であるとか、ない場合には、見積もりを活用し、技術者の必要数や所要日数を積み上げて行っている。(ウ) 昨年の考え方と変わっていない。公共事業の考え方を広く理解してもらい、その考えや意見などを正しく把握し、理解することが重要。さらに説明性を高めての各種情報の共有が基本と考えている(土木部長)。(エ) 情報公開と説明責任は表裏一体の関係にあり、それによって透明度の高い行政を推進することは、県行政にとって大事な点で情報共有の上で官民の役割分担の明確化が同時に求められる。議論の予定価格の事前公表ではいろいろと指摘もあり、土木部長が答弁した。現状としては、課題克服に向けて検討したいので、理解してほしい(知事)。

教育

(1) ①心理的ストレスを抱える教員や精神性疾患で休職せざるを得ない教員、指導力不足教員を含む不適格教員はどの程度いるのか。②熊本でも教員のさまざまな問題に対応できるチェックシステムの確立と総合的な研修制度の充実が必要と考えるがいかがか(藤川)。(2) ①教科書採択では、昔から教育委員会、採択委員会、調査員の仕組みがあり、それが心配する問題となったことから、文部科学省が勧告をしたという。そう

いうことが熊本県にあったのか。②教科書採択は公開した形で採択するべきではないか。どういう指導をしてきたのか(土屋)。(3) 開かれた学校づくりを推進する中で学校の安全管理について。(4) 各市町村の学校給食での地場産物の活用状況とこれからの活用促進について。(5) 民間人校長の登用が可能となったが、今後の管理職の登用について。(6) 国の緊急雇用対策が終わるため、今年度でフレッシュキッズモデル事業が終了すると聞いている。事業を始めて一年半が経過した現在、どのような成果が上がっているのか(馬場)。

これらに対して教育長は、次の通り答弁した。

(1) ①本年九月一日現在で、精神性疾患での休職は三七人、内訳は昨年度からの休職が二三人、本年度休職が一四人である。このほか授業が成立しない、学級経営を適切に行えない、児童生徒や保護者とのコミュニケーションが取れないなどの指導力不足教員もいる。②本年度は、県教育委員会内にプロジェクトチームを発足させ、指導力不足教員等の明確な位置づけ、実態把握の方法、判定方法および指導力強化のための研修方法などの研究を始めた。今後、この結果を基に新たな研修制度を確立し、教員の指導力および資質の向上に努めたい。(2) ①これまでの教科書採択では、調査員主体の採択や採択地区協議会の調査員意見の追認などで採択事務が行われたとは聞いていない。②県民の誤解を招かぬよう採択地区協議会ごとに教科用図書選定委員会を新たに設け、その委員の中に保護者や学識経験者を加えるなどの工夫がなされた。採択の透明度を高めるために、

採択教科書名を公開し、委員の氏名、採択理由等も求めに応じ、て公開されるようになっていた。(3) これからの教育は学校、家庭、地域社会の連携が求められており、各学校が創意工夫を生かし、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進することが重要である。今後、学校の安全確保のための施設設備や危機管理体制を整備する一方で、地域住民の目が不審者の侵入を防ぐことにもつながるのではないかと。(4) 地場産物を学校給食に活用している市町村は、平成一三年度で九二市町村。残りの二町も近隣市町村の産物を利用している。地場産物を活用している市町村は、平成一三年度は三二市町村で、ほかの六二市町村も県産米を活用している。その普及のためには、価格や数量面での安定性の確保や流通の合理化等課題があるが、今後とも理解を深めていきたい。(5) 民間人の管理職登用については例外的な例が多いようで、本県も今後の課題である。今後の管理職登用は不登校や中途退学等の問題に正面から向き合い、教職員に強い指導力を発揮でき、学校の最高責任者としての資質を十分備えている人物を、男女を問わず登用していきたい。(6) フレッシュキッズモデル事業は、小学校第一学年の三六人以上の学級に、担任の教師とともに非常勤の講師を配置し、チームティーチングを実施するもの。昨年度六〇校、一二七学級に八一人、本年度は五八校、一二四学級に七九人を配置している。この評価は、学校側からも保護者からも高い評価を受けている。県教委としても、これまでの取り組みを通し、この事業の成果が十分上がっていることを評価するが、同時に就学前教育と小

学校教育との連携、教職員一人一人の資質の向上の必要性もこの事業を通してあらためて再認識した。

警察

(1) ①同時多発テロ事件の今月二七日から三〇日までのAPEC(アジア太平洋経済協力)熊本会合への影響と、これからの地元の対応について。②当会合の警備について(幸山)。(2) ①最近の県内の犯罪情勢の概要と犯罪の増加、検挙率の低下の原因と今後の対策について。②知事は、犯罪が増加していく県内外の状況をどう捉えているのか。県民が安全で安心できる生活や環境づくりのため、今後どのような対応策を考えているのか。③全庁的な意見交換、情報交換、協力体制の強化が必要で、知事部局、教育委員会、県警本部等で構成する新しい体制づくりが必要ではないか(小杉)。

これらに対して県執行部は、次の通り答弁した。

(1) ①APEC熊本会合については、厚生労働省を中心に情報収集に努めており、これへの対応を含め現在検討中である。今回の事件の影響は現時点でははっきりしないが、予定通り開かれることを前提に準備を進めている(知事)。②APEC熊本会合では、会合の円滑な遂行の確保や違法行為への的確な措置などを基本方針に万全の警戒警備にあたる。(2) ①最近の犯罪情勢は、刑法犯の認知件数が昨年約二万六、〇〇〇件、現在の統計システムとなった昭和四一年以降最高である。本年上半期は殺人や強盗などの重要犯罪はやや減少している。しかし、

路上犯罪や器物損壊事件などは増え、刑法犯の認知件数が増加している。本年上半期の刑法犯の検挙率は三四・二％で、全国平均を上回っている。しかし、平成一一年以降連続して五〇％を割っている。犯罪の増加要因は、社会全体の規範意識の低下、組織犯罪の増加、インターネットを利用した犯罪等、新しいタイプの増加が考えられる。検挙率低下の要因は、犯罪捜査への国民意識の変化や情報通信手段の急速な進歩などで捜査が困難になっていること、犯罪の広域化、巧妙化、組織化で事件捜査に費やす日数、人員が多くなっていること、各種相談業務等の増加に伴い捜査従事人員や時間が減少していることなどが挙げられる。今後の対策としては、犯罪の未然防止活動の強化や組織、人員の効率的運用、装備資機材の有効活用、捜査員の教育訓練の充実などに努めている（警察本部長）。②本県は大都市圏と比べ、比較的良好な治安が維持されてきた。しかし、最近では廃棄物の不法投棄、ドメスティックバイオレンスのほか、児童虐待、子どもたちの命が軽く扱われる事件が頻繁に起きている。さらに、全国的な凶悪犯罪の増加や国際テロ事件の発生で不安が広がっている。県でも、安全で安心な県民生活の確保実現に向け、一人一人の命や人権が尊重され、だれもが生きる喜びを実感できる社会となるよう取り組んでいきたい。自らの安全は自ら守る、地域社会の縁の中で守るという意識も大切で、地域社会での支え合い、ボランティア活動など社会貢献活動の促進で、県民の生活安全の確保に努めたい（知事）。③これまでも個別の事案ごとに協議会等設置してきたが、最近の県民か

らの相談内容は福祉や教育、消費生活関係が重複した事案などで複雑化しており、これらに対応するため、警察との情報共有化、連絡調整体制充実が重要で、新たに知事部局と警察本部、教育庁の関係各部局の実務者レベルをメンバーとする連絡会議を設置し、協力体制を強化したい（総務部長）。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 環境対策特別委員会

調査事件は、①地球温暖化対策及びダイオキシン類・環境ホルモン対策に関する件、②廃棄物対策に関する件、③水俣病対策に関する件、④有明海・八代海の環境保全対策に関する件である。

村上寅美環境対策特別委員長から、付託された調査事件および請願について、九月二六日の本会議で次のように報告があった。

有明海・八代海の環境保全対策に関する件に関しては、六月定例会で設置の小委員会が調査研究を行い、「有明海・八代海の再生に向けた調査報告と提言」を中間報告として取りまとめた。提言は、国の予算等に熊本県議会の意見を反映させてもらう必要がある、早急に取りまとめた。内容は、まず「現段階における有明海・八代海への課題」として、一、赤潮発生等環境

悪化への対策。二、漁業生産力の回復。三、環境調査、監視体制の充実強化。次に「現段階で講ずべき対策」として、一、環境保全及び水産資源の回復に向けた当面の対策。二、有明海・八代海の効果的な環境監視体制の整備。当面する一番の問題「今漁期のノリ養殖対策」として覆砂、耕うん、アサリの放流等のノリ不作緊急対策事業の実施、漁場行使の適正化や酸処理剤適正使用の徹底等、漁場管理強化が急務とした。併せて、有明海沿岸四県が情報交換等で連携強化を密にする必要があるとしている。また、国への要望事項として「生活排水処理施設の整備に係る補助制度の充実」「窒素、リン等の総量規制についての検討」「環境に配慮した公共工事に対する補助制度の充実」など、八項目を挙げている。最後に県議会として対処すべき今後の方向は「有明海・八代海の再生に向けた世論を議会が率先して喚起するよう努めること」「諫早湾干拓事業を注意深く見守ること」など六項目を提示。この中で、県民運動としての展開が必要で、環境問題への役割認識を明確にさせる必要があるとの意見で一致した。今回の中間報告は後日、政府、関係各省市、県選出国会議員等に手渡すこととしている。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成13年度熊本県一般会計補正予算(第4号) および第2号 平成13年度熊本県不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会特別会計予算

【説明】詳細については、冒頭の知事説明に譲る。

【審議】補正予算案は九月七日に上程、一八日に各常任委員会に付託され、二六日の本会議で各常任委員長から次のように報告された。

坂田孝志厚生常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、訪問介護員の養成は県と民間事業者で受講料の格差もあり、見直しが必要との質疑があり、執行部から、各方面の意見を聞きながら検討したいとの答弁があった。委員から、緊急地域雇用特別基金事業で、介護保険専門相談員の雇用人員についての質疑があり、執行部から、雇用期間六か月以内で一〇人程度、介護支援専門員資格者や看護婦等を推薦で雇用したいとの答弁があった。委員から、介護保険料の収納状況と対策についての質疑があり、執行部から、収納状況は平成一二年度実績が九八・九％で、全国平均を上回っている、対策は各圏域の代表市町村との連絡会議で、介護保険料の滞納がないようどう理解してもらうか等の意見交換をしているとの答弁があった。委員から、ハンセン病問題について、八月からの意向調査の分析はどこでやるのか、今後の取り組みをどこで論議するのかとの質疑があり、執行部から、外部に委託しており、九月中に速報として取りまとめ、庁内の連絡会議で今後の施策等を検討したいとの答弁があった。委員から、性感染症問題の現状と対策について質疑があり、執行部から、医療機関からの報告によれば、低年齢化が進んでおり、全国平均に対して多い数となっている、対策は昨年と本年度に各保健所で実施の「一〇代の心とからだの健康支援事業」の中で、予防啓発を図っているとの答

弁があつた。審議の結果、付託議案は全員賛成をもつて原案の通り可決することに決定した。

早川英明経済常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告

委員から、新技術導入のためのくまもとテクノ産業財団等各研究機関と大学、企業との連携等による研究開発をどう進めるのかとの質疑があり、執行部から、産学官の連携による研究は重要、大学、企業、工業技術センター等のコンソーシアムを立ち上げて、国の研究事業を活用しながら、共同研究を推進している、各地域に先端技術波及促進協議会を設け、地域の実情に合った研究テーマで研究開発に取り組んでいるとの答弁があつた。委員から、他県との共同研究も進めていくべきで、電応研と工業技術センターは、一体的に事業が行われるよう検討すべきとの意見があつた。委員から、金融円滑化特別資金の融資枠が一〇〇億円に拡大されたが十分なのかとの質疑があり、執行部から、過去三年間の実績に照らし、現時点では対応可能との答弁があつた。委員から、緊急雇用対策会議の狙いについての質疑があり、執行部から、情報収集と国の対策に呼応した県の対策を検討、実施するために設置したとの答弁があつた。委員から、漁民の森づくり事業の内容について質疑があり、執行部から、今年度は緑川、球磨川流域で植林をする二団体、天草一町田川上流で育林に取り組む団体の計三団体に五年間継続の支援を行う、今後漁民の森づくり協議会を立ち上げ、効率的な事業展開を図っていくとの答弁があつた。委員から、林業公社の役割と経営改善について質疑があり、執行部から、役割は人工

林の伐期延長と広葉樹の植林推進による環境保全などに転換している、経営では固定負債が年間一〇億円ほど累積しているが、農林漁業金融公庫借入分等の借り換えを図るべく条件整備を行っているとの答弁があつた。審議の結果、すべて全員賛成をもつて原案の通り可決または承認することに決定した。

小杉直農政常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告

委員から、経営状況が厳しい農地管理公社の理事数とその見直しについて質疑があり、執行部から、理事一人のうち常勤は副理事長兼専務理事が一人だけとの答弁があつた。委員からは損益計算書の特別損失に計上されている六〇〇万円余の内容について質疑があり、執行部から、当公社には長く保有する農地があり、実勢価格で売却することが理事会で承認され、売却された分の売買差損額である、この差損は、合理化事業損失引当金で補填し、残りの長期保有地も速やかに売却するように進めているとの答弁があつた。委員から、イグサ、畳表の効能の研究について質疑があり、執行部から、平成一〇年度から一一年度まで実施し、イグサボードやイグサ和紙が製品化され、販売されているとの答弁があつた。委員から、狂牛病関連で肉骨粉飼料の実態把握が必要なのか、畜産農家に狂牛病の意識や認識の徹底を図るべきではないかとの質疑があり、執行部から、国が製造工場の立入調査を行い、県でも全畜産農家の立入調査で使用状況の聞き取りをしている、狂牛病への意識や認識の徹底に努め、今月中には調査を終了予定との答弁があつた。委員から、風評被害が一番心配、国と一緒に安全性の発表を

してほしいとの質疑があり、執行部から、不安を招かないように正確な情報を伝える努力をしたいとの答弁があった。審議の結果、付託議案はすべて全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

田方初美建設常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。
委員から、上津浦ダムの請負契約額の変更増の内容について質疑があり、執行部から、本体基礎部分の基礎岩盤の一部の亀裂のために強度が十分でないことが判明し、掘削除去およびコンクリート打設が必要となったこと、工事の電力使用量増に伴う電圧変動対策による増額、一方で物価変動による単価の減額で、約二億円の変更増になったとの答弁があった。また、委員から、平成一年からの工事で、なぜ今、電圧変動対策が必要となったのかとの質疑があり、執行部から、今年度から本体工事で電力使用量が増えたことで、結果として電圧変動対策が必要になったとの答弁があった。委員から、新幹線新八代ー西鹿兒島間の整備状況について質疑があり、八月末現在で、用地買収の面積ベースで九六％を達成、高架橋等の土木工事の発注率は一〇〇％、完成率も七四％に達している、引き続き平成一五年末完成を目指して取り組みたいとの答弁があった。委員から、業務委託の予定価格を公表する市町村がある中で県ができないのはなぜかとの質疑があり、執行部から、委託では受注会社側の技術力、ノウハウ等や、業種も多種多様で画一的に示すことが困難な面があるが、今後検討していきたいとの答弁があった。委員から、国道389号ののり面崩壊は全く前兆なしに起きた、

県内の危険箇所の実態と管理について質疑があり、執行部から、平成八、九年度に道路防災点検を実施し、防災カルテに載せているものが約四、二〇〇か所で要対策箇所が約二、〇〇〇か所ある、管理は毎年カルテを基に点検しているが、発生時期が予測できないのが実態であるなどの答弁があった。委員から、土木部所管で雇用対策に結びつく事業はあるかとの質疑があり、執行部から、国の特別雇用対策の内容等を見ながら、全庁的に検討していくとの答弁があった。委員から、熊本空港線のクスノキの並木は景観上の評価は高いが、隣接農地は作物の生育や農耕に支障が出ているのも事実で、クスノキの除去はできないのかとの質疑があり、執行部から、幅広く意見を聞いた上で検討したいとの答弁があった。委員から、土木部所管の三公社の統合は技術的にできるのか、できない場合は総務部門の統合は可能かとの質疑があり、執行部から、法体系は別々ですぐの統合は難しいが、事務局部門の統合等を検討したいとの答弁があった。審議の結果、付託議案はすべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

船田直大文教治安常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。
委員から、進路指導支援相談員配置事業の期間、相談員の配置数、人選方法について質疑があり、執行部から期間は五か月以内で、県内一八校に配置し、人選は学校での面接によるなどの答弁があった。委員から、公用車は自賠責保険のみで任意保険は未加入だが、和解および損害賠償額と任意保険額を比較検討しているのかとの質疑があり、執行部から、詳細な比較

討はしていないが、本年から熊本市内および機動捜査隊等の車両二六台が任意保険に加入しているとの答弁があった。委員から、藤崎台球場は将来的に施設として存続、発展できるかを検討しているのかとの質疑があり、執行部から、まだ十分使用できる施設で現時点では検討していないとの答弁があった。委員から、高校総体について今後の開催県にPRしたい点はあるかとの質疑があり、執行部から、今回ほど高校生が参画した大会はなく、熊本方式を採用してほしいと来年の茨城県にお願いしているとの答弁があった。委員から、四年に一度の教科書採択で何か妨害等があったのかとの質疑があり、執行部から、今回の教科書採択で脅迫等の妨害は聞いていないとの答弁があった。委員から、赤外線をカットするナンバプレートへの対応状況について質疑があり、執行部から、現行制度では検挙は困難で、公安委員会規則の改正を含め検討中との答弁があった。委員から、本県警察官の増員について質疑があり、執行部から、警察官一人当たりの負担県民人口は九州の平均を大きく上回っており、今後とも増員を要求したいとの答弁があった。委員から、大阪教育大学附属池田小学校の事件後、本県の安全確保への対応について質疑があり、執行部から、児童生徒の安全確保は地方債や特別交付税で対応できることとなり、市町村へ指導しているが、学校の安全管理体制の充実、保護者等の巡回等が実施されており、今後とも指導したいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

幸山政史総務常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、フィッシュリーナ天草の新たな経営戦略が策定されたが、その中のマリンスポーツ基地づくりについて質疑があり、執行部から、海水浴場等の家族滞在型レジャーや水上バイク等の利用空間づくりとの答弁があった。委員から、このような施設は若者に来てもらわなければ活性化しない。水上バイク等の競技ができる施設など、ターゲットを絞ったらどうかとの意見があった。委員から、中長期的な収支見通しを策定しているのかとの質疑があり、執行部から、収支の中長期的な見通しも立てており、毎年五隻程度の新規入艇で、おおむね五年後の単年度黒字化を目標としている、昨年三月には長期借入金の一括返済を行うなど、抜本的な経営体質の改善に取り組んでいるとの答弁があった。委員から、天草エアライン利用客の利用目的について、地元市町の利用客への補助の状況について質疑があり、執行部から、約四割がビジネス、二割が観光である、地元市町は、天草エアライン利用住民に、熊本便一、〇〇〇円、福岡便一、五〇〇円を補助しているとの答弁があった。審議の結果、付託議案は原案の通り可決することに決定した。

採決の結果、各常任委員長の報告の通り原案が可決または承認された。

3 条例等議案

- (1) 議案第3号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 県立大学の入学金を県内学生は四、〇〇〇円値上げの二〇万七、〇〇〇円、県外学生は八、〇〇〇円値上げの四一万四、〇〇〇円等に改正するもの。

【審議】 岩中伸司議員（新社会党）から、「県民生活が一段と厳しくなっている中、県立大学入学金の値上げは認められない」と反対討論が行われた。採決の結果、総務常任委員長長の報告の通り可決された。

(2) 議案第23号 平成13年度九州新幹線鹿児島ルート博多・

西鹿児島間の建設工事の経費に対する市負担金について
【説明】 九州新幹線鹿児島ルート博多・西鹿児島間の建設工事のうち、玉名市、熊本市、八代市、水俣市の建設に関する工事に要する費用について、県負担金の額の一〇％を四市に負担させることとして提案された。

【審議】 岩中議員から、「新幹線建設だけは聖域として進められている。そのツケはすべて住民が負うことになる。九州新幹線建設の結果、新幹線もさらには在来線も、採算性や経済効果の視点から否定せざるを得ない。無駄な公共事業そのもの」と反対討論が行われた。採決の結果、建設常任委員長長の報告の通り可決された。

(3) 議案第24号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事名 大牟田南関線道路改築（松風橋上部工） 工事内容 橋梁上部工、契約金額 五億三、一三〇万円、契約の方法 指名競争入札。

(4) 議案第25号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事名 八代鏡宇土線緊急地方道路整備（浜牟田橋上部工） 工事内容 橋梁上部工、契約金額 五億四〇〇万円、契約の方法 指名競争入札。

【審議】 二〇日の常任委員会で審査され、二六日の採決の結果、各常任委員長長の報告の通り可決された。

4 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
13・9・10	私学助成の充実強化に関する意見書の提出を求める請願	山本秀久 島津勇典 村上寅美
13・9・14	「臓器の移植に関する法律」等の見直しに関する請願	坂田孝志
13・8・20	学校事務職員ならびに学校栄養職員の人件費にかかる国庫負担制度の堅持に関する請願	八浪知行
13・9・14	学校事務職員及び学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の提出方に関する請願	平野みどり

第14節 平成13年12月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一三年一二月五日

閉会 平成一三年一二月一九日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

12月5日	10日	11日	12日	13日	14日	17日	19日
本会議	本会議	本会議	本会議				本会議
開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明	一般質問	一般質問	一般質問	特別委員会	常任委員会	常任委員会	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成一三（二〇〇一）年一二月五日午前一〇時、五五人の議員が参加して、開会された。内容は、平成一三年度熊本県一般会計補正予算等の諸議案の審議、議決であった。川辺川ダム問題、BSE（牛海綿状脳症）対策、男女共同参画社会づくり、10月13日に施行された配偶者暴力防止法（DV防止法）が主な論点となった。なお、荒木詔之議長は冒頭、皇太子

徳仁親王殿下の長女愛子内親王（敬宮）の誕生にあたって、県議会として祝意を表するため、天皇、皇后両陛下および皇太子殿下、皇太子妃雅子さまに賀詞を奉呈することを提案し、賛成多数で可決した。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	平成13年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	可決
2	平成13年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
3	専決処分の報告及び承認について	承認
4	公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の制定について	可決
5	政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	熊本県動物管理条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	くまもと県民交流館条例の制定について	〃
9	熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	熊本県男女共同参画推進条例の制定について	〃
11	熊本県緊急地域雇用創出特別基金条例の制定について	〃

29	平成12年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
28	平成12年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
27	平成12年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
26	専決処分の報告及び承認について	〃
25	専決処分の報告及び承認について	〃
24	専決処分の報告及び承認について	承認
23	当せん金付証券の発売について	〃
22	工事請負契約の締結について	〃
21	工事請負契約の変更について	〃
20	工事請負契約の変更について	〃
19	工事請負契約の変更について	〃
18	工事請負契約の締結について	〃
17	工事請負契約の締結について	〃
16	工事請負契約の締結について	〃
15	工事請負契約の変更について	〃
14	熊本県運転転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の制定について	〃
13	熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決

44	平成12年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
43	平成12年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
42	平成12年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
41	平成12年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
40	平成12年度熊本県水保湾等堆積汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
39	平成12年度熊本県有英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
38	平成12年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
37	平成12年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
36	平成12年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
35	平成12年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
34	平成12年度熊本県不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
33	平成12年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
32	平成12年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
31	平成12年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
30	平成12年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
45	平成12年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
46	平成12年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
47	平成12年度熊本県の財団法人水保病問題解決支援財団に対する出資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
48	平成12年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
49	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
50	熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
51	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
52	熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
53	熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
54	公害審査会委員の任命について	同意
55	公害審査会委員の任命について	
56	公害審査会委員の任命について	
57	公害審査会委員の任命について	
58	公害審査会委員の任命について	
59	公害審査会委員の任命について	〃
60	公害審査会委員の任命について	〃
61	公害審査会委員の任命について	〃
62	公害審査会委員の任命について	〃

63	土地利用審査会委員の任命について	同意
64	土地利用審査会委員の任命について	〃
65	土地利用審査会委員の任命について	〃
66	土地利用審査会委員の任命について	〃
67	土地利用審査会委員の任命について	〃
68	土地利用審査会委員の任命について	〃
69	土地利用審査会委員の任命について	〃

(決算認定議案)

34	平成12年度熊本県病院事業会計決算の認定について (9月定例会継続審査事件)	認定
35	平成12年度熊本県電気事業会計決算の認定について (〃)	〃
36	平成12年度熊本県有料道路事業会計決算の認定について (〃)	〃
37	平成12年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について (〃)	〃
38	平成12年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について (〃)	〃

(議員提出議案)

1	畳表等三品目に係るセーフガードの本発動に関する意見書	可決
2	大中小型まき網漁業の操業禁止区域の拡大を求める意見書	〃
3	牛深測候所の存続と機能の充実強化を求める意見書	〃
4	高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助制度の継続を求める意見書	〃

3 知事の提案理由説明

5	住宅金融公庫の存続に関する意見書	可決
6	熊本労災病院の存続を求める意見書	〃
7	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	警察官の増員に関する意見書	〃
10	中国人団体観光旅行者に対する短期滞在査証発給取扱公館の拡大に関する意見書	〃

冒頭、皇太子徳仁親王殿下、皇太子妃雅子さまに二月一日、愛子さまが誕生したことを取り上げ、健やかな成長を祈念すると述べた。一〇月の全国完全失業率が五・四％と、一層厳しさを増す中、県内の景気も大手製造業の生産調整や建設業、卸売業の大型倒産などで一層悪化し、雇用情勢もさらに厳しいことを指摘。失業者への生活資金貸付制度の創設や緊急的な雇用・就業機会の創出を図るための事業等の補正予算を提案していることを説明した。国の構造改革の動向に伴い構造改革の具体化に向けた作業が本格化していることを踏まえ、その内容や影響等についての情報収集、必要に応じた国への意見具申などの対応を取りたいと、県議会に支援と協力をお願いした。川辺川ダム事業に関連して、一月二八日の球磨川漁業協同組合臨時総会で、漁業補償契約の締結に関する議案が否決されたことに触れ、オープンかつ公正に議論するための県主催の集会を、一二

月九日に相良村で開催したい旨を明らかにした。ほかにBSE問題、豊表、ネギ、生シイタケの暫定セーフガード問題、荒尾地先の不作ノリ養殖問題、有明海・八代海の環境保全および水産資源の回復、アメリカ同時多発テロ事件を端緒としたテロ対策、九州新幹線鹿児島ルート整備と並行在来線対策、市町村合併問題、ハンセン病問題に関連する社会復帰の支援策や正しい知識の普及啓発の充実強化等六項目の国への施策提案、九月開催の第四回APERC人材養成大臣会合、一〇月開催の第六回地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議の報告と、平成一四年の日本・韓国共同開催のサッカーワールドカップのベルギーチームのキャンプ地招致を取り上げた。

提案された補正予算は、国の補正予算対応の雇用対策の経費、本年の災害の復旧費や公共事業等の追加認証に伴うものなどの経費等で、総額で一〇五億円を計上した。その主な財源は、地方交付税一三億円、国庫支出金七九億円、県債五億円、諸収入五億円で、これを現計予算と合算すると八、二六七億円となる。その主な内容について、雇用対策は、失業者に対する生活資金を貸し付ける制度の創設、緊急地域雇用創出特別基金の五六億円造成、県事業および市町村補助事業として総額二億円を計上、公共事業関係は、国庫補助事業の内示増減や追加認証を得た事業等に一〇億円を計上した。公共事業の前倒し発注等を促進するため、県単独公共事業で三一億円の債務負担行為を設定し、事業の円滑な執行に努める。災害復旧事業で五億円を計上した。農業関係は、畜産農家等の経営安定対策を実施。水産業

関係は、漁業協同組合の経営基盤強化のための資金貸付制度の創設と、組合員への融資の利子補給を行う制度を創設。条例案は、熊本県男女共同参画推進条例等、事件議決案件、知事専決処分報告・承認案件等を提案した。一〇月五日の県人事委員会勧告の職員の給与改定等に関係条例案件のほか、人事案件を今会期中に追加提案を予定していることが示された。

4 一般質問及び答弁の要点

二月一〇日に大西一史（自由民主党）、田上泰寛（県民クラブ）、城下広作（公明党）、二日に荒木義行（自由民主党）、中原隆博（無所属）、井手順雄（自由民主党）、二日に平野みどり（県民クラブ）、草村照（自由民主党）の各議員がそれぞれ質問を行った。

潮谷県政

（一）①相良村で昨日行った川辺川ダムを考える住民大集会（以下「大集会」）はどのような認識で開いたのか。（イ）どのように評価し、意義とその結果をどう受け止めたか。（ウ）漁業権の強制収用裁決申請期限が二五日に迫る中での今後の対応について（大西）。②（ア）漁業権の強制収用を行わないように、国に申し入れてもらえないか。（イ）国会での本格的な論議を働きかけてもらえないか。（ウ）昨日のような集会を再度開けないか。（エ）ダム中止を前提とした地域振興策に取り組むべきではないか（田上）。③（ア）県民世論が二分する中、

川辺川ダム事業を強制収用までして執行することについて、どう思うのか。(イ) 今後も国、県、市町村、市民団体が議論を重ねていく必要がある。そのような機会を今後も作るつもりはないか(平野)。(2) 地域住民が優先順番を付けて造っていくべきで、公共事業だけで景気の底上げは不可能だ。民間と行政の守備範囲について(荒木義)。(3) ①(ア) 男女共同参画推進条例のポイントについて。(イ) 県民の意見をどのように反映させたのか。(ウ) 審議会等で公募制を導入する考えはないか。(エ) 来年度と今後の取り組みについて(大西)。(2) 女性の参画が進むことは望ましいが、離婚が増え続ける現状は大変気がかりで、男女共同参画社会づくりについて(荒木義)。(3) 熊本県男女共同参画審議会のあり方および委員の選任基準について(平野)。(4) 選択的夫婦別姓制度導入について、知事の所見をうかがう(中原)。(4) ①(ア) 知事は、民間会社や公益法人、任意団体等の役職をどれくらい兼務しているのか。(イ) それらの兼務を整理する考えはないか(田上)。

これらに対する知事の答弁は、次の通りであった。

(1) ①(ア) 川辺川ダム事業について、最近、代替案の提起などの意見が出され、一月二八日の球磨川漁協総会で漁業補償契約締結に関する議案が否決された。国の直轄事業ではあるが、国土交通省は県民に説明すべきとして開催した。(イ) かみ合わなかった論議もあったが、開催意義はあったと考えている。(ウ) 収用委員会は独立の第三者機関で、その事務も法定受託事務であり、法律上知事が手続きに関与できない。事業

主体の国土交通省が、大集会での論議も踏まえて判断すべきものである。(2) (ア) 答弁①(ウ)と同様だった。(イ) 国土交通省は代替案と比較しても、ダムが最も妥当であることの説明を県民に行うべきであると認識した。(ウ) 双方が納得し合うのは難しいが、多様な意見を持つ人々との公正で透明性の高い論議を国土交通省に求めたい。(エ) 五木村、相良村の地域振興は重要な課題で、今後プロジェクトチームを立ち上げ、総合的な観点で将来のグランドデザインを示したい。(3) (ア) 国土交通省は昨日、収用裁決申請の準備に入ると表明したが、二回の漁業権補償案の否定、大集会での論議も踏まえて判断したと受け止めている。(イ) 継続的な議論の積み重ねの具体案を示すことは難しいが、今後とも国土交通省に公正で透明性の高い論議を求めたい。(2) 行政システム改革プランの中間取りまとめでは、組織体制や仕事の進め方の見直し、県行政の守備範囲の見直しを重要な柱とし、基本的な視点は選択と集中を掲げている。この中で、行政の守備範囲の見直しは、経営資源の重点的な投入、市町村や民間との役割分担、県民やボランティア等との協働の視点から個別に行うべきで、今後、県政パブリックコメント手続きでの県民の意見も踏まえて検討を深めたい。(3) ①(ア) 男女共同参画推進条例のポイントは、基本理念を掲げた点、市町村との連携強化を図る点、農山漁村での共同参画の推進を図る点、附属機関の委員選任や職員登用での率先的な取り組みを規定した点などである。(イ) 県民の意見の反映では、パブリックコメントを付けた。(ウ) 委員の選任

では、公募制導入の方向で検討したい。(エ) 具体的な取り組みではパレア(くまもと県民交流館)を活用したい。②男女共同参画社会とは、男性、女性がお互いをかけがえのないパートナーとして尊重し、それぞれの責任と義務を果たしながら、共に支え合う社会であり、その実現はそれぞれに大切な課題である。③男女共同参画審議会には、県の施策への苦情の処理、県の施策の評価、県計画の策定および変更等への意見、独自の調査、審議、意見など幅広い役割を期待している。審議会の運営は一〇人以内の委員で、会議の活性化と的確な意見の集約に配慮し、必要に応じて専門的な案件を調査、審議する専門部会を設置するとしている。付議案件の発生に応じて随時会議を開催するなど、機動性にも努めたい。男女共同参画社会の形成に関係する各分野から委員を選任したい。公募制の導入も検討している。④選択的夫婦別姓制度はわが国の伝統、家庭、社会生活に影響を及ぼすデリケートな問題。法律改正で、さまざまな意見を拾い上げて、検証を重ね、議論を尽くす必要がある。(4) ①(ア) 現在、一一〇団体の役職に就いており、正直限界も感じている。原点に立ち返って検討することが必要ではないか。(イ) 行政システム改革プランの中間取りまとめでも、知事等の各種団体役員の就任についての見直しを掲げた。

県政全般

(一) ①アメリカ国内での炭疽菌^{たんそ}テロを受けての、県内市町村を結ぶ情報一元化の緊急通信網づくりの進捗状況と具体的な

取り組みについて。②(ア) その場合の診断治療できる医療体制は整っているのか。(イ) 新型病原菌がまかれたテロへの対応について(中原)。(2) ①(ア) 現時点でできる財政健全化計画について。(イ) 従来の予算編成プロセスを検証し、改善すべきではないか。(ウ) 来年度の予算編成の重点施策とその根拠について(大西)。(2) 県財政で大事なプライマリバランス(基礎的財政収支)の活用について(中原)。(3) 財政健全化計画の進捗状況と見直しについて(草村)。(4) 構造改革に対応するための優遇退職制度や民間企業への移籍について(中原)。(3) ①(ア) 今回の行政システム改革プランの中間取りまとめでは五年間の計画はあるが、項目に時期の明示がない。来年一月末の成案には項目ごとの進捗管理を盛り込むのか。(イ) 県職員の意識をどう感じ、どういう意識改革を望むのか(大西)。(ウ) 経済成長が望めず、給与が削減され、リストラが横行する社会状況にあつては、県職員には従来以上の使命感、責任感が求められる。県職員のあり方について(荒木義)。(2) 六月議会では、知事直轄セクションの設置を前向きに検討する意向だった。新年度から設置するのか。(4) ①(ア) 国の雇用対策の問題点と、国への要望について。(イ) 来年度予算に盛り込む独自の雇用対策について。(2) (ア) これまでの緊急地域雇用基金事業の効果をどのように分析し、今後の緊急地域雇用創出特別基金事業にどのような選定方針で臨むのか。(イ) 今回の事業は、委託先のチェックをどのようにするのか。(ウ) 本県の失業者の実態、傾向について(大西)。(3) (ア) 緊急地域

雇用創出特別交付金が五六億円交付されるが、果たして十分か。

(イ) 熊本県緊急雇用対策会議には今以上のスピード感で、大胆で柔軟な対策を望みたいが。(ウ) 中小企業支援の売掛債権担保融資保証制度について、信用保証協会や金融機関に円滑な運用を要望してほしい。九月補正予算で金融円滑化特別資金の当初融資枠を総額一〇〇億円に拡大したが、現在の貸付け状況について。融資枠を超えた場合、拡大する考えはないか。(エ) 狂牛病で売り上げが落ち込んだ食肉サービス業者を、県独自の新規の融資制度で救済すべきではないか(城下)。(五) ①県内の合併検討の現状と合併特例法期限の平成一七年三月末までに合併はどれくらい進むのか。②市町村の再編が進めば、県の役割は小さくなる。府県制度の改革等も考えるべきではないか。③熊本市の政令指定都市に向けた動きに積極的にかかわっていくべきではないか。(六) 県職員の旧姓使用について質問した平成一一年九月議会後、どうなっているのか(田上)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(一) ①生物化学テロは新たな危機と認識し、未然防止と対処体制の確保に努めている。情報の一元化は熊本県テロ対策連絡本部の重点推進事項で、地域防災計画の情報連絡体制の活用を関係機関と確認した。緊急時の通信網は県防災行政無線を、関係省庁との連絡は中央防災無線を、他県との連絡は地域衛星通信ネットワークを活用することを確認した。②(ア) 生物化学テロ対策は、健康福祉部内に生物化学テロによる健康危機未然防止連絡会議を設けて取り組んできた。万が一の場合には、

基幹災害医療センターの熊本赤十字病院と第二次保健医療圏ごとの基幹的な病院での対応を基本とする。この場合の緊急連絡と相互連携の体制は研修会などで周知する。ワクチン等の確保については、厚生労働省が一〇月、使われる可能性が高い病原体(天然痘、炭疽、ペストなど)とその治療法等の暫定的な取り扱いを公表した。このうち、天然痘ワクチンは約二五〇万人分の製造準備がなされている。県は抗生物質の種類別在庫状況の実態を把握し、医薬品等安全性にかかわる一斉ファクシミリネットワークを活用して情報を把握して確保に努める(知事)。(イ) 万が一発生した場合は、原因菌の特定や病態の把握等が困難で、診断の確定遅れが想定される。このため、健康福祉部内の健康危機管理調整会議で疫学調査を実施し、予防や蔓延防止に必要な情報を公表して、不安解消を図りたい。感染力が強く、重い症状の新型病原菌による感染症の場合は厚生労働大臣が政令で新感染症と指定し、一類感染症と同様に国で対応する。その医療は、特定感染症指定医療機関の大阪市立泉佐野病院のみで担当するが、患者が最初に受診するのは県内の医療機関であり、県はその医療従事者の感染症研修会の開催や専門研修への担当医師の派遣などに努める(健康福祉部長)。(二) ①(ア) 景気の先行き懸念、国の構造改革の動向など、本年二月の計画策定時には想定されなかったが、だからこそ県財政健全化は重要で、財政健全化計画に全力で取り組む。(イ) 予算編成のプロセスでは、全庁的な重点施策事業の協議や主要事業の政策評価を行い、県民から意見を聞いてきたが、時代の変化に応じた

改善、改良は重要である。平成一四年度予算編成も地域の視点を反映させた予算とするため、地域振興局の重要事業等の把握を予算編成過程に位置づけた。(ウ) 来年度の予算編成に先立ち、各部署長に重点施策の基本的な考えを示し、縦割りの発想を超えた政策立案を指示した。基本的には「21世紀への挑戦プロジェクト」に重点的、効果的に配分するが、とりわけ喫緊の課題の雇用創出、有明海・八代海再生を重点化したい。また、「21世紀への挑戦プロジェクト」に弾みをつける施策にも意を用いたい。(2) プライマリーバランスの黒字とは、過去の借金の元利払い以外の歳出を新たな借金に頼らなくてもよい財政状態だ。本県は財政健全化計画の基本方針の中に、平成一三年度から五年間の財政健全化期間内に財源不足額を解消し、県債残高が累増しない財政体質の構築を目指している。(3) 平成一三年度当初予算は、歳入確保や事務事業の見直しを行った。歳入確保では、未利用地売却で今年度目標額約三億四、〇〇〇万円をすでに達成し、滞納整理の強化等で四五億円を確保した。歳出面は三五一億円の削減に加え、経費節減等を実施した。今後の見通しは来年度の地方財政でも大幅な財源不足が見込まれ、国の構造改革に伴う地方財源制度の動向も不透明で、予断を許さない。来年度の予算編成は行政システム改革プランの取り組みも踏まえ、事務事業の見直しを徹底し、適切な財政運営に努めた。(4) 県職員の定員管理等は中期定員管理計画を改定し、職員数の削減で人件費を抑制し、退職者数の増加の財政収支への影響を見通す方針で臨む。優遇退職制度は現在、五九歳の課長級

以上職員、五〇歳以上の退職希望職員などで措置しているが、さらに有利な措置の退職促進は、国や他県との均衡、退職金の負担増、士気への影響などを総合的に検討すべきと考えている。民間企業への移籍は、地方公務員法上、制度的に導入困難である。(3) ① (ア) 改革の推進では進捗管理が必要で、来年一月末策定予定の行政システム改革プランでは、具体的な工程を明示できるよう努力したい。(イ) 発生した課題にまじめに取り組む姿勢、能力の高さは評価するが、チャレンジ精神や臨機応変な柔軟性に欠ける面がある。既存の枠組みや既成概念にとらわれず、前向きに柔軟な発想が重要になる。(ウ) 県職員は総じて意欲を持って一生懸命に仕事に取り組み、とくに新たな行政課題への取り組みや財政健全化で使命感を感じている。一方で、縦割りの意識、お役所的な対応も承知しており、日頃から県職員である前に地域住民の一人だ、納税者の意識での県民中心の行政展開が必要だ、と言っている。(2) 知事直轄セクションの設置は組織体制や規模などを検討し、平成一四年度の具体化に向けて取り組みたい。(4) ① (ア) 最近の雇用対策は臨時的な意味合いが強く、雇用情勢の抜本的改善までにはなり得ていない。地方分権一括法の施行で、雇用対策での県の役割が縮小され、独自性が発揮しづらくなっているため、国には柔軟な運用や地方の特性に応じた対応などを提案要望している。(イ) 地場企業の経営革新と雇用の受け皿創出、時代に対応した職業訓練と人材養成、県民生活を守るセーフティネットの総合的な雇用対策に対する基本的な考え方を踏まえ、熊本県雇

用創出対策を策定する。具体的な事業は国の施策との整合性を図りながら、今後の経済活性化にも寄与するものを検討したい（知事）。②（ア）平成一一年度からの緊急地域雇用基金事業は一四年三月までに約五〇〇事業が実施され、最終的には当初目標を上回る四、八〇〇程度の雇用を見込んでいる。事業開始の一一年一月から一二年度末までの年齢別割合は二〇歳代約四〇%、四〇歳代、五〇歳代約二五%だった。新たな緊急地域雇用創出特別基金事業の選定は、不況に直面する業種、低い求人倍率の職種、中高年齢層などの雇用に配慮した事業、新事業の創出につながる事業、挑戦プロジェクトに寄与する事業を優先したい。市町村事業も、雇用創出に効果的な事業を行うよう働きかけたい。（イ）委託先の失業者確認義務などの要件が加わったことから、県も緊急的臨時的な雇用の創出のチェックなど進管理を行っていく。市町村事業も、必要に応じて現地確認や個別指導などに努める。（ウ）失業者の実態、傾向の把握分析は熊本労働局から最新の雇用失業情勢の情報を入手し、定期的な情報交換で実態把握に努めている。失業者の実態は有効求人倍率を用いる。平成一三年一〇月の県内有効求人倍率は〇・四一倍で三か月連続の低下、地域別では上益城、牛深の両職業安定所管内が〇・二五倍で、とくに厳しい。年齢層別は四五歳から六四歳までが〇・一八倍で、県平均を大きく下回る。二九歳以下が〇・五一倍で県平均よりも若干高い。職業別は事務的職業が厳しいと認識している。③（ア）今回の緊急地域雇用創出特別基金事業では新たな実施基準が設けられ、本年度中の事

業実施期間が三か月の制約の中で、当面の雇用対策として雇用が見込まれる一五の県事業に取り組み、延べ約七、七〇〇人の雇用創出を見込んでいる。市町村の要望に基づく一億円の補助金の確保など、現時点でできる限りの対応もしたい（商工観光労働部長）。（イ）緊急雇用対策会議は一月三〇日に雇用創出対策方針を協議し、補正予算の提案、平成一四年度当初予算に向けた雇用創出対策の基本的な考え方を決定した。この決定に基づき、今定例県議会に補正予算を提案した。今後、熊本県雇用創出対策を取りまとめ、来年度当初予算で重点化したい（知事）。（ウ）売掛債権担保融資保証制度は、中小企業者の新たな資金調達として、国が二月一七日から施行を予定している。制度を円滑に進めるため、県も、信用保証協会や金融機関に積極的に適切な運用を要請したい。金融円滑化特別資金の貸付け状況は一月三〇日現在、信用保証協会の保証承諾件数七二一件の五九億六、八四〇万円。現在の融資枠は本年度末まで対応可能である。（エ）BSEの発生に伴う中小企業者への緊急的な資金対策が要望されており、県も金融円滑化特別資金の融資限度額の拡大など、融資条件の臨時的な緩和に向け準備している（商工観光労働部長）。⑤①法定協議会を設置する中球磨五か町村で二月二日、合併協定書の町村長調印が行われた。任意協議会を設置する天草の二地域で来年四月の法定協議会設置に向けた検討が進んでいる。八代市郡の八市町村で年内に、来年一月に宇城地域の三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町の五か町で、また中央町、低用町の二か町でそれぞれ任

意協議会が設置される。首長レベルの勉強会が六地域に、事務レベルの勉強会が二地域に設置予定。合併特例法の期限までの合併予測はできないが、地域振興局を中心に、より多くの市町村で進むようバックアップ体制を強めたい。②市町村合併後の県の役割としては、産業振興や基盤整備、環境問題など広域的な対応が重要。道州制の導入は第七次地方制度調査会が発足して論議されるため、県は広域的行政サービスが提供できる制度を研究していきたい。③国が八月に公表した市町村合併支援プランに、政令指定都市の指定の弾力的な検討が盛り込まれている。熊本市の動きは、これを踏まえたものではないか。現時点で熊本市との合併を目指す周辺市町の動きはまだ把握できず、当面、推移を見守ることが肝要（知事）。④知事部局は昨年七月一日から旧姓使用制度を導入し、これまで男女二二人が使用し、トラブル等もとくにない（総務部長）。現在、旧姓使用の承認を受けた教職員は小学校八人、中学校六人、県立学校六人の計二〇人。学校現場でのトラブルはこれまで発生していない（教育長）。

阿蘇地域振興

①阿蘇地域の振興をどのように進めるのか、県と阿蘇郡一・二か町村が設立した財団法人阿蘇地域振興デザインセンターをどう活用するのか。②阿蘇地域は昭和九（一九三四）年、くじゅう地域とともに国立公園に指定された。その玄関口にある採石場の終掘が観光振興にとって重要だ。現在採石している

二社に、県はどのような指導をしているのか（草村）。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

①阿蘇地域の振興は、草原の利活用、芸術文化の展開、観光と農業、畜産業、林業などとの融合とともに、観光のための道路整備が重要。この認識に基づき、本年八月、県や地元町村、デザインセンター、民間が協働し、花の回廊づくり、そばの里づくり、あか牛流通・消費拡大、阿蘇トレッキングなどの二・三プロジェクトを振興策として取りまとめた。これらの取り組みは、デザインセンターがコーディネーターの役割を果たしていくものと考えている（知事）。②阿蘇町車帰および石地区は景観の保全、修復が必要と認識。昭和五八年以来、採石場の終掘に向けての協議を重ね、四か所のうち、阿蘇町営、民間企業一社が県と終掘、緑化に関する協定を締結し、阿蘇町営は平成九年に終掘が完了した。民間企業一社は終掘に向けた割石の搬出を行っている。現在、残る二社が地元地権者、関係業者との間で、終掘協定締結に向け具体的に検討している（商工観光労働部長）。

国際交流

①①（ア）中国の広西壮族自治区、米国のモンタナ州、韓国の忠清南道との友好交流はどのような実績があったのか。②②（イ）二〇周年を迎えるに当たり、一つの節目として、今後の友好交流をどう考えるのか。③③（ウ）来年四月～五月に忠清南道で開催の国際花の博覧会への取り組みについて（城下）。

これに対する環境生活部長の答弁は、次の通りであった。

(1) ① (ア) これらの地域とは人材交流事業、国際交流事業など進めてきた。県の交流が呼び水となつて、市町村や学校、民間団体の交流も盛んになった。(イ) 来年度、三地域とも提携二〇周年を迎えることから、記念行事などを協議している。今後、それぞれの地域に応じた交流分野に力を置き、実のある姉妹友好関係を築いていきたい。(ウ) 国際花の博覧会に向け、七月に熊本県花卉協会等による花博参加実行委員会を組織し、本県産の花弁の^{かき}出展や熊本デーへの伝統芸能等の派遣準備を進めている。熊本空港からのチャーター便運航を計画しており、来年一月から参加者募集の予定である。

県民生活

(1) 昭和五十七年に五〇万人だったフリーターは、平成一二年に推計一九六万五、〇〇〇人となっている。その定職化に向けた雇用の取り組みについて。(2) 焦眉^{しやうび}の急の中高年失業者の雇用対策の具体的な取り組みについて(中原)。(3) ①配偶者暴力防止法により、来年度から婦人相談所などに配偶者暴力相談支援センターを設置し、一時保護や自立支援が義務づけられたが、原則二週間の保護では短い。被害者保護のための民間シェルター(避難所)や、これから立ち上げる民間団体との連携、支援などについて。②被害者が、暴力から解放され生活再建に至るまでの支援にどのように取り組むのか。③配偶者暴力防止法によって事務量のアップは必至で、相談員等職員の増員

が必要と思うが。④配偶者暴力防止法の対象外の子どもの保護が必要。学校は転校先を加害者に教えないなど、配偶者暴力防止法の趣旨を生かした対応が必要と思うが(平野)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 国は総合雇用対策として、学卒未就職者等のインターンシップを活用して、試行的に雇用する企業を支援している。県もハローワーク設置の学生等職業相談室にカウンセラーを派遣し、求人情報の提供や就職相談、個別カウンセリングのほか、熊本労働局と共催で就職面接会を開催している。(2) 中高年失業者の雇用は求人が少ない上に、労働条件が合わないミスマッチが拡大している。今回の補正予算で中高年再就職支援事業の経費を計上している。現在策定中の熊本県雇用創出対策の基本的な考え方の中で中高年齢層への就業支援を柱の一つとし、各種雇用奨励金制度の活用など、能力開発や再就職支援に努力したい(商工観光労働部長)。(3) ①配偶者暴力対策でのシェルター機能は重要で、すでに相談対応、緊急一時保護、自立支援等に取り組む女性保護団体もある。県も意見交換などを行っている。今後、立ち上げようとする団体を含めて、連携や支援などを検討したい。②母子生活支援施設等の居場所確保や就労支援、生活保護対応などには、関係機関の協力が必要。今後も県外の関係機関を含む広域的な連携で、被害者の生活再建支援に取り組みたい。③今年度、婦人相談所の婦人相談員を増員し、一時保護所に警備員を配置したが、相談や一時保護の増加、保護命令関係事務等の発生も予想される。婦人相談所など

健康・福祉

の対応体制が効率的、効果的になるよう検討し、各種研修による専門性の強化にも努めたい。すでに地域振興局単位で立ち上げた、配偶者暴力対策支援ネットワークを活用して的確に対処したい（健康福祉部長）。④配偶者からの暴力による子どもの精神的被害は大きく、保護や支援は重要だ。教職員が配偶者暴力防止法の趣旨を理解し、学校は日頃から家庭状況の実態把握と家庭への連絡等を行い、民生委員、児童委員等や関係機関と連携するなどの対応を指導したい（教育長）。

（１）①（ア）病院の増床や新規開設ができない中、人口急増地域など、新たな医療供給体制を待望する住民にどう対応するのか。（イ）救急医療体制、とくに小児救急医療体制の整備について（荒木義）。（２）①（ア）インフルエンザ予防接種は、任意である旨を明確にすべきではないか。（イ）接種は市町村の自治事務で、市町村からの問い合わせにはどのように対応するのか。（ウ）接種の意思確認が難しい高齢者の場合、どのような措置を講じるのか。（エ）高齢者施設等への法の趣旨の周知や副反応等の観察はどうするのか（田上）。（３）現在の福祉制度を立て直さなければ、日本の社会保障制度は全体が破綻する。財政健全化計画を進める本県でも、制度を見直すのか（荒木義）。（４）①（ア）介護保険料の全額徴収が始まって二か月を過ぎたが、それ以前も含め徴収状況はどうなのか、保険料未納者に対する指導について。（イ）介護保険料設定や計算の間

違いで、県の財政安定化基金を借り入れる市町村もあると聞く。実態はどうなのか。同じように心配な市町村はあるのか。（ウ）不公平な介護認定、不十分なサービス等は介護保険制度の今後の運営に支障を来す。各市町村の対応について、指導的立場の県の支援について。（エ）介護保険制度は、保険料の負担とサービスの自己負担分一割が問題で、全国的にも低所得者に減免措置する市町村が増えていくと聞く。本県の現状と減免措置の実施について。厚生労働省は不動産評価額を限度に、生活費や介護保険料などに無利子で貸し付ける制度を来年度から導入する方針を決めたそうだが、取扱窓口も社会福祉協議会で、県は今後どう取り組むのか（城下）。（５）①平成一五年度から多くの障害者福祉サービスが、措置制度から利用契約型の支援費制度に変わる。県の市町村への働きかけは進んでいるか。②各市町村に必要な支援サービスの量と質の把握は不十分ではないか。③県は円滑な制度移行に向けて市町村をどう支援するのか（平野）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）①（ア）県内の病床数は医療計画の基準を充足しており、病院の新規開設や増床は困難だが、適切な医療が受けられる体制の整備は必要。このため、医療を提供する大小の施設の相互機能分担を図り、かかりつけ医を窓口にした病診連携（病院と診療所の連携）の充実、病床や高額医療機器の共同利用などを図っている。（イ）本年七月、熊本県救急医療専門委員会から、小児在宅当番医制の整備、中心的な病院のオープン診療

化、小児救急医療機関の充実、救命救急センターの小児科医師の常時配置などの提言があった。県内の小児患者が救急医療全体に占める比率は高く、今後はその趣旨に沿って具体的な施策を進めたい。(2) ①(ア) 予防接種法の一部を改正する法律が本年十一月七日に公布され、インフルエンザは個人予防目的に比重を置く二類疾病となった。これにより、接種は希望する場合に限ることを実施主体の市町村へ周知している。(イ) 市町村からの問い合わせの場合には、改正の趣旨や目的を踏まえ、管轄の保健所から説明したい。(ウ) 予防接種の実施要領によれば、意思確認が困難な場合は、家族か、かかりつけ医の協力で意思確認を行い、希望が確認された場合にのみ接種を行うとされている。(エ) 老人福祉施設や老人保健施設等には、今回の法律改正の趣旨や目的等を情報提供するよう、市町村へお願いした。副反応の観察は国の予防接種後、健康状況調査事業があり、県は定点医療機関の選定に協力し、市町村からの事例報告等を把握したい(健康福祉部長)。(3) 小泉内閣の構造改革の基本方針でも、応分の費用負担が出て、社会保障制度改革が柱の一つに取り上げられた。福祉の制度改革は国に委ねるのだが、県の財政健全化計画の策定でも事業の組み替えや新たな事業への重点化に取り組んできた。厳しい中だが、福祉部門の雇用創出効果は建設部門と同様との試算も出ており、福祉サービスの充実に今後とも取り組みたい(知事)。(4) ①(ア) 平成一二年一〇月から始まった六五歳以上の介護保険料半額徴収は、平成一二年度分全体で九九・三%の収納率である。県は本

年一〇月からの全額徴収に向けて周知に取り組み、一〇月の収納率は九八・七%となっている。市町村は未納者に家庭訪問等で趣旨や仕組みを説明。県も対応マニュアルなどを作成し、市町村を支援してきた。(イ) 平成一二年度は、介護保険事業計画の見込みを上回る施設入所者等で介護保険給付費が不足し、財政安定化基金を借り入れた団体が五町村あった。平成一三年度は在宅サービスの利用が伸び、借り入れる団体はさらに増加すると予想している。(ウ) 制度発足時の介護認定や更新認定時に不満や苦情が寄せられ、一二件が介護保険審査会に審査請求されたが、その後、件数は減少傾向にある。認定結果は介護サービスの基本で、問い合わせには調査票等を開示し、経緯を説明するよう市町村に指導している。県も市町村の認定精度を高めるため、訪問調査員や認定審査会委員の研修を実施している。サービス基盤の整備は、市町村の利用意向調査結果や、今後国が示す計画見直しの基本的な考え方を踏まえ、平成一四年度中の県の介護保険事業支援計画を見直す時点で検討したい。(エ) 県内は小国町と西合志町が保険料を軽減している。水俣市も軽減すると聞くが、対応予算は現段階では計上されていない。松橋町は制度施行後に訪問介護の利用を始めた低所得者にも制度施行前の利用者と同様に利用料一〇%を三%に軽減。白水村は在宅、施設のすべての利用者に利用料一律九%に軽減している。保険料の軽減は、市町村が主体的に所得設定をできるなどの制度改正が必要だ。利用料の軽減でも、利用者負担軽減対策等の拡大などが必要と考え、国に提言している。所有資産

に応じて、低所得の高齢者に介護保険料を含めた生活費等を貸し付ける制度は現在、来年度予算編成作業の中で検討されていると聞く。今後、県社会福祉協議会とともに検討したい。(5) ①制度改正の周知は、具体的な手続きや支援費の基準等が明らかになり次第、説明会の開催や指定事業者の情報提供などで支援していく。②市町村のサービス提供体制整備は、各地域振興局が各市町村の障害者プラン策定支援に取り組み、今年度末には策定率九五%の見込みである。サービス供給量の確保は、平成一四年度中に次期の県障害者プランを策定する中で、ニーズを把握する。③市町村の人材養成は、障害者ケアマネジメント従事者の養成研修を実施し、市町村職員一八三人を含め四八一人を養成したい。市町村が支援費支給決定で専門的知見が必要な場合には、県の更生相談所が支援したい(健康福祉部長)。

環境

(1) ①(ア)県総合射撃場の鉛散弾の蓄積量はどれくらいか。(イ)施設外への飛散はないのか。(ウ)定期的な水質検査は行われているのか。その場合、環境基準を超える鉛汚染などはなかったか。(エ)鉛弾から今後スチール弾への変更は考えているのか。(オ)将来に向けた環境保全対策はどのように考えているのか(田上)。(2)林地の建設工事で発生する多量の伐採木くずや抜根等の処理に関する考え方について。(3)県内各地で鹿、猿、イノシシなどの被害が多発している。駆除など野生動物被害防止対策について(草村)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①(ア)鉛散弾の蓄積は平成一〇年五月一日の供用開始から一三年四月一日の休止までの利用者数から推計して、約五〇トンと見込んでいる。(イ)施設外への飛散は最大到達距離と安全幅を見込んだ施設区域を確保しており、考えられない施設外の用地見回り結果でも、確認していない。(ウ)定期的な水質検査は供用開始当初から年一回実施し、雨水が流れ込む岩戸川への排出口地点での水質は、環境基準内にある。(エ)クレー射撃競技の国際ルールで鉛散弾の使用が規定されており、現段階で変更の見込みはないと聞いている。ただし、何らかの改善策の検討を関係団体に要請したい。(オ)射撃場内の鉛散弾の除去工事を一二月から開始し、本年度中に完了する。鉛対策に関する方策でも結論を得たい(教育長)。(2)旧厚生省の通知で、森林地の工事現場の伐採残材や根株等をそこで還元利用する場合は廃棄物として取り扱わないが、現場林地外へ持ち出す場合には、チップや製材用資材として売買するもの以外は、廃棄物処理法に定める処理が必要とされている。(3)県は平成一二年度に鹿および猿の保護管理計画を策定。県域内の適正な生息数を定め、市町村に有害鳥獣駆除補助事業による支援を行ってきた。しかし、農林業の被害が年々拡大し、現在は駆除許可頭数枠の拡大、許可期間の延長など許可基準を見直しており、本年度内に見直し案を自然環境保全審議会に諮りたい。捕獲の効率化のため、市町村を越えた広域的な捕獲体制づくりが必要で、駆除対策協議会などの組織化を促進したい。防護ネッ

トや電気柵、忌避剤の散布事業などで被害防止に努めたい（環境生活部長）。

商工業

(1) ① (ア) TLO（技術移転機関）は、平成一〇年八月一日施行の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（大学等技術移転促進法）を根拠法令に、開発・発明した技術の特許申請した大学などの研究者と実用化を図る民間企業とを、仲介する機関である。現在、文部科学省、経済産業省が承認、認定した機関は二四で、財団法人くまもとテクノ産業財団（熊本TLO）は八月三〇日に承認を受けた。本県はどんな分野に見込みがあるのか。（イ）熊本TLOは今後、どのように産学官連携を推進していく決意か（城下）。(2) ① (ア) 本県の倒産の現状をどのように捉え、今後をどう見ているのか、（イ）倒産、とりわけ連鎖倒産の未然防止のためにどう対応するのか。（荒木義）
これらに対する商工観光労働部長の答弁は、次の通りであった。

(1) ① (ア) 本県は、超精密半導体計測技術の開発やバイオテクノロジー技術を応用した資源リサイクル技術の研究などに取り組んできた。熊本TLOの承認に先立ち、産学官連携による遺伝子改変マウスの開発が進み、熊本大学の教官が取締役に就任しての新会社も設立されている。今後、半導体等の新製造技術、環境、ライフサイエンスなどの分野での進展を期待し

ている。（イ）熊本TLOが、コーディネート活動、各種の産学官研究会活動、情報発信や交流の場としてのフォーラム開催などで連携促進できるよう支援したい。(2) ① (ア) 一月から一月までの企業の倒産、連鎖倒産を昨年同期と比較すると、件数は一九五件から一七九件へと減少しているが、負債額は一一か月連続で昨年の同月上回り、負債総額も二七〇億円から六二一億円、一件当たりの平均負債額も二・五倍など、規模が大型化している。今後の企業倒産も受注生産や設備投資の減少、低調な個人消費と、予断を許さないと懸念している。（イ）県は中小企業への金融面からの支援策として、年末等の季節的資金需要のための中小企業短期資金や金融円滑化特別資金等で支援している。国、政府系金融機関でも経営安定関連保証や中小企業倒産対策資金等が設けられ、金融機関、信用保証協会、商工団体等に効果的な運用を要請してきた。商工会議所等開設の特別相談窓口で、今月から夜間や休日にも金融相談や経営相談に応じている。

農林水産

(1) 高い技術と優れた経営能力を持つ農業者の育成について（井手）。(2) ① (ア) 今後の本県農業政策の取り組みは国に従う姿勢でいくのか、農業独立県を目指すとの思いで農業振興に取り組むのか。（イ）くまもと21農業振興運動の三年間の運動期間が来年三月で終わる。その成果はどうなる見通しか、来年度も農産物の消費拡大につながる計画はあるのか。（ウ）

農業の多面的機能の維持と生産者の活力につながる県産米の消費拡大の取り組みについて。(エ) 中山間地域等直接支払い制度が二年目を迎えるが、県内の対象地域の進捗状況および、実施地域の農家の評価について(城下)。(3) 阿蘇地域畜産業における放牧の推進による草地や附帯施設、牧道の管理対策について(草村)。(4) ①(ア) BSE対策について。国の初期対応の拙さが混乱に拍車をかけたのは明らかで、国の責任をどのように認識するか。(イ) 今後、国にどのような要望をするのか(大西)。(ウ) 牛肉の消費回復のため、県は消費者に正確な情報を提供するPR活動を継続すべきではないか(草村)。(エ) 他県でも実施されているように市場に出回る検査で陰性の牛肉に検査済みシールを貼るなど、安全性を消費者にアピールすべきではないか。(オ) 現在までの県の相談窓口の状況と、寄せられた質問や意見にどう対応するのか。(カ) 食の安全に敏感な保護者の不安払拭のため、保護者や児童生徒へのBSEの説明会を行う必要があるのではないか(大西)。(2) 県内在住者で、一九八〇(昭和五五)年以降六月以上の欧州一〇か国長期滞在者の献血は実施されているのか。(3) (ア) BSE対策として強い要請があった肉用牛価格の値下がり分の差額補償について。(イ) 畜産農家運転資金対策として創設された無利子融資制度の償還期間の延長が必要ではないか(中原)。(4) 今後、県内で肉骨粉をどのように焼却処理するのか。(5) 本年度終了する間伐材流通促進対策事業について。来年度以降の事業展開を検討する旨の答弁が九月定例会であった。本事業の継続を含め総

合的な間伐対策について。(更問) ①に対する答弁は、大事な間伐の森林の問題であるのにあまりにも答弁が短過ぎる。再答弁を求める(草村)。(6) ①赤潮発生^{けいそう}のメカニズムの説明が必要ではないか、この点も含め、珪藻赤潮^{けいそう}の対策について。②二年連続、ノリの色落ちが起きた。色落ちに早急に対処するため、どのような対策を行うのか。③有明海の再生のためには、水産資源の回復等に向けた総合的な取り組みが必要だ。当面どのような対策を講じるのか(井手)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 経営構造対策事業などで、県内の認定農業者約一万人の生産設備の高度化を進め、税理士、中小企業診断士等による経営分析などの相談活動を実施している。経営の法人化は対外信用力や税制面での優遇措置等の利点もあり、コンサルタントによる助言指導や研修会の開催を行っている。女性農業者では三月に熊本県農山漁村男女共同参画推進プランを策定し、家族経営協定締結の推進を図り、経営者としての能力向上を支援していく(農政部長)。(2) ①(ア) 今後の県農業政策の基本的な考え方では、人づくり、ものづくり、むらづくり、共生関係づくりの視点を明確に安全、安心で高品質、低コストで売れる農生産物づくりを進めるとしている。安全で安心な農生産物づくりとして、エコファーマー制度を推進し、その認定数は全国一位、占める割合は全国の三割だ。高品質な農生産物づくりでは温州ミカン「肥のあけぼの」や「熊本長ナス」などの新品種の導入や高度な栽培管理のための基盤整備も進めていきたい。こ

れらと併せ、農業、農村への県民の理解や県内農産物への愛情を育てることも必要である（知事）。（イ）平成一一年度から取り組んできた「くまもと21農業振興運動」では、高品質、低コスト化や新たな産地づくりなどと併せ、生産者と消費者の交流や相互理解などを進めてきた。成果として、果樹部会で高品質化への意識が高まり、マルチ栽培面積が増え、光センサー選果機の導入によって高価格販売につながっている。畜産部会では、遊休農地の活用による放牧面積の拡大と頭数の増加など、低コスト生産事例などがある。来年度以降は、県産農産物の消費拡大の取り組みなどを検討したい。（ウ）県は、おいしさいっぱいくまもとの米販売拡大事業を通して、県内外への販売、消費の拡大に取り組んできた。県内対策として、学校給食への県産米導入の支援事業、広報活動、イベント開催等に加え、本年度から一月を県産米愛用月間と定め、ホテル、旅館等への働きかけや県民への消費拡大キャンペーンを推進している。県外対策は、銀座熊本館で森のくまさん新米フェアなどPR活動を実施している。（エ）中山間地域等直接支払い制度の取り組みとして、本年度は六八市町村で一、五五二の集落協定が締結され、実施面積約二万八、五〇〇ha、参加農家戸数約二万九、〇〇〇戸。昨年度に比べ、集落協定で約三〇〇、面積で約四、五〇〇ha、参加農家戸数で約五、〇〇〇戸増えた。この制度は農地の耕作放棄を防止し、中山間地域農業の水資源（みづりょう）養機能などに期待して始められた。参加農家には棚田保全や牧野維持、農業の共同実施、都市との交流など、着実な成果との評価があ

る。（3）阿蘇地域の草地等の維持管理は、遊休化した草地や牧野を継続的に利活用することが重要。このため、周年放牧や平坦地域からの預託放牧、牧野貸し借り仲介の牧野活性化センターの利活用、遊休化草地で飼料生産を請け負う牧野コントラクターの組織化等を推進している（農政部長）。（4）①（ア）BSE問題をめぐる国の責任は、危機管理の甘さによる初期段階での対応の遅れがあったと認識する。その後は全頭検査体制の整備や経営支援策等の緊急対策など、必要な対策が取られていると思う。（イ）国には、一日も早い感染経路の究明や市場隔離した食肉の処理、牛飼育農家等への支援措置を要望したい（知事）。（ウ）牛肉の消費拡大は、消費者に牛肉の安全性を理解してもらうことが重要である。このため、県はテレビやラジオ、新聞などで県産牛肉の正確な情報提供に努め、県内ほぼ全世帯へのチラシの配布や農業団体との共催イベントの開催などでPR活動を行ってきた。とくに阿蘇地域は、郡内の学校給食関係者や生協関係者等を対象に、牛肉の安全フェアの開催や学校給食への県産牛肉の提供など、地域独自のPR活動を実施してきた。（エ）WHO（世界保健機関）でも、感染牛でも脳や脊髄などの危険部位ではない牛肉は安全であるとされ、現在は検査で感染が確認されなかった牛肉だけが消費者に届けられるシステムになっており、これらの点を試食会やチラシの配布、新聞、ラジオ等を通じてPRしてきた。併せて、申請があれば、県の検査機関で検査済み証明書を交付することにしたが、すでにいくつかの農業団体が独自に取り組んでおり、実施方法等に

について調整する必要がある。(オ) 本庁の畜産課、生活衛生課などの関係各課や消費生活センター、各保健所等で質問や相談を受けている。件数は一月末現在で一七〇件。内容は安全性や検査体制、肉骨粉などである。BSEの専用ホームページには一〇月の開設以来、四、〇〇〇件を超えるアクセスがある(農政部長)。(カ) 学校給食の牛肉使用状況はこれまで二回の調査で、確認前と同様に使用と回答した学校が大幅に増加し、牛肉使用に回復の兆しが見られたが、中止する、減らすと回答した学校がまだ二二三校ある。今後、使用する方向で検討とした学校が一五一校あったことなど、不安が完全に払拭されていない状況がうかがえる。今回、新たに三頭目が確認されたことは、学校や保護者の不安を増長させ、学校給食での牛肉使用への影響が懸念される。このような不安を解消するため、県教育委員会主催の学校給食関係者の研修会をはじめ、市町村教育長会や校長会等で安全性を説明する機会を持ち、保護者等の理解を得るための取り組みをお願いしたい。直接保護者に説明する機会も、学校等から要請があれば進めたい(教育長)。(ニ) わが国はWHOやアメリカの規制を踏まえ、当分の間、欧州一〇か国の長期滞在者からの献血を見合わせている。この措置を始めた平成一二年一月一三日から一三年一月三〇日までの献血希望者は約二六万人で、該当者は六六人である。その起因と考えられる変異型クロイツフェルト・ヤコブ病は一九九六(平成八)年にイギリスの二十歳代から四十歳代で確認されたものだが、日本の確認例はまだない。異常プリオンたんぱく質が病原体と疑わ

れているが、対策が明確でなく、危険部位の摂取を避けるのが最も有効な予防法である。従来のクロイツフェルト・ヤコブ病とともに、国の特定疾患治療研究事業で、調査研究班が治療法を研究中だ。県は治療費の自己負担分を負担し、治療法の確立に協力している(健康福祉部長)。(ハ) 肥育牛販売価格の低下で、農家所得が家族労働費を下回った場合の差額の八割を補填する、肉用牛肥育経営安定対策事業が本年度から実施されているが、BSEの発生で枝肉価格が大幅に低下して基金不足の懸念があり、基金の追加造成の予算を今定例県議会に提案している。国の緊急支援で、農家所得が子牛購入費や飼料費等を下回った場合、その全額を補填する措置も実施されている。子牛の価格低下に対しては、肉用子牛価格安定制度によって、保証基準額を下回った場合に補填される。これに加え、農畜産振興事業団から新たな奨励金が交付される。(イ) 当面の運転資金対策として、国が償還期限を一年以内で創設した対策資金を、県、市町村、融資機関の三者で上乗せする利子補給を行って無利子化する大家畜経営維持緊急資金を創設した。償還期限の延長は、国の制度のためできないが、牛飼育農家等から償還期限延長を強く要請されており、県は新たな運転資金の制度創設を国に要望している。(ロ) 粉末状の肉骨粉の処理は、市町村等の一般廃棄物処理施設の焼却炉が構造上難しいため、半固形にしたものの焼却を一月一日から熊本市の施設で始めた。他市町村の処理施設も受け入れの意向で、県内生産分の焼却のめどはほぼついている(農政部長)。(五) 県総合計画の21世紀への挑戦

プロジェクトに位置づけ、昨年六月策定の熊本県緊急間伐計画に基づき、年間一万一、〇〇〇ha、平成一六年度までの五年間で五万五、〇〇〇haを目標に、間伐の推進に取り組む。そのためには、国の補助事業の効果的な活用が重要で、継続を国に要望している。併せて、実施中の県単独の間伐材流通促進対策事業も、政策評価でおおむね期待した成果が上がっているとされており、来年度以降の継続を検討している。(更問) 単県の間伐材流通促進対策事業は今後とも続けろという趣旨かと思うが、先ほどの答弁の通り、継続について検討したい。(6) ①珪藻赤潮の発生メカニズムはまだ解明されておらず、国が有明海で行う赤潮の発生場所や拡大状況等の航空機からの調査と合わせ、その時の海況や珪藻プランクトンの調査など、環境特性把握のための調査を行っている。支柱漁場では、ノリ網を海面から上げる時間を十分に取る、色落ちの回復が見込めない網は早目に撤去し、潮通しをよくするなどの指導を行っている。②ノリの色落ち被害は、影響する気象や海の状態の情報収集に努め、漁業者が一体となった取り組みを指導している。とくに冷凍網の張り込みは、栄養塩や珪藻プランクトンの発生状況を調査しつつ、適切な時期にできるよう指導している。③有明海の水産資源回復に向けた総合的な取り組みは、年内に策定予定の熊本県有明海・八代海再生に向けた総合計画等に基づき、藻場、干潟の保全をはじめ水産資源回復のための取り組みを進めたい。本年六月制定の水産基本法も踏まえ、現在、平成七年度策定の熊本県水産業振興基本構想21を見直しており、今後の総合的な水

産施策の方向性を示したい。これらの施策の上でも水産研究は重要で、時代の変化に即応し、研究ニーズに応じた人事配置や組織体制が図られるよう対応したい(林務水産部長)。

土木・建築

(1) 入札で不正行為があった場合の談合防止策として、契約解除や損害賠償金の徴収を契約約款の中に規定する考えはないのか(田上)。(2) ①熊本阿蘇幹線道路の整備の見通しについて。②現在、阿蘇には年間一、七〇〇万人の観光客が訪れており、矢部地域にも通潤橋など豊かな観光資源がある。県道矢部阿蘇公園線の未開通区間の解消は不可欠で、いろいろな検討課題もあるが、その取り組みについて聞きたい(草村)。

これらに対する土木部長の答弁は、次の通りであった。

(1) 談合の防止策は、公共工事の入札で公正な競争の確保が重要で、不正行為の起こりにくいシステムを整備していく、談合が確認された場合には厳正な対応が必要である。談合が確認された場合の契約解除と損害賠償請求の対応は、現行制度でも不可能ではないが、抑止効果を高めるために、公共工事請負契約約款での契約解除や損害賠償請求の取り扱いを検討したい。(2) ①熊本阿蘇幹線道路は、南阿蘇地域と熊本都市圏や熊本空港とのアクセス機能の強化を図りながら、地域活性化を支援するために幹線道路整備特別事業に位置づけて整備を進めている。これまでに西原村の小森工区や桑鶴工区の約五・五kmが開通。俵山工区の約六kmは、すでに二つのトンネルが貫通するな

ど、約八五%の進捗で、平成一五年末の全線開通を予定している。今後の事業展開としては、南阿蘇地域の活性化を図るため、国道325号から俵山工区を結ぶ道路網の強化が必要で、県道河陰阿蘇線や現在整備中の村道などを含めた計画を検討したい。

②県道矢部阿蘇公園線は、現在、阿蘇側の国道325号からグリーンピア南阿蘇付近までが改良済みで、矢部側の国道218号から矢部町御所地区までの未改良区間を整備中である。阿蘇外輪山付近に未開通区間があるが、この区間は阿蘇くじゅう国立公園の特別区域で、自然環境や建設コスト面の課題がある。既設道路の活用も含め検討したい。

教育

(1) 障害のある子どもの就学先の決定事務は、国の機関委任事務として地方自治体が行っていたが、地方分権一括法で地方自治体の責任が変わった。多くの都道府県において本人や保護者の意思を尊重することが確認されたが、この点に關しての考えを聞きたい。

(2) ①子どもや保護者の療育ニーズの把握や相談窓口からの既存の各療育機関への適切な紹介など、療育支援をどう行うのか。②厚生労働省は、各県一か所と指定都市一二か所に自閉症発達障害支援センターを置く事業を平成一四年度から始めるという。まさに保護者が待ち望んでいた機関で、療育や教育の関係者にとっても必要だと思うが、今後どう取り組むのか。③学校で子どもが医療的ケアや療育的側面を必要としている場合、療育機関や医療機関との連携や人事交流、教員

研修を準備すべきではないか。

(3) 聖域なき構造改革による今回の国の補助費削減方針は、定時制や通信制の生徒を含め、社会的弱者への教育予算カットと言える。定時制、通信制での教育についての認識と、財政再建や二一世紀の人材を育むための教育予算全般のあり方について聞きたい。

(4) 子どもの責任と何ら関係がない退学を回避するためにも、現行の授業料減免補助枠の拡充など、経済状況に即した県独自の対応ができないか。

(5) 教育現場は、子どもたちのジェンダーフリーの意識形成に重要な役割を持つことは言うまでもないが、三月策定の新ハーモニープランは、学校現場に届いていない。男女共同参画推進条例の制定にあたり、学校現場における新ハーモニープランを活用した取り組みについての決意を聞きたい(平野)。

(6) 本県の運動部の活動実態および今後の取り組みについて(荒木義)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 就学指導は障害の種類や程度の判断だけでなく、地域や学校の状況、児童生徒への支援の内容など、これまで以上に総合的に判断していくことが重要である。とくに、本人や保護者等が意見を表明する機会を設け、障害のある子どもが一日体験入学する機会をつくったり、保護者等へ必要な情報を提供するなど、丁寧な就学指導が行われることが大切になる(教育長)。

(2) ①障害児の療育は、障害の早期発見や早期療育とともに、発達段階に応じた支援が重要。県は福祉総合相談所を中心に福祉事務所や保健所で、専門的相談や情報提供などを行い、毎年

療育の手引を作成し、関係機関や保護者に利用してもらっている。②自閉症、発達障害支援センターは自閉症の専門的な相談支援を行う拠点施設で、高機能自閉症やアスペルガー症候群など、周辺領域にある発達障害も対象である。平成一四年度は全国で八か所、その後順次各県に整備されると聞いており、本県も早期実施に向けて検討していく（健康福祉部長）。③特殊学級で学ぶ子どもたちの障害の状態を正確に把握し、適切な教育を保障するためには、今後、療育との連携が必要になる。県教育委員会は教員研修として毎年、特殊学級担任研修会と通級指導に関する研修会を実施し、熊本市および各教育事務所管内で種々の研修会を実施している。免許状取得のための認定講習は、他の教科に比べて特殊教育に関する科目の受講者枠を広げている。（３）定時制、通信制課程は、最近、中学時代の不登校や高等学校の中途退学者などが増加。生徒の実態に応じた、きめ細かな指導が求められる。教育予算全般のあり方では、財政健全化に取り組む中で、健全な心身を育む教育や個性を生かす教育、情報教育の推進といった「21世紀への挑戦プロジェクト」を推進する施策に取り組んでいる。国等にも教育予算の確保に向けて、要望したい（教育長）。（４）経済的理由で修学が困難な生徒には、熊本県育英資金制度により修学資金の貸与を行い、授業料の減免を行った私立高等学校には、私立高等学校授業料減免補助事業により一定額を補助している。とくに平成一一年度から保護者の失業等突発的理由により家計が急変した場合も補助対象に加えている。今後も失業等緊急時の貸付制度である、

日本育英会の緊急奨学生採用制度や県社会福祉協議会の修学資金制度等の活用も周知していきたい（総務部長）。（５）男女共同参画社会を目指した教育の充実のためには、全教職員の認識の向上が重要。とくに管理職には各種研修や会議等を通じて、「ハーモニープランくまもと21」の趣旨の徹底と理解を深めてもらいたい。この冊子を各学校にも配布して、男女共同参画の取り組みが一層充実するよう努めたい。（６）学校の部活動は、児童生徒の心身の健全な発達に大きな役割を果たしており、学校現場で生じるいろいろな課題に的確に対応しながら、進めていきたい。地域型スポーツクラブの育成も図っており、連携しながらスポーツ環境の充実に努めていく（教育長）。

警察

（１）凶悪犯罪の増加など、著しい治安の悪化を背景に警察官拳銃警棒等使用及び取扱い規範が今月一日改正、施行された。県警として、今回の改正に伴う対応をどう考えているのか。（２）①昨年十一月にストーカー規制法が、今年一〇月には配偶者暴力防止法が施行された。これまで警察に寄せられた相談件数の状況とその対応について。②被害者への支援を今後どのようにしていくのか（荒木義）。

これらに対する警察本部長の答弁は、次の通りであった。

（１）同規範の今回の改正は、過度の抑制的な意識を払拭し、拳銃を使用すべき場合には的確に使用できることで、国民生活の安全と平穏を確保しようとするものである。県警は、警察官

一人一人に今回の改正の趣旨および拳銃使用の基準などの内容を理解させ、職務執行の現場で瞬時に的確な決断を下す判断能力と、射撃技能向上の訓練を徹底する。(2) ①ストーカー規制法の施行後一年間の相談件数は、五五〇件で、そのうち同法外の法令での検挙も一三件あった。このほか、警告申し出等がなかった相談事案一二二件にも面接などを行い、すべての相談者に防犯指導等を実施している。配偶者暴力事案は、配偶者暴力防止法施行後一か月間の相談件数は二〇件だった。同法の施行以前の一月一日から一〇月一二日までの間、関連相談件数は一四一件で、そのうち傷害、暴行等で一四件を検挙している。

②被害者の多くが女性であり、女性警察官による対応をはじめ、臨床心理士の資格を持つ職員、民間の犯罪被害者カウンセラーによるカウンセリング等で被害者の精神的なケアに努めている。しかし、被害者ニーズは多岐にわたり、警察の対応だけでは十分でないことから、熊本県犯罪被害者支援連絡協議会で民間ボランティアによる被害者支援組織の設立に向けた検討が現在進められている。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成13年度熊本県一般会計補正予算(第6

号)、議案第2号 平成13年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

【説明】補正予算の詳細については、冒頭の知事説明に譲る。

【審議】補正予算案は二月五日に上程。同日、各常任委員会に付託され、一九日の本会議で各常任委員長から次のように報告された。

林田博達厚生常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。

委員から、男女共同参画推進条例の制定で検討委員会やパブリックコメント等の意見をどう反映させたかの質疑があり、執行部から、男女共同参画審議会委員の増員の意見があり、第二次行革大綱の原則一〇人以内としたとの答弁があった。委員から、委員公募についての質疑があり、執行部から、現在、委員の構成と併せて検討しており、一部導入で検討したいとの答弁があった。委員から、来年四月設置の配偶者暴力相談支援センターの施設やスタッフについての質疑があり、執行部から、配偶者暴力防止や被害者救済の相談や一時保護、情報提供などの機能を持つ施設は、婦人相談所が考えられるが、相談には、女性総合相談室や地域振興局単位の配偶者暴力と児童虐待のネットワークとの連携で対応するとの答弁があった。委員から、くまもと県民交流館は、来年四月に開館するが、水道町の交通渋滞への対応についての質疑があり、執行部から、熊本市と県警察で総合的な交通対策が検討されているとの答弁があった。委員から、離職者支援資金貸付事業の開始に向けた進捗状況について質疑があり、執行部から、制度の要綱がまだ示されず、国

での検討に時間を要しているようだとその答弁があった。審議の結果、すべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

江口隆一 経済常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。

委員から、トラフグ養殖のホルマリン使用は養殖業全体のイメージダウンになる。違反者には経営安定対策資金等を貸し付けないようにできないかとの質疑があり、執行部から、これまでも取締船で取り締まり等を実施している、今後、融資の使用禁止が図られるよう対応したいとの答弁があった。委員から、需要の多い民間住宅での県産材活用状況、販売フロア等について分析しているのか、需要拡大の目標値設定が必要ではとの質疑があり、執行部から、民間住宅での利用促進は難しいが、地場住宅メーカーとの連携、啓発等で利用拡大に努めたい、生産、販売のフロアの分析と目標値の設定は、十分に検討したいとの答弁があった。委員から、学卒未就職者の就職機会をつくる対策をどうするのか、今回の基金事業でどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、学卒未就職者には、労働局と連携した就職面接会や県費アドバイザーの配置で就職相談に応じている、基金事業でも年齢層にも配慮した事業を優先的に採択したい、との答弁があった。審議の結果、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

前川収 農政常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、BSEの緊急融資の貸付期間、償還方法が一年以内一括払いは難しいとの質疑があり、執行部から、償還期間の延長

は国の制度上制約があるが、国に新たな制度を作るよう要望したいとの答弁があった。委員から、野菜価格安定対策事業に関連してスイカ、メロン、トマト、ナス、キュウリ等の価格および輸入量等の現状について質疑があり、執行部から、価格は平成一二年度の春先からスイカ、メロンが約二五％。ナス、キュウリが一〇〜二〇％落ち込んでいる、市場関係者の情報によると、輸入は昨年度が韓国からのミニトマト一万トン強で、本年度は前年度比で七割程度だが、一月、二月は若干輸入が増えているとの答弁があった。委員から、韓国の園芸資材と国産の違いについての質疑があり、執行部から、アーチ型連棟ハウスを設置検証する予定で、価格面で二割程度安いが、強度は検証するとの答弁があった。委員から、韓国産ミニトマトが八代産で出回っているとの話の実態についての質疑があり、執行部から、現場の確認は難しい、市場関係者、生産者等との情報交換を行いたいとの答弁があった。委員から、今回の補正で肉骨粉の処理費の予算化は必要なかったのかとの質疑があり、執行部から、処理は国が行うので、県の負担は必要ないとの答弁があった。執行部から、BSEについて、昼表、ネギ、生シイタケの輸入動向のモニター結果については二件の報告があり、委員から、乳用牛の子牛の価格対策について質疑があり、執行部から、乳用牛の子牛は肉用子牛生産者補給金に乳用種も入っているとの答弁があった。委員から、肉骨粉の流通経路、汚染源の特定を急ぐべき、安全性の広報はテレビ等の活用など工夫すべきとの質疑があり、執行部から、国に原因の究明を求めた

い、検査済み牛肉の安全性を広報したいとの答弁があった。委員から、毎日生産される肉骨粉処理は、大丈夫か、県独自で焼却施設等を考えているかとの質疑があり、執行部から、熊本市等では焼却できる見通しだ、焼却施設で処理できるよう関係団体と協議しているとの答弁があった。委員から、暫定期間中の取り組みについて、セーフガードの本発動ができない場合の対応についての質疑があり、執行部から、中国に負けない産地体制に取り組んできたが、まず本発動をお願いしたいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

河端俊夫建設常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。

委員から、工事請負契約の締結において、橋梁上部工工事の発注の基準についての質疑があり、執行部から、コンクリート橋で五億円以上は公募型の共同企業体方式で、今回提案のメタル橋は高度な技術の工事であるため、単体方式での発注との答弁があった。委員から、工事の増額変更の理由が騒音防止対策との説明だが、なぜ予想できなかったのかとの質疑があり、執行部から、予想を超える騒音が発生したとの答弁があった。委員から、道路管理瑕疵の報告があるが、道路パトロールの体制はどうなっているのか、地域住民等からの通報システムはできているのかとの質疑があり、執行部から、交通量の多い所で毎日、山間部で月一、二回のペースで道路パトロールを実施している、通報システムは、主に山間部等の積雪情報等について道路モニターを依頼しているなどの答弁があった。審議の結果、付託議

案は全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

坂本哲志文教治安常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。

委員から、公立高校全日制の就職内定率が一月三〇日現在で五五・八％との報告だったが、どういう調査か、昨年と比べてどうかとの質疑があり、執行部から、県独自の調査で、昨年同期の六三・三％よりも七・五ポイントのマイナスとの答弁があった。委員から、就職支援キャリアアドバイザー配置は、これまでの配置校かとの質疑があり、執行部から、同じ学校への配置を予定しているとの答弁があった。委員から、警察官の定員についての質疑があり、執行部から、定員は政令で基準の定めがあり、各県の条例で定数を定めている、政令の定員は二、七二二人で、本県条例の定数は二、七八九人だが、警察官一人当たりの負担県民人口は九州で一番高いとの答弁があった。委員から、少年犯罪の補導、検挙状況で、覚醒剤、売春等があるが、最近の傾向についての質疑があり、執行部から、覚醒剤はここ数年一〇件未満で、援助交際はあるが、売春事例はない、警察官の職務執行に反発する少年が多くなったとの答弁があった。委員から、中高生を検挙した場合の教育委員会との連携についての質疑があり、執行部から、教育委員会にも警察から出向しているとの答弁があった。委員から、右翼団体の政治結社団体数、構成員数、街頭宣伝活動の騒音の取り締まりについての質疑があり、執行部から、右翼は全国で九〇〇団体、一万人、本県は三〇団体、三〇〇人、条例に基づき、街頭宣伝活動の暴

騒音を取り締まっているとの答弁があった。委員から、県内の暴力団の実態と動向についての質疑があり、執行部から、県内の暴力団は六三団体、一、二〇〇人ほど把握している、組織の再編があり、今後も注意したいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

園村敬二総務常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、給与関係条例の期末手当支給割合の引き下げ等は、金額的にはどの程度か、また財政健全化計画との兼ね合いはどうかとの質疑があり、執行部から、県全体で約四億四、〇〇〇万円の減額となるが、財政健全化計画ではこの分の減額は見込んでいないとの答弁があった。関連して、委員から、中期財政見通しでは経済成長率二％の試算だが、本年度の経済成長率マイナス〇・九％の予測で、下方修正すべきではとの質疑があり、執行部から、現在、来年度当初予算を編成中で、歳入の見極めをしている状況との答弁があった。委員から、熊本駅周辺のグランドデザインについての質疑があり、執行部から、熊本広域都市圏創造会議等の基本方針で、鉄道高架化や駅前広場、合同庁舎移転等に取り組んできた公共交通機関の拠点等の検討課題もあるとの答弁があった。委員から、五木村の立村計画の具体化についての質疑があり、執行部から、現在、県も参加して地域振興の方向性を検討している、今後、プロジェクトチームを立ち上げ、地域振興のあり方を検討したいとの答弁があった。委員から、九日の大集会に関連し、収用手

続きと並行して、今後の議論や協議の場の設定の見通しについての質疑があり、執行部から、収用申請手続きは、国の判断で行われる、今後も国との間でのオープンな説明、協議の場が必要との答弁があった。審議の結果、原案の通り可決または承認することに決定した。

各常任委員長の報告後、**岩中伸司**議員（新社会党）から議案第1号に反対する討論があった。採決の結果、各常任委員長の報告の通り可決された。

2 決算認定議案

- (1) 議案第27号 平成12年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について（九月議会継続案件）／第48号 平成12年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について（同）、議案第34号から第38号までの平成12年度熊本県病院事業および公営企業四事業会計決算の認定について（同）

【説明・審議】九月定例会で決算特別委員会に審査を付託された案件である。一二月一二日の本会議で決算特別委員会に付託して審査することに同意が求められ、これに異議はなく、翌日の決算特別委員会に付託して審議することが決定した。本会議での決算特別委員長報告は一二月一日、次の通り行われた。**倉重剛**決算特別委員長が、病院事業および公営企業四事業会計決算は全員賛成をもって認定することに決定したこと、また今期定例会で審査を付託された議案第27号から第48号までの平成

一 二年度一般会計および特別会計歳入歳出決算の認定は、引き続き慎重な審査を要することから、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件として決定したことを報告した。

【議決】 審議の結果、決算特別委員長の報告の通り決定した。

3 条例等議案

(1) 議案第8号 くまもと県民交流館条例の制定について

【説明】 県民の社会貢献活動、男女共同参画社会の形成に関する活動、生涯学習活動その他の県民の自発的で主体的な活動を図るとともに、県民の就業の支援および本県の物産、観光等の振興を図るため、くまもと県民交流館を設置するものとして提案された。

(2) 議案第10号 熊本県男女共同参画推進条例の制定について

【説明】 本県における男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進していくため、提案された。

(3) 議案第11号 熊本県緊急地域雇用創出特別基金条例の制定について

【説明】 緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図るための基金として設置するために制定するものとして提案された。

【審議】 各常任委員長の報告後、岩中議員から議案第49号から議案第53号までに反対する討論があったが、起立により採決され、各常任委員長の報告の通り可決された。

4 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
13・12・5	牛深測候所を存続させ機能の充実・強化を求める請願	西岡勝成
13・3・8	原子爆弾被爆者の福祉事業実施に関する請願	杉森猛夫 大西一史
13・9・14	熊本労災病院の存続に関する意見書の提出を求める請願	小早川宗一郎 中島隆利 田方初美
13・12・10	熊本労災病院の存続に関する意見書の提出を求める請願	高野誠一 坂田孝志
13・12・5	大中型まき網漁業の操業禁止区域拡大を求める請願	池田定行 西岡勝成
13・12・10	住宅金融公庫の存続に関する請願	古閑三博 児玉文雄 村上寅美 小杉直 馬場成志
13・12・5	高等学校校定時制及び通信教育振興奨励費補助制度の継続を求める意見書の提出に関する請願	岩中伸司 平野みどり 水室雄一郎
13・12・10	高等学校校定時制及び通信制教育振興奨励費補助制度の継続を求める意見書の提出に関する請願	林田博達

第15節 平成14年2月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一四年二月二七日
閉会 平成一四年三月二二日（会期二四日間）

2 正副議長及び役員

議会最終日（三月二二日）に副議長の選挙および各常任委員の改選、さらに特別委員の所属変更および選任が行われ、それぞれ次の通り決定した。

副議長 吉本 賢児 辞職 高野 誠一 就任
常任委員長

総務	馬場 成志	厚生	幸山 政史
経済	船田 直大	農林水産	坂田 孝志
建設	大西 一史	文教治安	早川 英明
特別委員長			
地域対策	林田 博達	交通対策	河端 俊夫
環境対策	園村 敬二		

3 議員の異動

議員死亡

米原 賢士（一月一六日）
議員辞職

江口 隆一（二月一三日、水俣市長就任のため）
中島 隆利（三月八日、八代市長選立候補のため）
常任委員会

総務

◎馬場 成志

○長瀬 恭祐

倉重 剛

厚生

◎幸山 政史

○藤川 隆夫

山本 靖

経済

◎船田 直大

○松田 三郎

山本 秀久

農林水産

◎坂田 孝志

○井手 順雄

池田 定行

島津 勇典	草村 照	坂本 哲志
城下 広作	鎌田 聡	
古閑 三博	村上 寅美	鬼海 洋一
林田 博達	土屋 歳明	築森 守

建設

◎大西 一史

○篠崎 鐵男

八浪 知行

文教治安

◎早川 英明

○小谷 邦治

杉森 猛夫

特別委員会

地域対策

◎林田 博達

○坂本 哲志

古閑 三博

山本 秀久

山本 靖

児玉 文雄

村上 寅美

草村 照

竹口 博己

田上 泰寛

岩中 伸司

荒木 義行

馬場 成志

長瀬 恭祐

築森 守

交通対策

◎河端 俊夫

○小杉 直

池田 定行

前畑 淳治

小早川 宗一郎

松村 昭

渡辺 利男

篠崎 鐵男

船田 直大

荒木 章博

坂田 孝志

幸山 政史

藤川 隆夫

城下 広作

井手 順雄

環境対策

◎園村 敬二

○前川 収

西岡 勝成

杉森 猛夫

倉重 剛

島津 勇典

島田 幸弘

鬼海 洋一

土屋 歳明

田方 初美

早川 英明

中原 隆博

平野 みどり

大西 一史

氷室雄一郎

4 県執行部

小谷 邦治

前議会と同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

2月27日	3月4日	5日	8日	11日	12日	13日	14日	15日	18日	19日	22日
本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議
開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明、議案等に対する質疑、委員会付託	常任委員会	委員長報告、質疑、討論、議決	代表質問	代表質問	一般質問	一般質問	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託	特別委員会	常任委員会	常任委員会	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成一四（二〇〇二）年二月二七日午前一〇時、五二議員（一人欠席）が出席して荒木詔之議長の宣言で開会。

内容は、平成一四年度一般会計予算等の諸議案の審議、議決であつた。主な論点は、財政健全化問題、経済・雇用問題、有明海・八代海再生問題、川辺川ダム問題、市町村合併問題、教育問題等だった。冒頭、一月一〇日に逝去した米原賢士議員への黙祷と鬼海洋一議員による悼辞が読み上げられた。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成13年度熊本県一般会計補正予算(第9号)	議決
2	平成13年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)	可決
3	平成13年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)	〃
4	平成13年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	〃
5	平成13年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算(第1号)	〃
6	平成13年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)	〃
7	平成13年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)	〃
8	平成13年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
9	平成13年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	〃
10	平成13年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃

11	平成13年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	可決
12	平成13年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
13	平成13年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃
14	平成13年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)	〃
15	平成13年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)	〃
16	平成13年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)	〃
17	平成13年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)	〃
18	平成13年度熊本県有料道路事業会計補正予算(第1号)	〃
19	平成13年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	〃
20	平成13年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)	〃
21	専決処分の報告及び承認について	承認
22	専決処分の報告及び承認について	〃
23	保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決
24	平成13年度県営耕地災害復旧事業の経費に対する県村負担金について	〃
25	工事請負契約の変更について	〃
26	工事請負契約の締結について	〃
27	工事請負契約の締結について	〃
28	工事請負契約の変更について	〃

29	工事請負契約の変更について	可決
30	当せん金付証券の発売総額の変更について	〃
31	一級河川の指定に関し意見を述べることにについて	〃
32	平成14年度熊本県一般会計予算	〃
33	平成14年度熊本県農業改良資金特別会計予算	〃
34	平成14年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
35	平成14年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
36	平成14年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算	〃
37	平成14年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
38	平成14年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	〃
39	平成14年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
40	平成14年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
41	平成14年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃
42	平成14年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計予算	〃
43	平成14年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算	〃
44	平成14年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃
45	平成14年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
46	平成14年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
47	平成14年度熊本県流域下水道事業特別会計予算	〃
48	平成14年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
49	平成14年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	可決
50	平成14年度熊本県病院事業会計予算	〃
51	平成14年度熊本県電気事業会計予算	〃
52	平成14年度熊本県有料道路事業会計予算	〃
53	平成14年度熊本県工業用水道事業会計予算	〃
54	平成14年度熊本県有料駐車場事業会計予算	〃
55	熊本県部設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
56	熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
57	熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
58	熊本県職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
59	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
60	熊本県条例の形式を左横書きに改正する条例の制定について	〃
61	熊本県情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	〃
62	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
63	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
64	熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について	〃
65	熊本県災害基金条例等の一部を改正する条例の制定について	〃

81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	
熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例の制定について	可決

27	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	
平成12年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について(12月定例会継続審査事件)	監査委員の選任について	監査委員の選任について	監査委員の選任について	監査委員の選任について	教育委員会委員の任命について	町村の廃置分合について	包括外部監査契約の締結について	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立高等学校演習林基金条例を廃止する条例の制定について	熊本県営熊本城ブルの設置及び使用料徴収に関する条例を廃止する条例の制定について	熊本県立装飾古墳館条例の一部を改正する条例の制定について	学校の整備に関する条例の制定について	熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決
	〃	〃	〃	〃	同意	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	可決

(決算認定議案)

42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28
平成12年度熊本県特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県水保湾等堆積汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	認定

9	8	7	6	5	4	3	2	1
熊本県議会議員の定数を定める条例の制定について	熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について	食品の品質表示制度の充実強化に関する意見書	小児救急医療制度の充実強化を求める意見書	積極型雇用対策の確立を求める意見書	雇用の危機的状況を改善し、新規中学・高校卒業者の雇用確保を求める意見書	安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増に反対する意見書	熊本県議会議員規則の形式を左横書きに改正する規則の制定について	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
〃	可決	否決	〃	〃	〃	〃	〃	可決

(議員提出議案)

48	47	46	45	44	43
平成12年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県高度技術研究開発基金整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県の財団法人水保病問題解決支援財団に対する出資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成12年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)
〃	〃	〃	〃	〃	認定

3 知事の提案理由説明

知事就任の二年近くを振り返り、まず県総合計画について、九州新幹線鹿児島ルートや全国高等学校総合体育大会、男女共同参画施策の推進など「着実に成果を上げることができた」と評した。次に、情報公開条例の改正、県政パブリックコメントや、政策評価システム導入等の仕組みづくりを踏まえた、財政健全化計画の策定と推進を挙げた。一方、米国同時多発テロ事件の発生、世界経済の減速、国内の経済・雇用情勢の悪化の不安要素も挙げ、構造改革による痛みにも言及。ハンセン病問題の和解は「人権の世紀を感じさせる出来事」と述懐。豊かな県土づくりを目指し、ユニバーサルデザインを県政運営の大きな理念として、着実な県政運営に決意を新たにした。最近のいくつかの県政の動きでは、行政システム改革プランの策定、その一環として知事直轄の総合調整局の設置、合併特例法の期限（平成一七年三月）を迎える市町村合併問題、相良村の住民大会と八代市の住民討論集会で議論が活発化した川辺川ダム問題に言及し、日韓共同開催サッカーワールドカップに伴うベルギー代表チームのキャンプ受け入れ、第四〇回技能五輪全国大会・技能五輪くまもと2002・第二六回全国障害者技能競技大会・アビリンピックくまもと2002などの各種イベントを紹介した。

平成一四年度当初予算の編成は、事務事業の見直しや再構築等を徹底した結果、歳入面は四二億円を確保し、歳出面で

一八五億円を抑制した。残る一六二億円の財源不足額は財政調整に活用し得る四基金一〇七億円を取り崩し、財政健全化債五〇億円の発行で収支の均衡を図った、とした。県政の重要課題としては、雇用創出、有明海・八代海再生への取り組み、県総合計画の「21世紀への挑戦プロジェクト」の推進に弾みをつける五つの施策の重点化を図るなど、重要課題を着実に推進する予算となるよう編成した、と述べた。

一般会計の予算額は七、九二五億円で、平成一三年度当初予算と比較すると二・五％の減。その主な財源は県税一、四〇四億円、地方交付税二、五六四億円、国庫支出金一、五〇六億円、諸収入四六四億円、県債一、一五六億円。歳出予算の主な内容については、とくに重点化を図った事項から説明した。「雇用創出」は、地場企業の経営革新や技術力の向上などによる地域産業の振興、ベンチャー企業の支援や大学等の研究成果と民間企業の技術革新による新産業の創出、中心市街地等商店街の活性化、中高年齢者の常用雇用への取り組み、緊急地域雇用創出特別基金や県独自基金の活用による雇用・就業機会の確保などを挙げた。「有明海・八代海再生」は、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の整備、県民運動の積極的な展開、再生に向けた調査、藻場^{もば}の造成、八代海の漁業生産力低下の原因究明、有明海の調査の強化、持続可能な養殖業の推進などを挙げた。「『21世紀への挑戦プロジェクト』の推進に弾みをつける施策」は、「ゆとり創造ファミリープラン」、「新幹線ゆめづくり推進プラン」、「ありのままのくまもと再発見」、「交通渋滞

ボトルネック解消、「みどりの財産づくり」の五施策の内容を具体的に述べた。その他、県総合計画に沿って予算説明があった。また、平成一三年度補正予算案も説明。主な内容は、国の第一次補正予算および第二次補正予算に対応した公共事業、社会福祉施設整備、交通安全施設整備の追加等。このほか、緊急地域雇用創出特別基金事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、緊急地域雇用創出特別基金に県単独で五億円を積み立てるために必要な経費、国の当初予算に係る補助事業の内示増減や事業確定に伴う経費など。一般会計としては一〇五億円の増額補正となった。補正の結果、平成一三年度一般会計予算額は八、三八一億円に上った。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

三月八日に自由民主党の西岡勝成、県民クラブの鬼海洋一、一日に公明党の氷室雄一郎の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

西岡議員は、次の内容で質問を行った。

(1) 熊本県政の基本指針として、くまもとユニバーサルデザイン振興指針を発表された。これから県民運動としてどう展開するのか。(2) ①財政健全化の見通しについてどのように考えているか。②行政システム改革プランが策定され、組織機構、事務処理、行政の守備範囲、職員の意識改革などが打ち出

された。今回の行政システム改革プランの基本方針について。

(3) ①川辺川ダム建設のこれまでの経緯や検討集会の内容を含めた知事の考えを、国土交通大臣に伝える時期だと思うが。

②県は川辺川ダム問題をはじめ、球磨川流域のさまざまな政策課題を検討する球磨川流域政策調整本部を設置したが、今後の方針と流域協議会の進め方について。(4) ①市町村合併に向けた取り組みの正念場になる平成一四年度の県内市町村の合併に向けた動きと県の取り組みについて。②市町村の将来地域ビジョン策定と県のかかり方について。③合併後の西武ゴルフ場の用地の有効活用に向けた取り組みについて。(5) ①今日の雇用情勢をどのように認識し、今後の対策をどう考えているのか。②扶養家族や住宅ローンを抱える人のことを考えるなら、短期的で効果的な対策が必要ではないか。③今こそ先行投資として、起業化支援や産学官連携、異業種交流による新産業創出が必要ではないか。④地産地消を有機的につなげる取り組みは、地域の雇用にもつながっていくのではないか。(6) ①今年に入って文部科学省はゆとり教育を修正し、そのための指導体制として柔軟な時間割、少人数教育や習熟度別指導の採用、教科担任制の導入等を求めた。どのように対応するのか。②中学、高校時代の目的意識の確立や自立自興の精神の醸成の取り組みについて。(7) ①県立大学は一昨年十一月、学内に県立大学のあり方検討委員会を設置して、大学改革の検討を行っているという。今それはどうなっているのか。②そのような県立大学の自主改革の動きについての知事の所見は。(8) ①県は、「有

明海・八代海再生」で来年度予算に九億円の対策費を組んでいるが、対策を短期と中長期に分け、短期対策では干潟への覆砂や耕うん、アサリの増殖等が一番効果的だと思う。短期的な事業展開について。②中長期対策の排水処理対策はどうするか。③今後、覆砂や漁港、港湾整備などで必要となる海砂利の採取について。④御所浦町で本年度からスタートする昆布の養殖実証事業は富栄養化が進む八代海の燐、窒素の回収で効果が期待される。その内容や適用可能性について。(9) BSE(牛海綿状脳症) 対策について、県産牛肉の信頼回復と消費拡大をどのように進めるのか。(10) ①新幹線ゆめづくり推進プランの基本的な考え方と進め方について。②今後どのような考えで並行在来線対策を進めるのか。(11) ①熊本天草幹線道路の整備と早期整備を図るための有料道路制度の活用について。②天草五橋の補修工事について。

これらの質問に対して、県執行部は次のように答弁した。

(1) 平成一四年度は、指針の内容等について、職員研修や県民への普及を進めるとともに、光の森団地やJR水前寺駅でモデル的な整備に取り組みたい。企業、団体等へのアドバイザーの派遣や生涯学習推進センターの講座などで、生産者、利用者側双方の活動へ働きかけて、民間レベルの活動を促したい。(2) ①平成一四年度当初予算案の編成を踏まえ、あらためて平成一四年度から一八年度までの見通しを試算し公表した。依然として極めて厳しい道になると考えており、引き続き事務事業の見直しや再構築を図り、財政健全化の期間内に道筋を

つけた。②行政システム改革プランは、生活者の視点に立った行政サービスを提供する県政運営システムの構築を目指したもので、成果の重視、生産性の向上、選択と集中を改革の視点に掲げている。平成一三年度からの五年間を推進期間に、取り組み項目ごとに年次計画を定めて進めていく。(3) ①一月設置の球磨川流域政策調整本部を中心に討論を実施し、流域の環境対策、地域振興に取り組む。市房ダムや荒瀬ダムなどの県事業でも説明責任を果たしたい。その中で、国土交通大臣の現地視察の機会を願っている。②流域協議会は二月議会で設置の方針を表明し、検討を進めてきた。環境保全対策でモデルケースになるよう取り組み、球磨川流域政策調整本部で検討を進める既設ダムの水質改善対策などの検討成果を論議に反映させたい。(4) ①中球磨五か町村が県に廃置分合を申請し、定例県議会に提案している。天草の二地域は、三月の市町議会に法定協議会設置を提案予定。宇城の三地域で任意協議会が設置された。八代、玉名地域でも任意協議会が検討予定で、他の地域でも具体化しつつある。県は機運の高まりに応じて、合併重点支援地域の指定や県職員の派遣等に取り組み、本年度に合併支援プランを策定する。②将来地域ビジョンは、新しい自治体の姿や行政サービスの内容を具体的に理解できるように策定するもので、広域的で総合的なハード面、ソフト面の検討も重要。県は今後、財政面の支援に取り組み、検討段階から適切な情報提供や助言を行っていきたい。③西武ゴルフ場用地九〇haのうち、五和町が造成した施設用地はいくつかの企業から引き合いもあ

るが、その他の区画は別の活用策の検討が必要。県としては広域的な観点から検討したい。(5)①長引く景気低迷、産業の空洞化や企業のリストラなどで雇用力が低下し、労働者の転職等が円滑に行われないことで失業率を押し上げており、中長期的には新たな雇用の受け皿づくりが重要となる。当面は臨時的雇用の創出や就業支援の充実、失業者への生活支援などを図る必要があり、熊本県雇用創出対策を重要施策として今定例議会に提案している。②短期的な雇用対策は県単独で追加造成した緊急地域雇用創出特別基金を活用しながら、県と市町村合わせて約二一〇事業、二、〇〇〇程度の雇用を創出する。就業支援策は就職支援事業のほか、雇用を増やす中小企業に低利融資を行う雇用促進対策資金の創設などの対策を講じる。③大学等の知的資産の掘り起こし、分野を超えた人的ネットワークの形成、企業のニーズと大学等の技術蓄積の相互連鎖による施策を推進していく。工業技術センター等の機能の効率化に取り組み、地域企業の技術開発力強化の支援を進め、創業予定者や創業間もない企業を対象としたインキュベーション施設の整備や制度融資の拡充等により、起業化を支援したい。④地産地消の展開による雇用創出では、本県の自然、文化、伝統などの資源と産物、産品を活用して、観光振興や特徴ある産業、産品づくりで地域のにぎわいを再生し、地域雇用の創出につなげたい(知事)。(6)①文部科学省が示した確かな学力の向上のための具体的な方策は、目指す熊本型教育の確立の上で重要だ。来年度から本県指定の学力充実研究推進校に文部科学省の学力向上フ

ロンティアスクールを併せて指定して、個に応じた学習指導方法等の実践的研究を進めたい。②社会的使命感や自主的な精神、目的意識の確立のため、新学習指導要領では、各教科、科目で体験的、問題解決的な学習の充実を図り、特別活動や総合的な学習の時間で、生きる力の育成を目指している。多くの学校は、事業所等で体験的な学習を実践しており、高等学校では大学の出前授業、大学訪問等も進められている(教育長)。(7)①県立大学の内部改革の検討結果が、熊本県立大学の改革方策として取りまとめられ、先日報告を受けた。改革方策では、教育の重視と地域の重視が改革の基本に掲げられている。その内容は、現在の基本的な枠組みの中で、よりよい教育と地域貢献を目指そうとするものであり、これに沿って、県民に見える形で取り組んでほしいと思っている。②県立大学の改革では来年度、外部有識者からなる検討委員会を設置する。この委員会での検討も踏まえて、法人化も含めた幅広い検討を進めたい(知事)。(8)①昨年三月、農林水産省の第三者委員会における提言を受け、干潟の浄化機能の回復として、昨年は荒尾地先で覆砂や耕うん、アサリの放流に取り組んだ。一二月に策定した熊本県有明海・八代海再生に向けた総合計画に、当面実施すべき重点施策の一つにそれらを位置づけ、平成一四年度には四〇haの覆砂やアサリを食害するトビエイの駆除を行うこととした(林務水産部長)。(9)②生活排水処理対策は、平成一四年度策定予定の生活排水処理施設整備計画を基に、県全域の下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などを計画的に整備してい

く。工場などの排水対策は、平成一四年度に排水の実態調査を実施して、排水基準の強化や規制対象枠の拡大などを検討する。農業排水でも環境保全型農業で推進する（環境生活部長）。

③海砂利採取は四月から採取ポンプ稼働記録装置で、正確な採取量把握を行う。許認可では、適正な採取や環境への配慮を指導し、巡回指導も強化する。有明海・八代海の環境負荷の軽減では、漁場環境調査、海砂利採取の環境影響把握に、骨材需給動向調査に取り組む。これらの調査結果を踏まえ、将来的な海砂利採取の縮小、廃止を含め検討したい（商工観光労働部長）。

④御所浦町の計画では、魚類養殖場の窒素や磷を削減するため昆布を養殖し、それを餌にアワビを養殖する複合的な養殖に取り組むとしている。県も引き続き技術的支援を行い、持続可能な環境配慮の養殖システムモデルとして普及に努めたい。県は病気にかかりにくい魚類養殖や寄生虫駆除などの実証実験や試験に取り組みたい（林務水産部長）。

（9）これまでテレビや新聞等の利用やチラシの全世帯配布で牛肉の安全性をPRするなど、信頼回復と消費拡大に努めてきたが、今なお消費の落ち込みが続いている。引き続き牛肉のBSE検査体制に万全を期し、表示の監視体制の強化や適正化に取り組みたい。地産地消の観点から、学校給食や病院、ホテル等における県産牛肉の使用拡大に努め、生産者の顔の見える、安心でおいしい熊本の牛肉をキャッチフレーズに、テレビスポットでのPRを展開するなど消費拡大に取り組みたい。国には感染経路の早期究明や消費拡大策等の対策を要望したい（農政部長）。

（10）①新幹線ゆめづ

くり推進プランは、新幹線の開業を見据えた産業や観光の振興など、地域活性化を検討し、方策を具体化するものだ。新幹線に関するさまざまなアイデアや地域づくり等の情報を県民が提供する、新幹線ゆめ語りに取り組みたい。新幹線駅と駅周辺の整備はユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、広域交通の結節や魅力あるまちづくりの拠点となることを基本に、地域性のある整備を進めたい。②並行在来線沿線は、沿線住民が利用しやすいダイヤ編成、観光振興等での利用促進等を講じ、経営の合理化、効率化を進めていく。第三セクターは、平成一六年春の開業に向けて準備を進めている。厳しいスケジュールだが、新幹線開業に遅れることがないよう、万全の対応をしていきたい（知事）。

（11）①熊本天草幹線道路は松島道路三・三kmが五月開通予定で、その先の有明町上津浦までの約一〇kmも平成一七年度完成予定である。これ以外は調査検討の段階にある。早期整備を図るための有料道路制度は採算性等の課題も残り、今後検討したい。②天草五橋は、松島橋の大規模補修を実施している。残りの四橋で、長期の交通規制を伴う補修工事の必要は生じていない（土木部長）。

鬼海議員は、次の内容の質問を行った。

（1）①（ア）県財政の現状と今後の中期財政見通しについて。（イ）昨年設置された県税制研究会では、自主課税の可能性が検討され、年度内に一定の取りまとめがあると聞いている。今後、どのように進めるのか。②市町村財政の現状をどのように

捉え、市町村への支援についてどう考えているのか。(2) ①川辺川ダム問題について、二回の集会を終えての感想と今後の取り組みの方向について。(ア) 国は「国営かんがい排水事業での受益者負担金は要らない」と説明しているようだが、その説明を危ぶむ声もある。受益者負担金について。(イ) 土地改良事業全体での事業費と国、県、市町村、受益者それぞれの負担額について。(ウ) 参加市町村ごとの負担額について。(エ) 県は今後、どのような営農指導を考えているのか。(オ) 土地改良事業は申請事業だが、すでに対象農家約四、〇〇〇人のうち二、一〇〇人が反対の意思表示をしている。今一度、関係市町村と再検討すべきではないか。(3) ①二期目の介護保険料算定に入るこの時期に、介護保険導入後の総括と今後の支援策について聞きたい。②低所得者対策をどのように考えているのか。③高齢者生活支援ハウスやグループホームなどの中間的施設の整備について。④これからの介護保険の現状を考えると、健康づくり運動の取り組みが重要ではないか。(4) ①地球温暖化に伴う高潮防災対策の強化と設計基準の見直しについて。②海岸の管理体制を強めるため、専門家などによるコースタルドクター制度を確立することは、海岸の管理体制を強め、海と海岸の保全や防災・危機対応に大きな役割を果たすのではないか。(5) 新・生物多様性国家戦略骨子案の中でも、浅海域の再生、干潟等湿地の保全などが主要テーマ別の基本方針に取り上げられている。不知火海湾奥部の改修についての知事の考えは。(6) 二級河川今新地川(小川町・松橋町)は、勾配も緩

やかで冠水被害が著しく、一刻も早い改修が待たれる。今後の見通しについては。(7) 県内工業製品の需要拡大等に対する支援のあり方についての知事の所見。(8) ①新規高卒者の雇用の確保に向けた取り組みについて。②採用選考にかかわる問題事案も数多く報告され、障害者や定時制高校など、条件が不利な子どもたちへの影響を心配している。それらへの対応について。

これらの質問に対して、県執行部は次のように答弁した。

(1) ①(ア) 昨年二月に試算した中期財政見通しは、平成一四年度の財源不足額を約一〇五億円と見込んでいたが、それが約一六二億円に拡大するなど、極めて厳しい財政状況である。また、一四年度当初予算を踏まえた今後五年間の見通しは、昨年度試算よりも一五年度と一六年度の財源不足額がさらに拡大する状況にあるが、国の構造改革の進展等で一定の経済成長が達成されるならば、一七年度はおおむね収支の均衡が見込まれる予定である。(イ) 法定外目的税や法定外普通税等は、税財源の充実確保等の観点から重要。庁内の関係課長による県税制研究会を設置し、適格性、納税者問題、国の経済政策等との整合性等、幅広い観点から調査研究している。本年度内に一定の取りまとめを行うが、制度化を判断するには、導入の課題等の詳細を整理する必要がある。平成一四年度も検討を深めたいと考えている。②本県市町村は、財政基盤が脆弱で、平成一二年

度決算でも経常収支比率や公債費負担比率が低い水準にあるなど、厳しい状況にある。県は地方税財源の充実確保を国に要請

し、市町村でも徹底した行財政改革や合併等による行財政運営の効率化が肝要で、市町村の円滑な財政運営が図られるように支援していきたい。(2)①第二回は第一回に比べ、治水をテーマに論議が展開されたが、流量や森林保水力の問題などの論点が残し、論議の継続が必要と考えている。残念だったのは、それぞれの意見に共感や反対の声が上がったこと。まずは双方、意見を傾聴することが必要だったのではないかと。県も有意義な論議となるよう、今後も総合調整を図り、オープンで公正な場での論議を継続していきたい。市房ダムや荒瀬ダムなどの県事業も説明責任を果たしていきたい(知事)。②(ア)平成四年六月の市町村議会の議決で、国営川辺川土地改良事業で実施するかんがい排水、農地造成、区画整理事業のうち、かんがい排水の国県負担を除く地元負担分は、全額関係市町村が負担することになっている。(イ)国営事業と関連事業、全体の事業費は約五六〇億円と見積もっている。このうち、国は約三四九億円、県が約一三三億円。市町村と受益農家の負担額は、国営事業の市町村負担額が約三二億円、農地造成と区画整理の受益者負担額が約二億円である。関連事業の負担額は、市町村と受益者を合わせて約四四億円となっている。(ウ)国営事業の各市町村の負担は、平成四年五月の川辺川土地改良事業組合の会議で、当時の計画での試算が示されている。それを現計画で計算すれば、相良村が約七億円、山江村が約六億円、多良木町が約五億円、錦町と須恵村がそれぞれ約四億円、人吉市と深田村がそれぞれ約三億円となる。(エ)県は昭和六三(一九八八)年

に川辺川地区営農改善対策協議会を通じて、作目の選定や営農方式の確立等の総合的指導を行ってきた。具体的には、県が策定中の球磨地域農業計画に沿ったものだ。ハウスのリースや機械等の共同利用での個別経営体や生産組織等、施設野菜、露地野菜、茶の作付け拡大、梨や桃の施設化である(農政部長)。(オ)川辺川土地改良事業は昭和五八年の事業着手後、農業情勢の変化や受益農家の意向等により受益区域を縮小し、平成八年度に計画変更してきた。地元市町村や議会、受益農家等に事業推進の要望がある一方で、受益農家には、農業の先行きに不安を持つ農家があり、今後とも農家や地域住民の理解を得られるよう国に説明を求め、県関連事業は県の説明責任を果たしたい(知事)。(3)①二年が経過した介護保険制度は、利用者の九割弱が満足を示す一方、施設サービスへの志向の高まり、ケアマネジャーの力量不足事例などの課題が明らかになっている。県は制度的な課題を国に提言し、必要な改善に努めている。高齢者ががやきプランでは、人口減少社会や超高齢社会の到来、団塊の世代の高齢化を念頭に、高齢者保健福祉施策を見直したい。各地域、市町村のこれまでの支援のほか、今後は、公的支援でカバーし得ないサービス提供のNPO法人(特定非営利活動法人)立ち上げ支援にもモデル的に取り組む。また、市町村の介護保険事業計画の策定も支援したい。②現行制度でも所得に応じた五段階の保険料額があるが、なお低所得者には負担感が強い。訪問介護の利用開始時には軽減措置がなく、制度施行の前後で格差が生じており、低所得者対策の充実を国に提言し

ていきたい。③今後、より身近な地域に、心安らかに生活できる、高齢者生活支援ハウスやグループホーム等のニーズが高まると予想される。そのため、高齢者かかやきプランに基づき、介護保険施設と併せ、生活支援ハウス等の整備も着実に推進していきたい。④熊本県は、個別健康教育やリハビリテーション体制整備では、全国一の取り組みを進めている。国が策定した「健康日本21」に対応した「くまもと21ヘルスプラン」推進プログラムを昨年三月に策定し、また住民の健康づくりを担う市町村の計画策定にも支援している。今後、これらの計画に基づき、生涯を通じた健康づくりに取り組みたい(知事)。(4)①県は、平成一年の台風18号による高潮災害を契機に、昨年度が取りまとめた高潮防災対策に関する研究成果を踏まえ、本年一月、熊本県高潮対策検討会を設置して、堤防等の施設の整備と防災体制の強化から検討を進めている。施設整備では潮位や波高の見直しを、防災体制の強化では住民避難情報の収集伝達や地域づくりをそれぞれ検討するが、その基礎となる潮位、風向き、風速等の観測施設の整備を平成一三年度から着手した。②県はこれまでも熊本県海岸行政連絡協議会の設置など、海岸の管理に努めてきたが、環境問題、防災や利活用などの課題が発生し、海岸保全施設、その背後地や周辺海域を多面的に管理する必要が生じてきた。このことから、提言の趣旨も受け止め、専門家等との連携強化を一層図っていきたい。(5)不知火海湾奥部は、絶滅危惧種のシオマネキが高い密度で生息するなど、重要な自然環境の地域であるが、土砂の堆積が著しく、その改

修等をこれまでも関係町と検討してきた。しかし、事業効果、環境影響、財政負担等々で有効な対策を見いだせない状況にあり、どのようなことができるのか、引き続き研究していきたい(知事)。(6)今新地川の河川改修は、近年の冠水被害を踏まえ、進め方や課題を検討。JRの橋梁周辺の拡幅工事を平成一二年度から行い、今新地橋から下流域の安全性を確保した。今新地橋から国道3号までの一、二〇〇mの未改修区間は昨年、現地測量を終了。町や地域の代表者に、改修計画の概要や用地規模、既得水利権の調整等について説明している(土木部長)。(7)県内工業製品を含め、県産品愛用の機運の醸成は大切で、付加価値を高める製品づくりやサービス開発は、今後の県経済の活性化策として、雇用の創出の観点からも重要である。このため、製造業の分野でも、商談会の実施による販路拡大や共同受注の仕組みづくりなどを支援していきたい(知事)。(8)①新規高卒者の求人確保は、県内が大幅に減少。経済四団体と事業主団体に求人要請を行い、各学校はハローワークとの連携で、求人開拓を行っている。職業系高校を中心に一八校に就職アドバイザーを配置してきたが、どの学校も内定が厳しく、卒業後の就職にも取り組んでいる。平成一四年度は、就職希望者が多い学校四〇校に就職アドバイザーの配置を拡大して、就職支援に取り組んでいきたい。②採用選考にかかわる問題事案は減少してはいるものの、面接時の不適切な質問や求人票との相違等の事例も挙がっている。教育委員会は適正な採用選考が行われるよう、採用選考にかかわる問題事案の是正に努めている。各学校

長には、定時制・通信制課程の生徒や障害のある生徒が不利益を受けることがないよう、十分配慮するように通知。各事業主には適正な採用選考が行われるよう、知事部局の関係部長と教育長の連名で要請している（教育長）。

氷室議員は、次の内容の質問を行った。

- （１）本県の社会情勢と経済状況についてどう認識するのか。
（２）①本年度当初予算の特色、特徴はどのようなものか。②（ア）雇用創出と地域経済の活性化にどのような戦略をもつて臨むのか。（イ）平成一五年度予算の雇用創出事業で、どの程度の効果がもたらされるか。（ウ）セーフティーネットの構築に向け、どのような観点から施策を展開するのか。③（ア）今回事示された中期財政見通しについて。（イ）裏付けとなる中期的な経済情勢の展望とその課題について。④歳出で大きな比重を占める人件費について。③①来年度の市町村合併推進にあたっての当面の課題と対応について。②熊本市の周辺町での熊本市との合併の動きについて。③（ア）市町村合併問題に絡み、通学区域の見直しについて。（イ）教職員異動の見直しも必要ではないか。④①（ア）雪印食品の食肉偽装事件に関連して、食関係の企業の姿勢とモラルはどうあるべきか。（イ）本県が被った損失とイメージダウンの信頼回復に向け、今後どう取り組むのか。②（ア）雪印種苗のミニトマト産地偽装問題をどのように受け止め、再発防止と信頼回復にどう取り組むのか。（イ）食の安全確保について、組織横断的な対策室等を設

置すべきではないか。（５）①ハンセン病の歴史や実態検証にどう取り組むべきか。②本県も資料館等の新設を含めた対応を検討しているのか。③社会復帰への支援策、差別や偏見の解消に向けた取り組みについて。（６）①（ア）高校生の就職の取り組みをどのように考えているのか。（イ）来年度に向けた取り組みをどう進めていくのか。②（ア）インターシップ制度についての認識と、本県の最近の取り組みについて。（イ）雇用の維持と創出への切り札として期待されるワークシェアリング（複数の従業員で一つの業務を分担する取り組み）に対する認識と今後の対応について。③行政型ワークシェアリングについての認識と、その導入について。（７）①雪印食品の偽装牛肉事件を受けた学校給食の現況と県の対応について。②中途退学者等のアンケート調査の結果とその分析、対応について。③（ア）完全週五日制にあたり、ゆとり教育と学力の向上の矛盾をどのように捉え、その解決をどのように図るのか。（イ）補習授業や部活動など、各学校間の格差拡大を大いに懸念する高等学校への対応について。④スポーツ、文化、芸術の面で特筆すべき人材が採用できる教職員採用試験について。（８）①くまもと県民交流館バレアの開設を機に、NPO法人への税の優遇措置、助成制度の創設が必要ではないか。②NPO法人を支援するための人材育成、派遣について。③四月オープンのかまもと県民交流館におけるNPO活動（特定非営利活動）促進の内容と具体的な取り組みについて。

これらの質問に対して、県執行部は次のように答弁した。

(1) 経済では県内景気が厳しく、とくに雇用面で昨年一月に〇・五二倍だった有効求人倍率が本年一月は〇・三八倍と厳しさを増し、寿屋の民事再生法の申請など、先行きが不透明である。社会情勢では児童虐待やDVの増加、産地虚偽表示等が発生している。(2) ①予算編成は、年度前半に政策評価システムの導入などで政策の議論を重ね、その考え方を各部署長に示し、雇用創出、有明海・八代海再生への取り組み、「21世紀への挑戦プロジェクト」の推進に弾みをつける施策について、ユニバーサルデザインの理念を盛り込んで重点化を図った。予算編成過程も具体的な事業や内容等の議論を各部署長や財政当局と行い、めり張りのついた予算となるよう配慮した。②(ア)雇用創出と地域経済の活性化は表裏一体で、地域企業が安定し、地域経済が活性化すれば、長期的な雇用が確保できる。中長期的な戦略として新産業の創出や企業誘致の促進で雇用創出を図りたい。(イ)緊急地域雇用創出特別基金による雇用創出効果は、県と市町村二一〇事業で、雇用約二、〇〇〇人を見込んでいる。県単独の追加造成の基金で、中高年者の常用雇用を試行的に促進させる就職支援事業等にも取り組む。(ウ)セーフティーネットは緊急地域雇用創出特別基金事業のほか、中小企業への各種制度融資、失業者の生活資金貸付け、相談窓口の設置などで構築したい。③(ア)今回の中期財政見通しの試算では財務省の経済成長率を用い、平成一五年度から一六年度にかけては約二〇〇億円の財源不足が見込まれるが、構造改革での経済成長率の達成は財政健全化計画最終の一七年度には、収支

の均衡を見込んでいる。(イ)今後は、一三年度第二次補正予算等や米国経済の改善、構造改革などで、一四年度後半には民需回復に動き出すと期待される。県は雇用創出を最重点課題に地域経済の活性化を図り、計画期間内に財政健全化の道筋をつけたい。④歳出の人件費割合は投資的経費に次いで大きい。平均年齢上昇や一八年度以降の退職手当増高も予測され、人件費の推移には留意したい。(3) ①合併推進の課題は、市町村で財政状況や将来展望に差があることで、情報不足から住民の理解もまだ十分でない。②昨年八月に国が公表した市町村合併支援プランの中で、政令市の指定要件の弾力化が盛り込まれたことを受け、熊本市はそれを視野に入れた組織の設置が検討されていると聞いている。しかし、宇城地域や山鹿・鹿本地域、菊池地域などの動きは、熊本市との合併を検討してのものではない。ここしばらくは推移を見守りたい(知事)。③(ア)地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、本年一月から通学区域を各都道府県の実情に合わせて設定できるようになった。県も県立高等学校教育整備推進協議会の答申で、生活環境等の大幅な変動がある場合は、通学区域の見直しを検討する必要があるとしている。市町村合併の動向を見守りながら、必要に応じて見直しも検討したい。(イ)教職員の異動は、全県の視野に立ち、適材適所の配置、職員の年齢や経験年数等を基本に異動の方針を定め、適正な人事異動に努めている。この方針は、市町村合併にかかわらず毎年度検討している(教育長)。(4) ①(ア)雪印食品の問題は極めて遺憾で、消費者や生産

者の怒りの行動も理解できる。雪印食品は企業存続を断念したが、これは、消費者等の信用を失うことで企業の被る代償がいかに大きいかを示している。食品関係の会社には、これを教訓に企業モラルの確立を望みたい。(イ) 県は、県産牛肉の信頼回復を図るため、各種メディアの利用やイベント開催、テレビのスポットPRに取り組みたい。(ア) 県は偽装情報を受け、税関や植物検疫所等を調査し、小売店等を巡回指導してきたが、事実確認できていない。国には監視体制の強化や効果的な法整備等を要望した。再発防止では立入検査員を増員し、JAS食品表示一〇番を設置した。信頼回復では関係業界等の研修、啓発等を充実させたい。(イ) 食品表示への的確な対応と関係部署調整のための組織体制について早急に結論を得るべく、実務的に検討している。(五) ①ハンセン病問題の歴史や検証は、国が体系的、専門的に取り組むべきだが、本県も関係資料の収集に取り組んでおり、再発防止や差別のない社会づくりに役立てたい。②国が資料館等の新設を検討すると聞いており、菊池恵楓園に設置されれば、普及啓発の上で有用と考える。③社会復帰支援策は、昨年末、県営住宅への優先入居を制度化した。今後、里帰り事業等を拡充させた新たなふるさと事業に取り組みたい。差別や偏見の解消に向け、引き続き取り組んでいく(知事)。(六) ①(ア) 平成一四年度二月末日現在の公立高校の就職内定率は、八二・五%。昨年一二月末の六五・一%からは好転しているが、前年同月と比べ四・五ポイント下回り、依然として厳しい。(イ) 平成一四年度は、就職希望者が多い学校四〇校

へ就職アドバイザーを配置し、拡大する。就職アドバイザーの複数配置は、今後検討していく。全校的な就職支援体制でも、保護者等も含めた支援体制づくりを各学校に働きかけたい(教育長)。(ア) 県も職場体験の推進を、熊本県労働行政プランで重点施策と位置づけ、平成一〇年度からインターンシップ事業に取り組み、一三年度前期までに延べ一四九企業が三二六人の学生を受け入れている。(イ) ワークシェアリングの導入は、厳しい雇用情勢の中での雇用の維持、多様な働き方の実現手法の一つとして、検討すべき課題と認識する。現在、政労使ワークシェアリング検討会議で検討されているが、条件整備等で多くの課題があると聞く。県は検討会議の状況を見守り、対応を検討したい(商工観光労働部長)。(三) 行政型ワークシェアリング制の導入では、若年者の雇用で効果がある一方で、検討すべき点も多い。本県は財政健全化に取り組む中での課題も多く、今後メリット、デメリットを踏まえて、幅広く検討したい(総務部長)。(七) ①二月末現在、学校給食実施校七〇一校中二六七校が雪印製品を使用し、うち六〇校は他社製品に切り替える意向。実施主体の市町村教育委員会の判断に委ねたい。②平成一二年度末の追跡調査によると、中途退学の起因は学校生活と進路変更。退学後は約七割が仕事に、約二割が通信制高校や専門学校等に通っている。学校生活による中途退学の防止では、的確な高校情報の提供や高校生活への適応を促し、的確な生徒理解など、学校全体で取り組んでいる。進路変更については新たな進路の選択支援も必要で、ハローワークなどの関係

機関と連携したい。③(ア)学校教育が求める学力は単なる知識の量だけではなく、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力まで含めたもので、それが今回の新学習指導要領の狙いと認識する。

県教育委員会は校長等を対象に、二一世紀を拓く熊本の教育推進講座等を開催し、教師の意識改革を図っている。子どもセンターの設置、青少年関係指導者養成のための研修会の開催など、地域で子どもを育てる環境整備にも取り組んでいる。(イ)土曜日に各学校で、補習や部活動、ボランティア活動等を実施する場合は、完全学校週五日制の趣旨を踏まえて計画するよう指導したい。④芸術、文化、スポーツ面の優秀な人材の採用は、少ない採用数、教師としての適性等の課題もあり、慎重な検討が必要ではないか(教育長)。(8)①税の優遇措置については、法人税や所得税の寄附金控除の対象となる認定NPO法人は公益性の観点から要件が厳格で、実際の認定は全国二法人のみである。このため、国は要件の緩和を検討していると聞く。助成制度は、NPO活動の本質が自主的、主体的な活動のため、運営経費への助成は慎重に考える必要がある。パートナーシップは重要な課題で、平成一四年度の予算において、NPO法人による在宅介護サービス立ち上げへの助成、NPO法人と連携をしたサービス提供の実証実験に取り組むことにしている。②本年度から特定非常利活動促進法や団体運営に関する研修会を実施し、来年度も実施予定である。本年四月から一年間、社会福祉法人大阪ボランティア協会に県職員の派遣を予定している。③くまもと県民交流館パレアは、NPO法人やボランティア活

動の相談対応やボランティアの講座案内などに取り組んでいく。事業は県民やNPO法人、ボランティア団体等と行政とのパートナーシップの下、適切に運営したい(環境生活部長)。

【一般質問】

三月一二日に渡辺利男(県民クラブ)、坂田孝志(自由民主党)、岩中伸司(新社会党)、一三日に築森守(無所属)、馬場成志(自由民主党)、鎌田聡(県民クラブ)、一四日に長瀬恭祐(自由民主党)、荒木章博(無所属)、林田博達(自由民主党)の各議員がそれぞれ質問を行った。

潮谷県政

(1) 今回の鈴木宗男衆議院議員の事件を教訓に、県政における政と官の関係について、どういう考え方でリーダーシップを発揮するのか(渡辺)。(2) 田中真紀子前外相の流した涙を、小泉純一郎首相は「涙は女性の最大の武器」と発言しては反発を受けるなど大きな問題になった。潮谷知事は一月三〇日の知事定例会見でこの問題に触れ、「男性にそういう感覚があるとするならば認識の誤り、人間として流した涙」と発言した。その真意を聞きたい。(3) 二年間の熊本の政治についての感想、これからの県政運営での夢、希望、これからの県政運営の軸足について(林田)。

これらに対する知事の答弁は、次の通りであった。

(1) 政治と行政は、職務権限に基づく役割分担と市民社会

への責任の観点から、車の両輪である。県民から負託を受け、大事な県政を預かっている、との意識は一日として欠いたことはない。職員には情報公開、説明責任、施策の優先順位と言っている。議会にも信頼を寄せ、そこに反映された県民の意見を十分に尊重するよう努めてきた。(2)人は、悲しい時、うれしい時、悔しい時に涙を流すもので、個人差はあるが、性別で涙に違いはないような気がする。男性とはこういうもの、女性とはこういうものと、ひとくくりに論ずるのではなくて、一人の人間として認め、尊重し、評価することが何より大切ではないか。(3)この二年間の歩みは決して平坦ではなく、議員、職員、県民の支えや助言なしには乗り切ることができなかった。この二年間意識し続けてきたことは、選挙公約の遂行、県民に負託された県政、未来社会から預かった県政、そうした道標の中で進んできたような気がする。これまで自分自身の暮らしの中で得てきた、障害があっても、老いがあっても、小さくても人間の価値に変わりがない、一つ一つの命に頭を垂れるという信条で県政に取り組んできた。同時に県政はプラン、ドゥー、チェックの一つ一つのプロセスに、透明性を高くして、情報公開や説明責任を遂行していく必要性を言い続けてきた。職員にもコスト意識、スピード、チャレンジと、自らが納税者である意識、自ら質的な向上を図ることの大事さを言ってきた感じがする。豊かな自然、おいしい水と食べ物、交通の利便性に富み、保健、医療、福祉が充実している県、熊本に住み続けたい、熊本に戻りたくなる県、縁を結びたくなる県を目指して、ユニ

バーサルデザイン理念を具体化し、県政の運営に取り組んでいきたい。

県政全般

(1) ①(ア)第二次行政改革の成果重視型行政の実績をどう評価するか。(イ)第三次行政改革の熊本県行政システム改革プランの方針について。②今後の職員の意識改革への取り組みについて。③第三次行政改革で組織体制を見直し、事務処理の簡素化など、従来の手法を見直す必要があると思うが(築森)。(2)国、県、市町村等との人事交流の検討状況について(馬場)。(3)①市町村合併に向けた全国的な現況と合併特例法の期限延長も含めた今後の取り組みについて。②県境を越えた合併を推進する考えがあるのか。隣接県と具体的に接触したことはあるか。③今後の中球磨五か町村の合併への支援について(長瀬)。(4)①政令市に向けた全国の動きと県の考え方について。②政令市制度の概要について(馬場)。(5)四月からのペイオフ解禁に対して、公金管理をどうするのか(林田)。(6)①川辺川ダム建設の住民集会の今後の進め方について。②川辺川ダム建設事業見直しの代替案が専門家から提出されており、全庁的に協議、討議して、国土交通省に問題提起をしてはどうか。(7)①県の雇用対策の現状とその取り組みについて。②(ア)雇用確保の最も有効な方法は、年休の完全消化と残業をなくすことではないか。(イ)知事部局職員の年休の取得状況と時間外勤務の状況について。③県の雇用拡大施策として、職

員採用枠拡大を基本に、嘱託職員等の継続的な雇用も有効な方法だと思ふが、どうか（岩中）。(8) ①新幹線開業は商工業をはじめとする各産業にどのような影響を与えると予測するのか。②新幹線を生かした地域ごとの戦略をどのように考えていくのか。③新幹線開業を契機に、一〇年後を見据えて観光産業をどう強化していくのか。④新幹線を生かすためにも、東西軸の骨格、市電の延伸とライトレール化は必要で、県も積極的に取り組むべきだと思うが（渡辺）。(9) 今後の公共投資、公共事業のあり方について検討すべきではないか（築森）。(10) ①農業の活性化、地域振興につながる都市と農村、漁村の交流促進について、その現状と今後の方向について。②安全な農産物を安定的に地元へ供給する地産地消のさらなる推進について（岩中）。(11) 電子投票導入についてどのような認識を持っているのか（鎌田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①(ア) 第二次行政改革大綱では、成果重視型行政の実現を目指し、六五項目の分野で、数値目標を掲げて取り組み、中長期的な定員の管理、本庁の部の再編や地域振興局の設置、政策評価システムの導入、情報公開条例の改正などの成果を上げた。(イ) 第三次行政改革の基本方針、行政システム改革プランを策定した。プランは、生活者の視点に立った行政サービスを提供する県政運営システムの構築を目指している。基本的には、県政運営の仕組みや行政の守備範囲等を見直し、職員の意識改革にも取り組む。今後、取り組み項目ごとの

年次計画に沿って適切な進捗管理を行い、改革を進めていきたい（知事）。②多様化、複雑化する県民ニーズに対応するためには、職員が既存の枠組みや概念にとらわれることなく、前向きに柔軟な発想で県行政を推進することが必要である。このような観点から、今回の行政システム改革プランでも、職員の意識改革を重要な柱に掲げて意識啓発運動を全庁的に展開したい。具体的には、職員が、組織の使命、業務の成果、コストなどを認識し、課題を明確にする職場研修等を導入し、県職員出前講座の実施などで一層の意識改革を図っていく。③平成六年一〇月に「行政手続法」が施行され、平成八年四月に「熊本県行政手続条例」を施行し、適正な処理に努めてきたが、社会経済環境の急激な変化の中で、より迅速で的確な事務処理が必要である。このため、行政システム改革プランで、意思決定の迅速化や責任の明確化等のための組織再編や権限移譲、オンライン化による標準処理期間の短縮等を推進するとした。(2) 国への派遣は、本年度から新たに厚生労働省職業安定局へ派遣を行う予定。他県との人事交流は、これまで続けてきた神奈川県から今後の継続は難しいとの申し出があり、新たな交流県の選定のための協議に来年度早々から入りたい。市町村との人事交流は、来年度から新たに三市町村と開始し、市町村合併協議会への職員派遣も現在の五人から八人に拡大する。他に社会福祉法人大阪ボランティア協会や政策研究大学院大学等に新たに派遣を予定（総務部長）。(3) ①全国的には昨年一月以降、埼玉県さいたま市など五件が成立している。合併重点支援地域も、三月五

日現在で三一府県、七七地域、三四三市町村になるなど、全国市町村の約六割にあたる二、〇〇〇以上が何らかの検討組織に参加している。国は二月二一日の市町村合併支援本部会議で、あらためて期限延長はしないことを確認している。県は地域振興局を中心に、とくに慎重な地域にその実情を踏まえた対応方策を助言するなど、なお一層支援を強化したい。来年度の早い時期までに、本県独自の市町村合併総合マニュアルを作成したい（知事）。②国が昨年八月に策定した合併協議会の運営の手引の中では、合併の相手方が都道府県境を越える場合も、具体的な話し合いに踏み込むことを求めている。県も具体的な論議が高まった場合には、関係県と連携した支援が必要と考えている。その場合、県境変更のための特別法の制定や住民投票も必要で、市町村合併特別法の期限を考慮すれば、合併の熟度をできるだけ早く高める必要がある。本県は一部で話題になったが、議論が高まっている状況にはなく、隣接県でも具体的な動きは見られない。③五か町村は平成一五年四月の合併に向け、電算システムや連絡道路、事務処理体制の整備などを開始している。県はその経費支援のための市町村合併特例交付金の交付に向け、平成一四年度予算案に所要額を計上している。また、新町建設計画の具体化や地域審議会の設置等を支援している（総務部長）。（４）①政令市は、昭和三十一年の地方自治法の改正による制度創設以降、今日まで一二が指定されている。今回の熊本市の動きは、国の市町村合併支援プランを受けたもので、合併や政令市移行等を視野に入れた組織の設置が検討され

ていると聞く。県は、まずはそれぞれの市町村での議論の方向を見極めて対処することが必要であり、しばらくは推移を見守りたい（知事）。②指定要件は、地方自治法で「政令で指定する人口五〇万人以上の市」とあるが、おおむね人口八〇万人以上で、将来一〇〇万人程度が見込まれる都市が指定されている。政令市は、社会福祉や保健衛生等の事務が都道府県から移譲され、地方自治法その他法令により、他の市とは異なる取り扱いがなされる。県と政令市の役割分担では、国直轄以外の国道の管理、県道の管理、児童相談所の設置、県費負担教職員の任免等の事務が県から移譲される。政令市は条例で区を設け、事務所を置く。市議会、県議会議員の選挙は、この区を選挙区とすることになる。県の関与でも知事の許認可等がなくなるほか、地方交付税と地方道路譲与税、軽油引取税交付金等で必要な措置がなされる（総務部長）。（５）昨年九月にペイオフ解禁対応方策検討会を設置して、総務省の地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策等を参考に検討してきた。本県のペイオフ対策は、一つ、経営状況が良好な金融機関での確実な預金運用、二つ、公金の一部の国債等の確実な債券運用、三つ、金融機関破綻の場合の預金債権と借入金債務との相殺とした。中小企業等への制度融資資金の場合、平成一四年度は、原則普通預金預託としている（出納長）。（６）①八代市であった第二回住民討論集会は治水をテーマにしたが、流量や森林保水力の問題等も残っている。今後も継続し、それぞれの立場から議論できるよう運営方法を工夫したい。②川辺川ダム事業に関する討論の実

施、流域の環境対策および地域振興について、一月に設置した球磨川流域政策調整本部を中心に取り組んでいく。国土交通省はダムが最も妥当な対策であることを、県民に公正かつオープンに説明すべきで、今後とも住民討論集会のコーディネート役割を果たしたい（知事）。（7）①県も、熊本県雇用創出対策を取りまとめ、失業者対策は緊急の課題として、緊急地域雇用創出特別基金事業を活用した公的部門での緊急かつ臨時的な雇用を創出するとしている。雇用のミスマッチ解消のため、各種職業訓練の実施、訓練修了者への情報提供や就業相談等に取り組むほか、再就職が厳しい中高年齢者の試行的雇用を促進させる事業などにも取り組む。（2）（ア）時間外労働の削減等による新たな雇用の創出は、企業の業務内容や業績見通し等を踏まえた総合的な経営判断で対処されるものと考えて（商工観光労働部長）。（イ）知事部局の年休取得状況は平成一二年の全職員平均で年間一一・五日、時間外勤務は一二年度全職員平均で年間一一・七時間である。（3）財政健全化計画に基づき、一七年度までに二〇〇人の職員削減、大幅な臨時職員削減を実施する予定で、雇用拡大のための嘱託職員の採用増は課題も多い（総務部長）。（8）①新幹線開通は時間短縮、定時性の高い輸送力で、県外企業の進出、商取引の拡大、新たな商業の集積、観光客の増加等に寄与するもの。その効果を各産業へ普及させるために、官民が役割分担して、能力を発揮できる環境づくりが大事である。（2）協議会を設置し、新幹線開通後の地域づくりの方向性や開業効果を全県的、多面的に普及させる方策等について検討し

たい。また、各地域での協議会等の組織化を促進したい。③新幹線の開業を見据え、地域の特色に応じた観光振興策を市町村とともに検討しながら、具体的な事業の展開、推進を図りたい。とくに、優れた観光素材や地域文化、伝統工芸等を生かして、観光振興施策を推進したい。④新幹線の開業効果を産業面や観光面で生かすには市電の活用は有効で、昨年五月の熊本都市圏総合都市交通計画協議会で、路面電車のライトレール化や延伸などの施策が提案された。県は、市電の活用はユニバーサルデザインを反映したまちづくり、環境問題への対応等に資すると認識するが、整備財源、自動車交通への影響等々の課題を抱え、熊本市も独自に検討を進めている。熊本市など関係機関と引き続き協議したい（知事）。（9）大都市圏に比べて遅れている本県の社会資本整備を推進する観点から、公共事業の必要性は依然として高い。財政健全化計画で投資的経費は抑制しながらも、限られた財源の中で公共事業の一層の重点化と効率性、効果的な推進に努めるとしている。このため、一〇億円以上の大規模な公共事業は毎年度見直しを行い、政策評価や公共事業再評価を踏まえ、予算編成過程等で事業の重点化に取り組んでいる（総務部長）。（10）①都市と農山漁村の交流は、農産物の販路拡大などが期待できることから、有効な地域振興策である。県は、阿蘇の草原や天草の水産物等を活用したグリーンツーリズムのメニューづくり、物産館等での収穫、加工体験等の実証事業の支援を行っている。球磨はJAや農家、行政から成る観光農業の研究会を立ち上げ、受け皿づくりなどに取り組

んでいる（企画開発部長）。②本県は、わが国有数の農産物生産県で、全国に向けて高品質で、おいしい農産物を供給している。他方、新鮮で安全、安心な地場農産物を求める動きも大きくなっている。これらを踏まえ、地産地消を推進する観点から、くまもと21農業振興運動を中心に、地域の需要に応じた小物野菜等新規作物の導入や生産出荷体制の整備の検討、生産者と消費者による交流会等のネットワークづくりに取り組み、小中学校給食等への地場農産物の活用促進や消費者の農業理解促進に努めていく（農政部長）。⑪本年二月に投票方法等の特例法が施行され、投票所の電子機器による投票の特例が設けられた。この投票方法は、県および市町村の選挙で各自自治体の条例により導入できる。県議会議員選挙等の場合は、電子投票制度導入市町村のうち、県が条例で指定する市町村に限り行うことができる。電子投票は開票事務の効率化、迅速化が図られる一方で、多額の経費を要するなど考慮すべき点もある（総務部長）。

交通

①整備新幹線鹿児島ルートは中止が見直すべきではないか。その基本的な考え方について（鎌田）。②①（ア）今後、在来線の鉄道高架化事業にどう取り組むのか。（イ）市計画道路春日池上線の未着工区間は、万日山トンネルを含む西側からも着手し、両方から取り組んだ方がよいのではないか。②一〇月に合同庁舎移転候補地の月星化成に申し入れた時は、どのような状況だったか。先行取得の用地購入費は、新年度予算

には計上されていないが、協議が成立したらどうするのか（荒木章）。③①（ア）高さ二五mの新幹線高架橋が民家の上に覆いかぶさる水俣市長野地区を一刻も早く安心して生活できる環境にすべき。具体的な対策について。（イ）新八代―西鹿児島間のトンネル工事で、生活用水や農業用水に被害が出ている。早急に解決する責任があるのではないか。（ウ）水俣はたるの家の新幹線用地の土地取用を強行した場合、県は今後の活動をどう補償するのか。②九州新幹線鹿児島ルート建設の県民負担は、計り知れない。県財政運営の立場から見解を聞きたい。③（ア）並行在来線第三セクターの事業設立に必要な熊本県側の負担総額と自治体の負担割合について。（イ）第三セクター会社への資本参加は、民間を含めてどの程度の規模か。（ウ）第三セクターの将来展望について（岩中）。④西部第一土地区画整理事業に伴う新駅の設置について（鎌田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

①新幹線は西日本全域の発展と振興のために必要な交通基盤で、新幹線開業は本県経済の活性化に大きく寄与すると考えている。確かに県財政は大変厳しいが、公共投資の一層の重点化を図り、引き続き推進し、並行在来線対策等にも取り組みたい。②①（ア）鉄道高架化事業のJR鹿児島線の約四km、豊肥線の約一kmの区間は、二月一日に都市計画事業の認可を得たところで、用地買収を推進したい。上熊本駅付近までの高架化延伸の都市計画決定に向けて取り組みたい。（イ）都市計画画道路春日池上線の祇園橋から鹿児島線までの約三〇〇m

の区間が先月、国の事業認可を得て事業に着手した。残る万日山トンネルを含む未着手区間も、新幹線の開通や鉄道高架化事業の完成を見据えた取り組みが必要。平成一四年度は、地質調査や予備設計などを行う予定である（土木部長）。②国の合同庁舎の移転は、熊本駅周辺のまちづくりの核となる事業だが、国の予算措置と移転先地の確保が必要。そのため、月星化成株式会社熊本工場敷地を第一候補と考え、一〇月に同社社長に協議を申し入れ、現在、具体的な条件について事務的協議が続いている。先行取得の用地費は、協議が整う見込みがついた段階で必要な措置を講じ、市、国とも連携して移転先地を確保したい。予算措置も引き続き国に働きかけ、合同庁舎の早期移転が、実現できるよう取り組みたい（企画開発部長）。③①

（ア）新幹線の建設でも環境対策に配慮が必要。長野地区で住環境の改善にもつながる事業ができないか、水俣市と検討してきたが、現時点でそのような事業を見いだし得ない。今後とも市と協議を続けたい。（イ）湧水が生じた地区は、日本鉄道建設公団が、ボーリング井戸の掘削やトンネル坑内湧水の送水等の応急措置を講じ、トンネル工事完了地域についてはため池の設置等の協議を進めている。（ウ）水俣はたらの家の土地収用は、国土交通大臣が、昨年三月に土地収用法に基づく事業認定を告示。用地交渉の状況や事業スケジュール等を勘案し、熊本県収用委員会に土地収用の手続きが取られたものと考えている。収用委員会の審理が行われ、収用の裁決が近々出されると聞いている。今後の活動の補償については、その結果を見守りたい

（知事）。②九州新幹線建設事業に係る県内総事業費は、国土交通省が算定した鹿児島ルート全体の総事業費から推計すると約六、九五〇億円。県、市の負担額は総額で約二、二四〇億円と見込んでいる。多額の事業費を要するものの、限られた財源の中で公共投資の一層の事業の重点化を図り対応する（総務部長）。③（ア）熊本県側の負担総額は、初期投資額などから算出する。現在、四月中をめどに取りまとめを急いでいる。県と沿線市町との負担割合は、熊本県側が固まった時点で、沿線市町と協議するが、過大な負担をかけないよう配慮したい。（イ）会社への資本参加については県、沿線市町主体と考えているが、民間からの幅広い支援、協力も今後要請したい。（ウ）少子高齢化、過疎化に伴う利用者減が懸念されるが、通勤通学をはじめ、沿線住民の利用しやすいダイヤ編成の工夫や沿線市町と連携した観光振興の利用促進策を講じ、経営の合理化、効率化に努めたい。（４）当該地周辺は、熊本市がＪＲ鹿児島本線と都市計画道路近見沖新線との交差点付近に新駅を計画しており、平成四年二月に駅前広場が都市計画決定された。現在、新駅設置について、熊本市がＪＲ九州と協議中と聞いている。県も新駅設置をＪＲ九州に要望したい（企画開発部長）。

県民生活

（１）①ＩＴ（情報技術）講習会のこれまでの総括と今後の取り組みについて。②ＩＴ講習会で活用した配備機器の今後の活用方策について（鎌田）。②①国土調査法に基づく地籍調

査の誤差の現況について。②市町村が行う誤差の修正に要する費用について（長瀬）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）①ＩＴ講習会は、本年三月末までに約八万七、〇〇〇人が受講見込みだ。アンケートによると、四〇歳以上の参加が多く、理解度も普通または理解できたが九割超であった。今後の取り組みとして、市町村にＩＴ講習会の継続的な実施等を要請し、県もＩＴ学習サポートデスクを設置する（企画開発部長）。

②県教育委員会は、ＩＴ講習会の実施にあたり国の補助を受け、県立図書館、視聴覚ライブラリー、青少年教育施設の六施設に一一六台のパソコン等の機器を配備している。これらは、県立図書館でのインターネット利用サービスの拡充や情報活用能力向上のための講習会に活用し、青少年教育施設では、利用団体の研修用に、また県民を対象にしたパソコン講習等に活用する。視聴覚ライブラリーの機器は、四月にオープン予定のくまもと県民交流館パレア内の生涯学習推進センターに移設。県の主催講座に活用し、就業支援のための講習や会議室の附属設備として貸し出すことになっている（教育長）。

（２）①地籍調査は昭和三〇年度以来、四六市町村が完了して五六％の進捗率だが、測量方法や技術の不熟さ、所有者の立ち会いが不十分だったことなどから、地籍図と現地との間に誤差が生じているところもある。このため、山鹿市を含め五市町の地籍図は、法務局が不動産登記法に規定する地図として採用していない。②誤差修正の対応策は、関係市町村と法務局を交えた地籍調査事務打合会を

実施し、誤差問題に取り組んでいる。国は、調査中の市町村の早期完了と新規の調査着手を優先する考え。県としては、誤差修正のための再調査制度の創設について引き続き国に要望していく（農政部長）。

健康・福祉

（１）この先どうなるのか心配な小児救急医療体制の整備について（坂田）

これに対する健康福祉部長の答弁は、次の通りであった。

（１）熊本市域や有明地域以外の小児救急医療は、一般の救急医療体制の中で対応している。広域的な小児救急拠点病院の整備、小児科専門医グループによる在宅当番医制の導入拡大等の小児科救急医療体制の整備を急ぎたい。新たな小児救急医療体制の整備への補助制度も創設され、平成一四年度は、これを活用して健康保険八代総合病院を整備してのモデルの実施を支援する。

環境

（１）①環境ビジネスフェアの今後のあり方について。②成果重視の環境ビジネスの育成策について（渡辺）。

（２）①有明海・八代海再生のための具体的取り組みについて。②事業の進捗状況や効果を把握する体制について。③特別措置法が制定された場合、財政的支援も行われる。どのように対処するのか（坂田）。

（３）ＥＭ活用の効果を検証して、河川浄化運動を検討す

べきではないか（**鎌田**）。（4）公共関与による産業廃棄物処理の方針を早急に打ち出すべきではないか（**坂田**）。（5）自然エネルギーと今後の企業局電気事業の取り組み方向について（**長瀬**）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（1）①平成一一年度から県主導で取り組んできた「くまもと県民環境フェア」は、本来民間での実施を目指してきた。来年度は県主導を見送ることとした（**環境生活部長**）。②環境ビジネスは、本県経済の活性化と雇用創出につながるもので、その諸施策についても具体的な成果を出せるように努めたい。（2）①有明海・八代海再生は、生活排水処理施設整備計画の策定、合併処理浄化槽等の整備、排水規制の見直し、県民運動の展開、覆砂事業の実施、水産研究センターの調査研究事業の強化等に取り組みたい。海域の水質環境監視の調査を拡充したい。②有明海・八代海政策調整会議で、進捗状況や効果を把握しながら、事業を計画的に進めたい。③特別措置法は、今通常国会に議員提案される見込みで、財政支援措置等にも期待している。県は特別措置法が成立した場合、同法との整合性を考慮しながら、施策を充実させたい（**知事**）。（3）EM菌による河川浄化は、有効性について評価が分かれており、引き続き情報を収集して有効性を見極める必要がある。（4）公共関与による産業廃棄物処分場の整備について、平成一四年度に検討委員会を設置して、官民の連携方策、施設の内容、規模、運営主体、事業の採算性について検討したい。その上で、平成一四年中を

めどに、公共関与についての基本計画をまとめたい（**環境生活部長**）。（5）風力や太陽光、水力などはクリーンな再生可能エネルギーであり、これらによる発電は、地球温暖化防止に貢献することなどから、企業局も積極的に取り組んできた。国においては、電気事業者に太陽光、風力等の新エネルギーを利用した供給を一定量義務づける特別措置法が検討されている（**公営企業管理者**）。

商工業

（1）①（ア）技能五輪全国大会とアビリンピック（障害者技能競技大会）の開催準備について。（イ）大会を契機とした技能振興への取り組みについて（**長瀬**）。（2）熊本岩田屋の撤退問題に関連して、地元企業への県の対応について（**林田**）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（1）①（ア）技能五輪全国大会では、五つの競技会場の設営計画や使用機材の調達計画、宿泊輸送の計画、式典運営の計画、併催イベントの実施計画等の準備を進めている。現在、熊本大会への参加を目指し、多くの若者が休日返上で練習し、最終的には本県から一〇〇人以上の参加が期待される。アビリンピックは初の地方開催で、日本障害者雇用促進協会や地元の福祉団体等と調整しながら、技能五輪と同様に二つの競技会場での開催準備を進めている。本県選手の参加は二二競技すべてが目標で、七月の予選会への選手募集に努めている。（イ）両大会を、次代を担う人材の育成の場とも位置づけ、県内の小中高

校に大会見学を働きかけている。児童生徒対象のものづくり教育・学習等の充実、県立技術短期高等学校での実践技術者の育成や企業での高度技術者の技能向上への支援など、人材育成を強化する。障害者の職業能力開発でも雇用促進につなげたい（**商工観光労働部長**）。（2）熊本岩田屋の撤退問題は、企業自らの経営方針の問題だが、地域経済や雇用の安定等に大きな影響を与えることは言うまでもなく、中小取引業者等の経営や雇用への影響を最小限にとどめるための支援策は当然必要だ。県は、連鎖倒産防止のための金融支援措置や失業者の雇用対策等に組みたい（**知事**）。

観光振興

（1）NHK大河ドラマ「武蔵MUSASHI」について、観光振興の面でどう取り組むのか（**荒木章**）。（2）サッカーワールドカップ熊本キャンプのベルギー代表チームへの対応について（**馬場**）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（1）大河ドラマ「武蔵」などを利用した観光振興としては、平成一四年度に肥後の工芸に生きる武蔵再発見事業を伝統工芸館で開催し、ゆかりの地を訪ねる観光ルートづくりの旅行商品化の働きかけなどを行う予定である。関係機関と連携し、観光客の受け入れ態勢の整備に取り組みたい。今月から東京の主要映画館で、熊本県PRのCMを上映することになっている（**知事**）。（2）県、熊本市、県サッカー協会で、ベルギー代表チームの

受け入れ事務局を設置し、練習会場の整備、芝の管理、選手の警備体制などの受け入れ準備を、県警本部等と連携して進めている。通訳や美化ボランティアの募集、歓迎行事を準備している（**商工観光労働部長**）。

農林水産

（1）今後、くまもと21農業振興運動をどのように展開するのか（**馬場**）。（2）農業にどのような思いや理念を持ち、それをどう指導するのか（**林田**）。（3）本県農業の再構築のための今後の協同農業改良普及事業の方針および体制の整備について。（4）末広地区（玉名市）を含めた菊池川下流域の農業生産基盤の整備をどのように推進するのか（**築森**）。（5）雪印種苗のミニトマト偽装表示問題に関連して、今後の食品の安全性についてどのような取り組みを考えているのか。（6）①政府は二月二日、セーフガード本発動を見送り、日中農産物貿易協議会を設立しての問題解決で合意した。これまでの動きについて。②イグサ品質向上対策推進事業などの実績と今後の取り組みについて。③イグサの遊休機械処分対策をどのように推進していくのか。④イグサ価格安定制度の創設の見通しについて（**坂田**）。（7）①（ア）牛肉在庫緊急保管対策事業に参加した県内の食肉販売業者数について。検査以前の牛肉の保管状況調査と処分について。（イ）県庁食堂での県産牛肉使用の促進について（**鎌田**）。②（ア）廃用牛が農家経営を圧迫している事態をどう受け止めているのか。（イ）万が一、BSE陽性牛

が出たときの万全の支援策について。③(ア)出荷できない廃用牛を阿蘇の牧野で飼い直してみてもどうか。(イ)生産者自ら、保冷車を使った牛肉の県内移動販売をしたらどうか(馬場)。

(8)①植栽樹が一五年経過した頃に行う初回間伐は、初心者でもやりやすい作業で、放置林での植栽と初回間伐を、水源林環境整備事業として実施するつもりはないか。②(ア)初めて間伐作業を行う採用者への訓練の内容と費用はどうなるのか。

(イ)通勤、宿泊は費用も含め、どうするのか。(ウ)緊急雇用対策としての雇用期間は六か月間で、その後はどうするのか。せっかく訓練して一人前になった人たちを、その後も何らかの形で雇用していく方法はないか。③水土保全林としての役割を果たすための奥山の林種転換の必要性について(渡辺)。(9)

有明海・八代海再生の問題についての知事の所見について(林田)。(10)①ノリ養殖での酸処理への対応について。②漁場維持保全対策における覆砂のやり方について(築森)。(11)有明海再生の根本的な問題は、緑川ダムにある。緑川ダムに選択取水の施設を造ってほしいと国に要望できないか(林田)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1)くまもと21農業振興運動は、平成一一年度から変革による農業の元気づくりと、生産者と消費者の共生関係づくりの二つを基本目標に、生産者をはじめ関係団体等が丸となつて展開してきた。平成一四年度以降は運動のさらなる展開を図るため、農業の元気づくりでは、イグサの高品質化や産地の再編合理化などを進め、環境に配慮した農業を推進していく。共生

関係づくりでは、地産地消運動の全県的展開、生産者や消費者等構成のくまもと食・農ネットワークでの情報交換のほか、地域独自の体験学習等を推進していく。県内小中学校の一〇モデル校の学校給食への支援や知事認定の食の名人による食農教育等を実施していく。(2)本県の農業は、生産者や農業団体等の努力で全国のトップレベルにあるが、農産物価格の低迷、BSE問題、偽装表示問題等により、経営的にも精神的にも打撃を受けている。そのため、くまもと21農業振興運動に取り組んでいく。これらの施策は、農政に携わる職員が厳しい農業の現状を踏まえ、目指すべき方向を認識し、最善を尽くすことが重要。職員もそれにこたえているが、今後も努力したい。(3)

昨年一月、多様な担い手の育成、高品質生産技術の普及、環境保全型農業の推進等を基本とした、今後五年間の協同農業改良普及事業の実施方針を取りまとめた。普及活動体制では、技術指導力の強化のため、平成一三年度から従来の係制を専門技術ごとのチーム制に再編した。JA等の地域営農指導機関との連携や、営農指導が行える体制整備に努めていく。そのための交付金の確保を国に要望するなど、必要な予算額の確保に努めていく。(4)菊池川下流域は、これまでも用排水路や農道整備等の農業基盤を整備してきた。今後は施設園芸作物の高品質化や作物転換を図るため、排水施設等の整備を計画的に推進したい。末広地区は、平成一〇年度から用排水路等の整備に取り組んでいるが、平成一四年度からは抜本的な排水対策事業の基本計画の調査に着手し、年度後半の事業採択を国に要望している

(農政部長)。(5) 雪印種苗の八代産ミニトマト偽装問題での対策では、共同巡回指導や保健所の食品衛生監視員の監視指導に併せて、JAS法品質表示のチェックのほか、一般消費者の食品表示ウオッチャー委嘱、立入検査員の増員などの強化を充実させたい(知事)。(6) ①二月八日、上海で第一回の日中農産物貿易協議会が開催され、輸出入数量や貿易数量の管理方法等が協議されたが、合意には至っていない。②平成一三年度からイグサ品質向上対策推進事業に取り組んだ結果、品質が全体的に向上してきており、引き続き推進したい。③国の平成一四年度予算のイグサ・豊表産地強化特別対策の一環で、遊休機械の処分対策が予算化された。県も国の補助金に上乗せ助成をして、イグサ産地の再編合理化を進めたい。④国はイグサ価格安定制度創設について、詰めの検討をしている。県は制度創設が早急になされるよう、国に働きかけたい。(7) ①(ア)県内は、県経済連や県食肉事業協同組合連合会等四団体が、全国農業協同組合連合会等の全国団体からの委託で、この事業に取り組んでいる。このうち、県食肉事業協同組合連合会の会員で、対象牛肉の保管は五業者と聞いている。検査以前の牛肉の保管状況調査と処分は、全国的な取り組みが必要で、国に検査前牛肉の買い上げ、焼却処分を要望していく(農政部長)。(イ)県庁食堂は、熊本産の米を使っているが、牛肉の取り組みはコスト面から遅れており、県産牛肉を食材とした新メニューを検討するよう職員互助会に助言、指導していく(総務部長)。(2) (ア)畜産農家に廃用牛が滞留する要因は、BSEが確認された場合

を恐れて、出荷できずにいるためと考える。(イ)回避するためには、二月に国が創設した廃用牛の出荷流通を促すための助成だけでなく、BSE発生の影響を地域で緩和する支援対策が必要で、国に要望していく。(3) (ア)牛の健康状態を見て、阿蘇の牧野で放牧が可能かを見極める必要があるが、再び牛生産に供用することは可能と考える。関係団体と協議したい。(イ)保冷車を活用した生産者による牛肉の移動販売は、生産者の顔が見える一つの販売方法であり、検討したい(農政部長)。(8) ①水源林環境整備事業は、水源涵養(かんよう)に重要な役割を担う民有林のうち、森林環境の悪化した人工林について、一定の条件を付して県が間伐を実施する事業で、初回間伐も条件に合えば対象となる。(2) (ア)新規就労者の就業前の研修は不可欠で、国の全額負担で熊本県森林組合連合会が実施する。(イ)通勤や宿泊等の具体的な雇用条件は、受託した事業体が定めるが、実際の雇用は地元の実業者等を想定している。(ウ)新規就労者の継続を、各種事業を活用しながら、事業体に働きかけたい。(3)奥山の急峻(きうけん)な森林は、公益的な役割を担っている。県は地域森林計画に、立地条件に応じた広葉樹との混交林化の推進を盛り込んでおり、県民参加による森づくりなどを通して、多様な森林の整備に取り組みみたい。(9)有明海・八代海に係る施策は、海は次世代からの大切な預かり物との共通認識のもとに、海の再生に取り組むことが重要である。昨年、漁業者が自主的に取り組んだ海底清掃は、かつての豊穠(ほうりゅう)の海を取り戻そうとする決意の表れと受け止めており、継続が重要と考えている。(10)

①ノリ養殖における酸処理剤の使用について、県は高品質のノリを低コストで安定的に生産する技術として、国の通達等に基づき、適正使用を指導してきた。関係漁協は平成一一年に、漁業権行使規則に基づき、違反者処分を含めた自主規制のための規定を定め、漁場の巡回監視に取り組んでいる。県は、漁協の巡回監視への協力やノリ漁期を通したモニタリング調査とともに、使用量全体の削減にも取り組んでいる。モニタリング調査結果も、水産研究センターのホームページ等で、一般住民への提供に努めたい。②以前、覆砂は国の指導や砂の厚さが三〇cm以上必要との認識から、均一な厚さの工法を採用していた。しかし、平成一一年度の県水産研究センターによる調査等で、覆砂の凹凸がアサリの発生に有効なことが明らかに、一三年度事業から、簡単なならしを採用している。さらに低コストでアサリの増殖に効果的なならしの工法について、現在、国と有明海沿岸四県が検討を重ねている（**林務水産部長**）。①川から海に至る生態系の改善を図るには、既設ダムの環境改善対策を環境保全の観点から考える必要があり、国は緑川ダムで選択取水設備の整備を進めている。県は有明海・八代海政策調整会議や球磨川流域政策調整本部で検討を進め、既設ダムの水質および堆砂等の改善や下流の環境回復のための対策等に関して、補助制度の創設や拡充等を国の施策等に関する提案として取り上げていきたい（**企画開発部長**）。

土木・建築

（１）建設工事に係る委託の予定価格の事前公表の実施について。（２）①都市緑化の方策について。②熊本地域地下水保全事業支援システムの構築の運用予定などについて。（３）一般国道57号東バイパスの道路整備について、まず平面六車線化をして、その後必要な箇所の立体化を行った方が即効的ではないか（**馬場**）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）県発注の建設工事に係る委託の予定価格の事前公表は、平成一四年度の第二・四半期をめどに実施できるよう進めたい。（２）①道路や公園の緑化は、都市環境の向上を図る上で重要。その手引書として、公共施設緑化マニュアルなどを策定して、植栽を進めてきた。平成一五年度をめどに策定予定の都市計画区域マスタープランの中で都市緑化に関する方針を定め、都市緑化の保全、創造に努めたい。緑化への理解のために、住民ボランティアによる県営都市公園の管理など、県民参加による都市緑化にも取り組みたい（**土木部長**）。②熊本地域の地下水対策は重要。県と流域一六市町村の熊本地域地下水保全対策会議で、地下水保全事業を支援するシステムの構築を検討してきた。その趣旨は、地下水利用者の負担協力を財源に、地下水保全のための諸事業を実施するものだが、理解、協力を得るには協力金のあり方、対象者の考え方など、詰めるべき課題も多い。今後とも協議を行い、平成一四年度中を目標に基本的方向性で合意形成が得られるよう努力したい（**環境生活部長**）。（３）国はこれまでの提言も踏まえ、本年度内に整備方針を集約した提言書

をまとめる予定と聞いている。それらを考慮しつつ、具体的な道路構造の検討や都市計画の策定などに取り組むこととされている（土木部長）。

教育

（一）①不登校問題について、臨床心理士などの定期的な学校巡回相談を実施すべきではないか。②緊急地域雇用創出交付金を活用しての、教員免許を持つて教職員に採用されていない若年層によるスクールカウンセラーの増配置について（鎌田）。（二）①私立高校におけるスポーツ特待の現状について。②（ア）スポーツ特待と義務教育について。（イ）スポーツを通じた健全な本県の教育の推進について（荒木章）。（三）①全教職員はもとより、児童生徒や保護者に伝染病の予防策と症状、かかった場合の対応など、正しい知識の啓発に取り組んでいただきたいが、いかがか。②今後の学校の衛生管理に対する考え方について（鎌田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（一）①提案の臨床心理士の定期的な学校巡回相談は、現状では全学校での実施は難しいが、各学校の実情や要望等を踏まえ、臨床心理士を効果的に活用し、対応していきたい。②臨床心理士等の資格を持っていない児童生徒のアドバイザー的なスクールカウンセラーの増員の提案だが、心の教室相談員には、生徒が気軽に相談できるといふ観点から、地域の人材を活用している。今後心の教室相談員等に若い世代の人材活用を図っ

ていきたい（教育長）。（二）①私立学校のスポーツ特待制度は、生徒の能力向上や部活動の充実等で教育の活性化に寄与しているが、スポーツ特待生の募集は節度を持って対処する必要がある。特待制度による授業料等の減免は、そのことで学校経営や教育に支障が生じることがあってはならない。このため、私立高校の特待生募集は、中学校の教育や進路指導に十分配慮した節度ある運用を要請したい（総務部長）。②（ア）スポーツに優れた中学生の才能が認められ、高校のより高い水準の環境で研鑽し、自らの夢をかなえることはすばらしいことではないか。ただ、中学生の進路の決定は本人の能力、適性、興味、関心はもとより、保護者の願いにも十分配慮し、担任、進路指導の担当教諭、部活動顧問による指導やアドバイスを基に、慎重に行われるべきものであると考えている。今後より一層的確な進路指導が行われるように求めていきたい。高校の中学生募集も公立、私立を問わず、守るべきルールやマナーがあつてしかるべき。県教育委員会は、県立高校に毎年文書等で、より厳正かつ公正に募集を行うよう指導している（教育長）。（イ）児童生徒が自らの能力や特性を最大限に生かし、夢や希望を実現していくことは、人間本来の自己実現の欲求を満たす次元の高い営みであり、極めて有意義なものだ。熊本県教育改革大綱に示している児童生徒の資質や能力を十分発揮させ、個性を生かす学校教育を推進する意味でも、スポーツ活動は大いに意義あると考えている。しかし、中学生の募集は一定のルールやマナーで行うことが望まれる。中学校では適切な進路指導が、高校では

適正な募集が行われるよう取り組んでいきたい（教育委員会委員長）。（3）①伝染病をはじめとする感染症の特性や予防等について、全教職員はもとより、児童生徒および保護者が正しく理解することが大切であると考え、その啓発に努めている。県教育委員会は、学校等が取るべき措置を対応マニュアルとして示し、その趣旨の徹底を図っている。②学校の衛生管理は定期検査に加え、日常点検等の充実や児童生徒自らの、健康で安全な生活の確立が重要であり、なお一層の衛生管理の徹底に努めたい（教育長）。

警察

（1）警察官の職務に協力した勇氣ある民間人への対応について（坂田）。（2）暴走族の現状と追放のための施策について（荒木章）。

これらに対する警察本部長の答弁は、次の通りであった。

（1）自らの身に危険が及ぶことを顧みず、警察官の職務に協力援助した人々の正義感あふれる崇高な行為に報いることは、必要かつ大切なことだ。昭和二十七年、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律が施行され、遺族への一時金や遺族年金、負傷した人への障害給付金等が制度化されているが、見舞金等の本県独自の制度はない。県警としては今後、制度化に向けた検討を行っていきたい。（2）県内の暴走族は現在二五グループ、約二七〇人を把握し、取り締まりを実施している。とくに、熊本市内は特別暴走族取締班を中核に、週末ごと

に取り締まっている。平成一三年中は県内で約一、二〇〇人を検挙した。その結果、一一〇番通報は、一二年と一三年の比較で熊本市内は約四割減少している。現行法で、取り締まりが困難な暴走族の鉄パイプの携帯等も、その取り締まりを可能にするため、本年五月一日の施行を目標に熊本県道路交通規則を改正する作業を進めている。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 地域対策特別委員会

調査事件は、①市町村合併及び広域行政推進に関する件、②地域振興に関する件、③情報化の推進に関する件である。

松村昭地域対策特別委員長は、付託された調査事件について、次のように報告した。

（1）①市町村合併について、執行部からは、新しい時代にふさわしい行財政体制の確立のために有効な手段である、国は行財政支援策を制度化し、県も四月に広域行政推進室を市町村合併推進室に組織改正し、広い視野で各界の有識者から意見をいただく市町村合併支援会議の設置、県市町村合併特別交付金制度の創設、ならびに啓発事業を行っている、二月定例県議会に中球磨五か町村の廃置分合議案を提出し、天草の二地域と宇城西部地域の二市一八町が四月に法定協議会へ移行する予定で

ある、さらに、八代地域をはじめ、三地域、二市一〇町村で任意協議会が設置され、他の地域でも任意協議会を視野に入れた協議が開始されたとの説明があった。これに対して、委員から法定協議会設置のタイムリミットはいつ頃か、合併を進めている中での単独市町村の施設整備は、合併後の姿を考慮しての広域的な整備が図られるべきで、強く指導すべきではないかとの質問が出た。執行部からは、法定協議会設置のタイムリミットは来年度中となる、市町村の施設整備は、新しいまちの将来の姿を描く市町村建設計画等で、より広域的に適正配置を考えるよう指導するとの答弁があった。これに対して、委員から、市町村が危機意識を持って合併に取り組むよう強く指導すべきで、県は大所高所に立って、地方分権を進めるには合併の必要性を強く訴えるべきとの意見があった。②広域行政の推進について、広域連合の設立、一部事務組合の広域連合への統合を推進するとの説明があり、天草地域で三つの一部事務組合が広域連合に統合されたとの報告があった。

(2) ①地域主体の地域振興方策について、執行部から、県総合計画の地域計画、一一の郷づくりは、地域振興局を中心に取り組んでいるとの説明があった。これに対して、委員から、グリーンツーリズムや観光農業について質問があった。執行部からは、グリーンツーリズムは県内各地で取り組み、観光農業は受け入れ態勢づくりを進めているとの答弁があった。②産業振興での企業誘致について、執行部から、本県に集積が進んでいる半導体関連企業や研究開発型の企業をはじめ、高度技術を

有し、将来とも高い成長が期待できる業種、部門を重点に積極的に企業誘致を展開しているとの説明があった。サントリー株式会社の新工場建設の起工式が一月二十四日に行われたこと、平成一三年度の企業誘致は一〇件との報告があった。これに対し、委員から、企業誘致はテクノゾーンに集中し過ぎで、抜本的な検討が必要との問題提起があった。③県産木材の利活用について、執行部から、乾燥材など品質の確かな木材の供給体制が十分でない問題も顕在化している、県産木材の需要の減少で森林の公益的機能の低下が危惧されている、今後も、県産木材利用の意義などを県民にPRして需要を喚起し、品質、性能の確かな木材を安定的に供給できる体制の整備を推進するとの説明があった。熊本県公共施設・公共工事木材利用推進本部を新たに設置し、木材利用に関する基本方針を定めたとの報告があった。これに対し、委員から、県産材の利活用を推進するには住宅建築会社、建主等の動向等、意向や需要量に占める県産木材のシェアなどを把握し、マーケットのメカニズムを調査、分析し、対策を検討すべきではとの質問があり、執行部から、マーケットのメカニズムの把握は重要であり、対応したいとの答弁があった。

(3) 執行部から、平成二二年度に熊本県総合情報高度化プランを策定し、県域高度通信網の整備、ハード、ソフト両面からの公共・産業分野の高度情報化、また行政システムの革新のため、電子県庁の構築を、平成一六年度を目標に推進してきた、今年一月から県総合行政ネットワークの一部を運用し、四月か

ら本格稼働の予定であるとの説明があった。これに対し、委員から、現実には高齢者等はその恩恵を受けることができないのではないかと、インターネットの普及に伴う不正アクセス等のトラブルに対策が必要ではないかとの質問があった。執行部からは、電子県庁構築にあたって、約一〇万人を対象に県民のＩＴ基礎技能取得のための講習会を実施し、遠隔医療等について検討する、トラブルにはＩＴ講習会で具体的事例を示し、説明、啓発していくとの答弁があった。以上が審議された主な内容で、付託調査事件について、引き続き調査する必要がある、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに全会一致をもって決定したことが報告された。

(2) 交通対策特別委員会

調査事件は、①九州新幹線建設に関する件、②空港に関する件、③高規格幹線道路及び地域高規格道路に関する件、④熊本都市圏交通に関する件である。

草村照 交通対策特別委員長は冒頭、九州新幹線鹿児島ルートの新八代―西鹿児島間が平成一五年末、博多―新八代間が平成二五年までの完成が認可されたこと、天草エアラインの高い利用率の維持、熊本天草幹線道路の松島道路の五月の供用開始の見通し、都市圏交通における交通ネットワーク整備の前進を取り上げ、これもひとえに、議員各位の絶大なるご支援と県民の皆さんの熱意、そして知事はじめ執行部の皆さんの努力の結果と深く敬意を表すると述べた。そして、付託された調査事件に

ついて、次のように報告した。

(一) 九州新幹線建設について、執行部から、平成一四年度政府予算案で、鹿児島ルートは前年度比一六・七％増の一、三九二億円が確保され、新八代―西鹿児島間は順調に用地買収や工事が進み、博多―新八代間は本年度末から用地買収が本格化したとの説明があった。並行在来線対策について、執行部から、昨年度以来、旅客流動調査、概算収支試算等を行ってきた、熊本、鹿児島県の両県が合同会社の設立で合意したこと、今後、経営基本計画を策定し、本年秋の会社設立に向け準備を進めるとの説明があった。これに対して、委員から、第三セクターは全国各地で厳しい経営下であり、並行在来線も楽観できない、事業計画案を議会に事前説明するようにとの要請があり、執行部から、議会に説明責任を果たしたいとの答弁があった。委員から、並行在来線の運賃設定と車両基地の質疑があり、執行部から、南阿蘇鉄道など県内第三セクターとのバランス、バスとの競合等も考慮して設定すること、車両基地は現在、鹿児島県と協議中との答弁があった。委員から、新年度予算の新幹線ゆめづくり事業について質疑があり、執行部から、「21世紀への挑戦プロジェクト」に弾みをつける施策の位置づけとの答弁があった。

(二) ①熊本空港について、執行部から、ソウル便の再開や新規路線の開設を要望しているとの報告があり、委員から、国際線ターミナルビルの有効活用について質疑があり、執行部から、国際旅客定期便の再開等に向けた有効活用に取り組むとの

報告があった。委員から、熊本空港の国際貨物便について質疑があり、執行部から、輸送頻度が重要で、国際旅客定期便の開設に向けた取り組みが必要との答弁があった。②天草空港について、執行部から、空港整備法上の第三種空港とし、国が航空保安業務を行うよう働きかけている、天草エアラインは熊本便を中心に利用促進を図りたいとの説明があった。

(3) 高規格幹線道路、地域高規格道路について、執行部から、高規格幹線道路の九州縦貫自動車道人吉ーえびの間の四車線化工事、平成一四年度中の人吉インターー加久藤トンネル入り口間の四車線化、九州横断自動車道延岡線御船ー矢部間の現地調査、南九州西回り自動車道日奈久以南の工事、地域高規格道路における熊本天草幹線道路の松島道路の本年五月の供用開始、熊本西環状道路測量設計の実施などの説明があった。これに対して、委員から、熊本天草幹線道路は、途中区間を先に整備しても渋滞を引き起こすばかりで、政策転換が必要ではないかとの質疑があり、執行部から、国と県の区間があり、今後、国とすり合わせたいとの答弁があった。

(4) 熊本都市圏交通について、執行部から、熊本都市圏総合都市交通計画に基づき、優先順位づけの作業をしている、引き続き、公共交通機関の利用促進、時差出勤の導入、新水前寺駅周辺の交通結節機能の強化、環状道路の整備等を進めたいとの説明があった。これに対して、委員から、熊本電鉄藤崎宮駅から市電までの結節について質疑があり、執行部から、中長期的な課題として関係機関と協議したいとの答弁があった。委員

から、国道57号の立体交差化など国の事業について、県から国に強く言うべきとの質疑があり、執行部から、速やかに着工できるように、国に要望するとの答弁があった。以上が審議された主な内容で、付託調査事件について、引き続き調査する必要がある、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに全会一致をもって決定した。

(3) 環境対策特別委員会

調査事件は、①地球温暖化対策及びダイオキシンの類・環境ホルモン対策に関する件、②廃棄物対策に関する件、③水俣病対策に関する件、④有明海・八代海の環境保全対策に関する件である。

村上真美環境対策特別委員長は、付託された調査事件について、次のように報告した。

(1) 地球温暖化対策およびダイオキシンの類・環境ホルモン対策について、執行部から、平成一三年度ダイオキシンの類・気環境調査結果、水俣市江添川ダイオキシンの類追跡調査結果、ISO14001の認証取得の取り組み、フロン回収破壊法の制定と関係条例の改正等の報告があった。これに対し、委員から、県のISO取得は遅きに失しているのではとの質疑があり、執行部から、全国真ん中程度の順番だが、環境関連施策全般のチェックに重点を置くなど、他県と異なった内容との答弁があった。委員から、ISOの取得と維持の費用が高額で、中小企業では取りにくい実態と取得メリットについて質疑があり、

執行部から、県でも助成金を出している、取得すると環境配慮の企業と国際的に認証され、海外での扱いが優位と聞くと、県の入札指名条件には入れていないとの答弁があった。委員から、一二月の委員会で要請した国のダイオキシン類対策の現状報告について質疑があり、執行部から、平成九年から三年間で、国内総排出量が約七割の減少などの報告があった。

(2) 廃棄物対策について、執行部から、熊本県廃棄物処理計画の策定、産業廃棄物処理に係る公共関与の取り組み、廃棄物対策に関する状況について報告があった。これに対して、委員から、廃棄物処理計画の数値目標は、既存の数値目標を見直すのか、従来の産廃処理計画や次の処理計画をどうするのか、一般廃棄物処理広域化計画も見直すのか、との質疑があり、執行部から、数値目標は、環境基本計画との整合性を図り、上回る形で設定したい、既存の産廃処理計画は法的に失効しており、新法に基づく処理計画を策定する、一般廃棄物の広域化計画は、市町村の意向を踏まえた計画で、基本的に踏襲する、との答弁があった。関連して、委員から、公共関与では先取りの姿勢、発想が必要との質疑があり、執行部から、まず出さない、出たら再資源化する、処分なら適正に、という優先順での取り組みを踏まえ、公共関与基本計画策定の中で議論したいとの答弁があった。委員から、不法投棄対策として、家電リサイクル料の前取りについて質疑があり、執行部から、実効性があり、国へ検討を要望しているとの答弁があった。

(3) 水俣病対策について、執行部から、水俣湾魚介類の水

銀水準調査結果、水俣病認定申請棄却処分の取り消し訴訟の提起、水俣港埋立地管理補修マニュアルの策定について報告があった。これに対して、委員から、現在の景気がチッソ株式会社、社の患者補償に与える影響について質疑があり、執行部から、経常利益が五三億円を下回ってもすぐに抜本策が崩れることはないが、水俣病患者補償遂行のため、チッソ株式会社に一層の経営努力を指導したいとの答弁があった。

(4) 有明海・八代海の環境保全対策について、執行部から、熊本県有明海・八代海再生に向けた総合計画、今漁期のノリの生産状況、海砂利採取等の報告があった。これに対し、委員から、特別措置法と総合計画との関連はどうなるか、再生の取り組みを沿岸自治体と協力して行うとは、主に何をするのかとの質疑があり、執行部から、措置法の基本的方針が出たら、充実にさせるべきは、計画を見直すことになる、自治体と連携して行うものは、生活排水処理計画の作成や意識啓発との答弁があった。委員から、平成一四年度新規事業の骨材需給予測調査事業の内容について質疑があり、執行部から、骨材需給の実態等を調査し、有明海・八代海再生に向け、海砂利採取を検討する資料を得るとの答弁があった。委員から、ノリ網の撤去で第一部会と第二部会の対応が違ったが、その背景について質疑があり、執行部から、一斉撤去を指導したが、漁業者の間には撤去後に思うような生産ができるか不安があったとの答弁があった。委員から、ばらばらな対応では困る、漁業者がしっかりと認識で行動し、県も統一した対応を強く指導するようにとの要望が

あった。委員から、ホルマリン使用は禁止なのだから、何か規制を検討する必要があるとの意見があった。以上が審議された主な内容で、付託調査事件について引き続き調査する必要がある、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることに全会一致をもって決定した。

続いて、荒木議長は各特別委員会の委員長報告の終結を宣言し、質疑と討論の有無を問い、無いことを確認した。続いて、原案の通り可決することに決定した。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成13年度熊本県一般会計補正予算(第9号)〈第20号 平成13年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)〉(先議分)

【説明・審議】一般会計補正予算の主な内容は、国の第一次補正予算および第二次補正予算に対応した公共事業、社会福祉施設整備、交通安全施設整備の追加等であり、このほか、緊急地域雇用創出特別基金事業の円滑かつ効果的な推進を図るため緊急地域雇用創出特別基金に県単独で五億円を積み立てるために必要な経費および国の当初予算に係る補助事業の内示増減や事業確定に伴うもの。これらにより、一般会計の補正額としては一〇五億円の増額補正となり、この結果、平成一三年度一般会計予算額は八、三八一億円に上った。二月二七日に上程され、直ちに知事による提案理由の説明があり、各常任委員会に付託された。三月四日に各常任委員会の審査があり、同五日の本会

議で各常任委員長が報告した。

坂田孝志厚生常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係四議案、条例関係一議案。審議の結果、付託議案はいずれも原案の通り可決することに決定した。

早川英明経済常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係一〇議案。審議の結果、いずれも原案の通り可決または承認することに決定した。

小杉直農政常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係二議案、条例等関係二議案。審議の結果、いずれも原案の通り可決することに決定した。

田方初美建設常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係五議案、条例等関係五議案。審議の結果、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

船田直大文教治安常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係二議案。審議の結果、いずれも全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

幸山政史総務常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係六議案、条例等関係一議案。審議の結果、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

- (2) 議案第32号 平成14年熊本県一般会計予算〈第54号 平成14年度熊本県有料駐車場事業会計予算(後議分)〉

【説明・審議】平成一四年度一般会計の編成は財政健全化計画を踏まえ、歳入面で四二億円を確保し、歳出面では一八五億

円の抑制を行い、残る一六二億円の財源不足額は四基金を一〇七億円取り崩すとともに、財政健全化債を五〇億円発行することなどで収支均衡が図られた。その結果、予算額は平成一三年度当初予算比較で二・五％減の七、九二五億円。その主な財源は県税一、四〇四億円、地方交付税二、五六四億円、国庫支出金一、五〇六億円、諸収入四六四億円、県債一、一五六億円。二月二七日に上程され、直ちに知事の提案理由の説明があった。三月一四日、各常任委員会に付託され、同一八日と一九日の各委員会で審査。同二二日の本会議で各常任委員長が報告した。

林田博達厚生常任委員長は、審査の経過とその結果を報告した。付託案件は予算関係四議案、条例関係五議案。委員から、つどいの広場事業の取り組みについて質疑があり、執行部から、子育て中の集いの場を設置し、アドバイザーの相談、助言も行う、保健センターや保育所等の空きスペースで実施予定との答弁があった。委員から、社会福祉施設の利用者等の苦情処理について質疑があり、執行部から、苦情処理は利用者等からの申し出に基づき、県社会福祉協議会内の運営適正化委員会で解決される、県も苦情処理制度の周知に努めたいとの答弁があった。委員から、男女共同参画社会審議会委員の公募の状況および委員選定について質疑があり、執行部から、現在、審議会委員一〇人のうち二人を公募している、男女共同参画社会を理解した意欲のある人を選びたいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

早川経済常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告した。

付託案件は予算関係一一議案、条例関係六議案。委員から、地産地消は一次産業のみなのかとの質疑があり、執行部から、二次製品の利用を地元の商店街や商工会の取り組みとして推進したいとの答弁があった。委員から、シルバー人材センターについて、町村界を越えた組織設立の考え方について質疑があり、執行部から、シルバー人材センターは仕事を通じた社会参加の場として重要と認識している、まずは各市町村に拠点をつくり、その後、市町村合併の動きを見ながら、考えていきたいとの答弁があった。委員から、林業公社への貸付金に関連し、森林の公益的機能の観点から抜本的な改善策を考えるべきとの質疑があり、執行部現在、林業公社の累積債務は約二七〇億円で、現状での完済は困難、全国四〇公社も同様で、農林漁業金融公庫資金の利子補給や県費貸出分の交付税措置等を国に要求することが必要と考えている、木材需要拡大の政策的措置なども含めた総合的な対策として検討すべきとの答弁があった。委員から、緑の少年団の活動に関し、教育委員会との連携で、子どもたちの土曜日の過ごし方を検討してほしい旨の要望があった。委員から、藻場減少の原因と対策のための九州各県連携の調査の必要性について質疑があり、執行部から、原因は水温の上昇と海藻を好む魚の増加が考えられる、現在、藻場の分布調査中で、他県と連携して研究に取り組みきたいとの答弁があった。委員から、有明工業用水道事業で予想される多額の累積欠損金の解消について質疑があり、執行部から、上水への転用や河川維持流量としての買い上げなど、国土交通省等に働きかけているとの

答弁があつた。委員から、上水転用を含め、早期解決に努力するようにとの要望があつた。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

前川收農政常任委員長は、審査の経過とその結果を報告した。付託案件は予算関係二議案、条例等関係一議案。委員から、県庁食堂の県産食材使用の働きかけ、県産食材の使用状況について質疑があり、執行部から、担当部署とこれまで数回話し合っている、現在、県産米は一〇〇％で、野菜もある程度使用との答弁があつた。関連して、委員から、学校給食用牛乳供給事業について質疑があり、執行部から、学校給食に県内産牛乳を使つてもらっているとの答弁があつた。関連して、委員から、熊本の自衛隊で県内産使用も検討してほしいとの要望があつた。委員から、主要消費地のスーパーマーケット等への売り込みについて質疑があり、執行部から、スーパー等のニーズではとくに定量の確保で、産地情報を市場に送り込むことが重要との答弁があつた。委員から、BSE対応食肉施設整備対策事業の焼却炉の完成について質疑があり、執行部から、屠畜場法の改正で危険部位焼却が一〇月一八日から適用され、それまでには完成させたいとの答弁があつた。委員から、国営土地改良事業の地元負担金の未納解消対策について、防災機能に疑問の意見がある天君ダム（上益城郡御船町）について、また埋設農薬問題への対策について質疑があつた。執行部から、地元負担金未納解消は、土地改良区役員との意見交換や関係農家の納入意識の啓発、指導に努めたい、天君ダムについては緑川流域のすべて

の防災計画にかかわりがあり、今後地元と協議しながら検討したい、また埋設農薬問題は県内二か所の周辺で環境調査を行う予定であるとの答弁があつた。委員から、畜産経営糞尿処理施設の現状について質疑があり、執行部から、平成一六年一〇月末までに適切な家畜排せつ物処理施設の整備が義務づけられており、期限までに進めたいとの答弁があつた。執行部から、その他、ミニトマトや牛肉の表示偽装問題についての報告があり、委員から、食品表示ウオッチャーの人選について質疑があり、執行部から、具体的な要領等、今後詰めたいとの答弁があつた。委員から、立入検査の指導について質疑があり、執行部から、不適正表示の違反者に適正な表示をするよう文書で指示したとの答弁があつた。委員から、先議分のJAS法の充実等についての意見書を国に提出した件で、その後国の動きについて質疑があり、執行部から、農水省の対策本部で早急のJAS法改正に向けて検討されているとの答弁があつた。委員から、不知火の塩トマト生産のような取り組みをPRする必要があるのではないかと質疑があり、執行部から、産地の情熱が伝わるPRに努めたいとの答弁があつた。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

河端俊夫建設常任委員長は、審査の経過とその結果を報告した。付託案件は予算関係五議案、条例等関係三議案。委員から、市町村へ引き継ぐ旧道部整備が十分でないとの声もある県道のバイパス工事について質疑があり、執行部から、引き継ぎ協定に基づき、地元市町村との現地調査、要望内容等との調整を踏

まえて整備している、見解の違いで要望通りでないこともあるが、とくに危険箇所への安全対策には万全な措置を講じたいとの答弁があった。委員から、緊急雇用対策で行う雑草除去や清掃の地元ボランティア等との調整について質疑があり、執行部から、今回の緊急雇用対策は道路美化が目的で、ボランティアは考えていないが、地域愛護目的のものでは検討したいとの答弁があった。関連して、大津町から長陽村立野までの国道57号の整備についての要望があった。委員から、県営住宅の駐車場使用料値上げの利用者説明について質疑があり、執行部から、今月五日に駐車場管理組合の組合長への説明会を開催したが、三月中に再度説明会を開催するとの答弁があった。関連して、県営住宅のエレベーター設置は、ユニバーサルデザインにも配慮してほしいとの要望があった。委員から、熊本港の造成地の売却見通しについて質疑があり、執行部から、平成一四年度事業の新規メニューで地盤改良が補助対象になり、当初の売却予定額より低く抑えることが期待できるようになった、ポートセールス活動の中で、このような土地を活用したいという話も聞かされている、との答弁があった。審議の結果、原案の通り可決することに決定した。

坂本哲志文教治安常任委員長は、審査の経過とその結果を報告した。付託案件は予算関係三議案、条例等関係九議案。委員から、初任者以外の教職員への研修、指導について質疑があり、執行部から、二年目、六年目、一年目の研修や職種ごとの研修等を実施しているが、不祥事後は服務面での研修にも力

を入れるとの答弁があった。委員から、育英資金貸付金の滞納状況について質疑があり、執行部から、滞納金はここ数年毎年二〇〇万円程度減少との答弁があった。委員から、体育施設管理費は経費節減した予算額なのかとの質疑があり、執行部から、公益法人への派遣職員の人件費も含まれるが、管理費は節約しているとの答弁があった。委員から、長嶺町の旧免許センターと松橋町の試験場の利用について質疑があり、執行部から、旧免許センターは県の文書庫等に活用され、ワールドカップのプレスセンターとしても利用する、試験場は引き続き警察で管理するとの答弁があった。委員から、警察の装備の状況について質疑があり、執行部から、防弾チョッキ、防刃防護服も整備し、順次更新するとの答弁があった。委員から、タクシー等の昼間点灯について質疑があり、執行部から、四輪車も昼間点灯すると二輪車と混同してしまうため、現時点では考えていないとの答弁があった。委員から、出会い系サイト犯罪の件数と内訳について質疑があり、執行部から、県内は六件を摘発、内訳は県少年保護育成条例違反三件、窃盗と詐欺が各一件、覚せい剤取締法違反一件との答弁があった。審議の結果、付託議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

園村敏二総務常任委員長は、審査の経過とその結果を報告した。付託案件は予算関係五議案、条例等関係一三議案。委員から、財政健全化に向けた現状と今後の見通しについて質疑があり、執行部から、平成一三年度当初予算の取り組みはほぼ目標を達成できる、平成一四年度当初予算は一六二億円の財源不足と

なつたが、基金の取り崩しや財政健全化債の発行等で何とか対応できたとの答弁があつた。関連して、委員から、二年連続の予算減が県民生活に与える影響について質疑があり、執行部から、県財政は地域経済に直接、間接的に関連しており、影響が少なくなるよう事業の重点化を図る財政運営に努める、雇用対策には予算を重点化し、制度融資の運用は、事業者の意向に沿うよう商工観光労働部とも協議したいとの答弁があつた。委員から、防災消防ヘリの運航状況について質疑があり、執行部から、転院搬送一六回、救急搬送四回、救助活動五回、捜索活動等四回の発動があり、ドクターヘリとしても運用している、市町村の防災訓練にも参加しているとの答弁があつた。委員から、ヘリは一機しかないのも、他県との連携を図るようにとの要望があつた。委員から、広報費について、より効果の高いものを、その効果を検証しながら進めてほしいとの要望があつた。委員から、住民基本台帳ネットワーク推進事業での個人情報保護について質疑があり、執行部から、本人確認情報の利用目的等は法律で限定され、関係職員にも安全確保および秘密保持の義務があり、違反には懲役等の罰則もある、国で行政機関の個人情報保護等の法制化に向けた動きがあるとの答弁があつた。委員から、平成一五年四月の県議会議員選挙に関連して、県議会議員選挙でも選挙公報を発行してほしいとの要望があつた。委員から、政策評価による見直し効果と予算縮減効果について質疑があり、執行部から、縮減額は初年度で十分精査できないが、事業を見直した結果、休廃止した事業が四〇件ある、挑戦プロ

ジェクトに係る事業は、予算要求時に政策評価に基づくものかをチェックしたとの答弁があつた。関連して、委員から、職員一人一人が自覚を持つて政策評価に取り組んでほしいとの要望があつた。委員から、パイオフに関連して、金融機関の基準を設けているのかとの質疑があり、執行部から、従前から専任職員二人で情報分析を行っている、その情報や格付、株価などを総合的に分析して選択したいとの答弁があつた。このほか、委員から、県が発注する委託等で、障害者雇用率達成を基準にするなどの制度を検討してほしいとの要望があつた。審議の結果、原案の通り可決することに決定した。

3 決算認定議案

- (1) 議案第27号 平成12年度一般会計歳入歳出決算および議案第28号(第48号までの平成12年度各特別会計歳入歳出決算の認定について)

【説明・審議】一二月定例会で決算特別委員会の継続審査事件として付託された案件で三月五日、倉重剛決算特別委員長から報告があつた。決算の概要は一般、特別両会計を合わせた歳入総額が九、七六七億三、〇〇五万四、五八二円。歳出総額が九、三七六億三、七四九万三一〇円であり、差し引き三九〇億九、二五六万四、二七二円。この額から翌年度へ繰り越すべき財源一四二億一、九二四万五、四六六円を差し引くと、実質収支額は二四八億七、三三一万八、八〇六円の黒字だが、さらに前年度の実質収支額を差し引いた実質単年度

収支額は四二億一、九四五万七、八〇一円の赤字。一般会計の財源構成は、自主財源が三六％、依存財源が六四％。自主財源の中心となる県税収入は前年度より二・七％増加し、一、五六八億五、三九八万七、三六〇円。また、県債の発行額は、前年度より八・八％減の一、一五〇億五、〇四〇万円であった。そして、歳入確保と予算執行上の問題点、施策推進上改善または検討を要する事項等を指摘して、最後に結論として次のように述べた。慎重に審査を重ねた結果、平成一二年度熊本県一般会計および特別会計歳入歳出決算の認定に係る議案第27号から第48号までは全員賛成をもって、それぞれ認定することに決定した。

4 条例等議案

- (1) 議案第23号 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【説明】保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴い、保健婦、看護婦、准看護婦、助産婦の名称を保健師、看護師、准看護師、助産師に改めるための改正案である。

- (2) 議案第55号 熊本県設置条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】機構改革を行うため、「企画開発部」を「企画振興部」に改める。

- (3) 議案第56号 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

【説明】地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、関係規程を整備する等のための条例案である。

- (4) 議案第57号 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】介護休暇の期間を改める等のための条例案である。

- (5) 議案第60号 熊本県条例の形式を左横書きに改正する条例の制定について

【説明】熊本県条例の形式を左横書きに改正するための条例案である。

- (6) 議案第84号 熊本県立装飾古墳館条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】熊本県立装飾古墳館に分館を設置するためおよび条例を改正するための条例案である。

- (7) 議案第91号 町村の廃置分合について

【説明】平成一五年四月一日から球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村および同郡深田村を廃し、その区域をもって球磨郡あさぎり町を置くものである。

【審議】本会議で各常任委員長が報告し、審議の結果、原案の通り可決された。

5 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第16節 平成14年6月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一四年六月一八日

閉会 平成一四年七月二日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

補欠選挙当選（三月一七日投票）

吉永 和世（水俣市、自民党入会） 建設常任委員、交通対策特別委員

議員辞職

田方 初美（四月一日、八代市長選立候補のため）

補欠選挙当選（五月一九日投票）

福島 和敏（八代市） 経済常任委員、環境対策特別委員

中村 博生（同） 文教治安常任委員、交通対策特別委員

会派異動

中村 博生（六月一二日、自民党入会）

4 県執行部

知事

潮谷 義子

副知事

黒田武一郎

出納長

河野 延夫

総合調整局長

北川 正

総務部長

古田 勝人

企画振興部長

田島 淳志

健康福祉部長

中村 義彦

環境生活部長

高本 信治

商工観光労働部長

片岡 楯夫

農政部長

安田 宏正

林務水産部長

清塘 英之

土木部長

今坂 堅三

公営企業管理者

佐藤 博治

教育委員会委員長

今村 潤子

警察本部長

折田 康徳

教育長

田中 力男

監査委員

寺嶋 建

人事委員会委員長

中島 伸之

議会議務局長

長野 孝治

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

6月18日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
21日	本会議	一般質問
24日	本会議	一般質問
25日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
26日		特別委員会
27日		常任委員会
28日		常任委員会
7月2日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成一四（二〇〇二）年六月一八日午前一時、五三議員が出席して開会された（一人欠席）。内容は、平成一四年度熊本県一般会計補正予算等の諸議案の審議、議決であった、川辺川ダム住民討論集会の議論が活発に展開され、ハensen病問題、有明海・八代海の再生問題などが主な論点となった。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	平成14年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	可決
2	専決処分の報告及び承認について	承認
3	専決処分の報告及び承認について	〃
4	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決
5	熊本県住民基本台帳法施行条例の制定について	〃
6	熊本県立肥後学園設置条例の一部を改正する等の条例の制定について	〃
7	熊本県沿岸漁業構造改善協議会等設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	土地収用法等に基づく参考人及び鑑定人の手当に関する条例の制定について	〃
9	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県警察の交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例を廃止する条例の制定について	〃
13	工事委託契約の締結について	〃
14	工事委託協定の締結について	〃
15	市村の境界変更について	〃
16	専決処分の報告及び承認について	承認
17	専決処分の報告及び承認について	〃

24	23	22	21	20	19	18
採用委員会委員の任命について	採用委員会委員の任命について	公安委員会委員の任命について	人事委員会委員の選任について	専決処分の報告及び承認について	専決処分の報告及び承認について	専決処分の報告及び承認について
〃	〃	〃	同意	〃	〃	承認

（議員提出議案）

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
熊本県政務調査費の交付に関する条例の制定について	法の整備等を求める意見書	国際刑事裁判所（ICC）設立条約批准に向けた国内法の整備等を求める意見書	政治倫理の確立を求める意見書	NPO 優遇税制の拡充を求める意見書	未就学児の医療費無料化の実現を求める意見書	政府提出の有事法制関連法案の撤回を求める意見書	諫早湾干拓地排水門の開門調査の着実な実施を求める意見書	「森林・林業基本法」に基づく政策・財政の充実を求める意見書	健康保険八代総合病院の存続・拡充を求める意見書	「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」の早期制定を求める意見書
〃	〃	〃	可決	〃	〃	否決	〃	〃	〃	可決

3 知事の提案理由説明

13	12
凶悪犯罪に対する刑罰強化を求める意見書	熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
〃	可決

潮谷義子知事は、冒頭、日本の景気動向や雇用情勢は厳しいと述べ、県内景気もなお悪化基調にあり、壽屋やニコニコ堂の民事再生法の申請に続き、熊本岩田屋が撤退の予定など、予断を許さないと認識を示した。有明海、八代海の再生では、有明海・八代海の再生のための特別措置法（以下「再生特別措置法」）の早期成立を要望しているとした。ハンセン病問題では、熊本地方裁判所判決の確定から一年余り、啓発パネル展の開催や啓発映画のテレビ放映のほか、菊池恵楓園等の入所者の意向調査の実施と県営住宅への優先入居の制度化などに努めたが、二月実施県民アンケートで六割弱が偏見や差別が残っているとこたえたことをあげ、今後とも、偏見や差別のない社会づくりに努め、ハンセン病資料館建設の菊池恵楓園内への誘致に取り組むとした。ユニバーサルデザイン推進では、二月にくまもとユニバーサルデザイン振興指針を策定したが、県民アンケート調査では考え方や意味の定着はまだ少数で、啓発活動のほか、光の森団地整備、JR水前寺駅改築等で具体例を示すことが重要とした。市町村合併では、本年度が重要な時期で、できるだけ早い時期に市町村合併支援プランを策定するとした。川辺川ダム事業では、住民討論集会を二回開催し、六月二三日には第

三回住民討論集会在開催予定で、県でも総合調整の役割を担う、五木村および相良村の地域振興計画を策定し、推進するとした。これらのほか、新幹線鹿児島ルート並行在来線などを話題にあげた。今回提案の補正予算は、イグサ、畳表の輸入増加に伴う、国の価格安定制度と併せて、価格補填^{ほてん}を充実させるための制度を創設するための経費を計上しているとした。

このほか、熊本県住民基本台帳法施行条例等各種条例案件、事件議決案件、知事専決処分^{せんけつしふぶん}の報告・承認案件等も提案し、人事案件も会期中に追加提案の予定とした。

4 一般質問及び答弁の要点

六月二一日に早川英明（自由民主党）、田上泰寛（県民クラブ）、竹口博己（公明党）、二四日に岩中伸司（新社会党）、幸山政史（自由民主党）、中原隆博（無所属）、二五日に松田三郎（自由民主党）、平野みどり（県民クラブ）、前川収（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

潮谷県政

（一）①四月一七日に国会に提出された有事関連三法案についての知事の基本的な考え方を聞きたい。②有事関連三法案は、日本国憲法と相反するものだが、日本国憲法との関係について。③多くの民主団体等は、知事に有事関連三法案撤回を政府に求めるよう要請しているが、この法案に対する具体的な対応について（岩中）。（二）国が検討を始めたハンセン病資料館の誘致

活動を含めたハンセン病問題に対する取り組みについて（幸山）。（三）①六月七日の経済財政諮問会議で、小泉首相が赤字法人への課税もするとした外形標準課税の導入について。②産業廃棄物税をはじめとする新税導入への取り組みについて（中原）。

これらに対して知事は、次の内容で答弁した。

（一）①国の平和と国民の安全の確保は国の重要な役割だが、現行の法体系の中では、有事において必要な対処措置を講じることが困難で、このような議論は必要だ。②その際、議論が日本国憲法の枠内で行われることは当然である。③九州地方知事会や全国知事会の中で、国と地方公共団体の責務や役割分担等の明確化、法案の審議や関連法案の整備での、地方公共団体の意見の反映、国民の不安払拭と合意を得るための国会での議論の三点を求めてきた。（二）ハンセン病問題の取り組みではパネル展や映画のテレビ放映を行い、菊池恵楓園等の入所者への意向調査を行い、その結果を踏まえた県営住宅への優先入居を制度化したが、二月の県民アンケート調査では、六割弱の回答者が偏見や差別が残っているとこたえた。本年度は、ハンセン病関係資料展や映画「あつい壁」映写会の開催、社会交流事業への協力等の実施で、さらに啓発普及を進めたい。国が検討中のハンセン病資料館が菊池恵楓園内に建設されるよう、六月一〇日開催の資料館建設のための懇談会で要望した。（三）①外形標準課税は、税収の安定確保や財政基盤の確立のためにも、創設を期待する制度だ。雇用への影響、赤字法人や中小法人へ

の過重な負担に反対意見があるようだが、総務省案では、赤字法人に徴収猶予制度や中小法人に簡易外形課税の制度も設けられ、適切に配慮されている。②産業廃棄物と水保全に関する税については、庁内関係課長による県税制研究会で検討を深めている。とくに、産業廃棄物に関する税は、九州地方知事会で共同研究を行い、隣接県で導入の動きもあることから、今年度中をめどに構想をまとめるよう指示した。その場合でも県議会をはじめ県民の理解は必要だ。

県政全般

(1) ①合併しない市町村にも権限の移譲や財政支援等を含めた県の方策を検討すべきではないか。②合併を契機に、研究会等を立ち上げ、市町村との連携や県組織のあり方と役割、道州制を視野に入れた検討を行うべきではないか。③熊本市の政令指定都市移行にはどう対応するのか。④住民の総意を尊重する手法として、住民投票も必要と思うが(田上)。(2) ①市町村合併の現状と今後の進め方、難航する地域への対応について。②結果的に合併できなかった市町村を含めた、平成一七年度以降の市町村のあり方等に関する県の考え方について(前川)。(3) ①(ア)川辺川ダムは必要で、推進するとの考えなのかどうか(竹口)。(イ)「治水を主な目的とする川辺川ダム事業は、地域の安全および発展の基盤として必要不可欠な事業であると認識されていたからこそ、今まで継続されている事業であると考えております。(中略)県としては、苦渋の選択を

され、生活再建や新しい村づくりに一生懸命頑張っておられる水没者ならびに地元の皆様の御意見を十分にお聞きし、環境にも配慮しながら、川辺川ダム事業にこれからも取り組んでまいりたい」との平成一二年六月定例県議会の知事答弁を引き、次のように質問した。あれから約二年、基本的な考えに変化はないのか(松田)。(ウ)川辺川ダム事業のこれからについての所見を聞きたい(平野)。(2)第三回住民討論集会前(六月二日)の質疑は次の通りだった。(ア)住民討論集会をどのように位置付けるのか。(イ)第三回住民討論集会に何を期待しているのか。(ウ)その場で県の考えを説明するのか。(エ)ダム無しでも球磨川流域の治水対策は七〇億円で可能だとの川辺川研究会等のダムによらない代替案(以下「代替案」)について、どのような見解を持つか、住民討論集会での論議を踏まえて、県は最終的にどのような対応を考えているのか(竹口)。(3)第三回住民討論集会後(六月二五日)の質疑は次の通りだった。(ア)第三回住民討論集会を終えた今、どのような考えか、関連して一〇月の県収用委員会の裁決は尊重するのか、その後も住民討論集会を続行するのか(松田)。(イ)川辺川ダム事業について、県は説明責任をどう果たすのか(中原)。(ウ)代替案についての知事の評価、集会を見ての感想などを聞きたい(松田)。(4) (ア)三回の住民討論集会は、費用やデータに関して、反対住民側は国土交通省側に比べて不利な条件であり、この点についての考え方を聞きたい。(イ)三回の住民討論集会をどう評価し、その今後のあり方や最後は誰がどう判断するのか(岩中)。

(ウ) 三回の住民討論集会を踏まえ、今後の住民討論集会のスケジュールをどのように考えるか(中原)。⑤球磨川流域協議会のねらいは何で、何を期待するか。⑥五木村の基盤整備、振興計画をダム本体着工から切り離す分離論についての考えと見通しについて。⑦収用委員会の審理のあり方について。(4)水利権が来年三月に期限が切れる荒瀬ダムについて、自然環境を守る視点から、県の対応の基本的な見解を聞きたい(竹口)。(5)組織のフラット化の今後の進め方について(田上)。(6)①(ア)市町村の特別昇給の実態をどのように把握しているのか、市町村をどのように指導してきたのか。(イ)本県の特別昇給の実態について。②職員のやる気を引き出すための県の特別昇給と職員の意識改革について(幸山)。(7)議員等外部からの要請等に対する行政の対応について(田上)。(8)①自治体におけるペイオフ対策として、公金保護策の具体的な取り組みについて。②市町村への情報提供等について(中原)。(9)竜門ダムの管理について、水質データだけではわからない生活感の中で生まれた経験を持つ地元を交えた、選択取水の運用の協議会を立ち上げてほしいが(前川)。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

(1)①国では、合併しなかった市町村を含めた、地方自治制度の抜本的な見直しに着手している。県では、この動きを睨みながらも、当面は合併に向けた取り組みを支援していきたい。②国では、市町村合併に伴う都道府県のあり方について、現在、第二七次地方制度調査会で議論され、九州地方知事会でも、二

月に、道州制等に関する情報収集や調査研究を行うための研究会を設置した。県でも、県民の立場に立った広域的行政サービスが提供できる地方制度について、国等の動きも踏まえながら研究したい。③熊本市議会に政令指定都市に関する特別委員会が設置される一方、熊本市周辺の自治体では、合併に向けた検討や協議を重ねている。こうした現状を踏まえれば、現段階では、県の認識を示す時期にはないと考える。④法律に基づかない住民投票制度を制度化するのは、個々の自治体の判断によるが、住民投票制度には、投票の対象、首長や議会との関係、投票結果の拘束力、住民への判断材料の提供など、検討課題が指摘されており、慎重に判断する必要がある。(2)①県内では、八地域で法定または任意の合併協議会が設置され、菊池、阿蘇および芦北などで設置の動きがある一方、難航する地域もあり、

平成一七年三月の市町村合併特例法期限が迫る中、対応に苦慮している。県では、地域振興局を中心に、地域の状況に応じた対応策を示し、首長や議会、地域住民にも必要性への理解を働きかけたい。県の市町村合併支援プランも早急に取りまとめたい。②市町村を取り巻く環境の変化を考慮すると、小規模な市町村ほど将来の行財政運営に影響を受けやすいことが懸念され、国でも、第二七次地方制度調査会で、そうした小規模市町村の事務処理に関する補完制度が議論されている。こうした国の動きを注視しながら、合併進捗後の市町村のあり方等について検討する必要がある。(3)①(ア)川辺川ダム事業は、昭和三十八年、三十九年、四〇年の球磨川の洪水被害を契機に、住民

の命や財産を守るための基盤として必要不可欠であるとの観点から推進されてきた事業である。この基本的認識は、歴代知事と同じである。ただ、代替案が発表され、知事としては、その案を無視して進めることができないため、代替案が妥当な選択肢たり得るのかを検証する必要がある。そのため、平成一三年一二月以降、住民討論集会に取り組んでいる。(イ)川辺川ダム事業の基本的な考え方は、この二年間、立場を変えなかったとし、あらためて(ア)の認識を述べて、五木村、相良村の生活基盤の整備や生活の再建を着実に進める必要がある、生活基盤の早期完成では、工程の工夫などを国と協議しているとした。(ウ)第三回の住民討論集会を終えた時点(六月二十五日)で、住民討論集会の今後について具体的に示す段階にはないと考えている。②第三回住民討論集会の評価等について、開催前の答弁は次の通りであった。(ア)住民討論集会の位置付けについては、まず(3)①の考え方を述べて、次のように続けた。国土交通省側と異論を持つ側が同じ土俵で対論を出して検証する必要があると考え、一二月に県主催の第一回を開催した。国土交通省にも、その意義を認めてもらい、第二回以降は国土交通省主催で開催し、県はコーディネーターとしての役割を担ってきた。(イ)第三回住民討論集会も、引き続き治水をテーマに、過去二回での論点について、国土交通省側の主張と、異論を唱える側の主張を対比させた表を作成する予定で、それを踏まえながら、わかりやすく論議を展開してほしい。今回は、現地を視察した上での議論となり、論点がより掘り下げられるものと

期待する。これまでの住民討論集会では、壇上の発言と会場からのやじが交錯する場面が多く見られた。今回は、会場でのやじなどは厳に慎むなど、お互いの主張を傾聴しながら、平穏で冷静な議論を期待する。(ウ)県は、総合調整の役割を担うが、その場には県の関係部局の幹部も参加しており、県として説明責任を果たしたい。(エ)代替案の発表が県民の間に動揺を与えたことは事実で、このため、住民討論集会で論議を行っている。現時点は、その論議の途中であり、予断を持った見解を示す段階ではない。論議を尽くす中で、いずれが妥当なのか、県民の間に理解が深まっていく。その進展を見極めながら、必要な判断をすることになる。③第三回住民討論集会の評価等について、開催後の答弁は次の通りであった。(ア)一昨日(六月二三日)の第三回住民討論集会は、森林の保水力の扱いなど、論点が比較的わかりやすかった。今後の住民討論集会の進め方は、主催者の国土交通省と協議するが、論議を尽くす中で、県民の理解が深まっていくと考えている。第三回住民討論集会を終えた今の時点で、今後のスケジュールや収用委員会の裁決について述べる段階ではない。(イ)答弁は、(3)②(ウ)と同じ内容。(ウ)第三回目を終えたばかりであり、代替案の評価を示す段階にはない。今後の住民討論集会の進め方についても、国と協議したい(知事)。(ア)住民討論集会では、国土交通省側、見解に異論を唱える側のそれぞれが必要な費用をそれぞれの責任で負担するのが原則である。ただし、第二回以降は、異論を唱える側の資料の中で、科学的な説明に必要なもの

は、国土交通省の負担で印刷している。主張に必要な国のデータは、情報公開法に基づき、国土交通省に開示請求されるべき（企画振興部長）。（イ）住民討論集会は代替案が妥当な選択肢かについて検証を行い、国土交通省が説明責任を果たすために開催するもの。今後の進め方は、国土交通省と協議するが、県民の理解の進展を見極めながら、国土交通省はもちろん、県としても必要な判断をすることになる。（ウ）今後は、県民の理解の進展を見極めながら、予断を持たずに取り組みたい。⑤球磨川流域協議会では、球磨川流域から八代海に至る環境を一体のものとして捉え、環境保全対策の面で全国モデルケースになるような具体策を打ち出したい。構成は、関係省庁、県、市町村、流域住民や沿岸漁業者、学識経験者等を想定し、川辺川ダム事業の是非の論議はしないとの共通認識で立ち上げたい。⑥県では、水没者の生活再建に万全を期し、付け替え道路等の関連事業を着実に進めるよう、国土交通省に求めてきた。五木中学校や人吉高校五木分校の移転、頭地大橋等の生活基盤の整備は、早期完成が必要であり、工程の工夫など、国と協議している。五木村、相良村の地域振興は、一月に設置した五木・相良地域振興検討委員会で検討している。今後、地元の見解を酌み取りながら、福祉、観光、産業等の総合的観点に立ち、ソフト面も含めた地域振興計画を策定したい。⑦収用委員会は独立の第三者機関で、その事務は法定受託事務。知事は関与する立場にないが、漁業権の帰属主体等の論点について、現在適正に審理されていると聞いている（知事）。（4）堆砂や塵芥（じんが）の除去

および水質観測など環境に配慮した取り組みを実施するとともに、荒瀬ダムを利用した発電の継続を前提に、環境に配慮した対策について、国との事前協議を行っている（公営企業管理者）。（5）迅速な判断や機動的な対応が可能な組織体制の整備を目的に、組織のフラット化の検討を進めており、組織、導入方法、実施時期等についても今後検討したい。（6）①（ア）市町村の給与実態調査の中で、一般行政職の実施職員数、実施率を把握している。特別昇給は、条例などの規定に基づき、勤務成績などを判断して対象者を決定するものだが、国の基準を著しく超える市町村には、該当要件や対象者数の妥当性を検証するよう助言してきた。（イ）県の主な特別昇給制度は、昇任特昇と永年勤続表彰特昇がある。昇任特昇は、係長級、課長補佐級、課長級および次長級への昇任時に一号給昇給するもので、昇任は、勤務成績を評価して行っている。永年勤続表彰特昇は、一〇年勤続で九月、二〇年勤続で三月短縮している（総務部長）。②昇任や昇給等では、能力や業績の向上で成果を上げた者を評価、処遇していくこと、生活者、地域の視点、幅広い経営的な視点での高い目標と、達成に向けて行動する人材を育成していくことが大事である。そのためには人事評価制度の充実が不可欠で、平成一二年度から、人事評価基準の公表や自己評価制度の導入を行っている。その上で、社会的使命感や業務達成感等の要素のほか、能力や業績評価に応じた給与面での処遇も、大切な要素と認識する。（7）議員をはじめ、市町村や県民から提案や要望があった場合は、公正、中立的な視点で

その是非を判断し、県政に生かせるものは生かし、そうでないものはその理由を説明して理解してもらうなど、職員に徹底している（知事）。（８）①ペイオフ解禁後は、地方公共団体の預金管理、運用でも自己責任での対応が必要で、その対策は、確実な預金の運用、確実な債券の運用、預金債権と借入金債務との相殺を基本としている。具体的には、金融機関の直近の決算、株価変動等を情報収集して、総合的に経営状況を分析した上で、確実な預金運用を行っている。長期運用が可能な基金は、償還期限までの保有を原則に、元利金の支払いが保証される国債、政府保証債、地方債の購入で運用している。万が一県債を引き受けている金融機関の破綻を想定して、公金預金と借入金債務の相殺を念頭に、県債の借り入れでの証書借り入れの拡大を行っている。このうち、債券による運用および預金と借入金との相殺で必要な規定を整備するため、二月定例県議会でも基金条例を改正した。中小企業等への制度融資の預託金は、本年度は、原則として平成一五年三月まで全額保護される普通預金に預託している（出納長）。②市町村には、これまで収入役対象の研修会などで、総務省の「地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策」や他県の先進事例のほか、金融関連情報の収集・分析のための体制整備、資金管理方針の策定、基金条例等の改正などについて、本県の取り組み状況を交えて助言している（総務部長）。（９）竜門ダムは、洪水調節、灌漑用水、工業用水の多目的ダムで、選択取水設備によるきめ細かなダム管理は、水資源の有効利用につながる。管理では、防災目的の竜門

ダム放流協議会があるが、利水目的の放流は対象ではない。このため、県では、地元の見解を反映させる場に要望したい（土木部長）。

交通

（１）①新幹線ゆめづくり推進プランの今後の進め方について聞きたい（早川）。②（ア）並行在来線の第三セクター化に對しての認識について（中原）。（イ）第三セクター鉄道会社の経営基本計画案の初期投資額の負担割合や収支見通しに関連して、県や沿線市町の厳しい財政状況の中での取り組みについて（早川）。（ウ）並行在来線の今後の見通しについて（中原）。③道路建設事業促進のための用地取得難航箇所対策について（岩中）。④①県道路整備中長期計画の策定状況、整備プログラムの策定方針、その中での都市圏道路網のあり方について。②熊本西環状道路の延伸部分への今後の取り組みと、住民参加型のパブリックインボルブメント方式（ＰＩ方式）の導入について。④公共交通網の再編の要である熊本市電と熊本電鉄との結節の具体的な方針について（幸山）。⑤（国道３２５号の菊池市街地への四車線化については、繰り返しの質疑が（ア）（エ）と展開された。（ア）旭志村から菊池市街地への四車線化に取り組む中で、その具体的な着工年度について。（イ）「部長、私は具体的年度についてお尋ねをしたつもりでございます。お答えがいただいておりますので、もう一度御答弁をお願いします」。（ウ）「部長、今の答弁はさっきの答弁と少し

も変わっていませんよ。私は何年からですかと聞いているのに、引き続きとおっしゃるから、一七年の次は、一八年でしようけれども(略)」との質疑。(エ)「ぜひ年度を言ってほしかったんですけれども、一七年に引き続きということでありますから一八年だと思っております」と最後にクギが打たれた(前川)。これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

(一) ①新幹線開業を契機に県内全域で魅力ある地域づくりに取り組むとして、新幹線ゆめづくりプランを本年度の重点施策に掲げ、県民運動を盛り上げるための新幹線ゆめ語り事業と、実効性ある新幹線の活用方策を策定するための新幹線を生かしたくまもと創り事業を展開する。②(ア)第三セクター鉄道会社による並行在来線の維持は、平成三年の合意文書に基づいている。第三セクターは、民間の機動性と行政の公共性とを併せ持ち、民間活力の導入による効率的事業が期待できる反面、厳しい経営状況にある事例も多い。そのため、今回の第三セクターでは、国やＪＲ九州等に、初期投資額の圧縮や運営経費の削減のための支援を求めてきた。(イ)五月末の熊本県並行在来線対策検討協議会の総会で提案された経営基本計画と負担割合の案を沿線市町で検討している。今後、合意を得て、所要の手続きを進め、本年秋には会社を設立したい。運営は、安全性の確保、経営の健全化が保たれるよう、人的支援、工事負担の軽減、鉄道施設の前倒し修繕等について、ＪＲ九州等と合意し、経営基本計画案の収支見通しに織り込んでいる。(ウ)並行在来線の見通しは楽観できず、さらなる収支改善が図られるよう、

国やＪＲ九州等に一層の支援策を求めたい(知事)。(2)用地取得の難航の要因には、土地所有者等の同意が得られない、計画反対、補償額不満、相続未了などや、宇図混乱など登記困難がある。難航する土地所有者には、地元市町村や関係機関と連携し、粘り強く対応したい。事業用地の確保では、職員的能力が大きく、職員研修の充実にも努めていく。事業用地の取得交渉が長期化し、任意での取得が見込めない場合には、土地収用法の手続きも活用したい。登記上の問題には、市町村や法務局、隣接の土地所有者等の協力を得ながら、解決に向けて取り組みたい。(3)①熊本県道路整備に関する中長期計画の策定状況は、現在素案を取りまとめた段階で、今後県政パブリックコメント手続きで意見等を募集し、国、日本道路公団、熊本県幹線道路協議会、熊本県幹線道路懇談会の意見も聞いて、八月をめどに策定したい。道路整備プログラムでは、九州新幹線全線開通までの一〇年間に取り組むべき整備スケジュールを作成する。策定には、事業の成果を明らかにし、優先順位の峻別に努めていく。都市圏道路のあり方では、交通渋滞等の課題を解決するために、二環状一放射道路等の整備が必要で、中長期計画に重点戦略として位置付け、熊本都市圏総合都市交通計画の個々の道路施策を短期、中期、長期の優先順位で検討していく。②熊本西環状道路の延伸区間が昨年一二月に地域高規格道路の調査区間に指定されており、今後、整備区間の指定に向けて努力していく。この区間の調査検討を進める上では住民や利用者の意見が反映されることが重要で、今後ＰＩ手法の導入も含めての

方式を検討していく。(4)市電と熊本電鉄藤崎宮前駅の結節は、熊本都市圏総合都市交通計画でも、新たな基幹公共ネットワークのための重要な整備提案に位置づけられ、優先順位も検討されている。この整備提案は、優先度が高く、中期目標として検討する施策と思うが、事業主体、調整、整備財源の検討、費用対効果の検証、市街地ルートの技術的検討などで課題が残されている。(5)(国道325号、菊池市の改良計画について展開された、繰り返し質疑への答弁は(ア)～(ウ)の通り。)(ア)この路線は、県北の重要な幹線道路として位置づけており、菊池市森北では一日二万台を超える交通量があり、現在、大津町から旭志村に至る区間で四車線化の改良工事を進め、平成一七年度の完成を目指している。旭志村から菊池市街地への四車線化の拡幅工事の延伸も必要で、とくに菊池市森北の農免道路との交差点付近は、通勤時間帯に渋滞が発生しており、大津町・旭志村間の工事完成に引き続き、事業に着手すべく、国、関係市町と協議していく。(イ)大津町・旭志村間に続く延伸区間の着工時期については、現在取り組んでいる区間が平成一七年度の完成予定で、その間に事前調査を行い、地元協議を進めながら、引き続き延伸区間の工事ができるように努めたい。(ウ)先ほどもこたえたが、一七年度の完成予定なので、その間に事前調査を行い、地元と協議を進めながら、引き続き最大限努力したい(土木部長)。

地域振興

(1)①ありのままのくまもと再発見プランの中心的な理念である地産地消の運動をどのような考え方で実施するのか。②(ア)生産者や農業者の顔の見える熊本県農業の活性化の観点から、どのように地産地消を推進するのか。(イ)学校給食も含め集団給食へどう取り組むのか。③教育的意義が大きい学校給食における地産地消の取り組みと今後の推進について。④(ア)旬の魚介類を県内で味わえるような取り組みが大切ではないか。(イ)木材の地産地消をどう推進するのか。⑤(ア)地産地消運動を観光に結びつけることが、魅力ある地域づくりにつながると考えるが。(イ)工業製品や伝統的工芸品の地産地消をどのように進めるのか。(ウ)伝統的工芸品産業の振興に関する法律の改正で、伝統的工芸品の指定に向けた動きが出ていると聞く。現在の状況について(早川)。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

(1)①地産地消をキーワードに、消費者が生産者の顔の見える関係を築くための取り組みを行い、県内での消費拡大、県外への売り込みにつなげたい。農林水産業と地域文化等をつなげた観光ルートの開発、グリーンツーリズムの推進などを図りたい(知事)。②(ア)地産地消の組織体制は、運動推進本部に食生活改善推進協議会や地域での共生部会を設置して充実強化を図り、広域JAに地産地消の担当部署を設置している。県民運動のための組織の八月設立の準備を進めている。供給体制の強化のため、需要に応じた少量多品目の生産を行う産地づくり、地域産品の加工などを推進したい。高齢農業者の生きが

い対策にも取り組みたい。(イ) 学校給食では、一〇町村でのモデル校の設置など、学校給食地域産品利活用促進協議会で検討を進めている。福祉施設や病院などの施設給食では、栄養士会等と連携し、地域産品の利活用方法など、今後調査検討を進めていく(農政部長)。(3) 平成一三年度実施の学校給食における地元農産物活用の実態調査では、九二市町村から地元農産物を活用しているとの回答を得ており、より新鮮で安全な食材をより安い価格で、安定的に供給できるシステムづくりに取り組んでいきたい(教育長)。(4) (ア) 季節ごとに四種類ずつの魚を「くまもと四季のさかな」として選定して、魚介類の供給体制づくりに取り組むこととし、当面は、熊本市域を対象に、レシプブックの配布や調理実演、試食フェアの実施など、地元水産物がより高い評価が得られるよう努めたい。(イ) 地域の風土に育まれ、その気候になじむ木材を地域で利用し、健全な森づくりを推進する視点に立つて、観光振興や地域おこしも連携しながら、地域の木材を生かしたまちづくりや住まいづくりなどに取り組みたい(林務水産部長)。(5) (ア) 本年度は、熊本県の自然、歴史、文化等の多様な観光資源のニーズにこたえられるよう、趣味、趣向別の情報を発信する事業に取り組みたい。大型観光キャンペーンでも、伝統芸能や食文化等をテーマとするイベントなど、観光客誘致を目的とした旅行商品を企画したい。(イ) 工業製品では、くまもとテクノ産業財団を中心とした商談会を拡充する。工業技術センター等による地域企業の技術力向上を図り、生産連携による受注体制を強化したい。

販路拡大のための専門家の派遣やベンチャーマーケットの開催等にも取り組んでいく。伝統的工芸品は、県伝統工芸館での各種展示会、グランメッセ熊本でのくまもと陶磁器展などを通じて、県内外の消費拡大に努めたい。(ウ) 本年に入り、小代焼、天草陶磁器、肥後象眼の指定を目指す工芸団体が発足している。県では、これらが指定を受ければ、伝統的工芸品産業の振興の大きな弾みになると考え、これらの団体に助言等を行っていく(商工観光労働部長)。

県民生活

(1) ①男女共同参画社会づくりとしての女性管理職の登用について。②女性キャリア職員等の県への起用をどのように考えているのか(中原)。(2) ①仮に個人情報保護法案等が今国会で成立しなかった場合、県として住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネットシステム」)に参加すべきではないと考えるが。②市町村での住基ネットシステム化に対応するための準備の進捗状況と体制について。③住基ネットシステム化における県の役割について。④指定情報処理機関に支払う県の負担はどのくらいになるか。⑤現在自治体で制定している個人情報保護条例の見直しや改正することによって個人情報保護措置を講じる必要があると思うが(田上)。(3) ①緊急地域雇用特別基金事業の効果について聞きたい。②高卒者雇用に対する支援策では、関係団体と協議するだけではなく、時限的な緊急事態への対応も必要ではないか。③ハローワークとの連携につ

いて(平野)。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

(1) ①女性職員を役付職員や管理職に登用するため、市町村派遣、海外派遣、用地取得や予算査定業務など、女性職員の職域拡大を図っている。一方、女性職員自らも、政策評価や市町村合併など県行政の施策全般にわたる勉強会を開催するなど、能力開発に取り組んでもいる。②現在、国からの出向職員に女性職員は含まれていないが、将来的には女性職員の起用も念頭に置きたい。(2) ①現在、個人情報保護法案の審議が難航し、国会では、一部に改正住民基本台帳法の施行凍結の議論があるが、改正住民基本台帳法の附則には「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」との規定があり、この法律に基づく政令で施行日も定められている。政府では法令に定められている日に施行する方針が明確にされ、改正住民基本台帳法でも、個人情報保護の保護に關し、本人確認情報の利用および提供の制限、職員等の秘密保持義務とともに、義務違反に関する罰則が整備されている。県は法令に従って事務を行う義務があり、八月五日の住基ネットシステムの一部稼働に向けて準備を進める必要がある(知事)。②市町村では、昨年度、関連機器の整備、既存の住民基本台帳システムと県が整備したネットワークとの接続を終了し、住基ネットシステムの稼働に向けたデータ整備も六月末までに終了する予定である。運用面では、業務処理手順、機器の操作方法、セキュリティ対策について

の担当職員の研修などを進めてきた。③住基ネットシステムは、市町村の区域を越えた制度であり、県は、実施主体として住基ネットシステムを構築、運営していく役割を担っている。④四七都道府県は、指定情報処理機関の財団法人地方自治情報センターに事務の一部を委任することになっている。県では、事務の委任とともにネットワーク構築も委託しており、平成一一年度から平成一三年度までに一億六、三〇〇万円を負担し、本年度は一億八、四〇〇万円を負担予定である。⑤住基ネットシステムでは、個人情報保護が最も重要で、法令等により、制度面、技術面および運用面で十分な対策が講じられている。市町村は、国の基準に従い、個人情報保護のための措置を講じ、県は、各市町村に規定の見直しなどについて助言したい(総務部長)。(3) ①緊急地域雇用特別基金事業では、県と市町村において、平成一一年一〇月から平成一三年度末までの三か年で四九〇余りの事業に取り組み、約五、一〇〇人の新規の雇用創出が図られた。さらに、昨年一二月からの緊急地域雇用創出特別基金事業では、単県費で基金に上積みし、緊急臨時的な雇用創出効果の高い事業に取り組んでいる。②県も、高卒者の就職支援は重要と考えており、労働局や教育委員会等との取り組みと連携して支援していきたい。③県は、ハローワークや学生職業相談室等に地域雇用対策推進員、学生職業カウンセラーなど一五人を配置し、求人開拓、就職相談など、ハローワークと連携した就職支援を行っている(商工観光労働部長)。

健康・福祉

(1) 難聴幼児通園施設ひばり園の定員増を含めた待機児解消への対応について(幸山)。(2) 介護保険制度の赤字解消に向け、どのような手法で取り組むのか(中原)。(3) ①市町村合併に奔走する市町村の地域福祉計画の策定をどう支援するか。②利用者一人一人が満足のいく地域福祉をどのように実現していくのか。③市町村が地域福祉計画を策定する場合の策定委員会と委員のあり方について。(4) ①障害者福祉施策の今日的課題について。②市町村への権限移譲が進めば、障害者福祉施策の実施主体の市町村の役割は高まる、市町村障害者プランの見直しをどう支援するのか(平野)。

これらに対して健康福祉部長は、次の内容で答弁した。

(1) 療育訓練対象児の難聴幼児対策では、外来の充実、園の定員増、巡回療育の充実等による待機児対応が考えられる。難聴幼児通園施設ひばり園の充実について、今後の療育訓練対象児の見直し、通園待機児の推移等も見極めながら適切な対策を検討したい。(2) 介護保険事業計画を上回るサービスの伸びにより、三七市町村で財源不足が生じている。この赤字解消のためには、給付と負担の水準やバランスについて、住民の参加を得て検討することも重要で、県では、市町村の計画策定にあたり、地域振興局のヒアリングを行い、これまでの給付実績をもとに、適切なサービス量を見込むよう助言し、また、地域振興局ごとに選定したモデル市町村では、住民ワークショップの開催などの取り組みが始まっている。さらに、高齢者が要介

護状態にならないための介護予防や生活支援、生きがい活動支援など、介護保険財政の健全化を進めていきたい。(3) ①地域福祉計画は、平成一五年四月改正の社会福祉法の施行を踏まえると一五年末までの策定が理想で、一七年三月の合併特例法の期限を念頭に進められている市町村合併と連携して進めることが望ましい。市町村が合併協議と並行しての地域福祉計画の検討は、将来を見据えた議論を踏まえた計画策定につながることも期待でき、県では、できるだけ多くの市町村が平成一五年度末までに策定を完了するよう、本年度は、地域福祉推進トップセミナーの開催や地域福祉計画策定ガイドラインの提示等を行いたい。②地域福祉計画は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の仕組みを地域特性に応じて体系的に構築しようとするもので、住民参加による策定によって、より一層利用者の立場に立ったサービスが提供されていくと考える。③地域福祉計画策定委員会の委員選任、運営等では、国の社会保障審議会福祉部会の報告により、地域住民の参加を含めた基本的な考え方が示されているが、さらに県としても、今後、市町村に提示予定のガイドラインの中で、住民参加の多様な手法を示したい。(4) ①障害保健福祉施策における今日的課題は、地域生活の支援であり、在宅サービスやサービスを利用する際の相談支援の充実と認識する。②新しい県障害者プランでは、障害保健福祉圏域ごとに計画を策定し、市町村との連携強化を考えている。この中で、市町村自らがプランを見直したり、合併協議の際に福祉分野のビジョンを策定したりするよう、データ等の情報提供で

支援したい。

環境

(1) ①再生特別措置法案の早期制定に向けての対応と再生に向けての今後の取り組みについて(幸山)。②再生特別措置法案は有明海、八代海の再生にとって十分なのか(平野)。(2) ①地下水汚染の原因と心配されてきた、ゴルフ場の農薬使用状況とその管理体制について。②県内井戸の九割を超える井戸で検出されている硝酸性窒素および亜硝酸性窒素に対する地下水保全の現状と対策について。③(ア)平成五年度から実施の石鹼^{せうけん}づくり装置購入補助制度が平成一二年度で中断されたが、この補助を復活してほしい。石鹼使用の状況と今後の推進について。(イ)環境教育の一環として、総合学習の時間などを活用した石鹼と合成洗剤の比較学習に取り組めば、環境を大切にする心が育まれると思うが(岩中)。(3) ①(ア)廃棄物の不法投棄の未然防止や早期発見には県はどのような施策を行い、その撲滅にどう取り組むのか。(イ)行政処分の基準はどうなっているのか。現行基準で十分なのか(竹口)。②(ア)平成一四年度に公共関与基本計画が策定されるが、今後どのようなスケジュールで施設整備に取り組むのか。万が一施設整備が遅れ、民間処理業者が設置する管理型処分場の不足となればどうするのか。(イ)産業廃棄物に関する法定外目的税の導入について、税収を処分場周辺整備に活用する考えはないか(前川)。これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

(1) ①五月二三日には、有明海沿岸の県、県漁連、有明海・八代海沿岸の市町村合同で、再生特別措置法案の早期制定について、衆参両院の農林水産委員会等に要望した。再生特別措置法が成立した場合、関係県は、国の基本方針に基づいて、県計画を策定するが、熊本県では、昨年二月に有明海・八代海再生に向けた総合計画を策定しており、この計画を国の基本方針や他県計画と整合させて見直し、県計画として策定する。②有明海、八代海の再生では、海域環境の保全や水産資源の回復のための対策を関係県が連携して実施することが効果的で、県の計画の事業には国の財政支援がなされることから、これまで以上の効果が期待できる(知事)。(2) ①ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱に基づく、平成一二年度の調査結果では、一ゴルフ場当たりの農薬使用量は年間約七〇〇kgで、平成元年の調査と比べて約半分に減少し、平成二年のゴルフ場における農薬の安全使用指針の目標をはば達成している。地下水の水質でも、環境省の基準より一〇倍厳しい管理目標値を設定しているが、超過の事例は無い(農政部長)。②窒素肥料の混入や家畜糞尿、生活排水の不適切処理が原因と疑われている、硝酸性窒素の地下水汚染は一部地域に集中し、濃度もわずかながら上昇傾向にある。地下水汚染対策では、継続的な水質調査で汚染地点の動向を監視し、窒素肥料の使用方法的改善や家畜糞尿の適正処理、生活排水処理施設の整備促進等の対策を進めてきた。とくに、汚染地点が多い熊本地域の一六市町村、荒尾市では、平成一三年度から硝酸性窒素削減対策会議で削減計画

を策定中で、今後この計画に基づき進めたい。③(ア)市町村の石鹼プラントの購入の補助制度の結果、石鹼づくりが一般にも広まり、簡便なつくり方も普及し、一定の役割を果たした。平成一二年六月改正の熊本県生活環境の保全等に関する条例に、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に心がけることを新たに規定した(環境生活部長)。(イ)中学校の技術・家庭科の、環境に配慮した生活に関する授業の中で、学習している。廃食用油を使った石鹼づくりは、家庭科や総合的な学習の時間等で取り組む学校が増えており、それを校内で活用したり、保護者や地域の人々に発表したりしている学校もある。小中学校では、年間指導計画の中で、地域の川の水質の調査、清掃活動やリサイクル活動等を通じた環境教育も実施している(教育長)。(3)①(ア)これまで地域振興局への廃棄物監視指導員の配置、警備会社委託による休日、夜間の監視、航空機による上空からの監視、廃棄物一〇番の設置など、監視体制を整備してきた。本年度は、休日、夜間の監視頻度を増やすなど、監視の強化を図る予定である。阿蘇地域振興局や玉名地域振興局では、管内の郵便局やボランティア団体等と不法投棄の情報提供に関する協定を締結するなど、不法投棄を未然に防止し、早期に見出す体制づくりにも取り組んでいる。(イ)従来の違反行為への処分基準を見直し、熊本県産業廃棄物処理業等の行政処分に関する取扱要領を定めて、本年二月一日から適用している。新しい基準では、営業に関する許可取り消し処分だけにとどまらず、施設の設置、使用の許可も原則として取り消すこ

とにしている(環境生活部長)。(2)(ア)七月中に公共関与基本計画策定検討委員会を設置し、年内をめどに公共関与基本計画を策定したい。その後は、整備のポイントが建設予定地の選定であり、厳しいものになる。仮に最終処分場が不足する事態になれば、排出事業者は県外に頼らざるを得なくなり、産業の発展の妨げとなるおそれがある。他県での廃棄物の受け入れが困難になれば、不法投棄の増加で廃棄物行政上にも問題が生じる。民間処分場の確保が困難な状況では、公共関与による処分場の確保が必要になる。(イ)産業廃棄物に関する法定外目的税は、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル促進への誘導効果が期待され、推進の財政需要に対応することから、循環型社会の構築を目指すための対策の一つとして検討している。課税方法では、排出に課税する方法と、埋め立てに課税する方法が考えられ、具体的な仕組みを検討している。税収の使い道は、今後、関係者も含め、県民の意見を聴きながら検討するが、最終処分場周辺の環境整備も一つの税収使途として検討したい(知事)。

商工業

(1)新事業の創出に向けて、産学行政が連携してどのような事業を展開するつもりか。その取り組みの現状とこれからの方向性について(松田)。(2)①今回の大型店舗の閉鎖、撤退が、熊本県の経済に与える影響をどう捉えているか。②熊本岩田屋の撤退に伴う後継企業への取り組みについて。③壽屋とニコニコ堂の閉鎖店舗の現状と地域商店街への支援について。④とくに

壽屋などの中高年従業員の再雇用、再就職についての取り組みについて（中原・竹口）。⑤納入業者、テナント業者の連鎖倒産防止を含む具体的な支援策について（竹口）。③流通業界の大量失業者対策をはじめとする雇用対策に向けた取り組みについて（中原）。④①九州新幹線建設をはじめとした県内企業の受注機会の確保について。②県内経済が厳しい中、今議会には、約一七億円の近見交差点橋梁工事を国土交通省に随意契約で委託する議案と、北部下水道処理場の電気設備工事約六億円を日本下水道事業団へ委託する議案が上程されている。技術的な面やこれまでの経緯が理由であるが、県はそう認識しているのか（前川）。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

①大学等の研究成果を有効に活用し、技術分野を超えたネットワークや産学行政が一体となった共同研究の取り組みでは、平成一一年度以降、主要なプロジェクトだけで二六件、総額約四三億円の国費等が投入され、現在も八件、総額約二五億円のプロジェクトが進行中である。とくに、超精密かつ微細な計測および製造技術の開発が中心テーマの文部科学省所管の地域結集型共同研究事業では、すでに三七件の特許出願を行い、昨年度の国の中間評価でも非常に高い評価を受けている。この研究成果のいくつかは、経済産業省により実用化に向けた共同研究事業に採択され、省庁を超えた産学官連携の理想的モデル事業として注目を集めている。また、大学等の研究成果を実用化につなげるRSP（地域研究開発促進拠点支援）事業や、大

学等の研究成果を特許化し、民間に移転させるTLO（技術移転機関）事業等で具体的な成果が出始めている。（②）①大型店舗の閉鎖、撤退は、雇用への影響、中小企業者への影響、中心市街地の活力低下等、本県経済等に大きな影響があり、今後の県内の景気・雇用情勢は、予断を許さない状況にある（**商工観光労働部長**）。②現在、熊本岩田屋の経営陣では、新会社設立等、経営継続に向け検討されており、県としては、これらの動きを見極めつつ、中心市街地活性化に取り組んでいる熊本市、熊本商工会議所等と情報交換を密に、本県経済へのマイナスの影響が発生しないよう努力していく（**知事 商工観光労働部長**）。

③壽屋は、県内三五店舗のうち、すでに再開した店舗が一七店舗で、残る店舗は、一店でも多く再開できるよう努力しているという。ニコニコ堂は、県内三九店舗のうち、六月末までに七店舗が閉鎖されるものの、三二店舗は営業が継続される見込みである。地域商店街への影響は、商店街への聞き取り調査によると、閉鎖店舗の立地条件、規模等により影響の度合いはさまざまで、昨年同期に比べ、売り上げが激減したと回答している例もある。県では、地域の実情、店舗の再開状況を見極めながら、中心市街地の活性化や商店街の振興に向けた取り組みを支援したい。④中高年齢従業員の再雇用、再就職では、県としては昨年に引き続き巡回雇用・労働相談を実施し、七月一五日には約一五〇社と求職者が参加する就職面接会をグランメッセで実施する。県内の閉鎖店舗等を引き継いで営業している株式会社イズミやイオングループにも求職者の雇用をお願いした

い。⑤納入業者、テナント業者の連鎖倒産防止を含む支援策では、金融円滑化特別資金の今年度の融資枠を一二〇億円確保し、とくに倒産企業に五〇万以上の売掛金の債権を有する中小企業者には、本年一月から、運転資金の限度額を二、五〇〇万円から四、〇〇〇万円に引き上げるなどの措置を講じている。県では、これらの制度融資が円滑かつ効果的に運用されるよう、関係金融機関や信用保証協会、商工団体等に要請している。(3)雇用対策は、国が職業紹介事業や雇用保険給付などの施策を実施し、県が地域の実情に応じた施策を実施している。月間有効求職者数が四万人を超える中、求職中の元壽屋従業員に加え、今後ニコニコ堂の離職者も見込まれて、依然厳しい雇用情勢である。県は、閉鎖店舗を抱える地域を中心に、巡回雇用・労働相談を実施しており、ハローワーク熊本等と共催で、就職面接会と総合労働相談を同時に実施する就職フェアを七月に実施予定である。また、株式会社イズミやイオングループにもさらなる求職者の雇用を要請したい(商工観光労働部長)。(4)①九州新幹線建設工事には、県経済の浮揚、地場企業の育成の観点から、県内企業が参加することが望ましく、日本鉄道建設公団に県内企業の受注機会の確保を要望してきた。この結果、公団でも、建設共同体の参加資格要件の緩和などに配慮し、県内の参加企業も徐々に増え、博多―新八代間では、四月一日現在、一六工区のうち一五工区に県内企業二〇社が参加している。②現在、受注量の減少や倒産など、地域経済や雇用等を支える重要な基幹産業である建設産業を取り巻く環境は、厳しい。この

ような状況の中で、県内企業でできるものは県内企業へ、を基
本に、平成一三年度から、県内企業を含めたジョイントベン
チャーによる発注や、分離発注に取り組んでいる(土木部長)。

農林水産

(1)①開設から約一年経過した東京、大阪でのアンテナ
ショップの効果はどうか。消費地情報のフィードバックに
よる生産出荷体制への活用についてどうするのか。②(ア)今
後、家畜排泄物の不適切な管理を解消するため、該当する畜産
農家では施設整備を進めていく必要があるが、現在どの程度進
んでいるのか。解消されていない畜産農家にどのような対策を
とるのか。(イ)畜産環境施設の整備で大量の堆肥が生産され
るが、堆肥の流通にどのように対処するのか(前川)。(2)①
牛海綿状脳症(BSE)問題のその後から今日まで、どのよう
な対策がとられて、成果はどうだったのか。②牛海綿状脳症対
策特別措置法が六月七日に成立し、七月四日から施行と聞くが、
何か対応を考えているのか(松田)。

これらに対して農政部長は、次の内容で答弁した。

(1)①県産農産物等の販売情報拠点として、農業関係団体
等と共同で、大阪では昨年四月から、東京では一月からアン
テナショップを設置した。夏場の品揃えなどに課題があった
が、消費者評価が高い数品目が常時取り扱いとなった。とくに
森のくまさんが五月からチェーン店全店で取り扱われたことや、
BSE問題で牛肉消費が落ち込む中、大阪の拠点店舗で県産和

牛が発生前以上の売り上げとなったことなどが成果ではないか。得られた情報では、オリジナル品目のデコボン、ミカンの豊福、肥のあけぼのは評価が高い一方、主要品目のスイカ、トマト、メロンなどでの産地名選択は少なかった。今後、消費者にアピールできる特徴の必要性などが確認できた。販路開拓の観点からは、東京への出荷が少なかった長ナスが、試食会と併せた試験販売で好評で、供給体制の整備が求められる。

②(ア)平成一一年八月の畜産農家対象の調査によれば、家畜排泄物の処理が不適切な戸数は一、四三七戸だったが、一三年度末までに約三分の一で改善が図られ、今後は残り約九〇〇戸の施設整備や管理改善が必要である。対象農家の意向を聞きながら、大規模改善を要する約四割の農家では、国・県の補助制度やリース制度での施設整備を進め、残りの約六割の農家では、速やかな改善を指導したい。(イ)堆肥の流通は、県と農業団体が共同で、流通、利用量の拡大を図っている。今後は、堆肥の流通促進機器や省力散布機器の導入、堆肥の簡易保管施設の整備などを進めたい。(エ)①昨年九月以来これまで、全頭検査、情報提供と消費拡大PR、肉骨粉の処理対策、無利子融資制度の創設や所得補填制度への助成等に取り組んできた。その結果、消費の回復が徐々に見られるなど、農家等の経営安定にも寄与したが、影響も依然として続いている。とくに、廃用牛の出荷の停滞問題では、関係機関による支援体制の整備にも対応したい。②同法は、発生予防や蔓延防止、畜産農家等への支援対策等が盛り込まれている。この法律の中で、新たに死亡牛の検査など県の

役割も規定されており、必要な経費に財源措置が講じられるよう要望したい。

教育

(一)①(ア)学校週五日制の中で、基礎、基本の確実な定着を図るためにどのように取り組むのか。(イ)絶対評価に変わった学習評価をどう支援するのか。(ウ)週末等の体験活動の機会を広げるため、地域ではどのような取り組みをしているのか(早川)。(エ)学校週五日制の中で、子どもや教師にゆとりをどう保障するのか。②総合的な学習の時間についての考え方と学校現場での活用について(岩中)。(ア)熊本県の放課後児童クラブの実施状況と今後の取り組みについて(イ)障害児の放課後児童クラブでの受け入れ状況と学年にこだわらない弾力的な対応について(平野)。(エ)通学区域を総合的に見直し、規則改正に取り組むべきではないか(早川)。(三)少人数学級の導入に対する県の取り組みについて(幸山)。(四)①丸刈りは人権侵害であるとの認識に立った校則の見直しについて(田上・岩中)。(五)学校での男女混合名簿の推進に向けてどのように取り組み、現状はどうか(岩中)。

これらに対して県執行部は、次の内容で答弁した。

(一)①(ア)熊本型教育の確立を目指し、基礎、基本の確実な定着は重要で、小中学校の教職員に、その徹底指導と能動型学習とのめり張りを付けた授業展開例を示している。(イ)客観性のある評価基準案を作成して、各学校に応じた評価基準

の作成、評価方法の改善、工夫を行うように指導している。市町村教育委員会からの要請を受け、評価問題開発委員会を設置して、熊本型の評価問題「ゆうチャレンジ」の開発に取り組んでいる。とくに、学習への関心や意欲、自分で考え表現する力などを把握できる評価問題システムの開発を二月までに終了して、各市町村教育委員会に示したい。(ウ) 家庭や地域社会が自然体験、ボランティア活動等に取り組めるよう、本年度、体験活動ボランティア活動支援センター(仮称)を二八市町村に設置した。地域で子どもを育てる環境づくりのための体制を、本庁、各教育事務所、三〇市町村に整備し、地域の子どもは地域で育てるという考え方の普及啓発に取り組みたい。(エ) 学校週五日制では、ゆとりの中で子どもたちの生きる力を育むことが大切で、体験活動等を支援する体験活動ボランティア活動支援センター(仮称)の設置など、環境づくりに取り組んでいる。(2) 総合的な学習の時間は、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を身に付けさせるために創設された。各学校で主体的に課題解決的な学習活動等を行うことが大切である**教育長**。(3) (ア) 放課後児童クラブは、本年度が五四市町村、一九一クラブの実施状況で、全市町村での実施を目指したい。土曜日開設も、本年度から運営費の加算補助などの支援策を充実させた。指導員の選任は、保育士や教諭の資格所持者等の人材を確保するよう市町村に助言している。指導員の育成は、放課後児童クラブ指導員の研修を本年度から実施し、勤務条件は、健康診断費用の

補助などで充実を図っている。(イ) 障害児は、現在、一七市町村、五一クラブで八八人の受け入れ状況で、小学校四年生以上は、現在、八市町村、二三クラブで二八人を受け入れている**(健康福祉部長)**。(2) 県立高校の通学区域は、教育事務所等の八区域を管轄区域に、高校教育の機会均等や普及で重要な役割を果たしてきたが、平成一三年八月の地方教育行政の組織と運営に関する法律の一部の改正で、他県では見直しの動きがある。熊本県でも、県立高等学校教育整備協議会から、生活環境等の大幅な変動がある場合は見直しを検討する必要があるとの答申もあり、今後の重要課題と認識する。(3) 少人数学級の導入は、平成一三年三月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部が改正されて、都道府県教育委員会等が学級編制を弾力的に行えるようになり、熊本県では、基準を国の四〇人としつつも、小学校では、国語、算数、理科、中学校では、英語、数学、理科等の教科を中心に少人数指導を実施している。本年度、少人数指導のために一九三人をチームティーチングのために二七五人を配置している。(4) 児童生徒は心身発達の過程にあり、校則自体には意義があると思うが、丸刈りを定めた校則は、見直しを検討する時期に来ている。そのためにも、生徒の実態や保護者の考え方、地域の実情等を踏まえ、十分な論議が大切で、今後、市町村教育委員会に、関係者による協議を行うための仕組みをつくり、十分な論議を行った上で、校則の見直しの理解を進めたい。(5) 学校における男女共同参画の取り組みでは、熊本県男女共同参画計

画・ハーモニープランくまもと21を各学校に配布し、男女混合名簿等の活用推進の啓発を図ってきた。四月には、教育事務所を通じて、市町村教育委員会に、早急に男女混合名簿の導入を図るよう理解を促し、現在の導入状況は、小学校が約四三%、中学校が約一一%である（教育長）。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

(1) 議案第1号 平成14年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

【説明】 補正予算の詳細については、冒頭の知事説明に譲る。

【審議】 補正予算案は、六月一八日に上程、二五日、各常任委員会に付託され、七月二日の本会議において各常任委員長から次のように報告された。

幸山政史厚生常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、放課後児童クラブ施設整備事業は新規事業かとの質疑があり、執行部から、今回が初めてで、平成一三年度は二か所、平成一四年度は三か所を整備するとの答弁があった。委員から、放課後児童クラブ施設整備の今後の予定についての質疑があり、執行部から、来年度は五か所の要望があっており、市町村の要望を踏まえながら施設整備していきたいとの答弁があった。委員から、水道広域化施設整備で繰越額が大き

いが、本年度中に工事は終了見込みかとの質疑があり、執行部から、本年度は八〇億円が残っているが、最終年度のため工事を完了させ、来年度からの用水供給事業が開始されるよう、宇城・上天草水道企業団に指導しているとの答弁があった。委員から、かがやきプランの見直しはいつ頃までかとの質疑があり、執行部から、介護報酬の決定は来年一月頃の見込みで、かがやきプランの概要は年末頃、最終的な決定は来年三月頃と考えているとの答弁があった。委員から、平成一五年度からかがやきプランが実施となれば、一五年度施設整備には間に合わないのではないかと質疑があり、執行部から、秋頃にはある程度の整備枠の見通しがつくと思うので、一五年度分の施設整備は対応できると考えているとの答弁があった。委員から、ハンセン病資料館は、いつ設置場所が決まるのか、誘致を要望しているのはどこか、また、今後の本県の動きについての質疑があり、執行部から、国のハンセン病資料館施設整備等検討懇談会において、一〇月をめぐに何らかの方針が出される予定である、設置の要望は、今のところ、熊本県、岡山県、東京の資料館の三か所と聞いている、誘致について菊池恵楓園、入所者の自治会、合志町と一緒に要望しているので、今後、連携をとって取り組みたいとの答弁があった。委員から、菊池恵楓園内にハンセン病資料館の誘致を要望されているが、隣接する医療刑務所跡地の利活用についても検討してほしいとの要望があった。委員から、有明海・八代海再生のための再生特別措置法案が成立した場合に策定予定の県計画の考え方について質疑があり、執

行部から、国において有明海・八代海の再生に関する基本方針が定められ、この方針に基づき県計画を策定することになるが、昨年一二月に策定した熊本県有明海・八代海再生に向けた総合計画をベースに、より充実させる方向で見直しを図りたいとの答弁があった。委員から、法定外の食品添加物の県内での使用状況について質疑があり、執行部から、全国でアセトアルデヒドなど違法な食品添加物が販売され、本県でも、かつて原材料として二社が取り扱っていた経緯があったので、現地調査をしたところ、現在使用されていないことが確認された、また、本県で食品添加物を製造している会社についても現地調査したが、違法なものはないとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り承認することに決定した。

船田直大経済常任委員長は、審査の経過とその結果を報告

委員から、低開発地域に対する税制優遇措置が平成一七年で撤廃されれば、企業進出等に影響しないのか、一七年度以降県独自の優遇措置等の対応はできないかとの質疑があり、執行部から、企業誘致を進める上で、地方にはかなり厳しい状況で、県独自の措置は非常に厳しいが、現在、優遇措置全般について、事務レベルで検討しているとの報告があった。次に、執行部から、その他報告事項として、大型店舗の閉鎖、撤退等に係る最近の状況について、緊急地域雇用特別基金事業および緊急地域雇用創出特別基金事業について、藤本発電所水利権等の更新について、ほか一件を含む四件の報告があった。委員から、熊本岩田屋撤退問題に関し、地場企業からの出資による店舗存続は

できないかとの質疑があり、執行部から、熊本岩田屋の撤退後、店舗の存続ができないと大きな問題であると認識している、百貨店の存続がベターであり、県としても関係者と接触しているが、商品供給や家主との関係など微妙な交渉問題があり、基本的には民間同士の交渉を見守っているとの答弁があった。委員から、熊本岩田屋の存続は、もう少し公的視点で支援する姿勢が必要との意見や、これからの推移を見守りながらも何とかデパートとして存続できるような方策を県としても考えてほしいとの要望があった。委員から、阿蘇の採石場は、観光地阿蘇の景観上から終掘させるべきと思うが、これまでの県の取り組み経過についての質疑があり、執行部から、国立公園内の特別地域の五業者に昭和五八年から終掘を相談し、二業者は終掘し、阿蘇町内操業の二社は本年三月に地元住民との間で一四年後に終掘との協定が締結されている、期間は、防災面からベンチカット工法で行う必要があるが、現在の採掘能力、採掘後の植栽等考慮すれば、やむを得ないと思っている、今後安全な終掘に向けて指導していきたいとの答弁があった。委員から、他部署との連携で、短期間での終掘に努力するようにとの要望があった。委員から、有明海・八代海再生特措法案に関連し、今国会で成立が見込まれるが、海砂利採取の問題は、業界とも話し合いながら、規制値や緩和措置期間等含めて条例化できるよう、準備を進めておくようにとの要望があった。次に、執行部からの荒瀬ダムの水利権更新についての報告に関連して、委員から、賛否をめぐる住民の動きがあり、今後、更新では、環境

問題に十分配慮しながら行つてほしいとの要望があった。審議の結果、付託議案は、すべて全員賛成をもつて原案の通り可決または承認することに決定した。

坂田孝志農林水産常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、林業公社の長期借入金残高二六五億円は繰り上げ償還できないのかとの質疑があり、執行部より、公庫資金は制度資金で繰り上げ償還は難しいとの答弁があった。これに関連して委員から、繰り上げ償還できるように国に対して要望すべきではないかとの質疑があり、執行部より、これまでも要請活動を行っている、今度の政府予算要望の提案の中でも林業公社への支援策について要望している、今後とも積極的に要望活動を行つていきたいとの答弁があった。これに関連して、委員から、ここまでくれば単県の処理は厳しいのではないか、これまでの国のかかわりの中でどのように考えるのかとの質疑があり、執行部より、県が財政支援する場合、地方交付税の措置、補助制度の補助率の嵩上げ等について、その実現を要望しているとの答弁があった。委員から、イギリスでは三〇か月齢以上の牛は枝肉の販売はできない、廃用牛に関する国の動きについての質疑があり、執行部より、国では、廃用牛も検査に合格したら食肉に使うのが基本的な見解との答弁があった。委員から、工事委託での農政部の方針についての質疑があり、執行部より、法令に定められたもの以外の国等への工事委託は、国等との協議で県の主体性を發揮して調整していく、やむを得ず国等に委託する分にも、引き続き県内企業が受注機会を得られるよう要

望したいとの答弁があった。委員から、新規就農者の資格で、五〇アールの農地が必要だが、基準を緩和できないかとの質疑があり、執行部より、農地法上は、ゼロからスタートする場合、五〇アールが必要だが、草花等の栽培で集約な場合は例外規定で五〇アール以下でもよく、その判断は、営農計画などをもとに、市町村の農業委員会が行っている、その適用例は、三角町の洋ラン栽培などがあるとの答弁があった。委員から、海砂利の状況について質疑があり、執行部より、県議会からの提言に基づき取りまとめた県の総合計画の中で、骨材等の代替材の供給体制の状況を見ながら、将来的には採取を縮小ないし廃止に向けて検討することとしており、今後関係各課で連携をとつて検討していきたいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、すべて全員賛成をもつて原案の通り可決または承認することに決定した。

大西一史建設常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、県内の建設関係の企業は厳しい状況にある中で、橋梁の上部工工事を国に委託する議案が提出されているが、その背景と経緯についての質疑があり、執行部から、橋梁下部工と同じように、橋梁の上部工も、当初は県発注で国と協議を始めたが、施工区域が、国管理の国道三号の上をまたぎ、国道57号に入り込むことで、道路管理上の問題から、国に委託して施工と提案しているとの答弁があった。委員から、議案第13号および14号の事業に関する国庫補助の割合についての質疑があり、執行部から、近見高架橋工事が、国の補助二分の一、県費

二分の一、熊本北部浄化センターの電気機械工事が、国の補助三分の二、県費三分の一との答弁があった。委員から、現内閣では、公団等は民営化との流れがあるが、県の事業団委託は時代の流れに逆らっていると思う、県では、地場企業を育てていく、技術力を向上させていくという観点に立った対応が求められるとの意見があった。委員から、工事明細書を見ると地元企業の施工が可能な工事があるが、分離発注できないかとの質疑があり、執行部から、国および日本下水道事業団との協議の結果、近見高架橋の舗装や道路照明、熊本北部浄化センターの沈殿池設備の一部等は、分離発注が可能との回答を得ているとの答弁があった。委員から、建設関係業界の経営状況の逼迫を考慮し、分離発注が増えるよう国と協議し、県内企業の受注機会が増えるよう努力してほしいとの要望があり、執行部から、再度国や事業団と協議したいとの答弁があった。委員から、落石による車両破損事故が二か所で起こっているが、事故箇所の安全対策は十分できているのかとの質疑があり、執行部から、落石危険箇所が県内には二、〇〇〇か所余りあり、安全点検を行い、落石頻度の高い箇所から防護柵を設置する等の対策を講じているとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

早川英明文教治安常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、学校給食における地産地消で教育的意義を浸透させていく工夫を何か行っているのかとの質疑があり、執行部から、学校給食の時に、生産者からの説明など、顔が見えるよ

うな形が一番効果的で、そういう形で進めていきたいとの答弁があった。委員から、日韓中ジュニア交流競技会の内容と国体以降の体育施設関係の利用についての質疑があり、執行部から、競技種目は、陸上競技、サッカー、テニス、バスケットボール、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ラグビーフットボール、バレーボール、ウエイトリフティングの一一競技である、日本体育協会から八月開催で依頼があっている、国体の体育施設は、県のスポーツ振興事業団に委託し、管理、運営している、平成一三年度の使用料収入は、KKWING七八二万四、〇〇〇円、パークドーム四、九八七万七、〇〇〇円、八代運動公園三七五万六、〇〇〇円、総合射撃場は平成一二年度二、四四二万三、〇〇〇円で、使用料収入は、管理費の二〇％程度との答弁があった。委員から、国体施設管理費の不足額は一般財源からの補填だが、競技大会等の今後の予定と一般財源からの補填を減らす努力についての質疑があり、執行部から、熊本県は、世界ハンドボール大会、国体、インターハイという全国的なイベントに取り組んできた、今後は、県の体育協会と十分連携して、各競技の全国大会の招致が必要と考えている、とくにKKWINGは、プロの競技の実施が大きな収入源になる、現在スポーツ振興計画を策定中で、施設の有効利用を含めた計画にしていきたいとの答弁があった。委員から、同和教育推進教員の制度の廃止に関して質疑があり、執行部から、推進教員は一〇六人で、年間の予算は四五〇万円程度で、今年度から人権教育で再構築している、これまでの成果を継承しながら、

人権教育を推進していきたい、そのために、すべての学校に人権教育担当者を置きたいとの答弁があった。委員から、四月からの学校週五日制の滑り出しはどうかとの質疑があり、執行部から、現在、土、日の子どもたちの活動状況について情報を集めている、産山村では、ひとり暮らしのお年寄りを訪問する子供ヘルパー事業、矢部町では、公民館単位で高齢者と触れ合う世代間交流事業、熊本市では、冒険遊び場で自由に遊べる環境づくりを進めるプレイパーク事業など、順調に滑り出していると思う、今後、市町村の特色ある取り組みについては普及啓発していきたいとの答弁があった。これに関連して、委員から、熊本市では、ナイストライ事業を各中学校で行って好評であり、拡充してほしいとの意見があり、併せて二年ほど前、全国的に論議されたボランティア活動への義務参加の、その後の状況はどうかとの質疑があり、執行部から、学校教育法と社会教育法が改正され、体験活動の充実に努めることとなった、現在、豊かな体験活動推進事業として一の宮町と有明町の二町を指定し、どのように充実させていくか議論している、また、体験活動ボランティア活動支援センターを県内の二八市町村に設置して、活動したい人と活動の場、機会とのマッチングやコーディネーターを行っていきたいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

馬場成志総務常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、本年八月から稼働する住民基本台帳ネットワークシステムの一部の条件整備を行い、トラブルがないよう、特段の

配慮をしてほしいとの要望があった。委員から、県職員の交通事故の和解の報告について、被害者だけでなく、加害者も氏名の記載が必要との質疑があり、執行部から、相手方と熊本県との間の和解で報告しているとの答弁があった。委員から、熊本市の政令指定都市に向けての動向および進捗状況についての質疑があり、執行部から、熊本市の動きは、五月二日に熊本市議会に政令指定都市に関する調査特別委員会が設置されるなど、具体的な検討に着手されている、また、熊本市と益城町との勉強会の設置等、近隣の自治体に対する働きかけを始めており、県においても、熊本市との情報交換に取り組みたいとの答弁があった。これに関連して、委員から、熊本市の合併は、県議会にも十分に情報を提供してほしいとの要望があった。これに関連して、委員から、熊本市が結論を出すまで腕を組んで見ているのではなく、県内の自治体であり、県の意見を出してもいいのではないかとこの質疑があり、執行部から、熊本市の動きを受けて、近隣自治体が影響を受けやすい局面となっており、県としては、地域振興局を中心に支援してきた従来の取り組みを大事にしなが、熊本市とも情報交換をしていきたいとの答弁があった。これに関連して、委員から、熊本市が政令指定都市になるには一つの町と合併すれば十分なのかとの質疑があり、執行部から、昨年八月に公表された国の合併支援プランでは、大規模な合併が行われた場合に限り、政令指定都市の人口要件が弾力化されたが、人口要件は具体的に示されていない、ただ、今回の弾力化を受けて、政令市を目指している静岡市と清

水市との合併が約七〇万六、〇〇〇人で、これが目安となっているとの答弁があった。これに関連して、委員から、熊本市の近隣自治体のその後ろにある自治体の将来のまちづくりについて熊本市は考えていない、県は、県土の均衡ある発展を視野に入れながら、熊本市以外の市町村でも、主体性を持って合併問題に取り組んでほしいとの要望があった。これに関連して、委員から、県と熊本市が国と話をし、七〇万程度で政令指定都市になるのであれば方向性も出せる、こうしたことも含めて県の役割を考える必要があると思うがとの質疑があり、執行部から、熊本市議会に特別委員会ができるなど状況が変わってきており、県としても、これまで同様に静観の姿勢ではいけないと考えており、指摘のあった方向で今後検討していきたいとの答弁があった。これに関連して、委員から、熊本市の政令指定都市の移行については、熊本市民の幅広い意見を聞きながら進めてほしいとの要望があった。委員から、川辺川ダムを考える住民討論集会が開催されている、一回目は県主催で行われたが、二回目以降は国土交通省の主催となった理由は何かとの質疑があり、執行部から、県が集会の運営に責任を持つならば、二回目は以降は、国の事業であり。国土交通省の主催という申し出があり、国主催となったとの答弁があった。これに関連して、委員から、第三回住民討論集会を終えて論点が明らかになっており、論議を見極めて判断をするとの知事の発言があったが、予断を持ったことは言えないと、県議会で論議することさえ憚られる状況はどうか、県の姿勢をはっきりと出してほしいとの要

望があった。これに関連して、委員から、本会議の一般質問で住民投票をとの意見があったが、関係町村や県は、これまで推進してきた経緯があり、これを無視した対応とならないようにとの要望があった。委員から、海外への友好訪問について、内容および時期などは、議員に対して周知してほしいとの要望があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

各常任委員長長の報告の後に、各常任委員長長の報告の通り可決または承認された。

2 条例等議案

- (1) 議案第4号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】住民基本台帳法の一部改正に伴う手数料の新設、本人確認情報開示手数料の新設等に関し必要な事項を定めるものとして提案された。

- (2) 議案第5号 熊本県住民基本台帳法施行条例の制定について

【説明】住民基本台帳法の施行に関し必要な事項を定めるものとして提案された。

- (3) 議案第6号 熊本県立肥後学園設置条例の一部を改正する等の条例の制定について

【説明】児童福祉法に基づく知的障害児施設としての熊本県立肥後学園を廃止し、平成一六年三月三十一日まで知的障害児の

療育訓練を行う施設とすることに伴い、関係規程を整備する等の必要があるとして提案された。

(4) 議案第13号 工事委託契約の締結について

【説明】 工事名 近見高架橋上部工工事、工事内容 上部工・舗装工一式、委託金額一七億二四〇万七、〇〇〇円、委託の相手方 国土交通省九州地方整備局、契約の方法 随意契約。

(5) 議案第14号 工事委託協定の締結について

【説明】 工事名 熊本北部浄化センター水処理施設電気・機械工事、工事内容 水処理施設電気・機械工事一式、委託金額六億三、六〇〇万円、委託の相手方 日本下水道事業団、契約の方法 随意契約。

【審議】 七月二日の各常任委員長の報告後、採決され、各常任委員長の報告の通り可決された。

3 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
14・5・23	健康保険八代総合病院の存続・拡充を求める請願	小早川宗一郎 中村博生
14・3・8	凶悪犯罪に対する刑事罰強化についての請願	池田定行 荒木義行 藤川隆夫

第17節 平成14年9月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一四年九月二三日

閉会 平成一四年一〇月三日（会期二日間）

2 正副議長及び役員

議会最終日（一〇月三日）、決算特別委員会の設置および委員の選任が行われ、次の通り決定した。

決算特別委員長 小早川宗一郎

ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

会派異動

幸山 政史 自民党→無所属（九月二二日）

議員辞職

幸山 政史（九月一九日、熊本市長選立候補のため）

決算特別委員会 ◎小早川宗一郎 ○草村 照 島田 幸弘

4 県執行部

人事委員会委員長 松尾 隆樹

ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

9月13日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
19日	本会議	代表質問
20日	本会議	代表質問
24日	本会議	一般質問
25日	本会議	一般質問
26日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
27日	本会議	特別委員会

10月30日	常任委員会
10月1日	常任委員会
3日	本会議 委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成一四（二〇〇二）年九月一三日午前一時、五三議員が出席して開会された（一人欠席）。内容は、平成一四年度熊本県一般会計補正予算等の諸議案を審議、議決するもので、川辺川ダム問題や荒瀬ダム藤本発電所水利権更新問題が活発に議論され、雇用情勢、介護保険関係、教育問題などが主な論点となった。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	平成14年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	可決
2	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	平成14年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	〃
6	平成14年度農地海岸保全事業、県営かんがい排水事業、県営畑地帯総合整備事業、一般農道事業、県営中山間地域総合整備事業、農村活性化住環境整備事業、ふるさと農道緊急整備事業、県営農業集落排水事業及び水と緑ふると保全対策事業の経費に対する市町村負担金について	〃

7	平成14年度農地海岸保全事業の経費に対する市町村負担金について	可決
8	平成14年度ふるさと林道緊急整備事業、沿岸漁場保全事業、地域水産物供給基盤整備事業、広域漁港整備事業、漁港漁場機能高度化事業、単県漁港改良事業及び単県維持しゅんせつ事業の経費に対する市町村負担金について	〃
9	平成14年度漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町村負担金について	〃
10	平成14年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	〃
11	平成14年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について	〃
12	平成14年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	〃
13	平成14年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金について	〃
14	平成14年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金について	〃
15	平成14年度九州新幹線鹿児島ルート博多・西鹿児島間の建設工事の経費に対する市負担金について	〃
16	工事請負契約の締結について	〃
17	工事請負契約の変更について	〃
18	工事請負契約の変更について	〃
19	専決処分の報告及び承認について	承認
20	専決処分の報告及び承認について	〃
21	専決処分の報告及び承認について	〃
22	専決処分の報告及び承認について	〃

(1) 県政の動き

3 知事の提案理由説明

9	8	7	6	5	4	3	2	1
私学助成制度の充実強化に関する意見書	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	食品の安全性の確保を求める意見書	介護保険制度の改革を求める意見書	国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及を求める意見書	奨学金制度の充実を求める意見書	小中学校の施設改善を求める意見書	北朝鮮拉致事件の徹底した真相解明と生存者の早期帰国及び被害者家族への賠償を求める意見書	北朝鮮拉致疑惑問題の全容解明と早期解決を求める意見書
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	可決

(議員提出議案)

29	28	27	26	25	24
教育委員会委員の任命について	平成13年度熊本県有料駐車事業会計決算の認定について	平成13年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	平成13年度熊本県有料道路事業会計決算の認定について	平成13年度熊本県電気事業会計決算の認定について	平成13年度熊本県病院事業会計決算の認定について
同意	〃	〃	〃	〃	継続

厳しい状況にある日本の景気の概況を述べ、県内でも企業倒産件数が平成一三年以上の高水準で推移していると。同時に、熊本岩田屋の撤退などで雇用情勢も厳しい状況が続くとの見込みを述べた。国の構造改革では、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002が決定されたことを述べ、構造改革特区など、県民生活や本県の行財政運営に関連する事柄も多く、情報収集に努め、適切に対応していくとした。市町村合併にも積極的に推進しており、現在、法定または任意の協議会が設置された一二地域、五九市町村で議論が本格化していると。また、県職員の派遣など支援を行い、市町村合併支援プランを七月に策定したことを述べた。県民生活の安全の確保では、無登録農薬の問題が発生したことを取り上げ、その流通ルートの解明、使用農産物の出荷自粛要請、農業団体による緊急自主点検に努めてきたとした。川辺川ダム事業では、住民討論集会を三回開催し、四回目(九月一日)に県庁で開催され、引き続き、今後も環境をテーマにした開催でも総合調整の役割を担っていくとした。また、五木村、相良村の地域振興では、一月設置の五木・相良地域振興検討委員会を中心に、地元や各種団体の意見を踏まえて、一〇月の計画策定をめどに作業を進めるとした。これらのほか、宮崎県日向市のレジオネラ症の集団発生を受けた県の取り組み、一〇月一日開設の熊本県人権センターの取り組み、人権問題の解消に向けた指導者の育成、人権意識の高揚を図るための教育、啓発を推進していくとした。技能五輪くまもと2002、アピリンピックくまもと2002、第

二四回全国菓子大博覧会九州 in 熊本の開催にも言及した。

(2) 平成一四年度補正予算案

平成一四年度補正予算は、中小企業者に対する金融支援等に要する経費、並行在来線の第三セクター株式会社設立に要する経費、災害の復旧費や公共事業等の内示増減に伴うものなど、総額で二七億円を計上していると説明した。その主な財源は、地方交付税三億円、県債二五億円、諸収入一一億円および内示に伴う国庫支出金の減一三億円で、現計予算との合算では七、九五四億円となるとした。続いて、歳出予算の主な内容を、商工労働関係、並行在来線の第三セクター株式会社関係、公共事業等関係についての順で説明した。併せて、熊本県税条例の一部を改正する条例等各種条例案件、事件議決案件、知事専決処分報告・承認案件等も提案し、人事案件も追加提案の予定であると述べた。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

九月一九日に自由民主党の林田博達、県民クラブの渡辺利男、二〇日に公明党の城下広作の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

林田議員は質問に先立ち、小泉純一郎内閣総理大臣の朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」）への訪問を取り上げ、熊本出身の松本薫さんを含む拉致被害者の悲報に哀悼の辞を述べ、

併せて、先に辞職した幸山政史元議員に惜別の辞を送った後に、次の内容の質問を行った。

(1) 熊本県民共有のライフスタイルとして、世界的なデザインに何種類かの男性服を作ってもらって、各人が自分でアレンジしながら、暑い熊本でも快適に過ごせるような考えはないか。(2) ①今後の雇用対策について。(3) ①九州新幹線建設に伴う熊本駅周辺整備を今後どのような形で進めていくのか。(2) 合同庁舎の移転について、いつ頃移転ができ、跡地はどうするのか。(4) ①市町村合併に向け、指導力をどう発揮するのか。(2) 熊本市の政令指定都市移行に向け、熊本市にどう対応していくのか、事務的な意見交換はどのくらい進んでいるのか。(5) ①JR九州が将来完全民営化された場合、第三セクター鉄道会社の並行在来線との接続ができなくなることもある。その時はどうなるのか。(2) 負担金の上限を設定するつもりはないのか。(3) 利用促進策をどのように考えているのか。(4) 第三セクターの名称はどうやって付けるのか。(6) 無登録農業問題について、法律で規制できないなら、県の条例で罰則付きの規制はできないのか。(7) ①総合学習と基礎学力の関係はどのように捉え、保護者の不安解消にどう対処するのか、各学校に独自性を持たせるためにどう指導するのか。(2) 女性教師の教頭、校長、行政職への登用状況は、男女共同参画推進の条例制定後どのような変化が起きているのか。(3) 学校の自主運営について、できるだけ学校の自主性に任せた方がいいのではないか。(8) ①川辺川ダム問題について。昭和四〇年七月三日の球磨川大水害のと

きの異常増水の原因と言われている市房ダムの放流については、当時の資料を検討して、因果関係があったのか、放流は適切な管理のもとに行われたのかという立証ができるのか。また、球磨川大水害との因果関係と増水による死者数について。②川辺川問題について決断を下すべき時は下すで、知事の心構えを聞きたい。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1)冒頭、北朝鮮拉致問題に触れ、松木さんを含めた被害者八人への哀悼の辞を述べ、答弁に移った。地球温暖化の防止のため、県は六月～九月のサマーエコスタイルを平成一〇年度から実施しており、熊本の気候に合ったデザインの正装があれば、暑い夏も快適に過ごせるのではないか。しかし一方で、公式場で受け入れられるかどうかは難しい面もある。(2)①県では、二月に熊本県雇用創出対策を策定し、一〇月にはインキュベーション施設の開設を予定するなど、雇用対策に全力を挙げているが、県内の有効求人倍率は非常に低く、熊本岩田屋の撤退など、雇用情勢も先行き不透明。県では、今定例会に、緊急地域雇用創出特別基金を活用した市町村補助事業の追加、自己キャリアアビル面談会の開催、金融円滑化特別資金の融資利率の引き下げなどのための経費の追加を提案している。

(3)①熊本駅周辺整備では、七月に熊本駅周辺整備検討会議を設置した。検討会議では、ユニバーサルデザインの観点を踏まえ、交通結節機能の強化を図り、癒やしの空間や熊本の水と緑の空間を配置するパークステーション構想を今年度中に取り

まとめ、事業を進めたい(知事)。(2)合同庁舎の熊本駅周辺移転は、平成一五年度の国土交通省概算要求に敷地調査費が盛り込まれた。今後、一二月の国の予算編成に向け、政府予算に計上されるよう、県も要望したい。移転先は、月星化成熊本工場敷地を第一候補に、県が先行取得した後に熊本市に売却、熊本市が国の庁舎跡地と交換で進めることを確認している。今後の予定は、今回の調査に引き続き、基本設計、実施設計の後、建設着手で進み、完成までの期間は六～八年程度と聞いている(企画振興部長)。(4)①市町村合併では、七法定協議会、五任意協議会が設置され、合計五九市町村で検討される一方、見通しの立たない市町村も数多い。そうした市町村長等に合併のメリット等を説明し、要請があれば議会等にも説明するなど、支援したい。合併後は、国の市町村合併支援プランの合併前施設整備への地方債適用や公債費繰り上げ償還への財政支援措置の拡充で優遇される。県独自の市町村合併支援プランも、平成一五年度予算編成に向け、市町村合併特別交付金制度の改善や県の支援事業の取りまとめを行っている。合併市町村のまちづくり計画や行財政運営のあり方、国、県の支援事業の有効活用方策等の手引書を作成したい。②熊本市周辺では、一部で任意協議会を設置して具体的な協議、検討が進められ、賛否両論の住民発議が提起されており、これらの行方を見極めたい。熊本市との情報交換は、指定要件緩和の概要、周辺市町村との合併に向けた協議の状況等について実施してきた(総務部長)。(5)①鉄道の存続や廃止はJR九州の一存で決められるものではな

い。とはいえ、民営化の流れが示されている中では、将来的な可能性を念頭に置くことは重要である。②第三セクター鉄道会社の設立は、地元の交通手段として並行在来線の存続が不可欠で、現段階で将来の県の負担額に上限を設けることは難しい。しかし、県、沿線市町の負担を少なくする努力は当然必要で、JR九州等の支援も得ながら、利用促進や経費節減等で収支改善に努めたい。③列車の運行本数を増便するほか、駅前の駐車場や駐輪場の整備等を実施する。利用客の掘り起こしでは、地域の催しや観光と組み合わせたイベント列車の運行等が考えられる。④会社名は、住民とともに育む地域の鉄道にふさわしく、親しみやすいものになりたい。広く公募で決めたい（企画振興部長）。（6）現行の農薬取締法では、生産段階での使用は規制できないこともあり、農作物の安全性確保では、無登録農薬の流通、使用の規制や罰則の強化が必要で、国は、秋の臨時国会に法律改正案を提出する予定と聞く。これらの内容が盛り込まれるよう要望し、販売店への農薬指導士の配置などの実効性のある対策も検討したい（知事）。（7）①学校教育では、基礎、基本の定着が重要で、総合的な学習の時間は、これをベースに、自ら課題を見付け、学び、考えることができる力を育むことを狙いとしたものを認識する。保護者の不安解消では、徹底指導と能動型学習とのめり張りのある授業展開、個に応じた学習指導を提案し、定着状況把握のための評価問題（ゆうチャレンジ）の開発に努めている。独自性のある総合的な学習の時間は、各学校の教育課程の中で、学校や地域の実態、子どもの発達段

階を考慮しながら、計画性のある取り組みを指導している。②女性管理職の登用状況では、公立小中学校および県立学校の校長と教頭は、平成九年度が一、五六三人中九二人で、平成一四年度が一、五三一人中一一一人となっている。学校現場の教育行政部門は、平成一四年度が二九人で、ここ五年間変化はない。③学校の運営では、校長のリーダーシップのもと、全教職員のやる気、創意工夫を生かした自主的な運営が大切で、県教育委員会、学校や市町村教育委員会の独自性を尊重することを基本に、特色ある教育、特色ある学校づくりを支援したい（教育長）。（8）①昭和四〇年七月の球磨川大水害の市房ダム放流は、流入量が毎秒三〇〇 m^3 を超えた二日午後一時過ぎから洪水調節が開始され、流入量が毎秒八六二 m^3 と最大となった三日午前三時頃には毎秒五二一 m^3 となった。その時の人吉地点の最大流量は毎秒約五、〇〇〇 m^3 で、最大放流量五二一 m^3 はその約一割で、約六割の三、〇〇〇 m^3 が川辺川柳瀬地点の流量である。人吉市より上流地域での災害救助法の適用は、川辺川沿いの五木村、相良村とその下流の人吉市だけである。人吉地点の急激な増水は、主に川辺川の増水が原因と考えられる。平成一二年三月の衆議院調査局の報告でも「市房ダムの放流が水害の直接の原因とする主張は理論的には妥当ではない」との結論もあり、平成一三年度の球磨川水系の治水に関する客観性検討委員会でも同様の報告であった。死傷者数、行方不明者数は、土砂崩れや山津波の犠牲者も含め、八一人である（土木部長）。②川辺川ダム事業は尊い流域住民の命、財産を守るための基盤として

必要不可欠との認識で取り組んできたが、昨年一月にダムによらない代替案が発表された。これが妥当な選択肢かの検証も必要で、昨年二月から本年六月までに三回の治水がテーマの住民討論集会に取り組み、九月一日には、同じテーマで四回目を開催した。しかし、治水の議論が十分に尽くされたとは考えられず、環境問題も県から提案し、討論集会で取り上げることになっている。そのような議論の中で県民の間に理解が深まっていく、その進展を見極めながら、責任ある立場として必要な判断をしたい（知事）。

渡辺議員は、次の内容の質問を行った。

（１）知事は川辺川ダム問題でリーダーシップをどう発揮するのか。（２）①政策評価の手法の問題点について。②（ア）政策評価をどのように職員の意識改革に結びつけるのか。（イ）国の事業、国の補助金のシステム、国の理論に対して、本当にこのまま追従して県財政も応分の負担をしていくことでよいのか、県の財政や環境保全、費用対効果などの視点から厳しく点検してみる必要があると思うが、知事の考えはどうか。（エ）現在の事後評価では、本当の成果は出ないのではないか、企画、立案の段階からの事前評価制度について。（３）①環境教育基本指針策定からの一〇年間で、環境教育が県内小中学校でどのように広がり、定着してきたのか。②環境教育の資材や講師を活用するための、県内の環境NPO法人（特定非営利活動法人）との

連携強化について。（４）①今回の児童扶養手当制度の改正をどう受け止め、母子世帯と子どもたち、寡婦世帯にどんな影響を与えるのか。②県民の痛みや苦しみを共有共感できる地方府の長として、県独自で対策を講じるつもりはないか。（５）熊本岩田屋の後継店問題ではタイムリミットが迫っている、今日の現状と今後の見通しについて。（６）自ら財源をつくってでも森林を大切にしていくな気込みが必要で、法定外目的税としての水源税の創設について。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（１）パートナーシップの下、県民中心、透明性の高い県政、一人一人の命を大事にした県土づくりを基本理念にしたユニバーサルデザインの展開を基本目標にリーダーシップを発揮している。こうした理念の中で、川辺川ダムでは、住民討論集会でどの選択肢が妥当かについて、問題提起し、共に考えるという視点で、四回目の住民討論集会を実施した。その結果、従来と違った形で理解が深まってきたと考えており、それを見極めながら、必要な判断をしていきたい（知事）。（２）①個別事業の進行状況や成果状況を評価する場合、事業段階で事業量以外の指標を設定することが難しい事業もあるが、上位の基本政策段階で、総合計画の目標等を参考に、成果指標として具体的な数値目標を掲げ、政策に合致しているかについて評価している。評価項目のニーズの範囲や把握方法、より客観的で具体的な指標や目標値の設定、各事業の政策目的達成への貢献度の評価の方法ではさらに工夫すべき点があり、現在実施中のパブリック

コメントや総合計画推進委員会での意見を踏まえ、国の政策評価の実施内容なども参考にしながら、引き続き改善を進めたい。

②(ア)成果重視型県政の実現と県民への説明責任を果たすという政策評価の意義について、幹部職員、担当レベルでの研修を実施している。評価事項である事業や施策の課題、今後の方針について、各所属において具体的な議論を行っている。このような中で、政策評価も二年目を迎え、職員一人一人が、傍観者ではなく、自らが主体となつて課題を共有し、事業の改善、見直しに取り組んでいくことは公務員としての当然の責務であると思う。(イ)国の事業等に対する県の対応は、予算編成で投資効果や緊急性について議論し、多角的に検証すること、県として真に必要な事業を計上するように努めている。政策評価は、全庁的な政策議論の場であり、当該年度の事業の工夫や翌年度の政策立案、予算編成、組織の改廃等と連動した県行政推進システムの一環として位置づけて、議論を展開している。(ウ)政策評価は、全庁的な政策議論の場であり、当該年度の事業の工夫や翌年度の政策立案、予算編成、組織の改廃等と連動した県行政推進システムの一環として位置づけている。今年度も、評価の過程で、各部署内での自己評価に対し、計画、組織、財政部門からも意見を述べて議論を進め、私も入り基本政策や施策レベルを中心に協議をするなど、全庁的な議論を展開した。今後、予算編成において、こうした政策評価の結果を具体的に組み込んでいきたい。(エ)事前評価は、とくに長期にわたり、比較的大きな予算を要する公共事業が重要で、現在

は予算編成時において大規模な公共事業を対象に、事業箇所ごとの推進のあり方等について総合的な検討を行い、事業の優先度の峻別および重点化を図っている。もちろん、項目によって、公共事業のみならずいろんな観点で、事前に評価する視点は忘れてはならない(知事)。(3)①県教育委員会では、環境教育は豊かな心を持つ人づくりの教育であり、子どもの頃から、身近な取り組みが大切で、児童生徒用、教師用資料等の作成、環境教育担当者研修会の開催など、環境教育推進事業を進めてきた。その結果、合わせて九割を超える小中学校で、環境教育全体計画が作成され、その計画に沿って実践活動が行われるようになっており、一〇年前に比べ、広がりや定着ができているのではないか。②現在、水質調査やごみ分別体験、竹炭を使った水の浄化など、県環境センターや関係諸団体の協力を得ながら環境教育を推進しており、環境教育の充実を図るためには、そのノウハウや実績を持つ環境NPO法人との連携強化は有意義である(教育長)。(4)①児童扶養手当制度の改正は、戦争で夫を亡くされ、残された妻子への対策として始まった母子寡婦対策の抜本的な見直しの一つで、所得額と手当額との関係、所得の範囲の見直しが行われたものである。今回の制度見直しは母子家庭にとつて厳しい側面があることは否めないが、国、県としても、厳しい財政状況の中、経済的支援と就労支援や子育て支援を総合的に展開して、母子家庭の自立につなげていくことは必要である。本県での影響は、児童扶養手当受給資格者約一万五、〇〇〇人のうち約四五%が減額となり、減額

は月収一二万九、〇〇〇円の平均的収入の母と子ども一人の場合、月額四、五〇〇円程度と見込んでいる。②児童扶養手当制度の改正直後の八月に、受給資格者約一、〇〇〇人を対象にアンケート調査を行い、その結果、行政に望む施策が多かったものは、就業支援、公営住宅入居、養育費確保、子育て支援、母子貸付金だった。こうした結果を踏まえ、就業支援では、福祉部門と労働部門が連携し、就業相談から就業支援講習、就業情報提供までを一貫して行うことなどを進めていきたい。子育て支援では、保育所への優先入所や放課後児童クラブの充実に併せ、子育て応援団等地域社会による子育て支援を推進したい。経済的な支援では、無利子の特例児童扶養資金を創設するなど、母子福祉貸付金制度の充実を図ってきたい。住宅対策では、平成一二年度に、母子世帯向けの県営住宅を一三六戸から五五九戸へ大幅に増やしたところで、今後さらなる検討を行っていききたい（知事）。（５）雇用や取引業者、中心市街地に与える熊本岩田屋の撤退の影響等を考慮すると、百貨店として継続していくことが望ましい。現在、経営陣が熊本商工会議所の専門家会議に提案された案のほか、民間レベルで営業継続していくための提案もなされている（商工観光労働部長）。（６）平成一三年八月から庁内関係課長の県税制研究会で地下水に関する税を検討してきた結果、地下水では技術的な問題が多く、税制として創設が困難との結論に達した。そのため、平成一四年度は、表流水も含めた水資源全体の保全や水源涵養（かんよう）に視点を広げて検討を行っている。水は、利用者が膨大で、課税徴収の技術

上の問題や県民生活、産業活動への影響などを検討する必要があるが、税制としての必要性や妥当性について検討を深めたい（総務部長）。

城下議員は、次の内容の質問を行った。

（一）①県は、岩田屋周辺地域の再開発事業をどのように支援するのか。②県内企業への発注、公共事業以外でも重視すべきと思うが。③熊本県インキュベーション施設整備運営事業を見直し、入居者枠の拡大を検討してもいいのではないか。（二）①温泉施設の衛生管理体制をどのように徹底していくのか。②施設の衛生管理状況を表す標記について、どのような考えを持っているのか。③県内の温泉の活用として温泉療法の取り組みを実施すべきと思うが。④温泉を活用した介護予防事業に積極的に取り組むべきと思うが。（三）①医療ミスの問い合わせや、医療機関の内部従事者から改善要望などについて。②来月一〇月一日より、すべての有床病院や診療所に義務づけられる安全確保体制整備の策定や患者相談窓口の設置などについて。③医療安全相談センター（仮称）の設置では、第三者でつくる委員会の設置が重要で、委員の人選の基本的な考え方等について。④医療安全相談センターへの苦情内容や医療事故の相談状況、事故内容等をどこまで情報公開するのか。（四）①平成元年一月策定の熊本県文化振興基本方針を、平成一三年制定の文化芸術振興基本法とすり合わせて、新時代にふさわしい内容に見直すべきではないか。②学校現場での文化芸術や地域

の伝統文化についてどのように発展するの。か。③小中学生の県立美術館特別展の無料化も実施したらどうか。出前展示をさらに充実拡大したらどうか。④罰則を盛り込んだ落書き防止条例の制定について。(5)①ISO 14001認証取得では、取得や取得準備が七自治体にすぎない。自治体の取り組みについて。②民間企業の認証取得や支援協力について。③ISOの手法を参考にした学校版ISOの認証についての県としての考え方について。(6)①井戸使用者の完全掌握、水量測定器設置の徹底、ポンプの吐出口断面積の対象拡大措置など、実態調査の強化と対象見直しを検討したらどうか。②今後、休耕田の水引きを条件に、県や各市町村が地下水涵養のための助成をする制度を考えてみたらどうか。③平成一二年度の地下水質調査結果によれば、熊本地域の一四地点では、硝酸性窒素を含め、鉛やヒ素、テトラクロロエチレン等六項目で国の基準を超えている。このような地区の水質保全の対策について。(7)私立高等学校生徒への授業料減免措置について、病死やリストラでの自殺者の遺児も交通遺児と同等の扱いをして、県単独の補助金の補填をしてでも同額の減免を行ってよいのではないか。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1)①岩田屋周辺地域では、八月に桜町地区まちづくり協議会が設立され、再開発の動きが始まり、都市再生特別措置法に沿って、全国から八三二件の事業提案があった。熊本市では桜町、辛島町、新市街周辺の約五七haを対象に、中心市街地南地区市街地総合再生基本計画の検討が始まったと聞く。そこに

は多額の投資額が予想され、これらの動きに適切に対処したい。②公共事業以外の施設設備の保守管理、樹木保護管理等の業務委託等は、競争入札方式の徹底のため、入札参加資格者の登録や統一的な積算資料の作成等を行ってきた。清掃委託等一部の業務委託は、四月から競争入札方式で行い、ほかの業務も一〇月から透明性、公平性の高い方式へ移行したい。③インキュベーション施設整備運営事業では、募集枠を大幅に上回る応募があった。枠の拡大は、スペースに限りがあつて難しいが、創業予定者ブースが六か月間、創業者用オフィスが一年間の入居期間で、漏れた方は次回応募してほしい(知事)。(2)①施設の衛生管理は施設設置者自ら行うことが基本で、本年中にすべての設置者を対象に研修会を開催する。循環式浴槽の衛生管理では、立入調査を定期的に行い、貯湯槽の温度管理や残留塩素濃度を管理指導する。また、健康被害の発生のおそれがある場合には、施設名の公表を検討する。②施設設置者が行った水質検査結果成績書、自主管理の点検表等を利用者が見やすい場所に掲示することを各施設に要請する。③温泉は生活習慣病に一定の効果があると言われており、国が認定する温泉利用型健康増進施設等の普及促進は有効で、温泉施設の衛生管理などに万全を期し、利用者の信頼を回復して、温泉を利用した健康づくりの機運を高めていきたい。④県では、温泉を活用した介護予防事業の推進は効果的な方策の一つと考えており、今後とも情報提供や技術的な支援等を進めたい。(3)①平成一三年度に保健所等に寄せられた患者や家族からの相談等の件数は

一〇二件あり、これらの相談には職員が対応するが、相談内容の事実確認や医療の適否等の判断が困難なものは、医療機関へ相談内容等を伝え、対応を依頼している。②安全管理指針の策定や安全管理委員会の設置等を一般の病院や有床診療所に義務づける制度に改正されたことは、すでに医療機関へ周知し、その取り組みを促した。今後は、整備状況を調査し、病院等に立入検査して、その徹底を図っていく。③医療安全相談センター設置に必要な経費が厚生労働省の来年度概算要求に計上されており、今後その役割や協議会の委員構成等の具体的内容が示される。それらが示された時点で適切に対応する。④医療事故防止に有益な情報は公開していくが、個人情報等も含まれており、どのような公開が適切かの検討が必要である（健康福祉部長）。④①熊本県文化振興基本条例と文化振興基本方針の内容は、国の法律などと比べても遜色ないものと考えている。他方、文化振興基本方針の策定から十数年が経過し、文化環境も大きく変わり、国やほかの自治体でも施策の充実が図られており、基本方針の内容を見直すべきは見直したい（企画振興部長）。②いきいき芸術体験教室や本物の舞台芸術体験、郷土芸能伝承活動のふるさと文化再興事業や能楽等の文化体験プログラム支援事業を文化庁の助成で実施している。学校週五日制で生じた余暇時間で、郷土の伝統芸能などを伝える時間が増えることを期待しており、このような取り組みを支援したい。③県立美術館の特別展は、他団体との共同開催のため無料化は難しいが、共催団体の理解を得ながら、低料金に設定できるように

努めたい。県立美術館収蔵品出前展示は、文化庁の地域文化振興補助金の活用により、さらに巡回数を増やすなど、充実させていきたい（教育長）。④落書きは、刑法の建造物損壊や器物損壊等の犯罪行為であることを周知徹底することが必要で、県管理構造物への悪質な落書きは被害届を警察に提出している。また落書き防止条例も、刑法や道路法等との整合性、関係条例での位置付けなど検討したい。⑤①地球温暖化対策の推進に関する法律では、事務事業に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図るための実行計画の策定を、地方公共団体に義務づけており、ISO14001の認証取得は、有効な手段の一つだ。認証取得には経費と労力が必要で、県では、市町村の実行計画策定が重要と考え、計画策定マニュアルの提供や地域振興局単位での説明会などの支援に努め、現在三五市町村が策定した。それが市町村の認証取得につながればと期待している。②企業にも環境問題への取り組みが社会的使命となっており、ISO14001の認証取得への関心は高まっている。県では、平成一〇年度から、講演会、講習会等の開催、製造業への経費助成などで事業者を支援し、環境省策定のISO簡易版、環境活動評価プログラムの活用も進めたい。③学校のISOの取り組みは環境教育で有効で、公立小中学校も市町村策定の実行計画の対象となっており、それぞれの学校が取り組めるよう、県教育委員会と連携したい。⑥①昭和五三年に地下水条例を制定し、地域を指定して吐き出し口の断面積が六cmを超えるポンプを備えた採取者に、年間の地下水採取量の報告を求め、採

取量の把握に努めてきた。さらに、報告値の正確性を高めるため、条例を改正して、平成一三年一月から、断面積が五〇cm²を超える大口採取者に水量測定器の設置を義務づけた。②県と熊本市の共同で白川中流域の水田での涵養実験を行い、高い効果が認められたが、休耕田での対策は地元農家の意向等もあり、今後その方策について検討したい。③毎年約一、〇〇〇本の井戸を調査し、平成一二年、熊本地域では六物質が環境基準を超過していた。自然由来以外のテトラクロロエチレン等は、浄化対策等で改善傾向にあるが、硝酸性窒素汚染は僅かながら上昇傾向にあり、窒素肥料の使用法の改善や家畜ふん尿、生活排水の適正処理などに取り組みたい（環境生活部長）。(7) 県では、経済的に学業継続が困難な生徒に、市町村民税非課税世帯などの要件を満たす場合、授業料減免を実施しているが、交通遺児には、国の特別施策でとくに手厚い授業料減免制度がある。私立高等学校生徒への修学支援制度では、無利子の奨学金の熊本県育英資金による支援制度があり、本年度から自宅通学の貸し付け月額を三万円へ引き上げたほか、貸し付け要件の緩和、貸し付け枠の拡大などを行った（総務部長）。

【一般質問】

九月二四日に馬場成志（自由民主党）、鬼海洋一（県民クラブ）、小谷邦治（自由民主党）、二五日に大西一史（自由民主党）、土屋歳明（無所属）、藤川隆夫（自由民主党）、二六日に荒木義行（自由民主党）、福島和敏（無所属）、坂本哲志（自由民主党）の各

議員がそれぞれ次のような質問を行った。

潮谷県政

(1) ① (ア) 荒瀬ダム藤本発電所の水利権更新に関連して、洪水被害とダムの因果関係について。(イ) 放水の振動被害について。② (ア) ダムが堆砂で年々浅くなると、上流の河床も上昇し、洪水の危険性は増すばかりではないか。(イ) 堆砂をヘドロと一緒に流すことを下流域の人たちは納得するのか。(ウ) ダム下流の河川環境の向上について。(エ) ダム湖の赤潮対策での放流を下流の人たちは納得するのか。(オ) 県は荒瀬ダムが海の環境に与えた影響にどう対処するのか。③荒瀬ダムを含めた藤本発電所の費用対効果について。④荒瀬ダムは、継続が妥当なのか、撤去が妥当なのかを検討する、流域住民を加えた委員会について（福島）。(2) 郵政公社化に伴う九州郵政局の存続と公社化後に向けた取り組みについて（坂本）。これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) ① (ア) 荒瀬ダム建設後の浸水被害は、堆砂の影響も考えられたため、昭和四七年から三年間と昭和五七年から四年間、堆砂除去を実施し、平成一四年度以降も計画的に進めることにしている。(イ) 昭和五二年と昭和五九年の調査の結果、ダム放流時の低周波空気振動の発生が判明し、それを受けた地元との話し合いで、振動問題は解決済みと認識している。② (ア) 堆砂、泥土の除去は、洪水被害の防止等を目的に本年度から実施し、堆砂は下流へ補給し、泥土は廃棄処分を行う。

(イ) 下流への堆砂補給は、堆砂をダンプトラックでダムのすぐ上流に投入し、ダム放流時に流下させる方法で行う。(ウ) 減水区間への放流では、魚道に加え、停滞水の入れ替えや河床の清掃等を行いたい。(エ) 赤潮対策では、木炭を入れる以外に、貯留水の入れ替えや泥土と藻の胞子の除去等を行う。(オ) 八代海への荒瀬ダムの影響では、国の八代海域調査委員会が、平成一三年度から調査を実施しており、今後の対応を検討している。(カ) 企業局では、県内八発電所を一つの電気事業で経営し、各発電所の改良、維持修繕等に対処している。荒瀬ダムでの発電継続の検討では、経営面を考慮しながら効果が生み出せるよう、管理対策や環境対策等を実施する(公営企業管理者)。(キ) 水利権更新では、国土交通省との協議、地元関係団体や関係者への説明会を通じて理解が得られるよう取り組んできたが、坂本村議会で継続停止を求める意見書が可決された。この事態を直視し、今後説明会等で県の説明責任を果たしたい。(ク) 熊本設置一六年度の歴史的な経過、地域経済に果たす重み、地理的位置等から、熊本に置かれることを望んでいる。現時点では公社化後の姿が見えない状況で、公社設立委員会等での議論を注視しながら、市町村、県民とも協働した取り組みを検討したい(知事)。

県政全般

(一) 今後の政策の立案、選択等を行うに当たって、新たな発想、考え方を取り入れていく考えはないか(荒木義)。(二)

①組織のフラット化導入について、平成一五年度から何を検討するのか。②時差出勤をいつからするのか、対象機関の範囲や時差の時間設定等について(馬場)。(三) ①設置から二年半が経過する地域振興局の成果と課題について。②地域振興局への事務権限委譲の状況について。③市町村合併進捗に伴う地域振興局の見直しについて(小谷)。(四) ①熊本県住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」)の本人確認情報で将来、事故やトラブルが発生した場合の対応について。②住基ネットを使用する職員の個人情報保護の意識向上について。③住民票コード通知書の受け取り拒否をした住民にはどのように理解を求めるのか(荒木義)。(五) 平成一四年度、構想を策定するCALS/EC(公共事業支援統合情報システム)についての現状と課題、今後の方針について。(六) ①市町村の情報化推進をどう進めるか。(イ) 情報システムの共同化について。②(ア) 情報化の効果を最大限に発揮するための職員の意識や情報リテラシーの向上や利用促進について。(イ) 導入効果の検証をどのように行い、県民にどう説明するのか(大西)。(七) 本年二月議会で他県との人事交流を質問したところ、新たな交流県の選定のために今年度早々から協議に入りたい旨の回答があった。これまでの検討状況を聞きたい。(八) 懲戒処分の方針の策定についてどのように考えるか(馬場)。(九) ①土地開発公社の長期保有土地の処分、活用について。②公社職員の処遇で、用地交渉で培ったノウハウを生かす方向で検討できないか。③まちづくり等の新規分野への住宅供給公社の事

業展開について(小谷)。(10)①(ア)県は合併しなかった市町村の将来展望をどう考えているのか。(イ)合併市町村の懸念事項の旧町村の均衡ある発展のための目配りや住民自治の充実強化に関する方策等について。②政令指定都市への動きと周辺地域へ誘致された企業の意向にどう対応するのか(鬼海)。

③(ア)熊本市と周辺町の合併に向けた法定協議会が設置された場合、どう対応するのか。(イ)周辺の自治体では、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議が六件も提起されているが、これをどう受け止めるのか(馬場)。(11)①パートナーシップによるサービス提供システムの実証実験事業の企画提案募集は定形型、提案型でどのような状況か。選考委員の構成、選考過程での公平性の担保について。②職員の意識はどの程度あり、今後どのように意識啓発をするのか。③NPO法人の事業内容、報告義務等の情報公開をサポートすべきではないか(藤川)。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1)県民を満足させる県政から、県民が満足する県政への発想の転換が必要と職員に言い、平成一三年四月から政策立案過程での県政パブリックコメント手続きを創設し、審議会等でも公募による委員登用等に取り組んでいる。多様化、複雑化する行政課題に対応するため、民間経験者のITマネジャー採用など、民間経験者等の採用も進めたい(知事)。(2)①組織のフラット化は、行政システム改革プランで平成一五年度導入の方向性を示し、他県の先行事例を調査し、有効性や課題を検証した。この結果、意思決定の迅速化が図られ、事務処理期間の

短縮などの有効性を確認できたが、今回は、段階的な導入が望ましいと考え、平成一五年度は、部局長権限の一部を委譲し、大規模課の分割再編、中間職を置かない課の創設など、部分的導入を検討している。②時差出勤は、一〇月一五日から試行開始予定で、熊本市圏の交通渋滞の緩和を目的に、本庁および熊本市内の出先機関の時差出勤可能な機関を対象に開始する。勤務時間は、午前八時三〇分から午後五時一五分までと午前九時三〇分から午後六時一五分まで、おおむね半数ずつ職員を振り分ける(総務部長)。(3)①地域振興局では、河川改良や森林整備、廃棄物の不法投棄対策等で総合的に事業を実施し、竣工検査等の業務での市町村への短期間派遣や出前講座などに取り組んでいる。市町村合併でも、地域の状況を把握する地域振興局が具体的な支援を行っている。一方、市町村合併に伴い、地域の課題に柔軟かつ敏速に対処し得る組織体制にしている必要がある(知事)。(2)平成一一年三月に熊本県事務権限移譲推進計画を策定し、約二八〇項目を委譲した。③市町村合併に伴う地域振興局の見直しでは、四月に庁内各部局の課長補佐クラス一〇人程度の勉強会を立ち上げた。今後、合併の進捗状況や二七次地方制度調査会等での検討を注視し、検討を進めたい(総務部長)。(4)①住基ネットの本人確認情報は、住民基本台帳法で、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コードとこれらの変更情報に限るとされ、国は、現行の範囲を拡大することはないと明言している。範囲拡大の仮定の議論についてのコメントは控えない(知事)。(2)住基ネットの運営では、県職員、

市町村職員に操作機器の管理対策と個人情報保護の徹底を指導してきた。八月からの本格稼働でも、「熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の管理に関する要項」を策定し、遵守事項や緊急時の責任体制を定めている。③住民基本台帳法の規定では、住民票コードは必ず市町村が住民票に記載しなければならぬとされており、受け取り拒否者には制度の趣旨を説明した文書を送付するなど、市町村が対応している（総務部長）。(5) 平成一三年一〇月設立の九州地方CALS/EC推進協議会で、地方展開アクションプログラムが六月に策定され、九州各県の整備目標年次が平成一九年度と示された。平成一四年度の熊本県CALS/EC基本構想の策定では、県、市町村および建設業界の熊本県CALS/EC推進協議会（仮称）を年内に設立させ、電子入札や電子納品等のシステム構築の検討のほか、支援体制の整備や進め方、相互連携の強化方策を基本構想に反映させたい（土木部長）。(6) ①(ア) 全市町村長対象のセミナーのほか、市町村の情報化計画モデル作成、市町村からの各種相談支援体制の強化を図っている。(イ) システム共同化は、各自治体の導入が容易な点と、県民に便利な点があり、県内全市町村の参加を得て、検討会の立ち上げ準備を進めている。(エ) 情報化の推進では、既存業務の見直しが必要不可欠で、平成一三年度、管理職セミナーを行い、本年度も業務改革をテーマに開催する予定。ITを取り入れた業務の実証実験なども予定している。県職員の情報機器操作能力は平成一三年度までに延べ一万人に研修を行い、情報機器利用が着実

に増えている。(イ) 本格稼働の平成一六年度をめどに情報化の効果を検証し、結果を公表する方法等について検討を重ねたい（企画振興部長）。(7) 七月の九州各県の人事課関係者の会議で、人事交流を呼びかけ、その後も続けている。来年度から新たな人事交流ができるよう協議を進めたい。(8) 懲戒処分では、県民の信頼を確保する視点が重要で、処分の妥当性の判断でも県民の存在を忘れてはならない。そのような観点から、懲戒処分の指針の策定と公表を検討したい（総務部長）。(9) ①五年後廃止を検討する土地開発公社の長期保有地の処分と活用は、重要な課題で、土木部をはじめ、関係各部でその方法を検討しており、処分方針を取りまとめた。②公社職員の処遇は、意向を把握して能力や経験が十分発揮できるよう、協議したい。(3) 住宅供給公社の新規事業では、県でも公社の特性を生かした、民間と競合しない新たな事業の可能性を検討したい（土木部長）。(10) ①(ア) 県内では約四割の市町村で合併の枠組みが固まっていない。県としては、取り組みが遅れている市町村に地方行財政の将来の見通しや地方制度調査会における検討状況について情報を提供するなど、合併促進に向けて努力したい。(イ) 合併市町村の建設計画づくりの対応方策の一つが、平成一一年七月の市町村合併特例法改正で創設された地域審議会である。関係市町村の協議で旧市町村単位に設置され、市町村建設計画のフォローアップや予算、事業への提言等も含めて、地域の実情に応じてまちづくりに積極的な役割を担うことが期待される（総務部長）。②周辺市町村に立地する企業に

よっては、事業所税等の新たな税負担が生じ、コスト増による競争力の低下を懸念する声がある。合併はさまざまな利点や課題が絡むもので、それらを総合して、市町村自らがその是非を判断すべきと考える（**商工観光労働部長**）。③（ア）熊本市と周辺町で法定協議会等が設置され、具体的な検討が進むならば、県でも、地元の要請等を踏まえ、必要な対応を行うことになる。

（イ）熊本市周辺での住民発議の動きは、自らが市町村の望ましいあり方を考え始めた表れと捉える（**総務部長**）。④①パートナーシップの実証実験事業では、県既存業務の定形型と自由企画の提案型で募集を行い、定形型五件の募集に七件、提案型三件の募集に一九件の応募（福祉関係六件、環境保全三件のほか、子どもの健全育成や地産地消など）があった。選定委員会で審査した結果、定形型四件、提案型三件が選定された。今後、提案者と協議しつつ実験を行い、本格実施への移行を検討したい。②県職員の意識啓発では、パートナーシップの考え方の定着を図るため、平成一四年三月にパートナーシップ実践基礎ガイドを作成し、全職員に周知した（**企画振興部長**）。③県認証のNPO法人は、現在九四法人で、福祉、社会教育、まちづくりをはじめとした分野で社会貢献活動をしている。特定非営利活動促進法（NPO法）では、法人と所管庁の双方の情報公開のための閲覧制度を規定しており、支援したい（**環境生活部長**）。

県民生活

（一）今のままの雇用対策では物足りなく、アピール力も

ない。今後さらなる雇用施策を打ち出すべきではないか（**坂本**）。②平成一四年一月に武蔵ヶ丘東ニュータウンの光の森で本格分譲が始まると、一般県道住吉熊本線の渋滞に拍車がかかる。都市計画決定時の第一種住居専用区域がいつの間にか第二種中高層住宅専用区域等に変更され、商業施設は一万五、〇〇〇坪の店舗になるなど、計画変更がなされないまま工事に入っている。県はこれにどう対応するのか（**荒木義**）。これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（一）平成一四年二月策定の熊本市雇用創出対策では、中長期的と短期的な対応策を組み合わせた対策を打ち出した。中長期的な対応策では、インキュベーション施設整備事業、ベンチャーマーケットの開催等のほか、障害者のためのテレワークモデルの構築等にも取り組んでいる。短期的な対応策では、みどりの財産づくりプランの水源林地域における間伐等の実施、ゆとり創造ファミリープランの養護学校への看護師派遣、保育園の延長保育の子育て支援等で、約二、〇〇〇人の臨時的な雇用を創出し、中小企業への金融支援の拡充を図った。また、今定例会には金融円滑化資金の融資利率の引き下げなどを提案している（**知事**）。②武蔵ヶ丘東ニュータウンの光の森団地周辺の交通渋滞対策では、渋滞が著しい一般県道住吉熊本線への流入交通量の分散化が必要で、平成一四年度からボトルネック解消に取り組んでいる。この周辺地区も、光の森団地と国道57号菊陽バイパスと結節する都市計画道路麻生田三里木線の平成一五年度完成をめどに整備を進めている。一般県道住吉熊本線

の交通渋滞解消のため、豊肥線を跨ぐ橋梁等の改良の可能性について、本年度から調査実施の予定である。大型商業施設では、大規模小売店舗立地法等の関係法令に基づき、事前協議の段階で極力渋滞を生じさせないよう指導したい（土木部長）。

交通

（一）①八代市に産業基盤の国際貿易港や三つのインターチェンジが整備され、平成一六年には新幹線も開通する。県南浮揚を含めた八代の経済浮揚について。②（ア）熊本港とのトラブルが起きないための、国際コンテナ港における八代港と熊本港の機能分担について。（イ）青酸薫蒸施設やコンテナヤードに隣接したプラットホームつき上屋などの施設整備、クレーンや野積み場などの港湾施設使用料の値下げを検討してほしいが、（ウ）石油基地専用の港について、五〇〇〇トン級の船が入港できるよう、港の改修を検討してほしい（福島）。③（二）天草空港建設時の原点に立ち返り、天草エアライン株式会社の民間航空会社への経営移譲について（小谷）。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（一）①八代地域の振興では、港湾、高規格幹線道路、新幹線等の交通結節点の優位性を生かし、南九州の流通拠点として産業の集積を進め、イ草の優良品種「ひのみどり」やトマト「はちべえ」の生産等、収益性の高い農業の再構築に取り組む必要がある。平成一六年春の九州新幹線新八代ー西鹿児島間の開業に向け、新幹線を活かしたくまもと創り事業で新八代駅の開業

効果活用部会を九月六日に立ち上げた。そこで県南地域全体の発展につながる活用方策を取りまとめて地域振興につなげたい。九月一日に八代郡市八市町村で合併に関する法定協議会が設置された。今後策定される新市建設計画に基づく新しいまちづくりに県も支援したい（知事）。②（ア）コンテナ国際定期航路

の八代港と熊本港の機能分担では、熊本港は近海航路が中心の港で、八代港は長距離航路が中心の港と期待している。この考え方に基づき新規航路の誘致に対応したいが、八代港、熊本港とも、平成一一年に釜山航路が開設されたばかりで、まず既存航路の充実、ポートセールス活動を重点的に進めたい。（イ）青酸薫蒸施設、プラットホームつき上屋の建設は、今後の需要動向での採算性等を考慮して検討する。港湾施設使用料は、使用対価として使用者が負担するもので、ガントリークレーンやコンテナヤードなどの使用料は九州でも比較的安い水準に設定しており、さらなる値下げは困難と考えている。（ウ）県内のガソリン、灯油等の石油製品の約七四％は、県外の石油精製基地から八代港の石油基地を介して県内各地に運ばれており、八代港は重要な役割を担っている。現在、見直し作業中の八代港の港湾計画は、平成一六年度中に改定予定で、この作業の中で、石油基地にも利用企業の意向や費用対効果等を勘案させながら検討したい（土木部長）。③（二）天草エアラインは、天草空港開港時に民間航空会社参入の見通しが困難な中、第三セクターとして設立された経緯もある。経営面で一本立ちできる段階で、民間を含め経営形態の見直しを検討するが、現時点は、運航体

制の確立など航空会社としての基盤づくりに努め、収支面や体力面から見ても魅力ある航空会社としていくことが肝要と考える（企画振興部長）。

環境

（一）企業の廃棄物排出量削減方策についての県の考え方と取り組み状況について（馬場）。

これに対する環境生活部長の答弁は、次の通りである。

（一）循環型社会システムの構築を目標にした企業の廃棄物排出量削減支援では、県内中小企業の中から、ゼロエミッション（廃棄物を出さない）のモデル企業を選定し、専門アドバイザーを派遣して、廃棄物ゼロを目指す企業を育成する事業に平成一二年度から取り組んでいる。一三年度までに五社が計画書を作成し、廃棄物の再生利用、再利用に取り組んでいる。また、事業者から出た廃棄物をほかの事業者が原材料として利活用するための産業廃棄物有効利用情報交換制度を一三年度から開始しており、一四年度は一四三社が参加している。

健康・福祉

（一）保険医療機関指定取り消し問題を契機に、患者のための充実した対策を講じるべきと思うが（坂本）。②①（ア）県は、介護保険料の二期目の取りまとめ結果を発表したが、その金額と課題について。（イ）保険料設定と介護保険の広域化をどう捉えているのか。（ウ）緊急の課題の高齢者世帯対策に

対する認識と取り組みについて（鬼海）。②（ア）介護保険未利用の一号保険者（六五歳以上）から保険料上昇にいろいろな不満が出てくると考えられるが、どう対処するか。（イ）グループホームについて、サービスの内容をチェックする外部評価をどう進めているのか。（ウ）介護サービスの質や量が適切かどうかをチェックするサービス担当者会議の実施にどう取り組んできたのか、現状把握と今後について。（エ）介護保険料、介護サービスや要介護認定システムの一本化はベストだが、市町村合併と絡めて、どう対処するか。（オ）介護保険施設における身体拘束ゼロに向けて、具体的にどのような対策をとっているのか、改善してきているのか否か。（カ）介護サービスの苦情の頻度とサービス時の事故がどの程度あるのか、事故対策の指導内容も聞きたい（藤川）。③（ア）今後の在宅サービス重視の取り組みについて。（イ）痴呆性高齢者への介護の取り組みについて（土屋）。③①市町村が担当することになった知的障害者福祉サービスの体制と市町村支援について。②在宅障害者の地域生活支援について、どのような方策を考えているのか（鬼海）。④①熊本勤労総合福祉センター・火の国ハイッの買い取り協議の動きと、県としての対応について。②熊本勤労身体障害者体育館についても、利用者から施設存続を望む声があるが、県はどのような考えで臨むのか（馬場）。⑤①地方自治体への影響も出てくると思われる少子化問題について。②（ア）妊娠から出産までの相談体制づくりの取り組み状況について。（イ）出産費資金の貸付制度等を導入している市

町村国保は県内でどの程度か。この制度を住民に認知させるためにどのようなことをしているのか。(ウ) 県内にはベビーカー(認可外夜間保育施設)がどの程度存在するのか。その状況、利用者数、夜間保育を行っている認可施設、今後の夜間保育への取り組みについて。(エ) 重度心身障害者の訪問看護利用料の助成を行うべきだと思うが、その対応について。(フ) 緩和ケア病棟(ホスピス)へのサポートが県民の生活向上の一助になると思うが、このことに関しての考えを聞きたい(藤川)。(8) ①県民のだれもが安心して健康的な生活を送れるよう、有効なシックハウス防止対策を進めてほしい。今後の公共建築物の建築について。②児童生徒の日常的な学習や生活の場である教室等の環境を健康で快適に保つための取り組みについて(荒木義)。(9) ①日向市のレジオネラ菌死亡事故の原因について。②レジオネラ菌が基準を超えた施設名の公表について。③その対策について(土屋)。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) 医師等の人的体制、施設設備等や医療安全対策等の状況を確認するため、毎年、医療機関へ立ち入り調査を行っているが、経営面で指導監督できる立場にない。しかし、医療機関の破綻等で患者が転院を余儀なくされることは残念で、医療機関の経営安定は、適正な医療供給に資するものと認識する。県では、医療法等の関係法令の徹底を図ると同時に、円滑、適正な経営につながるような研修を検討したい(健康福祉部長)。(2) ①(ア) 高齢化が早い熊本県では、介護サービスの増大

に応じた負担増は避けられず、第二期の保険料見込みは、六月概算値の県内市町村平均は三、六八七円と現在に比べ約二割増で、九〇市町村で増額が見込まれるが、公民館単位での触れ合いサロン事業の実施などで上昇を低く抑えている市町村もある。今後上昇する見込みの市町村では、どの程度介護保険で賄うのか、介護予防や生活支援にどう取り組むのかなどが課題となり、地域住民の役割など、住民参加で自ら決定することが重要である。(イ) 介護保険の広域化の最大のメリットは、保険財政規模が大きくなり、保険給付費の増加による保険料変動が緩和されることである。広域化には、保険財政の安定化と同時に、高齢者保健福祉施策と連携した体制が不可欠で、その中に市町村合併があることは当然である。(ウ) 高齢者世帯対策は、各種の介護保険サービスに加え、食事の配達や介護家族への支援も充実しており、市町村が介護保険を適切に運用すれば、大部分の介護ニーズにこたえられる。そのためにも、生活実態に合ったサービスの提供や孤立を防ぐ手立ては重要で、ケアマネジャーの資質の向上や介護サービスの評価、情報提供の取り組みの充実のほか、在宅支援も積極的に進めたい。全国第一位の高い普及率の個別健康教育や地域リハビリテーションにも取り組みたい(知事)。(2) (ア) 要介護認定率が高いこと、介護サービスの単価が高目なことなどから、保険料が高くなる傾向にあり、介護保険未利用者の不満には、介護保険は保険制度で、介護が必要になった時への備えのための仕組みであることの説明で、理解を求めたい。(イ) 痴呆性高齢者グループホームの外

部評価はサービスの質の向上を促し、結果公表は良いサービスを選択できることから重要である。評価機関の選定や評価項目の設定等の詳細を定めた上で、早い時期に実施されるよう取り組みたい。(ウ) 要介護者の状態やニーズに即したケアプランの作成では、サービス担当者会議が重要だが、日程調整が困難なため、電話やファクシミリ等で意見照会を行うケースが多い。このため、介護サービス評価の手引の活用や介護支援専門員の研修での模擬会議などで重要性を認識させ、介護支援専門員の連絡協議会での意見交換や研修を支援している。(エ) 市町村の介護保険料の格差の程度では、不均一賦課で保険料の激変が緩和されて市町村合併推進に有効な場合もある。そのため、国は保険料の不均一賦課の取り扱いを示した。(オ) 各施設等での身体拘束ゼロに向け、本年度は、相談窓口を設置し、施設等での取り組みを支援している。利用者家族の啓発を図ることも身体拘束の廃止で不可欠で、家族の講習会の開催を予定している。(カ) 国民健康保険団体連合会で苦情申し立てを受け、苦情処理委員会で指導、助言した例は、一昨年、昨年とも五件で主に事故だった。電話等での苦情相談は、一昨年六〇件、昨年四八件で、このほか、市町村へのサービス内容や利用料、介護職員の対応等に関する苦情が、二年間で二一八件あった。事故内容は、送迎車からの転倒、車いすからの転倒、浴室での転倒、骨折等で、介護保険施設等への実地指導の際などに、事故の防止や発生時の対応、万一の場合の補償等について指導している。(③) (ア) 介護が必要な高齢者が在宅で生活できるに

は、生活実態やニーズに応じた介護サービスを組み合わせた質の高いケアプランの作成が重要で、県では、ケアマネジャーの研修やリーダー人材の養成等で、ケアマネジメント機能の充実を図っている。在宅生活を支える観点から、配食サービスや外出支援等、介護保険外のサービスを充実させることも必要である。(イ) 痴呆性高齢者の介護は、問題行動を柔軟に受け止めること、自尊心を傷つけないこと、本人にふさわしい刺激で生活を活性化すること、環境の変化を避けてストレスを与えないことなどが必要とされる。施設での介護では、少人数介護のユニットケアが有効で、県内でも特別養護老人ホームや老人保健施設で始まっている。小規模な住宅での痴呆性高齢者グループホームも有効とされ、県内で設置が進みつつある。介護職員対象の実務者研修を平成一三年度は二四〇人が受講し、一般県民対象の講座も県の介護実習普及センターで開催している。(③) ①市町村は体制整備に努め、一〇月中には支援費支給申請受け付けが開始されるが、新たな事務で戸惑いも多い。県では、四月に本庁に支援費制度班を新設し、八月から九月にかけて各地域振興局に支援費制度推進・連絡会議を設置した。市町村での対応がとくに困難な障害程度区分の決定では、県更生相談所に心理判定員五人と医師を非常勤で確保し、市町村事務を支援する体制をとっている。支援費基準の単価では、社会福祉基礎構造改革で社会福祉法人の自主的な運営が行われるよう、会計基準が見直されている。また支援費制度への移行に伴い、人員配置基準の緩和が図られるなど、経営の弾力化が高められてい

る。授産事業は仕事量の減少や単価切り下げなどで憂慮しており、平成一四年度は、新たに授産製品レベルアップ・販路拡大支援事業に取り組むなど、支援の拡充を図っている。②在宅障害者の地域生活支援では、四月から社会福祉基礎構造改革の一環として支援費制度が実施されている。県では、現在策定中の新障害者プランの中で、地域福祉施策の拡充についても検討を行うなど、地域ニーズに応じた在宅福祉サービスの充実に努めたい（健康福祉部長）。（４）①火の国ハイットの買い取りでは、雇用・能力開発機構による不動産鑑定が終了し、今月中には県に譲渡価格が提示され、譲渡協議が行われる予定である。経営状況は、施設の修繕費用等を雇用・能力開発機構が負担してきたために、収支均衡が図られてきたが、今後は、施設の修繕費用のほか、建物の減価償却や賃貸料等、新たな費用負担が生じ、収支は厳しくなることが想定される（商工観光労働部長）。（２）熊本勤労身体障害者体育館は、毎年一万五、〇〇〇人余りの利用があるが、県が引き受けた場合は、施設の維持費の負担等の課題が残っている。今後は、利用者の意見を聞き、関係機関と協議していく（健康福祉部長）。（５）①少子化が社会に与える影響には、経済成長の制約、社会保障基盤の脆弱化、過疎化の進展があり、伝統文化の崩壊にもつながり、子どもの健全育成にもダメージを与える。このため、国は、エンゼルプランを策定して、児童手当、保育政策、育児休業制度を重視してきたが、少子化に歯止めは掛からなかった。県も、平成一三年にくまもと子ども未来プランを策定して保育政策に取り組み、子育て広

援団や、一四年からの子育て・介護支援推進課の設置、集いの広場の展開に取り組み、一六年をめどに不妊専門相談体制整備、周産期医療ネットワーク整備を協議している。ただし、実施主体の市町村は、市町村版エンゼルプランの策定が必要だが、一四年七月現在で作成済みなのは二八市町村だけである。また、国は九月二〇日に、子育てを社会全体で担うための少子対策プラスワンを発表しており、県も欠いてはならない視点と考えている（知事）。（２）（ア）妊娠、出産等に関する相談のうち、妊婦に対する保健指導等は、母子保健法の規定に基づき各市町村の保健師が行っている。平成一三年度は、県内で面接相談が延べ一万二、〇〇〇件、電話相談が約二万八、〇〇〇件である。各市町村で対応が難しい事例は、県内の保健所に対応しているが、その主な内容は、不妊相談、遺伝相談、人工妊娠中絶等に関する一般的な相談であり、より高度、専門的な相談は、大学病院等の関係医療機関等、関係機関につないでいる。（イ）市町村には、国の要請等もあり、出産費資金の貸付制度や出産育児一時金の医療機関への受領委任払い制度の導入を平成一三年度から働きかけ、現在、出産費資金の貸付制度が九市町、出産育児一時金の受領委任払い制度が七市町で導入されている。そのほかの市町村にも早期導入を助言している。併せて、県医師会の広報紙での掲載を依頼し、出産育児一時金の受領委任の承諾を医療機関に協力要請した。制度の周知は、市町村の広報紙のほか、妊婦の保健指導や子育て支援の相談等で行われている。（ウ）認可保育所が熊本市所管の二か所を含め二か所あり、約

七〇人が入所している。ベビーホテルは、熊本市所管の九か所を含め一〇か所で、約二〇〇人が入所している。認可の有無を問わず、夜間保育施設には、毎年定期報告を求めるとともに、年一回立入調査を実施し、保育士の配置や防災対策等について必要な指導監督を行っている。児童福祉法の改正で、一〇月から認可外保育施設は、届出の義務づけや虚偽の場合の罰則、改善勧告に従わない場合の公表が法定化されている。(6) 訪問看護利用料は、介助の利用料と考え、重度心身障害者医療費助成制度の助成対象ではないが、四月の訪問看護ステーションの実態調査によると、最近の利用では、医学的処置等に分類される利用の割合が高くなっている。また、多くの県が対象としていない精神障害を医療費助成の対象とするなどの独自性がある一方で、九州では唯一訪問看護利用料が助成対象でない状況もあり、訪問看護利用料については、県の考え方の整理、県財政負担への影響等の検証、実施主体の市町村との調整を行い、早急に検討したい(健康福祉部長)。(7) 緩和ケアは、治療が困難な癌、難病等の肉体的な痛みを緩和し、精神的な平安をサポートすることで、残された生を意義あるものとすることを目的に、生き方の一つの選択肢と評価している。本県では、熊本地域医療センターなど三か所が緩和ケア病棟を併設し、四六の病床数、八割程度の利用率で、それぞれ三〇〜一〇〇人のボランティアの協力を得ながら運営され、在宅の緩和ケアでも往診や訪問看護等が実施されている。利用には患者本人のみならず、家族の意識も大きくかわるが、緩和ケアのニーズは、今後と

も高まってくるのではないか。そのためには、必要な病床数の確保のほか、ボランティア等の育成など、さまざまな問題がある(知事)。(8) ①国の建築工事共通仕様書が平成一一年度に改正され、ホルムアルデヒド等の化学物質を発生しにくい材料を内装仕上げ材に使用するように明記された。このため、県発注の建築工事では、JIS規格などで最も化学物質を発生させない材料と定められているものを使用している。平成一三年度竣工の公営住宅でホルムアルデヒドの濃度測定をしたところ、厚生労働省が定めた指針値以下だった。また、平成一四年度からは、県発注の公共建築物について、竣工時に化学物質の室内濃度の測定を実施している(土木部長)。②文部科学省の学校施設設備指針や、シックハウス症候群への配慮事項に関するパンフレットを県立学校や市町村教育委員会、小中学校に配布し、ホルムアルデヒド等が発生しない建材や机、椅子、学校用備品の採用を指導している。過敏症の児童生徒のため、文部科学省の学校環境衛生の基準が二月に改定され、平成一四年度から教室等の定期検査を毎学年一回実施することとした。校舎の新築、改築や学校用備品等の搬入で発生のおそれがある場合は、随時検査、換気の励行など、シックハウス症候群の防止を指導している(教育長)。(9) ①日向市の死亡事故の原因は、宮崎県と日向市の対策委員会等が究明を進めている段階で、特定にはしばらく時間を要すると聞いている。②レジオネラ症集団発生を受け、国の管理要領等に沿って衛生管理等を徹底するよう、立入調査、指導を行った。各施設では、直ちに改善に取り組み、

八月二六日の中間報告時点では、すでに残留塩素濃度は基準を満たし、発症のおそれはないと判断した。そのため施設名は公表しなかった。③県内の公衆浴場、旅館、社会福祉施設等の設置者を対象に、本年中に研修会を開催する。県の温泉協会では、すでにレジオネラ症防止の研修会を開催し、各支部でも独自の取り組みが計画されている。立入調査を今後は定期的に行うなど、施設の管理指導を強化し、一〇月中旬までに取りまとめ予定の立入調査の最終結果等を踏まえ、条例等の整備の検討、国への発生防止等に関する施策の提案を行いたい(健康福祉部長)。

土木

(1) 国道3号熊本北バイパスの現供用部分の都市計画道路麻生田三里木線から国道387号までの進捗状況はどうなっているか。いつ頃完成予定か。高架橋から先の四方^{もぎ}寄までの用地買収の着手はいつ頃になるか(坂本)。(2) 県内の老朽化した橋梁の架け替え計画の全体的な考え方の中で、緊急性のある県道託麻北部線の白川にかかる吉原橋の架け替えにどう取り組むのか(馬場)。

これに対する土木部長の答弁は次の通りである。

(1) 国道3号熊本北バイパスの二車線供用の清水町麻生田の交差点から国道387号(第二工区)の、平成一三年度末の進捗は、用地取得が面積ベースで約七五%、一部で改良工事が行われ、とくに昨年度末には熊本電鉄を跨ぐ西合志の高架橋の下部工の一部が着手されている。近々国道387号との交差点

の地元説明会が開催されると聞いており、事業の進展が期待されるが、用地買収、埋蔵文化財須屋城跡の発掘調査等、見通しが不確定なため、現段階での完成時期は明らかではない。国道387号から熊本市四方寄町の国道3号までの第一工区の用地の取得時期は、第二工区の進捗状況を踏まえて着手されるものと考えている。(2) 県管理の橋梁は、現在約三、六〇〇橋で、緊急輸送路等の重要度の高い橋梁から、耐震対策や車両の大型化のための補強などを行っている。老朽化が著しい場合や幅員が狭小で道路構造令等に適合しない場合は、道路改築事業や河川改修事業等の関連事業との同時施工により架け替えを行うが、河川改修区間が長く、整備に期間を要する場合は、橋梁の劣化や損傷の度合いにより、架け替えの先行も必要と考えている。吉原橋も平成七年度に補強工事を行っているが、白川の河川改修の計画もあり、道路改良と河川整備との技術的な整合を図るため、これまで測量調査や橋梁の位置検討を行ってきた。地域の生活道路の一部であり、光の森団地等からの通過交通の増加も予想されるため、架け替えの検討を進めたい。

商工業

(1) ①建設産業の再生に向けた熊本県版の建設産業振興プランの策定を提案するが、どう取り組むのか。②工事入札参加者の格付、主観点の公表について今後どう取り組むのか。③不良不適格業者の排除対策を一層徹底すべきで、今後の取り組みについて。④建設業への暴力団関与に関する現状認識と予想さ

れる建設業への暴力団関与の内容、建設業からの暴力団排除に向けた警察の取り組み方策について（大西）。（２）起業家に、県が繋ぎ役として空き工場の情報を提供していくシステムがでないものか（荒木義）。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（１）①厳しい状況にある建設産業の振興策は、これまで人材育成、入札および契約手続き情報の公表などで、競争性と透明性のある環境づくり、適正な施工体制の確保、不良不適格業者の排除対策などに取り組んできた。県では、技術と経営に優れた企業づくりを支援する振興策とそれを含めた総合的な振興プランを取りまとめる必要があると考えており、今後、策定に向けて取り組みたい。②現在、発注件数が多い土木、建築、舗装、電気および管工事を施工する建設業者は、経営事項審査の客観点に、工事成績等の発注者の主観点を加えた総合点数で順位付けを行い、さらに工事の規模に応じた等級に区分する格付を行っている。現在客観点や等級の区分を公表しているが、公表を行っていない主観点も、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、平成一三年三月に閣議決定された適正化指針において、公表することが求められている。主観点の公表は、入札および契約手続きの透明性や公正性を高め、発注者の評価の考え方を明らかにするために実施するもので、平成一五年度、一六年度を対象に格付の評価項目や算定方法等の公表を検討したい。③技術力、施工力を有しないペーパーカンパニー、技術者を配置しない企業など、不良不適格業者の排除

を基本に、建設業許可や経営事項審査の虚偽申請を防止するため、許可要件の確認、完成工事高や経営状況の数値等の精査に取り組んできたが、平成一四年度に建設業許可の不正な申請や経営事項審査の虚偽申請を数件確認し、取り消しや営業処分を行った。今後、建設業法違反の疑いのある者への立入検査を行い、警察本部との、建設業から暴力団の排除に関する合意に基づく連携に加え、一〇月から警察職員を土木部に配置する。平成一四年度から一二月を重点月間に施工体制の点検強化等を行っていきたい（土木部長）。④最近暴力団は、フロント企業を隠れ蓑に資金源活動の巧妙化、潜在化が顕著で、建設業への介入が懸念されている。予想事案では、暴力団の実質的な経営支配、受注業者に対して下請工事への参入の強要、納入物品や資材のリベート徴収などが考えられる。建設業からの暴力団排除は、建設業の健全な発展、建設工事の適正施工の確保だけではなく、暴力団壊滅のためにも必要不可欠で、警察と県土木部、県内全市町村との間で公共工事からの暴力団排除に関する合意を交わし、情報交換を緊密に行ってきた。現在までに関係事例はないが、全国的には、平成一三年中に許可取り消しなどが四三件、指名停止等が二〇件となっている。警察では、一〇月から警察官を県土木部に出向させ、法令を駆使して検挙していく方針である（警察本部長）。（二）空き工場等の仲介は、使用目的や規模等の条件で困難な面もあるが、経営資源の有効利用の観点から有益な方法である。平成八年度に、中小企業振興公社が県内の空き工場や遊休施設の斡旋（あせん）を目的に、九三九社にア

ンケート調査を行ったが、情報の提供が数件にとどまっている。くまもとテクノ産業財団の「受発注ニュース」上で、平成二二年度には八件、平成一三年度には二件の空き工場情報を提示したが、斡旋成立までには至っていない（商工観光労働部長）。

農林水産業

（一）①中山間地域の直接支払い制度の推進に向け、どのように事業を推進するか。②集落に代わる維持管理の仕組みなどのバックアップ体制をどう充実させるか。③今後の制度の見通しについて（小谷）。④就農希望者に資材や土地を提供して、最初からコストをかけないで、農業に入ってもらうことができないか。そういった体制をいろんな団体を通じてネットワークづくりをできないのか。⑤農業大学校に四年制学科の設置といった教育体制を整備できないか（荒木義）。⑥無登録農薬の使用について。食の安全等を考えながら、農業をどう守っていくつもりなのか。⑦①今後の森林整備の取り組みとして、これからの平成一四年度の後半、そして平成一五年度の予算をどのように県として判断するのか。②森林作業での雇用関係はどうサポートするのか。③森林組合の合併問題で、合併できないことまで考えたところのサポートについて（土屋）。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（一）①中山間地域の直接支払い制度が進まない理由は、集落をまとめるリーダーがいらない、五年間継続の交付条件に自信がないなどが挙げられる。県では、このような状況を克服した

先進的事例などを紹介して、引き続き推進したい。すでに取り組む集落には、効果的な交付金の活用がなされるよう、中山間地域が持つ多面的機能を増進させるための集落ビジョンの策定を推進する。②農地の保全活動が困難となった場合のバックアップ体制では、JAが農作業の受託などを行う事例もあり、地域の実情を踏まえて、集落を越え、広範囲にわたっての農作業受託組織等の育成を推進したい。③国は、中山間地域での自立化を目指すうえで、平成一六年度には制度全体を見直すとしている。県では、この制度が中山間地域の農地保全や活性化に寄与すると認識しており、存続を望む声も強い。ため、制度が継続、拡充されるよう国に要望する。④担い手の減少が見込まれる中で、新規就農者の確保、育成は重要な課題で、就農相談や新規就農支援講座の開講、就農支援資金の貸し付けなどの支援を実施してきた。今後は、地域の担い手を育成する、JA、市町村、指導農家などによる支援組織を地域ごとに整備し、施設や農地等の情報の提供、就農相談や就農後の経営指導などの育成指導を推進したい。県では、地域の就農促進活動を支援するため、農業者組織、農業団体、行政の代表者で構成するネットワーク会議を一〇月に設置し、関係機関の連携による効果的な研修を実施するなど、地域を超えた体制づくりを推進したい。⑤熊本県立農業大学校の近年の卒業生の進路を見ると、農業関連産業や農業法人への就職者が増えていることや、これからの農業には生産技術とともに高い経営管理能力等が求められることから、そのための優秀な人材を育成することが必

要で、四年制学科の設置も一つの検討事項と考えている。設置の方法は、新たに二か年の研究学科を設置することが想定できるが、そのためには、国の関係要綱等に則した相当の検討が必要で、調査研究を進めたい（農政部長）。（４）無登録農薬ダイホルタンやナフサクの使用は、本当に残念で、倫理観欠如による利益追求が結果としては熊本県の農業の首を絞めると受け止めなければならない。県では、JAと連携し、無登録農薬の不使用を基本モラルと再認識し、消費者の視点に立った、安全安心な農作物の生産出荷を基本に対処したい。各JAには、再度総点検を行い、万全の対策に努めるよう求め、とくに販売が確認されたJAには、県も立入調査等により、実態把握に努め、無登録農薬が使用された農産物の出荷停止、廃棄の要請に努めたい。現行の農薬取締法は生産段階での使用規制ができない法律で、無登録農薬の流通、使用についての規制、罰則の強化を含めて法的な措置が必要と考えている。国では法律改正を検討すると聞いており、これらの内容が盛り込まれるよう要望を重ねたい。販売業者への検査は、巡回立入検査の回数や方法も強化し、安全で安心できる農作物を消費者に届けることを基本的な理念に、農業県熊本ブランドと信頼性を確保したい（知事）。（５）①木材価格が長期的に低迷する中、間伐等の森林整備を進めるには、補助制度の活用が重要。県でも、国の補助金等の確保や緊急地域雇用創出特別基金事業に取り組むなど、事業費の確保に努めているが、森林環境保全整備事業は、平成一四年度、予算枠縮減の影響で地域の要望との乖離（へんり）が大きく、配分を

留保している。できる限り地域の要望に沿った配分が行えるよう、国と協議したい。林野庁の平成一五年度予算の概算要求では、地球温暖化防止の観点から、森林整備に増額が盛り込まれており、適切に対応したい。②森林組合自らが事業量の確保に努めることが基本だが、県でも、県土保全の観点から、保安林や県有林事業をはじめ、森林整備に取り組む必要があり、これらの事業量確保を通して、雇用の確保に努めたい。③森林組合合併助成法などに基づく第六期熊本県森林組合広域合併推進基本計画で、県内三〇組合を七組合に、を目標に合併が進められてきた。その結果、現在までに五組合が発足した。このほかに、検討中の組合もあり、広域合併の動きを支援したい（林務水産部長）。

教育

（１）①完全学校週五日制と学力低下への不安で、土曜補習の実施など、四月以前に逆戻りした学校も多数あると聞く、このような実態をどのように把握し、どう考えるのか。②地域との触れ合いが子どもたちに生きる力を与え、学ぶ必要を自覚させる大きな力となっていると確信するが、学校と地域との連携について聞きたい。③県内のフリースクールの実態把握と今後の取り組みにおける公的機関と民間との協力について考え方を聞きたい（鬼海）。（２）①（ア）指導力不足教員等への研修制度の基本的な考え方はどのようなものか。（イ）その運用に当たった際の配慮事項や教員全員の資質向上をどのように図ってい

くのか（小谷）。③ 学校評議員制度の導入状況と今後の方針について（大西）。

これに対する教育長の答弁は、次の通りである。

① ① 完全学校週五日制の趣旨は、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、ゆとりの中で子どもたちに生きる力を育んでいく、と理解している。生きる力は、単なる知識の量だけでなく、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力までを含めた学力を基盤に培われるものと思っている。このような学力の定着を図る必要がある、県教育委員会は、徹底指導と能動型学習とのめり張りをつけた授業展開等の提示や、県内共通の評価問題、ゆうチャレンジの問題開発など、熊本型教育の確立を目指している。土曜日の補習は、小中学校では行われていないと聞いている。県立学校では、土曜日に学力向上や進路目標達成、資格取得のための学習会が実施している学校があるが、これは、生徒や保護者の願いを受けて実施されているもので、現時点ではやむを得ないものと考えている。② 学校と地域との連携では、平成一二年に策定した熊本県教育改革大綱の中で、学校は、地域の人材や自然環境、文化財等を活用しながら、体験的な活動や地域の伝統行事への参加等を通して、家庭、地域社会とともに子どもを育てることを提唱している。県立学校も小中学校と同じように、地域とともに歩むべきで、清掃活動や花壇整備、保育園や老人ホーム等での交流活動等が取り組まれている。③ 不登校児童生徒の中には、学校復帰を前提に、適応指導教室や児童相談所等で相談、指導を受けて

いる者がいる一方、民間のフリースクールで過ごす児童生徒もあり、学校や公的機関だけでは対応が難しい面もある。不登校対策を新たな視点から考えるためにも、こうした民間施設の実態や児童生徒の状況等を調査し、今後の協力のあり方等を検討したい。② ① (ア) 指導力不足教員等について、どこにどのような課題があるのかを明確にし、一定期間の集中した研修を通して指導力等を回復させ、学校現場に復帰させることが大切ではないか。そのため、県教育委員会では、平成一三年度から指導力強化に関する検討委員会では指導力不足教員等の定義、基準、対応等を議論し、平成一五年度からの実施で準備を進めている。(イ) 校長が一人一人の教員を把握し、公平かつ客観的に評価し、指導、助言を重ねることが大切。それでも改善が見られない場合に、実態把握、意見聴取、市町村教育委員会等との協議、判定審議会での審査などの手続きを経て、研修制度で対応する方向で検討している。研修は、各個人の納得のうえで研修プログラムを作成して進め、精神性疾患等の病気の場合は、健康審査会に諮る。教員全体の資質向上では、平成一五年度から一〇年経験者研修が教育公務員特例法で義務付けられ、教員の能力、適性等の評価に基づき、それぞれに応じた研修を実施する。(3) 県立学校では、学校評議員設置要綱を策定して、モデル的に一〇校に導入し、来年度はさらに五校増やす予定。市町村教育委員会では、二八市町村小中学校の二四〇校に導入され、来年度までに新たに二四市町村で導入予定である。人選では、教育への理解や熱意、専門的な意見や識見を持つ人

等を推薦、委嘱とされるが、学校運営の改善のために、さらに幅広さが必要である。今後の方針は、四月からの設置基準の制定等で、学校には、開かれた学校づくりの推進が求められている。その前提は、教職員の意識改革で、学校評議員制度は、それを推進する上で重要な制度で、県立学校ではその導入を進め、各市町村教育委員会には積極的な導入を促したい。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

(1) 議案第1号 平成14年度熊本県一般会計補正予算(第3号)等

【説明】補正予算等の詳細については、冒頭の知事説明に譲る。
【審議】補正予算案は、九月一三日に上程、同日、各常任委員会に付託され、一〇月三日の本会議において各常任委員長から次のように報告された。

藤川隆夫厚生常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告委員から、済生会が建設する看護師宿舍の必要性について質疑があり、執行部から、国立療養所三角病院を引き継ぐ際には、看護職員五八人に加え、一七人の増員予定である、熊本市周辺からの採用もあるため、二五室の宿舍が必要となったとの答弁があった。レジオネラ症対策で、家庭用浴槽の把握や危険性の啓発、公衆浴場のエアコンの対策について質疑があり、家庭用

風呂の対策では、二四時間風呂が問題になったが、経済産業省が製造販売会社に対策を講じるよう指導している、公衆浴場は、エアコンの室外機も関連しており、併せて指導するとの答弁があった。無登録農薬使用問題で、食品衛生法に基づく検査結果等をもとに、特産の農産物の安全性を消費者に周知してほしいとの要望があった。熊本県人権センターが一〇月一日に開設されるが、相談のフォローアップやNPO法人等との連携についての質疑があり、人権センターは、相談者の悩みや問題を受け止め、相談機関に引き継ぐもので、相談機関と情報の共有化や連携を図りたい、NPO法人等とも連携したいとの答弁があった。騒音調査ですべての地点の騒音が環境基準未達成だが、車や舗装などハード面での騒音対策に苦労している、関係各課と連携してほしいとの要望があった。平成一五年度から障害者福祉関係の事務が支援費制度に移行するが、当事者や市町村、施設職員への周知、当事者の意向調査や障害者ケアマネジメントをどうするのかとの質疑があり、支援費制度の周知は、市町村をはじめ各障害者団体、施設、保護者に説明してきた、今後も広報誌等で周知したい、本人の意向調査は各市町村が実施する、障害者ケアマネジメントは支援費制度に組み込まれていないが、養成研修を今後も実施したいとの答弁があった。民生委員について、県の指導と役割について質疑があり、県では、新任の際に、人権同和問題や生活福祉資金等を研修し、毎年、各地域振興局でも、必須科目に上乘せして福祉制度について研修している、ほかに民生委員児童委員協議会の自主的な研修がある、役

割は、身近な相談を受け、専門機関につなぐことが基本との答弁があった。松橋地区の最終処分場跡地に放置された廃棄物の処理について要望があった。審議の結果、付託された議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

松田三郎経済常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。不況対策が目的の融資制度の他県の金利状況はどうか、さらなる金利引き下げはどうかとの質疑があり、九州各県の状況は平均約二・〇％で、九州平均並みまで引き下げることとした、今回、〇・二％引き下げのために、県から金融機関への預託原資として一〇億円の増額を要請し、金融機関にも精いっぱい対応をもちつたと認識している、今後の金利の引き下げも検討したいとの答弁があった。一三年度の職場適応訓練事業費確定に伴う返納金について、障害者の訓練実績が下回ったというが、受け入れ事業所数が減ったのか、雇用ニーズが減ったのかとの質疑があり、ハローワークからの受講指示で実施する事業で、人員換算で一人分が計画に満たなかったものである、原因は、厳しい雇用情勢で、受託事業所数の減少と思われるとの答弁があった。障害者の法定雇用率が一・八％に対し県内が一・七六％と下回っている、県内企業への協力を働きかけてほしいとの要望があった。一七年度末までに廃止のグリーンピア南阿蘇は、経営上赤字が出ていないようだが、現実はどうか、アスペクタに四人県職員を派遣すると、どれだけの支出になるのかとの質疑があり、経営は諸経費等差し引いて六〇〇万円程の黒字だが、平成一三年度は年金資金運用基金が維持管理費、固定資

産税、減価償却費等の二億八、〇〇〇万円程度を別枠で負担しており、現実的には厳しい、アスペクタは、県から四人、村から二人の計六人で運営し、平成一四年度予算で八、五〇〇万円余、うち人件費が二、九〇〇万円余との答弁があった。アスペクタは、南郷谷五か町村にとって、あまりメリットはないと思われる、今後、県職員の派遣は減らし、村に委託すべきとの意見があった。関連して、グリーンピアは、九州に三か所、全国に二〇か所程度あったが、他県の閉鎖事例について質疑があり、全国で四件の廃止事例等があり、一件は学校法人に売却、福島県の二本松は市買い取りの検討という情報があるが、どこも対応に苦慮しているとの答弁があった。県は対応をどう考えているのかとの質疑があり、県と村は、運営上引き取りは不可能で、複数の民間ホテル等に打診しているが、入札での売却のため、対応に苦慮しているとの答弁があった。岩田屋撤退問題に関連し、百貨店継続で進んでいるようだが、県としてこの問題をどう考えているのかとの質疑があり、現在の動きを百貨店として存続の最後の機会と捉え、関係者と接触しながら、やり遂げたいとの答弁があった。藤本発電所・荒瀬ダム水利権更新の対応状況に関連し、一〇月四日の第二回説明会では、住民が納得できる説明をお願いしたいとの要望があった。関連して、議会としても見識ある勉強と対応をするので、議会ともよく相談してほしいとの意見があった。ダム存続について、県の方針を明確にすべきとの質疑があり、今後自然エネルギーの活用、地球温暖化問題等を考えれば、電力供給面で水力発電の必要性は

大きくなると思っている、現在、国土交通省との協議や住民説明会の開催等を通じて、水利権更新の理解を得るべく努力しているが、環境面での懸念もあり、いろいろな意見を聞きながら対応したいとの答弁があった。審議の結果、付託された議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

井手順雄農林水産常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。本年度の造林補助金の内示額について、合併した森林組合としなかった組合で大きな差があるのはなぜかとの質疑があり、執行部より、内示額の算定では、合併の有無のほかに、昨年度や三か年の実績等を考慮している、森林のゾーニングのミスマッチで要望どおり配分できなかったところもあり、国と協議の上追加配分を検討しているとの答弁があった。関連して、配分に差をつけるのは違法ではないか、造林補助金を災害復旧に使用するのとはなぜかとの質疑があり、周知の政策方針の通り、広域合併後の組合には、補助事業等で支援するとしている、国の制度上、激甚災の採択要件は、一か所五ha以上などの制限があり、至らないものは造林補助金での対応になるとの答弁があった。無登録農薬は、今後指導強化する必要があるが、根を絶やすためにどう取り組むのかとの質疑があり、法的使用規制と罰則が必要と考えている、国でも秋の臨時国会で農薬取締法の強化拡充を上程する予定と聞いており、県でも、実効性の上がる内容になるよう、国に強く要望したい、法的措置が必要で、その辺を見極めながら対応していくとの答弁があった。関連して、毒性が弱いとされるナフサクについて、無登録農薬としてどう

捉えるのか、申請して登録の見込みがあるのかとの質疑があり、毒性について、具体的に判断材料がない、登録済みか否かは毒性とは別問題で、無登録農薬は販売できないという基本的な考え方の下、今後とも対応していきたい、ナフサクの申請は、当時、慢性的毒性の試験費用と販売利益とを比較して、再登録の申請がされなかったと農水省から聞いているとの答弁があった。関連して、メロン等の生産技術の取り組みについて質疑があり、今後、施設装備の充実や温度管理の徹底等の基本的技術と登録農薬との組み合わせで、現場段階での技術指導を進めたいとの答弁があった。関連して、同じ農薬でも作物によって使えるものとそうでないものがあるのかという質疑があり、登録農薬と作物の関係が示されているとの答弁があった。干ばつ地域で下水道処理場の水を農業用水として利用する場合、燐、窒素の残留量が適当かどうか、水の改良を含め強力に進めてほしいとの要望があり、農業集落排水事業では、処理水を農業用水に還元する場合、大きな用水路に落として希釈している、燐、窒素は、取り除く実験事業をしており、その成果を踏まえて検討したいとの答弁があった。審議の結果、付託された議案は、すべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

篠崎鐵男建設常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。国道266号松島橋橋梁補修工事の請負契約額の変更増の経緯について質疑があり、交通渋滞対策は、平成九年と一一年実施の交通量調査をもとに設計したが、渋滞が予想以上だったため、交通整理員の増員等による対策を行った、交通安全対策は、当

初通常の防護柵を設置していたが、車両接触で工事中断が度重なつたため、車両用ガードレールと仮歩道等を設置したとの答弁があった。これに対し、渋滞対策や安全対策は、当初から十分な対策を講じるべきとの意見が出された。不良不適格業者の排除について質疑があり、建設業の許可や経営事項審査はこれまで書類審査だったが、今後は、新たに営業所への立入調査を行うこととし、警察本部の職員を監理課に配置して排除対策を強化したいとの答弁があった。警察からの出向職員は、建設業の実態をわかっていないと期待できないのではないかと、そういう人がいるのかとの質疑があり、立入調査は行政指導の一環で、今後、経営事項審査等を通じて、建設業界の実態に習熟していくことになるとの答弁があった。国道道路の中央分離帯の反射板等が壊れている、市と連携して総合的な点検を行ってほしいとの要望があり、県管理の部分は早急に点検し、市管理部分もその内容を伝えたいとの答弁があった。熊本天草幹線道路は、四車線化で用地取得されているようだが、工事は二車線である、用地取得を二車線分にする事業費を七割から八割に抑えられる、その分を事業進捗に回してほしいとの要望があった。第二空港線のクスノキ並木沿線では、農地保全のための矢板を境界に打ち込んでいるが、今後多大な経費が予想され、これまでに交通死亡事故も発生している、クスノキの除去も含めて対応策を検討すべきではないかとの質疑があり、これまで、景観、農作物被害、交通事故等からの意見があり、さまざまな意見を聞いた上で検討したい、当面、事故の状況を調査して対策を考

えなければならぬとの答弁があった。道路関係四公団民営化推進委員会中間整理の中では、中央と地方の考え方が大きく違うようだが、地方の道路整備の推進を国に強く働きかけてほしいとの要望があった。九州新幹線の工事に県内業者は参入できているかとの質疑があり、機会あるごとに、JR九州、日本鉄道建設公団に県内業者の参入を要望している、新八代―西鹿兒島間では、県内で三二工区の発注があったが、地元業者はジョイントベンチャーで一〇工区に参画している、博多―新八代間では、現在一六工区の発注があったが、一五工区で県内業者がベンチャーとして参画しているとの答弁があった。全体の工事量が減少する中で、採算を度外視した競争で落札者が決まるケースが目立っており、業者の体力を失わせ、倒産、不良不適格業者につながると憂慮するとの意見が出された。釈迦院ダムの利水計画で、飲料水は八代工業用水で十分で、釈迦院ダムの必要性を検討するようにとの要望があった。審議の結果、付託された議案は、すべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

小谷邦治文教治安常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。七月一三日の新聞で、知的障害者と共同生活していた県立養護学校の教諭が、管理していた障害者基礎年金等を使い込んでいたとの報道があったが、処分が停職四か月は軽いと思うが、犯罪にはならないのかとの質疑があり、立場上あるまじき行為で、信用失墜行為を行ったことで今回の処分を行った、あくまでも個人間の金銭トラブルと捉えて、このような処分を

行ったとの答弁があった。教育委員会は、被害者からどのような質問に聞いているのかとの質疑があり、直接被害者からは聞いていない、かつて入所した施設の職員が入ってもらうことで対応したとの答弁があった。学校長に調査させるのかとの質疑があり、学校長を通じて事実関係の調査を行うが、犯罪捜査ではなく、あくまでも本人や関係者の申し立てを基本に事実関係を確認する、処分は、他県や知事部局等の事例を考慮して行ったとの答弁があった。関連して、すでに不祥事防止検討委員会を立ち上げているとのこと、未然に防止できると思うが、今後はしっかりした監督指導体制が必要ではないかとの質疑があり、今後は議会の意見を考慮しながら慎重に対応したいとの答弁があった。今後は、知的障害者は、とくに人権擁護の立場から被害者の立場に立つて調査してほしいとの要望があった。最近携帯電話が引き金になる犯罪事件が多い、どの程度学校で普及しているのか、指導や取り組みについて学校現場はどう認識しているのかとの質疑があり、ある管内の調査では、小学校五、六年生で平均四〜五％、中学校で一三％程度所持とのデータがある、携帯電話の使い方について今後学校での指導を要請したいとの答弁があった。使用の基本マニュアルで徹底させている県もある、最大限やれることを考え、指導してほしいとの要望があった。審議の結果、付託された議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

長瀬恭祐総務常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。天草エアラインでは、機長の確保が経営面で一番重要だと

思うがどうか、ダッシュー8の機材は日本にはないのかとの質疑があり、機長の確保は経営を安定させる上で重要で、本年度から副操縦士からの養成の予定で、来年度は最初の自社機材誕生が目標である、ダッシュー8の機材はカナダ製で、同じ機材を使用する長崎県の会社に部品の共用を相談したいとの答弁があった。市町村事業への県立劇場の支援について質疑があり、県立劇場がプロモートして、各市町村で行う舞台芸術ネットワーク事業を計画しているとの答弁があった。並行在来線の第三セクター鉄道会社の社長の見通しはどうかとの質疑があり、社長は経営感覚、経営能力が優れた人を考えているが、会社設立の時期が迫っており、当分の間は県幹部も念頭に入りたいとの答弁があった。県関係の法人は、財団法人や第三セクターの株式会社などがあると思うが、株式会社にも、県からの繰り出しや補助はできるのかとの質疑があり、補助金は、株式会社にも、公益性が認められ、経営見通しが立つ範囲内で、設立時の初期投資等に補助する場合があるとの答弁があった。株式会社の決算書に償却費がないが、償却資産はないのかとの質疑があり、フィッツシャリーナ天草は、販売費と一般管理費に減価償却分を含めており、天草エアラインも同様との答弁があった。県関与の法人は、収支が赤字でも県の補助金等で調整でき、自立性が薄れると思う、株式会社は自らの責任で運営しないと、県は将来持ち出しが必要となる、県財政が厳しい中で、収支が合わないものは合理化の対象にすべきではないかとの質疑があり、行政システム改革プランの中で、外郭団体の徹底した見直しを

謳^{うた}っており、関係各課で検討しているとの答弁があった。決算は補助金等を除かないと本当の姿がわからない、県には補助する体力があるのかとの質疑があり、闇雲に第三セクターを設立するのではない、収支の均衡もあるが、民間では収支が厳しいから第三セクターをつくらざるを得ない状況もある、今後とも収支の均衡に努力したいとの答弁があった。第三セクター設立の時点から見通しをシビアに立てて、何とか利益を出す必要があるとの意見があった。フィッシャリーナ天草は、毎年かなりの赤字を出している、資本金の範囲を超えた場合どう対応するのか、現時点での公益性をどう考えるのか、公益性の観点から見直してどうかとの質疑があり、フィッシャリーナ天草は、平成五年設立時から経営は厳しかった、一〇年からヤマハ発動機本社と交渉し、一一年度にクラブハウスや土地等を四億五、〇〇〇万円で購入してもらい、長期借入金を解消した、現在一八年度に黒字転換の計画を立てているが、見込みが立たない、大衆レジャーの目的を達しないならば、抜本的に見直す必要がある、海水浴場という資源があり、松島町の海の家等の事業も売り上げが徐々に伸びている、今しばらく推移を見たいとの答弁があった。県立劇場の二〇周年記念事業はどのような企画したのか、通常の文化事業と大差ないのではないかとこの質疑があり、県立劇場の評議員会で検討し、特色のある事業を計画したつもりとの答弁があった。来年の大河ドラマ「宮本武蔵」関連が入っていないが、文化事業の中でどう取り組むのか、県の横の連携についての質疑があり、武蔵関連について、県、市

および関係団体で連絡協議会を作っており、県では、商工政策課を窓口、観光物産課、文化企画課、広報課等と事業内容を検討している、県全体が盛り上がる取り組みを考えたいとの答弁があった。合同庁舎の移転は、月星化成との交渉が大詰めの段階と思うが、今後とも努力してほしいとの要望があった。平成一三年度の私立学校の特待生について、校納金免除が二四六人、授業料免除が二三人いる、スポーツ特待は否定しないが、募集の仕方に問題がある、私学は特色ある学校づくりはやるべきだが、度を越すやり方は問題だ、特待生は現在も増えているのかとの質疑があり、私立学校は、それぞれ建学の精神があり、進学面、スポーツ面での特色を持って活動しているが、特待生が多い学校は私立学校校長会で、とくに多い学校は校長に指導したとの答弁があった。助成を受けている私立学校が全額免除の特待生を増やすことは問題だとしても、子どもたちが特待生を目指して努力していることを否定するものであってはならないとの意見があった。私立学校の建学の精神は大切だが、校納金等の免除が経営を圧迫することはあってはならないとの意見があった。北朝鮮の拉致事件に関して、議会で意見書を可決したが、拉致の解明について知事からも要望してほしい、知事はどう対応するのかとの質疑があり、知事にも県議会と同様の要望書が来ており、内容を整理しながら、何らかの形で国に要望書を出す方向で検討しているとの答弁があった。審議の結果、付託された議案は、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

報告の後、**岩中伸司**議員（新社会党）の、議案第1号についての反対討論が行われた。その後、起立多数により原案の通り可決された。

2 条例等議案

提出された条例等議案は、九月に提案された議案第2号から第28号までであった。各常任委員長の報告後、**岩中**議員から反対討論が行われた。その後、採決され、各常任委員長の報告の通り原案が可決または承認された。

- (1) 議案第2号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】平成一四年七月に公布された法人税法等の一部を改正する法律によって連結納税制度が創設されたことを受けて、法人県民税、法人事業税に連結法人に関する規定を加えるために、熊本県税条例の一部を改正するものとして提案された。

(2) 議案第15号 平成14年度九州新幹線鹿児島ルート博多・西鹿児島間の建設工事の経費に対する市負担金について

【説明・討論】九州新幹線鹿児島ルート・博多―西鹿児島間の建設工事のうち、玉名市、熊本市、八代市、水俣市の建設に関する工事に要する費用について、県負担金の額の一〇％を四市に負担させる。**岩中**議員から反対討論が行われた。その内容は、「一〇〇歩下がつて建設を前提にした場合でも、財政が厳しい自治体に新駅設置が必ずしもまちづくりにプラスになるとは限らず、負担となることも想定すべきであり、市負担金を求

めるべきではない」というもの。

- (3) 議案第16号 工事請負契約の締結について

【説明】工事名 芦北2期地区広域営農団地農道整備事業第21号工事、工事内容 トンネル工、契約金額 一七億六六一〇万円、契約方法 指名競争入札。

3 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
14・9・17	私学助成制度の充実強化に関する意見書の提出を求める請願	山本秀久 島津勇典 村上寅美
14・8・20	学校事務職員ならびに学校栄養職員等の人件費にかかる義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願	八浪知行
14・9・20	学校事務・栄養職員の人件費半額国庫負担制度を中心とする義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願	渡辺利男

第18節 平成14年12月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一四年一二月五日

閉会 平成一四年一二月一九日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

会派異動

前畑 淳治 自民党↓無所属（一〇月三日）

大西 一史 自民党↓無所属（一一月二八日）

議員辞職

前畑 淳治（一二月五日、荒尾市長選立候補のため）

4 県執行部

教育委員会委員長 岡畑 寛

ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の動向

日程

12月5日	10日	11日	12日	13日	16日	17日	19日
本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議
開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明	一般質問	一般質問	一般質問	特別委員会	常任委員会	常任委員会	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成一四（二〇〇二）年一二月五日午前一〇時、五二人の議員が参加して、開会された（一人欠席）。荒木詔之議長は、冒頭、高田宮憲仁親王の、平成一二月二日の薨去に対し、哀悼の意を表した。内容は、平成一四年度熊本県一般会計補正予算等の諸議案の審議、議決であった。潮谷義子知事は

水力発電に必要な水利権の許可申請期限（一五年三月）を迎えるに当たって、荒瀬ダム撤去を表明した。日本初の大規模ダム撤去として、後の川辺川ダム問題に影響を及ぼす点でも、歴史的に象徴的な議会であった。また川辺川ダムを考える住民討論集会、教職員不祥事問題、介護保険料見直し問題、高齢者福祉問題が主な論点となった。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	平成14年度熊本県一般会計補正予算（第4号）	可決
2	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例の制定について	〃
6	熊本県クリーニング所において講ずべき措置に関する条例の制定について	〃
7	熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	公有財産の処分目的の変更について	〃
9	公有財産の処分について	〃
10	工事請負契約の締結について	〃

27	平成13年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
26	平成13年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
25	平成13年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
24	平成13年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
23	平成13年度熊本県不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
22	平成13年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
21	平成13年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
20	平成13年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
19	平成13年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
18	平成13年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
17	平成13年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
16	平成13年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
15	当せん金付証券の発売について	〃
14	工事請負契約の締結について	〃
13	工事請負契約の締結について	〃
12	工事請負契約の変更について	〃
11	工事請負契約の変更について	可決

(決算認定議案)	24	平成13年度熊本県病院事業会計決算の認定について (9月定例会継続審査事件)	認定
	41	平成13年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
	40	平成13年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
	39	平成13年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
	38	平成13年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
	37	平成13年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
	36	平成13年度熊本県のチソン株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
	35	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
	34	熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	33	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	32	熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	31	熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	〃

(議員提出議案)		25	平成13年度熊本県電気事業会計決算の認定について(〃)	認定
		26	平成13年度熊本県有料道路事業会計決算の認定について(〃)	〃
		27	平成13年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について(〃)	〃
		28	平成13年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について(〃)	〃
3 知事提出議案説明		1	地域雇用対策の強化・改善を求める意見書	可決
		2	中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書	〃
		3	警察官の増員に関する意見書	〃
		一月二一日の高円宮憲仁親王の薨去に対して哀悼の意を表し、県政の動きを続けた。		
		(1) 県政の動き		
		国の景気について、一月の月例経済報告を引合いに出して、先行きをめぐる環境は不透明さを増しているとの所見を述べ、熊本県の雇用情勢は厳しい状況で、景気・雇用対策に全力で取り組み、国の取り組みにも適切に対応すると表明した。国の構造改革では、特殊法人や地方行政財政制度の見直しなどの議論の本格化を挙げ、地方分権の方向をより明確にする視点に立った改革への期待と、それへの働き掛けを強調した。県政の具体的な		

動きとしては、最初に食の安全を取り上げ、BSE（牛海綿状脳症）問題、産地偽装表示、輸入食品からの残留農薬の検出、無登録農薬の販売使用等の問題発生を挙げ、一〇月の食の安全対策会議、十一月の食の安全対策懇話会の設置と、全庁一丸となった取り組みを明らかにした。有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の十一月二二日成立では、国の基本方針に地元の意向が反映されるよう働き掛け、策定後は早急に県の計画を取りまとめ、有明海、八代海の再生に取り組みとした。市町村合併では、重点合併支援地域への県職員派遣などの支援とともに、固まっていない市町村への合併に関する情報提供など、可能な限りの対応を行っていくとした。川辺川ダム事業では、住民討論集会四回開催の実績を紹介し、五回目が、国土交通省の主催で、一二月二日に、人吉市で治水をテーマに開催される予定とし、流域協議会の設立も流域市町村長の理解を得るべく、取り組んでいること、一月設置の五木・相良地域振興検討委員会で五木・相良地域振興計画素案を取りまとめていることを挙げた。藤本発電所・荒瀬ダムでは、平成一五年

三月の水利権の許可期間の満了に向け、今後のあり方についての最終的な詰め作業を急いでいるとした。第三セクター、肥薩おれんじ鉄道株式会社では、一〇月三十一日に鹿児島県側と合同で設立したことを取り上げ、地元住民に愛される鉄道を目指すと決意を表明した。これらのほか、第四〇回技能五輪全国大会・技能五輪くまもと2002、第二六回全国障害者技能競技大会・アビリンピックくまもと2002の成果と今後の取り組み

み、第二四回全国菓子大博覧会九州 in 熊本の目的達成を取り上げた。

（2）補正予算の提案理由

平成一四年度補正予算は、国民健康保険事業の運営の広域化等の支援、BSE検査施設等の整備、本年の災害の復旧費や公共事業等の内示増に伴うものなどに要する経費等で、総額で一五億円を計上していると説明した。その主な財源は、地方交付税七億円、国庫支出金四億円、諸収入三億円であり、これを現計予算との合算は七、九七〇億円となるとした。続いて、歳出予算の主な内容を、国民健康保険事業、食の安全対策、BSE対策、公共事業等関係についての順で説明した。併せて、熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例等各種条例案件、事案件議決案件、知事専決処分報告案件等も提案し、一〇月四日の県人事委員会勧告の職員の給与改定等についての関係条例案件のほか、人事案件も追加提案の予定であるとした。

4 一般質問及び答弁の要点

一二月一〇日に坂田孝志（自由民主党）、平野みどり（県民クラブ）、氷室雄一郎（公明党）、一日に岩中伸司（新社会党）、吉永和世（自由民主党）、荒木章博（無所属）、一二日に中村博生（自由民主党）、鎌田聡（県民クラブ）、船田直大（自由民主党）の各議員がそれぞれ質問を行った。

潮谷県政

(1) ① (ア) 国の構造改革特区構想をどう評価するか。(イ) 地域間競争や地域経済活性化への影響や効果について。② 福祉コミュニティ特区など県の四提案の背景と考え方、今後の取り組みについて(氷室)。(2) ① 藤本発電所・荒瀬ダムの撤去問題への対応について。(更問) (答弁には、「いささか不満だ」として、あらためて、経営状況次第では六年かそれ以下に短縮の意思表示と受け止めてよいか、と念を押した) (坂田)。

これらに対する知事の答弁は、次の通りであった。

(1) ① (ア) 構造改革特区構想は、国主導から地方公共団体や民間事業者等のアイデアによる制度設計に転換する、地方分権の趣旨にも沿うものと評価する。(イ) 財政措置は講じず、規制緩和のみだが、地域が特色を生かしたアイデアで特区を設定することは、地域の構想力や知恵が問われ、地域間競争にもつながると認識する。② 障害者が地域で普通に暮らせるまちづくりを目指す福祉コミュニティ特区、高度技術の集積と人材育成を目指す先端産業を担う人材育成特区、環境関連産業の創出を目指す環境循環型産業創出特区、都市と農村の交流を図る農村生活体感交流特区の四提案は、重点的に取り組むべき分野、地域の特色を生かしたものの、規制緩和で効果が期待できるものの三点を前提に取りまとめた。今後は、法律での新たな規制の緩和等を検討し、関係市町村や民間等に働き掛けて対処したい。(2) ① 藤本発電所・荒瀬ダムによる発電事業は、平成二二年三月三十一日までの七年間の継続実施が適当との結論に達した。その後直ちに撤去するが、今後の経営努力に加え、環境

対策や撤去に国の負担が求められれば、国に働き掛けて、撤去の時期が少しでも早まるよう努力したい。地元への報告、説明は、一月二日に設定している。今後は、この結論に沿って実務的に整理し、平成一五年一月中旬までには水利権の更新申請を行い、来年度以降撤去工法等を詰めて撤去を進めたい。(更問) 今後国の援助が得られるならば、撤去を早く進めたい。

県政全般

(1) ① (ア) 財政健全化の取り組み状況をどう認識しているか。(イ) 経済情勢がさらに厳しさを増す中での予算編成の見通しについて。② 県の景気対策、雇用対策、中小企業の活性化のため、どのような観点で予算編成するのか(氷室)。(2) 七月策定の合併支援プランで見直すとした市町村合併特別交付金制度の改善について(坂田)。(3) ① (ア) 総合行政ネットワーク運用後の効果について。(イ) 市町村の接続促進へ向けた対応について。② (ア) 小中学校での遠隔授業の推進について。(イ) 教育ネットワークの利用を開放してもいいのではないか。③ 遠隔医療に向けた取り組みについて。(4) ① 九州新幹線事業用地等の取得に伴う移転先の確保について。② (ア) 連続立体交差事業で残地となる旧済生会病院用地の一部をどう活用するのか。(イ) 高架下の利用について、県はどういう方向で検討しているのか。③ (ア) 合同庁舎の建設に係る地元の要望等への対応について。(イ) 月星化成との交渉等について(荒木章)。(5) 九州新幹線鹿児島ルート全線開業時を見据えた新八代駅

周辺への道路網整備にどう取り組むのか(中村)。(6)公正な労働、障害者雇用、人権、環境、男女共同参画などの観点の総合評価方式の導入を検討してはどうか。(7)①(ア)IT(情報技術)講習会後の定着状況とその後フォローアップについて。(イ)県の生活密着型のIT普及の方向性や考え方について。(8)県出資団体への県退職職員の再就職についての認識と今後の対応について(平野・船田)。(9)①(ア)時間外勤務の状況についての認識について。(イ)時間外勤務の縮減のための改善策について。②臨時職員増員による行政型ワークシェアリングの導入の二月代表質問に、デメリットの十分な検討が必要との答弁があったが、その後どうか(氷室)。

これらに対する執行部の答弁は、次の通りであった。

(1)①(ア)緊急集中取り組み期間の平成一三―一五年度の達成状況は、歳入確保、歳出削減とも、おおむね達成の見通しだが、二月の中期財政見通しでは、平成一五―一七年度で二〇〇億円超の財源不足が見込まれた。景気の先行き、地方行財政制度の見直しなどで予断は許されず、財政健全化に厳しく臨む必要がある。(イ)来年度予算編成の財源不足には、政策評価や行政システム改革プランによる事務事業の見直しなどで対処したい。その中で、財政健全化債は、県内経済への影響等、やむを得ない対応策の一つとは考えている。②平成一五年度予算は、雇用創出対策を喫緊の課題と位置付け、中高年齢者、若年者等の雇用促進、中小企業の連鎖倒産防止等の整備、新事業創出等の産業振興策、能力開発施策の強化等を重点化して編成

したい(知事)。(2)合併協議会の運営や情報基盤の整備など、合併協議段階から多額の経費が予想される。七月策定の熊本県市町村合併支援プランに基づき、時期、対象、額上限等の市町村合併特別交付金の交付要件を見直したい(総務部長)。(3)①(ア)総合行政ネットワークの効果は、インターネットや電子メール、財務会計システム等での運用効果のほか、情報伝達、収集の迅速化や情報の効率化がある。さらに、平成一五年度からは、文書管理や庶務、経理システムが導入され、将来的には多方面の分野で導入が構想されている。(イ)市町村の接続は、現在三〇市町村だが、その効果を全県に及ぼすためには、さらに多くの市町村の接続が必要である(企画振興部長)。(2)(ア)遠隔授業は、例えば環境学習で水俣を訪問しなくても、こどもエコセミナーの事前、事後の学習が可能となるなど効果的で、今後とも推進したい。(イ)教育ネットワークの開放は、中学校への利用開放を進めるため、市町村教育委員会への働き掛けや実証実験等、具体的に検討している。今後、総合行政ネットワークに未接続の六四市町村に接続を促し、すべての公立学校の教育ネットワーク接続による教育の情報化を図りたい(教育長)。(3)平成一四年度から新たに熊本赤十字病院と蘇陽、泉、五木の僻地診療所等を光ファイバーで結ぶ取り組みを進め、現在各医療機関で最終調整を行っており、年明けには試験運用を開始する予定である。導入する遠隔医療システムは、受診した患者の心電図やCT(コンピュータ断層撮影)画像、レントゲン画像等を熊本赤十字病院へ送って、的確な医療を行うもので、

小児医療を含め、医療の地域間格差の是正につながると考えている（健康福祉部長）。（４）①住家等の移転先は権利者選定が原則だが、高齢者や賃貸物件居住者の移転先確保が重要課題で、まずは公営住宅募集情報の提供や民間優良物件の斡旋などに取り組みたい。（ア）在来線鉄道高架化事業で、旧済生会病院用地等の西側の一部の管理棟敷地約六五〇㎡、病院棟敷地約三〇〇〇㎡が残地見込みである。管理棟敷地は、建物が残地内にあり、新幹線熊本事務所敷地として活用予定で、病院棟敷地は、段山跨線橋撤去の際の作業ヤードと鉄道高架化完成までの仮設道路用地に活用したい（土木部長）。（イ）新幹線の高架下は、延べ三ha程度の空間が生じ、鉄道事業者が所有者となる見込みである。県では、熊本市とも協議して、県都の玄関口に相応しい活用策を鉄道事業者に提案したい。（ア）国の合同庁舎は、整備目標に地域社会への寄与、環境への配慮、利用者の利便性の向上等が掲げられ、設計段階から地元の意見を聞く機会も設けられている。県でも、熊本市と連携しながら、駅周辺のまちづくりの弾みとなるよう働き掛けたい。（イ）月星化成との交渉状況は、延べ約三〇回にわたっている。今後、できる限り早期合意に向け努力したい（企画振興部長）。（５）九州新幹線全線開業の効果を県内に波及させるには、広域的な道路や連携する道路網の形成が必要で、新八代駅周辺では、八代市と連携して、アクセス道路や駅前広場等の交通結節機能の整備に取り組んでいる。八代地域振興局では、平成二五年頃の全線完成を踏まえ、管内の道路整備計画の素案を一四年五月に取りまと

めた。これを叩き台に、新八代駅周辺の土地利用計画や新しい市の建設計画とも整合させ、新八代駅周辺への道路網の整備を検討したい（土木部長）。（６）総合評価方式は、価格、技術力、性能、将来性、将来コスト等を総合的、客観的に評価して契約の相手方を決定するもので、高度な専門性、技術力等が求められる事業で採用されている。県では、これまで事例はないが、どのような事業を対象とするかを含め、検討したい（知事）。（７）①（ア）ＩＴ講習会は、県内の四〇歳以上や主婦層など、約九万二、〇〇〇人の受講があり、受講後の調査では、中高年でも、パーソナルコンピュータを購入したい三六％、電子メールやインターネットを利用したい五三％の結果が出ている。県では、四月から県民交流館バレーにＩＴ学習相談室を設置し、疑問相談体制を整えている。市町村でも、ＩＴ講習会の継続の実施やＩＴ相談等に取り組んでいる。（イ）高齢者や障害者も機器を簡単に活用して日常生活が便利になったと感じられる環境づくりが重要で、生活密着型のＩＴ普及につながると考える。このため、本年度から、NPOや各種団体の協力で手話通訳のインターネット配信、子育て支援のＩＴ活用の実証実験等に取り組んでいる（企画振興部長）。（８）県では、課長級以上職員に退職勧奨を行い、勧奨に応じた職員の再就職は、あくまで団体の要請に基づいて紹介している。ただし、団体で組織統廃合や事務局統合、役職員数の見直しなどが行われ、今後、県の人的、財政的支援や指導監督なども変わると思われる。本県退職職員の再就職が団体の業務運営向上や発展に寄与するこ

とが最も大事で、これを念頭に再就職のあり方も今後の課題として検討したい。(9)①(ア)知事部局の時間外勤務は、平成一三年度の職員一人当たり月一〇時間程度で、定時退庁日や週間計画表等で縮減に取り組み、ここ数年、災害等があった年度を除き、同程度で推移しており、問題ないと認識する。(イ)時間外勤務を減らすことは、業務管理上の重要な課題。とくに多い職場では、人員の適正配置、業務の適正配分に配意し、業務の効率的、計画的執行等、管理職の指導の徹底などでその縮減に努めていく。②臨時職員の任用は、データ入力や文書受け付け、各種相談など、相当数行っている。一方、計算業務などの定型的業務では、電算化や民間委託等で行っており、対応可能な業務は限られている。このように、早期導入は問題を抱えるが、ワークシェアリングはこれからの労働、雇用関係の課題と認識しており、他県での取り組み状況等も検証し、引き続き検討したい(総務部長)。

地域振興・文化振興

(1)農業試験場跡地の利活用の検討状況の方向性について(鎌田)。(2)①大河ドラマ「武蔵」に伴う教育、文化、観光振興について。②武蔵終焉の地、熊本には、数多くの貴重な絵画や書が残っており、これらを学校でどう活用するのか(荒木章)。(3)八代市における企業誘致に関する県のこれまでの取り組みと今後の対応について(中村)。(4)九州新幹線の開業を水俣・芦北地域の振興にどうつなげるのか(吉永)。(5)①

天草の振興策について、就任二年半の知事はどう考え、どう感じているか。町山口川の祇園橋付近の整備について(船田)。
これらに対する執行部の答弁は、次の通りであった。

(1)農業試験場跡地は、立地条件に優れ、まとまりのある大規模な土地で、熊本市の新駅の設定計画もあるなど、熊本広域都市圏西南部地域の開発拠点の一つとなる条件を備えている。今後、利活用について、民間開発も視野に入れ、熊本市とも早急に検討したい(企画振興部長)。(2)①今後の経済活性化では、大河ドラマ「武蔵」はタイムリーで、霊巖洞、武蔵塚等に加え、鐔、木刀、書画などを観光資源で活用することは重要と考える。その際、熊本市だけではなく、県内各地に残る武蔵ゆかりの場所や作品などを全国にPRし、波及効果を県内全域で受け止める工夫は不可欠である。その取り組みとして、一〇月に県、熊本市、NHKの共催で、宮本武蔵からのメッセージと題したシンポジウムを開催し、一〇月一―十一月は、武蔵と心眼の技展を開催した。大河ドラマの放映に合わせ、平成一五年一月―三月の毎週日曜日のバスツアーを大型観光キャンペーンとしてPRしている(知事)。(2)激動する歴史の転換期に生き、ひたむきに自らの道を求め、剣や芸術の道を完成させた武蔵の生涯は、我々が学ぶべき生き方の一つではないか。提案の宮本武蔵を題材にした学習は、郷土の歴史や文化伝統、さらには人の生き方等を学ぶ上で大変意義深いものと考え(教育長)。(3)企業誘致では、八代市と連携し、県東京事務所等の県外事務所や八代市誘致企業からの情報に基づき、可能性の高い企業等を

訪問しているが、最近では、ヤマハ熊本プロダクツ株式会社の工場増設のほかは、新規の実現はない。今後、八代港、九州新幹線、南九州西回り自動車道などの整備で、利便性がより向上すると考えており、企業誘致に取り組みたい(商工観光労働部長)。

(4) 新幹線開業効果を最大限発揮させるため、県では、水俣・芦北地域を環境学習の拠点と位置づけ、指導者の育成や、新水俣駅に設置される、水俣市の環境学習情報交流センターの整備に支援している。新幹線を活かしたくまもと創り事業では、新水俣駅開業効果活用部会で開業効果の活用を検討している。その中では、平成一六年春を目標とした短期方策では、修学旅行向けの体験学習の充実やルート設定、観光キャンペーンの実施等を議論している。中長期方策では、新水俣駅からのアクセス向上、環境ビジネス創出、各種イベント誘致等を検討している(企画振興部長)。(5) ①天草地域の振興では、交通基盤等の整備に取り組み、地域高規格道路・松島道路の開通、天草空港の開港と天草エアラインの就航等で成果が出ている。県総合計画の地域計画では、農林水産業振興、観光振興と福祉振興を二柱に取り組み、加えて、地域への誇りと自信と愛着を持った取り組みが地域主体で進められている。また、市町村合併の協議が精力的に行われ、合併を契機とした新しいまちづくりが期待される(知事)。(2) 国の重要文化財の祇園橋は、貴重な歴史的遺産である。一方、周辺は本渡市中心市街地にあり、治水安全のための河川改修が必要である。このため、河川改修の基本計画について地元関係者へ説明し、整備に向けた基礎調査を実施

してきた。しかし、近年の厳しい社会情勢では、周辺商店街との一体的な整備は困難であると聞く。祇園橋の保存と河川周辺環境整備では、地元本渡市の取り組みが不可欠で、今後、本渡市と協議を進め、整備に向けて取り組みたい(土木部長)。

県民生活

(1) ①高卒者の就職率低下への取り組みを聞きたい。②現在の景気回復をどう考えているか(荒木章)。(2) くまもと子ども未来プラン策定後の一年半、どの取り組みに力を入れ、現在どのような成果が上がっているのか、今後どう展開するのか(中村)。(3) 自殺問題に対する認識と自殺防止策や自殺遺児、家族のケアの対策を講じるための連絡会議の充実について(鎌田)。(4) 熊本岩田屋後継店への県の後押しについて(船田)。これらに対する執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①平成一四年度は、七月末に県内の事業所や事業主体に、求人確保、採用枠拡大を要請した。八月には、熊本労働局長、熊本県高等学校進路指導研究会長とともに、経済四団体、五二六事業主団体に求人を要請した。一〇月末の過去最低三九・二％の厳しい就職内定状況を踏まえ、一一月末からは再度、経済四団体をはじめ、熊本県工業連合会、熊本経済同友会等に要請を行った。各高校長にも全校挙げた就職指導を徹底させ、平成一二年度から配置した就職支援の相談員も、平成一四年度は配置校を一八校から四一校に増やしている(教育長)。(2) 現在の雇用情勢は、予断を許さない状況で、改善には

景気回復が必要不可欠。そのため、セーフティーネット対策と併せて、長期的には雇用創出の施策が重要で、二月策定の熊本県雇用創出対策の事業を展開し、平成一五年度に向け雇用創出対策の充実強化に努めたい(商工観光労働部長)。(2)県では、くまもと子ども未来プランに基づき、延長保育と一時保育の特別保育事業、学童保育(ミニ学童舎)の児童健全育成事業等の数値目標を掲げて推進している。市町村の取り組みでは、平成一四年度が一二年度末に比べて、延長保育が六八市町村から七四市町村に、一時保育が一五市町村から三八市町村に、学童保育が五三市町村二〇四か所から六四市町村二八七か所に増加している。最も重要な市町村版エンゼルプランの策定では、地域振興局を中心に未策定の市町村の支援に努め、策定済み市町村が一二年度末一六市町村だったものが、一四年度末九〇市町村となる見込みである。地域による子育て支援体制の整備でも、子育て応援団事業が一三年度四地域から一四年度は県内一〇地域に広がり、つどいの広場事業も、一四年度四地域で新たに始まっている。児童虐待防止では、児童相談所の体制を充実強化し、一三年度立ち上げた県、地域振興局のネットワーク活動の充実を図り、県内一〇地域で市町村のネットワークをモデル的に構築する体制づくりを進めている。(3)国では、自殺者増加の対策として、平成一四年二月に自殺防止対策有識者懇談会を発足させた。県でも、精神保健福祉センター、保健所で年間約一万五、〇〇〇件の各種相談を実施し、熊本こころの電話でも約二万件の相談がある。このほか、熊本いのちの電話にも年

間一万件超の相談があると聞く。くまもと21ヘルスプラン推進プログラムの中で、ストレスへの対応、積極的な休養等の行動指針や相談体制等の支援の方策を示し、心の健康づくりを進めている。自殺防止では、うつ病対策として精神科医療機関に行きやすい雰囲気づくり、家族への心のケアなど課題も多く、自殺予防対策は、第一に発生予防、第二に危機への対処、第三に家族への援助や再発防止等がある。今後、これらの視点から、心の健康づくり連絡会議を活用し、相談窓口の充実、差別、偏見をなくす啓発活動、家族支援等に取り組みたい(健康福祉部長)。(4)県では、これまで新百貨店の設立に向け側面的に支援してきた。今後とも、利用に関する助言等の対応を図ってきたい(知事)。

交通

(1)①本渡港港湾計画の改定現状について聞きたい。②第二瀬戸大橋を高規格道路の調査区間にすれば、調査区間に格上げできるのではないか(船田)。

これらに対する土木部長の答弁は、次の通りであった。

(1)①平成一一年以降、本渡港港湾計画の見直しを進める中で、本渡市や地元有識者、関係団体等から意見や要望を基にまちづくりと一体となった賑わいや親しみのある空間を有する天草の海の玄関口というコンセプトを確認したが、利害関係者等の調整がまだ整っておらず、現時点では計画改定に至っていない。今後、さらに二年間程度の期間を要すると考えている。

健康・福祉

②第二瀬戸大橋を含む区間は、瀬戸大橋の渋滞解消や市町村合併後の天草市を支える重要な区間と考えており、整備に向けて、地域高規格道路の調査区間の指定を受ける必要がある。このため、瀬戸大橋付近での方向別交通量調査等の基礎調査を実施し、政府予算要望の中でも、調査区間の指定を要望してきた。

(1) ①(ア) 約一億円の過分請求が発生する要因について。(イ) 熊本県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」)審査後の市町村の点検でさらに過分請求が出る理由について。②(ア) 医療機関への請求事務の適正化について。(イ) 過分請求発覚後の医療費返還の指導について。③国保連へのレセプト審査基準の明確化の指導について。④市町村のレセプト点検体制の強化について(鎌田)。(2) ①介護保険料見直しでの県内各自治体の改定状況と事業運営の健全化について。②(ア) 県内事業所の現状について。(イ) 今後の施設整備などの対応について。③(ア) 介護保険料見直しが二割上がるのは、当初の住民ニーズ把握が間違っていたのではないか。(イ) その事業運営についても聞きたい。④公費方式に転換した上で、介護保険制度を本来の高齢者福祉制度へと変換すべきと思うが、介護保険事業の抜本的見直しについて(岩中)。(3) ①(ア) 特別養護老人ホーム入所申し込み状況について。(イ) 入所申し込み者アンケート調査の結果からみえる課題について。②透明性が高く公平な入所基準の策定について。③(ア) 老老介護問題と

その課題をどう認識しているのか。(イ) 今後どのような対応を考えていくのか。④高齢者施設等の客観的評価のための第三者評価制度の導入について(氷室)。(4) 特定疾患指定医療機関の利用改善について(岩中)。

これらに対する執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①(ア) 診療報酬体系の複雑さに加え、約二年に一回の大幅な診療報酬改正に伴う医療機関側の理解不足、算定方法の解釈誤り、請求に係る事務の誤り等が主なものである。(イ) 保険者の市町村の点検での請求誤りは、国保連がレセプト(診療報酬明細書)を毎月審査するのに対し、市町村が患者ごとに数か月分を縦覧点検すること起因する。②(ア) 国の社会保険事務局と合同で、新規指定の保険医療機関や新規登録の保険医等には、保険医療の取り扱い、診療報酬請求事務等を講習会で指導し、診療報酬が平均よりも高点数で選定した保険医療機関等には個別面談している。(イ) 国保連から各市町村、保険医療機関等に増減点通知書を送付しており、被保険者に当然返還されるはずで、県も減額査定された被保険者通知を市町村に指導しており、被保険者と保険医療機関等とで適切に返還されていると考える。③国保連の審査が診療報酬点数表等の基準で適正に行われるよう、県は指導している。保険医療機関等に送付される増減点通知書は、国保連にその様式や内容がよりわかりやすくするよう指導したい。④市町村のレセプト点検は、市町村の財政運営の健全化に寄与し、被保険者の保険料の軽減にもつながるものだ。県は、市町村への実地指導や研修会で確実な実

施を推進してきたが、平成一三年度からは、国保指導監査専門医の直接指導の実施など、体制強化と点検の質向上に努めている。(2)①市町村で第二期介護保険事業計画の策定作業を行っており、一〇月時点の調査結果では、次期保険料の見込み額は三、七三円で、現行保険料よりも二割程度の上昇見込み。市町村の事業運営の健全化では、介護サービスと保険料の水準やバランスが重要で、介護予防等の高齢保健福祉施策と一体となった高齢者の在宅生活を支えるための取り組みが不可欠と考えている。(2)②六五歳以上人口に占める介護保険施設のベッド数の割合は、平成一三年九月現在が四・三%と、全国平均三・一%を大きく上回るが、特別養護老人ホームの入所希望者は増加傾向にある。(イ)施設整備を着実に進める必要があるが、基本的には高齢者が在宅で日常生活が送れるよう、在宅重視の施策に取り組みたい。そのためには、適切に居宅サービスが利用されるよう、ケアマネジメント(居宅介護支援)機能の充実が肝要で、高齢者を支える体制づくり、ケアハウス、生活支援ハウス等の整備も必要である。(3)③(ア)介護サービスの量に比例して算定される仕組みの介護保険料であり、介護保険がスタートした平成一二年四月以前の措置制度と以後の介護保険制度では、介護保険制度のサービス量が非常に多くなり、その結果、見直しが二割上がるものである。少々保険料が高くても住民が充実した介護サービスを受けたいのであれば、それはそれで介護保険は立派に運営されていると思っている(健康福祉部長)。(イ)まず、介護保険発足時に見込んだサービスメニュー

と保険料のバランスでは、当初の見込みとの間に差異があった。とくに、介護報酬は、今回の見直しが始められている。次に、サービスの選択では、民間参入が思ったより少なく、競争原理がストレートに働きにくかった。次に、ショートステイの利用が少なかった。当初から、その見込みの中ではあり得ない形で進んでいくであろうことは予測できたが、現実には、老人の数の問題も含め増加することになった。(4)熊本県の場合、介護保険サービスの利用では、制度施行直後の三万六、〇〇〇人から、八月には五万三、〇〇〇人と増加しているように、それへの抵抗感が和らぎ、利用しやすい制度になった。社会保障予算の増大もあるが、それは、経済の活性化の中で考えるべきで、経済と社会保障は連動していることを忘れてはならない。制度施行から三年目を迎え、法成立時の理念が、法施行上でいくつかの問題を生じさせているが、そうしたことを十分に認識しながら、在宅支援を支援するための制度の充実が必要と考えている。今後とも保険制度を維持する中で、介護保険がよりよい制度に育っていくよう、努めたい(知事)。(3)①(ア)平成一三年一二月の特別養護老人ホーム申し込み者五、四八六人の、平成一四年一月～六月アンケート調査結果では、ぜひ入所したいが五四%、すぐには思わないが二二%だった。理由は、家庭介護困難六〇%、長期入所可能四八%だった。入所の順番は、申し込み順が八七%だった。(イ)この調査結果から、真に早期入所が必要な人が長く待たれるおそれがあり、必要度の高い人が優先的に入所できるシステムづくりが必要と考える。入

所理由では、家庭介護困難が多いことから、在宅と施設の居宅サービスをうまく組み入れたケアプラン（介護サービス計画書）の作成や、家庭での生活が困難な高齢者が、低料金で介護サービスが受けられるケアハウスなどの多様な住まいの確保が必要と考える。②国では、必要度による優先的入所の仕組みに改めるため、八月に関係省令の改正を行い、県でも、入所取扱指針の作成に向け、一月から検討を始めた。入所取扱指針では、要介護度や家族介護の状況、居宅サービスの利用状況などから必要度を決定するシステム構築を目指し、今年度内に指針を作成し、実施に移したい。③（ア）六〇歳以上の老老介護の割合は、全国五四・二％に対して、熊本県は六〇・七％と高い現状。その対応として、各種の介護保険サービスの加え、食事の配達や介護家族の支援等、介護保険外の生活支援サービスが実施されているが、五月の佐賀県の心中事件を聞いて、生活実態に合ったサービスや孤立を防ぐ手立ての重要性をあらためて認識した。（イ）要介護者の状態やニーズに即したケアマネジメントが行われるよう、研修の充実などケアマネジャーへの支援を行う必要がある。④平成一四年度介護サービス評価の検討委員会を八月に発足させ、第三者評価の実施方法や公表方法等を検討している。この評価制度では、県が選定した外部評価機関が事業者評価を行う予定にするが、当面は痴呆性高齢者グループホームからスタートし、来年度以降、他の事業所でも取り組んでいきたい。（４）特定疾患治療研究事業は、医療費の自己負担を公費で負担することで、患者の経済的負担の軽減を図り、

疾患の治療で病状の経過や治療の効果等を把握して、原因の究明や治療法の確立を図ることを目的としている。このような趣旨から、特定疾患は、同一の医療機関で治療が継続され、病状の経過や治療効果が把握できることが好ましい。医療機関の変更でも、所定の変更手続で通院または入院中の医療機関との連携が図られ、特定疾患患者、家族の支援等が有効に実施される（健康福祉部長）。

環境

（一）炭素税など、森林保全を目的とした新税について税制研究会で検討すべきと考えるが（鎌田）。②①水俣市の環境関連産業の企業誘致に関する県の取り組みの現状および今後の推進方策について。②水俣港のリサイクルポート（総合静脈物流拠点港）指定に向けた要望等を平成一三年度からしていると思うが、指定の状況はどうなっているのか。（三）①水俣湾埋立地内の高濃度の水銀を含む汚泥の安全性について。②将来にわたつての構造上の安全性はどうなのか（吉永）。④有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の制定を受け、県計画の策定など、どのように取り組むのか（中村）。⑤①市町村の焼却施設のダイオキシン類対策の進捗状況について。②焼却施設の解体について、県はどう考えているのか（吉永）。⑥新幹線建設でも環境対策に配慮が必要と認識するならば、水俣市長野地区や八代市中片町の問題解決にも対応してほしい（岩中）。

これらに対する執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 炭素税は、税制研究会でも検討したが、自動車や化石燃料は、自動車税や揮発油税、軽油引取税など、国税、地方税と重複し、環境省の中央環境審議会でも新税創設が検討されるなど、検討項目としては見送った。現在、国でCO₂の排出抑制を図る温暖化対策税が平成一四年度内にも取りまとめられると聞くので、その結果を見極めたい。同様の趣旨で森林環境税や水源税の意見があり、九州地方知事会でも共同研究することになっている(総務部長)。(2) ①環境関連産業は、県工業振興ビジョンの重点五分野の一つで、進出情報を得た企業に水俣市のエコタウン制度の活用による優位性や地元の協力等を紹介するなど、誘致に努力している。その結果、水俣市の努力と相まって、環境関連企業の立地は早いペースで進み、平成一三年四月の一社の操業開始以来、すでに五社が操業を開始し、現在一社が工場建設中である。環境関連産業は、リサイクル関連法の整備、企業や消費者の環境配慮への関心の高まりなどに伴い、新たな企業立地、雇用創出が期待できる分野であり、誘致に取り組みたい(商工観光労働部長)。(2) 国土交通省では、港を生かした静脈物流システムの構築を目指すとして、平成一四年五月に、全国四つの地域で五つの港をリサイクルポートとして一次指定した。水俣港では、背後の水俣産業団地でリサイクル施設が稼働しており、リサイクルポートとしてのポテンシャルは十分にある。今後は、リサイクルポートの指定要件が満たせるよう、水俣市、リサイクル企業および海運業者などと連携し、

地域指定に向けた要望を行っていききたい(土木部長)。(3) ①水俣湾等公害防止事業は、汚泥の封じ込めが最も安全との、第三者委員会の結論の下行った。水俣湾埋立地内の水銀のほとんどは硫化水銀等の無機水銀で、空気や日光から遮断されている限り、有害な有機水銀に変化することはない。(2) 平成二年の事業完了後も調査を継続し、平成六年度後期以降、国の暫定的規制値を超えなかったため平成九年七月に安全宣言を行った。その後も、安全性の確認と地元の不安解消のため、毎年同様の環境調査を行い、調査結果はいずれも水質の環境基準や魚介類の暫定的規制値を下回っている。(4) 国が有明海及び八代海の再生に関する基本方針を定め、県がこの方針に基づいて県計画を策定することになっている。県では、基本方針の策定に当たって、地元の意向が反映されるよう働き掛けていきたい。それとともに、基本方針が出され次第、県計画を取りまとめたい。県計画の策定では、平成一三年一二月に策定した有明海・八代海再生に向けた総合計画と調整しながら見直したい。(5) ①二八市町村や一部事務組合の一般廃棄物焼却施設のひとつは、ダイオキシン類排出基準に適合するが、うち一つは施設整備中、もう一つは用地選定中である。(2) 焼却施設の解体の市町村の財政負担では、解体工事の費用の一部に特別交付税措置が講じられている。県では、市町村の財政負担が大きいことから、国庫補助制度の創設または地方財政措置の拡充を、九州地方知事会等を通じて要望してきた(環境生活部長)。(6) 新幹線走行時の騒音、振動については、国の新幹線鉄道騒音に係る環境基準

と環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策についてにより、またその他の環境保全では環境基本法の定めにより、それぞれ必要な措置を事業主体である日本鉄道建設公団が講じることとされており、県としても環境配慮を要請している。また、沿線の地方公共団体が独自に騒音、振動等の緩和を目的とした公共事業を行うのは困難で、地域の利便性や活力向上、環境保全につながる公共施設の配置ができないか、地元自治体と協議している（土木部長）。

農林水産

（一）①県内食糧自給の現状とその取り組みについて。②有機農業など持続可能な農業の振興の県の方策について。③安全な農産物の確保に向けてどのような対策を立てているのか。④消費者の食、農に対する意識の変革のための啓発について。⑤担い手が減少する中で、耕作放棄防止の観点から、水田の有効活用の基本的な考え方について（岩中）。②①（ア）食の安全、安心対策に、どのように取り組むのか。（イ）農業問題の対策と生産段階における検査体制の充実について（坂田）。②（ア）環境保全型農産物の振興について。（イ）エコファーマー（環境にやさしい農業で認定を受けた農業者）の取り組みについて（吉永）。③国の抜本的な米の見直し議論を踏まえ、米づくりを基本とした農業振興にどう取り組むのか（坂田）。④①八代農業の再生のための担い手対策について。②農業基盤の排水対策について。③農業用施設の更新と再整備について（中

村）。⑤水俣地域の間伐材で作成した魚礁（ぎょしょう）の効果と水俣地域の漁業振興に向けた活用について（吉永）。

これらに対する執行部の答弁は、次の通りであった。

（一）①平成一二年度の熊本県の食糧自給率は、金額ベースで一六七％、重量ベースでも野菜の二五七％をはじめ、ほとんどが一〇〇％を超えている。県では、国の自給率向上目標等を踏まえて策定した県の農業計画に沿い、各種農産物の生産振興対策や担い手対策などの充実を図っている。②県では、環境保全型農業の推進を県農業計画の重点施策と位置づけ、エコファーマー制度などで、土づくりを基本に農業や化学肥料の使用量削減などを目指した、人と環境にやさしい農業に取り組んでいる。③消費者の視点に立つ農産物づくりが重要で、食の安全対策会議や食の安全対策懇話会での検討を踏まえ、効率化、高品質化の施策に加え、農産物の安全、安心に重点を置いた施策も進めたい。④消費者の意識変革を図るには生産者と消費者の相互理解が重要で、くまもと21農業振興運動の一つとして、地産地消を中心とした生産者と消費者との共生関係づくりを進めている。学校栄養士会等と連携し、食生活指針の普及、定着等に努めている。⑤認定農業者への農地集積と農作業の組織化が重要で、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定などを推進し、農作業受託や機械の共同利用を行う生産組織の育成にも努めている。効率的な利用が難しい水田では、その多面的な機能を維持するため、生きがいや触れ合い農業での活用も進めたい（農政部長）。②①（ア）食の安全対策懇話会や県民の意見を聞き

ながら、年度内の早い時期に、食の安全、安心対策の基本方針を策定したい。食の安全、安心対策では、ホームページの開設、広報番組での情報発信などに順次取り組んでいる。さらに、農薬の安全使用対策やBSE検査体制整備の補正予算を、定例会に提案している（**知事**）。（イ）無登録農薬問題の再発防止では、農業者と農薬販売者の啓発普及が必要で、とくに無登録農薬の使用禁止や農薬の使用基準等を周知徹底したい。農薬販売の指導体制では、農薬指導士の販売店設置と販売店立入検査の強化を図りたい。農薬残留の検査体制では、農業研究センターに分析機器を整備して、JA（農業協同組合）の自主検査を支援したい。（ア）環境保全型農産物の振興では、県農業計画の重点施策と位置付け、有機農業や減農薬、減化学肥料栽培などに取り組み、生産量が平成一一年度比べ約三倍に増加している。（イ）土づくりや減農薬、減化学肥料に取り組むエコファーマー認定数は、一〇月時点で三、七八七経営体と全国一である。通常よりもコスト高になる傾向もあり、農業改良資金や各種補助事業などの活用で支援したい。環境保全型農業の推進では、消費者の理解が必要で、地産地消運動と連携した広報活動等に取り組みたい。（三）県では、国の米政策改革大綱を踏まえ、需要に応じた米づくりが必要と考え、産地に応じた良食味米の生産に加え、多様なニーズにこたえた取り組み、立地条件などの特性を生かした産地づくり、農家が安心して意欲を持って営農に取り組める環境整備を進めたい。（四）①認定農業者には、経営構造対策事業等の活用でハウスリース等の導入を進め、個別

経営相談会や経営管理研修等を実施している。とくに、イグサからの作物転換に取り組む農家には、重点的な経営指導を行っている。新規就農者には、就農支援資金の融資や就農相談等に加え、支援のための地域ネットワークを整備したい。生産効率の高い水田の有効活用のため、担い手の育成に努めたい。②排水対策が遅れている地域では、適切な水分管理ができないなどの問題が生じており、球磨川や大轡川流域の農地約二八〇haを対象に、ポンプ場、排水路の整備に取り組んでいる。③土地改良区等は農業用施設の維持管理に苦勞しており、施設管理や更新整備の指導を行い、計画的な整備補修に助成している。機能低下が著しい施設の更新や再整備は、郡築はか一地区で取り組んでいる（**農政部長**）。（五）水俣地域では、環境保全の観点にも立って、平成一二年度から木材魚礁を設置し、これまでメバル、マダイ、アジなどの集魚効果があり、えさや海藻類の増殖効果が優れていることが調査でわかってきている。耐用年数が三年程度と短いことから国庫補助事業の対象にはなっていないが、国でもコンクリート魚礁等に間伐材を組み込んだ魚礁の実証試験を行うなど、補助事業化に向けた検討もしている。早期に補助事業の対象となるよう働き掛けたい（**林務水産部長**）。

教育

（一）教育基本法の改正案についての中央教育審議会の中間報告をどう評価するか（**坂田・岩中**）。（二）三〇人以下を目標に、現実的な少人数学級への取り組みの一步を進める段階に來

ているのではないか（平野）。（３）①教育長は、以前、義務教育課内にプロジェクトチームを設けて就学前教育に力を入れると言っていたが、その取り組みについて聞きたい。②総合的学習の時間の県内の実践と課題について（荒木章）。（４）丸刈り校則の見直しでの現場の取り組みの方向性や進捗状況について。（５）①教職員不祥事に関連した取り組みについて。②熊本県の教員採用にかかわる基準について（平野・船田）。③県民の期待にこたえ得る教員の養成について（船田）。（６）①日本育英会から移行する独立行政法人の新たな学生支援機関のスタートまでのスケジュールと県の今後の対応について。②幅広い視野から、新たな奨学金制度のあり方も考慮に入れた組織の検討が必要で、今後の対応について。（７）①前期選抜と後期選抜の二次募集による制度の抜本的な見直しの意義と必要性について。②県立高校だけではなく、私立高校も含め、幅広い視野に立っての改革を望みたいが（氷室）。（８）私学支援の中の一つ、私立高校における授業料減免制度の拡充について、どう取り組むのか（坂田）。（９）天草工業高校グラウンド用地購入について（船田）。

これらに対する執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）平成二二年二月、森喜朗総理大臣の諮問機関、教育改革国民会議から見直しの提言を受けて、一三年一月、遠山敦子文部科学大臣が中央教育審議会に諮問し、一四年一月に中間報告が提出された。その中で指摘された、社会性を育み、自分自身を律すること、他人を思いやること、伝統文化や社会

規範を尊重し、郷土や国を愛する心を育てることなどは、教育基本法の見直しの中で、主要な課題になると思う。（２）国では、教育改革の一環として、第七次公立義務教育諸学校の定数改善計画により、教科等の特性に応じて少人数指導を行うなどの取り組みを支援するための教職員定数の増を図っている。県では、その方針に沿い、少人数指導、チームティーチングの導入を図っており、現在、小中学校合わせて四六八人の加配措置を行っている。（３）①健全な青少年育成では、幼児期に規範意識や耐える力等の基礎を培う必要があるとの思いで、平成一三年度から幼児教育班を設置した。一四年度は、重点取り組みの一つに掲げ、各種研修会などに取り組んでいる。就学前教育振興対策協議会で熊本県就学前教育振興プランを策定中で、一五年から充実を図りたい。②一四年度は新学習指導要領本格実施の年度で、総合的な学習の時間が多くの学校で取り組まれ、成果の報告があっている。課題では、そのねらいの達成のための各教科等の確かな学力の定着が必要不可欠と再認識され、教科等の指導方法の改善、工夫が求められている。（４）丸刈りの校則は、地域の実情等を踏まえ、十分な論議を行いながら、見直しを含め検討してほしい。見直しの取り組み状況は、現在、丸刈り校則を定める一〇四中学校で、生徒会や学年、学級での話し合い、職員会、保護者の協議、検討委員会の開催、生徒や保護者の意識調査などが行われている。（５）①熊本県教職員不祥事防止対策検討委員会を設置し、これまで四回の会議の中で、教職員研修、職場でのコミュニケーション、管理職のリー

グループ等、問題点や課題を把握して、具体的な対策を検討している。この会議にも有識者の意見を聞く場も設け、職場の雰囲気づくりや人間関係の構築の重要性、継続した研修の必要性などが提言されている。②職員採用では、教育的情熱と豊かな感性を持ち、柔軟な思考のできる人材の確保が必要である。職員選考では、筆記試験のみでなく、実技試験、面接試験、模擬授業、スピーチ等の評価を重視して人物を見極めるよう努めている。臨時採用教員経験者の場合、指導力や専門性を集団討論やスピーチ、模擬授業等で発揮し、平成一四年度の採用候補者名簿二二三三人の中で経験者は一七七人と、結果的に採用者に占める割合は高くなっている。③県民の期待にこたえ得る教員の養成では、採用と採用後の研修が重要である。また、大学の教員養成教育でも、倫理観、使命感、人間のあり方、生き方にも目を向けた教育が行われるよう要望したい。採用後の研修では、企業等での体験研修は、教員に幅広い視野と社会性が身に付けられる有意義な研修で、今後も充実させたい。(6)①日本育英会の高校生の奨学金貸与事業は、平成一六年度からの段階的な県移管が予定されているが、具体的な方法やスケジュール等は、現在国で検討中である。県では、日本育英会の事業とは別に、昭和四七年度以来、独自の育英資金貸与事業を実施しており、とくに高校生には、新たに創設された国庫補助事業で、貸付け枠の拡大など制度を充実させた。②他県で実施されている多方面の奨学事業等の必要性や組織運営のあり方等について、情報収集など調査研究に努めたい。(7)①昭和四三年

に五教科学力検査得点と調査書概評によるAB方式に改めて以来、推薦入試や二次募集、一般人試の願書受け付け後の出願変更の導入など、制度改善に努めてきた。しかし、今年度からは、中学校の新学習指導要領の施行で絶対評価が導入され、自ら学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力等を一層重視する必要性が生じた。そのため、入試制度の改善を行うこととした。②県立高校入試制度の改善は、私立高校に与える影響が大きく、私立学校等にも十分配慮しながら取り組みたい(教育長)。(8)私立学校が生徒の家庭の経済的事情により授業料を減免した場合の県の助成制度は、県立高校授業料相当額の生徒一人当たり月額九、二〇〇円を限度として、学校に補助している。授業料減免を受けた生徒数は、平成二二年度六五八人、一三年度七四三人、一四年一一月末現在で七六二人である。このうち、年度途中に減免を受けた生徒数は、平成一三年度一七人、一四年一一月末現在で一〇人である(総務部長)。(9)天草工業高校のグラウンドでは、平成一三年二月に七、〇〇〇人の署名を添えて新たなグラウンド確保の要望書が提出され、本渡市からも、旧中学校グラウンド跡地の譲渡の申し出もある。ただし、申し出の土地の購入には多額の費用を要し、児童生徒の減少の動向も十分見極める必要がある。今後とも引き続き検討したい(教育長)。

警察

(1)犯罪被害者支援センターの設立に向けた警察の取り組み状況について聞きたい(坂田)。

これらに対する警察本部長の答弁は、次の通りであった。

〔一〕事件や事故の被害者は、直接的被害のみならず、事件後の精神的被害、風評被害、経済的被害等、二次的、三次的な被害に苦しめられている。このため、犯罪被害者支援センターの設立に向けて、県警察本部のイニシアチブで、平成一四年九月に熊本犯罪被害者支援センター設立発起人会が発足した。事業内容は、相談対応、法律相談やカウンセリング、法廷への付き添い、自助グループの育成等の被害者支援に取り組むものである。設立は、被害者を社会全体で支えることで、県民一人一人が安全で安心して暮らせるための協働社会づくりの一環でもあり、これまで以上に被害者への支援活動が実現できるものと期待している。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

(1) 議案第1号 平成14年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

【説明】 補正予算の詳細については、冒頭の知事説明に譲る。
【審議】 補正予算案は、一二月五日に上程、同日、各常任委員会に付託され、一九日の本会議において各常任委員長から次のように報告された。

荒木義行厚生常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。

委員から、知的障害者福祉費の国への返納の理由と市町村への支援費制度の周知について質疑があり、執行部から、グループホーム等の利用者数が見込みより減少したため、支援費制度推進連絡会議で周知しているとの答弁があった。委員から、新規の国民健康保険広域化等支援基金についての質疑があり、執行部から、主に保険料の負担増緩和のための貸し付けによる市町村合併支援策との答弁があった。委員から、八代市敷川内の廃棄物不法投棄箇所の用地取得の見通しについて質疑があり、執行部から、八代市の説明を理解してもらい、年内に交渉がまとまるよう支援したいとの答弁があった。委員から、高森町河原地区の不法投棄の内容、対応についての質疑があり、執行部から、平成一一年頃から、大分県の産業廃棄物処理業者が関係者所有地に下水汚泥や食品残渣等を投棄している、年度内全量撤去の措置命令を出したとの答弁があった。委員から、今の体制では対応できないのではないか、体制の強化が必要との質疑があり、執行部から、廃棄物対策課に一九人、各保健所に担当者一人、嘱託の監視指導員一人を配置し、民間警備会社委託の二人一組のパトロールなどで強化し、航空機監視や廃棄物一一〇番設置をしている、さらに市町村との連携や情報受け入れのシステムづくり等に努めたい、産業廃棄物公共関与の件と併せて体制整備を検討したいとの答弁があった。委員から、県境や山林の土地取引の情報が廃棄物対策課に入るようにすべきとの意見があった。委員から、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律について、海岸の廃船処理への国の助成、

支援を検討してほしいとの要望があった。審議の結果、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

船田直大経済常任委員長は、審査の経過とその結果を報告

藤本発電所・荒瀬ダムの水利権更新の対応方針の報告に対し、委員から、撤去費四七億円に環境対策費等一三億円は含まれるのか、堆砂一〇八万 m^3 すべてを除去するのか、ほかのダムの環境対策についての質疑があり、執行部から、環境対策費は含まれない、堆砂等除去はダム管理等の範囲内を予定、ほかは従来どおりとの答弁があった。委員から、ダムゲート巻き上げ機の取り替えの必要があるのか、国補助によるダム撤去前倒しで水利権更新七年なら事業継続も七年ではないかとの質疑があり、執行部から、巻き上げ機は、安全上から交換する、七年間継続の義務はないとの答弁があった。委員から、ダム撤去の廃コンクリートは、企業局でプラント等を組んで再生してはどうかとの質疑があり、執行部から、技術等の問題があり、専門業者に依頼したいとの答弁があった。委員から、荒瀬ダム撤去は、企業局だけでは難しいのではないか、知事部局や坂本村も含めた取り組みが必要ではないかとの質疑があり、執行部から、関係部局連携と地元協議で進める体制を整備したいとの答弁があった。雇用対策の報告に対し、委員から、就職支援アドバイザー配置で就職先を開拓している高校と緊急雇用対策会議の連携状況や今後の取り組みについての質疑があり、執行部から、教育委員会、労働局と連携し、ハローワークの地域雇用対策推進員や熊本学生相談室の県費嘱託カウンセラーの配置、事業主団体

への採用枠拡大の要請をしたとの答弁があった。委員から、正規社員に拘らずに高卒者の雇用率アップを図るのも一つではないかとの質疑があり、執行部から、国でも短期間試行の若年者トライアル雇用に力を入れており、連携したいとの答弁があった。委員から、地域中小企業支援センターの利用状況と相談内容について、貸し渋り、貸し剥がしホットラインの対応状況についての質疑があり、執行部から、センターの利用状況は平成一二年度四一七件、一三年度七七三件で、相談は創業一四五件、経営革新二〇件程度、ホットラインは一月に金融庁、九州財務局が設置し、利用は三件ほどと聞くとこの答弁があった。委員から、制度の周知徹底の要望があった。大型店舗の閉鎖、撤退等の報告に対し、委員から、銀行の実態や県民生活等の視点を県民に明らかにする責任もあるとの意見があった。委員から、グリーンピア南阿蘇を観光拠点として存続させることも検討してほしいとの要望があった。審議の結果、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

坂田孝志農林水産常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、農業問題の關係でその後の営農状況はどうか、自主検査費用負担の考え方についての質疑があり、執行部より、農家から融資希望は無く、破綻まではないと受け止めている、農家が負担している自主分析経費について来年度以降検討したい、農政部でも、今後農業研究センターで検査を数百点実施予定との答弁があった。委員から、ナフサク問題で打撃を受けたメロン農家の作付技術の支援について質疑があり、執行部よ

り、ナフサク以外にも使えない農薬があり、新たな作型や品目の転換を検討しているとの答弁があった。委員から、牛肉の価格はBSE発生以前と比べてどうかとの質疑があり、執行部より、子牛、枝肉は高くまで回復し、消費も回復しているとの答弁があった。委員から、林業公社の検討状況はどうか、関係市町村は公社問題をどう認識しているのかの質疑、県産材の流通拡大など、公社の改善の取り組みが必要との要望があり、執行部より、公社の自助努力、市町村等の理解、森林整備施策の検討、国への要望の四つの提言の取りまとめが進んでいる、関係市町村は森林整備地域活動支援交付制度から公社問題を認識しているとの答弁があった。委員から、農業振興地域からの道路周辺部等の除外はわかるが、適当かと思われる部分まで指定しないといけないのか、国は全体面積を減らさない考えかとの質疑があり、執行部より、県では、農用地確保のため、利用し得る土地を農業振興地域として振興する、国は、全体面積を減らさない考え方はあると思うが、こちらを外したらこちらを取り込むことはないとの答弁があった。委員から、中山間地域まで農業振興地域を被せる必要があるのか、国と協議すべきではないかとの質疑があり、執行部より、一義的には市町村の判断だが、地域の実情や地域農業の将来を見定めつつ、適正な業務執行に努めたいとの答弁があった。委員から、米政策改革大綱をどう理解して取り組むのか、米の自由化が前提なのかとの質疑があり、執行部より、水田農業は本県農業の根幹をなすと認識する、大綱で輸入自由化に向かっているとは思えないが、規制

緩和の方向へ進むのではないか、特色を生かした水田農業の確立に向けて対策したいとの答弁があった。委員から、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の施行に要する経費、初年度約二〇億円の内訳についての質疑があり、執行部より、関係四県分で、水産振興一〇億円、生活排水処理関係七億円、国土交通省の環境整備船関係三億円との答弁があった。委員から、トマトの病害虫の対策についての質疑があり、執行部より、トマトハウス周辺や空き地の雑草除去等が大事で、雑草除去に取り組み始めたとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

大西一史建設常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。

委員から、工事請負契約変更の理由の賃金、物価変動の背景について質疑があり、執行部から、契約期間中に三％超の物価変動の場合は契約額変更できることになっており、平成一一年度（一二年年度の物価変動が三％以上のため、変更したと答弁があった。委員から、ゼロ県債設定に現在の景気状況の配慮はあるのかとの質疑があり、執行部から、道路路面の緊急性、現在の景気にも配慮し、工事を前倒し発注したいとの答弁があった。委員から、次年度以降は、ゼロ県債設定の増額を検討してほしいとの要望があった。執行部から、工事入札参加者の格付情報の公表について説明があり、委員から、格付の技術事項等評価点の計算方法も公開すべきとの意見があり、執行部から、次回から格付基準を公表し、総合点数、等級区分、順位を建設業者

に通知する、技術事項等評価点の内容と算出基準を公表すると
の答弁があった。委員から、民事再生法の適用を受けた会社が
なぜ公共工事を受注できるのかとの質疑があり、執行部から
申し立てが裁判所に提出される段階では指名を見合わせてい
る、裁判所が再建可能と判断した段階で入れるとの答弁があっ
た。委員から適用を受けた企業の格付ランクについて質疑があ
り、執行部から、経営審査面から完成工事高は相当落ち、自己
資本も落ちる、資格を持つ従業員も減少するので、次回は一般
的に落ちると思われるとの答弁があった。委員から、適用を受
けた企業と下請等関係にある業者は不利益を受けると考えられ
従来どおりの指名には疑問を感じる、指名方法で規定をつくる
べきではないかとの意見、適用の企業の取り扱いでは不公平感
のないよう発注してほしいとの要望があった。委員から、県発
注工事では、下請にも県内企業が受注できるよう努力してほし
い、国道道路や新空港線等の連結道路、並行する県道の整備が
遅れており、早急に関係道路の整備を進めてほしい、荒瀬ダム
の撤去による県管理道路への影響と保全経費の算定では、企業
局等と連携し対応してほしいとの要望が出された。審議の結果
付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定
した。

早川英明文教治安常任委員長は、審査の経過とその結果を報
告。委員から、高校生のマナーを含む、無灯火自転車等の指導に
ついての質疑があり、執行部から、悪質、危険なものは検挙だ
が、ほとんどは指導警告、重大事故につながる危険性が大きく、

指導、取り締まりを強化したい、高校生のマナーは各学校の交
通安全担当者と管理職の研修会を年度当初開催し、各学校では
整備点検を行っているなどの答弁があった。委員から、自動車
のヘッドライトの強さや色を業者等に指導すべきではないか、
ナンバープレートを隠す行為を指導すべきではないかとの質疑
があり、執行部から、自動車のヘッドライトは、道路運送車両
法の保安基準等と関係し、現場の指導、取り締まりを強化した
い、赤外線吸収ナンバープレートカバーを禁止する熊本県道路
交通規則が五月一日から施行され検査したが、ほとんど飾り等
で検挙に至っていないとの答弁があった。委員から、不祥事防
止対策検討委員会のメンバーや検討内容についての質疑があり、
執行部から、メンバーは県立学校と義務教育の代表、女性校長、
教育センター、教育委員会事務局で、学校と地域と県教委がと
るべき方策を検討しているとの答弁があった。委員から、校長
等管理職の責任も重く、日常職員とどう接しているのかとの質
疑があり、執行部から、検討委員会でも、管理職のリーダー
シップが重要との意見がある、とくに学校長は注意力、指導力
を培う必要があり、指導を徹底したい、教員には、研修時に教
育公務員のあり方などを指導したいとの答弁があった。委員か
ら、検討委員会が出た意見についての質疑があり、執行部から、
管理者の指導力が大切、学校内にかばい合う雰囲気がある、日
頃から小事の徹底した指導が必要等の意見が出ており、集約し
ているとの答弁があった。委員から、先生の自覚とモラルの問
題で、高等学校では県が直接指導管理できるが、小中学校では

市町村教育委員会に責任を持たせた方がいいとの質疑があり、執行部から、市町村教育委員会の役割、責任も助言、指導したいとの答弁があった。委員から、以前は問題を起こした先生の転勤が考えられたがどう考えるか、転勤では継続的に指導できないとの質疑があり、執行部から、ケース・バイ・ケースで、すぐ異動ではなく、異動がいい場合とそうではない場合もある、異動の場合は引き継ぎで対処するとの答弁があった。委員から、基礎学力の低下をどう認識するか、読書不足が低下にもつながっていると思うがとの質疑があり、執行部から、学習指導要領を定着させたい、中心は基礎、基本の定着で、指導方法の工夫、改善、客観的な到達度評価を図る問題の作成を各種研修会で指導し、教師の意識改革を繰り返し言っている、読書活動は、全校一斉の朝読書を小学校七五％、中学校六三％が実施との答弁があった。委員から、体育協会と総合型地域スポーツクラブとの住み分けが必要ではないかの質疑があり、執行部からは、総合型地域スポーツクラブの立ち上げ段階で、地域体育協会も協議に入っている、幅広い地域づくりでも一緒に取り組んでほしいとの答弁があった。委員から、体育協会の役割と総合型地域スポーツクラブの目指す役割を明確にしてほしい、生涯教育を教育委員会の組織で一ランク上に位置づけて取り組んでほしいとの質疑があり、執行部から、関係課との連携は十分で、地域から意見を得ながら形にしたいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

馬場成志総務常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。委員から、公有財産処分目的の変更は、玉名市が利用計画を変更したためというが、変更理由は何かとの質疑があり、執行部から、当初社会福祉施設で了承していたが、玉名市の財政事情と食中毒事故対策上での学校給食センター老朽化事情から了承したとの答弁があった。委員から、公有財産の処分は自衛隊への菊陽町の土地売却で、利用目的は何かとの質疑があり、執行部から、ヘリポート整備の用地と聞いているとの答弁があった。委員から、ゼロ県債二十数億円の債務負担行為の設定について、民間の経済状況で大幅な設定を期待していた、財政健全化と景気加速を同時に図る手法のゼロ県債が例年より少しは増えているが、全庁的、政策的な設定にはなっていない、どのように検討、議論したのか、用地買収は緊急性が薄く、ゼロ県債では対応できないというが、今後も債務負担は設定できないのかとの質疑があり、執行部から、県の予算は、県全体の経済刺激の側面があり、今度のゼロ県債の発行もその観点で平成一五年度予算を前倒しして、二六億円の債務負担の設定を行った、用地の取得は、将来の見通しも含めて計画的に努めていきたいとの答弁があった。委員から、県の用地のストック状況から対応できる単県事業は二六億円しかないというが、県議会と行政とが把握する住民ニーズに整合がないのではないかと、財政健全化でも、今できることと将来やるべきことを仕分けて住民ニーズを受け止め、県行政と住民が乖離しないようにする必要があるのでないかと質疑があり、執行部から、各種事業

は、県民ニーズと県全体の発展等を踏まえて計画を策定し、推進している、それぞれの事業について、その計画に県民ニーズをどう織り込み、厳しい予算の中でどう実施するか検討していきたいとの答弁があった。委員から、私立学校への助成金について質疑があり、執行部から、私学経常費は、高校五四億円、中学校三億円、幼稚園二一億円を計上しているとの答弁があった。委員から、私学の授業料等滞納者の状況について、滞納者への対応についての質疑があり、執行部から、昨今の景気低迷等の影響で滞納が多くなっている、平成一四年一月現在で、三か月以上滞納の生徒数は六四四人である、滞納者には、授業料の減免と奨学金制度の利用について、教師から説明し相談に乗るよう、各学校に依頼しているとの答弁があった。委員から、私立学校の中退者数と滞納との関連についての質疑があり、執行部から、中退者は平成一三年度で七五九人で、中途退学の理由は、進路変更三五％、学業に適応できない生徒三一％である、経済的理由は七二人で、年々増加しているとの答弁があった。委員から、川辺川ダムを考える住民討論集会について、国が収用裁決後に着工を決めた時、県は論議が不十分と表明する可能性があるが、その場合ダムの完成が遅れ、その期間に洪水が発生した場合、県の責任は問われないのかとの質疑があり、執行部から、今まさに国土交通省の主張と反対派の主張についての論議が闘わされており、県は、それぞれの論点が出尽くすようコーディネートする立場であり、両者の主張に至るまでの科学的な根拠について整理し、収用裁決の時期を睨みながら、

責任ある行政主体として判断したいとの答弁があった。委員から、五木村、相良村の振興計画は、川辺川ダムの如何にかかわらず進めるのかとの質疑があり、執行部から、そのような趣旨で一〇年間の計画を策定したとの答弁があった。委員から、国と一緒に進めてきた県は、住民団体の代替案が提案され、住民討論集会が始まった途端、意見を出さなくなった、国が収用裁決で着工の決断をした時、県はその結論を支持するのかとの質疑があり、執行部から、県や国が何も語らず進めることは誤解を招きかねず、住民討論集会を始めた、流域の声を重く受け止めることが必要で、次のステップとして、流域市町村議会議員、流域市町村長、県議会との意見交換というプロセスを踏んで、裁決時期に向け、必要な整理を重ねたいとの答弁があった。委員から、国は住民討論集会で意見を述べており、県はなぜ考え方を言えないのか、ある時期に結論を言うだけなのか、そこに至る考え方を説明すべきではないのかとの質疑があり、執行部から、県は毅然^{きぜん}と考えを示す時期にある、国は、討論集会の意義を認めており、県を無責任だとは思っていないと思うとの答弁があった。委員から、新幹線くまもと創り協議会は、どのような内容か、手当はあるのか、先進地視察も行うのかとの質疑があり、執行部から、全体会議が二回、専門部会が四回、駅ごとの地域部会がそれぞれ一、二回ずつ開かれている、これまで分野ごとの活用が全県的に議論されたが、今後は地域部会で実効性のある活用方策案を検討するとされている、委員の報酬は、県規定に基づき支払っている、先進地視察は、事務局が青

森県、長野県に行っている、地域部会は、委員が駅周辺等を視察しているとの答弁があった。委員から、協議会の出席率は七割、八割だが、一〇〇%の出席で協議し、議会にも内容を報告するなどを検討してほしいとの要望があった。委員から、放置されたままの近見町の県有地は、いつ、何の目的で取得したのか、今後どう考えているかとの質疑があり、執行部から、平成四年に熊本臨港線の代替地として買収し、土地開発公社が保有しているが、五年後めどこの公社廃止の中で検討したいとの答弁があった。委員から、監査委員事務局は経理事務のみではない、今後どういう体制でいくのか、監査委員は独立機関だが、政策評価とリンクさせないと機能が發揮されないのではないかと質疑があり、執行部から、成果重視型県政の実現では、事業評価、政策評価の重要度が高まっており、今後も監査のあり方について、組織、人員等も含めて検討したいとの答弁があった。委員から、郡境を越えた市町村合併は馴染みがなく、町村任せでは進まない、地域振興局が調整してはどうか、合併の期限まで残り少なくなっており、これまでの取り組みを総括し、問題点を整理して、強力に進めてほしいとの要望があった。審議の結果、原案の通り可決することに決定した。

2 決算認定議案

- (1) 議案第24号 平成13年度熊本県病院事業会計決算の認定

について（九月定例会継続審査案件）（第28号 平成13年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について（同上））

【説明・審議】 本会議での決算特別委員長報告は、一九九一年に次の通り行われた。小早川宗一郎決算特別委員長は、病院事業および公営企業四事業会計決算は、全員賛成をもって認定することに決定したこと、また、今期定例会において審査を付託された議案第16号から第34号までの平成13年度一般会計および特別会計歳入歳出決算の認定は、引き続き慎重な審査を要することから、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件として決定したことを報告した。

【議決】 審議の結果、異議無く、決算特別委員長の報告の通り認定または決定した。

3 条例等議案

提出された条例案等議案は、一二月五日に提案された議案第2号から第15号と、一九九一年に追加提案された第41号議案であった。各常任委員長の報告後、採決され、各常任委員長の報告の通り可決された。

- (1) 議案第5号 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例の制定について

【説明】 国民健康保険事業の運営の広域化もしくは国民健康保険の財政の安定化に資する貸付金の貸付けまたは国民健康保険事業の運営の広域化に資する交付金の交付に必要な費用に充

てるため、熊本県国民健康保険広域化等支援基金を設置する必要がある。

- (2) 議案第6号 熊本県クリーニング所において講ずべき措置に関する条例の制定について

【説明】クリーニング所において講ずべき措置を定める必要がある。

- (3) 議案第9号 公有財産の処分について

【説明】菊池郡菊陽町馬場楠および上益城郡益城町大字小谷に所在する県有地を自衛隊西部方面航空隊高遊原分屯地用地として処分する必要がある。面積 二万七四一・七三㎡、処分予定価格 二億六、五五〇万円。

- (4) 議案第10号 工事請負契約の締結について

【説明】工事名 国道324号道路改築(楠甫1号橋PC上部工) 工事、工事内容 橋梁上部工、契約金額 九億四、二九〇万円、契約方法 指名競争入札。

- (5) 議案第13号 工事請負契約の締結について

【説明】工事名 八代北部流域下水道終末処理場(沈砂池ポンプ棟施設) 工事、工事内容 沈砂池ポンプ棟施設工事一式、契約金額 五億四、〇七五万円、契約方法 指名競争入札。

- (6) 議案第14号 工事請負契約の締結について

【説明】工事名 柏川火山砂防工事、工事内容 砂防ダム工一式、契約金額 八億一、三七五万円、契約方法 指名競争入札。

4 議員提出議案

第19節 平成15年2月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一五年二月二〇日

閉会 平成一五年三月二三日（会期二二日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

2月20日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明、議案等に対する質疑、委員会付託
24日	常任委員会	
25日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決
28日	本会議	代表質問
3月3日	本会議	代表質問
4日	本会議	一般質問
5日	本会議	一般質問
6日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
7日	特別委員会	
10日	常任委員会	
11日	常任委員会	
13日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本県議会は、平成一五（二〇〇三）年二月二〇日午前一時、五二人の議員が出席して荒木詔之議長の宣言で開会。内容は、平成一五年度一般会計予算等の諸議案の審議、議決であった。主な論点は、収用委員会で裁決が迫る中で、川辺川ダム問題が盛んに取り上げられ、このほか、財政健全化問題、経済・

雇用問題、廃棄物処理問題、有明海・八代海再生問題、市町村合併問題、教育問題等だった。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成14年度熊本県一般会計補正予算(第5号)	可決
2	平成14年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成14年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)	〃
4	平成14年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	〃
5	平成14年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算(第1号)	〃
6	平成14年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)	〃
7	平成14年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
8	平成14年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	〃
9	平成14年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃
10	平成14年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
11	平成14年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
12	平成14年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	〃

13	平成14年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決
14	平成14年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)	〃
15	平成14年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)	〃
16	平成14年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)	〃
17	平成14年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)	〃
18	平成14年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	〃
19	平成14年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)	〃
20	公有財産の処分について	〃
21	公有財産の取得について	〃
22	工事請負契約の変更について	〃
23	工事請負契約の締結について	〃
24	工事請負契約の締結について	〃
25	工事請負契約の締結について	〃
26	工事請負契約の締結について	〃
27	工事請負契約の変更について	〃
28	工事請負契約の変更について	承認
29	専決処分の報告及び承認について	〃
30	専決処分の報告及び承認について	〃
31	専決処分の報告及び承認について	〃
32	平成15年度熊本県一般会計予算	可決

52	平成15年度熊本県工業用水道事業会計予算	可決
51	平成15年度熊本県電気事業会計予算	〃
50	平成15年度熊本県病院事業会計予算	〃
49	平成15年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県償還等特別会計予算	〃
48	平成15年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
47	平成15年度熊本県流域下水道事業特別会計予算	〃
46	平成15年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
45	平成15年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
44	平成15年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃
43	平成15年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算	〃
42	平成15年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計予算	〃
41	平成15年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃
40	平成15年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
39	平成15年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
38	平成15年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	〃
37	平成15年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
36	平成15年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算	〃
35	平成15年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
34	平成15年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
33	平成15年度熊本県農業改良資金特別会計予算	可決
53	平成15年度熊本県有料駐車場事業会計予算	可決
54	熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
55	熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	〃
56	熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の制定について	〃
57	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
58	熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	〃
59	県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
60	熊本県情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	〃
61	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
62	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
63	熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
64	熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
65	熊本県婦人相談所条例の一部を改正する条例の制定について	〃
66	熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
67	熊本県肢体不自由児施設条例等の一部を改正する条例の制定について	〃

82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68
熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構造物の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県農業公園条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県環境基本条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	可決

19	18	17	16	(決算認定議案)		95	94	93	91	90	89	88	87	86	85	84	83
平成13年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について(12月定例会継続審査事件)			熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県開発区域の面積の特例を定める条例の制定について	熊本県砂防指定地管理条例の制定について	熊本県英資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	包括外部監査契約の締結について	町の境界変更について	出納長の選任について	監査委員の選任について
〃	〃	〃	認定			〃	同意	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	可決

34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
平成13年度熊本県入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成13年度熊本県のチソン株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	認定

(議員提出議案)

1	2	3	4	5	6	7	8
WTO農業交渉モダリティ確立に関する意見書	障害者施策の充実を求める意見書	対イラク、対北朝鮮問題の平和的解決と日本の主体的行動を求める意見書	米国のイラク攻撃に反対し平和的解決を求める意見書	パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を求める意見書	被用者保険三割自己負担の実施凍結を求める意見書	川辺川ダム建設に関する意見書	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
可決	〃	〃	否決	〃	可決	〃	〃

3 知事の提案理由説明

(1) 潮谷県政の三年

潮谷知事は、三年近くを振り返り、変革と再構築という時代認識の下、県民からの負託、未来社会からの預かりものとの信念に基づき、県民一人一人の命、存在が大切にされ、さまざまな芽吹きが育まれ、創造が行われることを目標に県政を進めてきたと述べた。先行き不透明な景気や雇用、改革の過程で生じるさまざまな痛み、児童虐待や家庭内暴力、介護にかかわる悲惨な事件、食の安全を揺るがす事件等の顕在化にあっても、二一世紀の県勢発展の礎を築くという強い決意の下、財政健全化をはじめとした県行財政の改革を進めていくとの決意を表し、今後とも、地方分権推進の中、すべての人の生活しやすい社会

の創造というユニバーサルデザインを考え方を基本に、一人一人が自分の能力、可能性に挑戦でき、熊本に住みたい、住み続けたいと感じられる地域づくりを目指し、県民とのパートナーシップの下、県政を運営していきたいと語った。

(2) 県政の動き

県政の動きでは、四つの構造改革特区構想を挙げた。食の安全、安心の確保では、一〇月の庁内の対策会議、十一月の食の安全対策懇話会の設置を挙げ、基本的な考え方、施策の体系と推進の方向を取りまとめた。世界貿易機関農業交渉では、交渉の推移を見守りながら、引き続き国に必要な提案を行っていくとした。藤本発電所・荒瀬ダムでは、事業継続に伴うダム管理対策や環境対策を実施し、ダム撤去に向けた環境影響調査や環境に配慮した撤去工法を検討するとした。市町村合併では、協議会への支援、新たなまちづくりへの支援策の充実に努めるとし、枠組みが固まらない地域には、情報提供や周知啓発等を行うとした。九州新幹線鹿児島ルート建設では、一日も早い完成に向けて取り組むとした。国の合同庁舎の熊本駅周辺への移転は、熊本市と十分な連携を図り、県都の玄関口にふさわしいまちづくりに努めるとした。川辺川ダム事業では、二月六日には、六回目の住民討論集会を、環境をテーマに開催し、一月から二月には、球磨川流域の市町村議会議員との意見交換会を延べ三回開催したとした。

(3) 平成一五年度当初予算案等について

平成一五年度の地方財政は、財源不足額の圧縮と借入金の抑

制による対策で、地方財政計画の歳入歳出規模は一・五%の減。県財政では、平成一五年度の県税収入が一、二八五億円で、平成一四年度当初予算に比べ一・九億円の減少が見込まれるなど、依然として厳しい。平成一五年度予算の編成では、財政健全化計画に基づき、事務事業の見直しや再構築等を徹底したが、県税や地方交付税の減少が大きく、一九一億円の財源不足の見込みで、財政調整の四基金の一三五億円取り崩し、財政健全化債五〇億円の発行などで収支均衡を図り、喫緊の重要課題や県総合計画の21世紀への挑戦プロジェクトの推進に弾みをつける施策への重点的、効果的な配分に努めた。これらの結果、一般会計の予算額は七、六五二億円で、平成一四年度当初予算と比較すると三・四%の減。その主な財源は、県税一、二八五億円、地方交付税二、四四一億円、国庫支出金一、三八九億円、諸収入四四四億円、県債一、二二二億円。そして、歳出予算の内容について、重点化の事項から説明した。「雇用創出」では、新たな雇用機会の創出、雇用のミスマッチの解消、県民を守るセーフティネットの充実の対策で、今後三年間で約三万人以上を見込むとした。「公共事業」では、国の平成一四年度補正予算の事業追加と、平成一五年度当初予算での一・五%増の県予算で対応し、債務負担行為での事業展開を図るとした。「有明海、八代海再生」では、平成一三年一二月策定の熊本県有明海・八代海再生に向けた総合計画を、国の基本方針に沿って見直すとした。「県総合計画の21世紀への挑戦プロジェクトの推進に弾みをつける施策」では、「ゆとり創造ファミリープラン」「新

幹線を活かしたくまもとづくり」「ありのままのくまもとと再発見」「交通渋滞ボトルネック解消」「みどりの財産づくり」を具体的に説明した。その他、「新世紀を拓く産業が息づくくまもと」「新世紀を支える基盤が充実するくまもと」「新世紀に生きる『ひと』が輝くくまもと」「次の世代に継承する豊かな環境をはぐくむくまもと」「新世紀とともに築く『協働社会』くまもと」に沿った説明があった。このほか、平成一四年度補正予算案の説明があり、主な内容は、国の補正予算に対応した公共事業、社会福祉施設整備、交通安全施設整備の追加等で、緊急地域雇用創出特別基金への一四億円の追加造成のために必要な経費等、国の当初予算に係る補助事業の内示増減や事業確定に伴う経費で、これらにより、一般会計の補正額は二九億円の増額補正で、平成一四年度一般会計予算額は七、九九八億円との説明を行った。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

二月二八日に自由民主党の村上寅美、県民クラブの田上泰寛、三月三日に公明党の竹口博己の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

村上議員は、次の内容で質問を行った。

(一) ① (ア) どのような考え方で平成一五年度予算編成に臨み、どのような予算を編成したのか。(イ) その際のリーダー

シップについて。②第三次行政改革として、平成一五年度からのフラット化について。③ (ア) 市町村合併で平成一七年三月時点での市町村の姿をどう考えるか。(イ) 平成一五年度はどのような認識で取り組むのか。④ (ア) 土地開発公社の廃止で課題の多い土地をどう処理するのか。(イ) 国や県の公共用地の先行取得事業をどう推進するのか。(二) ①農業の担い手対策として、協業化、生産事業協同組合と共同事業等を推進すべきではないか。② (ア) 有明海、八代海再生に向けた県計画策定の考え方と組織体制について。(イ) 中小漁業融資保証法の改正でノリ養殖の機械化に漁民が追われることもある、佐賀県や長崎県では生産組合が協業化している、県の水産行政はどう推進するのか。(三) ①少人数学級のブランドデザインについて。② (ア) 九州で県立看護大学がないのは熊本、佐賀、鹿児島のみ、県立大学看護学部設置について。(イ) 看護職員の短期的な研修機能も併せて検討してほしいが。③完全学校週五日制、新しい教育課程が実施されるこの機会に、すべての高校で体験的な学習を取り入れてほしいが。④私学助成の充実について、ぜひ抜本的な私学対策と振興を図るよう求めたいが。(四) ①産業廃棄物処理に係る公共関与の現状について聞きたい。②発表段階とも聞いている。産業廃棄物に関する新税について聞きたい。(五) 川辺川ダム事業への基本的考え方について、早い機会に結論をお願いしたいが。(六) 平成一五年度はどのような雇用創出対策をとるのか。とくに中小企業への金融対策について。(七) ①熊本駅周辺や万日山、農業試験場

跡地など県有地の利活用は民間の知恵と力を活用した方がよいのではないかと。②(ア) 高速道路について、国はどのようなスキームを描こうとしているのか。それへの県の取り組み姿勢について。(イ) 熊本西環状道路の整備にどう取り組むのか。(8) 有明フェリーの民間運航への移行について、航送船組合の設立者の熊本県と長崎県で検討を始める必要性について。

これらの質問に対して、県執行部は次のように答弁した。

(1) ①(ア) 平成一五年度当初予算編成では、財政健全化計画に基づき、財源の重点的、効果的な配分に努めた。雇用対策は、県民生活と雇用の安定を図り、県経済の発展を目指す施策に重点を置き、農林水産業の振興、商工業の振興、福祉、環境、警察分野等の各分野にも配慮した。(イ) 編成作業の開始では、重点化の取り組み方針、ユニバーサルデザインやパートナーシップからの施策や事業の見直し、再構築などを指示した。編成過程では、従来の発想からくまもとモデルの提案に発想の転換を図るよう言い続けた。②組織のフラット化は、平成一五年度、知事部局で一部導入し、教育委員会でも同様に取り組んでいる。とくに健康福祉部でモデル的に導入したい。他部局でも、環境生活部は食の安全、消費分野、商工観光労働部は新産業創出分野、土木部は道路行政分野で一部導入したい。③(ア) 仮に一八地域の合併の場合は、市町村九四が三四になり、熊本市を除き、合併前の市町村平均人口一万二、八七五人、平均面積七七km²が三万六、二八三人、二二六km²になる。人口一人未満町村も五八から七になる。(イ) 平成一五年度は、新市

町村建設計画策定への支援が最重要課題で、基本方針、行財政運営の方向性を住民に示す取り組みとなる。策定への補助制度の創設、計画策定の手引書の策定や県の支援事業の周知などを支援する。このほか、福祉、都市計画等の専門職員の育成なども支援したい。また、一〇億円の市町村合併特別交付金は、上限撤廃や交付時期の前倒しなど、総合的な財政支援制度とした(知事)。(4) (ア) 熊本県土地開発公社が先行取得した土地は、新幹線関連用地、本妙寺山緑地、万日山、熊本新港線代替用地および戸島町プラント跡地で、平成一四年三月末時点での総面積は一九万九、〇六三m²。新幹線関連用地は平成一四年度から、本妙寺山緑地は平成一五年度から県が取得し、万日山は利活用を検討した上で対応する。熊本新港線代替地および戸島町プラント跡地は、民間等への早期売却を進めたい。(イ) 公社廃止後の先行取得は、県が取り組み、国依頼分は国と協議したい(土木部長)。(2) ①共同の生産組織は現在四二〇組織だが、農業者の考え方の違いやオペレーター不足などが課題。そのため、営農できる地域では機械の共同利用を、担い手の少ない地域では広域的な農作業受託を、水田平坦地域では意欲的な担い手の受託等を基本に推進する。経営の熟度が高い生産組織は、法人化を進め、生産から販売までの協業化を図る(農政部長)。(2) (ア) 有明海、八代海再生に向けた計画は、平成一三年一〇月設置の庁内関係二七課の有明海・八代海政策調整会議で引き続き推進し、今後推進役となる組織体制の強化を図る(環境生活部長)。(イ) 中小漁業融資保証法の改正は経営安定

で期待するが、漁業協同組合（以下「漁協」）が貸付審査、債権管理を的確に行い、組合員への経営指導等の充実が重要。漁協への指導に努め、県漁業信用基金協会等関係機関との連携を図りたい。とくに、赤潮等の被害では、信用保証制度の活用など、適切な金融措置を講じる。取り組みが遅れているノリ養殖での協業化は、平成一五年度は、あり方、適正規模等を検討し、マニュアルを策定する（**林務水産部長**）。（3）①少人数学級では、三〇人学級の一律導入やモデル的導入、三五人学級の一律導入を検討し、自民党提案の三五人学級完全実施も議論した。その結果、三五人学級導入が最善と判断した。（2）（ア）県立大学の看護学部設置では、平成一〇年設置の九州看護福祉大学、平成一五年四月開学の熊本保健科学大学、平成一六年四月新設予定の熊本大学医学部の状況と、需給状況を踏まえて、判断する必要がある。（イ）看護職員の再教育では、平成一四年八月に現職看護職員約三、〇〇〇人対象のアンケートを行い、九割が大学や大学院での長期間の学習研究、研修センターでの短期の知識、技術の習得を希望することがわかった。病院経営者の意向調査でも再教育は不可欠で、平成一五年度前半をめどに、熊本県立大学あり方検討委員会での意見を聞きながら、看護職員の再教育や時代が求める看護職員、生涯教育の基本構想を策定したい（**知事**）。（3）体験的な学習の実施状況では、インターンシップは六一校中四四校、ボランティア活動は全学校が取り組んでいるが、学校や地域、学科等で、内容や実施期間等に違いがある。平成一五年度からの新教育課程では、総合的な学習の

時間をはじめ、すべての教育活動で求められており、平成一五年度から新たに高校生インターンシップ総合推進事業、特色ある教育推進事業に取り組む（**教育長**）。（4）平成一五年度当初予算では、経常費補助金の増額、就学困難な生徒への支援、就労支援など、充実を図った。私立高校での経済的な理由の中退者では、平成九年度四一人が平成一三年度は七二人に増加し、今後増加も懸念しており、原因を精査して、授業料減免制度の見直しなど検討したい（**総務部長**）。（4）①現在策定中の公共関係基本計画案では、県、市町村、排出事業者等の財団法人を事業主体に、今後一五年間で最大一四〇万㎡を見込み、管理型最終処分場の整備を進めるとしている。他県の事例からも最大の課題は用地の選定で、必要性や用地確保への理解を得て、早期着手を図りたい。（2）産業廃棄物にかかわる新税では、法定外目的税の創設が必要と判断し、三月中に課税システムの手順等を新税構想として取りまとめる。内容の検討では、公平、中立、簡素の基本原則を踏まえ、現段階では、排出事業者等が最終処分場に持ち込んだ際に、最終処分業者が税を徴収し、県に納める方法が適当と考えている。今後は、専門家等による検討会議を設置して、専門的な観点から検討し、排出事業者や処理業者をはじめ、広く意見を聞き進めたい。周辺の県とも調整を図りながら、平成一五年度中には、導入時期も含め、導入案を固めたい。（5）川辺川ダム事業の基本的な考え方は、尊い流域住民の命と財産を守るための基盤整備と認識する。ただし、平成一三年一二月発表のダムによらない代替案が選択肢足り得るか

について、県民に見える形で検証する必要がある、その年の一二月から住民討論集会に取り組み、治水で五回、環境で一回開催している。現在までの状況では、双方の主張はほぼ出揃ったが、論議はまだ足りず、環境も討論項目が残っている。今後、科学的根拠による確証が得られるか否か明らかにして、責任ある判断をしたい。(6)平成一五年度の雇用創出対策は、新たな雇用の創出、ミスマッチの解消、セーフティネットの充実を三つの柱とした。とくに、新産業創出や若年者・中高年対策、中小企業のセーフティネットは、技術開発支援の拡充や新規高卒者等採用の奨励金制度の新設、中高年齢失業者再就職の促進、基金事業で短期雇用を常用雇用した事業主への助成制度の新設などの施策を充実させる。中小企業への金融支援では、金融円滑化特別資金の運転資金の融資限度額を一企業当たり一、五〇〇万円から三、〇〇〇万円に引き上げ、重複貸付を制度化し、新規融資枠も一二〇億円から一六一億円へ拡大する。国や政府系金融機関では、二月上旬に新たな借り替え保証制度等を創設しており、新制度の周知を図る(知事)。(7)①都市整備では、行政と民間が互いの企画力やノウハウ、資金などを結集させることが重要で、熊本駅周辺整備で民間の投資意欲の高まりを期待する。農業試験場跡地の利活用は、民間のニーズも見込まれ、民間の企画提案に取り組みたい(企画振興部長)。(2)(ア)政府は、道路関係四公団民営化推進委員会の意見を尊重する方針の下、平成一五年度からの新直轄方式の導入に加え、平成一七年度からの新会社社の設立と新直轄方式による整備

を考えている。新直轄方式は、新会社社による整備の補完措置として、国と地方の負担で高速道路を建設する制度。国では、高速自動車国道法の改正案を今国会に提出し、適宜地方の意見を聞きながら、平成一六年通常国会に関係法案の提出を目指している。県では、高速道路の整備は国の責任と捉えており、関係各県や沿線地域等と連携し、高速道路の整備促進を国等へ働きかけたい。(イ)熊本西環状道路の整備は、交通渋滞の緩和と外環状機能の形成で最も重要で、平成一四年九月策定の道路整備に関する中長期計画の中でも、重点戦略の一つに位置づけた。これまで測量、調査、設計等を、平成一四年三月から花園地区や池上地区の用地買収を進め、一二月には花園地区の一部工事に着手した。今後、池上から下硯川しもすずみがわの約九kmの区間の地元協議や用地取得を進め、トンネルや橋梁などの主要な工事の早期着工など、早期完成を目指したい(土木部長)。(8)有明フェリー航送船組合は、平成一五年度以降大量の退職者が見込まれ、将来的には保有船の更新が必要で、長期的な経営見通しが厳しい。設置者の熊本県と長崎県では、組合の経営健全化計画の進捗状況の検証や経営状況を把握しながら、今後の事業運営等について実務レベルで検討を進めたい(知事)。

田上議員は、次の内容で質問を行った。

(1)①自治体の自己決定権を否定し、地方分権の理念とも真つ向から対立する、基礎的自治体のあり方に関する西尾私案について、知事の所見を聞きたい。②合併に向け、行政と住民

の思惑の違いの顕在化などの課題山積の中、どのような考え方で取り組むのか。③市町村合併では、地方交付税の見通しを立て、真に必要な事業に合併特例債を充てるべきではないか。④市町村合併をまちづくりの起爆剤と考えるならば、行政の情報提供が求められると思うが、どのような対応を考えているのか。(2)①(ア)住民参加型ミニ市場公募地方債(以下「ミニ公募債」)を発行する意味は何か。(イ)今後どのような事業に拡大していくのか。②ミニ公募債のスキームについて。③ミニ市場公募債を継続的に発行する考えはあるのか。(3)公務員制度改革大綱は、透明で民主的な公務員制度改革とはほど遠い。公務員制度改革についての知事の所見を聞きたい。(4)①三〇人学級や三五人学級といった少人数学級に対する知事理念や思いを聞きたい。また、今回の県教育委員会の方針についての考えを聞きたい。②(ア)三五人学級の将来展望と教職員確保とその影響について。(イ)フレッシュキッズモデル事業の評価について。(5)①県内のホームレスの数を把握しているか。②就労や福祉施策との連携について、熊本市との連携をどうするつもりか。③県としての自主的、独自の施策も考えられるか。(6)県として、今後の周産期医療の推進についてどう取り組むのか。とくに周産期医療を担っている熊本市市民病院の位置付けをどう捉えるのか。(7)①(ア)こども総合療育センターの運営の基本理念と役割について。(イ)その考えに沿った建物の整備の具体的計画内容について聞きたい。②肥後学園の療育をどう評価し、こども総合療育センターのこれか

らの療育にどう生かし、医療と福祉の連携を図っていくのか。③こども総合療育センターに係る福祉コミュニティ特区についての見解、とくに調理部門の民間委託についての見解を聞きたい。

これらの質問に対して、県執行部は次のように答弁した。

(1)①西尾私案は、平成一四年六月閣議決定の骨太の方針第二弾に基づき、第二七次地方制度調査会における議論のたたき台として策定されたもので、今後さまざまな観点から幅広く議論されると認識する(知事)。②合併の検討での意見の相違や議論は避けて通れない。その中でお互いの理解を深め、最善の選択に向けて努力することが肝要で、そうした取り組みを支援したい。③地方交付税の見直しや地方税等の確保は大きな問題で、合併特例債などの活用でも市町村の主体的な計画が必要。新市町村建設計画の策定の中で助言したい。④市町村や合併協議会では、住民説明会や広報誌などで、必要性や課題等について、情報提供を行っている。現在の新市町村建設計画の策定でも、住民勉強会や住民アンケート調査など、住民参加の取り組みも数多く実施されている。県でも、市町村や合併協議会に働き掛けたい。(2)①(ア)県内初のミニ公募債のくまもと新幹線ゆめ県債は、九州新幹線新八代ー西鹿児島間の平成一四年度末の完成、博多ー新八代間の平成二五年までの完成を見据え、県の資金調達方法の多様化の観点から起債の一部として発行する。(イ)制度的には、建設事業であればとくに対象は問わないが、どういう目的にどう使われたのかの観点で、九州新幹線

建設事業は対象事業として最も相応しいと考える。②発行のスキームは、発行規模が三〇億円、発行時期が平成一六年七月ないし八月ごろ、償還が五年満期一括の年二回の利払い、最低購入単位が五万円、購入限度額一〇〇万円を考えている。購入対象者は県内在住者または在勤者に限定し、販売は身近な金融機関を検討している。利率は、類似の国債等を参考に決定したい。③今回の販売状況などを検証して継続するかを検討したい。県債購入者には、県のホームページ等で情報提供し、使途などを説明したい(総務部長)。(3)平成一三年一二月閣議決定の公務員制度改革大綱では、地方自治体が準拠すべき事柄も多く、とくに能力等級制度の導入や新給与制度の確立は地方自治体に大きくかわり、新たな人事評価制度の導入、公募制の活用、女性職員の登用拡大等、県独自で試みているものもある。問題があるとの見解や、平成一四年一月のILO(国際労働機関)からの勧告など、調整すべき事柄が数多く、今週に入って、福田康夫官房長官や石原伸晃行政改革担当大臣から労使協議の場の設定を検討する旨の発言もある。真に国民本位の行政の実現を基本理念とする公務員制度改革大綱が国民の理解を得られることを願っている(知事)。(4)①(県教育委員会の方針については、村上議員への代表質問答弁(3)①で述べたことを最初に挙げ、続けて少人数学級の理念や思いについて次のように述べた)。就学前教育と義務教育の連関性は大変重要で、教師と子ども、子ども同士の良い関係は学ぶ意欲や安心感や安定感を育成する。三五人クラス編制の効果は教師にもかかわ

ることで、一年生の三五人学級での子どもたちの変化の検証が教師にも求められる。財政は厳しいが、三五人学級が熊本県の教育レベルを高めることは、将来を担う子どもたちにとって欠いてはならない視点ではないか(知事)。(ア)①(少人数学級の導入では、村上議員への代表質問答弁(3)①を踏まえた知事答弁を引き合いに出した後、少人数学級の将来的な展望について次のように答弁した)。まず小学校一年生での三五人学級導入の効果と二年生のくまもとはばたきモデル事業の効果の検証が大切で、当面小学校一年生で実施したい。導入に伴う教員の増員分は、臨時採用教員の雇用で対応し、導入により教育水準の低下はない。(イ)平成一四年度まで実施のフレッシキッズモデル事業は非常勤の任用で制約もあったが、きめ細かな指導、スムーズな学校環境への適応、学習面や日常生活面での支援など、学校や保護者から評価があり、平成一五年度からのくまもとはばたきモデル事業として展開させたい(教育長)。(エ)①平成一四年八月施行のホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、一月から二月にかけて実態調査が全国で行われ、県でも目視による概数調査を実施した。調査の結果、ホームレスは、主に河川敷、都市公園等を生活の場所に、その数は熊本市の一〇三人を含め、県全体で一二四人だった。②熊本市では国土交通省、公共職業安定所、県、県警等が連携してホームレス問題連絡協議会を設置し、県および各市町村では健康や生活面の相談の対応、公営住宅の入居斡旋、生活保護法での自立支援や医療面での援助等を実施してきた。③国では、今後自

立支援の基本方針を策定するとしており、県では、現在一部の市町村が取り組んでいる個人面接による実態調査をほかでも実施し、ニーズを把握し、自立に向けた支援を検討したい。(6)母子の周産期(妊娠二二週～生後七日)の医療体制の整備は、熊本県周産期医療協議会を平成一一年に組織し、周産期医療体制の整備のあり方等について協議してきた。県では、その中で熊本市民病院を中核的な施設として位置付け、その充実を図ってきた。平成一三年策定のくまもと子ども未来プランでは、平成一六年度までに高度専門的な周産期医療を提供する総合周産期母子医療センターを整備するとの方針を掲げ、熊本市民病院を指定する方向で、新生児の緊急搬送用ドクターカー、母体・胎児集中治療管理室の分娩監視装置等への助成に取り組んでいる。(7)①(ア)平成一三年度策定の再編整備基本計画の中で、こども総合療育センター運営の基本理念と役割について、総合療育機能の確立、障害の早期発見、早期療育、地域療育の推進の三つの基本理念を明らかにした。(イ)建物整備の計画内容では、肢体不自由児の入所施設に加え、新たに肢体不自由児、知的障害児の通園施設を整備し、地域支援のノウハウ、技術の取得、蓄積を行うとしている。老朽化や入所児の環境面で最も急がれる入所棟は、家庭に近い環境で生活するユニットケアの考え方で設計して、退所後の家族生活や地域生活につながりやすい環境を目指した。施設全体の床面積は、現在の一・三倍の七、七〇〇㎡程度を見込んでおり、平成一六年度中に一部供用開始全工事の完了は平成一七年度中途を予定している。②肥後学園

の療育との連携では、日常生活訓練が中心の肥後学園の療育は保護者や療育施設、保育所等の高い評価があり、こども総合療育センターでは、県北に限らず県内全域にその療育方法を普及させたい。③福祉コミュニケーション特区と調理部門の民間委託では、医療機関、障害者施設、保育所で民間委託が認められており、しっかりと管理体制であれば、給食サービスの低下につながらないと認識する。こども総合療育センターでは、家庭に近い入所環境の整備としており、子どもたちから見えるところで調理員が盛りつけ、配膳するなど、療育スタッフとしての調理員の専門性が発揮できるよう、仕組みや調理手法の見直しの検討を進めている(健康福祉部長)。

竹口議員は、次の内容で質問を行った。

(1)①(ア)平成一五年度予算案をどのような予算か、キャッチフレーズで示してほしい。(イ)新規事業予算の目玉は何か。②県政での執行部と議会の協働のあり方について。③議員からの要望や要求について文書化し、請求を受けて市民に公開する、熊本市方式についてどう考えるか。(2)①全国的に注目を集める川辺川ダム問題について、どのような方針で進めるのか。②(ア)有明海、八代海再生への取り組みについて、どのような目標で生活排水処理施設の整備を進めていくのか。(イ)生活排水処理施設の整備が遅れている中山間地域や過疎地域などの対策をどうするのか。③(ア)下江津湖を再生させるため浚渫する考えがあるのか。(イ)上江津湖も含め、江津湖のウ

オーターレタスの除去の今後の方針について。(ウ) 江津湖畔の遊歩道で未整備の斉藤橋から画図橋の右岸側について整備する考えはあるか。整備不可能だったら理由は何なのか。

(なお、(ア)～(ウ)の質問への答弁内容に、「何か質問する意欲をそがれるような答弁で——土木部長ね」と不満だったようで、土木部長の質問の後に長いコメントを続けて、「この江津湖を生かすも殺すも土木部長の強いリーダーシップ次第だ」「私たち大人は子どもたちにどんな地球が残せるのでしょうか。身近な私たちの第一歩が地球を救うということを感じながら」次の質問に移った。)(3) ①現在第二期高齢者かがやきプランの策定中だが、高齢者が安心して暮らせる社会のための知事の基本的姿勢とその具体的な取り組みについて。②(ア)公営住宅における高齢化の現状をどう認識するか。(イ)それを踏まえて、どのような方向性でくまもと長寿社会住宅計画を策定し、どう取り組むのか。(ウ)長生きしてよかったと感じる老後を暮らすための交流の場づくりとして、分散型集会所の団地に大きい集会所を一所に造るように改める考えはないか。(エ)在宅でサービスや住環境を改善できる支援策について。(オ)高齢者向けの民間の住宅施策への取り組みについて。③現在小中高校生は無料の県立文化施設を高齢者にも無料で開放する考えはないか。(4) ①熊本市圏の渋滞解消に向けた知事の基本姿勢について。②(ア)渋滞解消への考えと具体的な取り組みについて聞きたい。(イ)たびたび議論のある渋滞の激しい交差点の立体化についての見通しについて。③(ア)渋

滞緩和のため、どのような交通管理システムを整備してきたか。(イ)どのようなシステムを新たに整備する計画か。

これらの質問に対して、県執行部は次のように答弁した。

(1) ①(ア)(村上議員への代表質問答弁(1)①(ア)の内容と同じ答弁をした後) 編成では、内容検討から知事査定まで、政策評価や組織編成を含めると、ほぼ一年間の検討、議論を行った。このような予算案を取ってキャッチフレーズで表現すると、「豊かな未来への礎を築く予算」とした。(イ)新規予算の目玉は、心の障害や妊娠葛藤を抱えた女性等への相談体制の充実、地域共生ケアモデルの県営住宅建て替え、新規高校卒業予定者等への雇用創出支援、消費者視点の食の安全、安心の確保、県民参加の新たな土木事業の仕組みづくりなど。②知事と県議会議員は、直接住民の選挙で選ばれ、それぞれ執行機関と議決機関として県政推進の役割を分担している。その中で住民への責任を負うもので、そうした両者の切磋琢磨も含めた協働がハートモニートなって県政発展につながると認識する。③熊本市の文書化は、それまでの事情を踏まえて判断されたものだが、議員の厳しい指摘は、双方の立場を踏まえた意思決定でのプロセスを重視すべきとの趣旨と受け止めた。これには同感で、現実には不足した対応があったならば、執行部としても是正する努力を重ねたい。(2) ①(冒頭、村上議員への代表質問答弁(5)の内容を述べ、その終盤のテーマの環境について) 今後、八代海や希少生物への影響等の項目も議論する予定とした。それと併行して開催した球磨川流域二〇市町村議会の議員

との意見交換会、今後予定する球磨郡の町村議会議員との意見交換会で、幅広い意見を把握したい。また、収用委員会で裁決が出される時期を見据えながら、討論集会で科学的論議を尽くすことが望ましく、その上で、県としての責任ある判断をした

い。②(ア)有明海、八代海の再生では生活排水対策が重要で、熊本北部流域、球磨川上流域および八代北部流域の流域下水道事業や農山漁村等の集落排水事業を進めている。合併処理浄化槽では、市町村が事業実施主体の特定地域生活排水処理事業への交付金制度の創設等を図り、市町村の要望等も踏まえ、国の平成一四年度補正予算への対応や一五年度当初予算での重点化等を進めたい。また、熊本県生活排水処理施設整備計画の策定を市町村と連携して進めており、一三年度末の六一・二％は全国平均より約一二ポイントの差のある整備率をまずは全国平均に近づけるよう努めていく。(イ)とくに、中山間地域や過疎地域等では、合併処理浄化槽の設置を柱に、特定地域生活排水処理事業を市町村と連携して促進したい(知事)。

③(ア)昭和四八年度～六一年度に下江津湖の浚渫を実施し、下水道整備などから著しい水質の変化は認められず、多量の土砂が一度に堆積する出水も発生していない。地形や水深の変動等を伴う浚渫は、動植物の生息生育環境への影響も指摘されており、慎重な対応が必要である。(イ)外来種のウオーターレタスやオオカナダモ等の異常繁殖で、湖面の利用に支障が生じており、熊本市と連携して清掃等に取り組んできた。平成一四年一二月には市民による一斉除去も実施され、平成一五年度からは緊急地

域雇用創出特別基金事業を活用した水辺環境美化推進事業を拡充して、新たに取り組む予定である。また市民ボランティア、湖面利用者の協力を得て除去に努める。(ウ)斉藤橋から画図橋間の右岸側の区間には、国指定の絶滅危惧種のヒラモが生息するなど良好な水辺環境が残されていること、地形的に遊歩道の設置は困難なこと等から、自然環境の保全に努めている(土木部長)。

(3)①高齢者が生き生きと輝く社会づくりを目指し、今後五年間の第二期高齢者かがやきプランの策定をユニバーサルデザイン視点に立つて進めている。計画では、高齢者を一律に弱者と捉えず、健康状態に応じた施策の体系化を図っている。介護を要する人は介護保険をベースに、在宅介護支援センターの機能を高めるよう支援し、介護支援専門員の資質向上を図りたい。利用者がサービスを的確に選択できる体制整備にも努めたい。虚弱な高齢者は、介護予防に取り組み、地域リハビリテーションの推進を図り、豊かな温泉資源を活用した健康づくりにも取り組みたい。元気な高齢者は、平成二三年に開催が内定した全国健康福祉祭りを一つの目標に、今後とも社会参画がさらに進むように努めたい。高齢者を地域ぐるみで支える体制づくりも重要で、老人クラブ連合会が行う友愛訪問活動事業への支援、村民総ヘルパー推進事業等の地域の介護力を高める対策を推進したい(知事)。

②(ア)県営住宅では高齢世帯が約二五％を占めており、公営住宅が低所得の高齢者の生活を支えていることは重要。(イ)くまもと長寿社会住宅計画の策定では、高齢者等が地域の中で生き生きと自立できる住環境の整

備を目指し、だれもが利用しやすい住宅の普及や福祉施策との連携の強化等を掲げている。今後、既存ストックの有効活用、市町村や県民等の協働で具体的に作り組んでいく。(ウ) 小規模な集会所を分散させた県営住宅では今日の入居者ニーズに対応しておらず、改修や建て替え等の機会に、適正規模の集会所をユニバーサルデザインの見地で整備したい。(エ) くまもと長寿社会住宅計画に基づき、建て替え中の県営住宅では、エレベーターや手すり、幅広の開口部等を設置している。既存の団地でも階段の手すり設置を進め、平成一四年度からはエレベーター設置や屋内の段差解消等に新たに作り組んでいる。(オ) 高齢者向け優良賃貸住宅制度は、民間活力を活用して高齢者向け住宅を促進する制度で、市町村へも働き掛けて推進したい。民間住宅では、住宅供給公社で策定中のユニバーサルデザイン住宅企画指針を活用し、その普及促進を図っている(土木部長)。(3) 無料の県立美術館の巡回展や美術鑑賞講座は、高齢者に好評のため、当面これらを充実させたい(教育長)。(4) ① 熊本都市圏での円滑な道路交通の確保は、県民生活や産業活動の中で喫緊の課題で、平成一四年度に引き続き、平成一五年度当初予算でも重点施策に位置付けている。熊本都市圏交通円滑化総合対策部会では、今後一〇年間の行政、交通事業者の役割分担に基づく具体的な行動計画を策定中である(知事)。(2) (ア) 熊本都市圏の渋滞解消では、外環状道路や補完する道路の整備のハード施策と、公共交通機関への転換等のソフト施策を組み合わせる必要がある。ハード施策では、国が国道3号植

木バイパス、北バイパスの工事を進め、国道57号東バイパスの新南部一近見間では、平面六車線化約一〇km区間の五年以内完成を目標に、平成一四年度補正予算で約五km部分の工事に着手する。県でも、外環状道路西側部分の熊本西環状道路の整備を進め、外環状道路に連絡させる放射道路の国道266号等の整備を進めている。ソフト施策では、自動車から公共交通機関へ乗り替えるためのパーク・アンド・ライドシステムの導入に向けた調査を、平成一五年度に熊本北バイパスと熊本電鉄の交差点等で行う予定である。(イ) 国施行の東バイパスの部分立体化では、保田窪交差点・神水交差点間での平面六車線化工事期間中に検討し、その他区間も引き続き検討すると聞いている。県では、国道3号と東バイパスが接続する近見交差点の立体化工事の平成一五年度内完成を目指し、現在施行中である(土木部長)。(3) (ア) 大量交通の効率的かつ安全なコントロールでは、信号機の一元的管理で信号制御する交通管理システムの整備が重要で、昭和四八年度に熊本都市圏で導入した。以後、熊本市内への流入交通量から渋滞発生を予測して信号制御する交通需要予測制御システム、交通渋滞情報をドライバーに提供する道路交通情報提供システムなどの高度化を図ってきた。(イ) 新たな交通管理システムの整備は、自家用車からバスへの利用転換を促進するため、バス優先の信号制御を平成一四年度に主要地方道熊本高森線でを行い、平成一五年三月末にはバスの運行時間短縮と定時性確保のための公共車両優先システムの運用を開始する(警察本部長)。

【一般質問】

三月四日に前川收（自由民主党）、鬼海洋一（県民クラブ）、松田三郎（自由民主党）、五日に篠崎鐵男（自由民主党）、土屋歳明（無所属）、草村照（自由民主党）、六日に小杉直（自由民主党）、大西一史（無所属）、古閑三博（自由民主党）の各議員がそれぞれ質問を行った。

潮谷県政

（一）これまでの総括も含めて、今後の県政運営について聞きたい（古閑）。（二）①国会に提案されている有事法制関連三法についてどう考えるか。②併せて議論されている国民保護法制について（小杉）（三）国の構造改革の取り組みをどう考えるのか（篠崎）。（四）①（ア）ダムによらない代替案について（イ）住民討論集会の開催について。（ウ）賛否双方からの陳情について。（エ）流域市町村議員との意見交換について。（オ）収用委員会の採決に向けての所見を聞きたい。②地元生活者の視点からの治水について議論を深めるのか否か。③（ア）球磨郡の町村議員との意見交換で地元の声をしつかり受け止めた上で判断してほしいが（松田）、（イ）どのような時期に、どのような判断材料をもとに、しかるべき判断をするつもりか。④予算案のダム事業直轄負担金について、万が一にでも知事が着工に同意しないなら、自ら提案の予算を自ら否定することにならないか（前川）、⑤川辺川ダムに係る諸問題で、赤濁りで球磨

川が流れることは当然あり得る話で、どう対応するのか（土屋）。これらに対する知事の答弁は、次の通りであった。

（一）冒頭、古閑議員が平成一二年三月一五日の本会議で行った福島讓二知事への追悼の様子を述懐し、「回想は熱く、私どもに前知事の姿を彷彿として甦らせるもの」と述べた。その後に、潮谷県政三年を振り返った。就任時の思いは、福島前知事の精神の継承で、選挙公約の実現と県政の付加価値だったという。また「障害があっても、小さくても、老いても、人間の価値に変わりがない」「生命に頭を垂れる」の信条とも述べた。総括では、地方分権一括法の施行、介護保険制度の開始、地方の実力が試され、独自性発揮の時代の到来を挙げ、企業の倒産や撤退、食の信頼を揺るがす事件等々の課題に直面したとした。就任後直ちに策定した県の総合計画では、県民とのパートナーシップでの県政を掲げ、基本目標を「創造にあふれ、生命が脈うつくまもと」とした。これに基づいて行財政改革、政策評価導入の県政の基礎固め、男女共同参画社会やユニバーサルデザインの具現化等、前進してきたと述べた。とくに、子育て介護支援分野でのレスパイトケア（介護や育児など、普段だれかのケアを行っている人が一時的に介護や育児から離れて休息をとれるようにする支援サービス）施策や個別健康教育の実施促進等が全国モデルとなり、産業面でも、（財）くまもとテクノ産業財団などの起業化支援で県内ベンチャー企業の上場にもつながったと強調。財政の健全化と川辺川ダム問題への対応を県政の重要課題と挙げ、説明した。また、熊本の将来像

について、「豊かな自然、おいしい水と食べ物、交通の利便性に富み、保健、医療、福祉が充実し、治安がよく、熊本に住みたい、あるいは熊本を離れていたら戻りたくなる県」と表現し、「ユニバーサルデザインの考えをあらゆる施策に生かしながら、県議会をはじめ県民の皆様とのパートナーシップを大切に、県民が主役の県政運営に誠心誠意取り組んでまいります」と締め括った。(2) ①国の平和と国民の安全は国の役割だが、法体系では有事の対処措置が困難で、有事法制の議論は必要である。②国民保護法制は、審議中の武力攻撃事態対処法案で、内閣に整備本部を設置し、成立後二年以内に実施というもののだが、国と地方公共団体の関係は明らかでない。国民の権利、義務とも関係するため、国民の理解のために、国会での議論が十分尽くされるよう、全国知事会や九州地方知事会等をついて意見したい。(3) 二一世紀の経済社会システムの構築に向けた構造改革は、地方にも影響が及ぶもののだが、地方分権改革推進会議の最終報告や道路四公団等特殊法人改革の検討状況等を見ても、地方の意見が反映されていない。政府予算編成時の政策提案や全国知事会等の要望活動などを通じて国に地方の実情を訴える必要がある。(4) ①(ア)平成一三年一月に、ダム以外でも流域の命および財産を守ることができると、民間団体から代替案が発表され、県民に少なからず動揺と衝撃を与えた、(イ)これを切っ掛けに、科学的検証の住民討論集会を企画し、これまで六回開催した。当初は、会場からのやじで静かに議論が聞けなかったが、回を重ねるごとに、冷静な議論が

行われるようになった。(ウ)賛成と反対がある一方、何が問題か知りたい県民も多いことから、国とダム反対派の専門家が対論方式で議論する意義は大きく、国土交通省も評価している。(エ)流域の市町村議会議員にダム事業の概要や討論集会の論点を説明した上で、意見を聞くとの趣旨で開催している。ダム問題を地域の問題として受け止め、議論を深める切っ掛けになった。(オ)収用委員会の裁決の時期に向けて、住民討論集会や意見交換会で幅広い意見を把握したい。②住民討論集会で賛否双方の論点は大方出揃ったが、治水の議論は不十分。基本高水流量について、計算方法や数値が国とダム反対者で大きく食い違い、現況河道流量、計画河道流量、洪水調節流量、具体的治水対策、費用対効果も双方で見解が異なり、より掘り下げた科学的議論が求められる。河川掘削や遊水地の代替案も、地元の実態に照らし、科学的根拠や実現可能性の議論の掘り下げが必要。③(ア)球磨郡は、水没地の五木村、相良村を抱え、治水や利水でダムと直接かかわりが深い地域で、地元住民の声を反映する町村議員との意見交換会の中で意見を聞きたい。(イ)住民討論集会での論議や意見交換を尽くす中で、科学的根拠を持った確証が得られるか否かが明らかになってくる。④川辺川ダムの直轄事業負担金は、ほかの直轄公共事業と同様に、法律の規定に基づき地方公共団体負担とされており、今定例県議会でも所要額を計上している。⑤「土屋議員の質問は、ダムサイトの地質に関する調査、付け替え道路工事やトンネルに関する土質の問題、山腹崩壊、それに伴う濁水の問題等、国の

事業における技術的な問題に関するものと思った」と述べ、「事業主体の国が説明すべきだが、国の見解を紹介する」との前置きで、次のように答弁した。）ダムサイトの地質は、ダムを築造するに十分な強度と岩盤特性を持っているとのこと。山腹崩壊は、貯水池の湛水により崩落等がないよう、必要な対策を進めているとのこと。そして、住民討論集会でも、二月一六日に、環境をテーマとして水質、流量、魚族への影響について議論を行い、今後、八代海や希少生物への影響等も議論するとした。

県政全般

(一) ① (ア) 県組織の中での総合調整局の位置づけと評価について。(イ) 総合調整局の現状と今後の課題について。② 総合調整局の役割、課題や改善点について(大西)。(2) ① 国の構造改革の中、県の財政運営でどう対応するのか(篠崎)。(2) ② (ア) 今後の県財政の見通しはどうか。(イ) 三年間で三万人の雇用創出を見込む雇用創出対策にどう取り組むのか(草村)。(3) 構造改革特区を県の施策としてどう位置付け、どのような取り組みを行うのか。(4) (ア) 福祉コミュニティ特区のイメージは如何なるものか。(イ) 特区の認定の見通しについて。(ウ) 理解と協力を得る取り組みについて(鬼海)。(3) ① 県職員の人事交流の意義、平成一五年度からの新たな人事交流の取り組みについて。② 人事交流に今後どう取り組むのか。(4) ① 県政パブリックコメント手続の現状について。② 制度自体の評価について。③ 制度の課題と工夫すべき点について。④ 期間

の延長や直接対話の設定など、意見を取り入れる工夫について。⑤ パブリックコメント大賞など、周知化の取り組みについて(大西)。(5) ① 市町村合併後の県のあり方、将来ビジョンについて(篠崎)。(2) 市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」)の期限の平成一七年三月を過ぎれば、合併推進のための特例措置ではなく、合併に追い込む特例措置との見方もある。③ 合併特例を活用したまちづくりは県政の浮揚につながるもので、今後どう対応するのか(古閑)。(4) (ア) あさぎり町誕生に向けた現在の地元の準備状況について。(イ) 市町村合併特別交付金を活用した事業にはどのようなものがあるのか(ウ) あさぎり町がスタートした後の県の支援策について(松田)。(6) 今後NPO法人(特定非営利活動法人)をはじめとする民間との連携をどう図るのか(篠崎)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(一) ① (ア) 総合調整局は、政策調整、秘書、広報広聴、危機管理を所管し、重要課題の迅速な対応や部局間の円滑な連携を図るもの。情報も迅速に幅広く入るようになり、各部局への指示のフォローも的確になりつつあるが、縦割り意識で課題解決が進まない、県民主役意識やスピード感に欠けることもあった。(イ) 県民主役、現場主義、成果主義の県政の実現では、各部局の主体的な取り組みが基本だが、縦割りの弊害の排除、部局間の連携の円滑な調整が必要で、総合調整局にその役割を果たしてほしい(知事)。(2) 役割がわからないとの声もあり、本庁課長対象の研修会、出先機関も含めた業務説明を行った。

庁内調整では、知事の考え方なども伝え、各部局からの知事への説明でも助言やフォローアップし、必要に応じて検討等の場にも参画している。どのような調整をどの程度行うのかなど、難しさを感じるが、政策調整や課題解決が不十分だったり、知事との意思疎通がうまくいっていないかったり、緊急的な対応が必要な場合の調整やバックアップが主な役目（総合調整局長）。

(2) ①国の構造改革での国庫補助負担金、地方交付税および税源配分の三位一体での検討は、地方財政に直結する問題。今後の地方財政を考える場合、国からの税源移譲を含め、地方税の拡充を図ることが重要だが、経済力の強い地域に税源が偏在する問題があり、地方交付税の果たす役割は大きい。国庫補助負担金の見直しは、地方への安易な負担転嫁ではなく、国の関与を縮小し、地方の権限と責任の拡大を図る観点から行うべき。県の財政状況は、平成一五年二月試算の中期財政見通しによると、引き続き財源不足額が見込まれる。中期財政見通しは、国の構造改革が進展した場合の経済成長率を参考に試算しており、県の財政健全化のためには、構造改革等による一定の経済成長率の達成も不可欠である。②(ア)平成一六年度以降も多額の財源不足が見込まれ、財政健全化では、県債残高が累増しない財政体質の構築が基本方針で、臨時財政対策債、減税補填債を除くと、平成一五年度当初予算案の段階で県債残高は減少に転じている。今後も残高の推移に留意しながら財政運営を行っていく。(イ)雇用創出対策は、平成一五年度の予算編成でも県政の喫緊の課題として重点化を図った。新たな雇用機会の創

出、雇用のミスマッチの解消、県民を守るセーフティネットの充実を三つの柱に、新たな雇用機会の創出策で約一万人、雇用のミスマッチの解消策で約一万人、県民を守るセーフティネットの充実策で約一万人、合わせて一七年度までの三か年で三万人以上の雇用創出効果を見込んでいる。③構造改革特区制度は、規制緩和の特例区域を設定して、特色を生かしたアイデアで地域の実情に沿ったきめ細かな住民サービスを向上させるもので、民間事業者等の新規参入を促進し、民間の創意工夫や活力の導入で地域経済の活性化等にもつながるものである。県では、四つの特区構想を提案し、市町村等の構想も支援するため、庁内に部局横断的なプロジェクトチームを特区構想の類型ごとに設置した。④(ア)宇城地域の福祉コミュニティ特区は、障害者や高齢者が、少ないコストで、身近なところで、より多くの福祉サービスを受けられる地域を目指す取り組みで、これも総合療育センターの支援による障害児等の高齢者デイサービス事業所等受け入れや、高齢者、身体障害者などの自家用自動車有償運送を策定中。(イ)平成一五年四月が第一次申請の予定。(ウ)特区構想の具体化では関係者の協力が不可欠。四月の認定申請も県と地元市町村と共同で行い、関係者との運営協議の場の設置などを考えている(知事)。(3) ①柔軟かつ機能的な人材の育成は重要で、県では国に一五人、市町村には四一人、民間、大学院等に一二人を派遣している。平成一五年度からは、男女共同参画社会や市民活動の専門性の習得のため、厚生労働省雇用均等・児童家庭局、内閣府国民生活局に初めて派遣予定

である。他県との人事交流も、大分、宮崎、鹿児島、鹿兒島の三県と開始できるよう、最終的な協議を行っている。②派遣期間中にも、派遣先で得た体験等をレポートとして提出させ、本県に戻ってから専門的知識を生かせる部署に配属している（総務部長）。

（4）①寄せられた意見は、導入の平成一三年度から平成一五年二月末まで、二八の案件に対し一、三六六件である。②意見には庁内で検討の上、内容の改善や取り組みの参考とし、その結果を公表している。県職員間でも、計画等を策定する際のプロセスと意識されつつある。③定着には、県民への周知や、内容のわかりやすさと意見の出しやすさの向上、職員意識の向上という課題がある。これまでも、新聞、テレビ等を活用した広報に努め、難解な表現を避け、見やすい目次などの工夫を行った。④意見募集期間は、一か月程度が目安だが、案件内容ごとの期間設定にも意を用いたい。⑤制度は、説明責任と県民とのパートナーシップで重要で、パブリックコメント太賞などの案も参考にしたい（企画振興部長）。⑤①合併市には、県から福祉事務所機能が移譲されることや県道管理の権限移譲に向けた協議が必要なことなど、県業務や本庁、地域振興局等の執行体制にも影響する。このため、平成一四年度は、一部の地域振興局で業務への影響等を調査するための基礎的データの収集と分析を行い、平成一五年度は、具体的な検討のための組織体制の充実を図り、市町村等の意見も聞きながら、県業務への影響や合併後の県と市町村の役割分担や県のあり方等についても、検討したい（知事）。②国では、平成一二年一二月一日閣議決

定の行政改革大綱の中で、合併特例法の期限までに一層強力に推進する旨が示された。これは再三政府で確認され、行財政上の優遇措置は平成一七年三月の合併特例法期限までが政府・与党の方針と受け止め、対応してきた。とくに注目は地方財政制度の見直しの議論で、地方交付税制度の財源保障が焦点となり、今後の合併推進の誘導に地方交付税を用いることが困難となっている。こうした地方財政全体の状況についてもしっかりと認識した上での対応が必要ではないか。③合併後のまちづくりで、さまざまな財政特例が活用され、社会資本の整備が行われる際には、そうした投資が、市町村にとってのみならず、県土全体の発展にとっても効果を発揮するものであることが重要。平成一五年度は、新市町村建設計画策定が山場を迎え、新しい市町村建設の基本方針や重点施策を検討する重要な時期である。県としては、地域振興局を中心に、将来の発展につながるまちづくりに向け支援したい（副知事）。④（ア）新町の組織機構も固まり、本庁舎や議場の改修も完了している。現在、四月一日からの合併に向け、約三〇〇に上る条例や規則の制定準備、本庁一支部間をつなぐ電算システムの整備、各種公共施設の案内板設置などの準備が進められている。（イ）市町村合併特別交付金は、中球磨五か町村の要望を受け、総額八億円を平成一四年度中に交付する。具体的な事業は、役場庁舎の改修、電算システムの整備、各種公共施設間をつなぐアクセス道路の整備などである。（ウ）あさぎり町発足後の県の支援では、中球磨五か町村で策定された新町建設計画の事業のうち、中山間地域総

合整備事業や基幹道路網の整備はすでに始まり、他の施策も県の市町村合併支援プランの新しいまちづくりの事業で実施する。新町と県との人事交流も協議中で、できる限り支援したい（総務部長）。（6）県では、効果的な住民サービスの提供で、新たな仕組みづくりとして、平成一四年度にNPO法人との協働の仕組みづくりのための実証実験を行った。この中で、県政の特定のテーマにNPO法人に企画提案を求め、県と対等な立場での協働作業を行い、職員の意識改革や従来の仕事のやり方を見直すきっかけとなった。平成一五年度も実証実験に取り組みとともに、新たにNPO法人を活用した道路や公園の管理に取り組みなど、県民参加の仕組みづくりを目指したい。平成一五年度は、パートナーシップに関する県の目標や具体的な方策を示した指針を策定したい（知事）。

交通

（1）県の財政は厳しい状況の中、熊本天草幹線道路の整備をどう進めるのか（篠崎）。（2）県民が不利益を被らないよう航空運賃の引き下げにどう取り組むのか（前川）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（1）県総合計画の熊本市と県内主要都市を九〇分で結ぶ構想（九〇分構想）による熊本天草幹線道路では、地域高規格道路としての走行性確保のため、四車線の自動車専用道路として用地を確保してきた。二車線分の用地のみの先行取得は有効だが、高速性確保等で課題もあり、国や沿線地域と連携を図り検

討を行う必要がある（土木部長）。（2）運賃は大手航空会社の普通運賃や特割を比べても各空港とも遜色ないが、パック旅行商品では空港間で価格差が見られる。航空運賃の改善は、県民の利便性向上や観光振興などにつながることから、これまでも航空会社とその実現を要望している。平成一五年四月から空港の着陸料の見直しが行われるが、これを航空運賃に転嫁しないよう強く要望したい（企画振興部長）。

地域振興

（1）大規模年金保養基地グリーンピア南阿蘇の運営停止後の施設および土地の利活用や従業員の雇用問題等について（草村）。

これに対して、知事は次のように答弁した。

（1）五月末の運営停止の大規模年金保養基地グリーンピア南阿蘇の施設および土地の利活用は、所有者の年金資金運用基金の対応方針によるが、阿蘇地域の貴重な財産で、地元意向を尊重するよう、久木野村と取り組みたい。従業員の雇用問題は、久木野村やハローワーク等の関係機関と雇用対策会議を設置し、雇用主の株式会社グリーンピア南阿蘇を支援する。

（この知事答弁に関連して、草村議員は、続く「観光振興」の俵山トンネル開通後の質疑の後に、「再答弁で理事長である副知事さんに、今さっきのアスペクタの問題を一言答弁をしていただきます。お願いします」と副知事の答弁を要請。これに、議事を務めていた高野副議長は、「発言通告がなされておりま

せんので、却下いたします」と応じた。その後、草村議員「議会は削減していただくは、却下はされるは、何十年の友情もこんなものかなと思っておるわけでございます。(中略)活用検討委員会等を設置していただきたいわけでございます(略)」高野副議長「草村議員、どういことでしょうか。商工観光労働部長に答えてもらっていいですか」、草村議員「本来ならば、理事長の副知事さんをお願いしたかったんですが、できぬならもうよございませう」、高野副議長「よございませうか。じゃあ、商工観光労働部長でいいですか」、草村議員「はい」、高野副議長「商工観光労働部長片岡楯夫君。(発言する者(草村議員か)あり)草村議員、五番目の俵山トンネル開通後の観光振興についての質問は終わりましたですか」、草村議員「はい」とやり取りが続いた。

観光振興

(1)九州新幹線開業メリットを球磨・人吉地域でどう生かして観光振興を図るのか(松田)。(2)観光客の誘致にも貢献する俵山トンネル開通後の観光振興について(草村)。
これらに対する商工観光労働部長の答弁は、次の通りであった。

(1)熊本・鹿兒島間の移動時間の短縮メリットもある平成一六年春の新八代ー西鹿兒島間の開業では、球磨・人吉地域の広域的な観光ルートを旅行会社売り込み、鹿兒島県も重要なターゲットの一つに観光客誘致を図ることが重要。県では、鹿

児島県と共同で、旅行会社の全国会議を五月に開催する予定で、温泉、焼酎、球磨川下りやひな祭り等、魅力ある観光素材をPRし、旅行会社に商品化などを働き掛けたい。(2)俵山トンネルの開通は、阿蘇の観光振興での喫緊の課題でもある。阿蘇への主要二ルートを広くPRし、阿蘇の火祭りや農業体験等を生かした観光ルートを開発し、旅行会社へセールスしたい。市町村や観光関係団体等と連携した観光キャンペーンで、航空会社とタイアップしての旅行商品化を支援したい。海外対策として、アジア地域の旅行会社を阿蘇に招待し、俵山トンネルの利便性をPRしたい。

健康・福祉

(1)①現在の小児救急医療体制の整備状況とIT(情報技術)活用を含めた取り組みの現状について。②救急医療圏域ごとの役割に沿った整備とその今後の指導について。③小児科医確保のための政策支援の現状認識と小児科医確保のための取り組みについて。(2)①支援費制度スタートに当たり、制度の意義と今後の課題は(鬼海)。②支援費制度との両輪の市町村障害者生活支援事業、障害児者地域療育等支援事業の相談支援事業の一般財源化の方針が出されている。所見と今後の対応について。(3)①民間企業の障害者雇用の実態をどう捉え、必要な対策を講じるのか。②どの程度雇用創出効果を見込んでいるのか(大西)。(4)ゆとり創造ファミリープランの、今後の方向について。(5)①特別養護老人ホームの今後の整備計画につ

いて。②待機者の順番が受け付け順だと、症状や家庭環境の劇変には対応できない。入所順番の基準について（前川）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）①小児救急医療体制では、県内一〇救急医療圏のうち、熊本中央地域に引き続き、平成一五年二月から天草地域での二四時間態勢が整備された。ＩＴ活用では、平成一四年度から、熊本赤十字病院と蘇陽、泉、五木の僻地診療所との遠隔医療を開始した。②小児科医数や医療機関等で異なる地域の実情に応じた協議会を平成一五年度に設置して、小児救急医療体制を検討、整備したい。③地域で小児救急医療体制の整備が困難なのは、小児科医の不足が要因。抜本的解決では、診療報酬の改定等が必要で、国の施策等に関する提案や全国衛生部長会議等に制度改善を要望してきた。平成一四年度には、天草地域の小児救急医療拠点病院事業や人吉市医師会の初期小児救急モデル事業等で、小児救急に係る研修を始めた。平成一六年度からの臨床研修制度では小児科も必修科目とされ、小児医療の医師の育成に期待する。（２）①支援費制度は、障害者の生活支援を柱に障害者福祉サービスの提供が可能な制度で、サービス基盤の整備が課題。とくに中核の在宅サービスでは、ニーズに即した多様なサービスを提供する体制が必要で、市町村に在宅サービスへの取り組みや障害者の利用促進を働き掛け、介護保険事業者等には障害者ホームヘルプサービス事業への参入を呼び掛ける。②平成一四年末の唐突な一般財源化への方針転換には困惑しており、必要な財政措置を国に要望している。一般財

源化された相談支援事業のうち、障害児者地域療育等支援事業は県が実施主体で、平成一五年度も実施する。市町村障害者生活支援事業は市町村が実施主体だが、継続について市町村に助言等を行っている（健康福祉部長）。（３）①民間企業の障害者雇用率は、平成一三年度が法定雇用率一・八％に近い一・七六％だったが、平成一四年度には一・六九％に落ち込んだ。原因は、事業の廃止、縮小、合理化等で、採用手控えや解雇増加が影響した。これを踏まえ、法定雇用率達成に向け、国等の奨励金制度の事業主への紹介や優良企業表彰等、障害者雇用についての啓発を強化する。県独自の平成一五年度からの取り組みでは、障害者雇用コーディネーターの増員など、就労支援を強化する。②今回策定した熊本県雇用創出対策で毎年四〇〇人強の雇用効果を見込んでいる（商工観光労働部長）。（４）ゆとり創造ファミリープランは、平成一五年度も重点施策に位置づけ、レスパイトケア施策、少子化対策のための環境整備、福祉のまちづくりの三本の柱で展開する。レスパイトケア施策では、産前産後の心身ケアや家事・育児支援に新たに取り組む。少子化対策のための環境整備では、平成一四年九月の政府の少子化対策プランに対応する取り組みを県の実情を踏まえて行いたい。福祉のまちづくりでは、市町村の地域福祉計画策定を進め、地域コミュニティづくりや小規模多機能なサービス拠点づくり等を支援する。県営健康住宅の建て替えて福祉機能の施設を合築し、地域共生ケアのモデルを構築する。県の地域福祉支援計画も平成一五年度中に策定予定。（５）①介護保険制度施行後、

特別養護老人ホームは申し込みや利用がしやすくなり、入所申込者数が増加しており、整備を進める必要がある。現在、平成一五年度からの第二期介護保険事業支援計画を策定中で、施設整備状況、入所希望者の増加、市町村の意向等を勘案し、入所定員五三八人分の整備を検討している。②現在、入所順位の基準や手続等の指針づくりとして、入所取扱指針策定検討委員会に県の案を提示し、一五年度の早い時期での運用開始を目指している（健康福祉部長）。

環境

(1) ①倒産等で管理者不在の無管理処分場はどう対処してきたのか。②(ア)公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に向けた来年度予算や組織体制について。(イ)目標年次と管理型最終処分場が不足した場合の対処について。③整備されるまで、菊池の民間処理業者拡張予定地に公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場を整備すれば、平成一七年度以降の県内の処分場を確保し、菊池の産廃問題も解決するが、この案についてはいかがか(前川)。(2) ①分別レベルや収集方法に格差が出ないよう、ガイドラインを市町村に示して統一化を図るべきではないか。②市町村別のリサイクル率を公表し、市町村の意識を徹底してはどうか。③NPO法人等と行政の連携では、リサイクル推進活動は大変有効で、来年度、支援の予定はないか(大西)。(3) ①高森町河原地区の産業廃棄物の不法投棄の改善作業の進捗については、三月まで完了するのか。

②改善できない場合、会社が倒産してしまう可能性もあり、排出事業者の責任追及について聞きたい。③どのような不法投棄防止対策を考えているのか。(草村)

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①大津町と松橋町の無管理処分場では、定期的な検査や周辺井戸水の塩素イオン調査、ガス測定等を実施。平成一四年度は、大津町で延べ二回の現地調査と五検体の測定と、松橋町で延べ二回の現地調査と一六検体の測定を行った。大津町では、平成一二年二月までに覆土等の措置が行われ、測定結果でも安全性が確認されているが、松橋町では、周辺地下水から水道水質基準を超える塩素イオンが検出された。現在代替水源での応急給水がなされているが、依然住民不安が強く、水道転換への町助成の経費を平成一五年度予算案に計上している(環境生活部長)。(2) (ア)公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場整備の最大の課題は用地の選定で、平成一五年度予算では、検討委員会を設置して用地選定に取り組むための経費を計上している。廃棄物対策課に公共関与専任の職員を配置し、組織体制を強化する。(イ)他県の事例では、用地が決定しても、環境影響評価や施設整備に最短でも五年程度を要する。民間処理業者設置の管理型最終処分場では、平成一七年度中にも不足が予想されるため、減量化やリサイクルなどで延命化を図る一方で、不法投棄等が生じないよう、監視指導の強化に努めたい。(3)提案は県の産業廃棄物対策にかかわってきた立場からの提言だと思っており、関係方面の合意が前提条件だが、検討

したい(知事)。(2)①一般廃棄物の分別レベルや収集方法の、市町村の統一化は難しいが、分別収集推進のための方策としてガイドラインの提示を検討する。市町村合併を進めている市町村には、合併協議会等で協議してもらうよう、必要な助言を行う。②市町村ごとのリサイクル率公表は、意識向上につながるもので、冊子やホームページ等で公表したい。③リサイクル推進活動を進めるNPO法人等への情報提供等については、環境パートナーシップ推進事業での環境保全活動の基盤づくりで検討する。くまもと県民交流館バレーや県庁情報プラザを活用して情報提供を行うほか、県のホームページを活用したい。熊本県環境センターの動く環境教室や環境教育指導者派遣事業での指導者派遣など、NPO法人等の普及啓発活動等を支援したい。(3)①廃棄物の処理及び清掃に関する法律による措置命令に基づき、実行為者の豊光産業株式会社が平成一四年一二月から改善作業を進めており、一二月末現在の撤去回収量は三、二七〇㎡で、推定投棄量の一八％である。道路凍結などの影響や投棄量の関係で三月末の期限までは厳しいが、最後まで全量撤去に向け指導監督する。②不法投棄の改善は原因者が原則だが、原因者が困難な場合も想定し、処理委託した二六排出事業者の委託内容等を調査中で、法的責任、道義的責任の追及も検討したい。③不法投棄一掃を目指し、保健所の廃棄物監視指導員の通常監視に加え、航空機監視、休日夜間の警備会社委託監視、廃棄物一〇番設置による情報収集体制の整備等を行ってきたが、今回を教訓に、警備会社監視ポイントの県境や山間部

への重点化、人員体制の増強、情報連絡体制の整備や合同パトロールの実施、廃棄物一〇番の広報、インターネットによる情報収集体制の整備、郵便局やボランティア団体等による通報協力体制の整備拡充など、強化したい(環境生活部長)。

農林水産

(1) WTO(世界貿易機関)農業交渉モダリティー一次案の県農業や県経済への影響について(鬼海)。(2)熊本農業の見通し、農政にかける意気込みを聞きたい(古閑)。(3)水田農業振興基本方針では麦、大豆の振興指針も立てることになっているが、取り組みの現状、小麦、大豆の品種改良の現状は。(4)県内の耕作放棄地の現状と荒廃農地対策について(鬼海)。(5)阿蘇地域のあか牛をどう評価し、今後どう振興を図るのか(草村)。(6)①(ア)今後の森林整備について。(イ)県産材の販路拡大への取り組みについて(土屋)、②森林吸収源対策として、今後の森林整備をどう進めるのか、この中で国にどう対応するのか(前川)。(3)県産材使用住宅のシェア拡大と木造率底上げで県産材の需要拡大を図るため、住宅関連業界との連携は必要ではないか(草村)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1)二月二日に提示されたWTO農業交渉の削減基準等の交渉の大枠(モダリティー一次案)には、関税率の大幅削減、関税割り当ての数量拡大、特別セーフガードの廃止等が盛り込まれ、農家経営、地域経済の悪化は避けられない。県では、イ

グサや野菜の産地が甚大な影響を被った経験があるだけに、日本提案の、とくにミニマムアクセス米の数量削減や特別セーフガードの創設が盛り込まれるよう、平成一四年六月一日に政府提案を行い、二月の東京での非公式閣僚会議の直前にも強く要請した。現在、一次案をめぐって輸出国と輸入国が激しく対立しており、国に全力で取り組むよう要望したい。併せて経営所得安定対策等の国内対策充実も国に働き掛けたい。(2) 熊本農業は、イグサ、デコボン、スイカなどが全国第一位で、農業産出額全国第六位、認定農業者全国第三位など、トップ水準にあるが、農産物価格の低迷や担い手の減少、高齢化の進行等に加え、WTO農業交渉や米改革等と変革期にある。このため、熊本県農業計画の目指す方向に沿って、活力に満ちたくましく農業を構築したい(知事)。(3) 平成一二年に熊本県麦・大豆作振興指針を定め、新技術の導入や高品質、低コストの麦、大豆の産地づくりを進めている。小麦では、麺加工に適したシロガネコムギへの品種転換を促進し、県産の麦、大豆の農産加工グループ等の味噌加工や学校給食用のパン、納豆への導入を進めている。品種改良は、国の九州沖縄農業研究センター等が取り組み、パン用小麦ニシノカオリや納豆用大豆すずおとめなどの収量性、耐病性や収穫期の早期化など、品種選定のための現地適応試験に取り組んでいく。(4) 平成一二年の農林業センサスによると、県内の耕作放棄地面積は五、五六四haで、耕地面積の五・七％を占め、わずかに増加傾向にあり、担い手の高齢化などとともに、営農しない農家の増加も一因と考えられ

る。課題はこれらの利活用で、例えば、熊本市の秋津宮農組合では、農地利用計画を策定し、作付けの団地化やブロックローテーションなどで未然防止に効果を上げている。農協出資で設立した豊野町の有限会社グリーンサポートでは、広域の農作業受託等を行っている。県でも、集落の合意形成や生産組織の法人化を進め、これらに加え、条件不利地域では、中山間地域直接支払制度やさまざまな補助制度を活用して、景観作物の作付けと肉用牛の放牧等、農地保全と併せての放棄地解消に努めている。(5) あか牛は、体質強健で飼いやすい温順な肉用牛として普及し、適度な脂肪を含んだ健康的な和牛肉、早い体重増加での早期出荷、低コストでの生産など、県畜産の一翼を担う肉用牛と評価する。しかし、消費者の嗜好等で子牛価格でも黒牛より低位にあり、飼育頭数が減少傾向にある。このため、低コストでの生産対策等を進めて飼育頭数増加につなげ、消費拡大につながるよう健康志向を広報宣伝でアピールしたい(農政部長)。(6) ①(ア) 森林整備の補助金では、平成一五年度の森林環境保全整備事業の予算が平成一四年度補正予算と合わせ二五億三、三〇〇万円で、前年度比で約六億一、一〇〇万円増と、重点的に推進するとしている。地域林業の担い手の森林組合は経営基盤の強化が重要で、これまで広域合併を促進し、併せて合併後には森林整備等の補助金の重点的配分を行うなど、配慮している。(イ) 中華人民共和国への木材輸出は、宮崎県森林組合連合会が交渉を続けており、平成一四年一月に、福建省アモイ市開催の国際木材林産品交易会に熊本県をはじめ九

州各県の森林組合連合会が出席し、今後の市場可能性を調査したが、価格が折り合わず、代金決済が不透明なことなど、現時点では出荷に至っていない。②林業活動が経済的に困難な現況の中、森林整備の大きな柱となる間伐等の推進では、国の補助事業の活用が重要。平成一五年度の森林環境保全整備事業等の間伐事業では、一四年度補正予算と併せ、事業費拡充を図っている。県単独の事業では、一四年度からの緊急地域雇用創出特別基金を活用した水源林環境整備事業や優良間伐材流通促進事業等に引き続き取り組む。このような取り組みを通じ、二酸化炭素吸収源対策としての森林整備の充実を図り、併せて国が定めた地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策に予算が確保されるよう要望したい。③県では、木の良さや県産材利用の意義を広めながら、木に触れられる環境づくりを推進している。需要拡大では、木造住宅への県産杉材の利用促進が課題で、一五年度から斬新なくまもと型スギの家のモデルプランを公募し、熊本の気候風土に馴染む杉の家づくりを推進したい。性能が保証された杉柱材を家一棟分無償で提供するくまもと木の住まいづくり推進事業にも新たに取り組む（林務水産部長）。

教育

(1) ①教育基本法の見直しを必要なことだと考えるか。②家庭教育を教育基本法の中に明示すべきと思うが(小杉)。(2) ①入試制度改革と熊本県総合計画が目指す県土の均衡ある発展との整合性について。②入試制度改革案は何を意味し、不本意

入学の増加をどう食い止めるのか(鬼海)。(3) ①商工観光労働部長と②教育長に、新規高校卒業予定者等に対する就職支援に関して、それぞれ次のような内容で質問した。(ア)現状をどう認識し、(イ)何が原因なのか、(ウ)克服のためにどうすればよいのか(松田)。(4) 小規模校を含めた学級編制の適正規模化を進めることについて(篠崎)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①教育基本法は、すべての教育法規の根本をなす重要な法律だが、制定から五〇年以上が経過しており、時代の進展に応じた検討は必要。県の教育にも深くかわるもので、平成一四年一月公表の中央教育審議会の中間報告に掲げられた教育の理念や原則等は、二一世紀の日本の再生と発展に欠かせない教育改革の方向性を示すものとして評価する。②平成一二年九月策定の熊本県教育改革大綱や現在策定中の熊本県就学前教育振興プランでも家庭教育の重要性を訴えており、教育基本法の見直しの中で、家庭教育の項目が盛り込まれるよう働き掛けたい。(2) ①教育委員会では、それぞれの高校で生徒の実態や地域の期待を踏まえた特色ある教育、学校づくりを進めてきたが、今回の入試制度の改善でもこのことを充実させたい(教育委員会委員長)。②入試制度の改善は、入学する高校生がその高校に入って、その地域で意欲を持って高校生活を送れるだろうか。そのような視点に立って検討している(教育長)。(3) ①(ア)熊本労働局によると、高校卒業予定者の就職内定率は、一月末現在で六四・九%と、全国でも下位にあり、非常に厳し

い。(イ) 原因は、長引く不況で求人の手控えや即戦力を求める傾向があり、高校卒業予定者の強い県内の就職志向と弱い職業意識がある。(ウ) 未就職の若者を採用した事業主への奨励金交付を独自に実施する。就職希望の高校生の企業での研修を実施する。県立高校に配置した就職アドバイザーを私立高校にも配置し、就職面接会で自己アピールの場を設けるなどの工夫で、就職につなげたい(商工観光労働部長)。(ア) 公立高等学校の卒業予定者の就職内定率は、一月末現在七二・一％と厳しい。(イ) 背景は、長引く不況に加え、生産拠点の海外移転や経験者を採用する企業の増加などがある。(ウ) 県教育委員会では、経済団体等に求人確保、採用枠拡大を再三要請し、県立高等学校四〇校に配置している就職アドバイザーを、平成一五年度も引き続き、就職希望者の多い学校を中心に配置する。民間企業等でのインターンシップは、一五年度から高校生インターンシップ総合推進事業として予算化する。(4) 小規模校の適正規模化については、文部科学省の「公立小・中学校の統合方策について」という通達が出ており、教育委員会では、これに基づき、市町村に適切に助言したい。教員の配置では、現在、いじめ問題や不登校児童、生徒問題等の解決のために、とくに必要と認められる学校について、児童生徒支援教員等の加配措置を行っている(教育長)。

警察

(1) ① 治安の悪化を防ぐため、犯罪の抑止対策にどう取り

組んでいくのか。② 予算として約二億円が計上されている、警備会社勤務員を活用したセーフティーパトロール事業について(小杉)。

これらに対する警察本部長の答弁は、次の通りであった。

(1) ① 県内の犯罪情勢は認知件数増加の一方で、検挙率低下が継続しており、警察本部の街頭犯罪等抑止総合対策本部の設置と全警察署のプロジェクトチームの結成で、地域警察官の街頭パトロールや交通警察官の取り締まり等、きめ細かな犯罪抑止対策を進めている。ボランティア等の防犯パトロールや金融機関、コンビニエンスストア等での防犯訓練も重要で、道路や公園、共同住宅や駐車場等での犯罪防止配慮の環境設計の働き掛けなど、犯罪が発生しにくいまちづくりの取り組みも推進している。② セーフティーパトロール活動事業は、強盗事件や街頭犯罪等の抑止、女性、子どもなどの安全確保のため、平成一五年度から取り組む。金融機関、コンビニ等の深夜営業店、繁華街等の犯罪多発地域や学校、幼稚園を巡回し、街頭犯罪等を抑止しようとする事業で、警備業者に委託して行う。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 地域対策特別委員会

調査事件は、① 市町村合併及び広域行政推進に関する件、②

地域振興に関する件、③情報化の推進に関する件である。

林田博達地域対策特別委員長は、付託された調査事件について、次のように報告した。

(一) 市町村合併について、執行部から、市町村を取り巻く環境の変化に対応できる有効な手段で、国ではさまざまな行政支援策を制度化し、県でも合併重点支援地域の指定、熊本県市町村合併特別交付金制度の創設や市町村合併総合マニュアルの作成、市町村合併支援プランの作成公表等で支援し、その結果、現在、一八地域、七八市町村が、九法定協議会、九任意協議会を設置し、その他でも、法定協議会等の設置の議論が行われている、との説明があった。これに対し、委員から、①平成一七年三月の合併特例法の期限を考えた場合、法定協議会設置のタイムリミットはいつごろか、②熊本市の政令指定都市移行に関連して、(ア) 近隣町の動向と県の考え方について、(イ) 合併で課税される事業所税についての質問が出た。執行部から、①平成一五年の夏前と考える、②(ア) 現在周辺七町で住民参議が行われ、うち五町の議会で法定協議会設置議案が否決され、植木町、西合志町、益城町で住民投票の手続きが開始されている、合併が前提の動きで、議論の推移を見守っている、(イ) 合併特例法で五年間は課税免除等だが、市内企業との均衡等の課題もあり、平成一五年度以降廃止の方向で国会審議中との答弁があった。これに対し、タイムリミットから熊本市合併はかなり困難ではないか、県が周辺七町を指導すべき、政令市を目指す熊本市にも指導すべきとの意見があった。

(二) ①地域主体の地域振興策について、執行部から、県総合計画の地域計画の一一の郷づくりは、県民、NPO法人、市町村等と協働し、各地域で具体化に努めている、九州新幹線鹿児島ルートの開業効果を県内全域の地域活性化につなげるため、新幹線くまもと創り協議会で、商工業振興、観光振興、交流促進等の方策メニューを洗い出し、三月末をめどに、新幹線駅ごとの地域部会で議論を深めているとの説明があった。これに対し、(ア) 熊本駅周辺整備について、(イ) 五木・相良地域振興計画の策定の進捗状況についての質疑があり、(ア) 合同庁舎移転は、二月に移転先用地の仮契約を締結し、本議会に上程している、引き続き駅周辺のランドデザインづくりを検討する、(イ) 五木・相良地域振興計画は、交流や定住の促進等のソフト事業を中心に、計画推進に努めるとの答弁があった。

(三) 企業誘致について、執行部から、厳しい経済状況だが、半導体関連産業に重点を置き、将来性の見込まれる中小ベンチャー企業の誘致に取り組んでいく、本年度から米国に拠点を設置し、企業誘致活動を展開している、平成一四年度の企業誘致件数は五件との説明があった。

(四) 県産木材の利活用について、執行部から、住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行などで品質の確かな木材の安定供給が求められている、今後とも県産材の住宅への利用を進める必要がある、消費者ニーズの把握を進め、品質、性能の確かな木材を安定的に供給できる体制を整備するとの説明があった。これに対し、利活用の推進では、消費者ニーズを把握し、

検討し、需要拡大を図るべき、県のモデル住宅の県産材使用が足りないとの意見があり、消費者ニーズの把握を図り、パンフレット等でのPRなど、県産材の利活用而努力したいとの答弁があった。

(5) 情報化の推進について、執行部から、平成一二年度に熊本県総合情報通信高度化プランを策定し、県域高度通信網の整備、公共・産業分野の高度情報化等を推進している、電子県庁の構築を推進している、市町村の電子自治体化に向け、情報システムの共同化の検討など、県総合行政ネットワークとの接続を推進している、平成一四年八月に運用開始された住民基本台帳ネットワークシステムが順調に稼働しているなど、関係各課の説明があった。これに対して、①昭和六一年からの電線類地中化の進捗状況について、②(ア)住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティについて、(イ)不正アクセスへの対応について、質問があり、執行部からは、①新電線類地中化計画を策定し推進している、電線管理者の協力も進める、②(ア)職員の教育、ICカードの管理等で個人情報保護を徹底している、(イ)緊急時対応計画書に従って必要な措置を講じるとの答弁があった。

これらの質疑の後、川辺川ダムの建設に関する請願が議題となった。林田特別委員長は、平成一四年九月に現地調査、国土交通省と賛否双方地元住民からのヒアリングを行い、九月議会以降継続的に審議してきた経過を説明。ダム代替案や保水力に頼った治水対策は困難と判断し、早期着工と事業推進を国に求

める二請願の採択と、収用裁決申請の取り下げを求める請願の不採択を決定した。併せて、国に、川辺川ダムの事業推進、説明責任の継続、生活基盤整備の早期完成の要望と、川辺川から球磨川、八代海に至る環境改善のための七項目の環境対策の要望を行う意見を別途提案すると述べ、県にも、球磨川流域の環境対策の体制強化を要望することも併せて決定した。

以上が主な内容だが、これまで継続されてきた付託調査事件の調査がこの定例会で終了することを決定した。

(2) 交通対策特別委員会

調査事件は、①九州新幹線建設に関する件、②空港に関する件、③高規格幹線道路及び地域高規格道路に関する件、④熊本都市圏交通に関する件である。

河端俊夫交通対策特別委員長は、冒頭、平成一五年度政府予算案で、新八代ー西鹿兒島間の平成一五年度末完成に向けた予算が確保されたことを取り上げた。併せて八代ー川内間の並行在来線でも、平成一四年一〇月に肥薩おれんじ鉄道株式会社が設立されたことを取り上げた。そして、付託された調査事件について、次のように報告した。

(1) 九州新幹線建設について、執行部から、新八代ー西鹿兒島間は平成一五年度末、博多ー新八代間は平成二五年までの完成に向けて事業が進められている、県内の事業費ベースの進捗率は、新八代ー西鹿兒島間九八%、用地取得、高架橋やトンネル等は完了、駅舎等工事は急ピッチ、博多ー新八代間は用地取

得率二八％との説明があった。肥薩おれんじ鉄道は、厳しい経営が見込まれ、民間的発想の増収策を講じるべきとの意見があった。高齢者の移転先では地域のコミュニケーションが確保されるよう配慮すべきとの質疑があり、今後の交渉の中で、住民の意見を調査し、検討するとの答弁があった。このほか、新幹線高架下を有効に活用してほしい旨の意見があった。

(2) ①熊本空港について、執行部から、平成一四年度に二往復増便の大阪便、名古屋便は利用者数も順調で、利便性向上に取り組むこと、国際線では、定期便の運航再開、新規路線の基盤づくりに粘り強く取り組むとの説明があった。これに対して、九州新幹線の影響を懸念し、早く利便性向上の対策を講じるべき、他の空港に比べて料金が高い熊本空港発着のパック旅行商品の料金格差是正を、との質疑があり、熊本市圏から空港までの交通アクセスを検討する、料金格差が是正されるよう働き掛けるとの答弁があった。②天草空港について、執行部から、天草エアラインの利用者数は、一四年度も順調で、今後とも地域に愛される航空会社として定着するよう努力するとの説明があった。これに対して、空港整備法上の第三種空港の可能性について質疑があり、一三年から国に働きかけているが、現段階では実現は難しいとの答弁があった。③九州国際空港について、執行部から、国の交通政策審議会航空分科会の答申で、大都市圏の拠点空港への重点化が打ち出され、当分の間、推進は難しい、今後は、熊本空港を含め既存空港の有効活用策を検討する旨の説明があり、委員も了承した。

(3) 高規格幹線道路及び地域高規格道路について、執行部から、高規格幹線道路は、人吉ーえびの間の四車線化工事で、加久藤トンネルの貫通が今春の見通しであること、南九州西回り自動車道も進められ、九州横断自動車道延岡線は試験工事との説明があった。地域高規格道路は、熊本天草幹線道路が、松島ー有明間ですでに一部供用を開始し、残り区間の工事も順調との説明があった。これに対して、宇土ー三角間、有明ー本渡間の地域高規格道路、南九州西回り自動車道の整備促進についての要望、道路の植栽はさらに検討すべきとの意見が出された。

(4) 熊本市圏交通について、①執行部から、都市交通アクションプログラムを策定中で、公共交通機関の利用促進や時差出勤の民間企業への導入、新水前寺駅地区の交通結節機能の強化、環状道路の整備等を進めていくこと、国では、交通渋滞の激しい国道57号熊本東バイパスの新南部交差点ー近見町交差点間の平面六車線化が平成一四年度補正予算から着工することが決定されたとの報告があった。これに対して、東バイパスの平面六車線化の工事完了時期と部分立体化の検討期間について質疑があり、平面六車線化は五年以内、部分立体化は保田窪交差点ー神水交差点間が五年以内、その他区間が一〇年以内との答弁がなされた。②公共車両優先システムの実施時期、その効果について質疑があり、平成一四年度から整備を進め、効果は、バスの定時性の確保、交通渋滞緩和、交通公害の低減との答弁があった。

以上が主な内容だが、これまで継続されてきた付託調査事件

の調査がこの定例会で終了することを決定した。

(3) 環境対策特別委員会

調査事件は、①地球温暖化対策及びダイオキシンの類・環境ホルモン対策に関する件、②廃棄物対策に関する件、③水俣病対策に関する件、④有明海・八代海の環境保全対策に関する件である。

園村敬二環境対策特別委員長は、付託された調査事件について、次のように報告した。

(1) 執行部から、平成一三年度ダイオキシン類調査の結果や、水俣市の百間排水路からのダイオキシン類の検出と土砂堆積量の調査結果等について報告があった。この中で、百間排水路問題で熱心な質疑があった。執行部によると、その経緯は、平成一四年四月に高濃度のダイオキシン類が検出されたため、近辺の水路等の底質、水質、水俣湾の魚類を追加調査し、環境基準値を超える結果が得られた水路五地点の調査を、調査委員会を設置して実施して、チッソ株式会社の工場内の水路から高濃度のダイオキシン類を検出したもの。排水路等の環境基準を超過した底質土砂の処分については、委員会を設置し、適正に行うとの報告があった。これらに対し、同社の対応状況について質疑があり、執行部は、水路に活性炭入りの土嚢を積んで雨水流出がないようにする、水路内の堆積土砂約四〇^トを除去し、保管すると答弁した。チッソ株式会社の説明責任、対応不足との指摘や早急に原因を特定すべきとの意見があり、工場のチェッ

ク体制の強化について要望が出された。

(2) 地球温暖化対策として、執行部から、平成一四年三月に認証取得したISO14001に適合する環境管理システムにより徹底し、環境基本計画や地球温暖化防止行動計画に掲げた施策や取り組みを推進する、環境ホルモンは、実態把握のため、公共用水域の水質調査を行うとの報告があった。

(3) ①高森町の不法投棄問題について、執行部から、二月の委員会で報告を受け現地を視察するなど、その改善状況を見守ったが、本定例会中の委員会では、現場の気候条件が厳しく、二月末現在で除去率一七・八％であるとの報告があった。これに対し、撤去の見込み、汚泥の搬出確認や排出事業者の責任および大分県との連携について質疑があり、三月末までの撤去は厳しいが、最大限努力をさせている、汚泥の搬出の監視、排出事業者の責任追及のための調査、実行行為者である処理業者への指導等について、大分県と連携して対応するとの答弁があった。関連して、土地所有者の責任を強化する規定を検討すべきとの意見が出された。②大津町瀬田裏の不法投棄について、執行部から、一月末に改善作業が完了したが、水質検査は継続する、八代市敷川内の改善事業は、用地交渉がまとまり、年度内の着工に向け準備を進めている、菊池市柏地区の産業廃棄物処理施設の設置問題は、引き続き協議していくとの報告があった。③公共関与の取り組みについて、平成一七年度中にも管理型最終処分場が不足する見込みで、公共関与の基本計画を今月中に策定し、一五年度は建設候補地の調査検討を行う予定との報告

があり、これに対し、一七年度中には処分場が逼迫し、廃棄物の減量化やリサイクルだけでは対応できず、県外持ち出しになるのではないかと、質疑があり、一七年度以降処分場が不足しないよう最大限努力したい、現時点では、県外への持ち出しは考えていないとの答弁があった。

(4) 水俣病対策について、執行部から、平成一四年度水俣湾魚介類の水銀調査結果および財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況等が報告された。チッソ株式会社の経営状況は、一二月の委員会で中間決算について報告があり、液品等の主力製品が好調であることや経費節減等により、経常利益が五三億円の見込みで、患者補償に支障を来さない状況だが、経営環境は厳しいとの報告があった。公的債務返済額の特例措置が平成一四年度で期限切れとなり、延長要望があり、自民党水俣問題小委員会が検討し、一二月二六日の国の連絡会議で、三年間期限が延長されたとの報告だった。水俣病認定業務については、法に基づく受診命令等を発した結果、未処分者が大幅に減少した、迅速かつ公正な業務推進に努めていくとの報告があった。

(5) 有明海・八代海の環境保全対策について、執行部から、有明海、八代海の水質の状況、ノリ不作等の関連調査の進捗状況、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の制定等について報告を受けた。特別措置法に基づく県計画策定は、すでに策定した総合計画の充実を図る方向で、国の基本方針の内容をすべて盛り込み、県独自の内容も盛り込む等の報告があった。これに対し、計画も大事だが、抜本的な原因究明

のため、原因を探り、徹底した対策を講じてほしいとの要望があった。

以上が審議された主な内容で、これまで継続されてきた付託調査事件の調査がこの定例会で終了することを決定した。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 第1号 平成14年度熊本県一般会計補正予算(第5号)
第19号 平成14年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)(先議分)

【説明・審議】補正予算の主な内容は、国の補正予算に対応した公共事業、社会福祉施設整備、交通安全施設整備の追加等であり、緊急地域雇用創出特別基金への一四億円の追加造成のために必要な経費等、国の当初予算に係る補助事業の内示増減や事業確定に伴う経費で、これらにより、一般会計の補正額としては二九億円の増額補正の結果、平成一四年度一般会計予算額は七、九九八億円となる。二月二〇日に上程され、各常任委員会に付託。委員会での審議は、二月二四日。本会議での各常任委員長報告は、二月二五日に行われた。

藤川隆夫厚生常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係四議案。審議の結果、付託議案はいずれも原案の通り可決することに決定した。

松田三郎経済常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係六議案。審議の結果、いずれも原案の通り可決または承認することに決定した。

井手順雄農林水産常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係四議案および条例関係一件。審議の結果、いずれも原案の通り可決することに決定した。

篠崎鐵男建設常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係議案四件、工事請負契約関係議案六件、専決処分報告および承認三件。審議の結果、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

小谷邦治文教治安常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係一議案。審議の結果、いずれも全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

長瀬恭祐総務常任副委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係五議案、条例等関係二議案。審議の結果、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

各常任委員長の報告後、一括して採択され、原案の通り可決された。

- (2) 第32号 平成15年度熊本県一般会計予算（第53号 平成15年度熊本県有料駐車場事業会計予算（後議分））

【説明・審議】平成一五年度の県税収入が一四年度当初予算に比べ八・五％の減少見込みの一、二八五億円の厳しい財政状況のため、一五年度予算の編成では、財政健全化計画に基づいた取り組みを進め、事務事業の見直しや再構築等を徹底したが、県税や地方交付税の減少の影響が大きく、残る一九一億円の財源不足額は、四基金一三五億円の取り崩しと、財政健全化債

五〇億円発行で収支均衡が図られた。その結果、予算額は、平成一四年度当初予算比較で三・四％の減七、六五二億円。その主な財源は、県税一、二八五億円、地方交付税二、四四一億円、国庫支出金一、三八九億円、諸収入四四四億円、県債一、二二二億円。二月二〇日に上程され、各常任委員会への付託は、二月二〇日で、委員会での審議は、三月一日、一二日で、本会議での各常任委員長報告は、三月一三日に行われた。

荒木義行厚生常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係四議案、条例関係一二議案および請願二件。福祉人材センターの運営事業の委託内容について質疑があり、県社会福祉協議会に委託して、福祉関係への就労の支援や社会福祉法人の職員の研修を実施、マネジメント研修や新任者研修などがネットワークづくりの場になっているとの答弁があった。女性のケア事業の趣旨について質疑があり、心の障害や妊娠葛藤を抱える女性のための新規事業で、保健師、助産師、心理療法士などを配置し、必要に応じて産婦人科等専門医につなぎたいとの答弁があった。子育て安心ヘルパー事業について、産後ハイリスクのある家庭の把握はどうするのかとの質疑があり、産後うつスクリーニング技法などの導入で早期発見に努め、市町村の保健師の早期訪問により把握したいとの答弁があった。里親制度の最近の動きについて質疑があり、これまでの養子縁組と養育のほか、児童虐待に絡み、専門的研修による専門里親制度が創設された、平成一五年度開催予定の全国里親大会で啓発を進めたいとの答弁があった。四月から県立自然公園や県自

然環境保全地域等の巡回が有償の指導員制度からボランティアの指導員制度になるが、これまで同様適切に取り組んでほしいとの要望があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成により原案のとおり可決することに決定した。

船田直大経済常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。

付託案件は、予算関係八議案。経営者協会等への雇用拡大の要請状況と採用状況について質疑があり、昨年一月に、商工会連合会、商工会議所連合会、経営者協会等に高校生の採用拡大を知事名で要請した、就職内定率は、一月末六四・九%と非常に厳しく、平成一五年度は新規事業で対応したいとの答弁があった。雇用拡大要請後の状況把握を行うよう要望があった。アスペクタについて、①収益事業でないなら存続させてはどうかとの質疑があり、年金資金運用基金に土地を返還する必要がある、施設の老朽化も進み、廃止せざるを得ないとの答弁があった。民間に運営を任せてはどうかとの質疑があり、収益を生む施設ではなく、民間では厳しいとの答弁があった。大河ドラマ「武蔵」の放映に関連して、武蔵ゆかりの霊巖洞、島田美術館は、例年に比べ二倍の観光客数である、岡山県等との連携について質疑があり、岡山、山口、熊本の三県共同で、東京のNHKや大阪での武蔵展を計画しており、民間旅行会社のバスツアー等も計画されているとの答弁があった。藤本発電所・荒瀬ダムの水利権更新等の対策の実施状況等の報告に関連して、国の費用負担を求めるための国会議員等を交えた協議会などの設置が必要ではないかとの質疑があり、今後、国、市町村、関

係機関等の協議会を組織し、対策を検討したい、国の助成も要望したいとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成により原案のとおり可決することに決定した。

坂田孝志農林水産常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係四議案および条例関係二件。有明海、八代海再生の事業に関連して、①水産振興関係の新規事業について質疑があり、有明四県によるクルマエビの共同放流のほか、新たな箇所での増殖場造成事業で、平成一四年度に比べ一億四、〇〇〇万円増の七億四、六〇〇万円を予算化しているとの答弁があった。②現時点の取り組み状況に関連した質疑があり、当面の重点的な対策では、一四年度からの覆砂事業等を一五年度も引き続き実施する、一四年一月に制定された有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律を受けた県計画を策定中で、今後新たな事業等を検討することになるとの答弁があった。くまもと木の住まいづくり推進事業について、木材の量はどの程度か、どれくらいいの建坪かとの質疑があり、一棟当たり一〇・五cm角の柱九〇本を上限に、四〇坪の建物等基本に想定との答弁があった。生産調整面積の配分について、一律に割り当てるやり方は見直すべきとの質疑があり、平成一五年度は国の割合を勘案したが、今後は、市町村と協議しながら農業団体等が作成する地域水田農業ビジョンと生産調整方針に基づき配分されるとの答弁があった。これらのほか、くまもと木の住まいづくり推進事業に関連して、生産流通関係で地産地消を推進する拠点的なものを立ち上げてほしいとの要望

があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成により原案のとおり可決することに決定した。

大西一史建設常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。

付託案件は、予算関係五議案、条例関係九議案。財政健全化計画等で削減されている公共事業について、どの事業項目に影響が表れているかとの質疑があり、執行額は平成一四年度比九五・七％で、主なものは河川関連事業が八六・二％で、一方、都市計画道路関係事業等が伸びているとの答弁があった。収用委員会の開催状況について質疑があり、毎月定例で一回開催のところ、重要な案件が多い昨今は、月二・四回のペースとの答弁があった。港湾ダイオキシン類対策事業について、先議案件も含め、事業内容、全体の事業規模と原因者負担についての質疑があり、先議案件は単県費で、汚染状況等を確定するための調査費、今回提案は補助事業で、その結果に基づき、事業設計等具体的対策を立てる経費に充てる、事業規模は、今後検討委員会を立ち上げ、具体的に詰める、費用負担は、環境審議会の中で原因者を特定し、関与の度合いに応じて対策費用を負担してもらうとの答弁があった。関連して、三月三十一日開催の委員会だが、もう少し早く開催すべき、原因者に厳しく対応すべきとの意見が出た。浚渫土砂の有効利用事業について質疑があり、百貫港の航路の砂分が多い土砂を環境改善用の覆砂に使えるかどうかの実験の事業で、良好な結果が得られれば、今後覆砂として利用したいとの答弁があった。釈迦院ダム建設計画について、費用対効果を考えると、中止も検討すべきとの意見が出さ

れたが、調査は今後も肅々と進めるとの答弁があった。第二空港線のクスノキについて、農作物被害や自動車事故、維持経費からも伐採を検討すべきとの意見が出され、平成一五年度から学識経験者を入れた検討会を設け、管理の方策を考えたいとの答弁があった。県営住宅の家賃滞納について、威圧的な滞納者への徴収姿勢に問題はないか、収納対策はどう進めるのかとの質疑があり、相手によって徴収姿勢に差はない、対応に問題のある滞納者には、関係機関とも協議しながら対応しているとの答弁があった。関連して、県営住宅の悪質な滞納者には、より強い態度で臨んではしいとの要望があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成により原案のとおり可決することに決定した。

早川英明文教治安常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係三議案、条例関係五議案および請願一件。今後建設する施設について、①県産材を活用しているかとの質疑があり、平成一四年度は五木駐在所等に使用した、一五年度も多く取り入れたい、事業計画の段階で県産材の使用に努めているとの答弁があった。②菊池高校の校舎建設での県産材の使用について質疑があり、建物が大規模で、木造は難しいが、一五年度の基本設計で、木材使用を考えたいとの答弁があった。セーフティーパトロール事業の具体的な内容について質疑があり、警備員六六人の犯罪発生多発地帯巡回で街頭犯罪を抑止しようという事業で、一府一二県で実施しており、九州では福岡県に次いで二番目との答弁があった。就職支援キャリアアドバイザー事業について、事業効果の質疑があり、平成

一四年度から四〇校に配置し、公立高校の就職内定率は対前年を少し上回った、配置校は就職率が厳しい学校だったが、アドバイザーの企業開拓で効果が上っているとの答弁があった。指導力不足教員等の研修について、具体的中身と課題は何かとの質疑があり、人間としてのあり方や人権感覚の向上等の六コースと課題研修を考えている、民間企業、福祉施設等での研修も考えている、課題としては、研修を受ける必要性をどう感じてもらうかが一番、と他県の関係者から聞いているとの答弁があった。県立高等学校の統合について、検討状況と今後の計画の質疑があり、平成一一年一二月の県立高等学校の教育整備推進協議会の報告に基づき、学校ごとに検討しているが、県立高等学校同士の統合は地元意見を聞きながら検討しているとの答弁があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成により原案のとおり可決することに決定した。

馬場成志総務常任委員長は、審査の経過とその結果を報告。付託案件は、予算関係五議案、条例等関係一二議案、請願三件。一般職の任期付研究員の採用について、どのような部署への配置かとの質疑があり、工業技術センター、農業研究センター等の試験研究機関との答弁があった。平成一五年度からの公用車の任意保険加入について、費用対効果を検討したのかとの質疑があり、事故被害者の早期救済、公用車の利用促進および交渉担当職員の心身の負担軽減、保険料、他県の動向等を総合的に判断したとの答弁があった。川辺川ダムに関する県の判断時期について、収用裁決の時期が山場との知事答弁に対して、議場

外ではタイムリミットではない、あと半年程度などの発言が出ている、これまでの県の統一見解との整合性について質疑があり、国は、収用裁決後、地元市町村長、議会、県議会、知事、討論集会の行方を見極めながら判断すると言っている、それまでに県の意見を集約するが、そのためには半年程度と考えているとの答弁があった。万日山について、今後どう利用するのかとの質疑があり、公園や住宅地としての活用可能性もあり、今後検討したいとの答弁があった。予算や事業についての検討内容や検討状況について、国は概算要求時から方針を示しているが、県は同様にできないのかとの質疑があり、今後、事業の具体化等では、執行部と県議会が情報の共有化や説明責任を果たし、結論に至る経緯も尊重しながら進めていきたいとの答弁があった。これらのほか、熊本市と周辺自治体との合併について、住民への情報提供が十分でない、広報等で徹底してほしいとの要望があった。審議の結果、付託議案は、全員賛成により原案のとおり可決することに決定した。

各常任委員長の報告後、一括して採決され、原案の通り可決された。

3 決算認定議案

- (1) 議案第16号 平成13年度一般会計歳入歳出決算および第17号から34号までの平成13年度各特別会計歳入歳出決算の認定について

【説明・審議】 二月定例会で決算特別委員会の継続審査事

件として付託された案件で、二月二五日、小早川宗一郎決算特別委員長から報告があった。決算の概要は、一般、特別両会計を合わせた歳入総額は九、一六二億二、八三七万九、〇二八円、歳出総額が八、八二二億九、八一一万二八円であり、差し引き三三九億三、〇二六万九、〇〇〇円。この額から翌年度へ繰り越すべき財源九四億九、九六一万四、七三七円を差し引くと、実質収支額は二四四億三、〇六五万四、二六三円の黒字だが、さらに、前年度の実質収支額を差し引いた実質単年度収支額は四億四、二六六万四、五四三円の赤字。一般会計の財源構成は自主財源が三四・二％、依存財源が六五・八％で、自主財源は前年度より一・八ポイント減少し、県税収入の前年度比一・五％減のほか、諸収入、地方消費税清算金等のほとんどで対前年度を下回っていた。一般会計の歳出は、予算現額九、〇七九億八、〇八五万三、七一六円に対し、支出済み額八、四四四億一、五六七万五、九七六円で、執行率九三・〇％、差し引き六三三億六、五〇〇万円余の残額だった。このうち、五五七億八、八〇〇万円余が不測の日時を要したことによる翌年度へ繰り越し、七七億七、六〇〇万円余が不用額だった。そして、歳入確保と予算執行上の問題点、施策推進上改善または検討を要する事項等を指摘して、最後に、結論として次のように述べた。慎重に審査を重ねた結果、全員賛成をもって、それぞれ認定することに決定した。

4 条例等議案

- (1) 議案第55号 熊本県一般職の任期付職員採用等に関する条例の制定について

【説明】 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、地方公務員法、地方公営企業法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、高度の専門的な知識経験や優れた識見を有する者を選考により一定の期間従事させるための必要な事項を定めるための条例案である。

- (2) 議案第56号 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の制定について

【説明】 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律、地方公務員法の規定に基づき、研究業績等によりとくに優れた研究者と認められている者や、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を選考により一定の期間熊本県の公設試験研究機関の研究業務に従事させるための必要な事項を定めるための条例案である。

- (3) 議案第65号 熊本県婦人相談所条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 配偶者やパートナーからの暴力や離婚問題、ストーカー被害、妊娠、不妊等の悩みを持つ女性からの相談に対応するための熊本県婦人相談所の名称が女性相談センターに変更されたことを受けて、題名、第二条、第三条、第四条中の熊本県婦人相談所を女性相談センターに改めるための改正案である。

- (4) 議案第85号 熊本県砂防指定地管理条例の制定について
- 【説明】 砂防法、砂防法施行規程の規定に基づき、砂防指定

地の管理について、必要な事項を定めるための条例案である。
【審議】 各常任委員会での審議の結果、全員異議なく、原案の通り可決された。

5 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
14・3・4	「小規模特養」の増床に関する請願	坂本哲志 小谷邦治 松田三郎
15・2・20	「被用者保険3割自己負担の実施凍結」などを求める意見書提出についての請願	池田定行 古閑三博 藤川隆夫
15・2・28	「健康保険本人の3割負担の凍結、見直し」を求める意見書採択の請願	岩中伸司
14・9・19	海路口・川口天明新漁港に関する請願	村上寅美 井手順雄
15・2・25	小学校1年生の35人学級の実現を求める請願	坂本哲志 船田直大
14・9・19	川辺川ダム本体の早期着工に関する請願	松村三郎
14・12・10	川辺川ダム建設事業の促進に関する請願	松村昭 松田三郎